

東京大学大学院総合文化研究科博士学位請求論文

# 三聖界選帝侯領における魔女迫害の構造比較

---

ポリツァイと請願を中心に

小林 繁子

序章 .....	5
序-1. 魔女迫害史研究の意義と目的 .....	5
序-2. 研究状況の概観 .....	8
序-3. 対象地域 .....	16
序-4. 史料および方法論 .....	18
序-4-1. 請願状 .....	20
序-4-1-1. 請願状をめぐる研究 .....	20
序-4-1-2. 魔女迫害史研究における請願状 .....	22
序-4-1-3. 請願史料の特性 .....	24
序-4-2. ポリツァイ条令 .....	26
序-4-2-1. ポリツァイ研究の動向 .....	27
序-4-2-2. 魔女迫害に関わるポリツァイ条令 .....	29
序-4. 小括 .....	29
第一部 .....	31
第一章 三聖界選帝侯領の司法・行政制度 .....	32
1-1. 領域と行政管区 .....	32
1-1-1. トリーア選帝侯領 .....	33
1-1-2. ケルン選帝侯領 .....	35
1-1-3. マインツ選帝侯領 .....	37
1-2. 行政・司法と在地役人 .....	39
1-2-1. トリーア選帝侯領 .....	40
1-2-2. ケルン選帝侯領 .....	44
1-2-3. マインツ選帝侯領 .....	47
1-3. 小括 .....	49
第二章 魔女迫害の時間的・地理的分布 .....	51
2-1. トリーア選帝侯領 .....	51
2-1-1. 初期の魔女迫害 .....	51
2-1-2. 迫害の最盛期 .....	53
2-1-3. 迫害の第二波 .....	57
2-1-4. 迫害の収束へ .....	58
2-2. ケルン選帝侯領 .....	59
2-2-1. 初期の魔女裁判とペーター・シュトゥンプ事件 .....	59
2-2-2. 大規模迫害の開始 .....	63
2-2-3. 迫害の最盛期：1628～1631年 .....	64
2-3. マインツ選帝侯領 .....	67
2-3-1. 迫害の第一波：1590年代の上管区 .....	67

2-3-2. 迫害の第二・第三波.....	68
2-3-3. 迫害の第四期から収束へ.....	72
2-4. 魔女迫害の背景.....	73
2-4-1. 悪魔学と魔女観念の成立.....	74
2-4-2. 法的背景：異端審問との連続性.....	79
2-4-3. 宗教改革のインパクト.....	82
2-5. 小括.....	86
第三章 魔女迫害の実相.....	88
3-1. 誰が迫害されたのか？.....	88
3-1-1. 犠牲者の性別.....	88
3-1-2. 犠牲者の社会的地位.....	90
3-2. 迫害の動機.....	93
3-3. 迫害者は誰か？.....	100
3-3-1. 選帝侯の役割.....	100
3-3-2. 大学法学部による鑑定.....	104
3-3-3. 聖職者の役割.....	106
3-4. 小括.....	111
第二部.....	113
第四章 在地における裁判実践.....	114
4-1. カール5世刑事裁判令の受容.....	114
4-2. トリーア選帝侯領.....	116
4-2-1. 魔女裁判法令（1591年）.....	116
4-2-2. 委員会の活動.....	119
4-2-2-1. 委員会の任務.....	120
4-2-2-2. コッヘム市の事例.....	123
4-3. ケルン選帝侯領.....	126
4-3-1. 魔女裁判法令（1607年）.....	126
4-3-2. 魔女裁判監督官による裁判開始.....	130
4-3-2-1. ハイน์リヒ・シュルトハイス.....	131
4-3-2-2. カスパー・ラインハルト.....	133
4-3-2-3. フランツ・ブイルマン.....	135
4-3-3. 魔女裁判監督官の実態.....	138
4-4. マインツ選帝侯領.....	140
4-4-1. 尋問項目（1612年）.....	140
4-4-2. 請願状による裁判の開始.....	144
4-4-2-1. オーバーローデン.....	144

4-4-2-2 a. ディーブルク：1590年代の魔女裁判.....	151
4-4-2-2 b. 1627年の魔女裁判.....	153
4-4-2-2 c. 三十年戦争後の請願事例.....	156
4-5. 小括.....	164
第五章 弁護と抵抗.....	167
5-1. 弁護・抵抗の戦略.....	167
5-2. 請願状による弁護.....	169
5-2-1. 訴訟開始前.....	170
5-2-2. 裁判開始後の請願.....	173
5-2-3. 裁判後の請願.....	179
5-3. 帝室裁判所への上訴.....	182
5-3-1. 帝室裁判所の管轄.....	182
5-3-2. 上訴の事例.....	184
5-4. 小括.....	188
第六章 裁判費用をめぐる.....	192
6-1. トリーア選帝侯領.....	193
6-1-1. 報酬規定（トリーア選帝侯領・1630年）.....	193
6-1-2. 委員会の経済的機能.....	196
6-2. ケルン選帝侯領.....	199
6-2-1. 財産没収及び報酬規定（ケルン選帝侯領・1628年）.....	199
6-2-2. 魔女裁判の経済.....	202
6-3. マインツ選帝侯領.....	205
6-3-1. 財産没収規定（1612年・二月条令）.....	205
6-3-2. 財産没収規定（1612年・四月条令）.....	208
6-3-3. 報酬規定（マインツ選帝侯領・1612年）.....	209
6-3-4. 裁判費用をめぐる請願.....	214
6-4. 小括.....	217
おわりに—総括と展望.....	219
I.....	219
II.....	220
(1) 共同体—地方役人—領邦君主の関係.....	220
(2) 各選帝侯領におけるポリツァイの特色.....	222
(3) 請願とポリツァイ.....	223
引用史料・文献一覧.....	228

附録史料

## 序章

### 序－1．魔女迫害史研究の意義と目的

魔術という観念は中近世ヨーロッパに限らず、文化普遍的に存在する。エヴァンズ＝プリチャードの東アフリカ・アザンデ族に関する古典的な研究によれば、魔術は農民社会において日常的な存在であった。因果関係では説明できない偶然の不幸は他者による妖術がもたらしたものと解釈され、ウィッチ・ドクターの託宣によって原因となった人物が探し出された。たとえその人物に不幸をもたらそうとする意図がなかったとしても彼は儀式を行い、術を解かねばならない。誰しもが望まずして他人に不幸をもたらす存在になりうるからこそ、妖術の原因となった人物を罰するのではなく妖術は儀式によって中和される。そうすることによって、傷つけられた社会的関係は再び修復されるのである<sup>1</sup>。ここでは魔術は中立的な、社会的コミュニケーションの一部となっている。

他方で、魔術や妖術にネガティブな意味づけを与える文化も少なくない。ヨーロッパの多くの地域で他者に害悪をもたらす魔術・妖術を施した者は、その呪いの解除、追放、果ては処刑にいたるまで様々な制裁を受けた。しかし、ベーリンガーが指摘するように、ヨーロッパ史を通してみれば、魔術が厳密な意味で非合法であった時代は1430年から1780年の350年間とごく限られている。16-17世紀という啓蒙の時代の幕開けにキリスト教圏、とりわけ神聖ローマ帝国において組織的な大規模魔女迫害が起こったことは世界史的にも特異なことであると言わねばならない<sup>2</sup>。

ショアマンは中世以来の妖術使い裁判 *Zaubererprozess* と魔女裁判 *Hexenprozess* を区別し、魔女裁判を「悪魔との契約」「悪魔との性的結合」他者に損害を与える「害悪魔術」、そして「サバト（＝魔女集会）への参加」という四つの柱で定義する。実質的な損害・害悪に主眼が置かれていた妖術裁判と決定的に異なるのは、この「悪魔との関わり」の強調である。これは、サバトという観念から魔女が集団で悪事を行うという考えにつながり、ひいては共犯者の名を自白するよう強要する連鎖的裁判の根本的原因ともなった<sup>3</sup>。この魔女裁判の柱となった「魔女教理」は15世紀に完成した。他方で、16世紀にはカール五世刑事裁判令（カロリナ）という近代刑法の萌芽ともいえる帝国法が成立している。そして、神聖ローマ帝国において魔女迫害が最も猛威をふるったのは、帝国における一貫した刑事裁判の秩序が築かれようとしていたのと同時期であった。魔女迫害は、宗教改革を経て各領邦が独自の支配を強め領邦国家体制が成立する過程において、民衆世界に息づく伝統的な魔術的世界観の中から生じ、世俗の刑事裁判という国家的装置を用いて実現されたのである。魔女迫害への問いかけは、人類に普遍的な超自然的なるものへの向き合い方と、近世ヨーロッパにおいて展開し、地域ごとに様々な様相を示すキリスト教と政治・司法制度との絡み合いという独自の現象を同時に照射するものとなる。伝統的な魔術的世界観と、近世的国家建設の営みとが会うところに生じた魔女迫害への眼差しは、近世という時代そのものの特質を問うことにもなるのである。

<sup>1</sup> E. E. エヴァンズ＝プリチャード著、向井元子訳『アザンデ人の世界—妖術・託宣・呪術』みすず書房、2001年。

<sup>2</sup> Wolfgang Behringer, *Hexen. Glaube, Verfolgung, Vermarktung*, 4. Auflage, München 2005, S. 32-74.

<sup>3</sup> Gerhard Schormann, *Hexenprozesse in Deutschland*, Göttingen 1981 (以下 Schormann, *Hexenprozesse in Deutschland*), S. 22-29; ders., *Der Krieg gegen die Hexen. Das Ausrottungsprogramm des Kurfürsten von Köln*, Göttingen 1991 (以下 Schormann, *Der Krieg*), S. 14.

それゆえに、魔女迫害史研究の焦点には、近世的支配の実態、法の実践、社会的諸関係における紛争を含めたコミュニケーションのあり方がすえられるようになった。魔女裁判が近世に行われたことに対する一つの解釈として、近代国家形成の動きが魔女裁判と関連付けて論じられているのである<sup>4</sup>。国家形成とは、単純化して言うならば次のような過程である。「国家」以前にはローカルな人的結合に基づく職掌未分化の機構、例えば都市参事会が統治する都市共同体、貴族家門の支配する裁判領主制などが存在した。これらは長い伝統の中で自律的に機能し、共同体内部の秩序維持から他共同体との折衝に至るまで広範囲の役割を果たしてきた。しかし人口が増加し、社会生活の在り方が多様化・複雑化するに従い、求められる機能もより専門化していく中、持てる人的・物的資源を最も効率よく利用するために、上位のシステムである「国家」による制裁・秩序維持の能力が大きな影響力を持つようになる。すなわち「国家形成」とは、地域ごとの社会的・文化的文脈にとらわれない普遍性に基づく専門分化した官僚機構である「国家」により、古いシステムが調整・統合、そして支配されるに至る過程といえることができる<sup>5</sup>。「国家」なるものに至るプロセスには多くのアクターが参与し、その中で民衆もまた少なからぬ意義を与えられている。

マックス・ウェーバーの理解に従えば、この近代国家＝合理的支配形成のプロセスにとりわけ重要なのは次の要素である<sup>6</sup>。一つ目は専門分化した官僚的な支配機構の成立、すなわち支配装置の制度化である。本研究が対象とする 16-17 世紀にも、未分化であった様々な行政課題の管轄が次第に明らかになっていき、それによって併存していた多種多様な裁判所も管轄案件ごとにその機能を制限されるようになる。もちろんその過程においては課題の重複、管轄をめぐる対立も生じた。魔女裁判においても、在地の裁判所と遠隔地の上級裁判所、さらには宮廷顧問会などの中央機関との微妙な駆け引きが見られる。魔女裁判はこれら機関が相互に影響を与えあいながら形成する過程にどのように関与したのだろうか。また、支配機構の一部としての中間権力の存在も重要なテーマである。ここで言う「中間権力」とは、先に示したところの都市参事会、貴族家門の支配する領主制など、中世において自律的な人的支配を行ってきた機構を指している。これら中間権力（中間的諸権力）は近世に至っては上位権力（ここでは領主権力）の存在を前提としそれに従属しつつも、中世以来の裁判権に基づいた紛争解決機能を持ち、さらに領邦レベルでの一般的な行為規範を自らの被治者に遵守させることを義務とする執行機関となった<sup>7</sup>。近世領邦国家において支配が貫徹されるかどうかは、民衆と領主など中央レベルの機関の結節点に立つ、在地領主、在地役人、あるいは都市参事会などの在地支配機構の関心のあり方と行為とにかかっていた。魔女迫害においても、この在地支配者の果たした役割は看過しえない。

二つ目は支配者による支配の正当性獲得である。支配の正当性は近世においては法がその基盤となりつつあった。支配者の肉体が支配を具現するのではなく、立法と契約によって、支配が正当化されるよ

<sup>4</sup> このような問題関心からすでに二つの論文集が編まれている。Rita Voltmer (Hg.), *Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis*, Trier 2005; Johannes Dillinger / Jürgen Michael Schmidt / Dieter R. Bauer (Hg.), *Hexenprozess und Staatsbildung*, Bielefeld 2008.

<sup>5</sup> Johannes Dillinger, *Hexerei und entstehende Staatlichkeit*, in: Johannes Dillinger / Jürgen Michael Schmidt / Dieter R. Bauer (Hg.), *Hexenprozess und Staatsbildung*, Bielefeld 2008, S. 1-24, hier S. 4f.

<sup>6</sup> マックス・ウェーバー著、世良晃四郎訳『支配の諸類型』創文社、1970年（以下、ウェーバー『諸類型』）、13-32頁。

<sup>7</sup> 神寶秀夫「ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力—領邦都市マインツの場合—（上）」『史淵』137号(2000)、141-157頁、特に145—147頁。

うになるのである。法により暴力を独占／統制し、逸脱行為に制裁を加え、臣民の安寧を保障することは支配者に与えられた任務であり、それを遂行する限りにおいてその支配は正当とされた<sup>8</sup>。君主は自らにも遵法という制限を設け、法による支配をその正当性のよりどころとする一方で、本研究で後に見ていくように法の枠外での支配実践も放棄されてはいなかった。法ではなく、君主その人が決定権を握る「恩赦」という制度がそれに当たる。したがって、民衆の側もまた時には法の枠外で、君主の「慈悲」に活路を求めることができたのである。「君主の慈悲において魔女という害悪の撲滅を乞う」というレトリックは、民衆側からの働きかけの中に繰り返し現れる。魔女迫害をめぐるのは、君主と自身の支配に対する君主の自己理解、さらに君主の支配に向き合い、時にそれを利用しようとする民衆の姿が表れてくるのである。

法を実践する機関として裁判所は重要であった。このテーマに関して、近年の研究においては「司法の利用」という概念が用いられている。この概念の提唱者であるマルティン・ディングスは、「司法の利用」を「同時代人の裁判所との付き合い方」として広く定義している。近世民衆は裁判を当局が提供する一種のサービスと捉えていた一方、裁判所の方もまた民衆にどのような需要があるかに応じて自らの役割を規定したのだという<sup>9</sup>。16世紀、共同体に担われてきた流血裁判権が徐々に君主権力に吸い上げられていく中で、臣民たちは自らの判断と戦略に従い裁判所を利用することにより裁判制度の浸透と確立を助け、またそれを通じて支配構造の変化に参加することとなったのである。魔女裁判もまた、多くは民衆からの求めによるものであり、それも民衆の自力制裁としての私刑に訴えるのではなく、君主の提供する裁判という枠組みを用いようとするものであった。その意味では、魔女裁判も民衆の「司法利用」の舞台となりえた。

このように提起された視角からは、近世の「支配」はウェーバー的な定義とは異なる様相を示す。ウェーバーは、支配について次のように定義する。『『支配者』の表示された意思（『命令』）が、他の（一人または数人の『被支配者』の）行動に影響をおよぼそうとし、また事実、この行動が、…あたかも被支配者がこの命令の内容を、それが命令であるというこの自体の故に、自分たちの行動の格率としたかのごとくに、行われる（『服従』）というほどに、影響をおよぼしているという事態』である<sup>10</sup>。近世の領邦君主は実際にはしばしば命令を遂行させることができなかったが、彼らは臣民に対して全く支配を及ぼしていなかったのだろうか。近世的な支配は、この理解とは異なる形で存在していたと考えるべきではないだろうか。

近世の民衆がいかに君主の支配に対して自主的な行動の余地を持っていたのかを考えるには、アルフ・リュトケによる支配の理解が助けになるだろう。リュトケは社会的実践としての支配を一つの「力場」と理解する。ここでは、支配する側とされる側という二極化ではなく、支配する側の中にある差異と同時に、支配される側の内部的差異にも目が向けられた。その力場の中では、二極化されていない複数のアクターが互いに関係を生じさせ、ぶつかり合い摩擦を生じ、時には協力しあい、時には互い

<sup>8</sup> ウェーバー『諸類型』、13-14頁。

<sup>9</sup> Martin Dinges, Justiznutzungen als soziale Kontrolle in der Frühen Neuzeit, in: Andreas Blauert / Gerd Schwerhoff (Hg.), *Kriminalitätsgeschichte. Beiträge zur Sozial- und Kulturgeschichte der Vormoderne*, UVK 2000, S. 503-544, hier S. 505. またこの概念については池田利昭『中世後期ドイツの犯罪と刑罰—ニュルンベルクの暴力紛争を中心に』北海道大学出版会、2010年（以下、池田『犯罪と刑罰』）、9-11頁によく整理されている。

<sup>10</sup> マックス・ウェーバー著、世良晃四郎訳『支配の社会学I』創文社、1960年、545頁。

を無視するなど多様な関わりを重ねていく<sup>11</sup>。ここで想定されているのは、ピエール・ブルデューの提起したような、「なかば無意識でありながら構造の再生産への多様な適合行動を含んで展開される」実践である<sup>12</sup>。社会的な規範と個人の経験的な感性が結びつく時、それが新たな行動規範として獲得され、またさらに実践されていく。この過程においては一方的な命令によってではなく、互いに相手の行為を知覚し、自らの経験と規範に照らした上で、次の行為オプションが規定されていくのである。すなわち本研究の地平にこの実践概念が適用されうるとすれば、裁判実践を含む近世の社会的行動においては、支配者である領邦君主のみならず、その支配を仲介する役人、書記、裁判領主、貴族、都市支配層、都市民、農民、それぞれがそれぞれの行為オプションの条件付けを行っているといえることができるのである。同様の趣旨からダグマール・フライストは『文化的プロセスとしての国家形成』と題する編著の導入部において国家形成の過程を動的に捉えることを提唱する。異なる価値観や経験、伝統を有する集団はそれぞれ多様な行動様式を形作り、それら異なる行動様式が同時に働くことによって、また別の政治文化が生み出される。行為と行為の相互作用がさらに新しい行動規範を生むのだという<sup>13</sup>。

このように近世社会における「支配」を多様な行動様式や価値観を持つ複数の主体による相互作用として捉えるならば、魔女迫害に見て取るべきは、単に「裁く者」と「裁かれる者」の二者対立ではなく、多様な行為者による対立や裁判も含めた対話とその相互作用である。迫害を求めるのは時に民衆そのものであった。支配の媒介者たる在地の役人も、時には民衆に迎合し、時には君主の指示を仰ぐ。領邦君主も魔女迫害を自明の使命としつつ、無軌道な迫害を抑えるために様々な対応を行った。魔女迫害研究は、政治、行政、司法制度の展開すなわち国家形成の動きと民衆や支配者の心性と行動様式の転換といった問題を、ある特定の社会的背景の中で具体的に再構成しようとする試みなのである。それは、具体的な立法の内容や裁判権の制度的発展とローマ法継受、ないしは指導的エリートの役割などに集中してきた伝統的な研究が取りこぼしてきた、対話と交渉によって展開する支配の構造を明らかにすることに寄与するだろう。

## 序－２．研究状況の概観

魔女研究の歴史は長く、その研究の蓄積は膨大である。歴史学的関心に基づく研究に限っても、魔女研究は書物の洪水を生み出している。ベーリンガーが 200 頁にわたる研究史を書き、ノイゲバウアー・ヴェルクが「ジャングル」と称したこの領域の研究動向を見通すことは並大抵のことではない。19 世紀の古典的研究も含めた長大な研究史についてはすでに邦語を含めいくつかの論稿があるが<sup>14</sup>、毎年のよう

---

<sup>11</sup> Alf Lüdtke, *Herrschaft als soziale Praxis*, in: ders.(Hg.), *Herrschaft als soziale Praxis. Historische und sozialanthropologische Studien*, Göttingen 1991, S. 9-63. 「力場」概念については特に S. 12-18.

<sup>12</sup> 宮島喬『文化的再生産の社会学—ブルデュー理論からの展開』藤原書店、1994年、132頁より引用。ブルデューの「実践（プラティック）」と「ハビトゥス」概念については同書と並び、石井洋二郎『差異と欲望—ブルデュー『ディスタンクシオン』を読む』藤原書店、1993年、125-180頁を参照。

<sup>13</sup> Dagmar Freist, *Einleitung*, in: Ronald G. Asch / D. Freist (Hg), *Staatsbildung als kultureller Prozess. Strukturwandel und Legitimation von Herrschaft in der Frühen Neuzeit*, Köln / Weimar / Wien 2005, S. 1-47, hier S. 40f.

<sup>14</sup> 魔女迫害研究史については以下の論考を参照。Wolfgang Behringer, *Geschichte der Hexenforschung*, in: Sönke Lorenz (Hg.), *Wider alle Hexerei und Teufelswerk. Die europäische Hexenverfolgung und ihre Auswirkungen auf Südwestdeutschland*, Ostfildern 2004, S. 485-668 (以下、Behringer, *Geschichte der Hexenforschung*); Monika



に研究書が量産されていることを鑑みれば、これら研究史整理との重複を避けながら 21 世紀に入ってから研究動向を再度ここで確認することには大いに意義があるだろう。

19 世紀の古典的な魔女迫害研究は、とりわけ啓蒙と迷信の打破に向けられた。啓蒙的合理主義の下で魔術は「空想」、魔女迫害で魔女とされた人々是一部の法曹と聖職者の妄想の被害者という解釈をされている<sup>15</sup>。とりわけゾルダンが 1843 年に出版した『魔女迫害の歴史』<sup>16</sup>において、魔女迫害を史料に基づいた実証歴史学の対象として取り上げたことも重要である。比較的新しい研究においてもこのゾルダン・パラダイムがしばしば言及されるのも、彼の広範な史料調査と膨大な文献に基づく実証的な議論への信頼ゆえであろう<sup>17</sup>。ゾルダンはゲルマン的伝統と魔女の連続性を主張したグリムとは異なり、魔術的なものの起源を古代地中海世界に求めている。ゾルダンがルター派という立場にも関わらず魔女迫害をカトリック教会に限定せずキリスト教的現象と捉えたのに対し、1880 年にヘッペによって編纂され、大幅な改訂を経た『魔女迫害の歴史』<sup>18</sup>では、当時のプロイセンにおける文化闘争が色濃く反映され、魔女裁判の責任はカトリック教会にあるとする姿勢がはっきりと示されている。さらに半世紀を経て、歴史学としての魔女研究を飛躍的に進展させたのはハンゼンである。1500 に及ぶ重要な同時代史料を編纂し、さらに註解を施した彼の浩瀚な史料集は今日に至るまで魔女研究の最重要業績の一つに数えられる<sup>19</sup>。カトリック教会が異端審問の流れから魔女教理というドグマを完成させ、それが世俗裁判所の中で受け入れられたことから大迫害が始まるというテーゼはその後も長く受け入れられていくことになる。

第三帝国の時代には、魔女はキリスト教以前のゲルマン的伝統に位置づけられ、民俗学、歴史学の研究対象として注目を集めた。そこではオリエント、すなわち非ゲルマン的伝統に由来するキリスト教教会を魔女迫害の犯人とすることで、ゲルマン民族の連続性と純粋性という神話が確立されたという<sup>20</sup>。他

---

Neugebauer-Wölk, Wege aus dem Dschungel. Betrachtungen zur Hexenforschung, in: *Geschichte und Gesellschaft* 29, H. 2 (2003), S. 316-347; Rita Voltmer, Netzwerk, Denkkollektiv oder Dschungel? Moderne Hexenforschung zwischen "global history" und Regionalgeschichte, Populärhistorie und Grundlagenforschung, in: *ZHF* 34/3 (2007), S. 467-507. 邦語ではすでに 1986 年に井上正美氏、さらに 1997 年に牟田和男氏によって詳細な研究動向の紹介がなされている。浜林正夫・井上正美『魔女狩り』教育社、1986 年、225-240 頁; 牟田和男「魔女狩りの研究史と現状」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997 年、315-345 頁。

<sup>15</sup> Jaana Eichhorn, *Geschichtswissenschaft zwischen Tradition und Innovation. Diskurse, Institutionen und Machtstrukturen der bundesdeutschen Frühneuzeitforschung*, Göttingen 2006 (以下 Eichhorn), S. 252. アイヒホルンはこの史学史研究書の中で第五章を魔女研究に割いている。S. 251-310.

<sup>16</sup> 注 18 を参照。

<sup>17</sup> Behringer, *Geschichte der Hexenforschung*, S. 522.

<sup>18</sup> Wilhelm G. Soldan / Heinrich Heppel, *Geschichte der Hexenprozesse*. Neugearbeitet und herausgegeben von Max Bauer, 3. Aufl., Hanau 1911. またこの著作についてのベーリンガーのコメントも参照。Behringer, *Geschichte der Hexenforschung*, S. 529.

<sup>19</sup> Joseph Hansen, *Quellen und Untersuchungen zur Geschichte der Hexenwahn*, Bonn 1901 (以下、Hansen, *Quellen*). なおハンゼンのこれまた膨大な参考文献の中にはミシュレは含まれていない。徹頭徹尾実証を旨とするハンゼンにとって、史料の不足を想像力で補うミシュレは批判の対象とすらならなかった。ジュール・ミシュレ著、篠田浩一郎訳『魔女(上)(下)』岩波書店、1983 年(以下、ミシュレ)とこれに対するベーリンガーのコメントを参照。Behringer, *Geschichte der Hexenforschung*, S. 538.

<sup>20</sup> 親衛隊長ヒムラーが「魔女特務班 H(exen)-Sonderauftrag」を率いて魔女研究を進めたことはよく知られており、論文集も出版されている(筆者未見)。Sönke Lorenz / Dieter R. Bauer / Wolfgang Behringer / Jürgen Michael Schmidt (Hg.), *Himmlers Hexenkartothek. Das Interesse des Nationalsozialismus an der Hexenverfolgung*, Bielefeld

方、女性運動の高まる 70 年代には魔女は再び無実の罪で権力から迫害される抑圧された女性のシンボルとして受容されるようになった<sup>21</sup>。「魔女問題に関する多様な意味づけはその時代に特有のものである。すなわちその問題提起は著者一人に帰せられるものではなく、時代解釈、政治的哲学的な基本姿勢などその時代のものの見方を反映しており、その著者個人を超えて、社会政治的な関係性を持つのだ」<sup>22</sup>。シーアのこの鋭い提言は、第三帝国における民俗学、歴史学の在り方に激しい反省を迫るとともに、魔女問題に限らず歴史学に従事する全ての人間に突き付けられたものであろう<sup>23</sup>。

他方、魔女迫害は教会のみならず世俗当局によっても後押しされた民衆文化に対する「上からの規律化」と解釈された。エストライヒによって提唱された「社会的規律化 *Sozialdisziplinierung*」論が魔女迫害史においても適用されたと言えよう。エストライヒは絶対主義時代における国家のポリツァイによる公的領域および私的生活領域への統制、および新たな社会モデルのための広範囲に及ぶ干渉を念頭に「社会的規律化」という言葉を用いた。社会的規律化は外面的な制度にとどまらず、人間の精神的・倫理的および心理的構造にも影響を及ぼし、異なる身分や職業団体を包み込んで内面的に規律化された近代人の原型を形成したという<sup>24</sup>。この「社会的規律化」は、近世の歴史的発展過程において魔女迫害現象を解釈する上でも重要な概念となった。

例えば、ミュンブレンドは魔女迫害を社会的規律化の一断面と見た。彼はフランス王国において魔女迫害が発生した 1580 年から 1660 年の時期を、社会的・宗教的危機の時代と位置づけた上で、細分化された社会が一様で均質的なものに統合されていく過程の中に、魔女迫害を見ている。中世において特定の観念、思考様式、実践的な行為から発展した民衆文化は、魔術的手段を含みつつ、16 世紀までその価値を保ち続けた。民衆にとって魔術とは、不合理ではあるものの、日々の不安を克服しながら生活を生き抜く、首尾一貫した戦略として有効性を持っていたのである。しかしそれらも 17 世紀には宗教改革と反宗教改革に端を発するキリスト教的倫理の浸透、絶対主義国家による規律化という強制的な「文化変容」に巻き込まれる。この二重の征服過程、すなわちキリスト教化と君主権力の浸透は、農民の古

---

2000. この論文集については牟田氏による邦語の紹介がある。牟田和男「書評：ヒムラーの魔女カードボックス - 国家社会主義の魔女迫害への関心」『新しい歴史学のために』2007 年度(3) (2008)、23-28 頁を参照。また国家社会主義時代の民俗学、歴史学による魔女研究については Barbara Schier, *Hexenwahn und Hexenverfolgung. Rezeption und politische Zurichtung eines kulturwissenschaftlichen Themas im Dritten Reich*, in: *Bayerisches Jahrbuch für Volkskunde* (1990), S. 43- 115 (以下 Schier)を参照。

<sup>21</sup> 女性解放運動にとって、(歴史的事実をさておいても)「魔女」が産婆や治療者、「賢い女」として描かれ、「魔女」として葬り去られてきた無名の女性たちが復権されることは、男性的価値観に抑圧されてきた現代の女性の解放と直接的に結びつけられた。「産婆＝魔女説」とその時代的背景について Eichhorn, S. 258f; S. 286- 291; S. 291-303. 代表的な「産婆＝魔女説」の著作として Gunner Heinsohn / Otto Steiger, *Die Vernichtung der Weisen Frauen*, Herbstein 1985. これに対する歴史的魔女研究の側からの批判として Rita Voltmer, *Hebammen-Mythos. Oder: Von den Chancen, Ergebnisse der modernen Hexenforschung zu popularisieren*, in: *GWU* 56 (2005), S. 20-30; Walter Rummel, "Weise" Frauen und "weise" Männer im Kampf gegen Hexerei. Die Widerlegung einer modernen Fabel, in: *historicum.net*

URL: [http://www.historicum.net/no\\_cache/persistent/artikel/820/](http://www.historicum.net/no_cache/persistent/artikel/820/) (2013 年 7 月 21 日アクセス)などがある。

<sup>22</sup> Schier, S. 46.

<sup>23</sup> Eichhorn, S. 252.

<sup>24</sup> ゲルハルト・エストライヒ著、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982 年、245 頁以下を参照。また「ポリツァイ」はエストライヒの議論に限らず、近世世界を理解する上で不可欠な要素である。この翻訳不可能な概念とそれをめぐる研究視座については序章第 4 節－2 で扱う。

い世界観と反抗の力を薪の山によって象徴的に破壊したのである。その背景にはまた共同体内部の格差拡大による緊張関係の高まりがあったとし、新しい価値観を受け入れた農村の上層階級も魔女裁判に関与したという。すなわち一方では農村を文化的・宗教的・政治的に征服する過程が、他方では農村共同体の社会経済的変化が並行して生じたのであり、この両現象が劇的に働いた地域が魔女妄想の温床となったのだという。ミュシャンプレッドは社会が異端的なものと正統的なものを再定義する過程で、社会的危険分子とみなされたのが魔術また魔術を用いる魔女だったのであり、魔女裁判は「文化変容」の副産物だった、とする<sup>25</sup>。

しかし民衆文化対エリート文化という単純な二極化は後の批判の対象となった。アイデンはミュシャンプレッドの指す「エリート」の範疇には暗黙のうちに国王からローカルな、時として文盲の裁判官までが含まれていることを指摘し、ミュシャンプレッドがエリート層内部の差異を等閑視することを批判する<sup>26</sup>。「エリート」という明確に特定しがたい集団を設定することは、行為の主体が、歴史家の恣意によってその都度変えられてしまう危険をはらんでいる。ロートリンゲンを調査したブリッグスもまた、ミュシャンプレッドのエリートによる規律化説あるいは宗教対立・身分間の葛藤という説明を退けている。悪魔学者は熱心に魔女迫害を説いたものの、しばしば彼らの訴えに誰も耳を傾けないことをこぼしており、彼らの熱心な論議がエリートの共通理解であったとはとても言いがたいとしている。さらに農村で連鎖的な裁判が起こる場合、しばしばローカルな裁判所で素人が裁判官を務めた場合が多く、逆に学識法曹が法廷を占めたパリ高等法院では迫害が抑えられたという。ブリッグスは迫害の前提は害悪を与える魔女の実在に対する人々の信仰であり、魔女に対する法的措置が可能となれば当然それに対する迫害が起こるとした上で、むしろ重要なのはなぜ迫害が起こったかということよりも、なぜそれ以前には起こらなかったか、またなぜある地域では迫害が抑えられたのか、という要因を探ることであるという。エリートの迫害支持はその迫害拡大への必要条件だったとしても、その根本原因ではなかったのである<sup>27</sup>。

ドイツ地域研究においては、ショアマンがケルン選帝侯領における魔女迫害を「選帝侯が主導する魔女撲滅計画」と解釈し、魔女迫害をホロコーストになぞらえている<sup>28</sup>。ショアマンは当時魔女迫害の文脈でしばしば用いられたラテン語の *Extirpatio* という言葉に着目し、この言葉が「少しも残さず、完全に撲滅する」という意味を持つことから、選帝侯が中央主導のシステムティックな撲滅計画を意図したと解釈し、20世紀の「最終的解決」との類似性を見たのである。後に示すようにショアマンは史料の乏しさゆえに個々の裁判記録を用いず、主に宮廷顧問会の議事録に基づいて議論している。当時、魔女迫害自体は君主の自明の義務と考えられていたことから、顧問会議事録だけから解釈するならば「上からの迫害」という像が導き出されるのは不可避であった。しかし後に見るように、顧問会議事録の中にも魔

---

<sup>25</sup> Robert Muchembled, *Kultur des Volks – Kultur des Eliten. Die Geschichte einer erfolgreichen Verdrängung*, Stuttgart 1978, S. 232-276.

<sup>26</sup> Herbert Eiden, *Elitenkultur contra Volkskultur. Zur Kritik an Robert Muchembleds Deutung der Hexenverfolgung*, in: Rita Voltmer / Günter Gehl (Hg.), *Alltagsleben und Magie in Hexenprozessen*, Weimar 2003, S. 21-32. Hier S. 29.

<sup>27</sup> Robin Briggs, *Witches and neighbours. The social and cultural context of European witchcraft*, Penguinbooks 1996 (以下 Briggs), pp. 397-411.

<sup>28</sup> ショアマンはしばしば魔女迫害を「ホロコースト」と表現しており、中世および20世紀のユダヤ人迫害と魔女迫害が社会に及ぼした機能の類似性を論じている。Schormann, *Der Krieg*, S. 14-21, 特に S. 20.

女裁判を求める下からの突き上げの痕跡が認められる<sup>29</sup>。それゆえに、中央主導の計画的魔女迫害をただちに結論することは妥当ではないだろう。

他方、迫害現象を民衆の内在的論理から引き出そうとするアプローチは、魔女迫害研究に新たな視座をもたらした。エセックスの魔女狩りを調査したマクファーレンによれば、近世の農村の日常において妖術や魔術観念は非常に大きな役割を果たしていた。その上で、「未開社会」において日常生活の中での隣人同士の対立を原因として魔術の告発がなされるように、農村の魔女裁判は外部の魔女狩り人や当局によってもたらされたものではなく、共同体内部において起こっていたと言う。しかしマクファーレンはそのような潜在的な要因のみならず、16世紀後半の迫害の高まりにも着目している。その時代の人口のバランスの変化、つまり全体的な人口増と同時に貧農層の増加を指摘した上で、共同体内部の葛藤という社会人類学的側面から告発の発生を説明している。人々は何らかの不幸を、偶然や自分の失敗ではなく妖術に帰するという傾向があった。さらに魔女が自分に悪意を抱いており、またその悪意が根拠のあるものとして感じられている時に、はじめて告発は行われるという。たとえば隣人として当然の義務である喜捨を拒否することは、断る側にとっても良心のとがめるところであった。そのような行為は、魔女である貧しい隣人が復讐のため魔術をかける動機として充分であると解釈されたのである。マクファーレンは農村における魔女迫害に相互扶助など伝統的倫理観の崩壊と、私有財産意識に見られる資本主義社会への移行を読み取っている<sup>30</sup>。トマスの言葉を借りるならば、魔女迫害は「古くからの村落共同体の倫理的規約が求めていた近所付き合いと、16-17世紀の経済的変化に伴って起きてきた、次第に個人主義的色彩を強めていった行動様式との間の、解消されていない葛藤を反映していた」のである<sup>31</sup>。このテーゼは従来の上からの一方的な迫害像を大きく塗り替えたインパクトあるものであった。このように魔女迫害を「社会的葛藤」から読み解こうとする社会的あるいは民俗学的な試みはドイツの地域研究においても実を結んでいる。リップペ伯領を対象に、ヴァルトは共同体内部で生じる葛藤・抗争、そこにおいて用いられる魔術的・儀礼的なコミュニケーションについて分析を行っている<sup>32</sup>。そこでは魔女であるという噂に対して、疑いをかけられた者がどのような態度を取るべきなのかというコミュニケーション戦略、そして疑いを晴らす、あるいは逆により強めることに作用した占いや水審といった魔術的手段に、高度に社会化された営みを見ることができる。

魔術的観念による世界の解釈は、民衆世界に限られたことではなかった。ディリンガーは「魔術の法

---

<sup>29</sup> 第四章第三節 - 2 で詳述する。

<sup>30</sup> Alan Macfarlane, *Witchcraft in Tudor and Stuart England. A regional and comparative study*, Routledge & Kegan Paul 1970 (以下、Macfarlane, *Witchcraft*). ただし、のちにマクファーレン自身は16～17世紀間のイングランドで前資本主義社会から近代資本主義社会への大転換が起こったというウェーバー以来の枠組みを誤りであるとしている。マクファーレンは13世紀というずっと早い段階で資本主義、個人主義といった要素が確立したことを見、しかもそれらが小農社会の一部をなしていたとする。したがって、近代資本主義の勃興と小農社会の解体という枠組みにおいて論じられた魔女迫害の構造もまた、再考を迫られている。アラン・マクファーレン著、酒田利夫訳『イギリス個人主義の起源—家族・財産・社会変化』リプロポート、1990年)、7-10頁、311-334頁。

<sup>31</sup> Macfarlane, *Witchcraft*, pp. 201-206; キース・トマス著、荒川正純訳『宗教と魔術の衰退』法政大学出版社、1993年(以下、トマス)、784-837頁(引用は825頁)。またマクファーレンやトマスの研究の紹介は浜林正夫『魔女の社会史』未来社、1985年103～110頁を参照。

<sup>32</sup> Rainer Walz, *Hexenglaube und magische Kommunikation im Dorf der frühen Neuzeit. Die Verfolgungen in der Grafschaft Lippe*, Paderborn 1993 (以下、Walz, *Hexenglaube*).

廷」という論文において、魔女迫害時代の裁判がいかに魔術的要素に満ちていたかを考察する。ドミニコ会の異端審問官ハインリヒ・クラマーの手による『魔女の鉄槌 *Malleus Maleficarum*』(初版 1486 年)<sup>33</sup>は、捕らえられた魔女は悪魔の力を借りても脱出したり裁判官に害を与えたりすることはできないと主張する。それは、世俗の裁判権もまた神に由来するものであり、裁判により悪を罰しようとする時は天使の力によって悪が寄せつけられないからであるという。そしてまた、裁判に従事する人々も実際に十字架や聖水、聖別された塩などの「防衛魔術」により身を守っていた<sup>34</sup>。さらに「魔女」の体に痛みを感じない場所を探す針審問、「魔女」が水に浮かぶかどうかを試す水審、涙を流すかどうかを見る涙審問など同時代から論争となりつつも一部では実践された証明方法について、これを単なる時代錯誤と切り捨てるのでも、脱魔術化・世俗化した「エリート文化」が民衆的迷信によって周縁的に汚染されたと理解するのでもなく、当時の法と国家がどのように理解されていたのかを考えねばならないという。魔術は近世の都市や農村の日常生活のみならず裁判所や宮廷まで深く根を張ったごく当たり前の存在だったのであり、このことは自明の前提とせねばならないだろう。また他方で、このような民俗学的あるいは社会学的アプローチは告発までは説明できても、その後の裁判の進行や大規模迫害への拡大までは必ずしも説明できていない。魔女裁判が公的な司法機構にのっとなって行われるものである以上、政治的・法制史的側面も考慮していかねばならない。

このように上意下達的な魔女迫害モデルが一旦否定され、さらに人類学的アプローチによる民衆内部からの魔女迫害欲求への視点の転換を経て、「支配実践」や「裁判実践」というキーワードが再度浮上する。それは上述の社会的規律化や魔術の犯罪化といった支配者の視点からのモデルから、さらに一步踏み込んだものである。いくつもの領邦に分裂していたドイツでは、魔女迫害の規模も各領邦の政治的状况にしたがい、際立った違いが見られることが確認されている。リヴァックがいみじくも指摘したように、魔女迫害を促進するか、抑制するかは領邦君主ないしは裁判所当局の手に委ねられていた。すなわち、中央による統制が地方の恣意的な裁判権行使にストップをかけたところでは、大規模迫害は起こらなかったのである。リヴァックは神聖ローマ帝国における魔女迫害が北東地域ではメクレンブルク公領の例外を除いて比較的抑制され、南西部の中小領邦では大規模化したとする<sup>35</sup>。同様にショアマンはブランデンブルク、ザクセン、バイエルン、ヴェルフェン家の諸侯領など強大な領邦では迫害は小規模であり、逆に領邦内の政治的統合が遅れた領邦、すなわちロートリンゲン、トリーア、ヴェストファーレン

---

<sup>33</sup> このラテン語の書物は魔女狩りの時代を通じて、審問官の実用的なハンドブックとして 1521 年までに十数版を数えた。本研究では以下、次のドイツ語版のエディションを用いる。Heinrich Kramer (Institoris), *Der Hexenhammer. Malleus Maleficarum. Neu aus dem lateinischen übertragen von Wolfgang Behringer, Günter Jerouschek und Werner Tschacher*, 8. Aufl. München 2010 (以下、Kramer, *Der Hexenhammer*)。『鉄槌』の出版年に関しては長らく 1487 年とされてきたが、出版業者の 1486 年の商品リストに『鉄槌』と同定される書物が含まれており、初版は 1486 年に出版されたことが明らかにされている。これに関しては田島篤志氏から詳細なご教示をいただき、感謝申し上げます。田島篤史「15 世紀における『魔女への鉄槌』の受容—シュパイアーの印刷・出版業者ペーター・ドラッハの会計簿の分析を通じて—」『歴史家協会年報』第 7 号 (2011)、1-17 頁を参照。

<sup>34</sup> Johannes Dillinger, *Das magische Gericht. Religion, Magie und Ideologie*, in: Rita Voltmer (Hg.), *Hexenprozesse und Gerichtspraxis*, Trier 2002, S. 545-593, hier S. 550-560.

<sup>35</sup> Brian P. Levack, *The witch-hunt in early modern Europe*, New York 1987 (以下、Levack, *The witch-hunt*), pp. 176-182.

公領、ミンデン、シャウムブルクといった地域が魔女迫害の核となったことを指摘している<sup>36</sup>。またベールリッガーがバイエルンで裁判機構の中央集権が進み、地方における独断が抑えられたこと、魔女や妖術犯罪に対して厳しい証明基準が設けられたことが迫害の抑制に大きな役割を果たしたと指摘していることも、リヴァックやショアマンのテーゼに一定の裏付けを与えている<sup>37</sup>。これらの成果を土台としながら、裁判当局が魔女裁判において重要な役割を果たしたことは自明の前提としたうえで、どのような社会的・政治的利害が刑事裁判において追及されえたのかということが次に問われている。マクファーレン・テーゼが共同体内部における社会的葛藤が魔女裁判に置きかえられたと民衆側の動機を説明するものであるとすれば、裁判権の確立や支配領域拡張に魔女裁判を利用しえたのか、君侯や裁判当局の側の動機が改めて問題とされているのである。

このような関心から浮上してきたのが「魔女迫害の道具化 *Instrumentalisierung*」というモデルである。ある特定の政治的意図や個人的利害を達成するために、魔女裁判にかこつけて敵対勢力の排除、ないし敵方に対する裁判権の示威が行われたというものである。1438年から1442年にかけてスイス・フリブールで行われた魔女迫害は、フリブール市が近隣村落の買収を進める過程と時期的に重なっており、とりわけ買収に支障や遅滞が生じた村落で住民が魔女として名指しされたという<sup>38</sup>。また帝国都市ローテンブルクでは1627年に13歳の少女に対する魔女裁判が行われたが、当時少女の住む村の上級裁判権を、ローテンブルク市とコムブルク修道院、および他の村落が争っている最中であった。この少女に対する裁判を通じて、まさにローテンブルク都市参事会はコムブルク修道院に対し、またさらには修道院を保護するヴェルツブルク司教に対して自らの村落支配権の優位とプロテスタント帝国都市としての政治的地位を誇示したのだという<sup>39</sup>。さらにトリーア選帝侯に対して帝国直属を主張し対抗関係にあった聖マクシミン *St. Maximin* 帝国修道院においてとりわけ激しい魔女裁判が行われたこと、さらにその裁判史料の保存状態がトリーア選帝侯領と比べて格段に良好であることから、この地域における大迫害はトリーア選帝侯に対して修道院側の裁判権を示威的に行使しその自律性を主張するデモンストレーションであったと解釈することができる<sup>40</sup>。以上のような事例からは、裁判権の行使による支配権の既成事実化と様々な社会的紛争における有利な問題解決のために魔女裁判が利用された可能性が論じられているのである。

しかし「道具化」という概念は、それが意図的に行われたものを指すのか、それとも無意識のうちに行われたものも含めてか、厳格な定義がなされることのないまま頻繁に用いられている。シュヴェアホフは魔女迫害が社会的紛争の解消のために利用された可能性、物質的・政治的ないし社会的な利害追求に普遍的・宗教的な名目を与えた可能性を認めつつ、そのような利害のためだけに魔術的世界観が建前

<sup>36</sup> Schormann, *Hexenprozesse in Deutschland*, S. 65.

<sup>37</sup> Wolfgang Behringer, *Hexenverfolgung in Bayern. Volksmagie, Glaubenseifer und Staatsrason in der Frühen Neuzeit*, München 1987 (以下、Behringer, *Hexenverfolgung in Bayern*), S. 417f.

<sup>38</sup> Georg Modestin, *Der Teufel in der Landschaft. Zur Politik der Hexenverfolgungen im heutigen Kanton Freiburg von 1440 bis 1470*, in: *Freiburger Geschichtsblätter* 76 (1999), S. 81-122.

<sup>39</sup> Alison Rowlands, *Rothenburg gegen Würzburg. Durchsetzung von Herrschaftsansprüchen im Hexenprozess der Margaretha Hörber, 1627*, in: Rita Voltmer (Hg.), *Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis*, Trier 2005, S. 113-129.

<sup>40</sup> Rita Voltmer, *Dörfer vor Gericht- Ruwer und Eitelsbach während der großen Hexenverfolgung am Ende des 16. Jahrhunderts*, in: Matthias Kordel (Hg.), *Ruwer und Eitelsbach. Zwei Dörfer im Spiegel ihrer Geschichte. (Geschichte und Kultur des Trierer Landes. Band 2)*, Trier 2003, S. 95-167 (以下、Voltmer, *Dörfer vor Gericht*); 小林繁子「トリーア選帝侯領・聖マクシミン管区における魔女迫害」『地域文化研究年報(東京大学大学院総合文化研究科)』第11号(2008)、90-108頁(以下、拙稿「聖マクシミン」)を参照。

として前面に押し出されたとするには懐疑的である<sup>41</sup>。ルンメルもまた、隣人間の諍いなど様々な社会的利害対立が迫害の陰に働いていたことを示しつつも、この「道具化」が無意識に行われたものか、意図的に行われたものか区別することはできないという<sup>42</sup>。さらに、支配の強化という領邦国家的政治目標の点からみるならば、在地裁判所の暴走や法の恣意的な解釈を許さないという領邦君主側からの働きかけは、しばしば結果的に魔女裁判を抑制することになった。支配者の側からの支配の拡充や裁判権行使の要求は必ずしも魔女迫害と結びつくことにはならない。したがって、「道具化」説は魔女裁判への動機を単一的に説明するものではなく、重要な視点の一つとして他の要素と併せて補完的に考察に取り入れるべきであろう。

これまでの議論が「なぜ」という疑問に答えようとするものだとすると、「どのように」という疑問には裁判実践レベルでの考察が不可欠であろう。魔女犯罪はしばしば特別犯罪 *Crimen exemptum* とされ、これを裁くには通常の法の枠外での特別な措置が必要とされると説かれた。そのため、実際の裁判はそれぞれの裁判所ごとに、ローマ法に根ざした規範とローカルな慣習法ないし個人の恣意との間で大きく揺れ動くことになったのである。規範と実践との間の葛藤に満ちた相互影響関係を明らかにするためには、具体的な手続きの詳細と、裁判の舞台となる個々の裁判所から領邦レベルまでの間にある多層的な関係、すなわち領邦君主、監督機関となるような高等裁判所、裁判領主、在地役人、共同体住民といった各レベルの間にある諸関係がまずは論じられねばならない。2002年に刊行された論文集『魔女裁判と裁判実践』はまさしくこの問題を様々な個別事例から考察するものである<sup>43</sup>。何を逸脱・犯罪と見なし、どのように刑罰・制裁を実行するのかという観点は、犯罪史研究の視角を導入することで魔女迫害史研究においても焦点に据えられるようになってきている<sup>44</sup>。魔女迫害を「司法の利用」という文脈で考える時、問われるべきは魔女に対する根源的な恐怖心がどのように司法機関を利用して具体的に迫害へと結晶化していったのか、当局はそのような「需要」に対してどのように反応したのかということである。それは、民衆がなぜ迫害を求めたのかに着目したマクファーレン・テーゼでは説明しきれなかった問題を明らかにすることでもある。

以上のような研究状況は、いったん全体に敷衍しうるようなテーゼ構築の作業をペンディングし、多くの事例研究を積み重ねて行こうという地道な志向性を示しているといえる。本研究は、民衆の裁判に対する態度、中間権力・地方役人らの役割、領邦君主の中央集権化への努力とそれに対する様々なリアクションを問う事例研究の上に地域比較という視点をを用いることで、対象地域の魔女迫害の構造にある一定の型を示すことを目的とする。

---

<sup>41</sup> Gerd Schwerhoff, *Hexerei, Geschlecht und Regionalgeschichte. Überlegungen zur Erklärung des scheinbar Selbstverständlichen*, in: Gisela Wilbertz u.a. (Hg.), *Hexenverfolgung und Regionalgeschichte. Die Grafschaft Lippe im Vergleich*, Bielefeld 1994, S. 325-353, hier, S. 349.

<sup>42</sup> Walter Rummel, *Bauern, Herren und Hexen. Studien zur Sozialgeschichte sponheimischer und kurtrierischer Hexenprozesse 1574-1664*, Göttingen 1991 (以下、Rummel, *Bauern*), S. 317.

<sup>43</sup> Herbert Eiden / Rita Voltmer (Hg.), *Hexenprozesse und Gerichtspraxis*, Trier 2002.

<sup>44</sup> シュヴェアホフは魔女迫害史研究がドイツ語圏における犯罪史研究の先鞭をつけてきたと位置付けている。Schwerhoff, *Kriminalitätsgeschichte im deutschen Sprachraum. Zum Profil eines "verspäteten" Forschungszweige*, in: Andreas Blauert / Gerd Schwerhoff (Hg.), *Kriminalitätsgeschichte. Beiträge zur Sozial- und Kulturgeschichte der Vormoderne*, Konstanz 2000, S. 21-67, hier S. 26.

### 序－3．対象地域

本研究の対象地域は、神聖ローマ帝国の西部から中部にかけて位置する三つの聖界選帝侯領、すなわちトリーア、ケルン、マインツ選帝侯領である。この三聖界選帝侯領は地理的に隣接し文化的・経済的・国制的共通性を持つ。これらは大司教が世俗の支配権を持った領邦であり、宗教改革を経てもカトリックに留まり続けた。さらに司教領邦という特徴からは、世俗家門による継続的な領域政策が不可能であったこと、重要なラント等族であった聖堂参事会との協調が領邦政治において不可欠であること、しかし経済的には多額の債務を抱え領地の多くを売却したことにより、隣接する中小領邦との間で複雑なモザイク状の支配関係を示していたこと、土地の抵当や、その相続によって土地を巡る錯綜した複雑な権利関係が生じていることなどが共通項として挙げられよう。しかしまた、ライン川という大動脈に接して商業上もドイツ語圏の中で先進地域であり農民の自立が比較的早く進んだ地域ということ、領邦君主が選帝侯という帝国政治上重要な地位を占めた。この三領邦とその他多くの中小領邦とは、その意味でも一線を画すべきであろう。

この地域の魔女迫害を比較研究すべき理由として、以下のことが挙げられる。

第一に、この三つの地域はいずれも激しい魔女迫害を体験し、神聖ローマ帝国における迫害の中心地をなしていながら、迫害の様態は異なるということがある。今日、ヨーロッパ全体の魔女迫害の犠牲者数は約4万人と見積もられているが、ベーリンガーはスイスを除いた神聖ローマ帝国内で1万5千～2万人以上が、スイスにおいては1万人程度が処刑されたとし、ドイツ語圏が全ヨーロッパの魔女迫害に大きな割合を占めていることを示している<sup>45</sup>。その中でも、人口約7万5千人であったトリーア選帝侯領で1000人以上、22万人の人口をもつケルン選帝侯領で2000以上、35万人のマインツ選帝侯領で1800人以上の犠牲者が出たとされる<sup>46</sup>。例えば、同じく1600年ころ90万人の人口を抱えていたバイエルンで迫害期全体を通して処刑者数が約2000人以下に留まることを考えれば<sup>47</sup>、これら三領邦での迫害の集中度合いが突出していることが分かるだろう。上述のリヴァックやショアマンの図式に従うならば、他の司教領邦と同様、この聖界選帝侯領もまた比較的領主権力が弱く、自立性の強い共同体が求める魔女裁判を制御しきれなかった、と簡単に説明することも一見可能なように思われる。しかし、興味深いことに、これら地域で生じた魔女迫害はそれぞれ異なった特徴を示している。トリーア選帝侯領とケルン選帝侯領の一部では「委員会 *Ausschuss*」と呼ばれる民衆組織が魔女裁判の運営に深く関わり、マインツ選帝侯領では地方への統制を強めた選帝侯や中央機関である宮廷顧問会に魔女裁判を求める請願状が相次いだ。他方、ケルン選帝侯領では中央機関が地方の魔女裁判運営に介入しようとせず魔女裁判監督官 *Kommisar*<sup>48</sup>を現地に派遣するという方式がとられた。このような差異があらわれるのは一体なぜなのか。

<sup>45</sup> Wolfgang Behringer, “Erhob sich das ganze Land zu ihrer Ausrottung“. Hexenprozesse und Hexenverfolgungen in Europa, in: Richard van Dülmen (Hg.), *Hexenwelten. Magie und Imagination vom 16.-20. Jahrhundert*, Frankfurt a.M. 1987, S. 131-169. 特にドイツに関しては S. 164f. スイスに関しては S. 161f.

<sup>46</sup> Walter Rummel / Rita Voltmer, *Hexen und Hexenverfolgung in der Frühen Neuzeit*, Darmstadt 2008 (以下、Rummel / Voltmer, *Hexen und Hexenverfolgung*), 76ff.

<sup>47</sup> Levack, *The witch-hunt*, p. 178.

<sup>48</sup> *Kommisar* は通常「委員」という訳が当てられるが、本稿では「委員会」との混同を防ぎ、かつ学識法曹が在地で魔女裁判を監督するという働きを明示するため「魔女裁判監督官」という訳を用いる。



第二に、これらが司教領邦として共通の特色を有しており、比較による検討が有効であることが挙げられる。カトリック領邦は、世俗領邦に比して領地の分散・領邦内部における錯綜した法・権利関係・急進的権力の欠如・財政的逼迫といった典型的問題を解決できないまま、19世紀初頭の最終的な世俗化＝解体の過程をたどるといった消極的な評価をされてきた。そのため、近世における司教領邦の行政上の具体的な取り組みについては研究上の空白であったが、とりわけ80年代からの「宗派化」論<sup>49</sup>との関連で、司教領邦の行政にあらたな関心が向けられている。とはいえ、研究は主に都市、ないしは特定の選帝侯の時代などに限定され、領邦全体をある程度の時間的幅をもって見渡した研究は未だに少ないと言わねばならない<sup>50</sup>。この地域の魔女迫害について詳細な比較分析を行うには、16世紀の司法・行政構造への考察を避けることはできない。それは在地での支配実践や裁判制度そのものを問うこととなり、ひいては行政史や国制史的関心にも答えることになるだろう。本研究では、とりわけ裁判の現場である地方裁判所と、しばしばそれを監督・助言する立場にあった高等裁判所ないし中央司法機関との関係が重要である。16世紀にはそれぞれの領邦で学識法曹がその主な構成員となる宮廷顧問会などの中央機関が形成されていくが、その働きの実態は異なっている。このことは、先述した迫害形態の差異と密接に関わるだろう。

第三に、この領域の魔女裁判研究に関しては先行研究が豊かであり、史料調査の道筋をつけるのが比較的容易であるということがある<sup>51</sup>。しかし、そのような先行研究の成果がありながら、この三選帝侯領

---

<sup>49</sup> 宗派化とは、各宗派が説教や教理問答集、学校教育や宗教裁判などを通じて、信徒の公的および私的な日常生活に深く鋤を入れ、宗派のアイデンティティと同一化させるプロセスである。そこでは結婚や家族、貧民や養老の問題に対する国家的な取り組みは、明らかに教会による規律への取り組みと並行している。国家的、世俗的課題と教会の宗教的課題は一致していた。すなわち教区民に、その宗派の世界観にかなった宗教的倫理的な規範に対する忠誠を誓わせ、また同時に臣民に、規律化され合理的に組織された近世社会を約束させることが目指されたのである。前近代のヨーロッパにおいては政治と宗教は互いに関連付けられ、教会と国家は社会の中心軸を形成していたことを踏まえるならば、宗派化とはまた宗教的文脈のみならず社会的政治的文脈においても根本的過程と言えるものであり、秩序ある臣民形成の過程でもある。すなわち宗派化は初期絶対主義的領域国家の形成を促進する作用を果たしたのである。Heinz Schilling, *Die Konfessionalisierung im Reich. Religiöser und gesellschaftlicher Wandel in Deutschland zwischen 1555 und 1620*, in: *HZ* 246 (1988), S.1-45, hier S.3-7; 31f. また「信仰統一化」をめぐるシリングらの議論について、塚本栄美子「ドイツ宗教改革の浸透と臣民形成—「信仰統一化」をめぐる研究動向を中心に—」『待兼山論叢』27号(1993)、83-106頁を参照。

<sup>50</sup> たとえばカール・ヘルターのマインツ選帝侯領に関する研究はその嚆矢である。Karl Härtel, *Policey und Strafjustiz in Kurmainz. Gesetzgebung, Normdurchsetzung und Sozialkontrolle im frühneuzeitlichen Territorialstaat*, Frankfurt a.M. 2005 (以下、Härtel, *Policey und Strafjustiz*).

<sup>51</sup> それぞれの領邦についての地域研究については以降の章で適宜引用、言及するが、ここに代表的な著作のみ挙げておく。トリーア選帝侯領について Johannes Dillinger, *Böse Leute. Hexenverfolgungen in Schwäbisch-Österreich und Kurtrier im Vergleich*, Trier 1998 (以下、Dillinger, *Böse Leute*); Rummel, *Bauern*; Rita Voltmer, *Monopole, Ausschüsse, Formalparteien. Vorbereitung, Finanzierung und Manipulation von Hexenprozessen durch private Klagekonsortien*, in: Herbert Eiden / Rita Voltmer (Hg.), *Hexenprozesse und Gerichtspraxis*, Trier 2002, S. 5-67 (以下、Voltmer, *Monopol*). ケルン選帝侯領について Schormann, *Der Krieg*; Thomas Paul Becker, *Hexenverfolgung im Erzbistum Köln*, in: Stephan Lennartz / Martin Thomé (Redaktion), *Hexenverfolgung im Rheinland: Ergebnisse neuerer Lokal- und Regionalstudien (Bensberger Protokolle 85)*, Köln 1996, S. 89-136 (以下、Becker, *Erzbistum*); Rainer Decker, *Die Hexenverfolgungen im Herzogtum Westfalen*, in: *Westfälische Zeitschrift* 131/132 (1981/1982), S. 339-386 (以下、Decker, *Herzogtum Westfalen*). マインツ選帝侯領について Horst Gebhard,

における魔女迫害構造の在り方を比較分析する試みはドイツにおいても今まで現れていないのである。

#### 序－４．史料および方法論

次に、史料状況について概観してみたい。トリーア選帝侯領の魔女裁判に関しては、トリーア大学の1990年代の研究プロジェクト以降多くの研究成果が出版されているものの、その豊かな成果とは対照的に史料状況は非常に厳しいものと言わざるをえない。トリーア選帝侯領のどの管区もまとまりのある裁判記録を残しておらず、宮廷顧問会の議事録も現存していない。有名なフィードラー・フラデー裁判の記録がトリーア市図書館に、修道院を舞台とした個々の裁判の断片的記録がコブレンツにあるラインラント＝プファルツ州立文書館に残されているのみである<sup>52</sup>。これとは逆に、トリーア選帝侯領に隣接した聖マクシミン修道院の裁判管区に関してはトリーア市民も含めた膨大な密告者リストが残され、フォルトマーらによって編纂・刊行されている<sup>53</sup>。また、トリーア選帝侯とシュポンハイム伯の共同統治領であったベルトハイム・シュトリミヒの両裁判所に関しても、シュポンハイム伯領側には多くの史料が残っており、そこにはトリーア選帝侯領からの影響のみならず、トリーア選帝侯領で行われていた迫害そのものへの情報も含まれている<sup>54</sup>。

ケルン選帝侯領については、19世紀における組織的・意図的な史料破棄が疑われるほど史料は散逸してしまっている<sup>55</sup>。また、コブレンツのラインラント＝プファルツ州立文書館に残るアンダーナハ Andernach 管区レンス Rhens 市の裁判記録、デュッセルドルフのノルトライン＝ヴェストファーレン州立文書館に保管されているシュヴァルツラインドルフ Schwarzrheindorf の裁判記録など、共同体単位では比較的保存状態が良い史料があるものの、管区単位で迫害の規模を明らかにするのは至難である。ヴェストファーレンに関しては、迫害の規模を類推させるような会計簿の類は残されておらず、裁判記録が最も重要な史料となる。しかし、当時ヴェストファーレン内部でも多様な中間領主によって裁判権が行使されたことを受け、その史料も分散してしまっている。ビルシュタイン Bilstein やバルヴェ Balve 管区、リューテン Rütten といった南部、西部、北東部のヴェストファーレンの周縁部には比較的多くの史料が残り、各時代の迫害の波がうかがわれる。しかし、他の地域では完全に失われているか、ごく一部が残存するに過ぎない<sup>56</sup>。また、ヴェストファーレンとケルン選帝侯当局との行政交換書簡は1689年の火災で失われてしまった。しかし、ショアマンが主要な史料として用いた宮廷顧問会議事録は1579

---

*Hexenprozesse im Kurfürstentum Mainz des 17. Jahrhunderts. (Veröffentlichungen des Geschichts- und Kunstvereins Aschaffenburg 31), Aschaffenburg 1989 (以下、Gebhard, Hexenprozesse); Herbert Pohl, Hexenglaube und Hexenverfolgung im Kurfürstentum Mainz. Ein Beitrag zur Hexenfrage im 16. und beginnenden 17. Jahrhundert (Geschichtliche Landeskunde 32), Wiesbaden 1988 (以下、Pohl, Hexenglaube).*

<sup>52</sup> Rummel, *Bauern*, S. 20; ders, Phasen und Träger kurtrierischer und sponheimischer Hexenverfolgungen, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 256-331 (以下、Rummel, Phasen und Träger), hier S. 255f.

<sup>53</sup> Rita Voltmer / Karl Weisenstein (Bearb.), *Das Hexenregister des Claudius Musiel. Ein Verzeichnis von hingerichteten und besagten Personen aus dem Trierer Land (1586-1594)*, Trier 1996 (以下、Voltmer / Weisenstein, *Das Hexenregister*).

<sup>54</sup> Rummel, Phasen und Träger, S. 255f.

<sup>55</sup> Schormann, *Die Hexenprozesse in Deutschland*, S. 181f.

<sup>56</sup> Decker, *Herzogtum Westfalen*, S. 340.

年から 1685 年まで 68 巻にわたってほとんど欠如なく保存されており、そこには多くの魔女裁判案件が記録されている。ただし、個々の案件に関してはごく簡潔な記述に留まり、詳細な全体像を知ることは議事録からだけでは困難である<sup>57</sup>。

マインツ選帝侯領では上管区 *Oberes Erzstift* と下管区 *Unteres Erzstift* で史料状況に大きな差がある。下管区の魔女裁判に関しては、多くの史料がフランス革命戦争の際に失われてしまった<sup>58</sup>。マインツ市文書館に保存されている聖堂参事会議事録やマインツ市参事会議事録に魔女迫害の痕跡が見られるものの、聖堂参事会や市参事会は直接刑事裁判権を持たなかった故に最小限の言及に留まっている。ライン左岸地域についてはボーデンハイム *Bodenheim* の裁判史料が断片的に残るにすぎない<sup>59</sup>。しかしライン右岸の上管区に関しては比較的豊かな史料が残されている。ローア *Lohr*、ミルテンベルク *Miltenberg*、ディーブルク *Dieburg* などの管区における魔女迫害に関しては、ほぼ完全な裁判史料が今日ヴェルツブルク・バイエルン州立文書館に保存されている。マインツ選帝侯領の飛び領地であるアイヒスフェルト *Eichsfeld* とエアフルト *Erfurt* 市に関しては、魔女裁判は散発的な現象に留まり、また史料も乏しいことから本研究の対象からは除外する<sup>60</sup>。

裁判記録と並び、同時代人による叙述も貴重な情報を与えてくれる。例えば 1589 年に出版されたトリア大司教代理であるピーター・ビンズフェルトによる悪魔学の論文『妖術使いと魔女の告白についての論考 *Tractat von Bekantnuß der Zauberer vnnd Hexen*』が、一部トリア選帝侯領における裁判実践に言及している<sup>61</sup>。またケルン選帝侯領ヴェストファーレンで魔女裁判官として活動したハインリヒ・フォン・シュルトハイスの裁判指南書は、実際の裁判がどのように行われたかを詳細に叙述する<sup>62</sup>。また迫害に反対する立場からは、ビンズフェルトによって魔女迫害を批判する著作の出版を阻止され、国外追放されたコルネリウス・ロース<sup>63</sup>、また魔女迫害批判者としてあまりにも有名なフリードリヒ・シュペーの 1631 年の著作<sup>64</sup>も、トリア選帝侯領において行われた魔女裁判の実態に言及している。ケルン選帝侯

---

<sup>57</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 8.

<sup>58</sup> Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 59.

<sup>59</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 34.

<sup>60</sup> アイヒスフェルトとエアフルト市に関してはポールもその研究対象から除外している。ゲーブハルトはヨハン・シュヴァイカート・フォン・クローンベルクの統治期にこの地域のフォークトから多額の「罰金」が送られていたこと、また同時期に隣接地域において魔女裁判が行われていたことから、これが魔女裁判に関するものだった可能性にごく短く言及するにとどめている。Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 89f.

<sup>61</sup> この悪魔学論文は 1589 年のラテン語版以降、計 8 版が出版されており、1590 年の最初のドイツ語版のエディションが刊行されている。Petrus Binsfeld / hiram Kümper (Hg.), *Tractat von Bekantnuß der Zauberer vnnd Hexen*, Wien 2004 (以下、Binsfeld, *Tractat*).

<sup>62</sup> Heinrich von Schultheis, *Eine Außführliche Instruction wie in Inquisition Sachen des greulichen Lasters derzauberey gegen die Zaubere der Göttlichen Maiestät...begriffen sein*, Cölln 1634 (以下、Schultheis, *Instruktion*). この著作に関しては本稿第四章 3 節 - 2 で扱う。

<sup>63</sup> ロースの著作は出版されることはなかったが、手稿史料がトリア市図書館に残されている。またロースについては以下を参照。P. C. van der Eerden, Cornelius Loos und die magia falsa, in: Hartmut Lehmann / Otto Ulbricht (Hg.), *Vom Unfug des Hexen- Processes. Gegner der Hexen verfolgungen von Johann Weyer bis Friedrich Spee*, Wiesbaden 1992, S. 139-160 (以下、Eerden, Cornelius Loos); ders., Der Teufelspakt bei Petrus Binsfeld und Cornelius Loos, in: Gunther Franz / Franz Irsigler (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 51-71. また本稿第二章第一節-2 を参照。

<sup>64</sup> Friedrich Spee von Langenfeld (übersetzt von Joachim-Friedrich Ritter), *Cautio Criminalis, oder, rechtliches*

領ラインバハの参審人であり、迫害されアムステルダムへ亡命したヘルマン・レーアもまた同様に、反魔女裁判の立場から魔女迫害を叙述している<sup>65</sup>。これらは多かれ少なかれ直接迫害に参加ないし迫害を目撃した人々からの証言であり、裁判記録とは異なる視点を提供してくれる。

比較的閲覧の容易な同時代の出版物や、ある程度まとまって保管されている議事録史料はともかく、各地に分散した断片的な裁判記録を一つ一つ拾い上げることは、筆者の限られた能力ではほとんど不可能である。しかもすでに多くの地域研究によって取り上げられている以上、裁判記録を改めて渉猟することはそれほど有意義なこととはいえない。そこで、本研究では対象史料のジャンルをさらに絞り、そこに分析の光を集中的に当てることとする。「請願状」と「ポリツァイ条令」である。

#### 序－４－１．請願状

本研究における中心的な分析対象として請願状を挙げた理由として、一つにはそれがもたらしうる豊かな史料としての可能性、そしてもう一つには魔女迫害史研究における空白が挙げられる。まずは様々な研究視角から検討されてきたこの史料ジャンルの特性を整理し、これらの成果が今まで請願状を中心的な分析対象としてこなかった魔女迫害史研究にどのように活かされるべきかを明らかにしていきたい。

##### 序－４－１－１．請願状をめぐる研究

請願状は *Supplikation*, *Supplik*, *Bitte*, *Bittschrift*, *Klagzettel*, *Memorial*, *Gesuch*, *Ansuchen*, *Anbringen*, *Vorstellung*, *Beschwerden*, *Appellation* など、様々な用語で表される概念の訳語にあたる。本研究では、請願状を上位権力者に宛てられた、上位権力の許可・恩赦ないし助力を乞う、個人的あるいは集団的な請願という広い意味で用いる。請願状の名宛人は時には領邦君主その人であったり、時には在地の領主や役人ないし裁判所であったりと多様である。請願状は成文法に根拠を持つものではなく、受け継がれてきた慣習として古くは口頭によって、15世紀後半からは主に書面によって実践されてきた。刑罰の軽減を訴えるもの、不当な裁判の取り消しややり直しを訴えるもの、地方行政における不備や役人の不正を訴えるものから日常的な問題に関わるものまで、請願の内容は多岐にわたり、原則的には誰しもが請願を行えた<sup>66</sup>。ここでいう請願は、たとえばイングランドの「権利の章典」に見られるような近代的な「請

---

*Gedenken wegen der Hexenprozesse*, München 2000 (以下、Spee, *Cautio Criminalis*)。またゲッティンゲン大学のDV17プロジェクトにより、オンラインでの初版閲覧が可能である。 URL:

<http://gso.gbv.de/DB=1.28/SET=1/TTL=1/SHW?FRST=6> (2013年7月14日アクセス)

<sup>65</sup> T. ベッカーによる詳細な解説と共にオンラインでエディションが公開されている。Hermann Löher, *Hochnötige Unterthanige Wehmütige Klage Der Frommen Unschuldigen*, bearbeitet von Thomas Paul Becker unter Mitarbeit von Theresia Becker mit einem Kommentar von Thomas Paul Becker / Rainer Decker / Hans de Waardt, Internetpublikation 2001 (以下、Löher)。URL: <http://extern.historicum.net/loehel/> (最終アクセス 2013年7月7日)

<sup>66</sup> 請願状に関わる研究史については、Andreas Würigler, *Bitten und Begehren. Suppliken und Gravamina in der deutschsprachigen Frühneuezeitforschung*, in: Cecilia Nubola / Andreas Würigler (Hg.), *Bittschriften und Gravamina. Politik, Verwaltung und Justiz in Europa (14.–18. Jahrhundert)*, Berlin 2005, S. 17-52 (以下、Würigler, *Bitten und Begehren*), hier S. 17-33 に詳しい。また刑事司法における請願の実践については Karl Härter, *Das Aushandeln von Sanktionen und Normen. Zu Funktion und Bedeutung von Supplikationen in der frühneuzeitlichen Strafjustiz*, in:

願権」の意味で法的に保証されたものではなく、あくまでも個人が当局の関心を引く可能性を示していたにすぎない<sup>67</sup>。当局もまたそれに対する応答を法的に義務付けられていたわけではなかったが、統治者の義務に関わるキリスト教的な観点から自らの支配権を正当化するためにも臣民の声を聞き、それに応えることを期待されていた<sup>68</sup>。

請願状は、近代的な請願権 *Petitionsrecht* に結実する、民衆による上位権力に対する伝統的な働きかけの方法として、様々な角度から扱われてきた。ノイハウスによる国制史的観点からの請願状研究はその草分けとみなされているが、彼は帝国レベルにおいては 1521 年に帝国議会内に設置された請願状処理機関「請願委員会 *Supplikationsausschuß*」の構造とその職能を明らかにした一方で<sup>69</sup>、領邦レベルにおける実証的な事例研究としてヘッセン伯領における膨大な請願状を詳細に分析し、社会史的観点から請願人とその内容との関係、さらには請願状から読み取れる近世臣民の自己像、自己規定の在り方に迫っている<sup>70</sup>。ペーター・ブリックレは 16 世紀のチロルやバイエルンの事例から、民衆が請願を繰り返したことがラント条令その他ポリツァイの制定につながっていったことを示した。請願状を含めた民衆側からの不平・不満申し立てとポリツァイ、行政と法手続は密接に関わるものであり、その相互の交わりが近世国家的支配の特徴であったという<sup>71</sup>。レナーテ・ブリックレは請願状の機能を臣民の視点から説明する。彼女はバイエルンにおける地方当局と農民とのいさかいから領邦君主に提出された請願状を取り上げ、農民が有した様々な紛争解決の手段の一環として請願を位置付けている。そして、請願と命令・規律は循環的なコミュニケーションシステムを構成しているという<sup>72</sup>。また、フュアマン、ヴェルグラー、クミンらは異なる地域での様々な請願実践について比較分析を行い、イングランド、ヴェルテンベルク伯領、ヘッセン=カッセルという 3 地域の請願実践に共通性を見出している。これらの地での請願はしばしば集団的な形をとって現れ、共同体の中に噴出する様々な社会的不満を当局に対して表明するための安全弁として機能した。これは逆に当局の側からしてみれば、地方における弊害や危機的状況をいち早く察知する、いわば初期警報システムとしての貴重な情報源になったという<sup>73</sup>。この一連の研究において請願は、

---

Cecilia Nubola / Andreas Würzler (Hg.), *Bitschriften und Gravamina. Politik, Verwaltung und Justiz in Europa (14.–18. Jahrhundert)*, Berlin 2005, S. 243-274 (以下、Härter, *Das Aushandeln*)を参照。

<sup>67</sup> J. H. Kumpf, Art. *Petition*, in: *HRG*, Bd. 3 (1984), Sp. 1639-1646.

<sup>68</sup> Gerd Schwerhoff, *Das Kölner Supplikenwesen in der Frühen Neuzeit. Annäherungen an ein Kommunikationsmedium zwischen Untertanen und Obrigkeit*, in: Georg Mölich / Gerd Schwerhoff (Hg.), *Köln als Kommunikationszentrum. Studien zur frühneuzeitlichen Stadtgeschichte*, Köln 1999, S. 473-496 (以下、Schwerhoff, *Das Kölner Supplikenwesen*), hier S. 488f. 18 世紀にはケルン市において、請願状への応答は当局の重要な、時にはむしろ主要な任務となっていたというが、これはある程度他領邦一般にも当てはまることであろう。

<sup>69</sup> Hermut Neuhaus, *Reichstag und Supplikationsausschuß. Ein Beitrag zur Reichsverfassungsgeschichte der ersten Hälfte des 17. Jahrhunderts*, Berlin 1975 (以下、Neuhaus, *Reichstag*).

<sup>70</sup> Hermut Neuhaus, *Supplikationen als landesgeschichtliche Quellen. Das Beispiel der Landgrafschaft Hessen im 16. Jahrhundert*, 1. Teil, in: *Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte* 28 (1978), S. 110-190.

<sup>71</sup> Peter Blickle, *Beschwerden und Polizeien. Die Legitimation des modernen Staates durch Verfahren und Normen*, in: ders. (Hg.), *Gute Policy als Politik im 16. Jahrhundert. Die Entstehung des öffentlichen Raumes in Oberdeutschland*, Frankfurt a. M. 2003, S. 549-568 (以下、P. Blickle, *Beschwerden*), hier S. 557f.

<sup>72</sup> Renate Blickle, *Supplikationen und Demonstrationen. Mittel und Wege der Partizipation im bayerischen Territorialstaat*, in: Werner Rösener (Hg.), *Kommunikation in der ländlichen Gesellschaft*, Göttingen 2000, S. 263-317, hier S. 289.

<sup>73</sup> Rosi Fuhrmann / Beat Kümin / Andreas Würzler, *Supplizierende Gemeinden. Aspekte einer vergleichenden*

ある種の民主主義プロトタイプとして、多くは身分制議会という舞台において集団的な政治的影響力を行使するものと位置付けられてきた。

他方、刑事裁判においても人々は請願を通じて恩赦を求めた。近世の刑事裁判では恩赦による減刑あるいは刑罰の完全免除が行われたが、その実践は地域によって大きな差があった。恩赦権 *Gnadenrecht* はまさに君主の恣意に留保されたものであり、君主の裁判高権に属するものだったのである<sup>74</sup>。そのため、犯罪史研究においては恩赦請願が法の規定の外にあるもう一つの近世的な秩序の在り方として注目されている<sup>75</sup>。その中で異彩を放つのは、デーヴィスによるフランス国王への恩赦嘆願に民衆の側の「物語る技巧」を見てとる視点であろう。彼女が着目するのは、国王への恩赦嘆願書において語られるものが歴史的事実かどうかではなく、むしろ嘆願する側が首尾よく恩赦を勝ち取るという目的のために、いかなる技巧やレトリックを用いて彼らの言い分に説得力を持たせようとしたかである<sup>76</sup>。シュヴェアホフによれば、近世ケルン市の請願状は請願の受け手である参事会員に対しては「慈悲深き寛大な *Gnädige Großgebietende*」と呼びかけ、自己に対しては「恭順な *unterthänigste*」「従順な *gehorsamste*」「恭謙な *demütigste*」などといったへりくだった形容を繰り返し用いている。冒頭部分や結尾部分にはある程度の形式上の共通性が見られる一方で、肝心の請願内容の部分においては非常に多くのバリエーションが見られるという。あるものは不躰に、あるものは注意深く遠まわしに、それぞれの表現で参事会の関心を引くように工夫されていたという<sup>77</sup>。請願状は原則的には民衆の価値観を反映したものと言えるが、最終的には上位権力者によって読まれ、その要求を受け入れさせることを目標とする以上、そこで用いられる言説はいわば民衆と当局の価値観の結節点にあると言える。請願のレトリックの分析を通じて、君主と民衆との何らかの関係性が浮かび上がってくると言えるだろう。

#### 序－４－１－２．魔女迫害史研究における請願状

このように請願状が国制史、社会史の枠組みを超えて豊饒な成果をもたらしてきた一方で、これまで

---

Quellenbetrachtung, in: Peter Blickle (Hg.), *Gemeinde und Staat im Alten Europa*, 25. Bd der Beihefte der HZ, München 1998, S. 267-323.

<sup>74</sup> 例えばフライブルクやケルンでは恩赦による減刑や刑罰の免除が一般に行われたのに対し、コンスタンツではむしろ例外事例に留まったという。またヴェルテンベルクやハノーファーでも恩赦は頻繁には行われなかった。Harriet Rudolph, *Eine gelinde Regierungsart. Peinliche Strafjustiz im geistlichen Territorium. Das Hochstift Osnabrück (1716-1803)*, Konstanz 2000 (以下、H. Rudolph, *Eine gelinde Regierungsart*), S. 266.

<sup>75</sup> 恩赦請願についてはフォアアルルベルクの15、16世紀の恩赦事例を扱った Andreas Bauer, *Das Gnadenbitten in der Strafrechtspflege des 15. und 16. Jahrhunderts*, Frankfurt a. M. 1996 のほか、18世紀のオスナブリュックの刑事裁判での恩赦を扱った H. Rudolph, *Eine gelinde Regierungsart* などの研究がある。シュヴェアホフは犯罪史研究の古典的な史料として請願状をあげている。Gerd Schwerhoff, *Aktenkundig und gerichtsnotorisch. Einführung in die Historische Kriminalitätsforschung*, Tübingen, 1999, S. 34. また池田利昭「中世後期・近世ドイツの犯罪史研究と「公的刑法の成立」—近年の動向から—」『史学雑誌』第114編第9号(2005)、60-84頁が恩赦請願と「司法の貫徹」の問題について整理を行っている。池田『犯罪と刑罰』は、刑罰と和解のコンビネーション、恩赦の請願について中世後期のニュルンベルクにおける豊かな事例を提示している。

<sup>76</sup> Nathalie Zamon Davis, *Fiction in the archives. Pardon-tales and their tellers in the sixteenth century*, Stanford CA, 1987 (成瀬駒男・宮下史朗訳『古文書の中のフィクション—16世紀フランスの恩赦嘆願の物語—』平凡社、1990年)。

<sup>77</sup> Schwerhoff, *Das Kölner Supplikenwesen*, S. 483f.

魔女裁判研究においては被疑者やその家族による私的な恩赦請願がエピソード的に紹介されてきたものの、一つのまとまった史料群として分析された例は少ない。

帝室裁判所における魔女裁判事例について綿密な史料調査を行ったエーストマンは、帝室裁判所に様々な請願が寄せられたことを確認している<sup>78</sup>。刑事裁判における上訴が原則的に禁止されていた神聖ローマ帝国では、各領邦の裁判所で下された判決に対する再審理、複数の領邦間での裁判権の所在を争う訴訟、裁判後の財産没収などをめぐる民事訴訟、名誉棄損訴訟、手続きそのものの無効性を問う無効確認訴訟、帝室裁判所から被告の収監状況の改善や面会を許可させるなどの命令を乞う裁定訴訟が帝室裁判所の管轄であった。とりわけ無効確認訴訟を求める請願状においては、迫害を受けた側から裁判実践について詳細な叙述がなされていることから、告発状、大学法学部の鑑定書、自白記録、判決文といった通常の領邦裁判所に残る裁判史料には見られない「迫害される側からの」貴重な情報の宝庫であるとしている<sup>79</sup>。しかし、その陰にはまた多くの棄却された請願がある。1790年から1805年の間には、請願状の約半数が棄却されたことが明らかにされているが、エーストマンは16-17世紀の状況がいかなるものであったのかは史料状況から知るすべがなく、今後の研究でも解明は難しいだろうと慎重に予測している<sup>80</sup>。エーストマンの関心が請願状の分析よりは、帝室裁判所の司法手続きや領邦裁判所との関係に集中していることは、そのような史料的背景によるものであろう。

メクレンブルクの事例を分析したメラーによれば、領邦レベルでの魔女裁判において請願状は速やかに裁判を中止させるための有効な手段であり、また同時に秩序ある手続きあるいは弁護のための主な手段として用いられたという<sup>81</sup>。請願はここでは名誉棄損訴訟やその他の弁護の試みと並ぶ非公式な調停ないしコミュニケーション戦略の一環として、規範から時には逸脱するような遡及的な運用を求める手段となり、時にはすでに判決の下った魔女犯罪への制裁が免除されるようなケースも生じたという<sup>82</sup>。帝国内において刑事裁判における上訴の道が閉ざされていたこと、帝室裁判所への訴訟には要求された様式を満たすだけの高度な専門的知識が必要とされ、にもかかわらずしばしば却下されたことから鑑みても、領邦レベルでの請願はより手ごろで効果の期待できるものだった。

フォルトマーはメラーが示したメクレンブルクでの事例と類似した傾向をルクセンブルク公領において見出している。ここでも村落や中小都市の指導層という出自の人々が、いかに自らが、あるいは彼らの家族や友人が仇敵によって魔女に仕立て上げられ、さらにラント条令に違反する不当な扱いを受けているか主張した。このような請願は、しばしば在地裁判所に対するルクセンブルク州顧問会 *Provinzialrat*

<sup>78</sup> エーストマンは裁判開始を要求する帝室裁判所に寄せられた訴状を一貫して *Supplikation* と表記している。史料にも *Supplikation* という語が用いられ、差出人も「原告 *Kläger*」ではなく「請願人 *Supplikant*」と表記されている。Peter Oestmann, *Hexenprozesse am Reichskammergericht, Köln 1997* (以下、Oestmann), passim. その意味ではこれらはやはり「訴状」ではなくノイハウスの司法請願 *Justizsupplikationen* に相応すると考えてよいだろう。ノイハウスは上位権力に何らかの厚意や引立て、あるいは特権の維持を求める請願状を「恩徳請願 *Gnadensupplikationen*」、司法・行政の分野において特定の敵対者について何らかの不平申し立てや訴えを行うものを「司法請願 *Justizsupplikationen*」として区分した。司法請願は、とりわけ裁判手続きの中で自らの弁護、ないしは手続きの遅延を意図して用いられたという。Neuhaus, *Reichstag*, S. 114ff, S. 118ff.

<sup>79</sup> Oestmann, S. 65.

<sup>80</sup> Ebd., S. 519f.

<sup>81</sup> Katrin Moeller, *Dass Willkür über Recht ginge. Hexenverfolgung in Mecklenburg im 16. und 17. Jahrhundert*, Bielefeld 2007 (以下、Moeller), S. 325- 330.

<sup>82</sup> Ebd., S. 479.

からの雪冤状 *Lettre de purge* を勝ち取ることができたという<sup>83</sup>。またフォルトマーは聖マクシミン修道院領で結成された魔女迫害組織「委員会」のメンバーであった男性が後に自身も魔女として訴えられ、無罪放免となったのちに自身の名誉回復を求めて当局に請願状を提出したことを分析する。ここで彼はかつての迫害者として迫害を正当化する一方、自身に対しては個人的な怨嗟の感情によって魔女裁判が利用されたと訴えている<sup>84</sup>。

このように先行研究においては、迫害される側ないしは迫害によって何らかの損失を受けた側からの請願が主に取り上げられてきた。その中で、マインツ選帝侯領での請願はやや特異な傾向を示す。マインツ選帝侯領の魔女裁判について 1988 年に博士論文を著したポールは、魔女裁判の開始にあたっての請願の重要性をすでに指摘している<sup>85</sup>。ヘルターもまた、16 世紀末にはマインツ選帝侯領で刑事司法全般における請願の急激な増加を確認しているが、その多くは魔女裁判の開始を求めるものであったという<sup>86</sup>。請願状は、民衆から発せられたテキストを用いて彼らの迫害要求を分析することを可能とする、まさに注目すべき史料群なのである。

対象地域の中では、マインツ選帝侯領で比較的多くの請願状の存在が確認される。これらは多くの手稿史料の中に散在しており、それらを探し出し、前後から文脈を類推し、テキストを読み解くことは非才の筆者には大変な時間を要する作業であった。本研究で取り上げるのは、そのような作業を通じて筆者が目を通すことのできた 60 余の請願状史料である。この中には請願状原本のほか、請願について引用・言及した役人の書簡なども含まれる。在地の裁判領主ではなく中央機関（選帝侯／宮廷顧問会）に宛てられた請願状が多い一方、トリーア選帝侯領では請願状はほんのわずか見られるに過ぎず、この差異も興味深い。ケルン選帝侯領では請願状そのものは残存していないケースが多いものの、宮廷顧問会の議事録では少なからぬ請願が扱われている。このような数量的な差異、また請願に対する選帝侯のリアクションも、それぞれの行政・司法機構の分析と比較考察抜きには説明することはできない。

### 序－４－１－３．請願史料の特性

請願状史料の分析に当たっては、その特性上、史料批判が不可欠である。この史料を扱うに当たってどのような点に留意すべきか検討してみたい<sup>87</sup>。

まず、第一点目として、代表性の問題が挙げられる。多くの地域に共通して言えることだが、請願状

<sup>83</sup> Rita Voltmer, ...ce tant exécrable et détestable crime de sortilege. Der “Bürgerkrieg” gegen Hexen und Hexenmeister im Herzogtum Luxemburg (16. und 17. Jahrhundert), in: *Hémecht. Revue d’Histoire Luxembourgeoise. Zeitschrift für Luxemburger Geschichte* 56 (2004), S. 54-92 (以下、Voltmer, Bürgerkrieg), hier S. 64f.

<sup>84</sup> Rita Voltmer, Hexenjagd im Territorium der Reichsabtei St. Maximin (16.- 17. Jahrhundert): Zwei Untertanen-Supplikationen (1595 / um 1630), in: Winfried Reichert / Rita Voltmer (Hg.), *Quellen zur Geschichte der Rhein-Maas-Raumes: ein Lehr- und Lernbuch*, Trier 2006, S. 226-271 (以下、Voltmer, Hexenjagd), hier S. 249-269.

<sup>85</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 148ff.

<sup>86</sup> Härter, *Policey und Straffjustiz*, S. 30; S. 502.

<sup>87</sup> 請願状の史料上の特性とその史料批判的考察については Brigit Rehse, *Die Supplikations- und Gnadenpraxis in Brandenburg-Preußen. Eine Untersuchung am Beispiel der Kurmark unter Friedrich Wilhelm II. (1786-1797)*, Berlin 2008 (以下、Rehse), S. 64-71; Rita Voltmer / Shigeko Kobayashi, Supplikationen und Hexereiverfahren im Westen des Alten Reichs. Stand und Perspektiven der Forschung, in: *Kurtrierisches Jahrbuch* 51 (2011), S. 247-269 (以下、Voltmer / Kobayashi), hier S. 216f; Würgler, *Bitten und Begehren*, S. 41-43.



は史料として決して完全な形で残されていないというところからスタートしなければならない。そもそも全体の像が分からない以上は、現存しているものから抽出した結果に何らかの代表性を負わせることは難しい。その意味で、請願状分析は量的にはなく質的分析に適している。この史料からは、何を犯罪的と見なし何を社会の外側に置こうとしたのか、社会的コンテクストを読み取ることを目的とすべきである。しかし18世紀プロイセンにおける請願実践について博士論文を著したレーゼは、同時に「記録されなかったもの」への眼差しを喚起する。おそらく多くの請願が口頭で行われ、さらに記録に残されることなく決定が下された。したがって、記録に残された請願の背後に数多くの口頭請願の存在を想定すべきであろう<sup>88</sup>。本研究の対象地域となる三領邦では、それぞれ請願状の現れ方が異なる。マインツ選帝侯領には先述のとおり比較的多くの請願が残されており、また役人間の書簡においては口頭でも請願がなされたことがうかがえる。ケルン選帝侯領の宮廷顧問会議事録には、多くの請願の記録が残り、請願に答えることそれ自体が近世においては当局の重要課題であったことを示している。しかし、宮廷顧問会議事録に現れる魔女迫害関連の議題1043件について調査したホイザーによれば、民衆からの魔女裁判を求める請願はたった6%に過ぎないという<sup>89</sup>。ここからは、請願が中央機関である宮廷顧問会ではなく、在地の中間権力へと届けられた可能性も考慮せねばならない。トリーア選帝侯領では、請願はごく例外的に見られるにすぎない。このことは、宮廷顧問会議事録がトリーア選帝侯領には残されていないことを勘案しても、領邦君主の支配権の脆弱さ、それに反比例した共同体の自律性の強固さと無関係ではないだろう<sup>90</sup>。請願状の残存状況は、領邦内の社会的背景、地方と中央とのコミュニケーションの度合いを相当程度反映しているのではないだろうか。

第二点目として、史料が書かれた目的に留意すべきである。請願状は当局や裁判機構ではなく、民衆ないしその代筆者に由来するものである。請願状が民衆にとって自らの窮状を訴え、裁判における不正を弾劾するツールとなったことを思えば、請願状は近世民衆の生活世界を知り、また裁判実践における現実を知る上で貴重な「エゴ・ドキュメント」として捉えうる。しかし、請願状がある種の利害をもって当局にアピールすることを目的とし、またおそらくは教育を受けたプロフェッショナルである書記や公証人の少なからぬ関与を経たものである以上、純粋な「エゴ・ドキュメント」として扱うことには当然慎重であるべきである<sup>91</sup>。重要なのはむしろ、それが純粋なエゴ・ドキュメントであったか否か、そこに書かれていることが「真実」かフィクションかではなく、請願人がどのような戦略をもって当局の関心を引こうとしたのか、ということであろう。自らの要求をできるだけ説得力豊かに、また支配者に受け入れられやすくするために、請願人は自らをどのように演出し、どのような役割を引き受けたのか。彼らを取り巻く社会的状況、裁判所や当局との関わり、またおそらく彼らが親しんだであろう特定の議論の「型」に留意すべきなのである。

ケルン選帝侯領での請願状は一部の例外を除き宮廷顧問会議事録における短い抄録から請願人が中央機関に何を求め、在地でどのような問題が生じていたかを伺うことができるものの、オリジナルの請願

<sup>88</sup> Rehse, S. 65.

<sup>89</sup> Peter Arnold Heuser, Eine Auseinandersetzung über den Indizienwert der Kaltwasserprobe im Hexenprozeß. Studien zur Rich-Delrio-Kontoroverse 1597-1599 und zur Zurückdrängung der Kaltwasserprobe aus kurkölnischen Hexenprozessen im 17. Jahrhundert, in: *Rheinische- westfälische Zeitschrift für Volkskunde* 45 (2000), S. 73-135 (以下、Heuser, Kaltwasserprobe), hier S. 128.

<sup>90</sup> Voltmer / Kobayashi, S. 253.

<sup>91</sup> Würigler, Bitten und Begehren, S.42f.

状でどのようなレトリックが用いられたか推測することは困難である。そこで、本研究では、主にマインツ選帝侯領の請願状を質的分析の対象とする。請願状をめぐる経過とその帰結が比較的明らかにできるマインツ選帝侯領におけるケースを分析し、請願人が魔女迫害をどのように知覚し、それをどのように支配者と自身との間の関係に位置づけたのかを考えてみたい。

ヘルターは刑事司法における請願の機能として、「犯罪行為の報告・裁判の開始要求」「在地の裁判実践における不法・不当の報告」「厳格な法規定に対する抗議、ないしは法の厳格化要求」「刑罰の軽減・猶予の要求」の四つを挙げている<sup>92</sup>。これに従い、本研究でも魔女裁判における請願の機能を分類するが、大きくは魔女裁判を推進するもの、魔女裁判に反対するものという二つの分類が可能であろう。前者、魔女裁判を推進する側が用いるロジックは、しばしば悪魔学の著作や魔女裁判記録からもよく知られた、「迫害する側」の認識である。国家や司法機関により「書かれた」記録では、そこにたとえ農民や一市民の証言があったとしても、彼らの口頭での日常的な言葉は法的専門用語に翻訳されてしまっている。裁判での証言なども官僚的なロジックの中で、当局により本来とは異なる意味づけを与えられ、その構造やスタイルないしは内容もが変えられている可能性に留意しなければならない<sup>93</sup>。他方、反魔女迫害の立場から書かれたものも、同様の制約を受けることを見過ごしてはならない。犠牲者ないしその近い人々、弁護士などによって書かれた文書にも、同様に書記や公証人側からの書き換えがあり、自らの主張に説得力を持たせるための特定のトポスが現れてくるのである。迫害する側の悪意・嫉妬・憎しみ、金銭的欲求などは迫害者を非難する定型句であるが、それだけをもって、迫害者の側の真実の動機として認識することにもまた慎重であるべきだろう。

#### 序-4-2. ポリツァイ条令

本研究のもう一つの重要な検討対象史料はポリツァイ条令である。ポリツァイとは、もともとアリストテレスが用いた言葉で「ポリス市民に対する支配」という意味を持っていたが、16世紀のドイツにおいては様々な観点において、「公共のよき秩序」、また「よき秩序を保ち、もたらすような働きかけ」という二つの意味で用いられるようになる。「良き秩序」の定義は時代によって様々に移り変わるが、公衆衛生の保持、防火、共有地の利用、水資源の分配、公正な価格・度量衡基準の遵守、治安の維持、橋梁や街路など公共建築の建設とその維持、風俗や社会秩序に関する諸規定など、およそ共同生活を送る上での全ての事象がポリツァイの対象であった<sup>94</sup>。したがって治安維持という意味において、当時犯罪として認識された「魔女」を取り締まることもポリツァイの範疇に含まれていた。

秩序を創出し、維持するための装置として用いられたのは、君主の側から制定される法・命令であった。「ポリツァイ条令」という時、そこには様々な形式が含まれている。ラント身分による承認を必要とし、複数の規範対象に対する広範な内容を持ついわゆる「ポリツァイ・ラント条令 *Policey-und Landordnung*」、個別の規範対象に関する「特別条令 *Ordnung*」、ごく短く章立てや条項を持たない「命

<sup>92</sup> Härter, *Das Aushandeln*, S. 246.

<sup>93</sup> Rehse, S. 66f.

<sup>94</sup> 松本尚子「近世ドイツの治安イメージとポリツァイ—廷吏から治安部隊へ」林田敏子・大日方純夫編『ヨーロッパの探求 13 警察』ミネルヴァ書房、2012年、17-70頁、ここでは特に26-29頁。またポリツァイ概念史についてはイゼリの概説書が手頃である。Andrea Iseli, *Gute Policey. Öffentliche Ordnung in der Frühen Neuzeit*, Stuttgart 2009 (以下、Iseli, *Gute Policey*), hier S. 14-31.

令 *Verordnung*」、そして上級当局から下級当局への書面回答であったのが、単なる指導の枠を越えて規範的価値を持つに至った「通達 *Reskript*」などが挙げられる。近世に発せられたポリツァイ条令としては狭い範囲に限定された細かなものが圧倒的に多いという。それらはラント身分の承認を必要とせず、個々の問題に対応してその都度発せられるものであり、ゆえに変化する状況により素早く対応できるという性質を持っていたからである<sup>95</sup>。君主がポリツァイをその政治目標として掲げるようになる16世紀、ポリツァイ条令発布回数著しい増加が多く領邦で確認されるようになる<sup>96</sup>。当然、魔女迫害とポリツァイにもまた深く議論すべき関連があり、本研究において、「ポリツァイ」はキーワードの一つとなる。ここでは、まずは近年のポリツァイ研究の議論を概観した上で、魔女迫害史研究との交わりの中でさらに追究すべき問題点を明らかにしたい<sup>97</sup>。

#### 序-4-2-1. ポリツァイ研究の動向

ポリツァイ研究は、長らく16-17世紀のポリツァイ論をめぐる同時代の政治思想の文脈の中で論じられ、前近代の政治概念と18世紀におけるその発展に論点が置かれてきた。しかし、研究の関心は次第にそのポリツァイ理論がいかんして実践に移されたのかということに集中する。すでに触れたエストライヒの「社会的規律化」テーゼにおいてもポリツァイは重要な役割を与えられている。ポリツァイ条令は君侯による社会の根本的な規律化プロセスである近世国家の基本構造変革に重要な役割を果たしたとされる。ポリツァイ条令は支配者の規律化意志の表出であり、手段だったのである<sup>98</sup>。

しかし、この規律化テーゼは80年代・90年代における活発な議論を喚起し、その結果多くの論点新たに提起されている。例えば、神聖ローマ帝国の多くの領邦で条令や法規の数が16世紀ころに飛躍的に増大することはすでに述べたが、1990年代以降のポリツァイ研究においてはこの「規範の現実的通用」ないしは「規範の貫徹」、つまりポリツァイ条令は多かれ少なかれ法的実効性を与えられうるのか、相当程度に遵守されたのかという議論が焦点にあがってきた。この議論の口火を切ったシュルムボームは近世の行政機構の整備が不十分であったゆえに、このように法規が守られる、すなわち貫徹されることは難しかった

<sup>95</sup> 松本尚子「ドイツ近世の国制と公法—帝国・ポリツァイ・法学」『法制史研究』48(1998)、186-194頁、ここでは187-188頁。本研究においてはこれら発布形態をあえて訳し分けることはせず、「ポリツァイ条令」と総称する。シュトライスも指摘するように、この時期のポリツァイ指令は「法律」と職務命令との中間的性格のものであり、限定された通用力しか有していなかった。M. シュトライス著、和田卓朗訳「初期近代 [=近世] のポリツァイ条令における「規範の現実的通用」とは何を意味するか」『大阪市立大学法学雑誌』49号2巻(2002)、332-365頁、特に359頁; Harriet Rudolph, "Löblich und wol regiert"?: Strafjustiz in Kurköln in der frühen Neuzeit, in: Franz Irsigler (Hg.), *Zwischen Maas und Rhein. Beziehungen, Begegnungen und Konflikte in einem europäischen Kernraum von der Spätantike bis zum 19. Jahrhundert*, Trier 2006, S. 199-221 (以下、H. Rudolph, *Strafjustiz in Kurköln*), hier S. 203.

<sup>96</sup> この傾向は本研究の対象地域にもれなく当てはまるが、特にケルン選帝侯領では顕著である。ここでは1600年までに18回しか条令が公布されなかったのに対し、17世紀には190、18世紀には1000以上の法規・条令が制定されている。Iseli, *Gute Policey*, S. 87.

<sup>97</sup> ポリツァイに関わる研究動向については、特にIseli, *Gute Policey*, S. 8-13; Achim Landwehr, *Die Rhetorik der "Guten Policey"*, in: *ZHF* 30 Bd. (2003), S. 251-287 (以下、Landwehr, *Die Rhetorik*), hier S. 251-255; 佐久間弘展「ドイツ中近世史におけるポリツァイ研究の新動向」『比較都市史研究』25-1(2006)、57-70頁を参照した。

<sup>98</sup> Iseli, *Gute Policey*, S. 116f.

とする。その半面、法の公布は「良きお上」としての領邦君主の姿を誇示する自己表現の場であり、一種の劇場的効果を持ったのだという<sup>99</sup>。

これに対してヘルターはお上のポリツァイや刑事司法による規範形成や規範の貫徹について、お上が規範を与えようとする意図をもって刑事司法などの形で組織的に規範を貫徹させようとする垂直的・長期的の局面と、家族・隣人関係・職業団体や教会による相互監視などのインフォーマルで水平的な局面を結び付ける。すなわち、法の発布はシュルムボームの言うような単なるパフォーマンスに留まるものでなく実際に長期的効果を持ったのであり、また臣民の中でそれがある程度受け入れられることで犯罪予防の効果をもたらしたのだという。ここではある秩序を要求することは「規範を与えるお上」と「規範の受け手」との間のコンセンサスの表れとして捉えられる。請願などの手段を通じて違反に対する制裁が交渉可能であったことは、規範が受け入れられることを促進したといい、ポリツァイ条令そのものにすでにその交渉可能性が示されていることも制裁への恫喝と実際に行われる刑罰との隔たりを示すものだという<sup>100</sup>。

さらにラントヴェーアは「規範の貫徹」という概念をいったん離れることを推奨する。規範の多様な社会的作用の可能性を視野におさめるためには、むしろ「貫徹」よりも「履行 Implementation」を、つまりその時々の特定の社会的・政治的・文化的・経済的・宗教的關係においてポリツァイ条令がいかに作用したのかが重要であると主張する<sup>101</sup>。規範と実践を、循環的プロセスを構成する一部として捉え、多様な社会的集団がいかなる理由からどのように規範と向き合ったのかを問うべきであるという。

ラントヴェーアはさらに、規範の受け手としての臣民の役割にも注目する。シュルムボームもすでにポリツァイ法が貫徹されるために臣民の協力が不可欠であるとして、「法を遵守する主体」としての臣民の重要性を指摘していた<sup>102</sup>。ラントヴェーアはまた、なぜ臣民があるポリツァイ法を守り、他のポリツァイ法は無視したのか、君主の描く規範と民衆の規範意識のずれに着目した。例えば、日曜日の就労禁止、ミサへの出席を命じるポリツァイに対して、「生活のために」すなわち家族を経済的に支えるために純粋な必要性から日曜日にも働くことの正当性が主張された。また居酒屋の営業時間を制限する法規に対しても、臣民はポリツァイ条令より社会的に認知された行為規範を優先した。それに対し、消防条令や私財の保護に関わるもの、商品の品質管理などに関わるポリツァイは、むしろ法の送り手と受け手の共通の利害関心から生まれたものと言える<sup>103</sup>。彼はさらに、臣民が自らの利害関心に基づいて法の整備を求める手段として請願が少なからぬ役割を果たしたという。また、当時臣民には違反があった場合には当局に報告することが義務付けられており、ポリツァイ規範の監視は臣民の幅広い協力があって初めて可能となるものだった。しかし臣民は実際には自らの関心や価値観に基づいて、ポリツァイ規範を無視したり、密告を拒んだりするなど多様な選択肢を持ったという<sup>104</sup>。このように様々な行為者がどのように規範を求め、どのように規範に対して行動するのかという動態的な視座は、多様な主体の相互作用によって実践的に生起されるとい

<sup>99</sup> Jürgen Schlumbohm, Gesetze, die nicht durchgesetzt werden: Ein Strukturmerkmal des frühneuzeitlichen Staates? in: *Geschichte und Gesellschaft* 23 (1997), S. 647-663 (以下、Schlumbohm, Gesetze), hier S. 660.

<sup>100</sup> Härter, *Policey und Strafrecht*, S. 9-12; Iseli, *Gute Policey*, S. 131f.

<sup>101</sup> Landwehr, *Die Rhetorik*, S. 253f.

<sup>102</sup> Schlumbohm, *Gesetze*, S. 661-663.

<sup>103</sup> Achim Landwehr, *Policey vor Ort. Die Implementation von Policeyordnungen in der ländlichen Gesellschaft der Frühen Neuzeit*, in: Karl Härter (Hg.), *Policey und frühneuzeitliche Gesellschaft*, Frankfurt a. M. 2000, S. 47-70 (以下、Landwehr, *Policey vor Ort*), hier S. 57ff.

<sup>104</sup> Ebd., S. 61ff.

うブリックレらの近世的支配の理解とつながっていくのである。

#### 序－４－２－２．魔女迫害に関わるポリツァイ条令

ポリツァイ研究において示された視点は、魔女迫害史研究においても重要な問題を提起する。本研究では、これらポリツァイ条令を静態的な規範と捉えるのではなく、その背景にどのような力が働いたのかを分析の対象とする。ポリツァイ条令の背後にある複数主体の様々な利害を拾い上げることで、近世における複雑な権力関係の在り方を再構成することが目的である。

本研究の対象となる三聖界選帝侯領では、16世紀末から17世紀に魔女や魔女犯罪に関わるポリツァイ条令が発布されている。帝国と三聖界選帝侯領に宛てられた『ポリツァイ条令目録シリーズ』第一巻<sup>105</sup>では、トリーア選帝侯領で3回、ケルン選帝侯領で1回、マインツ選帝侯領で5回の妖術ないし魔女関係のポリツァイ条令を確認することができる。これらは、第一に当時の裁判運営の実態をうかがわせるものとして貴重な史料である。在地裁判所の逸脱を非難する内容からは、いかに君主の望む規範から在地の裁判実践がかけ離れていたかを垣間見ることができるだろう。

第二に、これらポリツァイ条令は領邦君主がどのような司法の秩序を目指していたのかを示すものでもある。そこからは、魔女の災厄を取り除くことを自らの使命としつつも民衆の暴走と法の逸脱を防がねばならなかった姿が見て取れる。また、本研究ではとりわけ、ポリツァイ条令と請願との関係に着目する。ポリツァイ条令には民衆の請願は反映されていたのか。また、ポリツァイに対して民衆はどのように反応したのか。ブリックレが示したような、請願とポリツァイの循環的プロセスは魔女迫害においても妥当なものなのだろうか。そこで、ポリツァイ条令の内容そのもの、またそこで用いられているレトリックの分析を行う。そこには請願の痕跡、ないしは請願で用いられたレトリックとの対応関係が見られるのではないか。そして、その上で問われるべきは、ポリツァイ条令が実際の魔女裁判の場面においてどのように機能したのか（あるいはしなかったのか）、三つの対象地域においてその通用の程度に違いが見られるならば、それはどの要因に求めるべきなのか、という問題であろう。

#### 序－４．小括

本研究は、請願とポリツァイという近世政治における互いに切り離しえない重要な要素を主要史料に、広域における魔女迫害を比較検証するという試みである。その主眼は、魔女迫害という多義的な現象を通じて、同時代における裁判実践の中から変容する君主・臣民関係、支配の在り方、国家形成のダイナミズムを叙述することにある。近世における支配は垂直的な現象ではなく、民衆と君主、裁判領主や役人などの中間権力といった多くのアクターが様々な場面でそれぞれの行為規範に従った結果紡ぎだされていく実践と理解される一方、魔女迫害もまた一種の多様なアクターの利害が絡み合う実践と見なすことができる。そこで、多くの共通性を抱えつつも異なる特徴を持って現れた三聖界選帝侯領の魔女迫害の構造を、請願とポリツァイの循環として分析してみたい。三選帝侯領の魔女迫害現象に見られる相違はどのような政治的・社会的・経済的背景によるものなのか。どのような行為者がどのような背景にお

<sup>105</sup> Karl Härter (Hg.), *Deutsches Reich und geistliche Kurfürstentümer (Kurmainz, Kurköln, Kurtrier)*, Frankfurt a. M. 1996. この目録では、ケルン選帝侯領の1607年および1628年の魔女裁判関係法令が扱われていない。

いてどのように行動した結果、どのような迫害が生み出されたのか。これを明らかにするために、本研究では以下のように分析を進めたい。

第一部は第一章から第三章の三つの章から構成され、魔女迫害の背景を検討していく。まずは第一章において、魔女迫害の枠組みとして対象地域においてどのような行政・司法機構が存在していたのかを明らかにする。とりわけ、各選帝侯領で行政・司法の中核的な役割を担った宮廷顧問会の機能、選帝侯とラント等族・在地役人らとの関係、実際にローカルなレベルで裁判を担っていた人々の諸相を問う。続く第二章では魔女迫害の歴史的背景とその規模を概観し、対象地域で見られた裁判の地域的・時間的分布から共通性と差異を考察する。また、その時期に魔女迫害が起こったこと背景として、魔女観念の成立、拷問を用いた糾問訴訟の世俗裁判所への浸透、そして宗教改革の影響を分析していこう。第三章では、どのような人々が実際に迫害されたのか、どのような人々が何を動機として迫害を推進したのか、各領邦の犠牲者と迫害者のプロフィールを分析する。ここでは、先に見た「道具化」の議論を再検証することになるだろう。ここで臣民の迫害への動機を論じた上で、当局が迫害要求にどのように対応したのかという問いがさらに続く。迫害を推し進めた、あるいは抑制した主体として、聖職者、法学者、選帝侯、裁判領主や在地役人といった人々の役割を見ていくことになるであろう。

第二部は本研究の核に当たり、裁判実践に焦点が当てられる。迫害の法的枠組みとなるポリツァイ諸条令とその実践を分析するために、三つの章では裁判におけるそれぞれ異なる相に着目する。第四章は裁判の開始、第五章はそれに対する被告側からの抵抗を、そして第六章では裁判費用の問題を中心に扱う。ポリツァイ条令において選帝侯たちはどのようなレトリックを用いて、どのような秩序を目指したのか。また、それらはどのような現実を反映していたのか。ポリツァイ条令の受け手たちは、どのようにこれに対応したのか。さらに、各領邦におけるポリツァイ条令の比較分析により、これら選帝侯が抱えていたそれぞれの問題も明らかにされるだろう。

裁判がどのように開始され、またそれをめぐりどのような攻防があったのか。魔女裁判をめぐって在地役人と対立し、さらに上級裁判所へ交渉を試みた一部住民の姿を、また、繰り返される魔女裁判を求める請願に、在地支配者がどのように向き合い、それを領邦君主にどのように伝えたのかを、中央機関と在地の支配の媒介者の間に存在した意志伝達の在り方を、我々は見ていくことになるだろう。そして、「司法の利用」という文脈における請願の多様な機能が明らかにされるだろう。その際、請願が書かれたその都度の目的および結果的に果たした機能に応じて整理をしつつ、請願人の戦略を分析する。そこからは、交渉と対話による支配の在り方が浮かび上がってくる。最終章ではこれら考察を踏まえた上で、近世の三聖界選帝侯領における臣民・役人・領主という関係性から魔女迫害が生じた意味を分析していこう。

# 第一部

## 第一章 三聖界選帝侯領の司法・行政制度

本章では、魔女迫害の背景となった対象地域の 16-17 世紀における国制および司法・行政制度の概観を試みる。

三聖界選帝侯領の政治体制を構成する要素としては、大きく選帝侯、聖堂参事会、ラント身分の三つが挙げられる。選帝侯は言うまでもなく領邦君主であるが、彼らは当然世襲ではなく、聖堂参事会による選挙で選出された。さらに選出に際しての選挙協約を通じて、選帝侯は常にその支配権を聖堂参事会によってある程度制限されていた。一種の共同統治者であった聖堂参事会員は例外なく貴族からなり、本来の教会関連の案件に加えて世俗領域での課題についても大きな影響力をふるった<sup>106</sup>。しかし、いずれの領邦においても聖堂参事会が迫害を促進ないし抑制するなど、魔女裁判に影響を与えた形跡はない。第三の勢力であるラント身分は、聖堂参事会員に含まれない貴族あるいは諸都市からなる。とりわけ貴族たちは後述するように管区長ないし下級役人として直接的、間接的に魔女裁判に関与した。

このような国制上の特質に留意しながら、まずは第一節で各領邦の領域を概観しよう。司教領邦の特徴である領域の分断、一体性の欠如を確認できるだろう。第二節では行政、司法の在り方を中央のレベル、中間層である地方役人のレベル、そして共同体という三層から比較検討する。その際、16 世紀に本格化する中央からの統制の試みと、伝統的な共同体の秩序維持の在り方とがどのように関係していくのか論じてみたい。

### 1-1. 領域と行政管区

各選帝侯領の地理的概観に入る前に、簡単に用語の整理をしておきたい。まず前提として大司教領 *Erzstift* は大司教区 *Erzbistum* とは別の区分である。大司教領とはすなわち大司教の世俗統治が及ぶ地域であり、トリーア・ケルン・マインツの大司教領においては同選帝侯領 *Kurfürstentum* と同義である。混乱を避けるために本稿では「選帝侯領」という呼称を一貫して用いる。大抵の場合、大司教区は大司教領＝選帝侯領よりはるかに広い領域を指す。とりわけ宗教改革によって多くの地域がプロテスタント化したことにより、選帝侯＝大司教が影響力を及ぼしうる範囲は著しく減少した。

三聖界選帝侯領にはそれぞれ *Ober- Unterstift* という行政区分が存在する。*Stift* は教会や修道院を指す言葉でもあるが、ここでは選帝侯の実質的な支配領域を指すので、世俗的な区分として上管区・下管区という訳語を用いる。ただし、ケルン選帝侯領に関してはこの上下管区は後述するようにライン部にのみ適用され、ヴェストファーレンとレックリングハウゼンには用いられない。そのため、ケルン選帝侯領の *Oberstift* には上ライン部、*Niederstift* には下ライン部という訳を当てることとする。

すでに序章で述べたように、本研究の対象地域はいずれも分裂しまとまりを欠いたモザイク模様のよ

---

<sup>106</sup> トリーア選帝侯領における選帝侯、聖堂参事会、ラント身分の関係については Edwin Haxel, *Verfassung und Verwaltung des Kurfürstentums Trier im 18. Jahrhundert*, in: *Trierer Zeitschrift* 5 (1930), S. 47-88 (以下、Haxel, *Verfassung*), hier S. 48ff. ケルン選帝侯領でもラント身分と聖堂参事会とが厳然たる発言力を持った。Ferdinand Walter, *Das alte Erzstift und die Reichsstadt Köln*, Bonn 1866 (以下、Walter), S. 43f. 有力ラント貴族が存在しなかったマインツ選帝侯領でも、聖堂参事会は選挙協約によって選帝侯の世俗権限を制限していた。Karl Härter, *Kurmainz*, in: ders. (Hg.), *Deutsches Reich und geistliche Kurfürstentümer (Kurmainz, Kurköln, Kurtrier)*, Frankfurt a.M. 1996, S. 107-133 (以下、Härter, *Kurmainz*), hier S. 113f.



うな領域を為している。飛び領地、貴族の小さな家領や修道院領の存在、あるいは隣接領邦への領地の質入れなど、領邦君主である選帝侯の裁判権が制限される地域が入り組んで存在していた。本稿ではとても全ての小領地について触れる余裕はないが、魔女迫害の文脈で重要と思われる支配領域については適宜言及する。

### 1-1-1. トリーア選帝侯領

トリーア選帝侯領は、南はザール Saar 川沿岸からモーゼル川に至る地域、そしてモーゼルから西へフンスリュック Hunsrück、アイフェル Eifel 山地を超えてライン川まで至り、その中に多くの飛び地を抱える複雑なモザイクをなしていた。15 世紀にリンブルクを獲得して以降は大きな領地の変更はなく<sup>107</sup>、面積約 5400 平方km、約 75,000 人の人口を抱える小領邦であった<sup>108</sup>。産業も農業が中心で、モーゼル沿いに点在する中小都市も農地と隣接した半農村の性格を色濃く残している。住民の大多数は農村部に居住して畑作やワイン製造業に従事しており、18 世紀に至っても都市居住者は 10%に満たなかった<sup>109</sup>。行政区分としては、トリーア市を中心とする上管区 Oberstift とコブレンツを中心とする下管区 Unterstift の二つに大きく分かれる。16-17 世紀のトリーア選帝侯領には、当時の管区の数は研究者により異同があるものの、約 40 の管区が選帝侯の直接的支配のもとにあった<sup>110</sup>。大司教の居城はもともと大聖堂の所在地でもあるトリーア市であったが、16 世紀以降徐々にコブレンツに居住することが多くなっていった。コブレンツに築かれたエーレンブライト城塞は選帝侯の軍事上の安全を保証し、モーゼルとラインの結節点に当たる地理上の利点もあったからと考えられる<sup>111</sup>。

---

<sup>107</sup> 16 世紀以降の獲得領地として、プリュム修道院領 Abtei Prüm、ザイン伯領 Grafschaft Sayn、ニーダー・イーゼンブルク Nieder-Isenburg、ファレンダール Valendar とオーバーシュタイン Oberstein が挙げられる。Härter, Kurtrier, in: ders. (Hg.), *Deutsches Reich und geistliche Kurfürstentümer (Kurmainz, Kurköln, Kurtrier)*, Frankfurt a.M. 1996, S. 601-621 (以下、Härter, Kurtrier), hier S. 601-616.

<sup>108</sup> Härter, Kurtrier, S. 602; Rummel / Voltmer, *Hexen und Hexenverfolgung*, S. 77.

<sup>109</sup> Härter, Kurtrier, S. 602.

<sup>110</sup> 飛び領地や共同支配地域、間接的支配地域などを管区に含めるかどうかがこの差異の原因になっている。Dillinger, *Böse Leute*, S. 74. 16 世紀のトリーア選帝侯領の行政区については以下が詳細な情報を与えてくれるが、全ての管区を網羅したものではない。Peter Brommer (Hg.), *Die Ämter Kurtriers. Grundherrschaft, Gerichtsbarkeit, Steuerwesen und Einwohner. Edition des sogenannten Feuerbuchs von 1563*, Mainz 2003 (以下、Brommer); Franz Roman Janssen, *Kurtrier in seinen Ämtern vornehmlich im 16. Jahrhundert: Studien zur Entwicklung frühmoderner Staatlichkeit*, Bonn 1985 (以下、F. R. Janssen, *Kurtrier*). アムトは城塞を中核として 14 世紀ころから成立し、フランス革命軍による占領 (1794 年) まで各管区が選帝侯の地方行政の細胞となった。特に 14 世紀の城塞区を中心とした管区制度の発展に関しては、櫻井利夫『中世ドイツの領邦国家と城塞』創文社、2000 年(以下、櫻井『城塞』)が詳しい。

<sup>111</sup> Haxel, *Verfassung*, S. 52.



地図1：16世紀のトリアー選帝侯領【出典】Molitor, Kurtrier, S. 50 より(筆者により一部改変)

北部でスペイン・ハプスブルク領ネーデルラント、西部でフランスと境を接するトリアー選帝侯領は、ハプスブルク家のヨーロッパ戦略において地政学的に大きな意味を持った。フランスとの近接、ラインの大動脈へと通じるモーゼル川の水運、選帝侯領を南北に縦断しネーデルラントへと通じる「スペイン街道」の存在が、トリアー選帝侯領を軍事上の要地としたのである。スペイン領ネーデルラントの一州であったルクセンブルク公領と同様に、トリアー選帝侯領の西部および南部が16-17世紀の戦争において軍事行動の舞台となり、理想的な傭兵・軍資調達の間なし舎营地とされたことは、地理上の位置から当然のことであった<sup>112</sup>。

トリアー選帝侯領内部にある他所領の中でも、魔女迫害の文脈で特に挙げておかなければならないのは聖マクシミン修道院であろう。聖マクシミンはトリアー市に隣接する大所領を持ち、強大な権勢を誇ったベネディクト派の帝国修道院である<sup>113</sup>。聖マクシミン修道院はトリアー市に隣接する24の村落にお

<sup>112</sup> トリアー選帝侯領の地政学的意義について Rita Voltmer, „Krieg, uffrohr und teuffelsgespenst“. Das Erzbistum Trier und seine Bevölkerung während der Frühen Neuzeit, in: Bernhard Schneider (Hg.), *Geschichte des Bistums Trier, Bd. 3, Kirchenreform und Konfessionsstaat 1500-1801*, Trier 2010, S. 20-37 (以下、Voltmer, Krieg), hier S. 24-30.

<sup>113</sup> この修道院の帝国直属性をめぐることは同時代以来の激しい論争があった。修道院は帝国直属を主張したが、帝室裁判所は1570年にその主張を退け、トリアー選帝侯への帰属を命じている。しかし修道院は形式的に選帝侯に忠誠誓願を行いつつも、管区には独自に管区長を任命するなど免属を名乗り続けた。1600年にもラント議会で決定されたラント税の支払いを拒否し、ルクセンブルク公と結んで軍事的にもトリアー選帝侯に抵抗するなど、はっきりと対抗姿勢を貫いている。トリアー選帝侯は修道院の帝国直属を承認せず、自らのラント支配下にあるものとし、1669年には最終的に選帝侯のラント高権に服属させることに成功してい

いても独自に上級裁判権を有しており、そこで行われた魔女裁判はトリーア市にも飛び火した。選帝侯の権力の中枢たるトリーア市周辺すらも、自立的な領主の勢力下にあったのである。同様に、トリーア選帝侯領に隣接するシュポンハイム伯領カステラウンおよびトリーア選帝侯領内の同伯領の飛び領地ヴィニンゲン *Winningen*、シュポンハイム伯とトリーア選帝侯の共同統治領ベルトハイムも魔女裁判の舞台として先行研究では度々言及されている<sup>114</sup>。

### 1-1-2. ケルン選帝侯領

ケルン選帝侯領は 1580 年頃には約 8,700 平方 km の領土と約 200,000 人の人口を擁する中規模領邦であり、やはり多くの飛び領地からなる分裂した領域を形成していた<sup>115</sup>。この領邦は大きくライン部 *das rheinische Erzstift*、ヴェストファーレン公領 *Herzogtum Westfalen*、フェスト・レックリングハウゼン *Vest Lecklinghausen* の三つの領域に分かれている。この三つの領域は 14 世紀にはすでに形成されており、相互の関係もほぼその当時のまま引き継がれてきた。これら三つの領域をケルン選帝侯領は領邦君主として領有するものの、これらをすべて一体性のある支配地域とすることはなく一すなわち、この三つの領域に共通する確固とした行政システムは存在しないままケルン選帝侯とヴェストファーレン公を兼ねる領邦君主個人にそのつながりがかるうじて保持されていたのである<sup>116</sup>。それぞれの地域にはそれぞれの固有のラント法とラント等族が存在していた。したがって、16-17 世紀を通じて選帝侯領全土に共通のラント法は少数に留まっている。

ライン部は南北 100km ほどライン川に沿って細長く広がり、ケルンより北部は上ライン部 *Oberstift*、南部は下ライン部 *Niederstift* とさらに区分される。13 世紀ころからライン流域諸都市に対する選帝侯の影響力が強まり、徐々に実質的支配権が行使されることで形成されていった支配領域である<sup>117</sup>。東側は

---

る Rita Voltmer, *Einleitung*, in: Voltmer / Weisenstein, *Das Hexenregister*, S. 9\*-104\*(以下、Voltmer, *Einleitung*), hier S. 27\*を参照。このことから筆者はかつて拙稿「聖マクシミン」において「聖マクシミン管区」という表記を用い、これをトリーア選帝侯領に属する独立性の高い管区と捉えたが、やはり聖マクシミン修道院の勢力範囲をトリーア選帝侯領の一部と捉えるのは実態に即していないものと訂正しなければならない。1563 年の調査において、プファルツェル管区からの報告には「これら以下に述べる村落は聖マクシミン修道院の領主裁判権および上級裁判権に属している」として 24 の村落の名を挙げており、当時すでに聖マクシミンが一定の領域において独自の裁判権を持っていたことが分かる。Brommer, S. 479-484. 従って、聖マクシミン修道院の帝国直属が正式に認められなかったからと言って、支配権の中核をなす上級裁判権を聖マクシミン修道院が行使している以上、これを選帝侯のラント高権に属するものとすることはできない。

<sup>114</sup> シュポンハイム伯領は 1557 年にはルター派となっていたが、1595 年から 1671 年にはカトリックであるバーデン辺境伯、ルター派であるプファルツ・ツヴァイブリュッケン公によって統治権が分割されていた。この地域を詳細に扱った研究としては、Rummel, *Bauern* を参照。邦語では牟田氏による紹介を参照。牟田和男「村の魔女狩り—民衆司法のメカニズム」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997 年、213 - 246 頁(以下、牟田「村の魔女狩り」)。

<sup>115</sup> Franz Bosbach, *Köln. Erzstift und Freie Reichsstadt*, in: Anton Schindling / Walter Ziegler (Hg.), *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung. Land und Konfession 1500- 1650*, Bd. 3 (Der Norwesten)<sup>2</sup>, Münster 1995, S. 58-84 (以下、Bosbach, Köln), hier S. 60.

<sup>116</sup> Thomas Simon / Markus Keller, *Kurköln*, in: Karl Härter (Hg.), *Deutsches Reich und geistliche Kurfürstentümer (Kurmainz, Kurköln, Kurtrier)*, Frankfurt a.M. 1996, S. 423-445 (以下、Simon / Keller), hier S. 424.

<sup>117</sup> Bosbach, Köln, S. 60; Walter, S. 19ff. またこの地域における管区制度の成立については林毅『ドイツ中世都市

ライン川がほぼ境界線となっており、西側ではゲルデルン公領 *Herzogtum Geldern* とユーリヒ公領 *Herzogtum Jürich* に接する<sup>118</sup>。地図を一瞥すれば容易に見て取れるように、周囲の諸領邦が領域内に複雑に入り組み分断されているライン部は、ヴェストファーレンやレックリングハウゼンに比べてはるかに領域的一体性に欠ける。ボン *Bonn* やブリュール *Brühl* を中心とする領域が選帝侯領の実質的核をなすが、バード・ゴータスベルク *Bad-Gotesberg* を南の境として、さらに南部にアルテナー *Altenahr* 管区、ニュルブルク *Nürnberg* 管区、アンダーナハ *Andernach* 管区、アルテンヴィード *Altenwied* 管区という飛び領地を抱えている<sup>119</sup>。

ここで注意すべきは帝国都市ケルンの存在であろう。ケルン市は13世紀にケルン大司教からの政治的独立を勝ち取り、ケルン選帝侯はボンへと居を移した。しかしこのことはケルン市とケルン選帝侯領が完全に没交渉になったことを意味するわけではない。後述するように、ケルン市にはケルン選帝侯領を管轄する裁判所が置かれ、1597年までは選帝侯の顧問の多くがケルン市民であった。本稿ではケルン市の魔女裁判の事例には深く立ち入らないものの、選帝侯領と帝国都市との深い関係には留意しなければならない<sup>120</sup>。

ライン部からライン右岸ベルク公領 *Herzogtum Berg* を挟んで東に大きく離れたヴェストファーレン公領は、南はロタール山地からザウアーラント *Sauerland* とルール川渓谷を超え、北はゾースト *Soest* とリップシュタット *Lippstadt* の南側まで達し、面積約3750平方kmとライン部について大きな領域を形成している<sup>121</sup>。一部選帝侯の行政及び司法に服さない土地領主の所領も残っていたものの、ヴェストファーレン公領の行政組織化は15世紀にはほとんど完成し、ケルン選帝侯領の他地域と同様、管区 *Amt* が重要な行政単位となった。選帝侯の代理人であるラント代官とヴェストファーレン顧問会がアルンスベルク *Arnsberg* に置かれたことから、このルール川沿いの都市がヴェストファーレンの行政の中心地となる。

---

と都市法』創文社、1980年(以下、林『ドイツ中世都市』)、67 - 68頁を参照。

<sup>118</sup> Walter, S. 22.

<sup>119</sup> Simon / Keller, S. 423.

<sup>120</sup> この問題については多くの文献があるが、とりわけ林氏の諸論考を参照されたい。林『ドイツ中世都市』102 - 166頁、289 - 291頁、同『西洋中世自治都市と都市法』敬文堂、1991年、47-83頁。

<sup>121</sup> Decker, *Herzogtum Westfalen*, S. 339. アッテンドルフ *Attendorf*、ブリロン *Brilon*、ゲゼーケ *Geseke* などの都市は13世紀初頭にケルン大司教エンゲルバート・フォン・ベルクによって都市法を与えられている。彼の後継者である大司教コンラート一世によってハレンベルク *Hallenberg*、シュマレンベルク *Schmallenberg*、ヴィンターベルク *Winterberg* の諸都市が建設され、この地方における大司教の支配がさらに強められた。14世紀にはアルンスベルク伯領を獲得、ビルシュタインを征服したことにより、世紀中ごろにはこの地域はケルン大司教の「マルシャル管区ヴェストファーレン」として一つの領域をなすようになった。ゾースト市はゾースト・フェーデ (1444-1449) によってケルン選帝侯の影響を脱してヴェストファーレン公領と分かれ、マルク伯領に属した。これ以降、神聖ローマ帝国の解体までヴェストファーレンの領域にはほとんど変化が見られない。Monika Storm, *Das Herzogtum Westfalen, das Vest Recklinghausen und das rheinische Erzstift Köln: Kurköln in seinen Teilen*, in: Harm Klueting (Hg.), *Das Herzogtum Westfalen*, Aschendorff 2009, S. 343-362 (以下、Storm, *Westfalen*), hier S. 357.



地図 2 : 宗教改革期のケルン選帝侯領【出典】Bosbach, Köln, S. 58 (筆者により一部改変)

第三の、そして最も小さな領域を形成するのが北部のフェスト・レックリングハウゼンである。13 世紀にケルン選帝侯から都市法を授与されたレックリングハウゼンとドルステン Dorsten の二市が、ケルン選帝侯による領域支配のスタート地点となった。この両都市は地理的にはヴェストファーレンと隣接していたが、政治的にはむしろライン部との接近を見せ、14 世紀の新大司教への誠実宣誓に際して、ヴェストファーレン諸都市ではなくライン諸都市に連なっている。また、この地では騎士身分とレックリングハウゼン・ドルステン両市がラント身分であったが、彼らに租税同意権はなく、ライン部の等族らによって決められた額が割合に応じて適用された<sup>122</sup>。レックリングハウゼンには選帝侯の代官が居住しており、この地の行政を管轄した。

### 1-1-3. マインツ選帝侯領

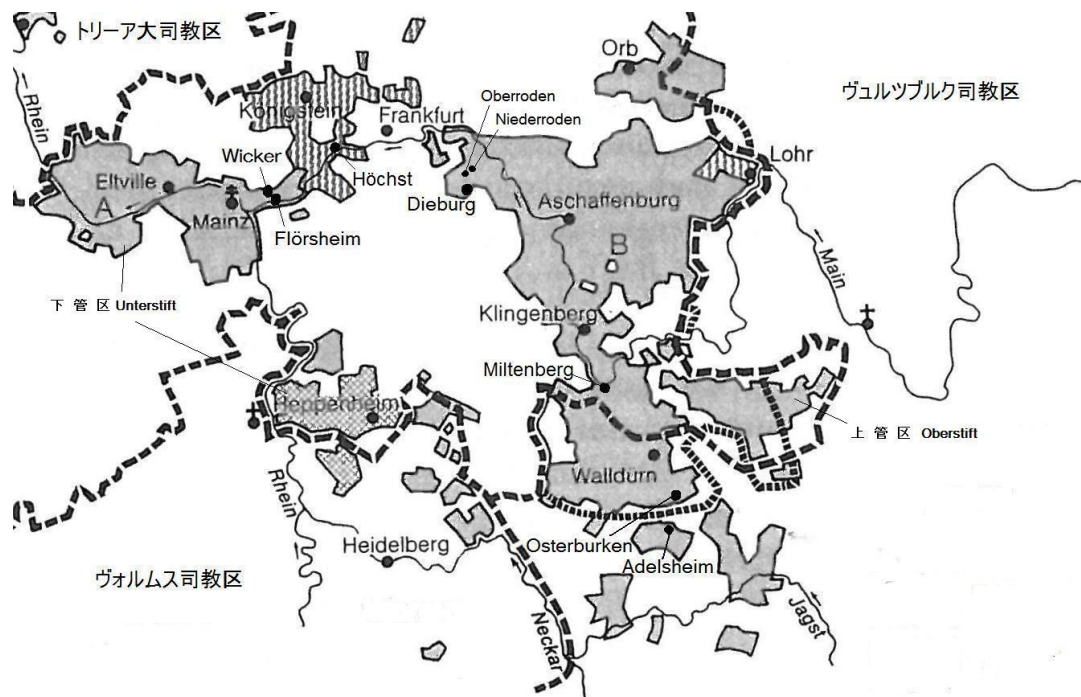
マインツ選帝侯領は 16 世紀初頭には約 32 万人の人口を擁する人口・面積ともに最大の司教領邦である<sup>123</sup>。選帝侯の居城都市であるマインツからはるか遠く離れたアイヒスフェルトとエアフルトの飛び領地は 18 世紀初頭には合わせて 12 万人ほどの人口であったが、これは領主である選帝侯個人と結びついたもので、国制上は独立したものであった<sup>124</sup>。したがって本研究においてはこの地域は検討の対象外とする。選帝侯の実質的支配の核は、ライン・マイン流域の 115 平方マイルからなる地域にあった。居城都市マインツを中心としラインガウを包摂する下管区 Unterstift、上流のアシャッフエンブルクを中心と

<sup>122</sup> Bosbach, Köln, S. 61; Storm, Westfalen, S. 358.

<sup>123</sup> Härter, *Policey und Straffjustiz*, S. 33.

<sup>124</sup> Härter, Kurmainz, S. 107.

し、メイン川に沿うように広がる上管区 Oberstift はライン・マインの大河に恵まれ、重要な遠隔地商業の舞台となっていた。上管区と下管区はヘッセン・ダルムシュタット伯領 Grafschaft Hessen-Darmstadt、ハーナウ・リヒテンベルク伯領 Grafschaft Hanau-Lichtenberg、プファルツ選帝侯領などプロテスタント領邦によって分断されている。マインツ市はローマ時代に起源を持ち、中世初期から商工業に栄えたドイツ最古の都市の一つである。司教座がおかれたマインツは13世紀には自由都市として都市特権を認められる。しかし1462年、大司教位を争うフェーデの際にアドルフ・フォン・ナッサウ Adolph von Nassau (1423-1475、在位 1461-1475)は、対立候補側に就いたこの都市を軍事的に征服し、領邦都市として君主直轄領へと組み込んだ<sup>125</sup>。以降、マインツ市は1244年以来謳歌してきた都市特権を失い、選帝侯の権力中枢として機能することになる。



地図3：宗教改革期のマインツ選帝侯領【出典】Jürgensmeier, Kurmainz, S. 60より（筆者により一部改変）。

マインツ選帝侯領には管区 Amt の他、代官管区 Vizedomamt や上級管区 Oberamt といった区分が存在していたが、管区に対して後二者が管轄や権能において優位であったわけではない。下管区はマインツ市/マインツ代官管区 Vizedomamt in der Stadt Mainz / Vizedomamt Mainz、ラインガウ代官管区 Vizedomamt des Rheingau を中心とした七つの行政区に分かれる<sup>126</sup>。選帝侯直属のこれら管区のほか、聖堂参事会が直轄するビンゲン Bingen、モンバハ Mombach、ホッホハイム Hochheim の各管区もあつ

<sup>125</sup> Friedhelm Jürgensmeier, Kurmainz, in: Anton Schindling / Walter Ziegler (Hg.), *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung. Land und Konfession 1500-1650*, Bd. 4 (Mitteleres Deutschland), Münster 1992, S. 60-97 (以下、Jürgensmeier, Kurmainz), hier S. 64f.; 神寶秀夫「ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力(中一)」『史淵』138号(2001)、145-179頁、147-148頁。

<sup>126</sup> Elwin Hensler, *Verfassung von Kurmainz um das Jahr 1600*, Straßburg 1908 (以下、Hensler), hier S. 2f. ほか、オルム=アルゲスハイム管区 Amt Olm=Algesheim、ヘーヒスト=ホーフハイム管区 Amt Höchst=Hofheim、上級管区ケーニヒシュタイン Oberamt Königstein、加えてゲルンスハイム管区 Amt Gernsheim およびラーンシュタイン管区 Amt Lahnstein の二つの飛び領地があった。

た。

上管区はミルテンベルクを支点として8の字型に南北二つにまとまっている。北半分には上管区における選帝侯の宮廷顧問会の所在地であるアシャッフエンブルク *Aschaffenburg* を中心とするアシャッフエンブルク代官管区 *Vizedomamt Aschaffenburg*、その西にはツェント・ディーブルク *Zent Dieburg*、ツェント・ゼーリゲンシュタット *Zent Seligenstadt* などがあり、南側にはミルテンベルク管区 *Amt Miltenberg* が連なっている。南側の西半分は広大な管区アモールバハ *Amt Amorbach*、ツェント・オスターブルケン *Zent Osterburken*、ツェント・ムーダウ *Zent Mudau* によってほぼ占められている<sup>127</sup>。

## 1-2. 行政・司法と在地役人

三聖界選帝侯領は近世の中小司教領邦として似通った行政・司法システムを持っていた。これらを(1)選帝侯に直属する中央機関、(2)管区 *Amt*、(3)在地の三層に分けてそれぞれ概観してみよう。(1) 16世紀には、中央機関の整備がすすめられ、いずれの領邦においても宮廷顧問会 *Hofrat* (後のラント政府) が中央政府として確立されている。しかし、その管轄や影響力の程度には大きな差があった。また司法制度に関して三選帝侯領に共通していたのは、オーバーホーフ *Oberhof* という上位裁判機関を持ったことであろう。カロリナではオーバーホーフによる地方裁判所の監督が定められており<sup>128</sup>、16世紀の一般的な傾向として上位裁判所による司法の監督、権威の確立といった流れが認められる。

(2) いずれの領邦においても、行政・司法の基本単位となったのは管区 *Amt* である<sup>129</sup>。それぞれの管区で選帝侯の俗権を行政と司法にわたって代行したのが、選帝侯によって任命される管区長 *Amtmann* であった。彼らはいわば中央機関である選帝侯宮廷顧問会と共同体の間に立つ中間機関となったのである。とはいえ、我々の目下の対象は16-17世紀における行政・司法の在り方であり、その時代には近代的に整備された一貫したシステムは言うまでもなく存在していなかった。管区という行政区分をとっても、管轄地域の大小には管区ごとに大きな差があり、地理的に離れた地域を一つの管区としている場合もある<sup>130</sup>。さらに各選帝侯領には共同統治地域、特権を与えられた小領主など管区に含まれない、ないし選帝侯の裁判権に必ずしも属さない地域もある。その特権の度合い、とりわけ認められた裁判権の範囲も多様であった。したがって、近世の管区制度は一貫性のある近代的な行政システムとは全く別のものと考えねばならない。

(3) 在地レベルには刑事・民事の一審裁判所が存在していたが、中世以来複雑に発達した複数の裁判機構が時には管轄領域を重複させ合い競合しながら並存する状況であった。主に聖職者に対する刑事裁判や信徒の宗教的・道徳的な逸脱や結婚に関することを扱う宗教裁判所、森林利用に関する裁判所、その他民事裁判を行う領主裁判所、都市裁判所などがそれにあたる。しかし今は、魔女裁判を含む刑事裁判を行う裁判所に限定して話を進めよう。すでに繰り返し述べてきたが、神聖ローマ帝国では16世紀末に至り、領邦君主による刑事裁判権の貫徹と同時に在地レベルでの裁判権の制限が国家的課題とみなさ

<sup>127</sup> Hensler, S. 5f.

<sup>128</sup> 例えばカロリナ第219条。また本論文の第四章第一節も参照。

<sup>129</sup> 各選帝侯領における管区成立の歴史的系譜については、ケルン選帝侯領について林『ドイツ中世都市』67-68頁、トリーア選帝侯領について櫻井『城塞』を参照。

<sup>130</sup> Simon / Keller, S. 430.

れるようになる。徐々に君主への従属が強められる中で、伝統的な在地裁判所とそれを担ってきた住民たちは、新しい刑事司法においてどのような役割を果たし得たのだろうか。

### 1-2-1. トリーア選帝侯領

トリーア選帝侯領では、選帝侯ヤコブ・フォン・エルツ Jakob von Eltz (1510-1581、在位 1567-1581)の時代、顧問会が宮廷から独立した組織として発足している。しかし魔女裁判の起こった 16-17 世紀の顧問会に関して記録は残っておらず、先行研究もこの時代の顧問会に関してはほとんど言及していない。宮廷顧問会が最高行政・司法機関とされ、15 人の定員が定められたのは 18 世紀の司法・行政改革に至ってからである。宮廷顧問会は学識法曹と貴族によって占められたが、学識法曹の重要性が社会のあらゆる場面で高まっていたにも関わらず、この両者並立は選帝侯領解体まで変わることはなかった。これもトリーア選帝侯領における貴族ないし聖堂参事会の勢力の強さを示している。宮廷顧問会は顧問会から分かれた宮廷裁判所と同様、コブレンツに置かれた<sup>131</sup>。

上級裁判所としては、1537 年の裁判条令によりトリーアとコブレンツにそれぞれ置かれた高等裁判所が上下管区に属する参審裁判所を監督することとなった。とりわけ刑事裁判の困難な案件に関して在地から記録送付を受けた高等裁判所が在地裁判所に指示を与えることで、地方の裁判権やその管轄を制限していくことになるはずであった。また、その照会先をトリーア・コブレンツ両高等裁判所に限り、他の領邦やトリーア大学法学部への照会を禁じたことも、法的基準の統一という目的に合致する。コブレンツとトリーアの二都市において宗教改革導入の試みが頓挫し、結果選帝侯の影響力がむしろ強まったことはすでに多くの地域研究が示しているが<sup>132</sup>、選帝侯のより強い支配下に置かれた両都市の高等裁判所は司法における選帝侯の権威の確立、ひいては領邦君主の支配強化に寄与するはずだった<sup>133</sup>。しかし後に見るように、記録送付を通じた地方裁判所に対する高等裁判所による監督は、魔女裁判の時代には必ずしも有効には機能しなかった<sup>134</sup>。

管区のレベルに目を向けてみよう。管区長は選帝侯および大司教の俗権、特に司法の権限を代表し、選帝侯にのみ責任を負うとされた。16 世紀までは管区長は下級貴族から任命されているが、市民出身の

<sup>131</sup> Dillinger, *Böse Leute*; Haxel, *Verfassung*, S. 53, 63-66 を参照。

<sup>132</sup> トリーア選帝侯領における宗教改革は、都市の帝国直属を求める動きと密接に関わっている。とりわけトリーア市とコブレンツ市における選帝侯からの自立を目指した動きとその挫折については以下を参照。Gunther Franz, *Die Reformation im Erzbistum*, in: *Trier. Die Geschichte des Bistums*. Bd. 4, Strasbourg 1998, S. 10-13 (以下、Franz, *Die Reformation*), hier S.10ff; Rita Voltmer, *Kurtrier zwischen Auflösung und Konsolidierung (16.-18. Jahrhundert)*, in: Bernhard Schneider (Hg.), *Geschichte des Bistums Trier, Bd. 3, Kirchenreform und Konfessionsstaat 1500-1801*, Trier 2010, S. 38-54 (以下、Voltmer, *Kurtrier zwischen Auflösung und Konsolidierung*), hier S. 49-51; Hansgeorg Molitor, *Kurtrier*, in: Anton Schindling / Walter Ziegler (Hg.), *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung. Land und Konfession 1500- 1650*, Bd. 5 (Der Südwesten), Münster 1993, S. 50-71 (以下、Molitor, *Kurtrier*), hier S. 57-61.

<sup>133</sup> Dillinger, *Böse Leute*, S. 77f; Arno Lott, *Die Todesstrafen im Kurfürstentum Trier in der frühen Neuzeit*, Frankfurt a.M. 1998 (以下、Lott), S. 103-107.

<sup>134</sup> これについては第四章第二節で扱う。



学識法曹であることもあった<sup>135</sup>。彼らの重要な任務として、軍事、行政と並び裁判運営があった。1580年のトリーア市都市条令と並びトリーア選帝侯領の刑事司法の基礎となっている 1562年コブレンツ都市条令には、「犯罪や悪習の処罰」、「ポリツァイや秩序の管理」「刑事および民事訴訟の正しき討議」が管区長の任務に定められている<sup>136</sup>。管区長は糾問訴訟に際して職権により手続きを開始すると同時に、管区内の下級裁判所における裁判官としての役割も果たした。彼らはまた臣民を恣意によって不当に投獄することのないよう義務付けられていた。もし管区長の職権乱用が明らかになった場合には、選帝侯が臣民からの異議申し立てを領邦君主の権限により調査するとされている<sup>137</sup>。これは、我々の目下の関心である請願が、選帝侯にとっても在地役人の不正を糾す手段として認識されていたことを示すものである。ただし、管区長は管轄地域に居住することを義務付けられていたが、実際は近隣管区の兼任は常態であった<sup>138</sup>。したがって彼らの任務はしばしば下級役人の代行するところとなり、管区長職が単なる貴族の名目的ポストとなることにもつながっていった。またエルツ **Eltz** 家、ケッセルシュタット **Kesselstatt** 家、メルル **Merl** 家やシャルフェンシュタイン **Scharffenstein** 家のようにトリーア選帝侯領に隣接する世襲家領を持つ貴族たちは、選帝侯領における任務よりも領地の維持と家門の発展のために自身の利害を追求した<sup>139</sup>。それゆえに、彼らが必ずしも忠実な選帝侯の手足とはならなかったことには留意しておくべきであろう。

このような管区を単位とし、管区長に大きな権限が与えられた新しい司法システムは 16 世紀に徐々に共同体へ浸透していった。しかし、選帝侯が一元的で完結した裁判制度を打ち立てることは困難を極めた。コッヘム管区を例に取ってみよう。ここには下に述べる刑事裁判を管轄する裁判所のほか、選帝侯の裁判権に服する四つの裁判所があった。これら裁判所はトリーア選帝侯のレーエンとして土地貴族に与えられたが、選帝侯のフォークトが座長を務め、選帝侯は裁判権者として罰金収入の一部を得るなど、権利関係は錯綜している。またこれらの裁判所が一円に均質な裁判権を行使したわけではない。例えば七つの集落を管轄するブルクフリーデン裁判所は二つの集落に対して全般的な裁判権を有し、二つの村に関しては物に対する裁判権 **Realgerichtsbarkeit** のみ、二つの集落に対しては人に対する裁判権 **Personalgerichtsbarkeit** のみ、そして一つの集落に対しては刑事裁判権をも行使した<sup>140</sup>。さらに、トリーア選帝侯の刑事裁判権に属さない裁判所も複数あった。これらの裁判所は土地貴族や修道院などの任命するフォークトラによって運営されたが、選帝侯はそれらに対する干渉を続け、16 世紀には数多くの裁判権をめぐる紛争が生じていた<sup>141</sup>。その他、聖堂参事会、修道院、土地貴族が私的に所有する荘園に

---

<sup>135</sup> Lott, S. 38ff.

<sup>136</sup> SCT, Nr. 99.

<sup>137</sup> Lott, S. 39; SCT, Nr. 99.

<sup>138</sup> Dillinger, *Böse Leute*, S. 74; F. R. Janssen, *Kurtrier*, S. 606f.

<sup>139</sup> Voltmer, *Kurtrier zwischen Auflösung und Konsolidierung*, S. 54. フォルトマーはまた、このような貴族ネットワークとコネクションの仕組みに関する研究が欠如していることも指摘している。

<sup>140</sup> F. R. Janssen, *Kurtrier*, S. 106-111.

<sup>141</sup> 例えばブルッティヒ **Bruttig** 裁判所はもともとシュポンハイム伯の知行であり、ウルメンの土地貴族に与えられていた。しかし 15 世紀の経過の中でコッヘムの管区長が実質的に裁判権を行使するようになり、1478 年にはトリーア選帝侯とシュポンハイム伯それぞれの代表によって新たな法判告が定められた。その後も両者はこの裁判所の管轄およびこの裁判所からどの裁判所に上訴すべきか、ついには 1580 年に帝室裁判所で争うに至っている。F. R. Janssen, *Kurtrier*, S. 124-127.

は土地領主による下級裁判権が行使されていた<sup>142</sup>。16-17 世紀には自生的な裁判機構と選帝侯の裁判機構が管轄境界を時に競合しながら、複雑に共存しあっていた。

魔女裁判の舞台となる、刑事裁判権に目を向けてみよう。在地レベルの裁判実践では、民事・刑事ともに在地裁判所<sup>143</sup>が一審裁判所となった。この在地裁判所は元来軽犯罪から身体刑を伴う重犯罪まで刑事裁判権を行使していたが、1537 年の下級裁判所令 *Untergerichtsordnung* 以降、これら在地裁判所の刑事裁判における権能は制限されたとされている<sup>144</sup>。しかし上述のように、魔女裁判における上級裁判所の監督機能は必ずしも機能せず、在地裁判所が決定的な役割を果たすことは、第四章以下で見ていくことになるだろう。

一つの管区には、その規模に応じて複数の在地裁判所が存在した。コッヘム *Cochem* 管区にはコッヘム都市裁判所、ルツェラート *Lutzerath*、クロッテン *Klotten*、ポンメルン *Pommern*、ハムバハ *Hambach* の五つの裁判所があった<sup>145</sup>。これらは通常、月に一回、定められた日に開廷される。中には年に 3~4 回しか開廷されない裁判所もあったが、告訴や刑事犯罪の情報が管区長に伝わればその都度招集された<sup>146</sup>。在地裁判所は管轄共同体の規模に応じて 7~14 名の参審人と選帝侯の役人であるシュルトハイス 1 名から構成され、参審人が判決を発見する参審人裁判が行われた。参審人は共同体の成員で「誠実で経験豊かな、名誉ある生まれの良き出自と態度をもった」<sup>147</sup>人物の中から選出される。欠員が出た場合は参審人団が領主に候補者を提案し、選帝侯はその中の人物を任命することになっていた<sup>148</sup>。その意味で、参審人は領主と共同体両方の側に属する立場であった。コブレンツやトリーアのような主要都市ではしばしば参審人は法学の素養を備え、参事会員を兼任するような名望家であることが多かったが、農村部においては法律の知識などは問題とならなかった。農村においては慣習法が依然強い効力を持ち、

<sup>142</sup> Ebd., S. 129f.

<sup>143</sup> 刑事および民事裁判を包括的に管轄するこれら在地の一審裁判所に対して、先行研究では重罪を裁く高等裁判権を有するという意味で高等裁判所 *Hochgericht* という呼称が用いられる。しかし、この在地の高等裁判所は、コブレンツ・トリーアの両高等裁判所 (=上級裁判所 *Obergericht*) に対しては一審裁判所という意味で下級裁判所 *Untergericht* とも称される。しかしこの訳語では在地裁判所の裁判権が下級裁判権 (=民事および身体刑を伴わない刑事裁判) に限定されるかのような誤解を与えかねないため、本稿ではコブレンツ・トリーアの裁判所に対しては「高等裁判所」、その他の在地で重犯罪に対する刑事裁判を管轄する裁判所を「在地裁判所」と表記する。その他の民事や軽犯罪のみを扱う種々の裁判機構に関してはここでは扱わない。

<sup>144</sup> Härter, *Kurtrier*, S. 608.

<sup>145</sup> コッヘム管区は選帝侯領のほぼ中央に位置し、40 余の都市・村落共同体から成る。16 世紀半ばには約 1655 世帯を数えている。Brommer, S. 22f. この管区の在地裁判所だけをとっても、トリーア選帝侯領がいかに近代的な領域国家と異なるものであったかはっきりと分かる。クロッテン裁判所に関しては、ブラウヴァイラー修道院が 18 世紀に至るまで裁判高権を主張し続け、選帝侯に対抗した。クロッテン裁判所のオーバーホーフはトリーアではなくケルン高等世俗裁判所であった。ポンメルン裁判所の裁判権はトリーア選帝侯と在地貴族であるザイン家とが折半しており、ハムバハ裁判所ではケルン選帝侯が座長と参審人を任命していた。F. R. Jannsen, *Kurtrier*, S. 101-118; Lott, S. 66-69.

<sup>146</sup> 例えばヴィットリヒ Wittlich の裁判所はクリスマス、復活祭(3 月下旬~4 月上旬)、聖霊降臨祭(5 月下旬~6 月)、ないし公現の祝日(1 月 6 日)に開催された。Lott, S. 66.

<sup>147</sup> SCT, Nr. 99.

<sup>148</sup> Ebd.

参審人はそのような伝統的な司法を代表する人々であったといえる<sup>149</sup>。参審人は最終的な判決発見のみならず、尋問や拷問にも臨席した。カロリナ法典では逮捕後の尋問および拷問に際して二名の参審人と裁判書記の立会いを要求しており、1580年のトリーア市都市条令においても同様に尋問における参審人の立会いが求められている<sup>150</sup>。

参審人とともに在地裁判所を運営するシュルトハイスは、管区長と同様に選帝侯によって任命され、その土地に居住することを義務付けられていた。彼らの多くは選帝侯のミニステリアーレンを出自とする家門の出であり、選帝侯の裁判高権を代表する者とされた<sup>151</sup>。シュルトハイスの主な任務は裁判の定期的開廷と運営であった。1562年のコブレンツ都市条令には「シュルトハイスは裁判をそれが行われる時に召集し、参審人を裁判所あるいは参事会に招集し、彼らに定義し、判決を下すために意見を問ひ、意見を集め、参審人の多数意見に基づき判決を決議し、またその言い渡しと執行を命ずべし」<sup>152</sup>とあり、シュルトハイスが裁判官および裁判所の監督としての役職を果たしていたことがわかる。参審人の意見調整を行うシュルトハイスが判決形成に何らの影響力も及ぼさなかったとは考えにくい。同都市条令には「参審人の意見が同数で、提示された法的見解の一つへと意見の多数に到達する試みが首尾よく行かなかったならば、シュルトハイスは彼の意見によって決議をなし、そのような方法で下された決定は執行されねばならない」という規定がある<sup>153</sup>。確かにカロリナ法典の規定では裁判官は判決の言い渡しという極めて儀礼的な役割しか持たなかったものの、シュルトハイスは意見調整という形で参審人の審議に介入することも可能だったと考えられる。シュルトハイスは時には管区長の代理を務めるなど管区長の補佐的役割をも担っていることから、実に裁判の主要な部分を主導する役割がこの両者に集中している<sup>154</sup>。

他方で、共同体の中で伝統的に治安維持の任務を負ってきた機関も生き続けている。モーゼル流域の農村共同体の発展を調査したニコライ=パンターは、村落の行政・司法のさまざまな場面に登場するツェンダーZender という役職について言及している<sup>155</sup>。その多様な職域から、共同体役員という訳語を当てておきたい。共同体役員という役職名は農村共同体においては行政職務全般を行う共同体の管理者を指して使用されている。土地の売買、隣接共同体との紛争などに際して共同体が登場する場合、必ずと言っていいほど「共同体役員と全共同体は *Wir zender und ganz gemeinde zu...*」という表現が用いられている<sup>156</sup>。その任期は一年であったり終身であったり共同体により様々である。ニコライ=パンターが分析

<sup>149</sup> Lott, S. 45-50.

<sup>150</sup> SCT, Nr. 123; 埴浩訳「カルル五世刑事裁判令(カロリナ)」『神戸法学雑誌』第18巻第2号(1968)、210-299頁(以下、埴「カロリナ」)、232-233頁(第46、47条)。

<sup>151</sup> Lott, S. 40.

<sup>152</sup> SCT, Nr. 99.

<sup>153</sup> Ebd.

<sup>154</sup> Ebd.

<sup>155</sup> 農村共同体における共同体役員に関して、Marlane Nikolay-Panther, *Entstehung und Entwicklung der Landgemeinde im Trierer Raum*, Bonn 1976 (以下、Nikolay-Panther), hier S. 39-47; Lott, S. 43f.

<sup>156</sup> ラテン語文書の場合、zender という語には centurio あるいは centenarius が対応している。フランク王権が新しい土地への植民を行い、他国の領土を征服したところでは、入植地の平和維持と犯罪人の追及とのために屯田兵から成り立つケンテナー centenen が置かれ、その長が centenarius とされている。これはローマ末期の軍事植民の制度に由来するものであるという。Nikolay-Panther, S. 40; ミッタイス=リーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』創文社、1971年(以下、リーベリッヒ『法制史概説』)、113-114頁。

したメアル Merl 村の史料によれば、共同体役員は共同体成員の多数決か全員一致により選出された。選出後にトリーア大司教の任命を受けていることから、共同体役員が共同体に対してのみならず、裁判権保持者としての選帝侯に対しても責を負っていたことが分かる。共同体役員は、共同体側と領主側、相異なる二つの立場に立っていたといえよう。

彼らの働きは刑事裁判の場面においても見られる。1580年のトリーア都市条令では、共同体役員は「総督（ここでは管区長と同義）、市長、参審人、参事会の命令と通知によって逮捕・拘束を行」い、さらに刑事事件に際しての差し押さえ、収監費用の出納を管理するとある。共同体役員の任務に関しての宣誓は、選帝侯ではなく総督（管区長）、市長、参審人、参事会に対して行われており、共同体役員はこれら役職の補助的任務を担ったと考えられる。

### 1-2-2. ケルン選帝侯領

ケルン選帝侯領では1597年、当時の選帝侯エルンスト・フォン・バイエルン Ernst von Bayern (1554-1612、在位 1583-1612)の甥であり、当時まだ協働司教であったフェルディナント Ferdinand von Bayern (1577-1650、在位 1612-1650)によって行政条令が發布され、宮廷に常設の顧問会を置くこと、顧問会には聖堂参事会から2名を加えること、それら顧問会と官房の所在地はボンとすることなどが定められた。これ以降、ボンは宮廷都市としての地位を確立させ、選帝侯は顧問会とこれまでより一層密接となる。というのも、これまで多くの顧問がフェルディナントからすれば「外国」であるケルン市に在住しており、会議が開催されるのも不定期かつ開催地もバラバラであったからである。顧問はフェルディナントによって任意に任命され、その定員についても選帝侯領の経済状態に応じて任免が可能であった。貴族と学識法曹から成る15人の顧問たちは立法、軍事、司法の監督、レーエンや税など一般的な行政の諸問題を管轄した。のちには地方行政の長としての管区長も、この宮廷顧問会に属するものとされた。ここで、宮廷顧問会がライン部のみならずフェスト・レックリングハウゼン、ヴェストファーレン公領までを含めた全選帝侯領の最高中央機関として創設されたことが重要である<sup>157</sup>。フェスト・レックリングハウゼンの代官、ヴェストファーレンのラント代官 Landdrost と顧問による合議制の行政機関は宮廷顧問会の下に属するものとされた。ただし、自らの利害を代表するものとして合議制機関の独立性を重視したヴェストファーレン等族によって、この試みは大きな抵抗を受ける。フェルディナントの行政条令は現実の実効的機関を設立したというよりは、あくまでも達成すべき目標を掲げたものとみなさねばならない<sup>158</sup>。現に、魔女裁判においてもヴェストファーレンから宮廷顧問会に提出された請願がヴェストファーレンの代官に差し戻されるケースを、我々は後に何度も目にするようになる。

領邦の中心的な裁判所としてはケルン市の高等世俗裁判所が重要な地位を持っており、ライン部ではほとんどの裁判所がケルン市高等世俗裁判所をオーバーホーフとしていた。15世紀の後半にはかわりにボンの裁判所が次第にオーバーホーフとしての地位を固めていくこととなり、16世紀にはケルン市裁判所が下ライン部の、ボン市裁判所が上ライン部の民事裁判案件の上訴機関とされた。ただし、刑事裁判においてはライン部、ヴェストファーレン、フェスト・レックリングハウゼンを包括した領邦全体を管

<sup>157</sup> Wolf- Dietrich Penning, *Die Weltlichen Zentralbehörden im Erzstift Köln von der ersten Hälfte des 15. bis zum Beginn des 17. Jahrhunderts*, Bonn 1977 (以下、Penning, *Die weltlichen Zentralbehörden*), S. 113-124 を参照。

<sup>158</sup> Ebd., S. 114.

轄する上訴機関は存在していない。後二者の流血裁判権はその領域内でその領域の当局によって完結していた<sup>159</sup>。

管区は選帝侯の代官である管区長に任せられていた。中世の城代の流れを汲むこの役職にはトリーア選帝侯領と同様、行政・司法・治安維持、さらには徴税など多くの任務が課せられていた。その中でもとりわけ継続的に法を執行し、それにより裁判権者たる選帝侯の支配権を維持・強化していくという任務が重要であった<sup>160</sup>。管区長職は土着貴族の子弟によって受け継がれ、僅かな例外を除いて市民出身者に明け渡されることはなかった。管区長職は次第に貴族の名誉職として授与されるようになり、しばしば他の宮廷官職と兼任されるようになった。また一つの共同体から成るごく小さなものから複数の都市村落を包摂するものまで管区の規模も様々であったため、一人が複数管区の管区長を兼任することもまま生じた。したがって彼らの実際の職務は、管区管理役 *Amtsverwalter* や市民層出身の下級役人たちが担っていくこととなる<sup>161</sup>。ヴェストファーレンにおいても選帝侯に任命された役人が上級および下級裁判権を行使する領域として管区が成立していた<sup>162</sup>。ここで選帝侯の裁判権および行政権を行使する役人には「代官 *Drost/Schulte*」といった呼称が用いられた。ライン部の役人と異なり、ヴェストファーレンの役人らは、選帝侯から直接ではなく、ヴェストファーレンのマルシャルによって任命された<sup>163</sup>。1482年にはマルシャルに代わり、ラント代官 *Landdrost* がヴェストファーレンにおける選帝侯の代理人となった。

近世を通じて、ケルン選帝侯も都市や貴族が持っていた裁判権を軽犯罪に対するものまで制限することに成功していた。13世紀に大司教を追い出し、15世紀には法的に帝国都市となり選帝侯の支配を離れたケルン市ですら、流血裁判権はついに持つことはなかった。ここでは犯罪人の逮捕、聴取は都市の権利として認められたが、判決を下すことは選帝侯に留保されていたのである<sup>164</sup>。

ケルン選帝侯領における裁判制度の複雑さも、トリーア選帝侯領に劣らない。世俗裁判所だけに限っ

---

<sup>159</sup> Simon / Keller, S. 435f.

<sup>160</sup> Simon / Keller, S. 428. 林『ドイツ中世都市と都市法』68頁。

<sup>161</sup> Norbert Andernach, *Die landesherrliche Verwaltung*, in: Klaus Flink (Red.), *Kurköln, Land unter dem Krummstab. Essays und Dokumente*, Kevelaer 1985, S. 241-251 (以下、Andernach, *die landesherrliche Verwaltung*), hier S. 245; Walter, S. 101-105. またこの管理役はしばしばシュルトハイスなど下級役人が兼任したという。Walter, S. 105.

<sup>162</sup> 16世紀半ばのヴェストファーレンには、メンデン *Menden*、ヴェアル *Werl*、ネーハイム *Neheim*、アルンスベルクのルール管区 *Ruhramt zu Arnsberg*、エスティングハウゼン *Östinghausen*、コーゲルンベルク *Kogelberg*、エヴァースベルク *Eversberg*、上下フレイデブルク *Oberamt Fredeburg / Niederamt Fredeburg*、バルヴェ *Balve*、ヴァルデンブルク *Waldenburg*、ビルシュタイン *Bilstein* の12管区、ケルベッケ *Körbecke*、ヒルシュベルク・アラゲン *Hirschberg-Allagen*、ベレッケ *Belecke*、シュタットベルゲ *Stadtberge*、ライステ *Reiste*、ベーデフェルト *Bödefeld*、ヘレフェルト *Hellefeld*、シュトックム *Stockum*、ヴァルベルト *Valbert* (マルク伯領との共同領) の9つの裁判区、さらにエアヴィッテ *Erwitte*、ゲゼーケ *Geseke*、リューテン *Rüthen*、ブリロン *Brilon*、メーデバハ *Medebach* の5つのゴー裁判所管区、さらにカンシュタイン *Canstein* 領区といった区分が成立していた。Storm, *Westfalen*, S. 357f.

<sup>163</sup> ヴェストファーレンのマルシャルはもともと宮廷ミニステリアーレンであり、13世紀初頭から選帝侯の代理人として地方を支配した。13世紀後半からはミニステリアーレンのみならず、貴族もマルシャルに任命されるようになる。Wilhelm Janssen, *Das Erzstift Köln in Westfalen*, in: Peter Berghaus / Siegfried Kessemeier (Hg.), *Köln-Westfalen 1180-1980. Landesgeschichte zwischen Rhein und Weser*, Münster 1980, S. 136-142 (以下、W. Janssen, *Das Erzstift Köln*), hier S. 140.

<sup>164</sup> H. Rudolph, *Strafjustiz in Kurköln*, S. 212; 林『ドイツ中世都市と都市法』291頁。

ても、都市参事会裁判、都市裁判、騎士身分や伯が裁判権を行使する家産的な土地領主裁判、管区長やケラーといった役人による軽犯罪に対する罰金裁判が行われていた。これらがそれぞれ管轄地域を重複させ、競合していたことも例に漏れない<sup>165</sup>。

魔女裁判の舞台となったのは、やはり各管区に一つないし複数ある在地裁判所であった<sup>166</sup>。ケルンとボンの参審裁判所がケルン選帝侯領におけるオーバーホーフとなったことは上述の通りであるが、ほかノイス Neuss、アンダーナハ、レッシュニヒ Lechenich という主要な都市裁判所も都市の一審裁判所であると同時に、在地裁判所に対する監督機関であった。これら都市裁判所は中世には農村の裁判所からの上訴機関であり、徐々にその上訴はボンとケルンにのみ制限されるようになった後も記録の送付を受けるという形で周辺の在地裁判所を監督した<sup>167</sup>。在地裁判所でも都市裁判所でもシュルトハイスないしフォクトが裁判官を務めたが、彼らはトリニア選帝侯領と同様に選帝侯によって任命され、選帝侯に直属する役人であった<sup>168</sup>。シュルトハイスないしフォクトによって1週ないし2週に一度開廷される在地裁判所は、その規模に応じて7~12人の参審人が判決発見人として裁判に従事し、軽犯罪への制裁から身体刑に至るまでの刑事裁判権を行使した<sup>169</sup>。裁判官を務める役人と、共同体の代表者としての参審人が共同して判決を下していたのは、トリニア選帝侯領と同様である。参審人は共同体の中から選出されたが、都市において参審人はしばしば都市参事会員を兼ねていたし、農村共同体では参審人が共同体の代表であった。その意味で、参審人は都市・農村いずれにおいても共同体全体の利害の番人であった。彼らの任務は裁判に限られず、徴税、新兵の徴用、土地の売買、またとりわけ共同体の安全、治安維持を選帝侯の役人と共に遂行することになった<sup>170</sup>。しかし、ケルン選帝侯領の魔女裁判において参審人は中央から派遣される魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の支配下に置かれ、積極的な役割を果たすことはなかった<sup>171</sup>。

参審人を支える機関として用いられたのが、古くから都市・村落共同体に存在していた保護役 Schützen / Schützereien である。その名称から、もともと「保護役」は主に治安維持の任務を負っていたと推測される。彼らは三十年戦争のような戦時において、戦列を離れて略奪を行う兵士たちから共同体を守り、強盗や窃盗防止のための巡回を行った。武装しての囚人の護送も彼らの任務であった。17世紀の法令では、保護役は現地役人の推挙に基づいて選帝侯によって任命され、選帝侯に宣誓を行うことになってい

<sup>165</sup> H. Rudolph, *Strafjustiz in Kurköln*, S. 206ff.

<sup>166</sup> ここでもトリニア選帝侯領と同様 *Untergegericht* と総称されているが、同様に「在地裁判所」とする。

<sup>167</sup> Walter, S. 139. 例えばレンスの在地裁判所に対する監督はアンダーナハ裁判所が行っていた。Vgl. Ingrid Bátor, *Die Rhenser Hexenprozesse der Jahr 1628 bis 1630*, in: *Landeskundliche Vierteljahresblätter* 33 (1987), S. 135-155 (以下、Bátor, *Die Rhenser Hexenprozesse*); dies, *Schultheiß und Hexenausschuß in Rhens 1628-1632. Zum Ende einer Prozeßserie*, in: Gunther Franz / Franz Irsigler (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 195-224 (以下、Bátor, *Schultheiß*).

<sup>168</sup> ジモンとケラーはシュルトハイスを共同体の機能と結びつかない役人であるとしているが、その土地に居住する限り共同体内部の人的関係から隔離していたわけではない。Simon / Keller, S. 432.

<sup>169</sup> Simon / Keller, S. 432; H. Rudolph, *Strafjustiz in Kurköln*, S. 207; Walter, S. 128. 例外はボン管区の在地裁判所で、ここでは高級裁判権はボンの高等世俗裁判所が独占していた。Walter, S. 132.

<sup>170</sup> Walter, S. 119f.

<sup>171</sup> 魔女裁判監督官の中でもとりわけ本稿第四章第三節-2で取り上げるフランツ・ブイルマンのケースは参審人やフォクト、その関係者に対しても魔女裁判監督官が激しい迫害を行い、参審人が受動的な立場に立たされたことを示す好例であろう。

た<sup>172</sup>。このように、ケルン選帝侯領でもトリーアと同様、共同体の伝統的な役職が選帝侯の機関に吸収されていった。しかし本研究において扱うケースでは、このような伝統的な裁判機構がどのように魔女裁判に関わったのかを具体的に示す史料は見つかっていない。

### 1-2-3. マインツ選帝侯領

マインツ選帝侯領<sup>173</sup>では他の二領邦に先駆けて、大選帝侯アルプレヒト・フォン・ブランデンブルク Albrecht von Brandenburg (1490-1545、在位 1514-1545) に始まる諸改革により 1522 年に宮廷顧問会が設立されている。同選帝侯は 1532 年の宮廷条令、1541 年の顧問および官房条令によって顧問会の管轄領域を明瞭化し、立法機関、最高裁判所また地方行政の最高監督機関とした。宮廷顧問会は後に財政機能を宮廷財務局 Hofkammer に、民事裁判の監督権を宮廷裁判所 Hofgericht に譲ったものの、選帝侯国の行政・司法の中心機関としての地位を保ち続けた。なかでもポリツァイに対する不平、刑事裁判における恩赦を求める請願も宮廷顧問会すなわちラント政府の管轄となったことは本研究にとっても重要である。ラント身分が独自の集会を持たなかったマインツ選帝侯領では、請願の主な宛先は選帝侯とその顧問会になった。裁判や地方行政における不備は請願を通じて選帝侯とその顧問会に伝えられ、貴重な情報源となったのである<sup>174</sup>。顧問会の構成員としては、1545 年以降 2 名の聖堂参事会員が選帝侯によって任命されその長を務めることになっていたが、聖堂参事会の影響力は僅かであった。この時期の司法、行政、立法の役割分担はいまだ不明瞭であったとはいえ、中央権力の強化、管轄領域の分担と聖堂参事会の影響力の排除、地方権力と中央機関との結節により、マインツ選帝侯領は 16 世紀には近世的な行政国家を志向しつつあったと言える。中世よりとりわけ強い自立性を持っていた上管区の九都市も 1525 年に農民戦争に加担しこれに敗れたことで全ての特権を選帝侯により剥奪された<sup>175</sup>。さらにもともと特筆すべきラント貴族の存在しなかったマインツ選帝侯領では、ケルン市に当たるような都市勢力もなかった。したがって、前述の二領邦と比較するならば、マインツ選帝侯領は中央集権体制の実現に、比較的有利な条件下にあったと言えよう。

14 世紀以来アシャッフエンブルクとミルテンベルクが上管区の、ヘッペンハイム Heppenheim が下管区のオーバーホーフとされた。しかし、マインツ選帝侯領ではすでに 16 世紀初頭、オーバーホーフへの照会は無用な費用増大を産むとして禁止されている。その代わりに、都市ないしツェント裁判所はラン

<sup>172</sup> Walter, S. 119f.

<sup>173</sup> 以下顧問会について、Härter, *Policey und Strafjustiz*, S. 53-64; Hans Goldschmidt, *Zentralbehörden und Beamtenum im Kurfürstentum Mainz vom 10. bis zum 18. Jahrhundert (Abhandlungen zur mittleren und neueren Geschichte; H. 7)*, Berlin/Leipzig 1908, S. 1-17.

<sup>174</sup> 特に Härter, *Policey und Strafjustiz*, S. 212-221.

<sup>175</sup> 上管区の諸都市は 1346 年に課税承認権などの特権を獲得して以来、徐々に地位を高めた。15 世紀にはディーブルクに加えアシャッフエンブルク、ミルテンベルク、ゼーリゲンシュタット、アモールバハ、ブッヘン Buchen, ヴァルデュルン Walldürn, キュールスハイム Kulsheim, タウバービショッフスハイム Tauberbischofsheim の諸都市が「九都市同盟 Neun-Städte Bund」を結成し、貴族や聖堂参事会と並ぶ身分団体としてその地歩を固め、200 年にわたる自治を謳歌した。Norbert Höbelheinrich, *Die „9 Städte“ des Mainzer Oberstifts, ihre verfassungsmäßige Entwicklung und ihre Beteiligung am Bauernkrieg. 1346-1527*, Wiesbaden 1939 (以下、Höbelheinrich, *Die „9 Städte“*); Emslander, *Dieburger Fautheibuch*, Dieburg ohne Erscheinungsjahr (以下、Emslander, *Dieburger Fauteibuch*), S. 63ff.

ト政府、管区長またはマインツの学識法曹に照会を行うよう定められた。1541年の宮廷顧問会条令 *Hofratsordnung* では、管区長からの照会に際しては宮廷顧問がこれに応え、有罪の場合には刑罰を下し、無罪の場合には様々な調整を行うことが定められた。これにより、宮廷顧問会はとりわけ流血裁判に際して最終的な決定機関となり、他の上級裁判所や大学法学部などとの競合は除かれたのである<sup>176</sup>。

次に、管区長職について見ていこう。15世紀以来、管区長職は世襲ではなかったがこれに就くのは聖堂参事会員を輩出する貴族家門 *Stiftadel* の出身者であり、人事が縁故によって決定されることはままあった<sup>177</sup>。マインツ選帝侯領では1526年から28年にかけて公布された都市およびラント条令において、司法を含めた地方行政の管轄権が選帝侯によって任命された管区長にのみ認められ、市参事会やその他の共同体組織は管区長に服するものとされた。しかし16世紀や17世紀初頭、選帝侯領全体が管区に整然と分けられ、管区長の支配下に収まっていたわけではない。ツェント *Cent/Zent* やケラー管区 *Kellerei* といった古い裁判管区・城塞管区に基づいた行政管区の範囲はしばしば管区の境界や領邦の境界を越えた<sup>178</sup>。16世紀の段階ではマインツ選帝侯領の管区制度は統一された完結したシステムではなく、自生的・伝統的なシステムと共存していたことが分かるだろう。

そのような過渡的状況は当然司法制度にも反映されていた。この時期には、様々な裁判権者が同時に存在し、管轄を重複させ合いながら様々なレベルで裁判権を行使していた。ここでは森林利用の違反や風紀違反等に対する下級裁判、民事裁判について細かく論じることはできないが、マインツ選帝侯領で主要な役割を果たした在地裁判所としてツェント裁判所を取り上げたい。ツェント裁判所はマインツやアシャッフエンブルクなどの主要な都市裁判所と並び、16世紀に至るまで下級裁判権から身体刑を含む上級刑事裁判権までを行使していた<sup>179</sup>。ツェント裁判所ではマインツ選帝侯が下級および上級裁判権者であったが、裁判の運営形態は仲間団体的性格を色濃く残している。ツェント内に居住する25歳以上の男性家長はツェント裁判開廷日の出席を義務付けられており、ツェント内の諸費用を負担した。少なくとも成人男性住民らには、受け身ではなく地域の司法に自ら参与しているという自意識が多少なりともあったであろう。ツェント裁判所の参審人も彼らの中から輩出され、通常最大14人が置かれた。参審人の多くが参事会など共同体の指導層に属していたことは、他の二領邦と同様である。彼らに法学の学識は問われず、ツェント独自の伝統的な法判告に基づく判決発見を行うことが期待されていた。しかし在地裁判所が完全に自律的な裁判運営を行ったわけではなく、他の二領邦と同様、選帝侯の機関と複雑な関係を保ちながら発展した。この在地裁判所に対する「国家化」は16世紀から始まる。選帝侯に任命された役人（ツェント伯ないしシュルトハイス）はツェント裁判所の裁判官を務め、手続きの指揮をとり判決を下した<sup>180</sup>。またツェントが存在しない管区では管区長が裁判権を担うことになった。1526年およ

<sup>176</sup> Härter, Kurmainz, S. 119f; ders, *Policey und Straffjustiz*, S. 252f.

<sup>177</sup> Häler, *Policey und Straffjustiz*, S. 88. ただし、1604年の選挙協約には「諸侯、伯ないし生来のラントヘレン（＝領邦君主）」は管区長職には就任しえないと定められた。神寶秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』創文社、1994年（以下、神寶『構造』）、410頁。

<sup>178</sup> ツェントやケラー管区は管区の下部単位となっていることもあれば、どの管区にも属さず一つの行政単位となっていることもある。Hensler, S. 2. またツェントの範囲は領邦の境界を超え、ヘッセン伯領、ヘッセン＝カッセル、ヘッセン＝ダルムシュタット伯領、エルバハ伯領、ヴェルツブルク司教領、プファルツ選帝侯領など隣接領邦の集落をツェントに包括する場合もあった。Härter, *Policey und straffjustiz*, S. 252.

<sup>179</sup> 以下、Härter, *Policey und straffjustiz*, S. 247-269を参照。

<sup>180</sup> Ebd., S. 81; 250f.



び 28 年のラント条令では、裁判共同体は参審人のうち若干名を推挙できたにすぎず、管区長ないしシュルトハイスといった選帝侯の役人が選帝侯の名のもとに参審人を任命することになった<sup>181</sup>。1604 年の選挙協約では、ツェント裁判所が独自に拷問を行うことが禁止され、選帝侯の役人である裁判官や裁判吏が同席することが義務付けられた<sup>182</sup>。ヘルターは、このような拷問使用基準の厳格化を魔女裁判の直接的な影響とみている。君主とその宮廷顧問会は魔女裁判とそれに付随して生じた様々な弊害を、ツェント裁判所から決定権限を最終的に奪う機会として利用したのだという<sup>183</sup>。魔女裁判の時代には中央機関である宮廷顧問会が役人を通じて地方裁判所に対する監督を行い、記録送付と鑑定によってローカルな慣習法が確実に排除されていくことになるのである。このように 17 世紀はツェント裁判所が次第にその裁判権を選帝侯の役人たちに明け渡していく時期でもあった。糾問訴訟の遂行はシュルトハイスら選帝侯の役人抜きには果たせなくなり、参審人も拷問への立ち会いなど「証人」として必要とされたものの、調査それ自体や判決発見へ影響力を及ぼすことは制限されるようになっていったのである<sup>184</sup>。

### 1-3. 小括

近世の三聖界選帝侯領はいずれも飛び領地、借入地、共同統治領を抱え、地理的・政治的なまとまりを欠いたモザイク状の複雑な領域を形成していた。これら対象地域においては、民事/刑事・下級/上級裁判権の管轄は極めて不明瞭であり、複雑に発達した種々の仲間団体的な裁判機関が互いに競合していた。また裁判管区の重複や地方ごとに異なる法的規範の存在など、16 世紀の司法制度を見通すことはほぼ不可能なほどである。それゆえに、16 世紀の領邦君主にとっては地方によってバラバラな法体系を整備し、中央機関による監督を強め、ひいては中央集権的な司法体制を敷いていくことが最重要課題となったのである。

三選帝侯領においても、徐々に領邦君主の支配要求が強まり、共同体から自律性が奪われていくという 16 世紀における一般的傾向が見られた。時期的に多少のばらつきがあるとはいえ、宮廷顧問会がいずれも 16 世紀に設立されていることはそれを端的に表している。中央行政・司法機関であった宮廷顧問会の役割も、各選帝侯領において微妙な違いを見せている。先述したようにトリーア選帝侯の宮廷顧問会は魔女裁判におけるアクターとしてはほとんど存在感を見せていない。これに対し、ケルン選帝侯領の宮廷顧問会の会議はほぼ毎日開催され、領邦中から寄せられる様々な嘆願、不平状、鑑定依頼などが取り扱われた。案件はごく短く要約され、どのような結論が出たか（あるいは出なかったか）極めてわずかな言及に留まるだけで個々の案件の全体像を議事録から把握することは困難ではあるが、それでもこ

<sup>181</sup> Ebd., S. 254.

<sup>182</sup> 1604 年、選帝侯ヨハン・シュヴァイクート・フォン・クローンベルクが選出された際の選挙協約には次のようにある。「哀れな囚人が取り調べにおいてひどく杜撰に扱われ、彼らに対して時折過度に拷問の度合いが進められているという。そしてその結果、余の刑事裁判令を明らかに軽視して、生から死へと判決が下されているのである。そこで余はこの法令を發布する。余の領地の役人たちはできる限り常にそのような取り調べに臨席すべし。相応の理由により臨席できない場合には、他の資格ある人物が代わりに臨席すべし」。*Manfred Stimming, Die Wahlkapitulationen der Erzbischöfe und Kurfürsten von Mainz (1233-1788)*, Göttingen 1909 (以下、Stimming), S. 136f; Hensler, S. 26.

<sup>183</sup> Härter, *Policey und Straffjustiz*, S. 255.

<sup>184</sup> Ebd., S. 256f.

の時期にどの地域でどのような頻度で魔女迫害が問題となったかについて貴重な情報を提供してくれる。しかしながら、ライン部と地理的に隔絶したヴェストファーレンやフェスト・レックリングハウゼンにおいては宮廷顧問団の影響力は限られていた。これは選帝侯フェルディナントの意図したような一元的な中央からの統制と現実とのギャップを示すものであろう。マインツ選帝侯領の宮廷顧問会もまた各地の管区長ら役人との書簡のやり取りから、魔女裁判の様子を詳しく伝えている。

宮廷顧問団が一定程度機能していたこの二領邦においてもその果たした役割には大きな差がある。マインツ選帝侯領ではむしろ魔女裁判をきっかけとして宮廷顧問会の地方裁判所への監督が強まったのに対し、ケルン選帝侯領では宮廷顧問会による地方への積極的な働きかけは見られないのである。このことに関しては、第四章で詳しく見ていくことになる。

中世より継続して形成されてきた管区が、16世紀以降地方行政の単位となり、そのトップに立つ管区長が選帝侯の在地における代理人という役割を果たしたことはいずれの領邦にも共通する。しかし、本章で検討した地方役人たち、管区長やシュルトハイスらは必ずしも選帝侯の忠実な手足となったわけではない。とりわけトリーア選帝侯領では役人たち自身も小領地の領主であり、独自の利害を追求する傾向にあった。比較的有力貴族が少ない上、領主が管区長位につくことがなかったマインツ選帝侯領では、中央機関と管区長らの連携は密であった。ヴェストファーレンなど地理的にも分断された所領を持つケルン選帝侯領ではラント代官が役人の任命権を持ち、選帝侯の介入を困難にさせた。中間権力と一口に言っても、その働きは多種多様だったのである。さらに、共同体の治安維持の伝統の中で培われてきた裁判における様々な働きは、魔女裁判の場面においても用いられることになった。規律化と司法の中央集権化とは決して自明の現象ではなく、選帝侯による支配貫徹の試みとそれに対応する共同体、役人たちの反応の中で長い時間をかけて生成したものなのである。

次章では、いよいよ魔女迫害そのものの検討に移ろう。

## 第二章 魔女迫害の時間的・地理的分布

ヨーロッパの魔女迫害が15世紀から18世紀にかけて起こった現象であることはほとんどの研究において一致した見解である。しかし、この期間に迫害が一定して同じ規模で続いたわけではなく、迫害の熱狂と沈静化が交互に訪れている。ごく大まかに見れば、1420年からの裁判権数の増加、1520年から1560年の休止期、1560年から1630年の大規模迫害期、その後18世紀末までゆっくりと続いた沈静化の時期に分けることができよう。このうち、16世紀後半以降の大迫害期を見てみると、神聖ローマ帝国の多くの地域で1590年、1630年、そして1660年に魔女迫害の波が訪れている<sup>185</sup>。

1484年、インノケンティウス8世は勅書「スンミス・デジデランテス *Summis Desiderantes Affectibus*」において、三選帝侯領での妖術の蔓延について次のように述べている。(文章内の[]は筆者による補足、以下同様。)

おおいに憂慮せざるをえないことに、近ごろ私のもとには次のような知らせが伝えられている。すなわち、高地ドイツの各地、ならびにマインツ、ケルン、トリーア、ザルツブルク、そしてブレーメンのそれぞれ地方、都市部、領地、地区、そして教区では、数多くの男女がおのれの救いを忘れ、カトリックの信仰から逸脱しているという。彼らはインクスやスクブスと不埒な行為におよび、臆することなく呪文、詠唱、まじない、その他の言語道断な迷信行為、妖術、それに非道な行為や犯罪や悪事に手を染めている。その目的は、女が産んだ子、動物の子、大地の作物、ブドウの実、[中略] その他の大地の作物を損ない、そして根絶やしにするためである。それにくわえて、男、女、家畜、乳牛、羊、そして動物を内側と外側の両方から激しい苦痛と責め苦で苛むとともに、男女が夫婦の営みにおよぶ能力を妨げることによって、男には子が授からないよう、女には妊娠しないようにする…<sup>186</sup>。

この教書が『魔女の鉄槌 *Maleus Maleficarum*』を著したドミニコ会士ハインリヒ・クラーマー *Heinrich Krämer* (ラテン名インスティトーリス *Institoris*) に魔女異端審問官としてのお墨付きを与え、クラーマーらの魔女狩り活動の錦の御旗とされたことはよく知られている。そして、この中でマインツ、ケルン、トリーアがとりわけ魔女の跋扈する地域として名指しされているのである。その言葉の通り、この三つの領邦は神聖ローマ帝国の魔女迫害の中核地域となった。

三選帝侯領における魔女迫害はどのように始まり、どのように終結したのだろうか。この章では時間軸に沿って、それぞれの領邦における迫害の展開を追ってみることとしたい。

### 2-1. トリーア選帝侯領

#### 2-1-1. 初期の魔女迫害

まずはトリーア選帝侯における魔女迫害の時間的経過について、ルンメルによる概観に沿って見てい

<sup>185</sup> Schormann, *Hexenprozesse in Deutschland*, S. 55.

<sup>186</sup> 田中雅志『魔女の誕生と衰退—原典資料で読む西洋悪魔学の歴史』三交社、2008年(以下、田中)、94-95頁より引用。

こう<sup>187</sup>。

1484年のインノケンティウス8世の教皇勅書では、マインツ、トリーア、ケルン周辺で数多くの男女が妖術を行っているとされている。その教皇によるお墨付きを得て、『鉄槌』出版の翌々年である1488年には著者クラーマーが個人的にモーゼル流域を訪れている。この際、クラーマーはモーゼル沿いの小都市コッヘムで、「共同体がそれぞれ十字架を建て、そこで魔女の害悪から人畜や畑の実りを守護するよう祈禱を行うならば100日間の免償が与えられる」という証書を書き残している。モーゼル沿いの村エーディガーEdigerでは実際に彼の勧めに応じて十字架が建立されている<sup>188</sup>。

クラーマーの滞在中に実際に迫害が起こったことは確認されていないが、新しい魔女概念と迫害の機運は徐々に村落へ浸透し、1490年代から魔女迫害の記録が散見されるようになる。トリーア選帝侯領ボッパード管区で刑吏を務めたというディーボルト・ハルトマンなる人物が、過去2年間に30人の女性を火刑に処した上、まだ数人を牢につないでいるとし、実際に行われた手続きについても詳述している<sup>189</sup>。逮捕に際しては、一人が足を、一人が頭を、父と子と聖霊の名を唱えながら魔女を地面から抱え上げ、地面や石に触れさせないようにし、目や口を布でふさぐ。牢獄に到着したらすぐに体毛をそり、四旬節の日曜日に聖水と聖別された塩でもって祝福された服を新たに着せる。飲み水を与えず、聖水と聖別された塩を混ぜて与える。食事も同様に聖なる水と塩でもって調理する<sup>190</sup>。このような逮捕から取り調べに至る詳細な記述からは、魔女と結託する悪魔、それに対する対抗手段を説いた『魔女の鉄槌』の明らかな影響が裁判実務にも現れていたことが見て取れる<sup>191</sup>。

トリーア市近郊のエーベルハルトクラウゼン修道院の奇跡譚にも1490年代の魔女裁判について記されている。1492年には、この奇跡譚にトリーア近郊モーゼル沿いの村落シュヴァイヒSchweichで複数の魔女が処刑されたとの魔女裁判に関わる記述が初めて見られる。1497年には次のように報告されている。

この時代、多くの魔女がトリーア周辺で焼かれ、嘆かわしいことであるが、他の多くの者も今日に至るまで焼かれるべきであったのだ。もっとも、教会に多大な害をもたらしたまことに異端的であ

---

<sup>187</sup> トリーア選帝侯領およびその周辺の魔女迫害の経過について、Rummel, Phasen und Träger. また、同地域における15世紀から16世紀初頭にかけての初期の魔女迫害の経過に関してはDers, Gutenberg, der Teufel und die Muttergottes von Eberhardtsklausen. Erste Hexenverfolgung im Trierer Land, in: Andreas Blauert (Hg.), *Ketzer, Zauberer, Hexen. Die Anfänge der europäischen Hexenverfolgungen*, Frankfurt a. M. 1990, S. 91-117 (以下、Rummel, Gutenberg)を参照。

<sup>188</sup> Joseph Hansen, Heinrich Institoris, der Verfasser des Hexenhammers, und sein Tätigkeit an der Mosel im Jahre 1488, in: *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst* 26 (1907), S. 110-118 (以下、Hansen, Heinrich Institoris), hier S. 113f.

<sup>189</sup> Rummel, Phasen und Träger, S. 258. Vgl. Wolfgang Behringer (Hg.), *Hexen und Hexenprozesse in Deutschland*. 5. Auflage, München 2001 (以下、Behringer, *Hexen und Hexenprozesse*), S. 110f; Hansen, *Quellen*, S. 593.

<sup>190</sup> „Item wan man eyn zeyberin angriffen, so sollen die sie fahen glich eyner mit den fußen und der ander mit dem heupt in dem namen des vatters, des suns und des heyiligen geist und in die gerechtigkeit, solichs sollen die sagen, die sie griffen, und alsbalde von der erden uff eynen karen heben, und sunst, das sie die erden oder steyn mit ruren, ire augen zubinden und den münt verstoppen... alsbalde sie in das gefengnuß komet, alle hare abscheren... Item eyn nuwe hemmet ir andhün, das sol gedeuffet werden uff den Sonntag in einer fronfaten im wychwasser und gewicht saltz... Item keyn wasser zu drincken geben, es sy dann gemischt mit wychwasser und wychsaltz... Item die spiß ire auch mit wychwasser und wychsaltz kochen...“ Behringer, *Hexen und Hexenprozesse*, S. 110f. より引用。

<sup>191</sup> Kramer, *Der Hexenhammer*, S. 81f.

り悪魔の信奉者と呼ぶにふさわしい者たちには、永遠の業火が待っているのだ<sup>192</sup>。

この奇跡譚を記した修道士には裁判所による魔女の追及がまだ手ぬるいものと映っていたように、この時代の魔女裁判はまだ慎重に行われていたと推測できよう。1497年の比較的大きな迫害の後、16世紀の前半に至るまで迫害は散発的な規模にとどまっている<sup>193</sup>。

## 2-1-2. 迫害の最盛期

その後、魔女迫害熱は一旦潜伏するが、1580年代後半にトリーア選帝侯領は突如大迫害期を迎える。迫害再開についての最初の記録は選帝侯領内部からではなく、1586年ケルン選帝侯領ノイス市の年代記に現れている。「トリーア市近郊に位置するプファルツェル Pfalzel の地で、トリーア大司教は男性二人を含む118人の魔女を処刑させたという。彼女らが6月まで続いた寒波を引き起こしたからである」<sup>194</sup>。さらに、1589年9月のフッガー新聞では、トリーア大司教区で300人が妖術の罪で焼かれ、ある村では二人の例外を除き女性全員が処刑されたと報じられているが、これは1586年から1589年までに処刑された人数と見られる<sup>195</sup>。トリーア選帝侯領の魔女迫害をめぐるショッキングなニュースの中でもとりわけ耳目を集めたのは、トリーア市の富裕市民であるディートリヒ・フラーデ Dietrich Frade に対する裁判である。

フラーデは弱冠23歳にしてトリーア市の副シュルトハイスに任命されたのを皮切りに、アウグスブルク帝国会議における選帝侯使節・トリーア市のシュルトハイス・参審裁判所裁判長・コブレンツの上級裁判所裁判官・トリーア市総督・トリーア大学の法学部教授・大学学長と華々しいキャリアを積んでおり、名実ともにトリーア市の最上層に位置した人物である<sup>196</sup>。この名誉ある富裕市民に対する裁判をきっかけに、市参事会員を含む上層市民が裁判に巻き込まれていくことになった。トリーア市長を務めたペーター・ベール（1590年に獄中で自殺）、フラーデ裁判の際にトリーア市長であったニコラウス・フィードラー（1591年処刑）、副市長ルーランド（1591年処刑）、トリーア上級裁判所の参審人であり元市長でもあったケステン（1592年獄中で死亡）、同じく元市長でありフィードラーの義父でもあったハンス・ロイランド（1594年処刑）ら錚々たるメンバーがいずれもこの迫害の渦から逃れられなかったのである<sup>197</sup>。

<sup>192</sup> „Aliud: Circa ista tempora [1497], multe malefice circa Treuerim combuste sunt et, prochpudor, plurime adhuc comburende supersunt saltem igne eterno utpote vere heretice et valida diaboli membra, que multa et magna dampna inferunt ecclesie Dei.“ Rummel, Phasen und Träger, S. 259 より引用。

<sup>193</sup> 同奇跡譚により、トリーア選帝侯領において1501年、1508-09年、1513年、1516年、1525年にも一、二の村落で魔女裁判があったことが伝えられている。Rummel, Gutenberg, S. 99.

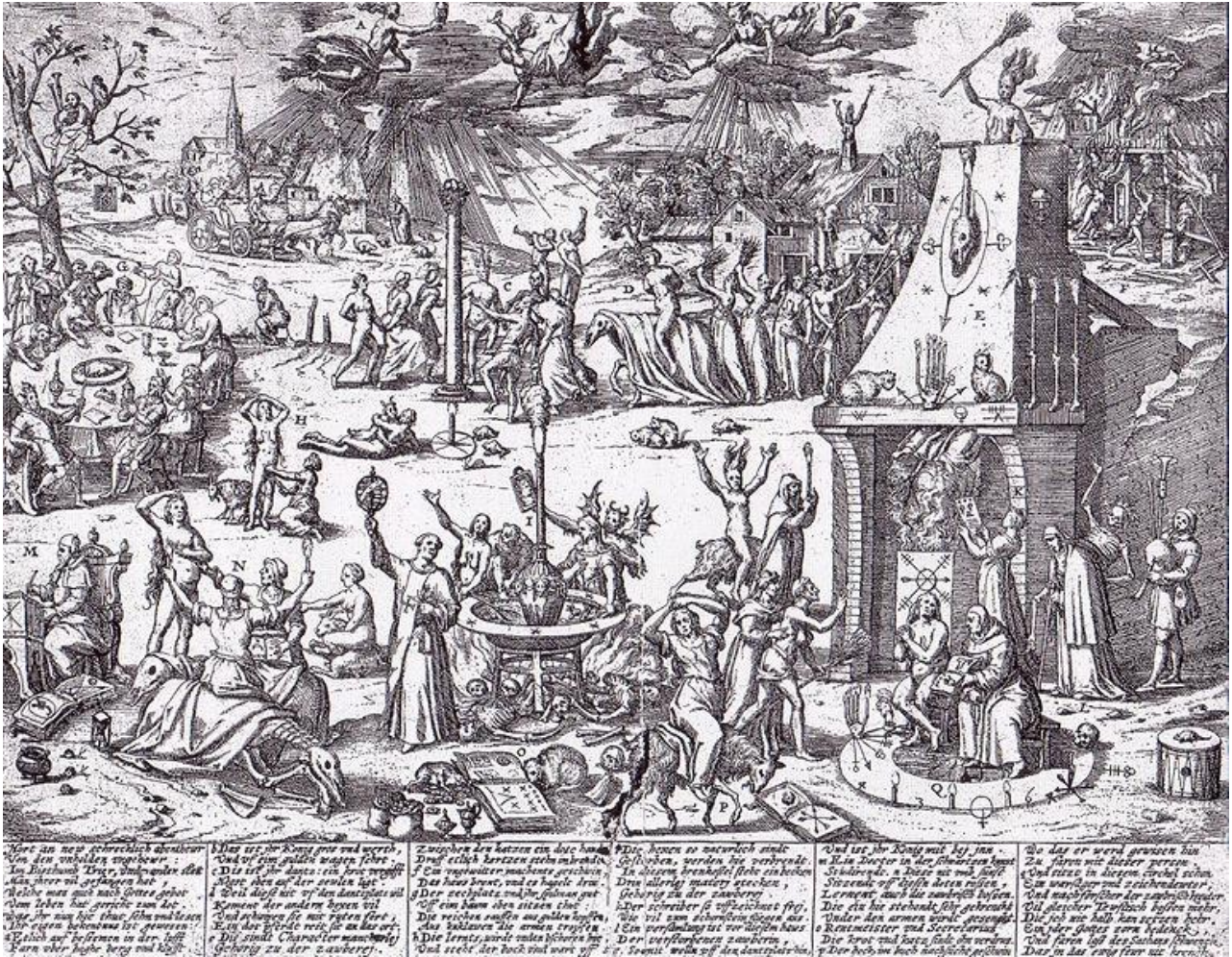
<sup>194</sup> Rummel, Phasen und Träger, S. 260.

<sup>195</sup> „Wir haben alhie gründliches wissen, das Im Bistumb Trier Auff die 300 Personen wegen der Zauberei verbründt worden. In ainem Dorff habe man alle weiber verbründt, Außgenommen zwei“. Behringer, Hexen und Hexenprozesse, S. 205 より引用。また、1586年から89年までに行われた処刑の件数についてはディリンガーによる統計を参照。Dillinger, Böse Leute, S. 97.

<sup>196</sup> この裁判の経過については日置雅子「ドイツ・トリーア選帝侯領における近代の魔女迫害—Dr.D・フラーデに対する魔女裁判と“Reichskhündig Exempel”としてのトリーア（上）」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』第38-39号（2006-2007）、81-106頁を参照。

<sup>197</sup> 日置雅子「ドイツ・トリーア選帝侯領における近代の魔女迫害—Dr.D・フラーデに対する魔女裁判と“Reichskhündig Exempel”としてのトリーア（中）」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』第

このようなニュースはパンフレットという手軽な印刷物によって領邦外にも広く知られるようになった。1594 年に出版された「トリーアの魔女の踊り場」と題されたパンフレット (図) を見てみよう<sup>198</sup>。この銅版画の下部には韻を踏んだテキストがついており、次のように始まる。「新奇にしておぞましき、不気味な化け物たちの出来事を聞け。トリーア大司教区で、多くの住民捕えられ、神の言いつけに従って、生から死へと裁かれた」<sup>199</sup>。



当時のパンフレットは新奇なものに対する好奇心に答えるものであると同時に、脚色や誇張はおおいにあるものの、実際にあった事件を伝えるというジャーナリスティックな性質も持っていた。したがって、このパンフレットからも当時トリーア市で行われた裁判の一部を垣間見ることができる。銅版画の情景に目を向けてみると、画面左側の木の上では楽師がバグパイプのような楽器を演奏し、その下の円卓を囲んで宴会が行われている。手前には冠をかぶった悪魔らしき人物が描かれ、女たちは半裸、一人は卓上に嘔吐しているという混沌とした宴である。中央の柱の周りでは参加者が手を取り合って踊り、

39号(2007)、99-124頁(以下、日置(中))、特に105-106頁。

<sup>198</sup> 図は Rita Voltmer, Reichskhündig exempel und wirtzbürgisch werck. Zur Dynamisierung von Hexenjagden, in: Historisches Museum der Pfalz Speyer (Ausstellungskatalog), *Hexen. Mythos und Wirklichkeit*, München 2009, S. 159-167 (以下、Voltmer, Reichskhündig exempel), S. 160より引用。

<sup>199</sup> „Hört an new schrecklich abentheur / Im Bistumb Trier der werden stat / Man ihrer vil gefanfen hat, / Welche man auch nach Gottes gebot / Vom leben hat gericht zum dot“.

そのすぐ手前では睦みあっているカップルがいるが、その片割れは角か動物の耳のようなものを頭に生やした悪魔である。画面上部には、空を飛び、嵐を呼ぶ魔女たちの姿がある。これらの図像は、典型的な悪魔学的魔女像を余すところなく反映している。さらに、画面左上には踊り場へとやってくる馬車が描かれている。この馬車について下部のテキストでは、これが魔女たちの王であり、黄金の馬車に乗っていると解説しているが、明らかに処刑されたトリーア市の富裕市民を指しているものと考えられる<sup>200</sup>。いまや大司教の本拠地であるトリーアの上層市民までもが魔女の悪行に手を染めているという戦慄すべきニュースは、人々に日々魔女の脅威が拡大しているという強い印象を残したに違いない。

フラーデ裁判の年に出版された補佐司教ピーター・ビンズフェルトの筆による『妖術使いと魔女の告白について』も、魔女迫害の中心地としてのトリーアを印象付けるのに一役買った<sup>201</sup>。このビンズフェルトの主張に反対した神学者コルネリウス・ロースは、1591年にケルンで著作『真実の魔術と偽りの魔術 *De vera et ficta magia*』の出版を企図するものかなわらず、捕らわれた末にビンズフェルトの面前で自説を撤回させられ、ブリュッセルに追放された<sup>202</sup>。魔女狩り推進論者であるマルティン・デル・リオの著作『魔術講論六篇 *Disquisitionum magicarum libri sex*』第五巻（1599年）には、この時ロースが署名させられたという撤回書が引用されている。

第一に、私は（しばしば私が書面や言葉でもって頑固にも多くの人々の前で是認していたことがら、そして私の議論における主要な、最も重要な箇所において主張したことがらを）撤回し、弾劾し、拒絶して受け入れない。それはつまり、妖術使いや魔女の肉体が出かけていったり連れ去られたりすることについて書かれているのは幻想であり、単なる空虚な迷信・作り事と見なすべきという主張である。というのも、もちろん異端的な悪意の疑いがあるのと同様、この意見は煽動的なことがらと混ぜ合わされており、そしてそれゆえに、〔選帝侯〕陛下を侮辱する悪徳の疑いもあるからである<sup>203</sup>。

魔女の飛行を幻想であるとする彼の主張は、魔女迫害を推し進める選帝侯ヨハン七世 *Johann VII von Schönenberg* (1525-1599、在位 1581-1599)への侮辱と置き換えられている。魔女迫害の熱に浮かされてい

---

<sup>200</sup> “*Das ist ihr König groß und werch / und uf dem gulden Wagen fehr*”. Vgl. Voltmer, Reichskündig exempel, S. 160. この記述は、フラーデを共犯者として密告した複数の人物の供述をほうふつとさせる。トリーア市に隣接する聖マクシミン修道院領では、「フラーデ博士は4頭の黒い馬にひかれた小さな銀の馬車に乗ってやってきた」「フラーデ博士を間違いなく三度ヘッツラター・ハイデ（魔女の集会場所とされていた地）で見た、なぜなら彼は豪華な衣装と金の首飾り（参審人の徽章か）を身につけていたからだ」「フラーデ博士を数回魔女集会で見かけ、その時彼は豪華な衣装と金の首飾りをつけ、トリーア市の高貴な人々を従えていた」などと証言されている。Voltmer / Weisenstein, *Das Hexenregister*, S. 21; 19; 27.

<sup>201</sup> この書物は1591年にラテン語初版（トリーア市）が出版されたのち、1623年までにドイツ語版4版（うち1592年版はミュンヘンで出版）、ラテン語版2版（うち1623年版はケルンで出版）の計8版を数え、かなり成功を収めた書物と言える。Binsfeld, *Tractat*, S. viii.

<sup>202</sup> ロースの人物像と著作の論点について日置(中)、99-103頁; Eerden, Cornelius Loos.

<sup>203</sup> “*Zu allererst wiederruffe, verdamme, verwerffe und mißbillige ich, (was ich oft Schrifften und Worten halsstarrig bey vielen bejahet habe, und welches ich vor das Haupt und fuernehmste Stuech dieser meiner Disputation gehalten habe) nemlich, daß es eine phantasie, und als ein leerer Aberglaube, vor ein Gedichte zu halten seye, was von dem coerperlichen Ausfahren oder Wegbringen der Zauberer und Hexen geschrieben wird, so wohl weil dieses nach einer Ketzerischen Bosheit allerdinges riechet, als auch weil diese Meynung mit aufruehrischen Dingen vermischet ist, und dahero nach dem Laster der beleidigten Majesteat schmecket*”. Behringer, *Hexen und Hexenprozesse*, S. 362 より引用。

たこの時期に魔女迫害反対論を唱えることがいかに難しかったかは、このケースからも伺われるであろう。

トリーア選帝侯領における 1580・90 年代の熱狂的な魔女迫害を、『トリーア年代記』は次のように記している。

ヨハン〔七世〕のように、これほどに大きな辛苦、このような不快とともに、またこれほどの窮乏の下で教区を統治した者は、大司教の中にはほとんどいない。彼はこれら辛苦に、彼の統治期間中ずっと、恒常的なパンの原料穀物の不足、天候のひどい仕打ち、畑での不作に、彼の臣民とともに耐えねばならなかった。すなわち、〔彼の在位期間の〕19年のうち、豊作だったのは1584年と1590年の2年だけなのである。人々は多年にわたり続いた不作は魔女 Hexen や怪物 Unholde によって、悪魔のごとき憎しみからもたらされたものと信じていたので、領邦全体が、魔女の撲滅に立ち上がった。この運動を、多くの役人たちは支持した。彼らはこの種の焼却〔魔女の火刑〕から富を期待していたのである。それゆえ、教区全体で、都市や村々で、裁判所に運び出された原告が現れたならば、予審裁判官、執達吏、参審員、裁判官、刑吏が、男女に関わりなく人々を裁判所へ、また審問に引き出し、たくさんの人々を焼いたのである。訴えられたものは、ほとんど処刑を免れなかった。トリーア市の身分の高い者も免れなかった。つまり、一人のシュルトハイスが、二人の市長、数人の市参事会員、参審員とともに焼かれた。教会参事会の複数の参事会員、教区主任司祭、農村の主任司祭は同じ有罪判決を受けた。ついに、荒れ狂った民衆の、また血と犠牲を渴望する裁判官の無分別は、これら犯罪のなんらかによる汚名を着せられない者がほとんど誰一人見つけられないほどだった。その間に、公証人、書記、居酒屋は豊かになった。刑吏は高貴な廷臣のように金銀で着飾り、悠然と貴族の馬に乗り、その妻は貴族と衣服の豪華さを競っていた。処刑された者の子供たちは〔国を離れて〕移住していき、彼らの財産は没収された。農民とワイン醸造者が不足し、ゆえに不作が起こった。ペストも、あるいは非常に残虐な敵も、このような際限のない糾問と迫害のやり方ほどには、これよりひどくトリーア侯国を暴れ回ることにはできない。全ての者が有罪だったわけではない、という多くの証拠があるのである。迫害は数年間続き、たくさんの柱を、その柱一つ一つで人間の体が炎に委ねられたのだが、その柱を誇る裁判官がいた。〔魔女の〕くずどもは絶え間ない火刑によっても一掃されず、また臣民たちは貧しくなったので、拷問と審問官およびその収入と支出に関する法令が布告され、適用された。そして突然、戦争における時のごとく、金銭の流れは干上がり、審問官の激しい熱意は消えた<sup>204</sup>。

ここでは、1591年に発布されたトリーア選帝侯による魔女裁判法令が迫害にブレーキをかけたように書かれているが、実際にはこの熱狂がいくぶんかの沈静化を見せるのは、ようやく1595年に入ってからであった。1587年以前の迫害はトリーア選帝侯領の西側である上管区だけに限られていたが、むしろ法令発布後に迫害の波は北東へと伝わり、1591年以降はモーゼル中下流域のあちらこちらで裁判が行われている。ルンメル調査によれば、1581年ヴィットリヒ近郊のミンダーリットゲン Minderlittgen の在地裁判所で行われた魔女裁判に続き、1587年にマイエン Meyen 管区、1590年にベルンカステル Bernkastel、マンダーシャイド Manderscheid、キルブルク Kyllburg 各管区で魔女迫害が確認される<sup>205</sup>。遅くとも1590年にはモーゼル下流域、すなわち下管区にも迫害の波が届いた。1592-94年には15名に対する裁判が、

<sup>204</sup> Emil Zenz, (Hg.), *Die taten der Trierer: Gesta Treverorum (Bd.7)*, Trier 1964 (以下、Zenz, *Gesta Treverorum*), S.13f.

<sup>205</sup> Rummel, *Phasen und Träger*, S. 268.



マイエン管区の複数の共同体で行われた。また、クロッテン裁判管区では 1592 年 11 月から大規模な裁判が行われ、30 人が処刑されている。この魔女迫害は 1593 年には隣接する都市コッヘムに飛び火し、1594 年まで続く連鎖的裁判の呼び水となった。1595-96 年にはモーゼル右岸のバルデネック＝ツェル Baldeneck-Zell 管区、フンスリュックからライン左岸にまで伸びるボッパード Boppard 管区も魔女裁判の舞台となる。さらに、はっきりとした年代は分からないものの 16 世紀末にモーゼル下流のミュンスターマイフェルト Münstermaifeld 管区で 25 人が処刑されたという<sup>206</sup>。これらは、いずれも法令発布後に開始されたものである。

### 2-1-3. 迫害の第二波

前述のようにトリーア市周辺の地域では 1595 年から 96 年にかけて迫害はいくぶん沈静化した。モーゼル下流域でも迫害の減少が認められたのはようやく 1597 年であった。この要因として、ルンメルはヨハン七世の法令による効果というよりは、激しい迫害による人的・経済的損耗、疫病の発生(1597 年)、迫害に積極的であった選帝侯ヨハン七世の退位(1599 年)を挙げている<sup>207</sup>。

しかし、1590 年代後半の小休止の後、1602 年から 1615 年の散発的な裁判を経て、再びトリーア選帝侯領が大迫害の波に見舞われるのは 1629 年である。この時期の裁判に関しては史料の多くが失われているが、グリムブルク Grimburg、ビルケンフェルト Birkenfeld、プファルツェル、ヴィットリヒの各管区やアイフェル山地で起こった迫害の痕跡は、隣接する修道院領や中小領主の管轄における裁判記録に残されている。モーゼル下流域では 1629 年にコブレンツで 24 件の処刑が行われている。さらにコブレンツ近郊のファレンダール、プファッフェンドルフ Pfaffendorf、ホルヒハイム Horchheim でも 6 件の裁判記録が残る。1630 年にはコブレンツ周辺で 8 件、北西部のマイエンおよびミュンスターマイフェルト管区についても、1629 年から 31 年にかけて少なくとも 12 件の裁判が行われた。ライン右岸のモンターバウアー Monterbauer 管区における迫害は、とりわけ凄惨であった。記録によれば、ここでは 1628 年から 1631 年にかけて 81 人の男女が処刑されたという。さらに東のリンブルク Limburg 管区で少なくとも 4 件の裁判が行われたことが、その東部に位置するトリーア選帝侯とナッサウ伯の共同統治領カンベルク Camberg の記録に残されている<sup>208</sup>。このように、1628 年以降上管区および下管区西部に迫害の波が押し寄せ、それがライン右岸地域まで伝播し、そして 2 年以内に収束したことを確認することができる。

1630 年の選帝侯フィリップ・クリストフ・フォン・ゼーテルン Philipp Christoph von Sötern(1567-1652、在位 1623-1652)によって再び発布された魔女裁判法令もブレーキにはならなかった。迫害の収束を早めたのは、三十年戦争におけるめまぐるしい戦況の変化であった。1631 年 6 月スウェーデン軍が上陸し、9 月のブライテンフェルトの戦いを勝利したグスタフ・アドルフの快進撃はトリーア選帝侯領まで届いた。1632 年 6 月、コブレンツはスウェーデンに占領される。トリーア選帝侯はフランスに頼ることでトリーア市の中立を守ろうとしたが、結果としてロートリンゲン、フランス、スウェーデン、そしてスペイン・皇帝軍らによる領土の蹂躪を許すことになった。多くの人的損失もさることながら、裁判所の建物や収監用の塔など裁判に関わる施設も多くが損壊し、モーゼル流域は混乱の極みに達した。1631 年以降もい

<sup>206</sup> Ebd., S. 270f. またコッヘムにおける魔女迫害については第四章第二節 2-2 で検討する。

<sup>207</sup> Ebd., S. 273.

<sup>208</sup> Ebd., S. 277f.

くつかの地域では裁判が行われているものの、16世紀後半の集中的な迫害に比べると、はるかに散発的かつ小規模にとどまっている。この戦乱の中で、1630年代の迫害はまさに物理的に中断を余儀なくされたのである<sup>209</sup>。

#### 2-1-4. 迫害の収束へ

最後の迫害の波は1640年に訪れる。下管区に隣接するヴィニンゲンには1640年8月にコブレンツ、ベルクプフレーゲ Bergpflege、ミュンスターマイフェルト管区の多くの共同体で魔女迫害が行われたという記録が残る。モンターバウアー管区でも1645年に裁判が行われている。上管区に関しては、1640年、42年にメルテスドルフ Mertesdorf、フェル Fell、ロンギッヒ Loguich で魔女迫害のために新たに委員会が結成されたことが報告されており、後者の二共同体では5件の裁判が行われたという<sup>210</sup>。このような散発的裁判は、1648年の戦争終結後も1650年代になっても細々と続いた。1651年ニーダーランシュタイン Niederlahnstein とモンターバウアー管区、1652年ミュンスターマイフェルト管区、1653年ボッパード管区、コッヘム近郊のヴィネブルク Winneburg で裁判が確認される。しかしこれらももはや連鎖的裁判には発展せず、トリーア選帝侯領と共同統治領の魔女裁判は聖ヴェンデル St. Wendel 管区(1656/57年)とモンターバウアー管区(1660年)での裁判を最後に収束している<sup>211</sup>。

1652年に選帝侯位についたカール・カスパー・フォン・デア・ライエン Carl Casper von der Leyen (位1652-1676)は、一切の魔女裁判を禁止するという方針をとる。もちろん、魔女裁判の宗教的根拠、すなわち悪魔と魔女の存在はカトリック・プロテスタントともに正統教理の一部であり、それを正面から否定しすることはできない。そこでとられた手段は、消極的とも言えるような司法手続きのサボタージュであった。カールは魔女裁判を在地の管区長と地域住民の結託による無軌道なものと認識しており、オーバーホーフであるコブレンツやトリーアの高等裁判所が在地の管区長に対しより強い統制をきかせるようにした。これら裁判所は、送付されてくる裁判記録は不備を理由に何度もつき返し、進行中の裁判に関しては法的問題点を厳しく指摘し、これを制御した。裁判を開始するよう求める住民に対しては、担当役人や選帝侯の不在を理由に、裁判受理を数ヶ月にわたって引き伸ばし、結局許可しないと行った態度に出た。各共同体に独自の裁判開始が許されなくなった一方で、もはや中央のオーバーホーフは魔女裁判を受理しなかった。トリーア選帝侯領における魔女裁判は、彼の登場とともに終息したといえよう<sup>212</sup>。

<sup>209</sup> Ebd., S. 278f; Voltmer, Krieg, S. 24-30.

<sup>210</sup> Rummel, Phasen und Träger, S. 280.

<sup>211</sup> Ebd., S. 282.

<sup>212</sup> 例えばトリーア選帝侯領に接する小領邦シュポンハイム伯領では、1595年から1671年にかけてバーデン＝バーデン辺境伯とプファルツ＝ビルケンフェルトによって統治権が分割されていたが、1650年代まで委員会の活動が見られた。1660年にはバーデン当局によって、全ての魔女告発は直接バーデン当局に送付されねばならないという決定が為され、プファルツ側もこれに反対しなかったため、手続きの厳格化によって裁判の遂行はほとんど不可能となった。ここでも委員会と管区長の連携が断たれたことで、魔女裁判に終止符が打たれることとなる。Rummel, Phasen und Träger, S.325-328.

## 2-2. ケルン選帝侯領

### 2-2-1. 初期の魔女裁判とペーター・シュトゥンプ事件

ここでは、トーマス・ベッカーによる整理に導かれながらケルン選帝侯領における迫害の展開を見て行こう。隣接するユーリヒ・ベルク・クレーフェ公領において1480年代からすでに新しい魔女教理を反映した魔女裁判が広く見られたのに対して、ケルン選帝侯領では16世紀末に至るまでごくわずかな裁判が散発的に確認されるにすぎない<sup>213</sup>。ヴェストファーレンでは1562年に数件の裁判が起り、1570年以降には処刑も行われている。しかし、ここでも迫害は1589年に至るまでは比較的軽微に留まっていた<sup>214</sup>。

ケルン選帝侯領のうち、最も早く大きな魔女迫害を経験したのはフェスト・レックリングハウゼンである。ここではすでに1580年から翌年にかけて一連の裁判が起こっており、54名の男女が巻き込まれた結果、そのうち少なくとも44人が処刑された。さらに1588年から1590年にかけてホルネブルク *Hornburg* で再び連鎖的裁判が生じ、少なくとも45人が訴えられた。そのうち21人に死刑判決が下り、二人は獄死、そして一人は自殺を選んだという<sup>215</sup>。レックリングハウゼン市でも1588年から翌年にかけて7件の処刑が行われたことが記録されている。1595年には、魔女裁判をめぐるレックリングハウゼン市の市参事会とボンの宮廷顧問会との間に深刻な対立が生じる。市参事会当局によって逮捕された「魔女」の家族が、宮廷顧問会に請願を行ったのである。この請願に対し、宮廷顧問会はレックリングハウゼン市に繰り返し囚人の釈放を命ずる。しかし、領邦君主の介入を嫌う都市当局はこれに応ぜず、逆に領邦君主とその裁判所を帝室裁判所に訴えた<sup>216</sup>。この時期の魔女裁判で宮廷顧問会の影響力は極めて限定されていたのである。

フェスト・レックリングハウゼンで1580年代にすでに本格的な裁判が開始されていたのに比べると、ライン部では明らかに迫害は遅れて現れる。1580年代に入り、隣接するトリアー選帝侯領で迫害が本格化し始めたことはケルン選帝侯領でもよく知られていたものの、ライン部では迫害はまだ対岸の火事であった。ケルン市民ヘルマン・ヴァインスベルクはトリアー選帝侯領で行われている裁判について日記に書き遺している。「1589年7月30日。いくらかの人々は、魔女あるいは女妖術使いたちが不快な夜の悪天候を作り出したということが確かなことであると見なしたがっているようだ。というのも、いかにトリアー選帝侯がトリアー市の内外で多くの妖術使いや女妖術使い、男も女も、聖職者も俗人も捕まえ、火刑に処し、水審にかけたか、大変な噂になっているのだ」「私はカトリックの聖なる司教区であるトリアーや他の場所にそんなに多くの悪い女たちがいることが不思議であるし、どうしてケルン市でよりも

---

<sup>213</sup> Becker, *Erzstift*, S. 90.

<sup>214</sup> カレンハルト *Kallenhardt* においては1573-74年に9名、1575-76年に6名が処刑されている。隣接するリュートテンでは1578-79年に4名が処刑された。Decker, *Herzogtum Westfalen*, S. 341ff.

<sup>215</sup> Gudrun Gersmann, *Auf den Spuren der Opfer. Zur Rekonstruktion weiblichen Alltags unter dem Eindruck frühneuzeitlicher Hexenverfolgung*, in: Bea Lundt (Hg.), *Vergessene Frauen an der Ruhr. Von Herrscherinnen und Hörigen, Hausfrauen und Hexen 800-1800*, Köln / Weimar / Wien 1992, S. 243-272 (以下、Gersmann, *Auf den Spuren*), hier S. 251f; Heuser, *Kaltwasserprobe*, S. 76f.

<sup>216</sup> Gudrun Gersmann, „Toverie halber...“. *Zur Geschichte der Hexenverfolgungen im Vest Recklinghausen. Ein Überblick*, in: *Vestische Zeitschrift. Zeitschrift der Vereine für Orts- und Heimatkunde im Vest Recklinghausen* Bd. 92/93 (1993/1994), S. 7-43 (以下、Gersmann, *Toverie*), hier S. 18f.

〔他の場所で〕妖術が神によって悪魔に許されているのであろうか。妖術使いや女妖術使いがケルンで判決を受け焼かれたと、誰が今まで聞いたことがあるか?」<sup>217</sup>。

このようなヴァインスベルクの認識をよそに、1580年代の終わりにはライン部にもひっそりと魔女迫害の足音が近づきつつあった。象徴的なのは、1589年10月に行われたとされるペーター・シュトゥンプ裁判であろう。ヒュルヒラート Hülchrath 管区ベドブルク Bedburg の農民であったシュトゥンプが人狼として妖術・幼児殺害・殺人と近親相姦の罪に問われたこのケースは、ショッキングな犯罪とその処刑の様子を描いたパンフレットによって一躍有名になった。これらパンフレットは事件の詳細を描いた木版画や銅版画に短いテキストが添えられており、1589年にはケルン・アウグスブルク・ニュルンベルク・オランダ、後にはイングランド(1590)とデンマーク(1591)でも翻訳、出版された<sup>218</sup>。



図：ペーター・シュトゥンプ事件を報じるパンフレット。1589年ニュルンベルク版<sup>219</sup>

この事件に関する裁判記録は残されておらず、事件に関する唯一の情報源は、これらパンフレットのみである。パンフレットに添えられた各版のテキストには犠牲者の数、シュトゥンプが人狼となった年

<sup>217</sup> „Anno 1589, den 30. Juni, wollten etliche für gewiß halten, daß die Hexen oder Zauberinnen das Unwetter verlitteener Nacht gemacht hätten. Denn das Gerücht ging sehr stark, wie der Kurfürst von Trier innen und außer Trier, viele Zauberer und Zauberinnen, Männer und Frauen, Geistliche und Weltliche, gefanden, verbrannt und ertränkt habe[...] Mich gibt es Wunder, daß es in dem Katholischen und heiligen Stifte von Trier und in mehreren anderen Orten so viele böse Weiber gibt, worum dem Teufel dort mehr von Gott die Zauberei gestattet werden soll als in der Stadt Köln. Wer hat früher gehört, daß Zauberer oder Zauberinnen in Köln verurteilt, verbrannt worden wären?“ Behringer, *Hexen und Hexenprozesse*, S. 204f.より引用。

<sup>218</sup> Elmar M. Lorey, *Heinrich der Werwolf. Eine Geschichte aus der Zeit der Hexenprozesse mit Dokumenten und Analysen*, Frankfurt a. M. 1997 (以下、Lorey), S. 208-212.

<sup>219</sup> Wolfgang Harms, *Deutsche illustrierte Flugblätter des 16. und 17. Jahrhunderts*, Bd. IV, Tübingen 1987, S. 412より転載。

数などに僅かな差異が見られるが、ほぼ同一の内容が書かれている。そこでとりわけ興味深いのは、彼が自白したとされる次の内容であろう。1589年ケルンで出版された版では「彼は25年にわたりある女悪魔と、さらに彼の妻の娘とも肉体関係にあった。彼はあるベルトを所有しており、それを腰に巻くことによって数時間狼に変身した」<sup>220</sup>とされる。このベルトは、別の版ではその女悪魔 *Teuflische Succube* から贈られたものとされている<sup>221</sup>。この事件の核心は狼に変身した彼が、彼自身の息子を含む13人の幼児、二人の女性と一人の男性を殺害したという物理的犯罪にある。しかし、その変身と殺人が悪魔の力を借りたものであり、その悪魔と情人関係にあるとする点は魔女犯罪構成要件と同様である。先述のように、このケースについては裁判記録が存在せず、彼が具体的にどのような自白をしたのかははっきりと知ることができない。これらパンフレットが読者の好奇心を煽るために創作を混入した可能性は否定できないが、この事件で「害悪魔術」「悪魔との契約」「悪魔との性的つながり」という魔女犯罪的要素が厳然と現れていることに注意を喚起したい。たとえこれらパンフレットのテキストが実際の裁判を大幅に脚色していたとしても、当時の読者にそれを受け入れる素地があったことこそがここでは重要である。パンフレットの木版画の中で、首をはねられたシュトゥンプが二人の女性と共に火あぶりにされていることから、この一件が魔女裁判と同様ないしは類似したものと受け取られていたことが読み取れる。

このスキャンダラスな事件とほぼ同時期、ゴーテスベルク *Godesberg* 管区において1589年2人の女性が処刑され、リン-ウェルディンゲン *Linn-Uerdingen* 管区、アルテンヴィード管区で1件ずつ裁判が行われた。1590年には再びヒュルヒラート管区とアーヴァイラー *Ahrweiler* 管区においても魔女裁判が確認されている。

1591年から翌年にかけて、アーレンベルク伯に質入れされていたニュルブルク管区でも魔女裁判が行われている。この地の代官が書き残したところによると、同管区では1591年と1592年に少なくとも20名が5回に分けて魔女として処刑されたという。これは、疑いなく16世紀ライン部における最大の迫害であり、同地の財政を圧迫していくことになった。古くから、この土地の城伯レーエンの保有者は処刑の際の費用を支払うことになっていたが、この時処刑件数の多さからその負担があまりに高額になったため、レーエン保有者であった貴族が費用負担免除を求めてボンの宮廷顧問会に繰り返し訴えるという一幕すらあったのである<sup>222</sup>。

おそらく1590年頃から1594年にかけて、選帝侯の宮城都市であるボンも裁判の舞台となった。この裁判は長期間にわたったと考えられるが、1590年から1593年の宮廷顧問会議事録は欠落しており、その詳細をそこから知ることは難しい。しかし、ボンの高等裁判所参審人であったヤーコブ・リック *Jakob Rick* の著作『*Defensio Compendiosa*』(1597)には、ボン高等裁判所が1594年にある女性を訴追したこと、その女性は夫、姉妹とともに数年前から収監されていたことが書かれている。さらに、その女性の親族

---

<sup>220</sup> „Er habe fünf und zwentzig Jahr mit einer Teuffelin / und auch mit seiner rechten Tochter gebulet. Auch hat er einen Gürtel gehabt / wann er den umb sich gethan / so ist er von Stund an zu einem Wolff worden“. *Warhafftige und erschreckliche Beschreibung, von einem Zauberer (Stupe Peter genandt) der sich zu einem Wehrwolff hat können machen... welcher zu Bedbur ... ist gerichtet worden, den 31. October, dieses 1589. Jahrs, was böser Thaten er begangen hat*, Cölln, 1589. このケルンで印刷された1589年の版はテキストのみで構成されている。

<sup>221</sup> Lorey, S. 209.

<sup>222</sup> Peter Arnold Heuser, *Hexenverfolgung und Volkskatechese. Beobachtungen am Beispiel der gefürsteten Eifelgrafschaft Arensberg*, in: *Rheinisch-Westfälische Zeitschrift für Volkskunde* 44 (1999), S. 95-142 (以下、Heuser, *Volkskatechese*), hier S. 102-113.

は当時すでに罪を自白し火刑に処されており、彼女自身もラント追放刑にされたという。この女性は同年密かにボンに戻ったため再び逮捕され、今度は溺死刑に処せられたという。さらに、1594年8月の宮廷顧問会議事録にはおそらく彼女も含め数名の女性が妖術の疑いで逮捕され、その手続きについて顧問会に照会がなされたことが記録されている。ここでは、顧問会は証拠が不十分であるため囚人たちを釈放するよう言い渡している<sup>223</sup>。この一連の記録からは、1594年以前に始まった裁判が複数の被疑者を生んだ連鎖的な裁判であったこと、しかしその帰結は必ずしも処刑に結びついたわけではなく、比較的理性的な手続きが守られていたことが分かる。

1595 - 96年には、魔女裁判はボン上級管区を中心に、アルテナー、バードルフ Badorf、アーヴァイラー、ケンペン Kempen、チュルピッヒ Zülpich、ブリュール、リン・ウェルディングゲン管区へとじわじわ地域的な広がりを見せる。これはケルン選帝侯領における魔女裁判の最初のピークと言えよう<sup>224</sup>。この最初のピークに際して、宮廷顧問会への裁判に関わる問い合わせも増加していた。この時、宮廷顧問会が講じた対策は驚くべきものである。他の多くの領邦で裁判権の集約化、地方裁判所への監督強化が進められていた時代に、むしろそれと逆行することを推奨したのである。1595年7月4日の決定を見てみよう。

魔女案件全般に関して：今後、以下のことに注意を払うべし。そのような魔女案件がより多く官房に持ち込まれているので、これらは常に〔在地〕裁判所に差し戻されるべし。これら在地裁判所が自らの見識が不十分であると不服を申し立てたいならば、彼らはこの案件をその上級裁判所に鑑定の方法によって通達することができる<sup>225</sup>。

ここでは、魔女案件の照会に関しては原則的に在地裁判所へと差し戻し、在地裁判所が必要とする時には上級裁判所に問い合わせるよう指示されているのである。ここでいう上級裁判所とはケルンやボンの裁判所ではなく、その土地の複数村落を管轄する中規模裁判所を指している<sup>226</sup>。この背景には、急増する魔女裁判関係の議題が宮廷顧問会の処理能力を超え、その大きな負担となっていたことがある。しかし、このような「非中央集権化」の傾向はその後もケルン選帝侯領における魔女迫害を貫く原則となっていくのである。

一方、ヴェストファーレンではライン部よりもやや早く、1590年頃に迫害が激化している。当地で最も有力な領主であったカスパー・フォン・フルステンベルク Kasper von Fürstenberg は、1570年代には迫害には慎重な態度をとっていた。そのため、住民らは領主が魔女を熱心に排除してくれないと選帝侯に請願を行ったほどであった。しかし、この状況は1590年に一変する。フルステンベルクの領地であ

---

<sup>223</sup> Heuser, Kaltwasserprobe, S. 75f.

<sup>224</sup> しかし、この時期の裁判一件あたりの被疑者は2名程度に留まり、後の魔女裁判に見られる数十名を巻き込むような大規模な連鎖的作用は起こっていない。Becker, Erzstift, S. 92f.

<sup>225</sup> „in genere das hexenwerkh belangendt: Hinfuro in achtung zu nehmen, da solcher hexerei sachen mehr bei der cantzlei anbracht werden, daß dieselben jederweill an die gerichter remittirt werden sollen, da sich dan dieselben deren erkandhnus alls zu gering verstendigen beschweren wollen, hetten sie die sachen ahn ihre oberhaupter per modum consultationis zu gelangen“. Heuser, Kaltwasserprobe, S. 81.より引用。

<sup>226</sup> 第一章第二節2で述べたように、ケルン、ボンの裁判所よりも下のレベルにはいくつもの「主要裁判所 Hauptgerichten」が存在していた。Hans Müller, *Oberhof und neuzeitlicher Territorialstaat: dargestellt am Beispiel der drei rheinischen geistlichen Kurfürstentümer*, Aalen 1978 (以下、Müller, *Oberhof*), S. 117; 132g-132i.

るビルシュタインではこの年に少なくとも 21 人が処刑され、さらに 1596 年までに 28 人が続いた<sup>227</sup>。フレデブルク Fredeburg 管区では 1595 年から 1600 年に約 50 人が告発され、そのほとんどが処刑されたという。その他、彼の支配地域であった共同体にも迫害の波は広がり、ヴェストファーレンは最初の迫害のピークを迎える。

デッカーは 1590 年に一転して迫害が激化した原因として、近隣のトリーア選帝侯領における迫害の本格化の影響、パン価格の高騰による生活不安、また自身の妻が魔女によって殺されたと信じたフルステンベルクの個人的な迫害への傾倒を挙げている<sup>228</sup>。1590 年から 1604 年にかけてのフルステンベルクの日記には、「全ての神父たちに、妖術に対して説教壇の上から激烈に説教を行うよう厳しく義務付け、命じた(1592 年 3 月 3 日、8 日)」「フレッター Fretter の妖術使いらは、焼けたやっここで肉を引き裂かれ、生きたまま焼かれるべきだと答えた(1604 年 11 月 27 日)」などの記述が見られる<sup>229</sup>。「魔女」に対する領主の尋常ならぬ憎しみ、魔女迫害への熱意をそこかしこに読み取ることができるだろう。

## 2-2-2. 大規模迫害の開始

ケルン選帝侯領ライン部では 1595 年に最初のピークを迎えるものの、その規模は 17 世紀に始まるそれに比べれば、まだ散発的かつ小規模に留まっていたといえる。1607 年、選帝侯エルンスト・フォン・バイエルンとその甥であり協働司教であったフェルディナント・フォン・バイエルンは連名で魔女裁判の手続きを詳しく定めた法令を發布した。宮廷顧問会が魔女裁判案件に関して基本的に在地裁判所の裁量にゆだねることを決議したことはすでに述べたが、ケルン選帝侯領にはこれまで統一的な手続きの基準は存在しておらず、各裁判所が独自の裁量で個別ケースに対応していた。そこで、全領邦の在地裁判所へ模範となる手続きの手引を示すことが必要になったのである<sup>230</sup>。法令は次のように始まる。

忌まわしく嫌悪すべき妖術の所業が、残念なことに心労多きこの危険な時代において、一般に広まってしまった。高貴なる選帝侯である余は、神の命令からも、成文法からもまた帝国の刑事法からも、全力を挙げてそのような悪行を罰する責務があることを認識している<sup>231</sup>。

魔女犯罪の実在は厳然たるものであり、選帝侯にはそれを取り締まる責務があるというのである。当時の魔女迫害が当局の自明の課題として認識されていたことを思えば当然のことであるが、ここでケルン選帝侯も本気で魔女迫害に取り組むという姿勢を再度鮮明にしている。このように裁判の指針が示され、選帝侯の姿勢も明確になった今、迫害は加熱するかと思われるだろう。しかし、先行研究が共通し

<sup>227</sup> Decker, Herzogtum Westfalen, S. 381f.

<sup>228</sup> Ebd., S. 343-347.

<sup>229</sup> Ebd., S. 344.

<sup>230</sup> トリーア選帝侯領では 1591 年の迫害のピークに対応してすでに類似の法令が出されていたが、ケルン選帝侯領では 1595 年の最初のピークから大分遅れての規範整備となっている。1592 年から地方管区より宮廷顧問団に法令整備を働きかける動きがあったものの、宮廷顧問団の反応は鈍かった。とりわけ、ニュルブルク管区からの働きかけについては Heuser, Volkskatechese, S. 104- 113 に詳しい。

<sup>231</sup> „Nachdem das greulich und abscheulich Unwesen der Zauberey, leider bei diesen sorgsamem gefehrlichen Zeiten, einen gemeinen Uebergang nehmet, Und dan sowoll auß Gottlichem Befelch, als den beschriebenen Rechten und Reichs Constitutionen Ihre Churfuerstl. Durchlicht. etc. Sich schuldig erkennen, nach allem Vermoegen solche Unthaten zu straffen“. 附録史料 2, vii 頁。

て認めているように、実際にはこの法令に対するリアクションらしきものは見られない<sup>232</sup>。ショアマンが挙げている例を見てみよう。1608年11月、宮廷顧問会は一度拷問において自白したもののそれを撤回した女たちを「隣のトリーア選帝侯領の土地でそうされているように」釈放すべきであると指示し、1616年にはドイツ Deutz からの問い合わせに対し「あたかもケルン選帝侯領には魔女裁判法令が存在しないかのよう」に学識法曹に問い合わせるよう言い渡しているという<sup>233</sup>。さらにベッカーは、「このような民衆、下級領主、役人らの〔法令に対する〕無反応はケルン選帝侯領では典型的であった」と述べている<sup>234</sup>。この法令の問題は後に再検討するとして、ここでは法令がその後の魔女迫害の推移にはあまり影響力を持ちえなかったことだけを指摘しておきたい。

1607年の法令発布直後には魔女裁判の増加は見られないものの、1615年から1618年の期間には宮廷顧問会議事録で扱われた魔女裁判案件の件数が明らかに急増する。1595年のピークを過ぎた後、1614年まで年間10件程度に留まっていた魔女裁判の照会件数は1616年には30件弱、1617年には50件以上に上っている<sup>235</sup>。

ヴェストファーレンでは16世紀末の魔女裁判がいったん沈静化した後、再び迫害の機運が高まる。とりわけ都市ゲゼークでは、魔女迫害を求める一部市民らが暴徒化し、不穏な空気に支配されていた。1618年から翌年にかけて行われた裁判では、11人の被告のうち3名が処刑された<sup>236</sup>。

一方ライン部では、1600年から1625年の間にすでに16世紀後半に魔女迫害を経験していたボン、アーヴァイラー、ケンペンなど重要諸都市、またブリュール、レッヒェニヒ、アーロフ Arloff、ニェルブルク、ヴェア Wehr など中小都市や農村でも合わせて20件の裁判が起こっており、とりわけニェルブルクで1609年に行われた裁判では合計62名が処刑されている。このことから、ベッカーは17世紀に入って「魔女に共犯者がいる」とするエリートの魔女教理がケルン選帝侯領の魔女裁判に本格的に導入されたとしている<sup>237</sup>。ここに、密告の連鎖と以前には見られなかった迫害の大規模化が始まるのである。

### 2-2-3. 迫害の最盛期：1628～1631年

ヴェストファーレンを含めたケルン選帝侯領が魔女迫害の最盛期に入るのは1620年代後半である。ホイザーによれば、議事録に現れる魔女案件協議数は、1627-1631年に最大の山を示す。とりわけ、1629年と1631年には年間80件以上が扱われている<sup>238</sup>。この議事録を元に、1628年には10地域、1629年には14地域、1630年には15地域で迫害が行われていたことが確認できる。ベッカーは議事録に記録されたのは単に管区名ないし管区の主要共同体だけであり、実際には記録に現れない多くの共同体にも迫害

---

<sup>232</sup> 例えば Schormann, *Der Krieg*, S. 40; Becker, *Erzstift*, S. 107; Ulrich von Hehl, *Die Hexenprozesse der frühen Neuzeit. Rheinische Aspekte eines europäischen Phänomens*, in: Herald Dickerhof (Hg.), *Festgabe Heinz Hürten zum 60. Geburtstag*, Frankfurt a. M. 1988, S. 243-264 (以下、Hehl), hier S. 252f.

<sup>233</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 40f.

<sup>234</sup> Becker, *Erzstift*, S. 107f.

<sup>235</sup> Heuser, *Kaltwasserprobe*, S. 127.

<sup>236</sup> Decker, *Herzogtum Westfalen*, S. 351-354.

<sup>237</sup> Ebd., S. 93f.

<sup>238</sup> Ebd.



が広がっていたであろうとしている<sup>239</sup>。失われた記録も多々あると考えれば、迫害は選帝侯領全体に波及したと考えるべきであろう。

ベッカーは、この1620年代後半に始まる魔女迫害に関する最初の記録として、1626年5月9日の宮廷顧問会議事録を引いている。この日、ハルト Hardt 管区に属するアーフから、参審人に偏りが見られるために裁判に困難が生じているとの報告がなされたのである。6日後の5月15日には、この裁判費用をどこから工面すべきかとの問い合わせがなされる。これは、宮廷顧問会が初めて魔女裁判の費用問題に直面した時だったという<sup>240</sup>。以降、魔女裁判の費用ないし被告の財産没収に関する問い合わせは、宮廷顧問会での魔女裁判関係の議題のうち31%を占める主要課題となっていく<sup>241</sup>。ハルト管区やニュルブルク管区からは繰り返し魔女裁判運営の経済的困難を訴える報告や請願が届いている。裁判記録などが残っていないため、この地域でどれほどの規模の迫害が起こったのか正確に把握することは不可能であるが、地域が財政難に陥るほどの件数であったことは推測できるだろう。

1627年1月15日の議事録には、「裁判費用はケラー、フォークト、参審人らの立ち会いのもとに財産没収を行い、処刑者の財産から支払う」という大原則が示され<sup>242</sup>、この原則は1628年に発布される法令にも踏襲されている。この法令は、1607年の手続きを再度確認し、さらに費用問題を解決するための財産没収の手続きも詳細に定めるものであった。

やんごとなく高貴なる侯であり支配者であるケルン大司教、選帝侯にして上下バイエルン公、慈悲深き君主フェルディナントは、あらゆる場所の裁判所は残忍極まる悪行である妖術の撲滅において条令に従い取り計らうよう、かつて1607年に確かなる条令を書面に記し印刷させたのであるが、今日残念なことにその悪行はほとんど至るところで増大し、蔓延しているほどである。そこで余は先述の条令の内容を繰り返し、全ての者に、また余に仕える当局〔裁判所〕に、条令に従って取り計らい手続きを進めるよう、慈父のごとく憐み深く思い起こさせたい<sup>243</sup>。

1626年頃から本格的に増加する魔女裁判を前に、フェルディナントは手続きを慎重に行うよう推奨している。これは逆説的に、当時の魔女裁判がいかに統制を離れていたものであったか、宮廷顧問会に多くの苦情が寄せられたことを物語るものでもあるだろう。

ケルン市民ヴァインスベルクが記したように魔女迫害から免れていた自由帝国都市ケルンにも、この

---

<sup>239</sup> Becker, *Erzstift*, S. 98f.

<sup>240</sup> Ebd., S. 94f.

<sup>241</sup> Heuser, *Kaltwasserprobe*, S. 128f. ホイザーは同論文で1590年から1670年までに宮廷顧問団で議題となった1043件の魔女裁判関係案件とその内訳をまとめている。それによれば、裁判費用関係が31%、裁判手続きに関する照会が23%、他領邦との裁判権に関わる案件が6%、裁判を求める請願が6%、魔女とされた人物からの名誉棄損訴訟案件が3%、(おそらくは被告側からの)手続きの無効を訴える案件が29%を占めている。

<sup>242</sup> “[...] daß der Keller, der Vogt und Scheffen darahn sein solt, damit die kosten auß der hingerichteter gütter hergenohmen werden“. *LdANRW*, Abt. R, KKIII, Bd. 23, Bl. 41v.

<sup>243</sup> „Demnach der hochwürdigst Durchleuchtigster Fürst und Herr, Herr Ferdinand Erzbischof zu Cöln und Churfürst, Herzog in Ober- und Niderbayern, unser gnedigster Herr, hibe vorn im Jahr 1607, sichere Ordnung in schriften verfassen und publiciren lassen, wornach sich jedes Orts Gerichtter in Außrottungh des hochstgruisamen Lasters der Zauberey, zu verhalten, und dan leider jetziger Zeit solches Laster fast allenthalben dergestalt zu und Uberhand genohmen... so wolln Sie vorbedeute Ordnung ihres inhalts erwiedert und alle und jede ihre underhörige Obrigkeit Vatterlich und gnedigst erindert haben, sich derselben gemäß zu verhalten und also zu verfahren“. 附録史料7、xxxiii頁。

余波は及んだ。1627年、レッヒェニヒで一人の女性が逮捕され、拷問の末にケルン市民のカタリナ・ヘノート Katharina Henot を共犯者として名指したのである。彼女は聖堂参事会員の兄をもち、女性でありながら父から引き継いだケルン市の駅逓長の職務を取り仕切っていた、押しも押されもせぬ上層市民であった。これはケルンの上層市民が魔女迫害に巻き込まれる最初のケースとなり、1630年まで続く一連の迫害の呼び水となった<sup>244</sup>。都市ケルンでは、ヘノート裁判を皮切りに1627年から1630年までに33件の裁判が行われ、うち24件は処刑で終わっている。1655年までにはさらに8人が処刑されているが<sup>245</sup>、この帝国都市における魔女迫害のピークも選帝侯領におけるそれとほぼ一致していると言える。

選帝侯の宮城都市ボンも1628年頃から激しい魔女迫害に見舞われた。ボン近郊アルフター Alfter の神父は1628年9月、次のように報告している。「ボンでは激しい魔女の処刑が始まった。今、ある富裕な女が捕まっているが、彼女の夫は居酒屋「花亭 zur Blume」の亭主でボンの参審人も務めたクルツロックである。人々は、彼女は魔女であり、裁かれるべきだと言っている」<sup>246</sup>。帝国都市ケルンの例と同様、ボンにおいても富裕市民が今や迫害の対象となっていたのである。さらにこの記述からは、居酒屋の女将のみならず複数の人物が魔女裁判の犠牲になったことが推測される。1629年の春にもボンで魔女裁判が行われたという記録が議事録に残されており、イエズス会の年報ではこの年約50件の処刑が行われたとされている<sup>247</sup>。

一方ヴェストファーレンでは1628年から1631年の間に600人が裁判にかけられ、そのほぼ全てが死刑判決に終わった。裁判記録の多くが消失していることを考慮すれば、この時期の犠牲者は1000人以上と推測される<sup>248</sup>。280人の処刑者を出したバルヴェ管区を筆頭に、メンデン Menden、オーバーキルヒェン Oberkirchen、ビルシュタイン、ヴェアル Werl でもそれぞれ45～80人の犠牲者が確認される。この時期のヴェストファーレンでの魔女迫害には魔女裁判監督官が派遣され、それぞれの在地裁判所を監督した。とりわけ、バルヴェ管区で裁判の指揮に当たった魔女裁判監督官エラー！ブックマークが定義されていません。、カスパー・ラインハルトは同時代人からも500～800人以上を焼いたと証言されている<sup>249</sup>。

ふたたびライン部に戻ろう。迫害は1632年から35年にいったん沈静化した後再び活性化するが、この時期の裁判はいずれも悪名高き魔女裁判監督官エラー！ブックマークが定義されていません。が率い

---

<sup>244</sup> カタリナ・ヘノートに対する裁判に関しては、Becker, *Erzstift*, S. 96f; Schormann, *Der Krieg*, S. 53-56; Friedrich Wilhelm Siebel, *Die Hexenverfolgung in Köln*, Bonn 1959 (以下、Siebel), S. 52-62; Gerd Schwerhoff, *Hexenverfolgung in einer frühneuzeitlichen Großstadt. Das Beispiel der Reichsstadt Köln*, in: Stephan Lennartz / Martin Thomé (Redaktion), *Hexenverfolgung im Rheinland: Ergebnisse neuerer Lokal- und Regionalstudien (Bensberger Protokolle 85)*, Köln 1996 (以下、Schwerhoff, *Großstadt*), hier S. 28-33; 林毅『ドイツ中世自治都市の諸問題』敬文堂、1997年、227-249頁。

<sup>245</sup> Schwerhoff, *Großstadt*, S. 44f.

<sup>246</sup> Soldan, *Geschichte der Hexenprozesse*, Bd. II, S. 50f. 続いてゾルダン「街の半分が魔女迫害の犠牲となった」という同神父の報告をボンに関するものとして引用しているが、これは読み違いであり、実際にはヴェルツブルクに関する記述だという。Hehl, S. 254.

<sup>247</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 58.

<sup>248</sup> Decker, *Herzogtum Westfalen*, S. 355.

<sup>249</sup> イエズス会士による年報では500人、また宮廷顧問団に寄せられた魔女裁判監督官に対する苦情からは800人という数字が出されている。後者の数字は魔女裁判監督官の非道を訴えるという請願の趣旨から言って、かなりの誇張があると考えてよいだろう。Decker, *Herzogtum Westfalen*, S. 358f; *LdANRW*, Abt. R, KKIII, Bd. 24, Bl. 774v-775r. (14. Nov. 1630.)

たものであった。1636年にはフランツ・ブイルマンによる集中的な迫害がハイマーツハイム Heimerzheim、メッケンハイム Meckenheim、ラインバハ Rheinbach で行われる。ラインバハでのブイルマンによる激しい魔女迫害は、ヘルマン・レーアが逃亡先のアムステルダムで著した『無実の者の訴え』によって詳しく記されている。レーアによればブイルマンによって1631年6月から10月までに20名が処刑されたというが、その中には選帝侯のフォークトや都市参事会員といった名士たちが含まれていたという<sup>250</sup>。1636年にはヨハン・メーデン Dr. Johann Möden がメッケンハイムで2カ月間に70人を処刑した<sup>251</sup>。レーアは上述の著作の中で、この二名の魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。がラインバハ、メッケンハイム、フレアツハイム Flerzheim において処刑台へと送った人々の数は、125~130名に上ると見積もっている<sup>252</sup>。また1636年から1637年にかけて、やはり魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。であったディートリヒ・フォン・デア・シュテーゲンがケルン近郊のブラウヴァイラー Brauweiler で60人以上を処刑している<sup>253</sup>。

1640年以降も、報告は届いている。レンスでは1645年から1647年にかけて10名の男女が裁判で命を落とし、唯一処刑をまぬがれた女性も長きにわたる拘留の末、共同体を迫られた<sup>254</sup>。しかし1650年以降行われる裁判は、散発的な例外事例に留まり、連鎖的裁判に発展することはなかった<sup>255</sup>。

## 2-3. マインツ選帝侯領

### 2-3-1. 迫害の第一波：1590年代の上管区

マインツ選帝侯領において魔女迫害がどのように始まったかについて、明確な情報は伝わっていない。先に引用した教皇インノケンティウス八世の勅書にはマインツ大司教区が魔女の悪弊がはびこる地域として名指しされているが、ポールによれば、15世紀に魔女裁判が行われたという記録は残っておらず、魔女裁判が行われるのは1534年から1657年であるという。1657年以降、散発的に裁判を求める訴えがあるものの、実際に手続きが開始された例は確認されない。この約120年間、迫害がコンスタントに起こったわけではない。他の領邦と同様、ここでも魔女迫害は断続的に現れており、1595年、1603年、1615年、1627年をピークとする四つの迫害の波が確認される<sup>256</sup>。

マインツ選帝侯領では、16世紀に魔女裁判の継続的増加が見られるものの、世紀末に至るまであくま

---

<sup>250</sup> ラインバハでの魔女迫害に関しては本稿第四章第三節2-1で扱う。

<sup>251</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 62.

<sup>252</sup> Löher, S. 60.

<sup>253</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 77f.

<sup>254</sup> Hans Bellinghausen, *Rhens am Rhein und der Königsstuhl*, Koblenz 1929 (以下、Bellinghausen), S. 61.

<sup>255</sup> 1651年アンダーナハ、1661年チュルピッヒ、1677年ノイスから裁判に関する報告がある。ただし、飛び領地であるシェーンシュタイン Schönstein では選帝侯領で唯一、1650年以降に本格的な魔女裁判が行われた。Becker, *Erzstift*, S. 99.

<sup>256</sup> Herbert Pohl, *Kurfürst Johann Philipp von Schönborn (1647-1673) und das Ende der Hexenprozesse im Kurfürstentum Mainz*, in: Sönke Lorenz / Dieter R. Bauer (Hg.), *Das Ende der Hexenverfolgung (Hexenforschung 1)*, Stuttgart 1995, S. 19-36 (以下、Pohl, *Kurfürst*), hier S. 19f.

でも散発的な事例に留まっていた<sup>257</sup>。この状況が大きく変わり、迫害の第一波が見られるのはやはり他の2領邦と同様、1590年代に入ってからである。選帝侯ヴォルフガング・フォン・ダルベルク Wolfgang von Dalberg (1538-1601、在位 1582 - 1601) は1593年10月、ヴェルツブルク司教に宛てた手紙で、「そのようなおぞましき魔女と妖術は今や残念なことに共通のこととなろうとしている」と書き記している<sup>258</sup>。

この時期の迫害は、とりわけ上管区に集中している<sup>259</sup>。アシャッフエンブルク代官管区では1590年から94年にかけて14人が裁判にかけられ、そのうち7名が処刑された。ブッヘン管区では1592年から1597年の間に少なくとも9名が処刑されている。アモールバハでは少なくとも5名が処刑されたことが確認されているが、うち4名は1593年の裁判にかけられてであった。ツェント・オスターブルケンでは1593年にとりわけ激しい魔女迫害熱狂を見ることになる。ここで告発された17名のうち、2名は逃亡、1人は釈放され、2件の結末が明らかでないケースのほかは、10名が死刑判決を受け、2名は獄死したものとと思われる。さらに上管区南部のクラウトハイム Krautheim、ベレンベルク Bellenberg、オーバーヴィットシュタット Oberwittstadt でも1592年から1593年に20名が迫害の犠牲となった。ノイデナウ Neudenau では1593年から94年に7名が裁判にかけられ、4名に死刑判決が下っている。ディーブルクはやや遅れて1596年から1599年に裁判の連鎖を経験する。この4年間に18名が告発され、その半分が処刑された。後にこの都市で行われる熱狂的な迫害に比べれば、7名が釈放されたこの時期は、まだ比較的理性が保たれていたと言わねばならないだろう。シュタインハイム Steinheim やニーダーローデン Niderroden といったディーブルクに隣接する地域も1597年から98年に5名を火刑台へと送っている。

下管区で16世紀に裁判が行われた例としては、ヘーヒスト管区とケーニヒシュタイン管区を挙げねばならないだろう。ポールの示したリストによれば、1595年から1597年の間に21名が処刑されている<sup>260</sup>。この地域は17世紀にも再び大きな魔女迫害に見舞われることになる。

1590年代には現存はしていないものの、いわゆる「尋問項目」(1597年頃)と処刑者の財産没収令が出されている。魔女裁判に一定の基準を設け中央のコントロール下に置くことが目指された一方で、規制が必要なほどに裁判権数が増加していたことが推測される。

### 2-3-2. 迫害の第二・第三波

17世紀に入ると、さらに大規模化した迫害が見られるようになる。1605年にライプチヒで魔女に対する説教集を出版したダヴィド・メーダー David Meder という人物の筆によれば、選帝侯ヨハン・アダム・

---

<sup>257</sup> ポールは16世紀の散発的事例としてロルヒ Lorch、エアフルト、ゼーリゲンシュタット、ノイシュタット Neustadt (1567年)、ホッホハイム (1569年)、ブッヘン (1570-72年)、オーバーラーンシュタイン Oberlahnstein (1573-74)、ローア管区 (1576年) を挙げている。Herbert Pohl, *Hexenverfolgungen im Kurfürstentum Mainz. Ein chronologischer Abriß*, in: Gunther Franz / Franz Irsigler (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 225-254 (以下、Pohl, *Ein chronologischer Abriß*), hier S. 226f.

<sup>258</sup> Ebd., S. 227.

<sup>259</sup> 以下、ポールによるリストを参照。Pohl, *Hexenglaube*, S. 338-353.

<sup>260</sup> マルクスハイム Marxheim、ヴァイルバハ Weilbach、ヴィッカー Wicker といった、迫害の中心地となった諸共同体は1600年にケーニヒシュタインからヘーヒスト管区へと帰属が変わるため、ここでは両管区をまとめて扱う。ポールによるリスト、Pohl, *Hexenglaube*, S. 336ff.

フォン・ビッケン Johann Adam von Bicken (1564-1604、在位 1601–1604)の治世にムーダウ管区で 300 人が魔女として火刑に処されたという<sup>261</sup>。同時代のイエズス会士ニコラウス・セラリウス Nikolaus Serarius もこれを裏付ける記述を残している。「1603 年、高貴なる選帝侯は二つの疫病と戦い、これを排除するために多大なる努力をした。一つは妖術使いや魔女の仕業であり、もう一つは異端である。前者に対して、彼は厳しい尋問と司法手続きを定め、いくつもの場所で多くの女たちが魔女として焼かれた」<sup>262</sup>。とりわけ、上管区のシュペッサート Spessart、バハガウ Bachgau 両ツェントで 1594 年から 1614 年の間に 231 人の犠牲者が出たが、そのうちの 126 件は 1601 年から 1604 年にかけて起こったものである<sup>263</sup>。選帝侯の夏の宮廷が置かれていたシュタインハイムでは同時期に 6 人の犠牲者が出ている<sup>264</sup>。アルツェナウ Alzenau でも同じ時期に 143 人が裁判にかけられ、139 人が処刑されるという大規模な迫害が起こった<sup>265</sup>。ローア管区では 11 件の処刑が確認されている<sup>266</sup>。アシャッフエンブルクでは 1603 年から 1604 年にかけて 65 人が処刑された<sup>267</sup>。1590 年代に最初の連鎖的裁判を経験したディーブルクでも、1602 年からの 2 年間でも 6 名が再び迫害の犠牲となっている<sup>268</sup>。1603 年にはディーブルクやアシャッフエンブルクで起こった魔女迫害について伝えるパンフレットがフランクフルトで発行されている<sup>269</sup>。「私の聞いたある山は／誰にでも知られ渡ってる／そこに彼らはやってくる／そこはシュペッサートと呼ばれてる／魔女の若い年寄りの／数えきれない大所帯／やつらの陰謀行くつく先は／全て凍らせちまおうってわけだ／彼らは踊って飛び跳ねて／魔女の若い年寄りの／900 人の大所帯／一年間やそこらのうちに／妖術使いの手にかかりゃ／男も女も手腰が萎える／彼らの王様にはびっくり仰天／900 人にお言いつけ／この年のうちに無慈悲にも／子供たちを大勢殺してしまえと／ワインや穀物なんでもかんでも／凍らせちま

<sup>261</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 89; Elmer Weiß, *Erzstift Mainz*, in: Sönke Lorenz (Hg.), *Wider alle Hexerei und Teufelswerk. Die europäische Hexenverfolgung und ihre Auswirkungen auf Südwestdeutschland*, Ostfildern 2004, S. 339-354 (Weiß, *Erzstift Mainz*), hier S. 339.

<sup>262</sup> „Anno MDCIII maiore ad duas in sua diocesi Moguntina pestes coercendas et persanandas conatu incubuit[...] Reverendissimus; una magicarum atrium et veneficorum erat, haereseon altera. In priorem acres ecerceri quaetiones et iudicia praesepit pluresque alicubi sagae combustae sunt mulierculae“. Pohl, *Hexenglaube*, S. 5 より引用。

<sup>263</sup> Pohl, *Ein chronologischer Abriß*, S. 229.

<sup>264</sup> この 6 名の犠牲者のうち、2 名は男性であった。多くの場合、男性が魔女裁判に巻き込まれるのは裁判が長期化・大規模化した後のことであることから、ゲープハルトはこの 6 件以外にも多くの人々が裁判にかけられたのではないかと推測している。Horst Gebhard, *Die Hexenverfolgung in der mainzischen Zent Nieder-Roden*, in: *Arbeitskreis für Heimatkunde Nieder-Roden e. V. (Hg.), Nieder-Roden 786-1986*, Badenhausen 1985, S. 91-104 (以下、Gebhard, *Die Hexenverfolgung*), hier S. 90.

<sup>265</sup> Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 76.

<sup>266</sup> Ebd., S. 83.

<sup>267</sup> A. Lorenz, *Hexenprozesse*, in: *Aschaffener Geschichtsblätter* 1 (1908), S. 1-7 (以下、A. Lorenz, *Hexenprozesse*), hier S. 2. ゲープハルトはこの期間の犠牲者数について 47 名という数字を出しているが、これはローレンツが 20 世紀初頭に参照した史料が戦後失われてしまったためと思われる。ゲープハルトはこの個所でローレンツ論文には言及していない。Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 71.

<sup>268</sup> A. Lorenz, *Hexenprozesse*, S. 6; Pohl, *Hexenglaube*, S. 344f.

<sup>269</sup> *Ein Warhafftige Zeitung. Von etliche Hexen oder Unholden / welche man kürztlich im Stiff Maintz / zu Ascheburg / Dipperck / Ostum / Könißhoffen / auch andern Orten / verbrenndt / was Ubels sie gestift / und bekindt haben*, Frankfurt a. M. 1603 (以下、*Ein Warhafftige Zeitung*).

うのもお忘れでないよ」<sup>270</sup>。典型的な魔女のサバト、作物に被害をもたらし、老若男女の健康を害する害悪魔術が叙述されている。900人という数字は単なる誇張で根拠のあるものではないであろうが、この時代に上管区一体を席卷した魔女裁判の規模を思えば当時の人々にはこの誇張された数字もさもありなんと感じられたであろう。

選帝侯ヨハン・アダム・フォン・ビッケンの治世が激しい魔女迫害の時期と重なっていたことは、彼がとりわけ迫害に熱心だったことを意味するわけではない。この時期に行われた処刑の多くは、彼の前任者であるウォルフガング・フォン・ダルベルクの時代に開始された裁判の帰結だったのである。

この世紀転換期に魔女迫害が集中した背景には、当時の選帝侯領が苦しい経済状況に立たされていたことがまずは考えられよう。1600年前後には選帝侯領全体が悪天候と不作に悩まされ、戦争の足音も近付きつつあった。「長く続いた暴動、いさかい、略奪、遍歴そして不作と帝国税によってほとんどの地域は疲弊しきっており、臣民たちはその家や畑を手放し、広範な反乱を起こそうとしないかぎり、干からびたパンさえもほとんど手にすることができないほどで、新規の税はもちろんのこと、旧来の帝国税も支払うことができない。わが臣民たちは、彼らが主な収入を得ているワインが数年不作のためすっかり疲弊している。またネーデルラントでの戦争のせいで、ライン川からの関税も入ってこない」<sup>271</sup>。アシャッフエンブルクの宮廷顧問の筆によるこの報告からは、当時の社会がいわゆる小氷河期や相次ぐ戦争などから容易に困窮に陥るものであったことが分かる。

一旦選帝侯領全体に広がった魔女迫害は、1604年から1605年頃に小休止を迎える。この原因として、ポールはペストの流行を挙げている<sup>272</sup>。1604年に上管区の都市ディーブルクに現れた疫病は、1607年には選帝侯領全体を覆った。このため、裁判の監督機関であった宮廷顧問会もその活動を物理的に休止せざるを得なくなり、手続きも中止された。

しかし、この小休止も1611年に終わりを告げる。上管区の都市クラインヴァルシュタット Kleinwallstadt では1611年に84名が処刑、さらに20名が捕らえられていたと記録されており、1612年までには100名以上が処刑されたという。選帝侯の上管区における居城都市であったアシャッフエンブルクとその周辺でもまた、1611年から13年の間に66名が処刑された<sup>273</sup>。

1612年から翌年にかけて、ディーブルクは再び魔女迫害の熱狂に見舞われる。16名が処刑ないし拷問による獄死という形で殺され、釈放された3人も15年ほど後に処刑されるのである<sup>274</sup>。ミルテンベルク、ビュルクシュタット Bürgstadt、アイヒエンビュール Eichensbühl を抱えるミルテンベルク管区ではやや

---

<sup>270</sup> *Ein Warhafftige Zeitung*, Bl. 1. „Ein berg wie ich vernommen / ist meniglich bekandt / sind sie zusammen kommen / im Spessert wirt es gnanndt / Der Hexenweiber jung und alt / das man nit alles zehlen kundt / Ihr anschlag endtlich war / Alls zu erföhren gar. Sie theten tantzen und springen / die Hexen jung und alt / Under denselben dingen, Neunhundert der gestalt / die kunst nicht länger dann ein Jar / wie Zauberey getriben zwar / dardurch vil Weib und Mann / All lahm gemachet han. Ir könig mich verwunderte / in auferlegte hat / das sollen die Neunhundert / diß Jar ohn alle gnad / der Kinder sovil bringen umb / Als irer seyen in der Summ / Auch helffen Wein und Korn / Alles erföhren thon“.

<sup>271</sup> Pohl, *Ein chronologischer Abriß*, S. 229.

<sup>272</sup> Ebd., S. 230.

<sup>273</sup> A. Lorenz, *Hexenprozesse*, S. 4.

<sup>274</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 345.

遅れて 1616 年から 18 年にかけて少なくとも 23 名が処刑されている<sup>275</sup>。

迫害は燎原の火のように上管区全体を襲い、16 世紀には比較的魔女迫害の少なかった下管区にまで広がった。1613 年から 1614 年にかけては、聖堂参事会の管理下にあるモンバハ管区で 34 名が処刑されたが、うち 24 名は男性であった<sup>276</sup>。同じく下管区のボーデンハイムも激しい魔女迫害で知られる。1612 年の夏に始まり翌年終結した裁判は、24 件の処刑をもたらした。ヘーヒスト管区も再び大きな裁判の波に見舞われた。ゲープハルトによれば、ヨハン・シュヴァイカート・フォン・クローンベルク Johann Schweikard von Kronberg (1553-1626、在位 1604-1626) の治世に 45 名が裁判にかけられ、うち女性 34 名、男性 7 名が火刑に処された。この管区でとりわけ迫害が集中したのはマインツからほど近いフレアスハイム Flörsheim で、35 名が命を落としている<sup>277</sup>。

1612 年には新たに尋問項目と財産没収、報酬や囚人の取り扱いについて細かく定めた条令が発せられた<sup>278</sup>。この規定の中に多くの請願の存在が示唆され、「何人も正義や公平さについて苦情を申し出ることがないように」と記されていることは、各地で行われた魔女裁判に際しての不当を当局もまた重く受け止め、その規律をはかることが課題となっていたことの表れであろう<sup>279</sup>。

この迫害の第三のピークは、1617 年に徐々に終結する。選帝侯ヨハンの治世後半に魔女迫害が減少したことは確かなことであるものの、選帝侯の態度がこの時期に何らかの変化を見せたということは確認できない。例えば、彼は 1615 年の教会条令で、相変わらず魔女が跋扈していることに対し憂慮を示している。「しばしば人間たちに、犯してしまった罪や、またそれによって呼び起こされた神の怒りによって、また時には悪魔の幻惑と妖術あるいは魔女術によって、重く死にいたる衰弱が生じせしめられているので、病んだ人々にはできるかぎりの熱心さをもって、祭壇における聖なる秘蹟によって彼らの身体的健康のよりよい回復を、あるいは彼らの永遠の平安に到達することが脅かされているにあたり、臨終の秘蹟を授けられることを、試みるべきである」<sup>280</sup>。この記述からは、選帝侯にとって魔女の問題は過ぎ去ったことではなく、未だ脅威であったことが分かる。これまでの研究では 17 世紀半ばの魔女迫害の停滞に対する明確な説明はまだなされていない。ポールはやはり 1610 年代から 1620 年代にかけて再びペスト

---

<sup>275</sup> Paul Mayer, *Statische Auswertung der Hexenprozeßakten von 1616 bis 1630 für die Stadt Miltenberg und die Cent Bürgstadt*, in: Wilhelm Otto Keller (Hg.), *Hexer und Hexen in Miltenberg und der Cent Bürgstadt*. „Man soll sie dehnen, bis die Sonn' durch sie scheint!“, Miltenberg 1989, S. 335-344 (以下、Mayer, *Statistische Auswertung*), hier S. 339. ゲープハルトは大分異なる数字を挙げており、1616-18 年の処刑数を 66 件としている。Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 80f.

<sup>276</sup> Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 66f.

<sup>277</sup> Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 68f. この 23 年間にどのように迫害が分布しているかについては明示されていない。

<sup>278</sup> これは、選帝侯ヴォルフガング・フォン・ダルベルクの時代に定められたとされる規定を緩和するものであった。詳しくは第六章第三節で検討する。

<sup>279</sup> 1612 年二月条令。„[...]das alles mit gutermaß, Vnnd Ordnung vorgehe, vnnd niemandt wider recht, vnnd billichkeit beschwert werde“. 附録史料 5、xxvii 頁。

<sup>280</sup> „[...]demnach offermals uber die Menschen schwere auch wol sterbliche Schwachheiten wegen vorgelauffener Sünden und dadurch erregten Zorn Gottes zu zeitten auch teuffelische Praestigia und Zauberey oder Hexenwerck verhengt werden sollen krancke Personen...mit Fleiß dahin trachten daß[...] sie sich mit diesem heyligen Sacrament des Altars zu besserer Widerbringung ihrer Leibsgesundheit oder in Gefahr derselben zu Erlangugn ihres ewigen Heiß versehen lassen“. Pohl, *Ein chronologischer Abriß*, S. 233 より引用。

が選帝侯領の各地で流行したことを挙げているが、1626年から再び魔女裁判が開始されることの説明にはならないとしている。隣接するヴェルツブルクで迫害が同時期に沈静化することとの関係も示唆されているが、それ単独ではやはり説明しきれぬものではない<sup>281</sup>。ペストの流行、三十年戦争の影響、近隣から飛び火する魔女裁判の減少など、複合的な要因から考えるべきであろう。

### 2-3-3. 迫害の第四期から収束へ

第四のピークを作るのは、次の選帝侯ゲオルグ・フリードリヒ・グライフェンクラウ・フォン・フォルラート Georg Friedrich Greiffenclau von Vollrads (1525-1599、在位 1626-1629)の時代である。彼の在位期間も4年と短いものの、まさにこの期間に最悪の魔女迫害を経験したのが上管区の都市ディーブルクであった。財産没収のリストから明らかになった処刑者数は、1627年から1630年の4年間で143件に上る<sup>282</sup>。マインツ選帝侯領の魔女迫害全体を通じて最大の迫害と言えるだろう。この選帝侯の時代にはさらにグロス・クロツェンブルク Groß-Krotzenburg 管区で81名、クリンゲンベルク Klingenberg 管区で50名、ミルテンベルク管区で144名、アシャッフエンブルクで58名、ローア管区で108名、アモールバハ管区で約100名が処刑された<sup>283</sup>。また、上部ヘッセンにあるマインツ選帝侯領の飛び領地アマーネブルク Amöneburg、フリッツラーFritzlar、ノイシュタットは散発的な裁判に留まってきたが、1626年から29年に初めて魔女熱狂に見舞われ、58名がその犠牲となった<sup>284</sup>。

上管区における規模と比べれば、下管区ではこの時期の迫害はそれほど広がらなかった。ヘーヒスト管区ではフレアスハイムを中心に22名が処刑されている。そのほか、ケーニヒシュタイン、ロールヒ管区で1627年から29年にかけて裁判が行われたが、その規模や詳細は伝わっていない<sup>285</sup>。

次の選帝侯アンセルム・カジミール・ヴァムボルト・フォン・ウムシュタット Anselm Casimir Wambold von Umstadt (1579-1647、在位 1629-1647)の時代に入っても、この迫害の波は続いた。彼は選挙協約において次のように誓約している。

おぞましき悪行である妖術がいかに心労を生むほどに広く根を張っており、多くの老若の人々を誘惑し墮落させ、彼らの幸せを危険にするほどに根付かんとしているか、余は聞き知っている。それゆえ余は、神に対する反逆罪である呪わしくおぞましい心を惑わすこの悪業ができる限り根絶されるよう、学識ある公平な法学者を任命し、これに当たらせる<sup>286</sup>。

この時代、宮廷顧問会の監督機能は形骸化し、ディーブルク市の魔女迫害は一種のパニック状態を呈し

<sup>281</sup> Pohl, Ein chronologischer Abriß, S. 232.

<sup>282</sup> ディーブルクでの迫害については第四章第四節 2-2 にて扱う。また、ディーブルクでの迫害の規模については特に Pohl, Hexenglaube, S. 128-131 に詳しい。

<sup>283</sup> Gebhard, Hexenprozesse, S. 77-80.

<sup>284</sup> Ebd., S. 89.

<sup>285</sup> Ebd., S. 69ff.

<sup>286</sup> “Dieweil[ ...] uns furbracht, welchermaßen das abscheuliche Laster der Zeuberey so weit ... eingerissen... zu besorgen, noch ferner zu Verderbung und Verführung vieler alt und junger und zu Gefahr derselben Seligkeit umb sich pflanzen möge[...] so wollen wir uns ahngelesen sein lassen, [...] gelerhrte[...] unpartheyische[...] Rechtsgelerhrte[...] zu verordnen[...] damit dasselbig verflucht abscheulich verführerische Laster als Crimen laesae Maiestatis divinae durch dieselben soviel möglich ausgerottet warden möge”. Stimming, S. 66 より引用。



ていた。選挙協約には、学識法曹による監督を強化し、魔女裁判を中央政府の統制下に再び取り戻そうとする選帝侯の苦慮が伺えよう。とはいえ、ディーブルクの迫害の波は1631年に終わる。スウェーデン軍の侵攻である。1631年のクリスマスにはマインツ市が占領され、選帝侯はケルンへ逃亡を余儀なくされた<sup>287</sup>。このような戦況の悪化に加え、短期間の集中的迫害による物的・人的疲弊が迫害のさらなる遂行を困難にしたことは容易に推測できよう。それにも関わらず、選帝侯アンセルム・カジミールは逃亡先のケルンで、マインツ選帝侯領の魔女迫害を逃れてケルンに逃亡した人物を捕らえ、引き渡すよう求めている<sup>288</sup>。だが、この選帝侯の熱意をもってしても戦禍の前には迫害の実現には至らなかった。さらに1635年のペストの流行もこの状況に拍車をかけた。ディーブルクでは、この年だけで600人が疫病に斃れたという<sup>289</sup>。

マインツ選帝侯領では、他の領邦と異なり三十年戦争後の迫害の広がり確認されていない。1640年代に入っても、ブッヘン、ヴァルデュルン、ボーデンハイム、ディーブルクなどから魔女裁判を求める動きがあり、前三者では実際に手続きが行われた。しかし、処刑にまで至るケースは1件だけであった。

とりわけ、選帝侯ヨハン・フィリップ・フォン・シェーンボルン Johann Philipp von Schönborn (1605-1673、在位 1647-1673) は戦争の打撃を受けた選帝侯領の経済的回復に手腕を発揮した人物として知られる。彼以前の選帝侯たちは決して魔女迫害の反対者ではなかったが、ヨハン・フィリップの態度は魔女迫害に対して明らかに懐疑的になっていた。魔女裁判それ自体を否定するものではないものの、証拠が十分であるか、手続きが適正かといった、厳密に法に基づいた慎重な態度がとられているのである。民衆の魔女迫害を求める請願は相変わらず届いていたものの、その請願者らは「扇動者」として逆に罰せられた<sup>290</sup>。1669年の教会条令においては、「隣人に対する不快な中傷をやめず、あるいは迷信深い呪文や迷信に、また疑わしい占いに助力や助言を求めようとする者」に対して罰を与えると警告している<sup>291</sup>。隣人を魔女として告発しようとする者は、まさにこの「中傷者」に当たるといまや解釈されるようになったのである。

## 2-4. 魔女迫害の背景

以上、三聖界選帝侯領における魔女迫害の時間的経過を概観してきた。このような時間的分布はどの

---

<sup>287</sup> Jürgensmeier, Kurmainz, S. 92f. 迫害の中心地であったディーブルクがスウェーデン軍の同盟者であるプファルツ伯ゲオルグ・グスタフ・フォン・ラウターエッケン Pfalzgraf Georg Gustav von Lauterecken に占領されたのが1632年3月であるが、それに先立つ1630年半ばにはディーブルクの迫害は収束に向かっていた。Valentin Karst, Die Kurmainzer Amtsstadt Dieburg im Dreißigjährigen Krieg, in: *Dieburg. Beiträge zur Geschichte einer Stadt*, Dieburg 1977, S. 108-114 (以下、Karst, Amtsstadt), hier S. 112f. そのため、この迫害の終わりについてポールは三十年戦争の経過が直接的な影響を与えたという立場は取っていない。Pohl, *Hexenglaube*, S. 127f.

<sup>288</sup> Pohl, Kurfürst, S. 28.

<sup>289</sup> Karst, Amtstadt, S. 114.

<sup>290</sup> 例えば、第四章第四節 2-2c で扱う1667年のディーブルクのケースを見よ。

<sup>291</sup> „...allen Manns = und Weibß = Persohnen, die sich mit der bißhero verspürten üblen Nachreden gegen ihre Mitmenschen nit enthalten oder von Abergläubigen Segen und superstitionem wie nit weniger auch bey verdächtigen Wahrsagern Hilf und Rath suchen“. Pohl, Kurfürst, S. 31 より引用。

ように理解すべきなのだろうか。魔女迫害がなぜ 16 世紀後半から 17 世紀にかけて行われたのか。その促進は、あるいは抑制はどのような要因によって起こったのか。魔女迫害研究の中核をなすこの問いに対して様々な説明が試みられてきたが、全ての地域に該当する普遍的な説明をすることは現段階では達成されていない。ここで、ロビン・ブリッグスの次の指摘は示唆的である。「我々が魔女信仰の存在を確認できるのは魔女裁判があったからであるが、裁判が起こるための絶対の必要条件の一つはその魔女信仰だったのだ。その意味で、迫害が起こったことへの説明は極めてシンプルである。人々は魔女〔の实在〕を信じ、そして容疑者を効果的に法廷に引っ張ってくる法も認められたからだ」<sup>292</sup>。つまり、自明の前提である魔女の实在への信仰に加えて、裁判の仕組みが整えられることなくしては迫害は起こり得なかったのである。そこで、本章ではこの二つの要素、すなわち魔女信仰と法を軸に魔女迫害が生じた諸要因を先行研究の整理を杖にたどってみたい。そして、それがどの程度目下の対象地域である三聖界選帝侯領に妥当するのかを検討してみよう。

#### 2-4-1. 悪魔学と魔女観念の成立

初期中世以来、教会は民衆と向かい合い、キリスト教化に努める一方で、異教的な神々を悪魔として説明し、民間信仰の中の様々な儀式の効力を否定してきた。悪魔に対する有効な対抗手段は教会が提供する種々の秘蹟、そして聖職者による悪魔払いと敬虔なキリスト教的生活を送ることであった。教会は、ゲルマンや地中海世界、またアジアに起源をもつ古い異教的風習をキリスト教の中に組み入れるという形で、民衆の中にキリスト教信仰を広めていったのである。実際民衆にとって教会でミサの際に受け取る聖体や聖水などは魔術的なアイテムでもあり、さまざままじないに用いられたという。民間レベルでは教会は信仰の場であると言うよりは、魔術的手段をとりなしてくれる所と受けとられた。教会はこのような魔術的手段を神の権威の下に独占せんと、自らが行う魔術的儀式と民衆魔術のそれとを厳密に区別し、後者を悪魔の力によるものとして根絶しようとした<sup>293</sup>。10 世紀初頭に成立したとされる「カノン＝エписコピ（司教法令集）」<sup>294</sup>では当時の民衆の間に広まっていたと思われる迷信や、魔女の雛型ともいえる夜間飛行や動物への変身といった要素も言及されている。「第 170 章 ある女たちは悪魔のもとに走り、夜のしじまのなかで、寝所でお前の夫がお前の胸の中で眠っているとき、お前はそのまま閉じられた戸口から外へ抜け出し、同じ過ちで欺かれた他の多くの者とともに世界を横切り、目に見える武器も用いずに、洗礼を受け、キリストの血で贖われた者を殺し、その肉を料理して食べ、心臓の部分には藁や木などを詰め、食べ終わったあとで再び生き返らせ、人生の幕間を与えると信じていることをお前も信ずるか。お前がそれを信じているなら、40 日間の贖罪を果たさねばならない」<sup>295</sup>。これは明らかに魔女の夜間飛行、人肉を食らうサバトと害悪魔術の様子についての記述であるが、注目すべきはそれ

<sup>292</sup> Briggs, p. 397.

<sup>293</sup> 上山安敏『魔女とキリスト教—ヨーロッパ学再考』人文書院、1993 年（以下、上山『魔女とキリスト教』）、102-105 頁。

<sup>294</sup> 10 世紀初頭、プリュムのレギノという聖職者によってトリーア大司教のために編集され、ヴォルムスのブルヒャルト、さらにシャルトルのイヴォの編纂を経て、贖罪規定書として成立したとされる。カノン＝エписコピの成立については不透明な部分が多く、偽書の疑いも強いが、グラティアヌス教令集にも収録され、トマス＝アクィナスによっても権威を認められている。上山『魔女とキリスト教』、106-107 頁参照。

<sup>295</sup> 阿部謹也『西洋中世の罪と罰—亡霊の社会史』弘文堂、1989 年、200 頁。

を不信心者の妄想として戒めていることである。つまり、カノン＝エписコピの段階では悪魔の存在は自明のものとしつつも、魔女やその悪行は迷信に過ぎず、罰金や破門という刑罰によって民衆の中の異教的迷信を撲滅することが目標に置かれていたのである。

このように、12世紀半ばまでは聖俗ともに妖術信仰に対する態度は理性的かつ寛容だったが、12世紀から本格化する異端問題はこの状況を一変させる。そこには十字軍以来、とりわけ南フランスと北イタリアで抜き差しならない勢力に成長したカタリ派やヴァルドー派の存在があった。教会による富の蓄積を鋭く批判し、聖書の教えにかえるようラディカルに説くこれら新しいグループは、教会にとってはこれまで独占してきた宗教的権威と経済的基盤を揺るがす危険極まりない敵であった。当然のことながら、教会はこれらのグループを悪魔の信奉者・異端として弾圧した。

他方、超自然的な力によって人畜に病気や不妊をもたらす、悪天候や病虫害を発生させるという妖術への信仰は古くから存在していた。異端問題への関心の高まりとともに、このような古い害悪魔術の観念と悪魔とが関連付けて論じられるようになる。悪魔と人間が契約を結ぶという観念はアウグスティヌスにすでに見られるが、トマス・アクィナスは魔術は姦通、盗み、殺人のような悪行〈マレフィキア〉を促すために往々にして用いられており、魔術がその拠り所としている知的本質は悪しきものであるとした<sup>296</sup>。トマスはここでは「悪魔」という表現を直接用いてはいないものの、アウグスティヌスとトマスの理解を合わせれば、悪しき目的に用いられる魔術、すなわち害悪魔術は悪魔との盟約と神への反逆を不可避的に伴うことになる。教皇ヨハネス 22 世は 1326 年の勅書『スーパー・イリウス・スペキュラ *Super illius specula*』で、害悪魔術にも異端の一種として異端に対する処罰をもって臨むべきとした<sup>297</sup>。魔女と異端との結びつきがここに始まるのである。魔女の存在を主張する悪魔学者たちは、権威ある司教法令集カノン＝エписコピとの整合性をつけるのには苦勞したことだろう。しかし当時のモダンな解釈としては法令集の段階での魔女と現在問題とされている魔女はまったく別のものであり、魔女という異端のセクトは後代になって新しく出てきたものとされたのである<sup>298</sup>。

魔女裁判の証言の中にこのような伝統的な害悪魔術と悪魔信仰との混淆が見られたことを、ヨハネス・ニーダーの『蟻塚』(1437 頃) が初めて報告している。ここでは、アルプス西部・上ジンメンタールで作物や家畜に害を与えたとして害悪魔術の廉で捕らえられた人物が、拷問の末に異端的セクトについて自白したことが伝えられている。彼らは夜の集会でキリストを否定して十字架を汚し、儀式として子供を殺して悪魔にささげたという<sup>299</sup>。この裁判が行われたとされる 1400 年前後の時代には、すでに異端のセクトという概念と伝統的な農村の害悪魔術が結び付けられていたのである。これら二つの要素は互

<sup>296</sup> Thomas von Aquin, *Summa contra gentiles oder Die Verteidigung der höchsten Wahrheiten*. Aus dem Lateinischen ins Deutsch übersetzt und mit Übersichten, Erläuterungen und Aristoteles-Texten versehen von Helmut Fehsel, Bd., 4, Zürich 1949, Kap. 106, S. 140f. トマスは「悪魔との性的交渉」「空中移動」「変身」「荒天術」「不妊術」といった魔術の核となる概念に影響を与えたとされているが、悪魔学者たちが言うほどには魔女と悪魔の関係、魔女の為し得る害悪をトマスが明示的に示していたわけではない。ラッセル＝ホープ・ロビンズ著、松田和也訳『悪魔学大全』青土社、2009年、40-41頁。

<sup>297</sup> Herbert Eiden, *Vom Ketzer- zum Hexenprozess. Die Entwicklung geistlicher und weltlicher Rechtsvorstellungen bis zum 17. Jahrhundert*, in: Rosmarie Beier-de Haan / Rita Voltmer / Franz Irsigler (Hg.), *Hexenwahn. Ängste der Neuzeit*, Berlin 2002, S. 48-59 (以下、Eiden, *Vom Ketzer- zum Hexenprozesse*), hier S. 54.

<sup>298</sup> 牟田和男『魔女裁判—魔術と民衆のドイツ史』吉川弘文館、2000年(以下、牟田『魔女裁判』)、36-37頁参照。

<sup>299</sup> Rummel / Voltmer, *Hexen und Hexenverfolgung*, S. 25; 牟田『魔女裁判』30-36頁。

いに影響しあいながら、新しい「魔女」像へと結晶化していった。

15世紀末には、魔女像は完成に近づいていった。1484年の教皇インノケンティウス八世の大勅書「*Summis Desiderantes Affectibus*」、さらにこれまで流布していた魔女の諸要素をまとめあげ、悪魔学という一ジャンルにまとめ上げた1486年の『魔女の鉄槌』、魔女教理はこれら二つの権威的書物によって確立され、多くの悪魔学者の注釈を経て、16世紀半ばには民衆に浸透し始めた。とりわけ重要なのは、「悪魔との契約」概念が全面に出てきたことであろう。ジャン・ボダンは1580年の『悪魔狂』において魔女を「意図的に悪魔的手段を用いてなにごとかを実現しようと目論む者」と定義している。魔女の超自然的力は悪魔の助力に由来すると考えられ、魔女は悪への明確な意思を持って悪魔と契約を交わすものとされた<sup>300</sup>。ここに、魔女犯罪を特徴づける四つの要素が揃うことになる。つまり、従来型の害悪魔術に加え、取り消しのきかない悪魔との契約、悪魔との愛人関係、サバトに集い共謀して悪事を働く魔女の秘密結社的世界の存在である。最後の三つの要素は魔女の確信的悪意とその自発性を強調し、妖術使いに対する裁判でこれまで主に問題とされてきた具体的な害悪をもたらし犯罪に加えて、魔女の内面の罪をも断罪しようとするものであった。

このような従来型の妖術犯罪と悪魔との関わりのミクスチャーは、同時代の悪魔学文献の中に顕著に見られる。トリーア補佐司教ピーター・ビンスフェルトによる『妖術使いと魔女の告白について』(1589)を見てみよう。

親愛なる読者よ、神と人間にとって憎むべき妖術使い、魔女あるいは怪物と呼ばれる者どもが昔からいたということを、皇帝の法は示し、真昼の光は明らかに証明する。彼らは、妖術と悪魔のわざを身につけ、人間の幸福と安寧に対して常に忌まわしい働きを行い、貞潔な魂を情欲に駆り立て、精神を狂わせ、元素を乱れさせ、ワイン畑に不意の雹によって損害を引きおこし、大事な収穫物を嵐と悪天候によって台無しにし、雹をぶつけることによって種子をすっかり荒廃させ、神の贈り物も人間の汗と労働の成果も打ち滅ぼしてしまった<sup>301</sup>。

この序文の前半部分では、まず悪天候をもたらし畑の作物を荒らすなど魔女がもたらし具体的な害悪について述べられている。すでに見たように、トリーア選帝侯領で魔女迫害が最も燃え盛った時代は不作の時代、すなわち悪天候に見舞われ続けた時代であった。数多くの魔女の自白の中にも「天候魔術」が言及されている<sup>302</sup>。「ヴァルプルギスの夜」として有名な4月30日には魔女が集うと言われているが、これも天候魔術信仰と無関係ではない。4月の終わりから5月にかけては、本格的な春を迎える前に嵐に

<sup>300</sup> ボダンの議論に関しては邦語でも多くの業績がある。黒川正剛『魔女とメランコリー』新評論、2012年(以下、黒川)、62-68頁；福田真希「フランスにおける魔女と国家—魔女裁判と悪魔学における「近代性」」『思想』1054号(2012)、30-47頁、特に33-38頁；波多野敏「ボダンの悪魔学と魔女裁判」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、185-212頁(以下、波多野)、195-200頁；平野隆文『魔女の法廷—ルネサンス・デモノロジーへの誘い』岩波書店、2004年(以下、平野)、59-123頁。

<sup>301</sup> Binsfeld, *Traktat*, S. 13. „*Es Bezeuten die Keyserliche Recht / günstiger lieber Leser / vnd erweisen es klärer dann das mittäglichs liecht / daß zu den alten zeiten je vnd allweg Menschen gewesen / die man Zauberer / Hexen oder Vnholden genendt / so Gott vnd der Welt verhasst: Welche mit Zauberey vnd Teuffelskünsten abgericht / dem Wolstandt vnnd Heyl Menschlichen Geschlechts / sich allezeit widerwertig erzeugt haben / die heusche Hertzen zu vnlautekeit anreytzet / die Gemüther entfrembden / die Elementen zerstöreten / die Weingärten mit vnzeitigen Wassergüssen beschädigen / die zarte Früchten vnd Erdtgewächß mit Sturmwindt vnnd Vngewitter niedergeschlagen / die Saat mit hagel zerschmetterten / vnd die Gaben Gottes sampt der Menschen schweiß vnd arbeyt verderbeten.*“

<sup>302</sup> Dillinger, *Böse Leute*, S. 239f.

見舞われたり、急激な気温の低下によって霜や雹が被害をもたらしたりすることが度々あり、5月中は魔女が特に活動を盛んにすると信じられていたからである。トリーア市では5月には大聖堂から修道院までが交代で一晩中教会の鐘を鳴らし続けるという風習が1685年まで続けられた。さらに鐘の音は悪天候にも効力があるとされ、19世紀中ごろまで、5月中旬に春蒔きの種を霜害から守るために鐘を鳴らす風習が残った<sup>303</sup>。同様の信仰はマインツ選帝侯領にも見られる。ディーブルクでは、1597年6月の嵐の際に鐘つき男が鐘を鳴らそうと塔に上ったところ、魔女の妨害にあったと証言している<sup>304</sup>。また1653年ディーブルク市民の請願には次のように書かれている。「神よ、我々は選帝侯閣下の御慈悲に乞ひ願います。問題の悪しき子どもが逮捕されることができるよう御慈悲をもって命令を下さりますよう。そうでなければ、毎年馬や牛、その他の家畜が私の意見では妖術によって殺されてしまい、畑の実りを台無しにされているにもかかわらず、私たちの子どもたちは学校でも他の場所でもいつでも、危険が我々を脅かすに違いないのですから、妻や子とディーブルクを離れ、よその土地で我々の食料を探さねばならぬように強いられるようになるでしょう」<sup>305</sup>。魔女によって生活基盤が脅かされるというこの叙述はビンスフェルトのそれととてもよく似通っている。天候不順や不作の続いたこの時代には、魔女の存在は実際に生存を脅かす脅威と受け止められていたことは想像に難くない。悪魔学のテキストの中においても、また民衆の観念においても、魔女とは第一義的に悪意をもって害をなす者たちだったのである。

では、新たに強調されるようになった「悪魔」は16世紀の魔女観念の中でどのような役割を果たすのだろうか。もう一度ビンスフェルトのテキストに戻ろう。彼は魔女や妖術使いと呼ばれる人々がもたらす害について述べた後、次のように続ける。

このような者たちは単に前述の犯罪を引きおこすのみならず、さらにより重大な破廉恥な行為を日々行うことをはばからない。まず彼らはキリスト教信仰の秘蹟を侮蔑し、全能の神に背き、甘美なるキリスト教徒の義務を捨て、我らの幸福の秘蹟を汚し、悪魔に身を捧げ仕えることを自ら課して〔悪魔に対する〕恭順を宣言し、瀆神的で呪わしい妖術を行使するのである<sup>306</sup>。

---

<sup>303</sup> 例えば、フェルの教会の鐘には次の銘が刻まれているという。「私の名はマルティヌス／私は礼拝の時間を告げ／雹、雷、嵐／これらを神の助けによって吹き払う *MARTINUS HEIS ICH, ZU DEM DIENST GOTTEZ RUF ICH, HAGEL, DONNER, UNGEWITTER, MIT DER HULF GOTTES VERTREIF ICH*」トリーアにおける鐘の風習については Walpurgisnacht und Maibräuche im Trierer Land, in: FRANZ, G./IRSIGLER, F. (Hg.): *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 151-165, hier S.160; Dillinger, *Böse Leute*, S.157. また鐘の様々な機能や迷信について、阿部謹也『中世の星の下で』影書房、1983年、305-323頁。

<sup>304</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 111.

<sup>305</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 13. „Alß bitten E(uer) Churfürst(liche) Gnaden vmb gotteß willen dieselbe gerufen die gnest verordnungen gehen zu lassen, damit diese angegebene böse leüth in verhafft gezogen werden mögen, sonsten weilen wir unahngesegen daß jährlich baldt diesein balt jenem entweder dz pferdt, die kuhe od sonst viehe vnserer meinung nach durch zauberey hinweg fallet vnndt die früchten deß feldtß schadten leidet, vnseren kinder nicht wohl in ein schul od sonsten bey anderen iederer Zeit wie derselben seehlen gefahr vnnß beförchten müssen, werden wir mit weib vnnd kind von dieburg hinweg zu gehen vnnd anderwertlich vnserere nahrung zu suchen gezwungen sein“.

<sup>306</sup> Binsfeld, *Traktat*, S. 13f. „Welche nicht allein obenerzehlte Latern / sonder auch der viel schwerer vnd grewlicher / täglich zu vben kein abschuwen tragen. Dann erstlich mit verachtung deß Scraments vnser Christlichen Glaubens / widersagen sie dem allmächtigen Gott: Verwerfen das süß Joch vnser Herr Christi: Die geheimnuß vnser Heylsbeflecken vnd besudelen sie / ergeben sich den bösen Geisteren / deren sie sich auch zum Dienst verpflichten / vnd in vollziehung der gehorsam / vben sie ein Gotteslästerlich vnndverfluchte Zeuberey“.

ビンスフェルトにとって嵐を呼んで作物を枯らしたりすることよりも重大な犯罪は、キリスト教に対する反逆、悪魔との同盟であった。さらに別の個所では魔女たちの行為は想像上のものに過ぎず、実際には行われていないとするヨーハン・ヴァイヤー<sup>307</sup>の論を非難しつつ次のようにも言う。

このような個人の好みや気分で問題を片付け、あるいは悪魔の嘲弄によって分別を失った人々は、気づきもしないし、考えもしない。この愛すべき我が国において、妖術使いや魔女の群れによって、生命、財産、人間生活の維持に必要な全てを危険にさらすというだけでなく、もっとも重要である魂の救済までも危機にさらしている、ということ<sup>308</sup>。

魔女たちは物質的な被害を与えるのみならず、人間の内面、魂にまでも被害を及ぼすということ、さらに後者の被害の方が実は重大なのだという主張がここでも繰り返される。また、彼らが群れをなす、つまり魔女の集団がいるという主張にも着目すべきであろう。先に見たとおり、異端の脅威と重ねあわされたことで、魔女集会で悪事の相談を行う「群れをなす反キリストのセクト」という魔女イメージが練り上げられていった。1626年、マインツ選帝侯領ローアの市民も請願状の中で魔女の処罰を求めて、彼女らがいかに妖術を用いて作物を台無しにしていたか述べた後、次のように続ける。「そのような妖術使いどもは、ただ彼ら自身の魂を墮落させるだけでは満足せず、彼らが他の多くの、とりわけ感じやすく元気な若者たちを、そのような禁じられた忌まわしい妖術の悪弊に誘惑し、全能なる神の栄誉を蔑み、悪だくみに満ちた悪しき敵の帝国をどんどん増大させようと間断なく機会を伺い、悪しき悪魔の流儀に従うのです」「この悪魔の永劫の罰に値する妖術の悪弊が蔓延しており、まだ判断力のない5, 6, 7歳の子供たちの間にまで、サタンの邪悪さと悪しき者どもの誘惑によって妖術が広まってしまいます」<sup>309</sup>。彼らの主張によれば、とりわけ誘惑の犠牲となりやすいのは子供たちや若者であった。「言うまでもなく年端のゆかぬ子供たちはそのような計画〔妖術〕についてよく知らされていないのだから、未熟な子供たちや若者は誘惑に対して、神の定めたもうた秩序に従い、神の怒りと敬虔な戒めをもって、そのようなこと〔妖術〕に注意し、それを訴えるよう、教え導かれねばなりません」<sup>310</sup>。このように、1641年の

---

<sup>307</sup> ヨーハン・ヴァイヤーJohann Weyer (1515-1588)はユーリヒ・クレーフェ公の侍医で魔女の行為をメランコリーによる想像の産物と位置付けた。『悪魔の眩惑 *De Praestigiis Daemonum et Incantationibus ac Venificiis*』(1563)という著書で知られる。彼に関する論考は数多くあるが、差し当たり邦語で新しいものとして黒川、54-61頁; 平野、125-207頁を参照。

<sup>308</sup> Binsfeld, *Traktat*, S. 17. „Welche zwar oder auß eygener affection vnnd anmuthung gedämpffet / oder durch deß leydigen sathans verspottung verblendet / nicht erkennen noch verstehen / wie wir allsamen in diesem vnserem lieben Vatterlandt / von wegen menge der Zauberer vnd Hexen / nicht allein in gefahr deß Lebens / der Güter / vnd aller zu erhaltung Menschlichem Lebens nothwendiger ding / sondern auch der Seligkeit gestellt seyn“.

<sup>309</sup> BstA WBG, G18889, lage 25. „Demnach es dan solche Zauberische Personen nit allein bey ihrer selbst eigenen Seele verdammuß nit bewenden laßen sondern ohne vnderlaß gelegenheidt suchen, vnd vorsetzlicher böser teufflicher weiß sich vnderstehen, wie sie andere mehr vnnd sonderlichen die Zarte blühendte jugendt zu solchem hoch verbotenem abschewlichen zauberey laster verführen Gottes deß Allmechtigen Ehr verschmehlern, vnnd also des arglistigen bösen feindts reich ihe mehr vnnd mehr vermehren möchten... Wann nuhn Hochwürdigster Gnedigster Churfürst vnd herr dißes teuffliche vnnd verdamlichste zauberey laster dermaßen überhandt nimbt, daß auch gleichsam vnder den kindern, so noch nit zu ihrem volkomlichen verstandt kommen von 5, 6 vnnd 7 Jahrn durch Arglistigkeidt deß Sathans vnnd Verführung böser Leuth gemein werden will“.

<sup>310</sup> BstA WBG, G18890, Lage 8. „[...]das ausserhalb deren so auch damit behafft durch keines menschen vorsthandt, zu gesweigen vnmündiger kinder sulches erdacht viel weniger referint werden könnte derhalben vns wegen vnserer gantz vnerzogener kinder vnd Jugentes vorführung, da sulche Godtlicher ordnung gemes, in getter zucht vnd gotseligen

アモールバハから出された請願も若者たちを守るべきと主張し、1667年ディーブルクでも「若者を誘惑から守るために」魔女裁判を求める請願状が提出されている<sup>311</sup>。

魔女は物質的な損害をもたらすと同時に、若者を初めとした人々を誘惑し、悪魔の勢力を拡大させるものと考えられていた。この請願状の叙述には魔女裁判を開始させるためのレトリックとして誇張があることを差し引いても、当時の人々にとって魔女の軍団とその増幅は目に見えないだけに恐怖をあおり立てるものであったろう。

#### 2-4-2. 法的背景：異端審問との連続性

魔女が群れをなすという観念が広がったことで、当然魔女裁判ではそのセクトのメンバーや共犯者を探すことが重要になってくる。そして、このような共犯者を探すのに最も適した法的な仕組みが、すなわち拷問であった。拷問は糾問訴訟を軸とする近世の刑事裁判を考える上で必要不可欠の要素である。ミッタイスはローマ法の継受を待たずして職権によって犯罪構成事実を調べる糾問手続への移行が起こったこと、そして、中世以来、教会がこの糾問訴訟手続を異端と魔術とに対して大規模に適用していたことを指摘している<sup>312</sup>。糾問手続 *Inquisition* という仕組みそれ自体は、インノケンティウス三世(1161-1216)によって始まる。それ以前の宗教裁判は司教、修道院長ら高位聖職者が聖職売買、風紀違反、あるいは異教・異端のそしりを受けた場合の懲戒手続きとされており、告発があって初めて行われるものだった。しかし告発者には立証責任があり、さらに原告側が敗れた場合には原告自身が処罰されることから、告発それ自体のハードルは相当高かった。また、ある聖職者によからぬ噂がある場合、教会上長はその人物に対し「悪評手続き *Infamationsprozess*」を職権により開始することが義務付けられていたが、ここでは訴えられた本人とその他補助者による宣誓によってその非難をすすぐことができた。このように、異端ないし不適格な聖職者を裁くシステムは十分でなかったため、その不備を埋めるかたちで糾問手続が登場したのである。

糾問手続の特徴としては、1) 原告によってではなく職権により手続きが開始される(職権主義 *Offizialmaxime*)、2) 宣誓などではなく物的証拠や証言などを追究する(実体的真理追究主義 *Instruktionsmaxime*)、3) 非難は雪冤宣誓によってすすぐことはできない、4) 被告には告発点や証人の名が開示され、請願も許可されるなど十分な防衛のチャンスがある、などの点が挙げられる。もともと

---

*ermanungen sollen erzogen werden, diese sachezu obachten vnd zu klagen“.*

<sup>311</sup> BstA WBG, MRA K. 211/205. 「いくらかの人々に対する憎しみや感情的な嫉妬からでは決してなく、ただ純粋な神の名における心からの熱意とキリスト教徒に課せられた、幾千もの魂を守り愛に仕えるため、また未だ誘惑されていない我らの貧しき罪なき子らである若者たちのための憐れみゆえに、きわめて恐るべき呪わしく忌々しい妖術という悪弊の根絶と廃止を、つい先日ヴァルデュルンにて選帝侯閣下に手渡された告発状によって、恭しくもお願い申し上げます。」 *„[...]waß gestalt wie samptliche hochbetriebte supplicanten Endtsgemelt, gar nicht auß hasß oder etwa passionirtem eyfer gegen einiger menschlichen Persohn, sondern pur vnnndt allein auß bewegenden eyfer göttlichen Nahmenß, christlichen schuldigem mitleiden so vieler taußent seelen, zu schutz vnd praeseruation der zarten vnd noch vnverführten Jugendt Vnßerer armen ohnschuldigen Kinderlein, vmb außtilgung vnd abschaffung deß allergrowlichsten, verfluchten vnd vermaledeyten Zauberey Lasters, durch einige iüngsthin zu Walthüren (=Walldürn), Euer Churfürstlicher Gnaden vberreichte Klagschriften, in vnderthenigkeit gebetten“.*

<sup>312</sup> ミッタイス『法制史概説』、426頁。

逃げ道の多かった宗教裁判の制度を補完する形で作られたこの手続きは、しかしすぐに喫緊の課題となっていた異端の迫害に適用されることになる。

インノケンティウス三世は1200年の勅書『ウエルゲンティス・イン・セニウム *Vergentis in senium*』において、初めて異端を「神に対する大逆罪 *crimen laesae majestatis divinae*」と位置付けた。ローマ帝国において皇帝および国家に対する非行とされた大逆罪には、追放、財産没収、あるいは死刑も適用された。すなわち、これと同等の犯罪である異端は財産没収の対象とされたのである<sup>313</sup>。さらに、ローマ法でこのような重犯罪には拷問の使用が許されていたことも、その後の異端審問や魔女裁判にとっては決定的であった。

「特別手続 *processus extraordinarius*」という概念の導入によって、異端審問はさらなる展開を見せる。教皇インノケンティウス四世は1252年教書『アド・エクステイルパンダ *Ad extirpanda*』において異端審問手続きは特別権限を与えられた異端審問官によって開始されること、一つの密告だけで手続きを開始でき、さらに密告を怠った者も処罰されること、通常の手続きでは資格のない女性、子ども、犯罪者、名誉なき者や不自由民、共犯者なども証人として採用されること、自白を得るために拷問の使用を許可すること、単なる疑惑に留まる場合でも有罪判決が可能であること、証人の名を明かさない、弁護人は異端を支持すると自身にも疑いを招く場合があるとして、弁護を許可しなくてもよいなど被告の防衛可能性を制限すること、異端が累犯の場合は即座に処刑のために世俗裁判権に引き渡すこと、などを定めている。一読すれば、この異端審問の考え方が魔女裁判と驚くほど似ていることが感受されよう。こうして14世紀までには、拷問は世俗裁判所に先駆けて異端審問で一般的に用いられるようになる<sup>314</sup>。

他方、世俗裁判においても糾問手続は発達していった。被害者の告訴を待たずしてもある職権ないし類似の公的機関によって刑事訴追を開始するという流れは、ドイツ領邦国家においても中世後期にはあちこちで見られるようになる<sup>315</sup>。一定の間接的証拠が存在する場合には被疑者の逮捕と起訴、証拠調べを職権によって行うという「職権主義」と「実体的真理追究主義」が現れてくるのである。宣誓など形式的な証明に頼らず、事実を追求し証明を試みる点で大きな前進ではあるものの、真実の探求は裁判所にとって重い負担となった。このような証拠調べを行う司法構成員は素人であり、法学的裏付けが必要な深い問題について、不均質・未成熟・無防備にして不明瞭なままに制度が運用されていたのである<sup>316</sup>。そこで複雑な間接証拠による証明ではなく、「証拠の女王」とされ直接証拠と目された自白を獲得するために、世俗裁判においても拷問がますます重要な意味を持つようになったのである<sup>317</sup>。

魔女裁判の法的枠組みは、こうして15世紀までには用意された。すなわち、拷問の使用と自白の強要、「共犯者」の芋蔓式の告発である。異端審問で発達した「特別手続」という考え方は魔女裁判にもそ

<sup>313</sup> 中世には異端は長らく教会巡回裁判の管轄であったが、1179年第三ラテラノ公会議で世俗権力にも異端の財産没収が認められた。Eiden, *Vom Ketzer- zum Hexenprozess*, S. 49.

<sup>314</sup> 甚野尚志『中世の異端者たち』山川出版社、1996年、45頁；H. R. トレヴァー＝ローパー著、小川晃一 / 石坂昭雄 / 荒木俊夫訳『宗教改革と社会変動』未来社、1978年(以下、トレヴァー＝ローパー)、163頁。

<sup>315</sup> 若曾根健治『中世ドイツの刑事裁判—その生成と展開』多賀出版、1998年(以下、若曾根)を参照。特に同書319-349頁では、原告がいない場合にも、都市参事会が公的原告として「悪評に基づき」有害な人間を断罪することができるという14世紀における都市参事会裁判の事例を詳しく紹介している。

<sup>316</sup> 勝田有恒・森征一・山内進編著『概説西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004年(以下、勝田・森・山内『概説』)、190頁。

<sup>317</sup> 中世における証明手段としての宣誓と自白について、若曾根、423-440頁を参照。



のまま導入された。『鉄槌』は世俗裁判所で行われる魔女裁判の手引書となったが、それは異端審問官として活動したクラーマーの経験に基づいたものでもあり、世俗の裁判所においても異端審問手続きが踏襲された<sup>318</sup>。そこでは通常の手続きでは認められないような犯罪者、名誉なき者、下男も被告に不利なものである限りにおいて(!)証人として受け入れられた(第三部問題四)。さらに、拷問の「繰り返し」は禁じられていたものの、「続行」と称して、自白を得るまで際限なく拷問を行うことが是とされている(第三部問題十三)<sup>319</sup>。16世紀の『鉄槌』の忠実な継承者であるビンスフェルトもまた、魔女犯罪は特別犯罪であり、事実の捜査義務を含む通常の手続は度外視すべきであるとの主張を展開している。

妖術の悪行においては、彼らの性質や行動からも、事件の一般的経過に従っても、事実は照会しえない。というのは、彼らの常習的集会や共謀は、夜間に秘密の場所で行われ、人間の共同体からは遠ざけられているからである。…どの裁判官が、敬虔な人々に証言を要求するほどに分別がないだろうか。敬虔な人々は〔魔女集会の現場に〕居合わせるができないのだから。つまり、敬虔な人はある場所において悪魔やその仲間と契約を結ぶだろうか〔そうはしないであろう〕。以上の議論から、次のような法の規定を確認することができる。つまり、自然や一連の行為からは合法的な証明がなしえないような〔案件に際して〕、証明の代用〔自白を証拠として採用すること〕は少なくとも合法的に認められ、またそのテーゼは人々が満足しうる説得力を持つのである<sup>320</sup>。

魔女犯罪はそもそも秘密裏に行われるものであり、これを合理的に裏付けようとすることは不可能である。したがって調査によって事実が裏付けられなくとも「彼の共犯者や同じ悪行に加担した者に関する、その仲間の自白は、拷問への完全なあるいは相当の証拠を供する」<sup>321</sup>のである。

もちろん、噂や密告に基づく逮捕、拷問、自白による有罪確定という手続きは魔女裁判に限ったことではなく、近世刑事司法に一般的であったと言ってよい。16世紀における刑事裁判の実態は極めて被告に不利であった。特に無制限の拷問の使用は魔女裁判のみならず刑事裁判全体の問題であり、司法の尊厳に関わるものでもあった。カロリナ 218条においては「軽々に、先行する風評も、悪しき風聞も、その他の充全なる徴表もなくして」司直に捕らえられ牢に送られているとして、その是正を指示している。さらに第20条では拷問の濫用を防ぐこと、不当な拷問が行われた場合の被害者への補償にも言及する。

<sup>318</sup> 魔女は異端の一種と考えられたが、これを世俗裁判所が裁く理由として一つには異端と戦う異端審問官の負担軽減のため、もう一つには魔女犯罪が教会の管轄よりは、実際の損害をもたらすゆえにむしろ世俗の管轄と見なし得ることが挙げられている(第三部問題〇)。Kramer, *Der Hexenhammer*, S. 601-627, bes. S. 625f.

<sup>319</sup> Kramer, *Der Hexenhammer*, S. 637f.; 677.

<sup>320</sup> Behringer, *Hexen und Hexenprozesse*, S. 209f.より引用。 „...Aber in dem Laster der Zauberey / kan die Warheit anderst nicht erkuendiget noch auß jhrer Natur vnd Handlung / nach gemainem lauff der Sachen. Dann jhre Vbungen / Versamblungen vnnd zusammen Verschwerung geschehen bey der Nacht / vnd an haimblichen Orten / vnnd von der Menschen Gemainschafft abgesuenderten... Welcher Richter ist nun so vnuerstaendig / der frommer Leut Zeugnuß erfordere / da keine fromme zugegen sein koennen / dann frombkeit auff ein ort legen / vnnd mit dem Teuffel vnnd seiner Gesellschaft Buendtnuß machen? Vnd diß Argument bestettige die Regel deß Rechtens / daß zuersetzung der Bewaehrung so auß Natur vnd Gesellschaft deß Handels / nicht kan rechtmaessige Probierung gehebt werden / wirdt minder rechtmaessige zugelassen / vnd ist das Gesetz mit darthuung / die man haben kan zufriedent“.

<sup>321</sup> Ebd., S. 209. „[...]Die Bekanntnuß eines Gesellen / wider seine Mitgesellen vnd gleiches lasters Theilhaftige / ja dem zauberischen Laster / wann sie ein zuwuerffliche Vermutung oder Anzeigung hat / gibts ein volkcombliches vnd erhebliches anzeigen zu der peinlichen Frag“.

いかにして無軌道な拷問を抑制・統制するかは近世領邦国家の深刻な課題であり、それに答えんとするものがカロリナであったと言えよう。しかし、前述のように魔女犯罪を「特別犯罪」として証言ないし密告を無条件に採用し、被告の弁護機会を故意に奪い、牢獄でも被告を過酷な状況に置いて拷問に等しい状況を作り、さらに拷問を濫用するなど、近世刑事司法の抱えた諸問題が最も典型的に噴出したのが魔女裁判だったのである。ただし、この「特別犯罪」と「特別手続き」という悪魔学者たちの熱心な主張は全ての裁判権者の同意するところではなかった。実際に三聖界選帝侯領でどのような手続きが行われたのかは、第四章での検討を待つこととしよう。

さて、こうして魔女概念と魔女を裁く法的枠組みという二つの条件が整った。異端概念と害悪魔術との混淆、悪魔と結託する魔女のセクトという新しい魔女像の形成と、世俗刑事裁判における糾問訴訟の浸透はほぼ同時並行に進み、聖俗それぞれの裁判制度が互いに影響を与えつつ、魔女裁判の前提が整えられていった。しかし、先に見た魔女迫害の最盛期は『鉄槌』出版から1世紀ほど後のことであった。これはどう考えるべきなのか。そこで、魔女迫害が生じた時代の心性、すなわち宗教改革の影響を考察してみたい。

### 2-4-3. 宗教改革のインパクト

ルターが95カ条の論題をヴィッテンベルクの教会の扉に張り出し、そこから宗教改革、カトリック陣営の対抗宗教改革を経て宗教戦争が収束するまで、宗派化の時代を1520年から1650年とざっと捉えらるとすれば、魔女迫害の最盛期はほぼこの中におさまっている。このことから、宗教改革は魔女迫害の触媒作用を果たしたと言われてきた。宗教改革を魔女迫害の直接的な背景と見なす代表的な論者はトレヴァー=ローパーである。彼によれば、アルプス・ピレネーなど山岳地帯における15世紀末の初期の魔女裁判から魔女理論が組み立てられ、宗教改革における宗教的情熱の高まりとともに伝道師たちにより各地に伝えられていく。「魔女は殺さねばならない」という有名な出エジプト記22章18節は、聖書に拠って立つプロテスタントにとって魔女迫害の明確な根拠となった。「次の世紀プロテスタントの牧師は—ルター派であろうと、カルヴァン派であろうと、ツヴィングリ派であろうと—味わいあるこの聖書の一説について冷徹な関心を持って説教するようになる」<sup>322</sup>。すなわち、16世紀後半に魔女迫害が再燃することはプロテスタント説教師による「征服」とカトリック陣営による「再征服」によって魔女教理がより深く民衆側に伝えられていったことに求められるというのである。トレヴァー=ローパーはプロテスタント、カトリックいずれかに魔女迫害の原因を見るのではなく、この新旧両派の対立と衝突によって生じたものであるとする。「『鉄槌』の愚かしい悪魔学が再燃したのは、どのような宗教思想からの倫理的帰結でもなく、イデオロギー戦争の再燃と、それにともなう恐怖の風潮の社会的帰結であった」<sup>323</sup>。トマスもまた、魔女迫害のきっかけとして宗教改革の衝撃を挙げている。プロテスタントがカトリック教会による様々な魔術的儀式を否定し、それによって悪魔の攻撃を防ぐ手段があり得ないとされたことから、当時の人々に残された道は魔女に対して別の対抗的行動をとることだったのだという<sup>324</sup>。

他方でリヴァックは、この宗派对立から魔女迫害を説明しようとする立場に一定の距離をとりつつ、

<sup>322</sup> トレヴァー=ローパー、184頁。

<sup>323</sup> 前掲書、187頁。

<sup>324</sup> トマス、729頁。

魔女迫害に影響を及ぼした諸要因の一つとして宗派化を分析している。例えば、大規模迫害が起こった神聖ローマ帝国、スイス、フランス、ポーランドやスコットランドは宗教的に多様な地域であった。宗教的に同質性が高いスペインやイタリアのような地域では、単発的な魔女裁判があったにすぎず、神聖ローマ帝国やスイスが16世紀末から17世紀に経験したような大規模な連鎖的裁判は最後まで見られなかった。同じくカトリックが優勢であったアイルランド、ルター派が強固であったスカンディナヴィア諸国でも魔女裁判は少数にとどまっている<sup>325</sup>。

しかし、異なる宗派同士が告発しあうようなパターンは実のところ神聖ローマ帝国ではほとんど見られない<sup>326</sup>。ほとんどの魔女迫害は宗派を同じくする一つの共同体内部で起こっており、迫害する者もされる者も、すくなくとも形式的には、同一の信仰を持っていたはずであった。また、カトリックがプロテスタントを、あるいはプロテスタントがカトリックを「異端」と称しあうことはあったし、魔女もまた「異端」と捉えられてはいたが、魔女はキリスト教信仰を完全に放棄し悪魔と結ぶ一方、非カトリックないし非プロテスタントはいくつかの宗教教理を互いに受け入れないということにすぎないのだから、その言葉のニュアンスはおおいに異なる。このことから、リヴァックは宗派と魔女迫害との関係に関してせいぜい言えることは、かつて異端に問われた者は、不道德、軽犯罪などに問われたのと同様に何も無い場合に比べて後の魔女告発への可能性が高かったという程度に留まり、魔女迫害が宗教的不服従の迫害に利用されたのだというのとは全く異なるとしている<sup>327</sup>。

また宗派对立から引き起こされた宗教戦争に関しても、その魔女迫害との因果関係に関してリヴァックは否定的である。彼はその根拠として、複数の地域で戦争が始まると同時に魔女迫害が中断ないし減少したことが確認されること、またもう一つには戦時でなければ魔女の存在によって説明されていたような不幸が、外国の兵士の存在や戦禍という現実的な理由によって説明されるようになること、さらに宗教戦争が共同体の経済生活や人口を大きく変え、魔女迫害を単発的に起こすようなきっかけとなったとしても、それはそれが宗教戦争だったからなのではなく、戦争そのものの特性であることを挙げている<sup>328</sup>。

リヴァックは他方で、宗派对立が魔女迫害に与えた影響として共同体がより宗教的・道徳的な転覆への畏怖を抱くようになり、サタンの存在をより強く感じるようになったこと、それゆえに一層墮落した者や危険な影響を取り除こうとするようになったことを指摘している。とりわけ、異なる宗派と境を接する地域ではそのような傾向があった。宗教的熱意というものを実際にはかること、そしてそれがどれだけ迫害に影響したかを示すことは簡単なことではない。しかし、大規模迫害で知られる地域はその多くが宗教的闘志と不寛容、精力的な宗教改革ないし反宗教改革が見られた地域でもあった。これは同時にその国家ないし領邦の宗教的安定性の問題でもある。というのも、宗教的転換を経験した、ないしは異なる宗派に脅かされていると感じられていた地域において、魔女迫害の傾向が大きかったからである<sup>329</sup>。

さて、このリヴァックの見通しは三聖界選帝侯領にはどの程度当てはまるのだろうか。

<sup>325</sup> Levack, *The witch-hunt*, pp. 106-108.

<sup>326</sup> Schormann, *Hexenprozesse in Deutschland*, S. 159.

<sup>327</sup> Levack, *The witch-hunt*, p. 108.

<sup>328</sup> Ebd., p. 109.

<sup>329</sup> Ebd., pp. 104-113; 206-209.

第一に、問題となっている三領邦はいずれもカトリックを堅持し、プロテスタントに対して精力的に対抗したという点で共通している。

トリーア大司教区は選帝侯領のほぼ倍ほどの広がりを持つが、宗教改革以降ライン右岸地域はほぼプロテスタント化し、1571年までに実に大司教区全体の4分の1にあたる276の司教区を失っている。しかしながら、トリーア市では一時宗教改革への傾斜が見られたものの、その運動が実を結ぶことはついになかった。選帝侯リヒャルト＝グライフェンクラウ・フォン・フォルラート Richard Greiffenclau von Vollrad(位1511-1531)はヴォルムス帝国会議においてルターとカトリックの仲介役を真摯に務めた一方、領内のプロテスタントの運動に対しては軍事力をもって厳しく臨んだ<sup>330</sup>。その後継者たちもプロテスタントの流入を防ぎ、カスパー・オレヴィアンによるトリーア市へのカルヴァン派導入の試みも軍事介入をもって阻止している。ルクセンブルク、ロートリングェンに接する司教区西部においてはカトリックが堅持された。選帝侯の実質的な影響力はライン左岸に集中したが、トリーア選帝侯が司教として宗教政策を有効に行いえたのも、その実質支配権の及ぶ地域だけであった<sup>331</sup>。しかし逆に言えば、この時期をもってようやく、大司教としての宗教的支配地域と選帝侯としての世俗支配地域がその格差を縮小し、宗教的な支配と世俗的な支配とが一体となった。司教による世俗支配がその質的厚みを増してくる時代でもあったのである。

三選帝侯領のうち、宗教改革と反宗教改革を最もラディカルな形で経験したのはケルン選帝侯領であろう。ヘルマン・フォン・ヴィート Hermann V. von Wied (1477-1552、在位1515-1546)とゲーブハルト・トゥルホゼス Gebhard Truchseß von Waldburg (1547-1601、在位1577-1583)の二人の大司教によって二度にわたってプロテスタントの導入が試みられたことにより、この地域の宗派分布はめまぐるしく書きかえられた<sup>332</sup>。とりわけ後者によって引き起こされたケルン戦争(1583-1588)は、宗教的動揺のみならず略奪と暴力に領民をさらすことになった。ケルン選帝侯領において対抗宗教改革が本格化するのは1583年以降である。この年の3月22日、プロテスタントに改宗を試みた大司教ゲーブハルト・トゥルホゼスが教皇によって罷免され、後継者にバイエルンの公子エルンストが据えられた。カトリック陣営にとって

<sup>330</sup> 騎士戦争においてはジッキンゲンによるトリーア市包囲を乗り越え、1523年ヘッセン伯とプファルツ伯とともにジッキンゲンを敗死させた。また選帝侯領ではほとんど影響がなかったものの、農民戦争におけるポッパードなど一部地域での反乱に際しては諸侯側を積極的に支援した。Franz, *Die Reformation*, S. 10ff.

<sup>331</sup> たとえば大司教区全体に巡察を行うことは不可能であった。他のカトリック領邦と同様、すでに宗教改革を受け入れていた領邦においては大司教の名の下での巡察は、1555年のアウグスブルクの決定により帝国法上不可能だったのである。プロテスタント化した地域のみならず、カトリックであったスペイン領ネーデルラントの一部やルクセンブルク、ロートリングェンにおいても抵抗はあり、さらに、大司教の世俗的支配権の下にある封臣の所領においてさえ同様の抵抗があったことは、少なくとも巡察を受け入れる領主の目には、巡察行為そのものが宗教的なものとどまらず、世俗面においても影響力を発揮するものと映ったことの証左である。ケルン大司教区においても同様に、大司教が巡察を行えたのは、自らの世俗的支配地域のみに限られた。巡察は理念上は教会法にのっとって行われたが、実質的には司教の世俗的支配に立脚していたといえる。Hansgeorg Molitor, *Die generalvisitation von 1569/70 als Quelle für die Geschichte der katholischen Reform im Erzbistum Trier*, in: Ernst Walter Zeeden (Hg.), *Gegenreformation*, Darmstadt 1973, S. 155-174 (以下、Molitor, *Die generalvisitation*), hier S. 171f; 永田諒一『ドイツ近世の社会と教会－宗教改革と信仰派対立の時代』ミネルヴァ書房、2000年、226-227頁。

<sup>332</sup> ケルン選帝侯ヘルマン・フォン・ヴィートの宗教改革の試みについて、Bosbach, Köln, S. 68ff; 櫻井美幸「都市ケルンと大司教ヘルマン・フォン・ヴィートの〈宗教改革〉」『史艸』第44号(2003)、25-46頁を参照。選帝侯ゲーブハルトの宗教改革とケルン戦争について、Bosbach, Köln, S. 74ff.

は対抗宗教改革を推し進めていくために実力のあるバイエルン公家の後ろ盾が必要であったし、ケルン聖堂参事会にとっても領邦をカトリックに留まらせ、参事会それ自体を存続させる—在地貴族にとっては貴重な就職先を確保する—ためには、この異国からの後継者を受け入れざるを得なかったのである<sup>333</sup>。新大司教就任劇はかくも政治的なものであった。したがって、ケルン選帝侯領における対抗宗教改革は、ケルン大司教のみが音頭を取るのではなく、皇帝をはじめとする帝国カトリック連合とローマ教皇庁から大きな影響を受けることになった。実質的にケルン選帝侯領における対抗宗教改革はエルンストでなく彼の甥で協働司教を務めていたフェルディナント・フォン・バイエルンによって着手された。インゴルシュタットでイエズス会士の教師による薫陶を受けて育ったフェルディナントは、協働司教に就任した当時弱冠 18 歳であった。1612 年に叔父であり前任大司教であるエルンストが死ぬと、彼は名実ともにケルン大司教に就任する<sup>334</sup>。同時代の記録は、彼が信仰厚い人物であり、教会改革とプロテスタントとの戦いを熱心に推進したことを揃って証言している。フェルディナントにとって、選帝侯としての支配権の確立と教会改革は一体のものであった。ジーベルは、フェルディナントの反宗教改革の手腕を評価し、16 世紀にプロテスタント化したケルン大司教区の大部分が 1650 年までに再カトリック化したことは彼の努力のたまものとしている<sup>335</sup>。

マインツ選帝侯領においても、宗教改革の動きは活発であった。とりわけ飛び領地であるアイヒスフェルトはほぼ完全にプロテスタント化し、ヘッセン地方のほとんどの領地も数十年前にわたって新教に染まった。また、1555 年の新大司教選出に当たっては新教への傾倒でつとに知られていたライヒャート・フォン・ジメルンが候補に立てられた。プファルツ、ブランデンブルク両選帝侯も選帝侯位の一つをプロテスタント陣営に加えるという期待をもって彼を後押ししたのである。この選挙においてはカトリック側のダニエル・ブレンデル・フォン・ホンブルク Daniel Brendel von Homburg (1523-1582、在位 1555-1582) が勝利したものの、ケルン選帝侯の改宗騒ぎと同様のことがマインツ選帝侯領でも起こりえたのである<sup>336</sup>。この選帝侯ダニエルはトリエント信仰告白を全てのマインツの聖堂参事会員に義務づけ、教会巡察を実施するなどプロテスタント対策を行ったものの、強硬な再カトリック化を試みることなく慎重な姿勢をとり続けた。彼の時代には領主家が断絶したローア (1559 年) やケーニヒシュタイン (1581 年) などのすでにプロテスタントを導入していた領地が新たに編入されているが、プロテスタント司祭の性急な排除は行われなかった。後のマインツ選帝侯をして厳しい対抗宗教改革へ舵を切らせることになったのは、ケルン戦争の衝撃である<sup>337</sup>。1601 年に選帝侯位についたダニエルの二代あとのヨハン・アダム・フォン・ビッケンは、その選挙協約において、これまでにない厳格さで対抗宗教改革の課題に取り組む

<sup>333</sup> 対抗宗教改革の時期、ヴィッテルスバハ家の高位聖職者への登用が進んだ。1517 年から 1764 年の 246 年間で、バイエルン公家ゆかりの 9 人によって 33 の司教位が占められたという。Hansgeorg Molitor, *Gegenreformation und kirchliche Erneuerung im niederen Erzstift Köln*, in: Klaus Flink (Red.), *Kurköln, Land unter dem Krummstab. Essays und Dokumente*, Kevelaer 1985, S. 199-207 (以下、Molitor, *Gegenreformation*), hier S. 202. このような司教位の兼任はルターによって激しく攻撃されたものの、依然として改まらなかった。

<sup>334</sup> ケルン大司教就任と同時に叔父エルンストと同様リュティヒ、ヒルデスハイム、ミュンスターの司教位も継いでいる。さらに 6 年後にはパーダーボルン司教位も彼のものとなった。Molitor, *Gegenreformation*, S. 203.

<sup>335</sup> Siebel, S. 44f.

<sup>336</sup> Jürgensmeier, *Kurmainz*, S. 81.

<sup>337</sup> この地域における再カトリック化の過程は長期にわたり、三十年戦争期にはルター派が再度盛り返した。最終的な再カトリック化が完了したのは 17 世紀半ばであった。Ebd., S. 84.

ことを明言している<sup>338</sup>。

以上のように、三聖界選帝侯領におけるプロテスタントの攻勢とカトリック陣営による巻き返しは、それぞれ異なる程度で現れた。共通しているのは、三聖界選帝侯にとって帝国中西部におけるカトリック勢力圏を死守するという事は宗教のみならず政治的な絶対命題であったということである。ここで「宗教的転換を経験した、ないしは異なる宗派に脅かされていると感じられていた地域において魔女迫害への傾向が見られる」とするリヴァックのテーゼはしたがってこの地域にも妥当であると言えよう。しかし、地域ごとに細かく見ていくと、宗派変動と魔女迫害の関係は必ずしも一定ではない。トリーア大司教区ではプロテスタントの波が押し寄せたものの、トリーア選帝侯の世俗支配地域ではカトリックが優勢を保ち続けた。ところが選帝侯が宗教的にも世俗的にも権力を集中させていた本拠地たるトリーア市とその周辺で魔女迫害はとりわけ激しい展開を見せている。ケルン選帝侯領では二人の大司教による宗教改革導入の試みとケルン戦争という混乱を経て、ヴィッテルスバハ家の選帝侯がバイエルンの後押しを受けて強力な反プロテスタント攻勢をかけた。ヴェストファーレンではブリロン、ゲゼーケ、ヴェアルなど一部諸都市が宗教改革を導入し、その後ケルン戦争の混乱を経て再カトリック化していくが、最初から一貫してカトリックを堅持したアルンスベルクのような都市でも魔女迫害を逃れることはできなかった<sup>339</sup>。他方で、1629年にプロテスタントのヘッセン・ダルムシュタット伯からケルン選帝侯へと領主の変更を経験したレンス市の例に見るように、長期にわたって魔女迫害が展開していた場合に宗派の変更は大きな意味を持たなかった<sup>340</sup>。マインツ選帝侯領ではとりわけ飛び領地であるアイヒスフェルトやヘッセンとの隣接地域でプロテスタントの影響力が増大した。この地域は1660年代までに緩やかに再カトリック化したものの、この地域の魔女裁判の記録は少なく、本稿では扱うことができない。しかし、16世紀後半に新たに選帝侯領に加わったローアやケーニヒシュタインがかつてプロテスタントであり、なおかつ後の迫害の集中地域の一つであったことは、リヴァックのテーゼと合致しよう。

## 2-5. 小括

この三聖界選帝侯領は、いずれも15世紀の教皇勅書において魔女がはびこる地とされていた。しかし、いずれの地でも15世紀から16世紀前半にかけては本格的な魔女迫害は見られない。大規模迫害の開始時期にはずれがあるものの、最初の波を迎えるのはそれぞれ1590年前後である。これは神聖ローマ帝国全体の傾向とも一致している。その要因として、気候の大きな変動を考えることができよう。16世紀末のいわゆる小氷期は長期的な不作と穀物価格の上昇をもたらした。慢性的な飢饉に加え1585-88年・1592-93年のペストの大流行に人々は苦しめられた<sup>341</sup>。飢饉と疫病と戦争が常に生活に付きまとう時代

<sup>338</sup> 具体的には、司祭学校の設立と教会顧問会の設置、聖職者の司式に対する監督の強化などが盛り込まれた。Stimming, S. 62f.

<sup>339</sup> Harm Klüeting, *Das kurkölnische Herzogtum Westfalen als geistliches Territorium im 16. und 18. Jahrhundert*, in: ders. (Hg.), *Das Herzogtum Westfalen Band 1: Das kurkölnische Herzogtum Westfalen von den Anfängen der kölnischen Herrschaft im südlichen Westfalen bis zur Säkularisation 1803*, Münster 2009, S. 443-518, hier S. 487-491; Decker, *Herzogtum Westfalen*, S. 381-386. また本稿第二章 2-2 も参照。

<sup>340</sup> レンス市の事例に関しては以下を参照。Bátori, *Die Rhenser Hexenprozesse*; dies, Schultheiß; 牟田『魔女裁判』86-95頁。

<sup>341</sup> Behringer, *Hexen und Hexenprozesse*, S. 180.

において、人々の困窮は三領邦にそれぞれ共通していた。

またマインツ・ケルン両領邦で確認される 1615 年前後の迫害の高まりはトリーア選帝侯領では見られないものの、1630 年前後に最大の迫害期が訪れていることは他の神聖ローマ帝国の地域とも一致する。しかし、この三領邦には 1660 年代における迫害の波が見られない。この地域においては神聖ローマ帝国の他地域と比べるとやや早く魔女裁判が収束したと言える。

本章ではこのような魔女迫害のそれぞれの時期における高まりとその終結を、気候の悪条件や三十年戦争の被害、集中的な魔女迫害による人的損耗の大きさといった経済的要因や選帝侯や関係する裁判領主らが魔女裁判に積極的であったか懐疑的であったかという人的要因を中心に考察した。さらに時間的な視野を広げてその背景の成立を見るならば、悪魔学の成立、拷問を用いた糾問訴訟の聖俗裁判所への浸透という条件が 15 世紀には整えられていたことが分かる。そして宗教改革期にはいずれの領邦も積極的にカトリック擁護に働きかけ、プロテスタント化を食い止め、世俗支配領域を確保することになった。この時代、いずれの領邦でも説教や教会巡察を通じて宗教的熱意が高まっていったことは疑いない。しかし、具体的には対象領邦において宗派変更を体験した共同体としなかった共同体で迫害の多寡になんらかの共通した傾向が見られるわけではないことから、宗教的動揺が魔女迫害を引き起こす直接的要因になったということとはできない。宗教的熱意と並び、司教領邦における宗教政策と世俗の支配強化が一体であったという事実も考慮すべきだろう。

### 第三章 魔女迫害の実相

本章では、巨視的視点から一旦おりて、裁判に関わった人々へと接近してみたい。誰が犠牲となったのか。どのような人々が、なぜ裁判にかけられたのか。告発に至る動機は何か。迫害者は誰だったのか。まず第一節では魔女迫害犠牲者の性別、年齢、家族状況、職業などを先行研究の成果から再構成することを試みる。そして統計的な魔女迫害の犠牲者像から、何らかの魔女像を導き出せるか、検討してみよう。第二節では、人々をして魔女迫害へと動かす動機を明らかにすることを試みる。序章で触れた「道具化」論に関しても、ここで批判的に検証することになる。その検証を通じて、様々な日常的な摩擦が魔女容疑へと転化され、告発へと結晶化していく様子を見て取ることができるだろう。第三節では、選帝侯や法学者、聖職者は迫害をどのように受け止めたのか、あるいはその形成にどのように影響を与え得たのかを検討する。

#### 3-1. 誰が迫害されたのか？

##### 3-1-1. 犠牲者の性別

魔女迫害に関する多くの書物には、犠牲者が女性のみであったという根深い誤解がある。もちろん多くの地域で女性が男性よりも頻繁に魔女の嫌疑をかけられたことは疑いようのないことである。地域差は当然あるとはいえ、ヨーロッパ全体でみれば、犠牲者の76%以上は女性であった<sup>342</sup>。しかしその地域差も大きく、例えばパリ高等法院での魔女裁判は40-50%が男性を対象とするものであったし、ブルグントでは60%、ノルマンディーでは73%、アイスランドでは90%以上など、男性が中心的な犠牲者だった地域もある<sup>343</sup>。本研究の対象地域では、性差はどのように現れるのだろうか。

ポールによれば、マインツ選帝侯領においても迫害の対象はやはり女性が優勢であった。個々の裁判ごとに見れば男女の割合はもちろん様々なパターンが現れる。例えばヘーヒストやケーニヒシュタインなどで起こった一連の裁判では女性のみが被害者となった。全体としてみると、マインツ選帝侯領では少なくとも404件（同一人物が複数回の裁判にかけられているものを1件とするならば397件）の裁判が確認される。そのうち、男性は少なくとも17.1%（63名）を占める。その一方で、男性の逮捕から連鎖的裁判が始まる例は見られず、男性が迫害に巻き込まれるのはある程度迫害が進行してからのことであるという。例えば、ディーブルク市で1600年、1626年、1630年と断続的に起こった一連の迫害では、1600年の男性の被害者が16.7%だったのに対し、1613年までには29.8%にまで増加している。1627-30年の迫害においてもこの割合はほとんど変わらず（29.94%）この割合がおそらく男性割合の限界値だろうとポールは推測している。男性が逮捕され、処刑されることそれ自体、迫害が大規模化したことの一つ

<sup>342</sup> ヨーロッパのほとんどの地域で魔女迫害の犠牲者の75%以上が女性であり、エセックス、バーゼル司教領、ナミュールなどのいくつかの地域では犠牲者の9割近くかそれ以上を女性が占める。Levack, *The witch-hunt*, p. 124 (Table 3).

<sup>343</sup> Vgl. Lara Apps / Andrew Go, *Male witches in early modern Europe*, Manchester / New York 2003, p. 45; Briggs, p. 260.



の目安となるという<sup>344</sup>。西南ドイツの魔女迫害を調査したマイデルフォートも、迫害の進展につれて男性被告の割合が増加する傾向を認めている<sup>345</sup>。また、裁判に巻き込まれてから処刑判決に至る確率は男性の方が高く、女性は 76.9%、男性は 87%であった。迫害の過熱化と処刑率とが比例していると考えればこの数字も理解しうる。

ディリンガーの統計によれば、トリーア選帝侯領では合計で 788 件の裁判が確認でき、そのうち男性は 11.67% (92 件)、女性は 57.61% (454 件)、残りの件に関しては被疑者の性別は不明である。さらに、全体で約 88.7% (699 件) のケースで死刑という結末を迎えたのに対し、男性は 69.56% (64 件)、女性は 86.56% (393 件) という確率で死刑判決を受けている<sup>346</sup>。これは女性よりも男性の方に弁護を受ける機会に恵まれていたことを意味してもいよう。

ケルン選帝侯領では、1508 年から 1732 年までのヴェストファーレン公領における魔女迫害対象者の性別をデッカーが概観している。彼の調査によれば、ヴェストファーレンでは 1140 件の魔女裁判が確認され、そのうち被告の性別が明らかなのは 800 件あり、男性の被告は 290 人に及ぶ。これは 1140 件に対して約 25%と驚くべき高い割合である。ここでは 800 件のうち女性は 62.6% (501 件)、男性は 37.4%を占める。さらに、魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。として活動したシュルトハイス Heinrich von Schultheiß は 1634 年に魔女裁判の指南書をケルンで出版しているが、そこで言及されたケースの 75%が男性に対する裁判であるという。しかし、年代ごとに見るとこの割合にはばらつきがある。1570 年代には 20%を切っていたのが、1680 年代以降には 50%を超えるなど、16 世紀の迫害初期には比較的低い男性被告の割合が、時代が下るにつれ長期にわたって少しずつ上昇する傾向が見られる。とりわけ、この男性被告の割合の上昇は裁判数の多くなる 1590 年代と 1630 年頃の迫害期に見られるという。これに対して、1600 年から 1611 年の迫害減少期には男性の割合は大きく後退する。マインツ選帝侯領のケースと同様に、裁判数全体の移り変わりとも男女の性別割合は一定の連動を見せる。しかしヴェストファーレンでは 1660 年代に 42.3%と男性に対する告発が高い割合を見せたが、これは魔女裁判の収束につながらず 80 年代には 58%、1690 年代にも 54.5%と依然として男性が迫害の対象となり続けた<sup>347</sup>。マインツ選帝侯領で見られたような男性の割合が高くなると迫害の終了が近いというモデルはここには当てはまらない。これに対し、もう一つの迫害の中心地であったライン部では女性がもっぱら迫害の対象となった<sup>348</sup>。

以上のように、これら三領邦でも魔女迫害は決して女性だけに向けられたものではなかった。いずれの領邦においても、迫害の犠牲者の大多数は女性であったと推定できるものの、迫害の集中する時期には男性被告の割合が大きくなる。

では、女性の被疑者が多いことはどのように説明されるべきなのだろうか。ヴェストファーレンとラ

<sup>344</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 211-215.

<sup>345</sup> 西南ドイツの魔女迫害を分析したマイデルフォートも大規模迫害においてはあらゆる社会層、あらゆるタイプの人間に容疑がかかるとしている。H. C. E. Midelfort, *Witch Hunting in Southwestern Germany 1562 - 1684*, Stanford 1972 (以下、Midelfort, *Witch Hunting*), pp. 1-2; 179.

<sup>346</sup> Dillinger, *Böse Leute*, S. 100.

<sup>347</sup> Decker, *Herzogtum Westfalen*, S. 375; 381-386; Arnold P. Heuser, *Hexenjustiz und Geschlecht. Die kurkölnischen Hexenprozesse des 16. und 17. Jahrhunderts in geschlechtergeschichtlicher Perspektive*, in: *Rheinische- westfälische Zeitschrift für Volkskunde* 47 (2002), S. 41-85 (以下、Heuser, *Hexenjustiz*), hier S. 45.

<sup>348</sup> Heuser, *Hexenjustiz*, S. 49; 60-70.

イン部での性別割合の差異について、ホイザーは様々な説明を試みているが、この解明は簡単なことではない。例えば、天候を操る「天候魔術」、乳牛の乳の出を悪くする（＝盗む）「牛乳魔術」、男女に不妊・不能をもたらす「性愛魔術」など、その他病気や災厄をもたらす害悪魔術は、1490年代以降にケルン選帝侯領で見られる魔女裁判記録の中ではもっぱら女性と結び付けられた。しかし、1570年代にはその傾向は消えているという。1520年代の裁判では乳牛の乳の出を悪くする（＝盗む）女性に特化された「牛乳魔術」の記述が目立つものの、1574年の裁判になると性別上の特性を持った害悪魔術は見られなくなる。例えば畑を荒らし、ワイン用のブドウを傷める天候魔術も、特にどちらかの性に結び付けられてはいない。男女の生業分担からその害悪魔術との関わりを説明しようとしても、両地域でほとんど役割分担に相違が見られないことから難しい。女性の管轄領域について見るならば、出産と乳幼児との関わりもしばしば典型的な女性の領域とされてきた。それゆえに、嬰兒殺害は女性の典型的な犯罪ともみなされてきたのである<sup>349</sup>。ここから、産婆が魔女として迫害されたという一見説得力のあるテーゼが生まれたが、他の地域でそれが実証されていないのと同様、本研究の対象地域でも特別産婆が魔女として頻繁に登場することはない。また、ミシュレが叙述したような魔女が医療の技術を持った女性であったといういわゆる「賢い女 *Weise Frauen* 迫害」も史料からは確認することはできない<sup>350</sup>。いずれの領邦でも迫害の盛期には男性犠牲者の割合が高まることが確認されたからには、魔女迫害を「女性迫害」と読み替えることができないのは明白であろう。裁判犠牲者の親族関係を見た場合、ケルン選帝侯領ライン部ではとりわけ母と子の女系のつながりが徴表として重視されたのに対し、ヴェストファーレンでは男女の性差関係なく、親族関係にある者は裁判に巻き込まれていったという点が指摘されうるのみである<sup>351</sup>。前述のシュルトハイスは、彼の指南書に次のように記す。「妖術の悪行は恐ろしい性質を持っており、いったん一族の中に入り込むと、ほとんどその一族全体に感染するほどの広がりを見せるのである」<sup>352</sup>。つまり、親族に一人魔女が出た場合、女性のみならず男性もその嫌疑を免れなかったのである。しかし、魔女裁判を生き残れるかどうかは、社会的地位や家族状況と密接に関係した。というのも、女性の犠牲者は多くが貧しかったのに対し、男性の犠牲者は富裕な場合が多く、したがって社会的地位も高かった。もちろん拙速な一般化は避けるべきではあるが、魔女嫌疑に対抗するだけのチャンスをより手にしていたのは多くの場合で女性よりは男性だったのである<sup>353</sup>。

### 3-1-2. 犠牲者の社会的地位

次に、どのような年齢、家族状況、職業ないし社会層の人々に容疑がかけられたのだろうか。まずは

---

<sup>349</sup> しかし、嬰兒殺しは魔女犯罪とは区別された。カロリナは嬰兒殺し（第131条）および墮胎（第133条）を別個の犯罪として規定しており、その処刑方法は火刑ではなく生き埋めないし溺殺刑であった。牟田、「魔女狩りは女性迫害だったのか」291-292頁。

<sup>350</sup> 例えばミシュレは「魔女たちだけが女たちを観察することができたのだし、とりわけ女にとって、唯一無二の医者だったのである」とする。彼にとって、魔女とは毒にも薬にもなる植物に関する知識を有し、医学の対象とならなかった女性にとっても治療者となったのだという。ミシュレ（上）、171-208頁。このような魔女＝産婆・治療者説に対する批判的な考察としては序章・注21に挙げた文献を参照。

<sup>351</sup> Heuser, *Hexenjustiz*, S. 77f.

<sup>352</sup> Schultheis *Instruktion*, S. 277. 引用は Heuser, *Hexenjustiz*, S. 78.

<sup>353</sup> Irsigler, *Hexenverfolgung*, S. 5; Levack, *The witch-hunt*, pp. 124-128.

年齢から検討してみよう。一般的に、魔女裁判ではその被害者の年齢や職業、性別さえも不明である場合が多い。マインツ選帝侯領においては、尋問された者の多くが既婚であり、成人した子がいた。尋問項目が用いられた場合には正確な年齢、婚姻年数、子の人数や年齢もが記録されており、そこからは平均年齢 55 歳が導かれる。当時、四分の一が出生後 3 年以内に死亡し、50 歳まで生存するのは四分の一程度とすると、迫害の対象となったのは最高齢グループに属する人たちであったと言える<sup>354</sup>。

しかし、老人ばかりが魔女裁判の対象となったわけではなく、時には子どもも迫害に巻き込まれている。マインツ選帝侯領において子どもが対象となった魔女裁判は 17 世紀に初めて確認される。名前や具体的な裁判について言及されていないものの、1629 年にはアシャッフエンブルクで『誘惑された子どもの妖術に関する新論文 *Newer Tractat Von der Verführten Kinder Zauberey*』と称するパンフレットが出版されていることから子供が魔女裁判の対象となったことが伺われる。また、1655 年の『フランケン地誌 *Topographia Franconiae*』には、「1628 年前後には、人々は再び妖術使い、化け物と魔女を厳しく裁き、その数は多数であった。その中でも 11、10、9、そして 8 歳の子供たちも焼かれた」と記されている。これまでは証言能力は認められつつも、処刑の対象からは外されてきた子どもたちが 1629 年という迫害のピークを機に処刑されるようになったことは、ある種の転機を示している<sup>355</sup>。アモールバハからは、8 歳から 9 歳の 3 人の子供たちが妖術に取りつかれており魔女集会に参加したと証言したとして、彼らに対する尋問開始の許可を求める請願状が出されている<sup>356</sup>。先に見たように、迫害の高まりとともに男性被告の割合が上昇したが、子供を対象とする裁判もまた迫害の拡大と連動している。

トリーア選帝侯領における魔女迫害犠牲者の年齢については詳しい情報がないが、家族状況についてディリンガーが概観を試みており、そこからやもめや未亡人が壮年以上、既婚が若年以上、独身は若年、と大まかな見当をつけるほかない<sup>357</sup>。被疑者の性別も家族状況も明らかになっているのは全体の 32% にすぎない。そして性別の場合と同様家族状況が不明である場合の方が過半数である以上、このデータの考察には十分慎重に当たるべきであろう。それを踏まえた上で、最も高い割合を示すのは「既婚の女性」であり全体の 17%、次に未亡人女性の 8.7% が続く。独身者ないし子供は男女合わせて 5% に満たず、少なくとも若年層が迫害の中心となったことはなさそうである。しかし、これ以上の結論を導くには犠牲者の年齢に関わるデータはどうにも不十分であると言わねばなるまい。

ケルン選帝侯領については年齢に関するデータをまとめた研究がない。トリーア選帝侯領と同様、被疑者に関する詳しい情報を記した裁判記録がほとんど残されていないという史料状況からは被疑者の年齢を導き出すことが非常に困難なためである<sup>358</sup>。地域を限定すれば、デッカーがヴェストファーレンの

---

<sup>354</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 217f.

<sup>355</sup> Ebd., S. 218f.

<sup>356</sup> BstA WBG, G18890, Lage 82. „3 kinder zue 9 vnd 8 Jahren ofentlich außsagen daß sie mit der hexerey behafft, vndt bey vorgangenen nechsten hexendantzen gewesen sein, vndt solche handel vorbringen, daß sich höchlich zur erbahrmen, wie dan... damit E. Churfl. Gn. theils der vnschuldige kinder von augen sehen möchten, haben wir bey solchem vndterdhenigstem anhalten, zu gleich dieselbe von sehlen wollen, dero selbe gnädigt belieben nach abhören zu laßen“. 前後の史料の日付から見て、この請願は 1648 年頃のものと思われる。

<sup>357</sup> Dillinger, *Böse Leute*, S. 102-104.

<sup>358</sup> Vgl. Gerhard Schormann, *Die Hexenprozesse im Kurfürstentum Köln*, in: Gunther / Franz Irsigler (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 181-193 (以下、Schormann, *Kurfürstentum Köln*), hier S. 186; Becker, *Erzstift*, S. 117.

オーバーキルヒェン裁判区に関して詳細な調査を行っている。それによれば、1630年に魔女として裁判にかけられた65人のうち40人が成人女性であり、1名の家族状況が不明であることを除くと、そのうち6名は未婚、18名が既婚、15名が未亡人であった。女性被告のうち37.5%が未亡人だったことになるが、これは未亡人が当時の成人女性に占めた割合よりもやや高い<sup>359</sup>。23人の男性被告に関しては、年齢や家族状況については明らかになっていない。

マイデルフォートは西南ドイツでの迫害に際して、男やもめないし未亡人が被害者の多くを占めたことを指摘している<sup>360</sup>。しかし、マインツ選帝侯領はその例には当たらない。独身者は2.54%、既婚者は55.84%、やもめないし未亡人は6.85%に留まる。婚姻状況が明らかでないケースを除けば、独身者は3.89%、既婚者は85.6%、やもめは10.51%だという<sup>361</sup>。正確な数字が史料上明らかにできないことを勘案しても、未亡人が主なターゲットとなったという説はここでは成り立たないことははっきりしている。トリーア選帝侯領については、全体の約75%はその家族状況が明らかでない。したがって残された24%のケースについてのみ言及するならば、独身者はそのうちの7.7%、やもめは13.8%、既婚者は63.6%となる。マインツ選帝侯領に比べてやもめの割合は大きくなっているとは言え、ここでもマイデルフォート説は成り立たない。

次に犠牲者の職業や社会階層であるが、これも同定が難しいもののひとつである。迫害されたのはおそらく多くが市民ないし下層市民、農民であり、特に記録に言及されない限りその職業の特定は困難である。マインツ選帝侯領について言えば、聖職者や学識者、貴族は目立った迫害対象にはなっていない。1617年7月、魔女 *magi* として処刑された二人の神父が授けた洗礼は有効か否かという鑑定がマインツ大学法学部によって行われたということから、少なくとも2名の聖職者が魔女裁判の犠牲となったことが分かるがそれ以上のことは伝わっていない<sup>362</sup>。これは、トリーア市周辺において多くの聖職者が密告され、さらにその一部は実際に逮捕・処刑されたのと対照的である<sup>363</sup>。トリーア市に隣接する聖マクシミン修道院の裁判管区で作成された長大な密告者リストには、多くの聖職者の名前が登場する。ロンギッヒの地区長であったバルトロメウスは裁判に巻き込まれる前に逃亡している。聖パウリン *St. Paulin* 修道院の聖堂参事会員であり聖歌隊員でもあったパウルス・ショッセラーは、彼の同僚修道士であったマティアス・ペリヒと同様、1592年に獄死した。ペリヒの父は聖マクシミンの管区内で1588年に妖術使いとして処刑されており、父を救うべく働こうとしたことも、ペリヒの不運に影響したのかもしれない。フェルの司祭であったヨハネス・ラウは1589年に彼の下女によって共犯と名指しされ、裁判に巻き込まれた。後に彼の二人の娘と次女の夫も同様に魔女裁判の犠牲となっている。さらに1589年には、女性を

<sup>359</sup> 史料から未亡人と確定されるのは3名だが、デッカーは裁判費用の支払者が夫ではなく息子だったことから残りの12人についても未亡人であったであろうと推定している。Rainer Decker, *Der soziale Hintergrund der Hexenverfolgung im Gericht Oberkirchen 1630*, in: Alfred Bruns (Redaktion), *Hexen- Gerichtsbarkeit im Kurkölnischen Sauerland*, Schmallenberg-Holthausen 1984, S. 91-118 (以下、Decker, Hintergrund), hier S. 98.

<sup>360</sup> Midelfort, *Witch Hunting*, p. 185.

<sup>361</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 220.

<sup>362</sup> Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 256f.

<sup>363</sup> 1588年から1592年の間に少なくとも9名の聖職者が魔女として処刑されており、聖マクシミン修道院の証言リストにはさらに多くの聖職者が名を連ねている。ただし、密告された全ての人物に対して裁判が開始されたわけではなかった。Adolf Kettel, *Kleriker im Hexenprozeß. Beispiel aus den Manderscheider Territorien und dem Trierer Land*, in: Gunther Franz / Franz Irsigler (Hg.), *Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung*, Trier 1998, S. 169-191 (以下、Kettel, Kleriker), hier S. 175-180.

妊娠させ、生まれた子供を殺害したとしてメーリング Mehring の司祭も妖術使いとして処刑された。ヨハネス・ラウもメーリングの司祭も、トリーア市の市長を務めたディートリヒ・フラーデを共犯者として名指ししている<sup>364</sup>。ケルン選帝侯領においても聖職者が迫害対象となったいくつかのケースがある。1630年以前にアイフェルで処刑された3人の聖職者に関し、その財産が大司教に帰属することから宮廷顧問会に問い合わせが行われている。その結果、彼らの遺産は通常のケースと同様、裁判費用の償還に充てられることになった<sup>365</sup>。

第二章で見たとおり、ケルン選帝侯領とトリーア選帝侯領では都市参事会員など富裕層の男性に対する裁判が見られた。このような事例はとりわけショッキングなニュースとして話題となり、それだけ存在感も大きいですが、全体から見れば例外にとどまる。また先に示したヴェストファーレン・オーバーキルヒェン裁判区の事例では、被告たちのうち自作農は36名、小作人は20名、さらに下男下女らが6名と、自作農が全体の過半数を占めた。これは当時の人口構成にほぼ比例する数であり、特にどこの階層がターゲットとなったという断定は避けるべきだろう<sup>366</sup>。

以上のように、魔女裁判の犠牲者の社会的状況を再構成するのは史料上難しい。しかし、第六章で見るように、ケルン・マインツの各選帝侯領では裁判費用は被疑者の財産から弁済されることになっていた。もし処刑された人々が貧困層に属していたならば、魔女裁判の経済はたちまち赤字に陥ってしまうことになる。しかし、ケルン選帝侯領の例を見ると宮廷顧問会に魔女裁判遂行が経済的に困難であると訴え出ているのはハルト、レッヒェニヒ、ニルブルクなど特定の管区だけであり、それらの管区においても経済破綻に陥ることなくその後数年にわたって裁判が続けられたことを鑑みれば、裁判費用の支払いは全体的にはスムーズに行われたと見てもいいだろう<sup>367</sup>。魔女裁判が決して下層民だけをターゲットとしたものでなかったことの証左である。

以上、魔女として裁かれた人々の条件を見てきたが、まとめると次のように言えるだろう。史料状況の悪さから確言することはできないものの、いずれの領邦においても迫害の犠牲者の大多数は女性であった。しかし、迫害の集中する時期には男性被告の割合が大きくなる。社会的階層もおそらくは下層の人々が多数を占めたと思われるが、それを実証するのは史料上困難である。富裕層が犠牲となった時には記録に残りやすいことから、むしろ富裕層が迫害された形跡を確認する方が容易ですらある<sup>368</sup>。つまり、社会的階層、性別、年齢に関わらず、あらゆる人が多かれ少なかれ魔女裁判に巻き込まれる可能性があったと言わねばならない。

### 3-2. 迫害の動機

このように、あらゆる人々が迫害の対象となったことはどのように考えるべきなのだろうか。ヴァルター・ルンメルは、人々が魔女の告発に及ぶ様々な社会的利害を分析し「魔女観念は実際にはあらゆる

<sup>364</sup> Kettel, Kleriker, S. 175-180.

<sup>365</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 94; LdA NRW, Abt R, KKIII, Bd. 24, Bl. 598v-599r.

<sup>366</sup> Decker, *Hintergrund*, S. 98f. またデッカーは、裁判にかけられた自作農36名を富裕農民と中層農民の二つにさらに分類しているが、富裕農民の被告が28名に対し、中層農民は8名に留まっている。

<sup>367</sup> Becker, *Erzstift*, S. 117f.

<sup>368</sup> 例えばディリンガーによればトリーア選帝侯領での迫害犠牲者のうち、社会階層が明らかになっているのは全体の2割以下であり、そのうち上層に属するのは11%ほどであるという。Dillinger, *Böse Leute*, S. 105.

人間、あらゆる行為、あらゆる問題に適用されるほとんど無限の可能性を持っているがゆえに、参与者の社会的利害や動機、それと結びついた相互作用から魔女観念を切り離すことはできない」と述べる<sup>369</sup>。魔女観念とは多機能的であり、様々な生活の場面で日常的に起こりうる出来事が魔女観念と結び付けて解釈され得たというのである。これは、序章で検討した「魔女迫害の道具化」という視点と一見よく似通っているが、「道具化」が敵の排除や自己利益の獲得といった目的志向的な意図を強調するのに対し、この提言は意識下に潜む敵意や欲望が相手に対する魔女嫌疑に転化されうることを示している。そこで本節では、金銭的利害、隣人間・親族間・親子間の不和、世代間あるいは富める者とそうでない者の確執など、魔女に対する非難が起こりうる様々な契機に着目してみたい。

金銭的利害は、しばしば魔女裁判の動機として挙げられる。魔女迫害が裁判官らの金銭的利益追求など利己的な目的のために行われたという理解は同時代から存在した。トリーア選帝侯領の年代記を著した聖堂参事会員ヨハン・リンデン Johann Linden は、ここでの魔女迫害をヒステリックな魔女不安と私欲の追求という二つの動機から説明している。素朴な農民たちは長年続いた不作の辛い経験から、農作物に害を及ぼす魔女を駆逐せねばならないという不安に煽られていた。他方で選帝侯配下の役人や裁判官、書記、刑吏といった輩は「純粋な金銭欲や名誉欲」ゆえに下からの迫害要求に従い、処刑者の財産から私腹を肥やしたという。火刑に処された犠牲者の灰から金を作り出す錬金術というわけである<sup>370</sup>。リンデンがこれを記したのは1620年頃で、1580・90年代の集中的迫害を振り返った言葉であったが、すでに1592年、同じくトリーア市において魔女迫害に反対した神学者コルネリウス・ロースも「拷問台の上で無実の人間の血が流され、新たな錬金術によって人間の血から金銀が作られている」と同様の比喩を用いている<sup>371</sup>。『犯罪に対する警告』（1631年）で魔女裁判批判を展開したフリードリヒ・シュペーもまた、裁判の陰に金銭的利害を見ている。

金持ちになるためのもっとも早く簡単な手段は魔女の処刑である。もし村で生じた疑惑を都市の金持ち家族に向けさせることができれば、まことに実入りがいいのだと、審問官のいくらかはすでに家を建て財産を増やすことを始めている。このやり方で畑地や土地やそのほかを着服しようとするところができるのだとすでに民衆の間中に噂は広がっている<sup>372</sup>。

ケルン選帝侯領ラインバハの迫害からネーデルラントへ逃れたヘルマン・レーアも、シュペーの同書を引きつつ金銭欲にまみれた法学者への激しい非難を展開している。

フランツ・ブイルマン博士は彼の二人のご用聞き坊主と「ヤー（はい）エラー！ブックマークが定義されていません。」しか言わない二人の参審人、ハーフマンとタインとともに拷問室から出て、裁判書記のメルキオール・ハイムバハの家へ向かった。このインチキ裁判官の命令で、その卓上に豪華な晚餐、煮込み肉や炙り肉が最上の赤・白ワインとともに、囚人の払いで準備されているのだ<sup>373</sup>。

<sup>369</sup> Walter Rummel, So mögte auch eine darzu kommen, so mich belädiget. Zur sozialen Motivation und Nutzung von Hexereianklagen, in: Rita Voltmer (Hg.), *Hexenprozesse und Herrschaftspraxis*, Trier 2005, S. 205-228 (以下、Rummel, Zur sozialen Motivation), hier S. 225.

<sup>370</sup> Zenz, *Gesta Treverorum*, S. 13f.

<sup>371</sup> Behringer, *Hexen und Hexenprozesse in Deutschland*, S. 362. ロースについては第二章第一節-2、注202に挙げた文献も参照。

<sup>372</sup> Spee, *Cautio Criminalis*, S. 54.

<sup>373</sup> „Doctor Frans Beurman, mit seinen 2. ingedrungen bedel Mönchen/ mit den 2. Ja Scheffen Halfman und Teynn,

また魔女裁判は単に経済的利益の獲得のみならず、共同体の中での地位上昇のため、あるいは主導権争いにも用いられた。ルンメルは 1640 年代にトリーア選帝侯領コブレンツの裁判書記が、魔女裁判の被告による証言記録の中に勝手に人名を書き加えていたというスキャンダルを挙げている。その作為が発覚し、書記が斬首刑に処されるまでに多くの市民が魔女裁判に巻き込まれたという<sup>374</sup>。都市民が自らの社会的上昇のために魔女裁判を利用しようとした極端な一例であろう。魔女裁判をさらに推進したい補佐司教ビンスフェルト対魔女裁判に慎重な市参事会という図式の中、トリーア市で名士ディートリヒ・フラーデはじめ複数の参事会員が魔女裁判に巻き込まれたケースも、このような魔女裁判の政治的利用の例に数えられよう。

しかし、実際に魔女裁判が始まるきっかけは共同体内部からの告発であった。裁判官や魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。が仮に裁判を通じて私腹を肥やす意図をもっていても、それは民衆の告発なくしては始まらなかったのである。それでは、人々は何を以って隣人を魔女として告発したのか。

「人々に対する憎しみや感情的な嫉妬からでは決してなく」<sup>375</sup>「魔女を訴追することを我々が求めるのは嫉妬や憎しみからではなく、全能なる神のご自身の命令ゆえ」<sup>376</sup>…このような口上は請願の中では常套句であったが、これらは逆に実際には多くのケースで個人的な感情が告発の引き金となったことを雄弁に物語る。怨恨が魔女裁判を引き起こしうることは当局にもよく認識されていた。1629 年ケルン選帝侯領レンス市で裁判を開始する際、アンダーナハ上級裁判所は在地司直に「司直は密告、得られた情報や徴表が憎しみや嫉妬あるいはその他の情動から出たものであるか、それゆえに怪しいものではないか、注意を払うよう」勧告している<sup>377</sup>。トリーア選帝侯領と隣接するシュポンハイム伯領では、証人は前もって、「ひがみや憎しみでも妬みからでもなく、ただ正義への熱意から」証言を行うと宣誓することを求められた<sup>378</sup>。いくつかの請願状からは、告発の陰にある妬みや憎しみといった感情を読み取ることができる。1641 年、アモールバハの住民は次のように訴えた。

私たちは、寛大なる神において我らに少なからぬ損害を見ねばならないことに甘んじることはできないという必要に駆られています。今起こっている寒冷な夜間に発生した霜は、我々のワイン畑の大部分を台無しにしました。そして、それは自然の寒さによってというよりは、多くは魔女の集会によって起こったように見えるのです。というのは、幾人かの立派な人々のワイ

---

*gehen von der Pein kammer/ nach des Gerichtschreibers Melchior Heimbachs Behaussung/ da die Mahlzeit herrlich/ nach des falschen Richters Befelch/ auff kosten des Gefangen/ mit gesotten und gebraten/ den besten rohten und weissen Wein zugerüst und auffgetischet war“.* Löher, S. 40.

<sup>374</sup> Rummel, *Bauern*, S. 255.

<sup>375</sup> 1669 年マインツ選帝侯領ディーブルクの魔女迫害を求める請願 „*gar nicht auß haß oder etwa passionirtem eyfer gegen einiger menschlichen Persohn“.* BstA WBG, MRA K. 211/205.

<sup>376</sup> 1631 年マインツ選帝侯領クリフテルとホッホハイムからの魔女裁判を求める請願。„*[...]weillen wir solches nicht auß Neidt od. Haß begehren zu treiben, sonder auß befelch deß allmechtigen Gottes welcher selbsten gebotten“.* BstA WBG, AAR 360/X Nr. 2, fol. 240-241.

<sup>377</sup> „*Daß die Judices selbsten fleißigst in acht nehmen, ob die denuntiationes, auch eingenommen Kundtschafften undt Inditia etwan auß Haß, Neidt, oder sonsten ander affecten hergeflossen, undt deshlab bedencklich undt dispectirlich sein moegten“.* Bátori, Schultheiß, S. 196 より引用。

<sup>378</sup> „*...auß keinem neydt, haß noch mißgunst, sondern allein auß eyffer der gerechtigkeit...“* Rummel, *Zur sozialen Motivation*, S. 205 より引用。

ン畑はすっかり凍りついてしまったのに、その隣や下に隣接したワイン畑を所有する他の人間はいくらかの被害も受けなかったのです。そこで、平民たちの間で、他の疑わしい者に暴力を振るおうとするような騒擾的な状態が、対策も講じられずにいたのです。しかしそうこうするうちに誹謗中傷が起り、不作の年には皆が他の者に敬意を払うことなく怪しみ、疑ったのです<sup>379</sup>。

幸運にも霜の被害を受けなかったワイン畑の所有者は、そのまま魔女集会の参加者と疑われている。そして、このような疑いや誹謗中傷は不作のたびに生じていた。皆が受けるべき不運を共有できなかった者は、魔女という疑いの目を向けられた。

トリーア選帝侯領ルーワーRuwerで行われた裁判の中では、村の中心的人物やさらには近接都市トリーアの富裕市民がしばしば魔女の棟梁として言及された。またここで徴税吏として安定した地位を得ていたマイゼンバイン一家、魔女裁判からも多大な利益を得ていた居酒屋ケプトゲン夫婦が犠牲となっている<sup>380</sup>。居酒屋の主や女将はマインツ選帝侯領ディーブルクやアシャッフエンブルクでも魔女と見なされやすかったようである<sup>381</sup>。ここからは、経済的優位に立った人々に対する羨望と嫉妬が透けて見える。

近しい人々の間にある行き違い、それが高じた不和は何かのきっかけで魔女容疑に転化される。隣人間の不和が魔女裁判を引き起こした例を挙げるならば、マインツ選帝侯領ディーブルクの市民マルティン・シュトツフェルのケースは隣人一家を魔女として訴え出ている。彼は隣家のエヴァルト・シュッツと農場に出る入口を共有し、シュッツ家の用水路はシュトツフェルの所有地を流れていた。この共有地をめぐるトラブルの後、シュトツフェルは体の不調を訴え、これをシュッツの妻と娘によるものであるとして彼女らに対する裁判開始を要求する請願状を提出している<sup>382</sup>。この請願はアシャッフエンブルクの宮廷顧問会に送られ、エヴァルト・シュッツを含めた三人に対する裁判へと発展していった。

近しい親族にも魔女容疑が発生しえた。1587年、トリーア選帝侯領聖パウリン管区ルーワー村で逮捕された未亡人、ワルパー・ローファーのケースを見てみよう。ワルパーが4月に逮捕されたのを追うようにして、彼女の2人の娘、姉でありルーワーの石工と結婚していたヨハネット、妹のエントゲンも同じ魔女の容疑で取調べを受けている。彼女らの裁判には、聖マクシミン管区ルーワー<sup>383</sup>に住むペーター・

---

<sup>379</sup> StaA WBG, G 18890, Lage 1. „Deroselben können wir anliegender ehren notturfft halben underthenigst nicht verhalten, wie dz wir bey der Gott Erbarmes mit nit geringen unseren verderblichen schaden sehen mußten, daß durch die ietzt beschehene kalte nacht der endtstanden frost unsere weinberg den mehrerteiß getötet, und daß dem ansehen nach mehrer durch die hexische zusammen kusten, alß durch naturliche Kält beschehen sein soll, dan auß deme abzunemen, manchem ehrlichen Mann seine weinberg in grundt erfrohren, anderen aber so weinberg dabei mit oder neben und unten anstossendt liegen gehabt, selbige ohne einigen schaden erhalten wordten, ...dahero under dem Gemeinen Mann ein solcher ufrurischer zustandt, daß wo deme nit abgeholfen, mancher sich am andern Verdächtigtsten hochschädlichen vergreifen wirdt, [...] aldiweilen iedoich daß Diffamiren und beschreyen, und dahero wegen mißwachsener Jahren ye einer den andern ohne einigen Respect diffamirt suspect, und verdächtig macht“.

<sup>380</sup> ルーワーでの魔女裁判に関しては Voltmer, Dörfer vor Gericht; 拙稿「聖マクシミン」を参照。

<sup>381</sup> Pohl, Hexenglaube, S. 221. ポールはこのように居酒屋の経営者がしばしば魔女迫害の犠牲となったことの原因にまでは立ち入っていない。

<sup>382</sup> 詳しくは第四章第四節 2-2a を見よ。

<sup>383</sup> ルーワー川の右岸は聖パウリン修道院の高等裁判所管区、すなわちトリーア選帝侯のラント支配に属するのに対し、ルーワー川左岸は帝国直属を主張する聖マクシミンの高等裁判所管区に属していた。ルーワー川の左岸と右岸の共同体はそれぞれ別個に教会・司祭を持ち、巡回裁判も別々に行われた。しかし両共同体は



ローファーも関与した。彼はおそらくワルパーの亡夫ハンスの弟の息子、つまりワルパーの甥にあたる人物である。彼は自分の馬が妖術によって死んだとして、彼女らの害悪魔術による被害を証言している。しかし告発はペーターの側から一方的に行われたわけではない。ワルパーは甥ペーターの妻アンナを、魔女の舞踏会で見かけ、ともに害悪魔術を行った人物として名指ししている<sup>384</sup>。ワルパーの娘ヨハネットは、従兄弟のペーターの馬に妖術をかけたことを認め、その動機を次のように語った。「従兄弟であるペーター・ローファーの赤毛の馬を殺したのは、彼が彼女の父親の財産を所有してしまったからだ」<sup>385</sup>。近い親族が互いに相手を非難しあう背景には、相続をめぐる争いがあった。ヨハネットの証言が強要されたものであったとしても、この遺産相続が不和の原因だったと見ていいだろう。このような不和がある中で、家畜の死など不運があれば、それは妖術によるものと解釈された。処刑の直前に告発を取り消したワルパーの逡巡は、経済的な困難の中で失われかけた、親族間の情の反映なのだろうか。しかしワルパーと同時に捕らえられた2人の魔女の証言によって、ペーターの妻アンナも1588年9月3日、処刑された。

職を得るチャンスもまた限られていた。1595年、トリーア選帝侯領フェルに住むクリスティーナ・マルティンは、夜中に突然病気で寝ていた隣人の娘マルグレーテの寝室を訪れたという。クリスティーナの娘は、病気のマルグレーテの代理に城での奉公を務めており、娘の病気が回復することは自分の娘の失職を意味した。「お前が城の奉公に来ないで、娘を追い出したりしなければ生かしておいてやる。さもなくば、妖術をかけてお前を殺してやる」<sup>386</sup>。クリスティーナの脅迫は、後の魔女裁判でマルグレーテの父親によって証言されている。

貧しい村人が施しを乞い、それを断った後で病気やけがなど何らかの不幸があると、それは魔女の復讐と解釈されるという、アラン・マクファーレンがエセックスについて示したのと同様のモデルが、トリ

---

互いに親族関係にある住民も多く、財産の所有関係も錯綜していた。Rita Voltmer, „Gott ist tot und der Teufel ist jetzt Meister!“ Hexenverfolgungen und dörfliche Krisen im Trierer Land des 16. und 17. Jahrhunderts, in: *Kurtrierisches Jahrbuch* 39 (1999), S. 175-223, hier S. 197ff. 1563年の時点で、ここには32世帯が確認できる。住民の割合としては、聖パウリン側が22世帯、聖マクシミン側が10世帯、計32世帯があった。Brommer, S. 30ff.

<sup>384</sup> Voltmer / Weisenstein, *Das Hexenregister*, S. 160. „Walper, weilandt Rofer Hanß haußfrau zu Rofer hatt nachfolgende maxmeinische Perschonen benent und gesagt, wie sie dieselben uf Hetzerather Heiden uf m Dantz Plätzen gesehen und ihr Schaden thun helfen: Anna, Rofer Peters Haußfrau zu Rofer; ehedoch hat Walper die Rover Anna bey der Hutten ledich geben... Item sie Walper und die Meiers zu Mertesdorff haben vur eine Jär den Carthusern uff Eitelsbach ein Kho umbracht auß Ursachen, der Meiers dochter Milch daselbsten in dem Carthuser Hof begert und nit bekommen mögen“. [かつてハンス・ローファーの妻であったワルパーは、以下の聖マクシミン管区の人間を名指しし、証言した。彼女はその人物らをヘルツェラーター・ハイデの魔女の舞踏場で目撃し、それらが彼女が害悪を行うのを助けたのである。その人物はルーワーのペーター・ローファーの妻アンナである。しかしワルパーはアンナ・ローファー [に対する証言 ] を [ 火刑のための ] 小屋において撤回したのであるが。]

<sup>385</sup> Ebd., S. 160. „irem vetter Rover Peter ein rodt pferdt umgebracht auß ursachen, dass er Peter in ihres vatters guetter sitzt“.

<sup>386</sup> Ebd., S. 213. „[...]ist beclagtin des nachts zur beschlossenen thuren zu dem selben Margretgen uffs beth kommen, mit ime geredt und gesagt, im fall das es nit will in die borch kommen thienen und ire dochter nicht ausstossen, will sie es leben lassen, sunst will sie es betzaubern und umbringen“. [被告は夜間に施錠されたドアを通して、マルグレーテのベッドまでやってきて、彼女に次のように言った。もし城の奉公に来ないで、自分の娘を追い出さなかったなら生かしておいてやるが、さもなくば妖術をかけて殺してやる、と。]

ーア選帝侯領においても見られる。聖パウリン管区ルーワーのワルパー・ローファーは、「アイテルスバハのカルトウジオ会士が牛乳を分けてくれなかったので」彼らの牝牛を殺したと証言した<sup>387</sup>。フェーレンのマイエルの妻は隣人に瓶一つ分のバターを分けてもらうのを断られ、その際つぶやいた悪態が呪いと呼んだとして、1590年に処刑されている。聖マクシミン修道院領ルーワーのバルバラ・ローゲンは、借金をした相手を妖術により殺そうとし、また隣人であるマティアス・ロイテンが自分にほんの少しの穀物をよこすのを断ったので、彼の茶色の馬を妖術で殺したと証言した<sup>388</sup>。一かけのビール酵母、ジョッキ一杯の果実酒、そのような極めて些細な貸し借りとその返済の滞りは、一旦何らかの不幸や事故が起こったときには魔女裁判の原因となることも多かった<sup>389</sup>。不安定な気候と物価の変動、少ない取り分を奪い合うような経済の中で、小さな軋轢は簡単に妖術の猜疑へとすり替わったのである。

親子の間にさえも、魔女容疑は入りこんできた。マインツ選帝侯領のヴィッカーではヨハネス・ナウハイマーが、ヨハネスの妻カタリナが妖術をかけたと父クレースが触れまわっており、これを名誉棄損であるとして当局に父クレースを取り調べ、発言を撤回させるよう求めた<sup>390</sup>。クレースはこれに対して即座に反論し、クレースと後妻の間に生まれた幼子の死に際して、カタリナの振る舞いがいかに怪しかったかをつづっている。

私の息子と義娘の両者がヴィッカーの上級シュルトハイス様に私を訴えた事件で、私は裁判所に召喚されたのでありますが、私の側でどうしても以下のことが必要であります。それは主に私の義娘に対してなのですが、返答によって反論すべきであるので、以下のようにここに相応に返答いたします。

〔中略〕あれは最近のこと、つまり受胎告知の祝祭日の2日目に、私の下女が1年と4週間になる小さな息子と一緒に私の家から通りへ出かけた時のことでした。〔下女は〕その時私の息子の家の戸の前を通過して、私の小さな息子を遊びに連れていったのですが、その時子供はまったく健康で、なんらの瑕疵や欠陥もそれまでに認められませんでした。私の子供はつまりその健康な姿と一緒にいた他の人たちに見られていたのですが、そこに私の息子の妻カタリナも一緒におりました。その後下女が再び子どもと一緒に帰ってきたのですが、子どもはとても具合が悪い様子で、死にそうに病んでおり、彼の全身は燃える炎のように熱くなっていました。いつもは常に欲するのにもかかわらず母親から何も飲もうとせず、牛乳も他のものも何も飲みませんでした。そして5日後に死んでしまいました。彼が疑わしく弱っていた短い5日間のうちに、友人たちや隣人たちが我が家に子供を見舞いに訪れましたが、義娘はけっして来ませんでした。それどころか〔子供が弱っていることを〕聞き笑っていたというのです。そして明らかのように、彼女はあの赤ん坊は死ぬだけだと言ったのです。彼女の私の幼子に対する妖術の悪行の咎という悪しき疑いは言うまでもないことでしょう。それに加えて、他の人々からも彼女は大っぴらに悪評を受け、非難されているのです。しかし、私はそのように訴えた

<sup>387</sup> „Item sie Walper und die Meiers zu Mertesdorff haben vur eine Jär den Carthusern uff Eitelsbach ein Kho umbracht auß Ursachen, der Meiers dochter Milch daselbsten in dem Carthuser Hof begert und nit bekommen mögen...“. [同様に、彼女ワルパーとメルテスドルフのマイエル〔の妻〕は、1年前、アイテルスバハのカルトウジオ会の牛を殺害した。というのも、カルトウジオ会の農場で、彼らはマイエルの娘に牛乳をやるのを拒否し、渡そうとしなかったからである]。 Voltmer / Weisenstein, *Das Hexenregister*, S. 160 より引用。

<sup>388</sup> Voltmer, *Dörfer vor Gericht*, S.117.

<sup>389</sup> Ebd., S. 210; Eva Labouvie, *Zauberei und Hexenwerk. Ländlicher Hexenglaube in der frühen Neuzeit*, Frankfurt a. M. 1991 (以下、Labouvie, *Zauberei und Hexenwerk*), S. 183.

<sup>390</sup> BstA WBG, AAR360/X Nr.2, fol. 321-322.

ことは決してありません。そう望まないにも関わらず、そうしなければ私が侮辱されることになるので、彼らの訴えに対して私は自分の責任において以下のことを付言しなければなりません。私の上記の子が五日目に死んでしまい、彼女にそのことが知らされた時、彼女はこんな言葉を発したのです。

「やっぱり彼らは皆死んでしまった、嬉しい、さあ記念日だ」<sup>391</sup>

父クレースの言い分では、息子の訴えに対するリアクションとしてこの申し開きをするのであり、決してカタリナを訴えることは彼の本意ではないという。もしヨハネスが妻と自身の名誉を守るために当局に訴え出なければ、この猜疑はあくまで噂に留まっていたかもしれない。しかし、幼子を失った悲しみと息子世帯に対する不信がクレースの心にくすぶっていた。カタリナがこの幼児にほとんど触ったことがないというヨハネスの訴えは、父世帯と息子世帯がもともと不仲であったことを暗示する<sup>392</sup>。カタリナやヨハネスにとってヨハネスの異母弟にあたるこの幼児の死は当然相続上の有利をもたらすことになっただろう。実際にカタリナが相続権者の夭折を喜んだかどうかは分からないが、父クレースがそのように信じるような素地が、すでに世帯を分けた親子間にはあったに違いない。そうでなければ、息子の嫁を魔女と見なすなどできたであろうか？

さらに魔女裁判はしばしば若者一壮年・老年、富裕層一下層といった共同体内部の恒常的な対立・対抗関係を反映していた。ルンメルが調査したモーゼル下流からフンスリュック山地の地域にかけては、魔女裁判が世代間の争いとして現れる。彼によれば、この地域での被告の大多数が 50-70 代という高齢グ

---

<sup>391</sup> BstA WBG, AAR360/X Nr.2, fol. 323. „[...]nach geschehen in deme mein sohn vnd meine schnörgh diese beede, bey dem Oberschultheissen zu Wicker, mich verclagtt, also daruff furgefordertt worden bin, vnd meine Nottürffigkeit meinerseits, principaliter gegen meine schnürgh, in geschichtlicher beantwortungh einzuwenden hab, gestallt folgendts hiemitt gebürlich beantwortten thue: Es hatt sich neulicher zeit, den Zweitten Huius vff visitationis dei genitrius mariae fest Tagh zu gedragen, dz nemblich mein dienstmägdelein, mitt meinem kindt so ein Knäblein vier wochen vnd eines Jahrs alltt ist, aus meinem hauß vff die gassen, bey meines sohns haus thoer gangen dißes mein Kindt daselbsten hin spielen gedragen, dz Kindt freisch vnd gesundt gewessen, zumall kein fehll oder mangell deswegen ahn jhme vorhin verspüret, oder gemercktt worden, Alda dieses mein Kindt also gesundt von andern beywesenden gesehen worden, ist meines sohns frauw Catharina, auch mitt: vnd darbey gesessen, dha nun hernacher, mein dienstmagdelein wiederumb heim zu haus kombtt mitt dem Kindt, behebet sich dasselbige mein Kindt sehr ubell, ist zu sterben krank, vnd prentt wie ein hitzigs feur ahn seinem gantzen leib, ahn der mutter keinswegs drincken willen, sondern nohr sonsten Immer zudrincken begertt, [...] wie auch keinswegs endtweder milch noch sonsten genossen, ahm funfften Tagh gestorben, vnder dieser kurtzen zeit der funff Tagen werend verdecktigen schwachheit, seindt zwar befreundte vnd nachbauen heim zu mir kommen, mein krankt kindt besucht, aber meine schnürch keinswegs dahin kommen, vnd gar nitt besucht, sondern noch darzu gelacht, wie sie es erfahre; vnd wie beweißlich ist, gesagt, wolte es nohr sterben, will itzt geschweigen, deß boesen verdachts, welchen sie meine schnurch das zauberey lasters bezichtigungh halben ohne dz vff sich erträgtt von andern bey vnß, offenbaren massen, darueber berüchtiget, vnd gescholtten dz ihr leuhmutt nitt in einem bessern beruff sich erhalten thutt, iedoch aber so hab ich gar nitt geclagtt, [...]sondern vff ihro verclagens ich vmb souiell, zu meiner verantwortungh beyfuegen muessen, ausser dessen ich michs geschämet hette, vnd keinswegs thun willen, so hatt sie meine schnurch zu diesem, alß nemblich mein obengenanntes Kindt nun ahm funfften Tagh gestorben gewesen, vnd es ihro angezeigtt worden, diese wortt geredt, in specie, weren sie doch alle thodt, ein freudt vnd jubilirens darbey [...]“.

<sup>392</sup> 「彼女は神とこの世にかけて無実であります、というのも、彼女は上記の子を抱いたりしたことはなく、ほとんど触ったこともないのですから」“[...]gestalt dan sie vor Gott vnd der welt vnschuldig ist, dan sie oberurtes knäblein die Zeyt ihres lebens nicht in händen gehabt, viel wenige angerührt”. BstA WBG, AAR 360/ X Nr.2, fol. 321.

ループに属している一方で、彼らに対する証言を行ったのは 30-50 代の壮年グループに当たるといふ。さらに、迫害を推進した委員会を構成するメンバーの年齢は、確認が取れる限りで 20 代から 30 代前半であった。壮年～老年世代は若者同士の争いや軽微な逸脱・風紀の乱れを叱責し、時には参審人として若者たちに罰金刑を科す立場にあった。これに対して、魔女裁判は若者が立場を逆転させ、年長者たちに反撃する機会を提供したのである<sup>393</sup>。モーゼル沿いの小都市コッヘムでは、ツンフト対富裕市民層の形で従来の権力関係を逆転させるような魔女裁判が行われた。ワイン製造業に従事する市民が市参事会員の妻たちを往来で魔女と罵り、委員会を結成して市庁舎を占拠するという暴動にまで発展したのである<sup>394</sup>。

「裁判を行わせることで金銭的利益を得る」「政敵・不仲の隣人・自身のキャリアにとってのライバルを排除する」「世代間の確執を解消する」、先に挙げた例だけでもこれだけ多くの動機が存在する。しかし注意しなければならないのは、このような動機があったとしても、これがどれだけ意識的に行われたのかは史料からは明らかにはならないということである。現代の価値観からすれば、小さいさかいや感情のもつれと、隣人を後戻りのできない裁判に送り込み火あぶりにすることとの間には埋めがたい隔たりがあるように思われる。したがって、目的志向的な魔女迫害の道具化を強調するよりは、日常的な対立や悪感情が無意識的に魔女犯罪の猜疑へと変換されていったと考える方が自然ではないだろうか。根源には、日々の生活の不安、いつやってくるかも知れない嵐や疫病などへの素朴な恐怖が常にあっただろう。その説明のつかない漠然とした不安や恐怖が、「魔女」という説明項を用いることで一人の実在する人物へと具現化する。こうして、いったん魔女の疑いが生ずれば、魔女を罰する大義は十分にそろっていた。「若者を魔女の誘惑から守るため」「家畜や作物を守るため」「神の意志に沿うため」「神の栄誉を守るため」「妖術を野放しにすることで神の怒りが共同体全体に降り注がぬよう」…請願ではこのような口上が多用されるが、一旦魔女容疑が生じた後は個人の遺恨は後景に退き、魔女を罰することはキリスト教徒の義務として認識された。

### 3-3. 迫害者は誰か？

魔女容疑は日常のあらゆる場面に潜み、ふとしたきっかけで告発へと結晶化する。では、次に問うべきは民衆の中からせりあがってくる迫害への要求に対し、法の担い手たる当局はどのように対応したのかということであろう。本節では、領邦君主とその役人、そして学識者を念頭とした大学法学部と聖職者の果たした役割を検討してみたい。

#### 3-3-1. 選帝侯の役割

言うまでもなく、領邦君主である選帝侯は魔女迫害における欠くべからざる重要なアクターである。多くの場合、領邦君主が魔女裁判にどのような態度をとるかによって、大規模迫害が発生するか、そうでないかが決定されたと言ってよい。「遂行能力を持つ諸機関を備えた中央集権化された国家性が、最重

<sup>393</sup> Rummel, Zur sozialen Motivation, S. 223.

<sup>394</sup> Ebd., S. 223f. コッヘムのケースについては第四章第二節 2-2 を見よ。

要とは言わぬまでも、魔女裁判の統制と抑制にとって重要と見なされねばならない」<sup>395</sup>のである。領邦君主がイニシアティブをとる場合、むしろそれは迫害を抑制する方向に発揮される傾向にあった、しかし、すでにみたように三聖界選帝侯領は領邦の分裂と領邦身分の勢力にそれぞれ異なる程度で悩まされていた。ここで、選帝侯らは魔女裁判においてどのような指導力を発揮し、あるいは発揮しなかったのだろうか。

ショアマンは、むしろ上記の説とは反対に、選帝侯が意図的に迫害を促進したとする。彼は、魔女迫害を選帝侯による「魔女殲滅プログラム」であるとし、選帝侯のイニシアティブを強調した。「選帝侯フェルディナントが彼の殲滅プログラムを法に置き換え始めた時、彼は必要な枠組み条件を作り出した」「当局の〔魔女迫害に対する〕コントロールは明らかである」と断言する<sup>396</sup>。彼によれば、この殲滅プログラムの開始は1627年1月15日の宮廷顧問会議事録に見受けられるという。この日、宮廷顧問会は魔女裁判の費用問題を選帝侯領一般に定め、費用は処刑された魔女の財産から差し引くことを指示したが、これは以降ケルン選帝侯領の至るところでこのような費用が生ずることを示したものであり、したがって大規模迫害はこれ以降に生じたのだという<sup>397</sup>。しかし、このショアマンのテーゼに対してはベッカーがすでに1. ケルン選帝侯がいわゆる絶対主義的な統制力を発揮できたとは考えにくいこと、2. 大規模迫害は1627年以前にも生じていたこと、3. 迫害の地域的広がりには領邦の境界を超えているため、むしろ個々の選帝侯の政治的決定よりは当該地域の構造的共通性をみるべきであるという点から批判的に検証している<sup>398</sup>。

ベッカーの批判はしかし、選帝侯フェルディナントの迫害への熱意そのものを否定するものではない。フェルディナント・フォン・バイエルンはショアマンによる評価を待つまでもなく、トリーア選帝侯ヨハン七世と並んで研究史上疑いなく魔女迫害に熱心な領邦君主に属するとされてきた<sup>399</sup>。彼の在位期間が魔女裁判の最盛期とほぼ重なることはすでに確認したとおりである。そして、彼の魔女迫害に対する熱心な態度もプロテスタントに対抗した宗教的熱意に合致するものだったという。

治世のほとんどが魔女迫害の最盛期と一致するという点でも、宗教改革に熱意をもって取り組んだという点でも、トリーア選帝侯ヨハン七世はフェルディナントと相通ずる。ヨハン七世の時代には過酷な天候による不作という悪条件が付きまっていた。魔女裁判を行うことは、この厳しい経済状況に拍車をかけ、社会不安を増大しこそすれ、決して客観的状況を改善することはなかったであろう。そのような弊害に選帝侯が無自覚であったとは考えにくい。例えばヨハン七世は1592年、トリーア市のツフトや兄弟団に対し、魔女裁判によって両親を亡くした子供を保護するよう求めている。

この父なる神において尊き侯にして支配者、トリーア大司教であり選帝侯である余ヨハンに、嘆願を通して哀れな臣民が見出される。余のいくらかの同胞はその親、父か母かあるいはその

<sup>395</sup> Rummel / Voltmer, *Hexen und Hexenverfolgung*, S. 124.

<sup>396</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 44.

<sup>397</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 23, Bl. 41v. „*Conclusum, [...]daß der Keller, oder Vogt und Scheffen daran sein solt, damit die kosten auß der hingerichteter gutter hergenohmen werden*“. Vgl. Schormann, *Der Krieg*, S. 56.

<sup>398</sup> Thomas Paul Becker, *Hexenverfolgung in Kurköln. Kritische Anmerkungen zu Gerhard Schormanns „Krieg gegen die Hexen“*, in: *Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein* 195 (1992), S. 204-214 (Becker, *Kritische Anmerkungen*). ベッカーは、迫害欲求はむしろ民衆の側から生じ、選帝侯や宮廷顧問はそれに巻き込まれたと結論している。Ebd., S. 213f.

<sup>399</sup> Soldan, *Geschichte der Hexenprozesse*, Bd. II, S. 29; Hehl, S. 252f; Siebel, S. 44-49.

両方が恐ろしい妖術の罪により処刑された。〔中略〕その彼らにアムトやツンフトや兄弟団はパンや食料を阻害して与えていない。彼らは自身食することができず、それから遠ざけられているのである。かの選帝侯が慈悲深くもその案件を、適切な深い思慮において示し、手本となる助言や行為において慈悲深く以下のように規定する。〔中略〕子どもらを彼らの両親の犯罪によって罰することはできないし、すべきではないが、彼らは彼らの習得した手工業それ自体にふさわしいやり方でもって扱われていない。彼らはアムトやツンフトや兄弟団によって養われていないそうである。ゆえに余選帝侯は寛大にも書面と口頭でもって慈悲深く総督、市長、参審人と参事会に以下の命令を与える。今後、それ以外に他の支障がないならば、前述のように両親をただ妖術の犯罪によって親を処刑された子どもらは、アムト、ツンフト、兄弟団に受け入れられ、引き取られるべし。また彼らの他の仲間にしかるべきふさわしいことを、彼らにも叱責なしに応分になされ、扱われ、許されるべし<sup>400</sup>。

このような法令が出されること自体、魔女裁判遺児の問題が都市内部で看過され得ぬものとなっていたことを意味している。その中では「子どもらを彼らの両親の犯罪によって罰することはできないし、すべきではない」としつつも、彼らの両親の命を奪う裁判自体は「恐ろしい妖術の罪」ゆえに正当化されている。魔女迫害はこのような社会不安の増大を甘受してでも遂行すべき課題だったのである。

これに対して、歴代のマインツ選帝侯の中にはとりわけ熱心な迫害論者は見られないものの、その態度は両義的である。例えば選帝侯ヨハン・シュヴァイカート・フォン・クローンベルクは魔女の脅威を切実なものとして捉えていた。イエズス会士の報告によれば、1612年には選帝侯自ら魔女のもたらす被害に対抗するために行列とミサを行ったという。1615年の教会条令でも魔女の脅威から臣民の魂を救済することを説いている<sup>401</sup>。彼はまた1612年の一連の法令をも発しており、魔女の問題が彼の重要な政治課題の一部をなしていたことは明らかである。しかし、彼からは決して狂信的な魔女迫害論者の姿を見とることはできない。それは、彼が魔女裁判における生きながらの処刑を禁止し、斬首の後に火刑に処するという「人道的」措置をとったことから明らかであろう。またゾルダンからは「最悪の時期」と言われた時代に選帝侯位にあったゲオルグ・フリードリヒも、住民のたび重なる魔女裁判を求める請願を棄却しているなど、決して無条件に魔女裁判を行わせたわけではなかった。そのため、ポールはこの時代

---

<sup>400</sup> QRW, Nr. 297. „Demnach dem hochwürdigsten in Gott vatter, fürsten und herren, herren Johannsen, ertzbischofen zu Trier und churfürsten, unserm gnedigsten churfürssten und hern supplicando claglichen underthenig vorkommen, daz etlichen unsern mitburgern, deren eltern, vatter oder mutter oder auch vielleicht beide, des gräulichen lasters der zauberei halben verurtheilt, exiquirt und hingericht worden, [...]brot und narung ver hinderung die ampter, zunften und broderschaften vurenthalten, sie derselben nit genießen kunnen, sonder davon abgehalten werden, als haben höchstgedachte ihre churf. gn. Solche sache, wie billig, in ferner nachdenken gezogen und uf vurgehende ratschlagung und erwegung gnedigst verordnet, [...]daz die kinder wegen ihrer eltern übertretung nit können noch sollen gestraft, viel weniger sie an ihren gelernten handwerken dieselbe gebührlicher und zulässiger weiß gebrauchen und von den amptern, zunften oder broderschaften ab und ausgehalten werden sollen, haben hochgedachte ihre churf. gn. Schriftlichen und mundlichen befelch statthalter, burgermeister, scheffen und rat gnedigst geben und zukomen lassen, daz hinforter (da sunst keine andere ver hinderung vorhanden) die jenige, dern eltern, wie gemeldet, allein zauberei lasters wegen exiquirt worden, in die ampter, zunften und broderschaften uf und anzunehmen seyen und ihnen dasselbig, was andern ihren mitbrudern gezimpt und geburt, auch ohne verwiß billig gedeyen, widerfahren und geduldet werden solle“.

<sup>401</sup> Pohl, Ein chronologischer Abriß, S. 232f.

に魔女裁判が再発したと彼の個人的な関与は判定できないとしている<sup>402</sup>。

では、冒頭で指摘した「魔女裁判の抑制」に選帝侯の働きは見つけられるのだろうか。魔女迫害抑制を働きかけた代表とも言えるのがマインツ選帝侯ヨハン・フィリップ・フォン・シェーンボルンである。すでに前章で概観したように、マインツ選帝侯領で魔女迫害が終結するのは彼の時代であり、それには選帝侯個人の関与が少なからず見てとれる。1648年に徴表が十分でないにもかかわらず手続きを進めようとしたリーネックの管区長は裁判の任を解かれ、1649年にはアモールバハで一人の女性が魔女として捉えられていると聞かす、その記録を自身のもとに送らせ精査した結果、彼女を釈放させている<sup>403</sup>。さらに、1660年には自らが魔女によって害を受けていると公言する女性に対しては、司祭がこれに対し説教を行うべきとした。これは、隣人に対する中傷をやめるように求めた教会条令と対応するものであろう。ヨハン・フィリップのこのような態度を、ポールはフランス宮廷との関わりから分析している<sup>404</sup>。フランス、とりわけパリ高等法院管区では早い段階から魔女迫害に慎重な態度がとられていた。16世紀末のパリ高等法院では、魔女として訴追された者のうち死刑に至った割合は30%に過ぎなかったという。さらに、魔女裁判に関してパリ高等法院へ自動的に上訴する試みは1588年に最初に現れ、1624年の判決でほぼ確定された。これにより、地方の領主裁判所では魔女犯罪を最終審として裁くことが禁じられ、高等法院の統制がより強まっていった<sup>405</sup>。フランス宮廷と深いつながりのあったヨハン・フィリップの目には、このようなパリ高等法院の法に基づいた魔女裁判の抑制は見習うべき模範として大いに印象を残したに違いない<sup>406</sup>。

トリーア選帝侯領で魔女迫害を終了させたとされるカール・カスパー・フォン・デア・ライエンはこのヨハン・フィリップの甥にあたり、彼が前任者の協働司教に選出されるにあたってはこのマインツ選帝侯の少なからぬ助力があったという。カール・カスパーの治世は戦争の余波が続いていたとはいえ、比較的平穏な時代であり、戦争からの着実な復興が見られた<sup>407</sup>。彼は、魔女裁判を行うことの無意味さを1659年に次のように振りかえっている。

様々に試みられた妖術の撲滅、また余の前任の選帝侯であり領邦君主たちの統治の初めから何度も行われた裁判には、あらゆる逸脱、過誤、多くの出費と不正が見られた。余が強いられたのは、このような裁判や審問を余の大司教領に禁止させることであり、神に讃えあれ、これは

---

<sup>402</sup> Ebd., S. 238.

<sup>403</sup> Pohl, Kurfürst, S. 30.

<sup>404</sup> Ebd., S. 34.

<sup>405</sup> 波多野、202-212頁を参照。

<sup>406</sup> ヨハン・フィリップはマインツのイエズス会ギムナジウムで学んだ後、ヴェルツブルク、オルレアン、マインツとシエナで哲学、法学、神学を修め、ラテン語の他イタリア語、フランス語に堪能であった。三十年戦争の戦禍を避けてケルンに1631年から1634年まで亡命した際、高位聖職者として外交に活躍し、フランス政治や外交官との深いつながりを得たとされる。この時期にフリードリヒ・シュペーと知己を得た可能性が高いという。またこのことから、ヨハン・フィリップの反魔女迫害の態度をフリードリヒ・シュペーの影響とする先行研究もあり、間接的な影響は否定しえない。Friedhelm Jürgensmeier, Johann Philipp von Schönborn (1605-1673). *Erzbischof- Kurfürst- Erzkanzler des Reiches*, in: Franz Josef Felten (Hg.), *Mainzer (Erz-)Bischöfe in ihrer Zeit*, Mainz 2008, S. 85-102 (以下、Jürgensmeier, Johann Philipp von Schönborn), hier S. 87-89.

<sup>407</sup> Bernhard Schneider, *Die Trierer Erzbischöfe im 17. und 18. Jahrhundert*, in: DERS (Hg.), *Kirchenreform und Konfessionsstaat 1500-1801 (Geschichte des Bistums Trier, Bd. 3)*, Trier 2010, S. 76-101 (以下、Schneider, *Die Trierer Erzbischöfe*), hier S. 83-85.

良きことであった<sup>408</sup>。

カール・カスパーは前任者たちの下で行われてきた裁判に対して、多くの逸脱を許したものと厳しい判断を下している。彼にとって魔女裁判を抑制することは司法の秩序を守るために必要なことだったのである。ベーリンガーは、1630年頃の西南ドイツにおける魔女迫害の終焉を「自然法と理性が信仰の行き過ぎを制限した」<sup>409</sup>と表現する。即ち、この時代の様々な物理的要因と並び、心的変化が現れたことも重視するのである。トリーア選帝侯カール・カスパーとマインツ選帝侯ヨハン・フィリップは西南ドイツよりもやや遅れてとはいえ、まさに国家理性によって魔女迫害を否定したケースといえよう。

他方、フェルディナントは1650年までケルン選帝侯位にあったが、その間魔女迫害に対して彼が懐疑的な態度をとったという記録は見当たらない。印象的なのは、彼の三十年戦争の経過におけるプロテスタントに対して一歩も譲歩しない態度である。三十年戦争佳境の1635年、プラハ講和の折衝においてもなお、フェルディナントはプロテスタントに歩み寄るよりは領土を割譲してでも同じカトリックであるフランスと和議を結ぶことを提唱した<sup>410</sup>。フェルディナントにとって魔女と異端（＝プロテスタント）が同義であり、それらとの戦いが彼の政策の骨子をなしていたことを鑑みれば、国家理性によってプロテスタントに歩み寄ったり魔女迫害を終わらせたりすることはありえなかったのである。すでに1650年代には魔女迫害の終焉を迎えていた他の二領邦に対し、ケルン選帝侯領では1680年まで断続的に裁判が行われたことは、このような選帝侯の意向の違いを示していると考えてもいざらう<sup>411</sup>。ショアマンはケルン選帝侯領における魔女迫害の収束は、選帝侯の意向よりはむしろ戦争の災禍と、帝国宮廷裁判所による領邦司法への介入が大きな役割を果たしたと見ている<sup>412</sup>。

### 3-3-2. 大学法学部による鑑定

魔女裁判を実際に在地で行ったのは、多くが法学の素養を持たない素人裁判官であった。それゆえにコロナでは裁判記録送付が繰り返し喚起され、在地における裁判実践の法的正当性を保とうとされていたのである。その意味で、法曹を養成する大学法学部は魔女裁判の過熱を食い止める可能性を持っていたし、その逆の働きもまたありえた。例えばバイエルン公ヴィルヘルム五世の求めに応じて1590年に書かれたインゴルシュタット大学神学部と法学部の共同鑑定書は、ビンスフェルトが推奨したように拷問による自白に証拠として信を置くべきという魔女裁判を積極的に肯定する立場を明らかにしているこ

---

<sup>408</sup> „[...]bey deßen vielfaltig versuchter aussrottung, und dießer halb vor und zeit anfangs unßerer angetrettener chur- und landsfürstl regierung verschiedentlich geführten processen, all solche exorbitantien, falsitäten, kostspielig und ungerechtigten, inder that befunden wurden, daß wir höchst gemüßiget worden sind / dergleichen processus und inquisitiones in unßerm ertz stift generaliter verbieten und untersagen zu laßen, worbey wir uns dann, Gott lob, bißhero wohn befunden“. Rummel, *Bauern*, S. 246 より引用。

<sup>409</sup> Behringer, *Hexenverfolgung in Bayern*, S. 331.

<sup>410</sup> Joachim F. Foerster, *Kurfürst Ferdinand von Köln. Die Politik seiner Stifter in den Jahren 1634–1650*. Münster 1976, S. 404f; Schormann, *Der Krieg*, S. 167.

<sup>411</sup> Schormann, *Hexenprozesse in Deutschland*, S. 54.

<sup>412</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 160-165; 168f. またショアマンは帝室裁判所の領邦の魔女迫害への影響は限定的であったとしている。Ebd., S. 157-160. 帝室裁判所の働きについては第五章第三節で扱う。



のような大学法学部の態度は、その後の領邦における魔女迫害の議論を方向づけた<sup>413</sup>。

しかしハリエッタ・ルドルフはトリーア、ケルン、マインツ選帝侯領では大学法学部が刑事裁判手続きにこれといった影響力を行使していないとしている<sup>414</sup>。史料状態から言っても、当該地域には後述するように大学法・神学部による鑑定は僅かに残されているにすぎない。メクレンブルクの魔女裁判についてはロストック大学の約 2000、グライフスヴァルト大学の約 1000 の鑑定書が残り、テュービンゲン大学に関しては 200 の鑑定が見つかったことと比較するならば、三聖界選帝侯領では実際に大学が鑑定機関としてあまり機能することはなかったと推定すべきだろう<sup>415</sup>。

トリーア選帝侯領の魔女迫害における大学の存在感は極めて希薄と言わねばならない。訴訟記録送付の制度にしても、回答・助言権限を持つのはあくまでトリーア・コブレンツの高等裁判所であり、トリーア大学は法曹養成を通じた間接的な影響を及ぼしたに過ぎなかった。またこの時代は大学の衰亡期にあたり、1720 年代に復興が着手されるまで、法学部のみならず大学全体が荒廃状態にあった<sup>416</sup>。

ケルン選帝侯領では、個々の魔女裁判については現地に派遣される魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。が監督を行うことになっており、大学は魔女裁判に関してはほとんど関与していない。トリーア選帝侯領と同様、法学者の育成という点でのみ間接的な役割を果たしているに過ぎない。また、法学部として魔女裁判に関して鑑定を行った記録は現在 4 つしか残されておらず、それをもって何らかの魔女裁判への大学法学部としての態度を立証することは難しい。ショアマンによれば、この 4 つの鑑定書からは、ケルン大学法学部が 16-17 世紀の典型的な魔女教理を受容していたことが挙げられるのみであるという。また、最後に 1630 年ナッサウ伯領の魔女裁判に関して出された鑑定では 3 度の拷問を耐え抜いた女性に対して 4 度目の拷問を行うことを否認しているが、これをもってケルン大学法学部が魔女裁判への批判的態度をとっていたと解釈することも難しいであろう<sup>417</sup>。

マインツ選帝侯領でも照会先は第一義的に宮廷顧問会であり、大学への鑑定依頼は顧問会からの指示が出た場合などの例外に限られた。ここには 1602 年から 1674 年までに 7 つのマインツ大学法学部の鑑定書が残されているが、マインツ大学法学部も迫害の最盛期にはブレーキ要因とはならなかった。1627 年にオーバーローデン Oberroden に宛てた鑑定では、十分な検討がないままに噂や悪評に基づいて、被疑者に対する拷問を用いない取り調べが許可されている。さらに、「口頭で報告を受けたように、彼女の母はこの妖術の悪習ゆえに数年前に裁判にかけられており、刑法学者や他の博士たちが示したように、その子供、特に娘に対してそのような妖術を習ったという疑いが生ずる」としている。ここでは、マイン

<sup>413</sup> Behringer, *Hexenverfolgung in Bayern*, S. 147-150; 牟田和男「魔女狩り積極派と批判派の抗争—東南ドイツの魔女裁判」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997 年、119-150 頁（以下、牟田「抗争」、132-133 頁）。

<sup>414</sup> これに対してヴュルテンベルク、プロイセン、メクレンブルク、ハノーファーなどの世俗領邦ではそれぞれゲッティンゲン、ハレ、ヘルムシュテットやテュービンゲンなどの大学法学部が裁判記録鑑定機関として一定の役割を果たしている。H. Rudolph, *Strafjustiz in Kurköln*, S. 211.

<sup>415</sup> Sönke Lorenz, *Zur Spruchpraxis der Juristenfakultät Mainz in Hexenprozessen. Ein Beitrag zur Geschichte von Jurisprudenz und Hexenverfolgung*, in: Gunther Franz / Franz Irsigler (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 73-87（以下、S. Lorenz, *Zur Sprachpraxis*), hier S. 81; Moeller, S. 25f.

<sup>416</sup> Dagmar Olschewski, *Zur Strafgerichtsbarkeit in Kurtrier in der Frühen Neuzeit*, in: Harriet Rudolph / Helga Schnabel-Schüle (Hg.), *Justiz=Justice=Justicia? Rahmenbedingungen von Strafjustiz im frühneuzeitlichen Europa*, Trier 2003, S. 397-416（以下、Olschewski, *Strafgerichtsbarkeit in Kurtrier*), hier S. 401.

<sup>417</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 155.

ツ大学法学部でも魔女術が特に母から娘へと引き継がれるという典型的な魔女像が受容されていたということを示すばかりではなく、学識法曹が「口頭での」報告に基づく判断を下しているという点も特筆に値する。これは、当時の法学者たちが必ずしも厳密に魔女裁判に法規範を適用していたわけではないことを示している<sup>418</sup>。1645年にも、マインツ大学法学部は「すでに処刑された魔女の密告や噂に基づき拷問を用いることができる」という判断を示した<sup>419</sup>。しかし、1654年シュポーンハイム伯領からの照会に対する鑑定では、法学部の見解は大きな転換を見せる。ここでは、証人が中立性に欠けること、年齢が低すぎることで、証言に当たって宣誓がなされていないことなどから、被告に不利な証言が無効と見なされた。さらに、悪魔は無実の人間の姿をサバトで見せることができると解釈し、これまで多くの「共犯者」の密告根拠となっていたサバトでの目撃証言に法的有効性を認めなかった<sup>420</sup>。1674年には、ヘッセン＝ダルムシュタット伯領ブルクハルズフェルデンの魔女迫害にも、拷問の不当な繰り返しを非難し、さらに釈放後の被告の名誉にも配慮するなど、理性的かつ人道的な鑑定がなされている<sup>421</sup>。このような大学法学部の態度の変化は、魔女裁判に対して批判的であった選帝侯ヨハン・フィリップ・シェーンボルの登位（1647年）と結び付けられるかもしれない。また、先に確認したようにマインツ選帝侯領の魔女迫害は三十年戦争以降、明らかに減退している。鑑定の内容も、その都度の法的議論の結果というよりはその時代の要請と切り離して考えることはできないものとみるべきであろう。

以上のように、三聖界選帝侯領では大学は迫害者としても反対者としてもほとんど積極的な役割を担うことがなかったと結論付けてよいだろう。マインツ選帝侯領に限って言えば、法学者の鑑定が魔女裁判手続きの不備を明確に指摘するようになるのは選帝侯の意向がはっきりと魔女裁判の抑制に傾いてからであった。法学者が法に基づき魔女裁判の抑制へと牽引役を果たすことは、三聖界選帝侯領ではいずれも見られなかった。

### 3-3-3. 聖職者の役割

魔女裁判における聖職者の役割は多面的である。前節で明らかになったように聖職者もまた迫害を免れることはできなかったが、同時に彼らは魔女裁判を扇動する可能性も持っていたのである。他方でトリーア選帝侯領のイエズス会士フリードリヒ・シュペーやケルン選帝侯領のシュピタリウスらは魔女迫害に対する批判を行ったことで知られている。ここでは、扇動者と反対者という二つの観点から聖職者の役割を論じてみたい。

まず、第一のグループは魔女裁判に積極的に賛成し、説教や悪魔学論文などを通じて積極的に魔女裁判を推進しようとした者たちである。悪魔学論文は主に裁判官や聖職者と言った学識者に向けられていた一方で、日常的に教会で行われる説教は一般信徒に向けられた重要なメディアであった。

トリーア補佐司教であるペーター・ビンスフェルトが熱烈な魔女迫害支持者であったことは度々引用

<sup>418</sup> S. Lorenz, *Zur Spruchpraxis*, S. 83.

<sup>419</sup> これに対して被疑者の夫はマールブルク大学に再鑑定を依頼し、マールブルク大学から裁判手続きは無効であり、帝室裁判所に無効を訴え出ることができるとする鑑定を得た。Ebd., S. 83f.

<sup>420</sup> Ebd., S. 84f.

<sup>421</sup> Soldan, *Geschichte der Hexenprozesse*, Bd. II, S. 88ff. ゴルダンはこの1674年の鑑定をもって「マインツの法学者たちは人道と理性の道に従うことを知る最初の者たちに属するという榮譽を得る」と称えているが、1645年以前の鑑定に関しては触れていない。

してきた彼の著作から明らかであるが、一般信徒に対する日常的な働きかけから見れば、トリーア選帝侯領ではとりわけイエズス会が大きな存在感を持っていた<sup>422</sup>。1585年から1601年までのイエズス会の年報では、トリーア選帝侯領で祈りや告解といった教会の秘跡が妖術に対抗するのに効果的であると彼らによって喧伝されたと書かれている。各地を巡り、アグヌス・デイなど護符を配布することも彼らの重要な任務とされていた。住居や人間に対する悪魔祓いも16世紀末にはイエズス会士によって広く行われた<sup>423</sup>。これは対抗宗教改革の動きと連動しているのだが、教会や教会が提供する魔術的手段に人々を引き付けようと魔女や悪魔に対する恐怖をあおったことは、イエズス会が魔女迫害に果たした役割の一つであろう。このような関与はしかし間接的なものであり、彼らが組織として魔女裁判をはっきりと支援したという史料は残されていない<sup>424</sup>。逆に、1580年代に多くの聖職者が魔女として名指しされてからは、イエズス会としてはこのような民衆の迫害欲求を批判的に捉えていたと考えることもできよう。

マインツ選帝侯領では、在地聖職者が積極的に魔女裁判を推奨することは歓迎されていなかった。そのことを示すには以下の例で充分であろう。1615年、キュールスハイムの司祭が魔女裁判を勧奨する説教を行い、市民を扇動したとして任を解かれている。1629年アシャッフエンブルクの参事会教会で参事会長ヴェンツェルとその同僚ゲオルグ・ヘーグは「もし人々が不必要な犬や馬、鶏、かまどを捨て、不必要な大邸宅や住居を放棄してその費用を魔女を焼くことにあてて十分な人員を〔魔女裁判に〕割くならば、魔女はすぐにいなくなるだろう」<sup>425</sup>と説教し、魔女裁判が十分に行われていないことへの不満を露にしたが、選帝侯ゲオルグ・フリードリヒは同年4月26日付で二人に説教壇に登ることを禁止した<sup>426</sup>。また、1642年にはブッヘンで説教が終わる前に出ていく者たちを魔女だと非難した司祭が、共同体の側から管区長に宛てられた請願状の中で非難されている<sup>427</sup>。このように、マインツ選帝侯領では迫害期にも迫害減退期にも一貫して聖職者が魔女迫害を唱えることには抑制的だった。ゲープハルトは、聖職者が魔女裁判の犠牲者となることが少なかったこと背景には、このような聖職者の一歩引いた態度があったと分析している<sup>428</sup>。

ケルン選帝侯領では、聖職者が魔女裁判を行うよう説教することはむしろ選帝侯の側から推奨されて

---

<sup>422</sup> トリーア大学の神学部・哲学部では1560年代からイエズス会士が教壇に立つようになっており、1585年にはトリーア市に、1586年にはコブレンツ市に、小規模ながらイエズス会士を教師とした司祭学校が設立されている。またイエズス会の学院学生数は1564年の550名から1578年には1030人と10年余の間にほぼ倍増している。Bernhard Schneider, Erzbistum Trier (ecclesia Trevirensis), in: Clemens Brodkorb / Erwin Gatz / Helmut Flachenecker (Hg.), *Die Bistümer des Heiligen Römischen Reiches von ihren Anfängen bis zur Säkularisation*, Freiburg 2004, S. 747-768, hier S. 760; ウィリアム・V=バンガード著、上智大学中世思想研究所監修『イエズス会の歴史』原書房、2004年、84頁。

<sup>423</sup> Dillinger, *Böse Leute*, S. 175.

<sup>424</sup> 当時のイエズス会総長クラウディオ・アッカヴィーヴァ Claudio Acquaviva (1543-1615)は1589年3月16日の書簡で、トリーアのイエズス会士は魔女裁判を強く求めているため、コブレンツの支部はトリーア支部と距離を置いていると書いている。Bernhard Duhr, *Die Stellung der Jesuiten in den deutschen Hexenprozessen*, Köln 1900, S. 32-33.

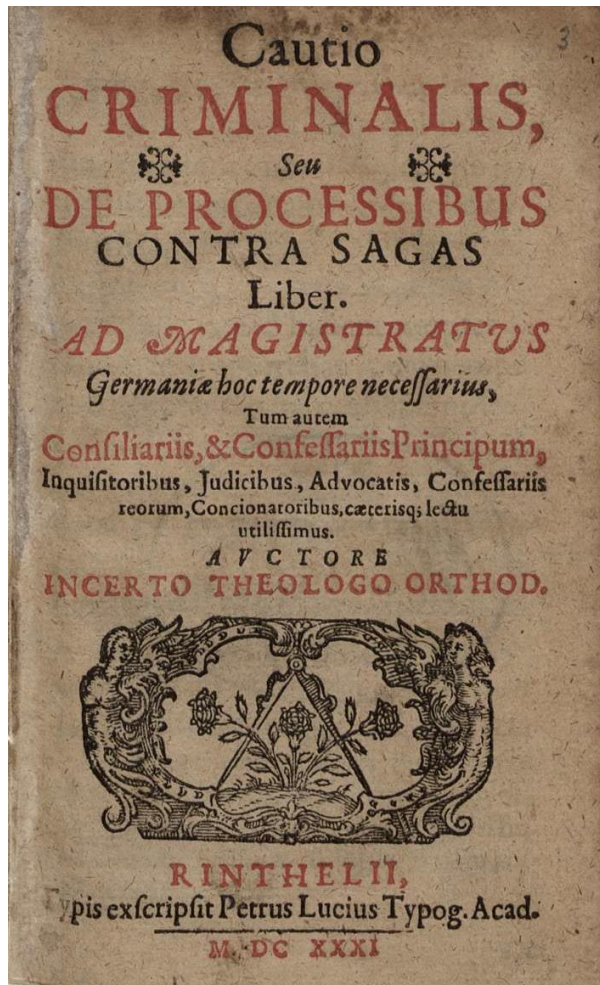
<sup>425</sup> „Wenn man abnötige hund und Pferd, wenn man die ohnötige Vögel und Herd, wenn man die ohnnötige Paläste und Häuser abschaffen thäte, und mit den Kosten die Hexen verbrennte und Leute genugsam dazu bestellen ließe, dann wird es mit der Hexerei bald aus sein“. A. Lorenz, *Hexenprozesse*, S. 3より引用。

<sup>426</sup> Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 257.

<sup>427</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 18.

<sup>428</sup> Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 257.

いたが、これに対して教会裁判所などがどのような態度であったかは全く記録が残っていない<sup>429</sup>。個々の聖職者が魔女裁判に賛成だった事例は見つかるものの、それ以上の結論を導くことは難しい。



シュペー著『警告』1631年初版、表紙

第二のグループである魔女迫害の反対者たちに関しては、同時代人でありケルン選帝侯領での激しい迫害を逃れアムステルダムに亡命したヘルマン・レーアがその代表的な人物を挙げている。「この間違った妖術裁判に反対して書物を著したのは私一人ではない。名誉ある人物でありイエズス会士である〔アダム・〕タンナー、『犯罪への警告』の著者〔フリードリヒ・シュペー〕、司祭ヨハンネス・フライリンク、説教者、修道会士であり博士、プロテスタントのアントニウス・プラエトリウス、ラインバハの神父であるハルトマン、ヴェストファーレンのヒルシュベルクの神父であるミヒヤエル・シュタピリウスである」<sup>430</sup>。

この中で、三聖界選帝侯領と深い関わりを持つシュペーとシュタピリウスの二名を取り上げてみたい。

フリードリヒ・シュペーは1591年デュッセルドルフ近郊でケルン選帝侯に仕える貴族の家に生まれた。1609年にイエズス会に入会した後、ヴェルツブルク、シュパイヤー、ヴォルムス、マインツで哲学と神学を学び、1623年からパーダーボルン大学で哲学教授として教鞭をとった。1628年にはヒルデスハイム司教区のパイネ Peine へと対抗宗

教改革を遂行するために派遣されている。その後、シュペーは再び道德神学の教授としてパーダーボルン大学に迎え入れられ、1631年『犯罪に与える警告 Cautio Criminalis』(以下、『警告』)初版が出版された時も同職にあった<sup>431</sup>。当時、神聖ローマ帝国内ではイエズス会士の著作に関しては出版前にイエズス会によるチェックを受ける必要があったが、その認可なくリントルン Rinteln の印刷業者により匿名で

<sup>429</sup> Becker, Erzstift, S. 111f.

<sup>430</sup> Löher, S. 102. „Dan ich nicht allein gegen die falsche Zauber processen geschrieben/ sondern andere mehr/ als da sein gewesen die Ehrwürdige Herr/ Herrn/ Herrn der Societät Jesu, Tannerus, der Auctor Cautio Criminalis, Pater Joannes Freylinck, Prediger Ordens Doctor, Herr Antonius Praetorius Protestantischer Religion, der Herrn Winandi Hartman Pastor zu Reimbach/ 2 Brieffen/ und der Herr Michel Stapirius, Pastor zu Hischberg in Westphalen“.

<sup>431</sup> Gunther Franz, Antonius Hovaeus, Cornelius Loos und Friedrich Spee – drei Gegner der Hexenprozesse in Echternach und Trier, in: Gunther Franz / Günter Gehl / Franz Irsigler (Hg.), *Hexenprozesse und deren Gegner im trierisch-lothringischen Raum*, Weimar 1997, S. 117-141 (以下, Franz, Antonius Hovaeus), hier 130f.; 黒川、233-237頁; バッシュビッツ著、川端豊彦/坂井洲二訳『魔女と魔女裁判—集団妄想の歴史』法政大学出版局、1970年(以下、バッシュビッツ)、304-330頁。

出版されたのである。初版あとがきには、「編者」と称する人物が「敬虔な意図による盗み *pium furtum*」によって著者から原稿を入手し出版したとあり、著者については「ローマ・カトリックの神学者」であると明かされていただけであった。しかし、これがシュペーの筆になるものであることは知識人の間では周知のことだったようである。イエズス会の検閲を経ずして『警告』が出版されたことは当然問題視され、当時のイエズス会総長ムティウス・ヴィテレッシは、この出版が本当にシュペーの意図せざるところであったのか、イエズス会ケルン管区長ゴスヴィヌス・ニッケルに調査を命じている。この両者は「ある友人に草稿を渡したところ、自分の許可なく原稿が印刷に回ってしまった」というシュペーの釈明には納得せず、シュペーの関与があったと結論付けているようだ。それにも関わらず、またイエズス会の内部でもこの本を禁書目録に加えようという動きも出るほどに反発も大きかったにも関わらず、総長ヴィテレッシはシュペーの釈明を受入れ、罰も最も軽い戒告にとどめた。もともとローマではドイツにおける度を越した迫害に対する理解は少なく、シュペーの主張そのものはイエズス会内部に少なからぬ共感も呼んだことが推測されよう<sup>432</sup>。そして、この本を禁書目録に加えようという一部で起こった動きに対しても拒否の姿勢を見せている<sup>433</sup>。初版の出版後、彼はケルンのイエズス会神学校に異動するが、この地でも 1632 年『警告』第二版が出版された。ケルン管区長ニッケルはほどなく彼をトリーアへ転任させた。彼はこのトリーアの地で 1635 年疫病に斃れるまで、道徳神学、聖職学の教授や聴罪司祭、説教者、そして詩人として活動した。

シュペーの魔女裁判批判は三聖界選帝侯領ではどのように受け入れられたのだろうか。この著作の魔女裁判批判は彼の実体験、すなわち聴罪司祭として見聞きした魔女裁判に基づいて書かれている。そこにはケルン選帝侯領で行われた魔女裁判に対する批判も多く含まれていた。例えば、後述するようにケルン選帝侯領では悪魔との契約の徴とされたいわゆる「魔女マーク」を探すことが法令で定められているが、これに対するシュペーのコメントは手厳しい。「私自身はそのようなもの〔魔女マーク〕を見たことがないし、これからもそれを信じない。私に常に見えているのは、詐欺師どもや、時には立派な君主たちでさえ恥ずべき軽信者であるということだ。彼らはあらゆるお気に入りの作り話をでっち上げ、彼らの指南書に記して、そうして全世界を欺くのだ」<sup>434</sup>。在地裁判所に魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。を派遣すること、また魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。が処刑 1 件ごとに報酬を受け取っていることなど、ケルン選帝侯領における魔女迫害の様子と明らかに分かる記述もある<sup>435</sup>。これを選帝侯フェルディナントや魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。が手にしていたとすれば、自身が攻撃されていると即座に気付いたに違いない。

しかし、『警告』はケルン選帝侯政府周辺では初版出版の数週間後には好意的に受容されたという<sup>436</sup>。

<sup>432</sup> Gunther Franz, Friedrich Spee und die Bücherzensur, in: DERS (Hg.), *Friedrich Spee zum 400. Geburtstag*, Paderborn 1995, S. 67-99, hier S. 83-87.

<sup>433</sup> Ebd., S. 87f.

<sup>434</sup> Spee, *Cautio Criminalis*, S. 214; Schormann, *Der Krieg*, S. 132f.

<sup>435</sup> バッシュビッツ、308-309 頁。

<sup>436</sup> Johannes Dillinger, *Nemini non ad manus adesse deberet Cautio illa Criminalis. Eine frühe Spee-Rezeption in der dörflichen Prozeßpraxis Südwestdeutschlands*, in: Gunther Franz / Franz Irsigler (Hg.), *Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung*, Trier 1998, S. 277-286 (以下、Dillinger, *Spee-Rezeption*), hier S. 277. ディリンガーはシュペーによる手続き批判に呼応する形で 1631 年夏には魔女裁判法令が修正されたとしているが、それに

『警告』出版後の彼の主な居住地となったトリーアでは、彼の立場は比較的安定していたようである。当時の選帝侯フィリップ・クリストフ・ゼーテルンはイエズス会とは不仲であったが、取り立ててシュペーを攻撃することもなかった<sup>437</sup>。16世紀末の魔女迫害の熱狂はトリーアを去り、魔女裁判批判論を受け入れるだけの比較的穏やかな土壌が準備されていたと言えよう。他方、ライプニッツはシュペーの著作がマインツ選帝侯ヨハン・フィリップの態度決定にも影響を及ぼしたと書いている。「当時のマインツ選帝侯ヨハン・フィリップ・フォン・シェーンボルン—現選帝侯はその甥であり偉大な前任者の足跡を受け堂々と歩んでいる—が私に教えてくれたところによると、このシュペー神父は世の中がいわゆる魔女を焼き殺そうと躍起になっているときにフランケン地方にいて、本人の告白によってもシュペー神父自身の調査によっても無実だと認められた人々を火刑へ送り込んだ後、心を痛めた挙句、当時は真実を述べることには危険があったにもかかわらず、例の書物を著す決心をしたのであった。この書物は大きな反響を呼び、この問題についてかの選帝侯の方針を転換させたのである。選帝侯は当時、司教座聖堂参事会員にすぎなかったがその後ヴュルツブルクの司教になり遂にはマインツの大司教ともなった。彼は支配的地位につくと直ちに火刑を廃止させた」。実際にはシュペーがフランケンで魔女裁判の聴罪司祭を務めたことはなく、シュペーと若き日の選帝侯ヨハン・フィリップが直接知己を得たという証言に信憑性はないが、この選帝侯の魔女裁判への懐疑的姿勢にはフランス宮廷からの影響と並びシュペーの著作も少なからず影響したことは間違いあるまい<sup>438</sup>。

しかし『警告』は当然、即座に魔女裁判を停止させえたわけではなかった。ケルン選帝侯領ヴェストファーレンで魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。として魔女迫害に従事したハインリヒ・シュルトハイスは、『警告』の初版を所有していたという<sup>439</sup>。しかし彼が『警告』に遅れること3年、1634年に出版した魔女裁判の指南書にはシュペーへの言及は見られない。それどころかシュペーの批判した魔女マークを証拠として採用し、拷問において被疑者にいかに心理的圧迫を加えるかを詳細に論じている<sup>440</sup>。

このシュルトハイス博士が指揮した魔女裁判に対して疑問を投げかけたのが第二の人物であるミヒャエル・シュタピリウスである<sup>441</sup>。彼はヴェストファーレンのヒルシュベルク **Hirschberg** で司祭を務め、1617年から翌年にかけて行われた魔女裁判を目の当たりにした。少なくとも13名が犠牲となったこの一連の裁判に、彼は聴罪司祭として関わっている。さらに1628/29年にヴェストファーレンを襲った裁判の波の中で、シュタピリウスは魔女迫害への疑問を強めていった。彼の書いた論文は1676年、アムステルダムに亡命したヘルマン・レーアの著作に引用される形で世に出ることになった<sup>442</sup>。シュタピリウスは学識者ではなかったため、論文も学術的な体裁はとらず、彼の見聞きした21の裁判事例を列挙する形式になっている。シュペーと同様、議論の焦点に上がっているのは裁判手続き、とりわけ拷問の不当性であった。シュタピリウスは冒頭で次のように述べている。

---

ついて論じたホイザーの研究は未刊行のため、この修正法令に関して筆者は未確認である。

<sup>437</sup> バッシュビッツ、317頁。

<sup>438</sup> ライプニッツ著、佐々木能章訳『宗教哲学：弁神論』工作社、1990年、195頁。このライプニッツの記述に対する史料批判については Franz, Antonius Hovaeus, S. 129; Pohl, Kurfürst, S. 32ff.

<sup>439</sup> Decker, Herzogtum Westfalen, S. 361.

<sup>440</sup> シュルトハイスの著作については第四章第三節 2-1 で改めて扱う。

<sup>441</sup> シュタピリウスについては Decker, Herzogtum Westfalen, S. 365-368.

<sup>442</sup> Löher, S. 238-294.

以下の事例から、次の三つのことが是正され、取り除かれるべきである。第一に、無実の人々が刑吏の手に委ねられうること、無実でありながら苦しめられ、死ななければならないこと。第二に、痛めつけられることで、痛みのあまりに自身を偽り、すべて知っているとして自白するなど間違っただけや嘘を言うてしまうことがあること。第三に、自白しなければ二回目、三回目の拷問にかけられねばならないので、彼らの自白したことは正しくなく、間違いであるかもしれない。彼らが全て本当のことを言ったのか、それは偽りであるかもしれないのだ。同時に、以下に挙げる例から明らかに分かるように、不正が、10回、100回の不正が行われたのだ。囚人が拷問の中で自身や他人について自白しなければならなかった全てがはたして真実かどうか、誰が疑おうとしないだろうか<sup>443</sup>。

シュタピリウスの「論文」はシュペーのように広い読者層を獲得したわけではなく、ケルン選帝侯領での魔女迫害抑制に直接効果を発揮したわけでもない。しかし、魔女裁判と最も直接的に関わり合った聖職者が真っ先にこの裁判の実態に疑義を呈したことは注目に値する。そして彼は決して少数派ではなかった。1630年12月にはリップシュタット支部のイエズス会士がケルン管区長に向けて次のように書いている。「魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。殿は、被告らが我々を名指して切実に求めているにも関わらず、我々イエズス会士の何人にも、特に魔女裁判の被告らへの司牧を許さないと決定しました。というのも、彼らエラー! ブックマークが定義されていません。は我々を妖術の疑いありとすら見ているのです。あるエラー! ブックマークが定義されていません。は、アダム・タンナーが魔女について寛容な本を書き、裁判官の判決に全て委ねないゆえに、もし彼を捕まえたら彼を魔女として告発すると主張すらしています。他の魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。に至っては、イエズス会士がこの犯罪〔妖術〕に関わり合っていると大っぴらに断言しているほどのことです」<sup>444</sup>。イエズス会も組織全体として統一した見解を示していないものの、裁判の現場では真摯に魔女裁判の犠牲者と向きあい、裁判の欺瞞を指摘していた者も少なくなかったのであろう。

### 3-4. 小括

魔女迫害の犠牲者を統計的に導き出すことは史料の制約上難しいが、決して特定の性別、職業の人間がターゲットになったわけではなかった。そのことは、誰も魔女とされう、つまり魔女観念が誰にでも適用されうる多機能性を持っていたことの証左である。隣人を魔女として告発する動機としては、経済的利害、社会的上昇欲求や復讐、妬みや憎しみなどの個人的な敵対関係などが見出された。しかし、それは必ずしも近世の人々が「敵の排除」のために魔女裁判を意図的に利用したということの意味する

---

<sup>443</sup> Ebd., S. 245. „Auß disem Casu werden diese drey dingen colligirt und abgenommen: Erstlich/ daß unschultige Leute in deß Henckers hände können kommen/ und unschuldig leiden und sterben müssen. Zum anderen/ das falsch und gelogen sein könne deß zugefügten schadens halben/ welchen schaden sie zuvor all gewust und ihnen bekent gewesen/ auß peinlicher Noht auff sich gelogen haben. Zum dritten/ daß die Beständigkeit an stat des Rechten könne falliren/ absonderlich da man die zweyte und dritte tortur repetirt und wieder fürnimpt. Ob sie schon sagen alles ihr sagen sey wahr/ so kan es doch erlogen seyn/ gleich wie auß diesem Casu zu vernehmen/ wie auch dasselbige zu sehen ist/ einmal unrecht gethan/ zehen oder hundert mahl mehr unrecht gethan. Welcher wolte alhier nicht anfangen zu zweiffelen/ obs auch alles wahr sey/ was die gefangenen in peinlichen fragen auff sich und andere bekennen müssen“.

<sup>444</sup> Decker, Herzogtum Westfalen, S. 367f.

わけではない。魔女告発は日常に潜む多様な契機から生じた。いったん生じた隣人間での疑念が魔女疑惑にすり替わると、それは個人間の確執を超えて、魔女を放置することは神の怒りを招きかねないという、神と共同体全体への関係へと昇華された。宗教改革期に繰り返されてきた終末論的な恐怖を人々が潜在的に持っていたとすれば、彼らが詭弁を弄して個人的な鬱憤を晴らそうとしたと断ずることはできない。「日常的な摩擦」と「法を通じた殺人」の間にある断絶は、公益や神の名誉という議論によって埋められ、魔女告発が正当化されていった。

このように、魔女容疑はどこでも、誰に対しても発生しうるものだった。そのうえで、魔女迫害の多寡に影響を与え得たアクターの態度が問題となる。教会聖職者でもある選帝侯にとっては、魔女という悪魔の勢力をはらい、もって神の栄誉と領邦の安寧を守ることは疑いなく重要な課題であった。しかし、同時に魔女迫害によって生じる経済的、心的損害にも領邦君主として対処しなければならないことは、必然的に彼らの態度を両義的にした。しかし、選帝侯の個人的態度がより顕著な影響力を示すのは、迫害の活性化ではなく抑制の局面においてであった。ケルン選帝侯領では異端と魔女への戦いを至上命題としたフェルディナントのもとでは魔女迫害は散発的にであれ 1680 年頃まで続けられたが、国家理性に基づいてこれを退ける断固とした態度を示したトリーア・マインツ両領邦では 1640-50 年代に収束を迎えている。

さらに、厳密な法の適用によってともすれば魔女迫害の抑制要因となることができたはずの大学法学部も、必ずしも魔女裁判には厳密な法解釈を適用しなかった。そもそも大学法学部の役割が制限されており、間接的な影響力しか行使しえなかった。法学者の関与はむしろ宮廷顧問会などの活動を通じて見ていかねばならない。

聖職者は必ずしも魔女裁判を積極的に推し進めたわけではなかった。もちろん迫害の素地形成に彼らが果たした間接的な役割は否定しえない。当時は数少ないメディアであった教会の説教では、新しい魔女の概念や魔女のもたらす害悪が民衆に伝えられたであろう。しかし、魔女の脅威を喧伝するような説教はマインツ選帝侯領においては人心不安を起こすとの理由からしばしば咎められている。また彼らの働きは裁判においては受動的であり、直接的には被告の最後の司牧に携わったにすぎない。しかし、まさにこのような裁判の犠牲者たちへの司牧の実践を通じて、魔女裁判への批判が生まれてきたのである。

かつて、魔女裁判に反対して禁書措置や領邦追放などの猛攻撃を受けたヨーハン・ヴァイヤーやコルネリウス・ロースと異なり、シュペーやシュタピリウスは比較的静かに受け入れられた。これは、魔女による害悪魔術の存在そのものに疑義を呈した前者に対して、後者が魔女観念の内容には触れず、あくまでも裁判手続きを問題としたことが一因であろう。拷問の不当な使用は当局の側としても防止すべきことであり、むしろ在地での裁判実践を秩序づけて行わせることが当局の重要課題だったのである。

そこで、次章では当局が秩序ある裁判運営のために設けたポリツァイ条令とその在地における受容を見ていく。本章で分析しなかった重要なグループ、すなわち魔女裁判が行われる現場に居合わせる民衆と在地役人ら中間支配層というアクターの働きも、宮廷顧問会など中央機関の学識法曹の機能と共に検討していくこととしよう。



## 第二部

## 第四章 在地における裁判実践

前章までの行論により、魔女裁判が生ずる前提条件として、民衆が魔女の存在を信じ隣人を告発し、君主が魔女を裁く司法の枠組みを与えることが必要なことが明らかとなった。そこで、次に明らかにされるべき課題は、君主が魔女裁判を秩序の枠内で行わせる上での手段となったポリツァイ条令の内容とその意図したところ、そしてその法的枠組みが在地でどのように実践されたかということであろう。これは、近世のポリツァイ条令がいかなる程度貫徹されたのか、あるいは人々はどのようにして君主のポリツァイ意思に答えたのかという問いかけでもある。

この章で検討するのは、16-17世紀に各選帝侯が各地で起こる魔女裁判に対して発したポリツァイ条令、およびそれに対する民衆のリアクションである。中央機関が刑事司法の監督権限を徐々に強め、司法の信頼性と正当性を確立しようとしていた時代、ポリツァイ条令は規範を在地へ浸透させるための重要な手段であった。

魔女裁判に関わる法令には、第一のグループとして裁判手続きに関わるものがある。とりわけ他の犯罪と異なり、証拠評価が困難であった魔女犯罪においては、逮捕や拷問へ至る手続きに土地ごとにばらつきが見られた。しかし君主の側からすれば、均質的な法規範を実現させるためにも、無秩序な連鎖的裁判と混乱を避けるためにも、裁判を一定の秩序のルールに乗せることは必要不可欠であった。そこで、まずは第一節で16世紀の帝国法であり各領邦で刑事司法の基盤として受容されたカール五世刑事裁判令（以下、カロリナ）の内容を魔女裁判の観点から分析する。さらに、各領邦の裁判手続に関わる一群のポリツァイ条令にカロリナがどのように取り入れられているのか、またそれら法令が実際の裁判においてどのように実践されたのか、特に裁判開始の在り方に着目しながら、それぞれの領邦について検討する。

### 4-1. カール5世刑事裁判令の受容

カロリナは1532年に成立した帝国法であり、近代刑法の萌芽であると言われている。独自のラント法をもたなかった三聖界選帝侯領においては、カロリナは刑事司法における指針であり、これをベースとして個々のポリツァイ法令が補完的に発布された。後にみるように各領邦のポリツァイ法令の中でもカロリナは繰り返し言及、引用されている。

カロリナがドイツ初の本格的刑事手続法であったことは議論を待たないが、魔女裁判との関連で特に注目すべきは、カロリナの第219条に定められた「訴訟記録送付制度」である<sup>445</sup>。ジョン・H・ラングバインが指摘するように、カロリナは大部分が時系列に沿った裁判手続の詳細な指示に割かれており、明ら

<sup>445</sup> 「第219条…裁判所は、その刑事訴訟手続、裁判の実行、および判決にさいし、疑問生ずるときは〔中略〕母法都市裁判所に、つねに、自己の、訴訟記録送付による鑑定を求むべき責あり」。埴「カロリナ」298-299頁。他の箇所でも訴訟記録送付は繰り返し言及されており、関係条項は全219条のうち42条に上る。John H. Langbein, *Prosecuting Crime in the Renaissance. England, Germany, France*, Harvard University Press 1974 (以下、Langbein), p. 172.

かに法学の素養を持たない司直へのガイドライン的性格をもっている<sup>446</sup>。神聖ローマ帝国の都市の一部では学識法曹の進出が見られたものの、農村部においては管区長を含め裁判官や参審人の多くは法学の素人であった。カロリナは裁判過程において微妙な判断を要する場面が生じた場合、素人の独断ではなく、訴訟記録を学識法曹に送付し判断を仰ぐよう指示している。このことは二重の意味において重要である。まず訴訟記録送付制度は裁判過程を文書として記録する必要を生み出した。慣習的に口頭で行われてきた裁判手続は文書化し、書記や公証人の存在が重要となる。宗教改革期の識字率が農村部においては5%にも満たないとすれば、この規定は農村の裁判遂行能力をはるかに超えることになったであろう<sup>447</sup>。原告も口頭ではなく文書化された告訴状を要求されるようになり、個人が原告として被告を訴える弾劾訴訟の場合、原告にとっては大きな負担となった。さらに鑑定料、書類作成のための書記、公証人への報酬のほか通信費などの実費がかかるなど、訴訟記録送付制度は裁判費用増大の直接的な原因の一つであった。他方、素人裁判官の独断を許さず学識法曹によって裁判を統制することは、裁判基準を統一し、司法の権威を高める役割を担った。その意味で、訴訟記録送付制度は在地裁判所への監督強化と素人裁判官の排除を徐々に進めるための規定と言えよう<sup>448</sup>。カロリナの受容は手続法上、中央集権化への一過程であったと考えることができる。しかしながら、本章で後に見るように、実際にはこの裁判記録送付と鑑定の実践は各領邦ごとに異なった様相を見せる。

刑法という観点から見ると、カロリナは第104～180条までの77条にわたり、殺人・窃盗・放火・貨幣偽造など様々な犯罪に対する刑罰を定めている。カロリナはここでも、どの犯罪に対してどのような刑罰を与えるべきか、学識のない参審人や裁判官に対する教科書となっている。その中の第109条は「妖術に関する刑罰」に言及しており、魔女犯罪は実害を伴う刑事犯罪とされている<sup>449</sup>。妖術によって人やその財産に損害を与えることは、死に値する大罪と見なされていたのである。さらに処刑の方法は火刑と定められている。カロリナにおいて火刑が定められている犯罪は、妖術のほか鑄貨偽造罪(第111条)、獣姦・同性愛など自然に反する不倫罪(第116条)の2つだけであり、これらがとりわけ不名誉かつ忌むべき犯罪として認識されていたことが分かる。他方、ここでは魔術は人やその財産などに損害を与えて初めて重罪と見なされ、魔術の物理的実害のみが問題とされている。悪魔学者がこぞって主張したような、悪魔との契約といった内面的な要素には一切触れられていない。

しかしこの刑法規定は、魔女裁判の抑制には必ずしもつながらなかった。第二章で確認したように、魔女犯罪のような目撃者がありえない犯罪においては実質的に自白のみが有効な証拠となった。その自白を得るための手段として拷問が用いられたのであるが、拷問を行う根拠となったのが「徴表」である。カロリナでは魔女犯罪のように立証が困難な、あるいは不可能な犯罪に対しても、「徴表」を用いた証明

---

<sup>446</sup> Langbein, pp. 174-175.

<sup>447</sup> 宗教改革期の識字率については成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系 ドイツ史1』山川出版社、1997年、438頁。

<sup>448</sup> Langbein, pp. 193-194.

<sup>449</sup> 「第109条 さらに、ある者が、人びとに、妖術によりて損害をまたは不利益を加うときは、生より死へと罰せらるべし。しかし、かかる刑罰は、火をもって行わるべし。されど、あるものが妖術を用うるも、それをもって何びとにも損害を加えざりしときは、事件の状況に応じ、その者は別様に罰せらるべく、これにさいしては、判決発見人たちは、訴訟記録送付による鑑定を求むることにつきてのちに記述せられるごとくに、訴訟記録送付による鑑定を用うべし」 堀「カロリナ」、255頁。また堀氏はここで Zauberey の訳語として「魔法」と当てられていたが、本稿の文脈上、これを「妖術」に変えた。

法をもって臨む道が開かれていた。徴表とは、それ自体は有罪判決の証拠とはなりえないが、一定程度の疑わしさの根拠として、被疑者に対する拷問を正当化する状況証拠などを指す。カロリナ 44 条は次のように定める。「あるものが、他の人々に（彼より）妖術を学ぶべく申し出ずるか、または、何びとかを妖術にかくと脅迫し、しかして、脅迫せられたる者にそのことが行われるか、または、彼が、妖術使いもしくは魔女と特別の組みをもつか、または、妖術を帯びたる怪しき物、態度、言語、流儀をもって、徘徊するかし、しかして、当該人物がそのことにつきて風評を立てらるるときは、それは、妖術に関する確たる一徴表を与えるものにして、拷問のための充全なる事由となるものなり」<sup>450</sup>。このように、密告や被疑者に対する悪い噂、被害者との不仲などが疑惑断片として積み重なれば機械的に加算されて、拷問を正当化する徴表となることができた<sup>451</sup>。第 6 条の拷問を行う前に可能な限り調査を行うという文言や、第 52 条・54 条の自白の裏付け調査を行うという指示も、被告保護には働かなかった。もともと拷問の濫用を防ぐために採用された徴表概念も、魔女裁判においては恣意的な利用を免れなかったのである。

## 4-2. トリーア選帝侯領

### 4-2-1. 魔女裁判法令（1591 年）

三選帝侯領の中で最も早い時期に魔女裁判に関わる法令が現れてくるのはトリーア選帝侯領である。1589 年に出版された補佐司教ピーター・ビンスフェルトの論文『魔女と妖術使いの告白についての論考』にはすでにトリーア選帝侯領やその周辺において行われていた裁判への言及が多数ある。隣接する聖マクシミン修道院領では 1587 年から 1593 年にかけて約 300 人が処刑されており、この法令はまさに魔女裁判が猖獗を極めていた時期に発布された。

この法令の冒頭には、名宛人として「代官、役人、下級行政役人、シュルトハイス、フォークト、裁判官、命令権者、そして余の領邦君主としての支配権に属する他の臣民とその血族」が挙げられており、内容もとりわけ裁判権を行使する在地役人ないし裁判官に向けられている。選帝侯はまず、「これまで広く蔓延し、正規の手段によって根絶すべき罪深い妖術の悪習が、今では日常的に起こっている」とし、妖術を根絶すべきものと認めつつも、「その一方で、訴訟や刑の執行に関して多くの法的に無効なことや不正なことが行われ」「あわれな臣民の下で耐え難い負担が増大し、多くの住民たちや臣民、未亡人や孤児たちが極度の苦境に追い込まれて」いることに対し、強い憂慮を示している<sup>452</sup>。これら魔女裁判に関わる情報がどのような形で選帝侯の耳まで届いたかは個別の史料には残されていないものの、強い調子の書き出しからは魔女裁判における弊害が放置することのできない緊急の課題となっていたことが窺われる。そこには、補佐司教ビンスフェルトの主張するような魔女犯罪に対する特別手続への賛同は認められない。むしろこの法令では「皇帝の刑事裁判令にもとづき」「共通に定められた法及び神聖ローマ帝

<sup>450</sup> 堀「カロリナ」、231-232 頁。

<sup>451</sup> カロリナにおける徴表に基づく拷問と自白については Langbein, pp. 155-158; 庭山英雄『自由心証主義—その歴史と理論—』学陽書房、1978 年、205-211 頁; 藤本幸二「中近世ドイツにおける証拠法の変遷について—カロリナ刑事法典における法定証拠主義を中心として—」『一橋論叢』125 巻第 1 号 (2001)、69-86 頁、特に 78-81 頁。徴表に関するカロリナの当該条項は 18 条～44 条、拷問使用に関しては 45-61 条。

<sup>452</sup> 附録史料 1、i 頁。

国の刑事裁判令にもとづき」「まったき理性ととりわけ刑事裁判令に従って」といった文言が繰り返し現れ、魔女裁判においてもカロリナに示された刑事司法の枠組みを崩すまいとする意図が伺われる。

とりわけ、この法令で中心的な非難の対象となっているのが民衆組織「委員会」である。「誰や彼やの不穏な臣民の煽動によって共同体がともに誓い合い、ほとんど一揆にも見える同盟をつくっている。そこに委員会がその後あちこちで何度もろわしい多大の困難を伴い、多額の費用を費やして送り出され、従ってその負担は罪人にも無実な者にも負わされている」<sup>453</sup>というように、委員会を扇動的かつ不穏なものとして捉えており、何より委員会が費用増大の大きな原因であると理解されている。法令は刑事裁判における指針であるカロリナの遵守を強調した後、委員会への非難を続ける。それによれば、住民たちが集まり、互いに助力しあい、一体となり、生命も財産も互いに委ねあうという同盟を作ることは、臣民たちの間でしばしば行われてきたことであり、委員会もそのような伝統に基づいているという。しかし委員会は「裁判に際して、同時に原告であり、証人であり、時には裁判官」ですらあり、そのような不公平性のために、貧しい臣民は極度の困窮へ追い込まれている。そこで今後は「かかる糾合、反抗的な同盟」である委員会は廃止され、役人たちは違反を発見した場合は共同体を相応に罰するよう命じている。

しかしながら同法令は同時に、十分な根拠がある場合には共同体や個人が妖術を訴え出ることを認めている。その際、告発者自らが証人や徴表を裁判所ないし司直に提示しなければならず、それらが尋問を行うに十分と判断された場合、司直自身ないしは公平な公証人によって尋問が行われることになる。さらに原告の側から（おそらくは裁判費用に関して）保証人が置かれることも明記されている。魔女犯罪に対していわゆる弾劾訴訟を行う可能性も閉ざされてはいなかったのである。しかし、委員会のメンバーは居酒屋で意見を出すような無頼の輩であり、彼らが様々な形で無統制に広がるとともに、共同体に背負いきれない負担が生じているとして再び委員会が裁判に関わることを批判し、司直が正しい信頼しうる人物を適正な報酬で持って雇い入れるよう指示している。

さらに、原告が存在しない場合に司直が職権により訴訟を開始するべきとして、糾問訴訟の手続きについて詳細な指示が続く。まず、ある人物について妖術の噂があり、しかしそれが徴表として十分であるか疑わしい場合には、選帝侯に報告を送り裁定を仰ぐ。カロリナにおいて強調されている記録送付を選帝侯が貫徹させようとしていたことがここからも読み取れる。それはこの法令の中で再三指摘される多くの不正を、選帝侯が深刻なものとして捉えていた証左でもあろう。ここで取り上げられるのは、まず拷問における不正である。その原因として刑吏が独自判断によって調査と尋問を行っていることを挙げ、逮捕の際には法で定められた人物が立ち会うこと、刑吏が拷問中に聞き知ったことを口外しないことと指示されている。さらに拷問には必ず二人の参審人が立ち会い、司直本人あるいは公証人がそこで規定の質問を行うこと、その際には被告や他の被告に関する詳しい事情を聞いてはならないとする。これはおそらく特定の人物の名を聞き出そうとするような誘導尋問を回避するためであり、カロリナ第56条（誘導尋問の禁止）の規定とも合致する。

さらに選帝侯は、処刑に際して行われている慣行に苦言を呈する。「被告の自白の読み上げの際、個人

---

<sup>453</sup> „[...]daß sich die gemeinden auf eines oder des andern unruhigen underthanen uffwicklung sich zusammen verschworen, und fast einem uffrur gleichsehende verbündnussen gemacht, darauff der außschuß in grosser anzall hien und wider mit unseglichen grossen beschwernussen und uncosten verschickt, und volgendts der last so wohl uff die unschuldige alß schuldige gelegt worden“. 附録史料 1、i 頁。

が名指しでその同様な悪習について言われ、そのため時として〔その名指しされた人物が〕逃亡する原因を作って」おり、様々な社会不安や諍い、中傷が生じているという<sup>454</sup>。被告が他の人物を名指しするような場合は、裁判吏に書面によって報告され、それに基づいて極秘裏に調査が行われるべきであるとする。そして裁判官や司直の裁判中に聞き知ったことを口外しないよう、重ねて命じている。

また、迷信的な占いやまじないがはびこっており、それが悪魔の繁栄を許すきっかけとなっているとして、裁判官ら司法当局にこのような行為も取り締まるよう求めている。さらに興味深いことに、水審が行われていたことにも触れられている。「また時折、妖術を疑われた人物に対して、水審という法によって許されていないひどい悪習がはびこっているので、余はここに、これら〔水審〕とその効力を停止し、即座にこれを取り上げてしまうことを望む」とある<sup>455</sup>。すでに13世紀の第四ラテラノ公会議で水審の有効性が否定されていたことを鑑みれば、当局にとって神判を法的手段として採用することはアナクロニズム以外の何者でもなく、公的な裁判の中で水審が行われたとは考えにくい。しかしケルン選帝侯領のように水審が議論の対象となりつつもかなり遅くまで用いられていた例もあり、人々の間では有罪を「印象付ける」手段として長く有効性を保ったと言えよう<sup>456</sup>。被疑者の中には、訴えられる前に自ら進んで神判を受けるという姿勢が見られた。不利な立場に立たされたものにとって、神判は自らの潔白を証明する起死回生のチャンスだったのである。噂の発生から告発にいたるまでには住民の間には戦略的なコミュニケーションが働いており、神判も被疑者の防衛戦略の一つの選択肢として、有効性を失ってはいなかった<sup>457</sup>。神判による判定を有罪理由として採用しているケースは本研究の対象地域の史料には見られないが、その結果は住民の中に有罪の印象を強く残したであろう。

さらに続けて、妖術の疑いがある場合にもその疑いの根拠は正しく勘案されねばならないにも関わらず、いくつかの裁判所では「無実の者が有罪の者と区別されることなく」混乱が生じていると、在地での裁判実践に苦言を呈する。宮廷顧問に裁判を監督させる旨を明らかにするものの、同時にこれまでのところ在地からの報告が滞っており、必要な鑑定が実施されていないという現実に触れ、改めてトリーア市とコブレンツ市の高等裁判所の学識法曹に鑑定を求めるよう促している。さらに、今後妖術裁判に際して、高等裁判所や宮廷顧問の通達なしには逮捕、拷問、処刑を行うべきではないとして、上級機関による、より徹底した統制を求めている。例えばバイエルン公領では、拷問行使の決定権は地方裁判所から宮廷顧問会へと取り上げられており、証拠評価や判決形成に際しても宮廷顧問会が決定権を持った<sup>458</sup>。このような強く中央集権化・官僚化された裁判監視システムをトリーア選帝侯が少なくとも目指し

<sup>454</sup> “Alß auch bey vielen executionibus grosse unordnung eingerissen, daß in Verlesung der mißthedigen Urgicht, in specie benentlich gemacht werden, so von gleichmessigen lasters besagt, dahero denselben bisweiln zu Flucht ursach geben, daneben auch dem gemeinen mann zu grosser ergernus die Thür eröffnet, daraus merckliche Unruh, zweispalt, hader, zanck, schelten, schmehlen auch andere Inconvenientien erfolgen”. 附録史料 1、iii 頁。

<sup>455</sup> “Wann auch hien und wider mit den zauberey verdecktigen personen, der prob uff’m wasser halben, allerhandt mißbräuch, so vermoeg der Rechten unzulässig, eingerissen, als wöllen wir dieselbe hiemit und crafft dieses uffgehoben und entlich cassiert haben”. 附録史料 1、iv 頁。

<sup>456</sup> ケルン選帝侯領における水審をめぐる議論については Heuser, Kaltwasserprobe を参照。

<sup>457</sup> 神判を含めた農村の戦略的コミュニケーションについては、Rainer Walz, Der Hexenwahn vor dem hintergrund dörflicher Kommunikation, in: *Zeitschrift für Volkskunde*, Jg. 82 (1986), S. 1-18, hier S. 7; 11. また神判については バートレット著、竜寄喜助訳『中世の神判－火審・水審・決闘』尚学社、1993年を参照。バートレットは、ドイツは神判が比較的長く存続した地域の一つであると指摘している。前掲書 199-201 頁。

<sup>458</sup> Behringer, *Hexenverfolgung in Bayern* S. 34; 52f. und passim. Thomas Paul Becker, Krämer, Kriecher, Kommissare.

ていたことは明らかであろう。

この法令から分かるように、選帝侯は在地での裁判実践に対し相当の問題意識を持っていた。選帝侯は不正を防止するために、現地の裁判司直に法令の遵守を求めるほか、4回にわたって異なる個所で記録送付を行うよう求めている。これは、カロリナを拠り所としながら中央集権的な司法制度の構築を目指すものの、それが機能するには至っていないという状況を示すものである。ケルン選帝侯領やマインツ選帝侯領において見られたような宮廷顧問会などとのやり取りの史料がトリーア選帝侯領に残っていないこと自体、こうした規律の徹底がここでは困難だったことを示している。

この原因として、在地司直の怠慢が考えられよう。在地役人と選帝侯の間には中間機関が存在しなかったため、彼らに対する監督は実質行われず、選帝侯はしばしば法令により彼らの規範を問い直さねばならなかった。例えば1587年には、参審人やシュルトハイスに対して裁判への遅刻や無断欠席に対する罰則が定められ、参審人らは偏りなく振る舞い、記録官など他の裁判に関わる職務の人々に対して厳しく監督するよう求められている<sup>459</sup>。これはシュルトハイスや参審人が裁判に対して決して勤勉でなく、なおかつ何らかの利害に基づく党派形成やそれに伴う不平等な裁判が常態化していたことを示すものと考えられる。そうであるからこそ、この魔女裁判法令も在地裁判人らに向けられていたのである。

#### 4-2-2. 委員会の活動

この法令の中でたびたび取り上げられ、非難の対象となった「委員会」とはどのようなものだったのか。委員会は、具体的にどのような活動を行っていたのか。委員会と在地の役人、また領主との関係はいかなるものであったのか。委員会のメンバーは共同体の中でどのような位置にあったのか。先行研究の成果を土台にして、ひとまず概観してみよう<sup>460</sup>。

---

Dezentralisierung als Mittel kurkölnischer Herrschaftspraxis in Hexereiangelegenheiten, in: Rita Voltmer (Hg.), *Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis*, Trier 2005, S. 183-204 (以下、Becker, Dezentralisierung), hier S. 188.

<sup>459</sup> SCT, Nr. 139. „[...]Das Scheffengericht muß sich, wie herkömmlich, Mittwochs und Samstags Morgens um 8 Uhr, und zwar an keinen andern Lagen und nicht später, versammeln. Wenn der Schultheiß oder die Scheffen und der Gerichtschreiber, ohne vorherige oder gleichzeitig Anzeige redlicher Verhinderungsursache, zu spät oder gar nicht inder Sitzung erscheinen, soll Ersterer 4 Batzen und jeder der Letztern 2 Batzen für jede Versäumniß als Buße erlegen. ...Dem Scheffengericht wird unpartheiische Justizpflege empfohlen und die strengste Beaufsichtigung der Berufserfüllung der Prokuratoren u.a. Gerichtspersonen, mit der Befügniß zur Bestrafung der Säumigen, aufgetragen.“ [参審裁判所は慣例の通り、水曜日と土曜日の午前8時に、同じ場所で遅れずに召集されねばならない。シュルトハイスあるいは参審人、裁判書記が、前もってあるいは当日に支障の原因について正直に届けることなく、遅刻あるいは裁判をまるまる欠席したならば、シュルトハイスは4バツェン、あとの他の者はみな2バツェン、怠慢に対する贖罪金として支払うべし。参審裁判には非党派的司法行為が推奨される、また記録官やその他裁判職にある者の職務履行の厳しい監督を、怠慢に対する刑罰の執行権とともに依頼される。]

<sup>460</sup> 委員会を扱った主な研究は以下を参照。ザールラントを中心に調査を行ったエファ・ラブヴィーは、強い中心的な制御力が存在しない、ないしは中央権力が魔女裁判に対し比較的利害を持たなかった地域において、委員会形成と激しい魔女迫害が行われたとし、委員会結成の政治的背景を示唆している。Labouvie, *Zauberei und Hexenwerk*. ヴァルター・ルンメルは、マンダーシャイド伯領やトリーア選帝侯領の飛び領地においても民衆主体に組織された「委員会」が農村における魔女迫害を主導的に担い、当局の支配権の中核をなす裁

#### 4-2-2-1. 委員会の任務

大まかにいって、委員会が請け負うべき任務には、裁判開始に向けての告訴状の作成と裁判費用の保証という二つが挙げられる。ここでは、主に前者について検討していきたい。16世紀の農村の識字率は決して専門的な書類作成にたよるものではなかったため、告発を当局に受理させるには、外部の専門家に委託する形で告訴状を整える必要があった。

告訴状を作成したのは、都市出身である書記であった。書記と委員会との関係をはっきりと示した史料は少ないが、おそらく委員会が書記を雇用するという形態をとったのであろう。例えば、聖マクシミン管区での16世紀後半の大迫害に参与した書記として、ペーター・オムスドルフという人物が挙げられるが、彼はトリーアのオフィツィアラート裁判所及び世俗裁判所の書記官であり、また同時に聖マクシミンの在地裁判所参審人であった。プファルツェル管区、聖マタイ修道院管区の在地裁判所の記録にも彼の名が見られるという。管区長やシュルトハイスといった役人と同じく、書記のような専門家は管区を（あるいは領邦の境界を）またいで兼任することが求められたのである。書記の任務は告訴状の作成にとどまらず、尋問調書、判決文、さらには照会用の裁判記録抜粋も彼らの手によるものであった。フォルトマーは、一人の書記がそれだけ多くの管区で行われた裁判に従事するのは難しいとして、書記が何らかの組織を形成し、さらに下請けの書記を使っていた可能性も指摘している<sup>461</sup>。ルンメルは、委員会が最終的な裁判費用の決済にあたり、都市公証人を雇い入れたことを指摘しているが、場合によっては書記がそのような会計の管理を請け負ったこともあり、需要のあるところにはかなり柔軟に、組織的に対応していたと見ることができる<sup>462</sup>。

では、告訴状の内容は共同体の手を離れた、法的形式を踏襲したものだったのだろうか。聖マクシミン修道院に提出された、1586年のオーバーエンメル Oberemmel での告訴状の冒頭を見てみよう。「オーバーエンメルの共同体役員と全共同体及び抗議の叫びをあげた委員会は、その団結の力で高貴にして敬

---

判権にかなりの程度の圧力をかけたことを明らかにした。 Rummel, *Bauern*. ルクセンブルク公領においても、名称は異なるものの類似の民衆組織が活動したことがフォルトマーにより明らかにされている。 Voltmer, *Monopole*. また、ケルン選帝侯領レンス市を扱ったバトリは委員会と在地役人であるシュルトハイスとの魔女裁判をめぐる対立、上級裁判所の介入という興味深い事例をあぶり出し、それは邦語でも牟田和男氏によって紹介されている。 Batori, *Die Rhenser Hexenprozesse; dies, Schultheiß*; 牟田『魔女裁判』、86-95頁。

<sup>461</sup> 書記の役割については Voltmer, *Einleitung*, S. 61\*-63\*; dies, *Claudius Musiel oder die karriere eines Hexenrichters. Auch ein Beitrag zur Sozialgeschichte des späten 16. Jahrhunderts*, in: Gunther Franz / Franz Irsigler (Hg.), *Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung*, Trier 1998, S. 211-254, hier S. 250-252; Walter Rummel / Rita Voltmer, *Die verfolgung eigener Interessen durch Untertanen. Funktionäre und Herrschaften bei den Hexenjagden im Rhein-Maas-Mosel-Raum*, in: Heinz Günther Borck (Hg.), *Unrecht und Recht. Kriminalität und Gesellschaft im Wandel von 1500-2000*(*Veröffentlichungen der Landesarchivverwaltung Rheinland-Pfalz Band 98*), Koblenz 2002, S. 297-339, hier S. 314f.

<sup>462</sup> 例えば1594年、メルテスドルフのマイエル、ヤコブが処刑された後、「彼の義理の息子がオムスドルフに未払いの報酬としてとどまっていた400グルデンを納めた *Wulfert von Waldrach, sein eydamb hatt Omstorff vier hundert gulden gelliefert, welche er für sein ufstendige belhonung einbehalten hat*」という。この記録からは書記に対する報酬が被告の遺族から直接支払われているように見えるが、書記一人に対する報酬として400グルデンは多すぎである。当時魔女裁判一件につき、平均200~400グルデンの費用がかかったということから、ここでは書記が何らかの形で裁判費用の管理を行っていたとも考えられる。 Voltmer, *Einleitung*, S. 62\*.



うべき聖マクシミンの管区長であるヨハン・フォン・ピースポルト殿の前に参上し、以下の告発点をお渡しする」<sup>463</sup>。この冒頭の文言には、共同体役員と全共同体、そして委員会という三者が原告として登場している。特定の人物の名前ではなく、このような抽象的な「共同体」の名において、この告訴状は管区長に提出されたことになる。「参上する *erscheint*」という言葉が単数形で語られていることは、主語である彼らの一体感を表明しようとしたものと解釈できる。1591年法令には「互いに助力し合い、一体と」なるという「彼らの独自の同盟と義務を作っている」<sup>464</sup>委員会の姿が言及されているが、まさに彼らは共同体全体と一体となり、あたかも一個の人間であった *ein mann zu sein* ののである。

内容の点ではどうであろうか。1630年に作成された、「ミュンスター [マイフェルト] の委員会の、フィリップ・マクシミンに対する告発」と題された告訴状を見てみよう。挙げられた非難は10項目にわたる。ここでは被告が長い間妖術使いと噂されていたこと、その父親もまたそのような噂の渦中にあったこと、妖術使いと罵られても反撃しなかったこと、すでに容疑が確定した人物から魔女集会での目撃証言が得られていることが列挙され、さらに疑いを招く言動が具体的に叙述されている。「彼は、そのような疑いをそうこうするうち少なからず強めた。彼は2年前に一度、ヘデスドルフの荘園農民であるミヒャエルの家畜小屋にやってきて、彼と様々なおしゃべりをしたが、最後に次のようにミヒャエルに言った。『あんたたちはもう聞いただろう、俺や女房や、あんたの母親やあんたたち自身についてどう言われているかをさ』そして前述のミヒャエルが彼について人がどう言っているかを彼に言うと、被告は次のように答えた『そのみんなのわめき声はこう言うんだろうさ。あんたたちが妖術の馬車に乗って、俺や女房や俺の母親を妖術の舞踏会に連れて行くんだってな』。それに関して、ミヒャエルは、そんなことをずっと前から聞いていたとしても、言いたくなかったと答えた。それについて他の証人は次のように言った。あんたたちがおしゃべりしようとするなら、私は出ていかにゃならないね、と。これに対して被告は驚くべきことに次のように答えた。見ろ、お前はここにいたのだから、俺たちを裏切ることはできないぞ、と。彼はその発言によって自らに妖術の悪習に罪ありと認めたのである」<sup>465</sup>。告訴状はさらに、被告がブルゲンの住民を毒殺したことに触れる。彼や彼の妻に対する手続がどこで行われるのか、彼がしきりに気にしていたことも告発の根拠に挙げている。最後に、このようなことについては当該地区および近隣で共通の評判となっているとしている。「なぜなら、敬うべき峻厳にして強大なる [司法当局]

---

<sup>463</sup> Voltmer, Einleitung, S. 52\*f. より引用。 „*Vur euch edlen und erenvesten Johansen Piesportt, Amptman zu St. Maxmein erscheint Zender und gantze Gemeinde zu Oberemmel und die Ußschuß der herschauw vermöge irer verbundtnus und ubergeben nachfolgende Claghpunkte*“.

<sup>464</sup> SCT, Nr. 152.

<sup>465</sup> Wolfgang Krämer, *Kurtrierische Hexenprozesse im 16. und 17. Jahrhundert. Vornehmlich an der unteren Mosel*, München 1959 (以下、Krämer, *Kurtrierische Hexenprozesse*), S. 10f. „*Solchen seinen Verdacht hat er nit wenig gestärket unterdessen er einesmals vor zwei Jahren zu Suybs in Michael Sauren, Hedesdorffer Hofmanns, Scheure zu gedachtem Michel kommen, allerhand mit ime geredt, letztlich angefangen und inen Micheln anderedt, sagend: „Schwager Michel, hat Ihr auch gehört, was man von mir; meiner Frauen, Euer Mutter und Euch selbstn saget“, und als gemelter Michel gesprochen, was man dan von ihm sagte, der Beklagte geantwort: „Das gemein Geschrei gehet: Ihr seiet ein zauberischer Kutscher und führet mich, mein Frau und Euer Mutter in einem Kuschwagen zum Zauberdanz.“ Uf welches gedachter Michel geantwort: hätte solches vor längst gehöret, aber nit sagen mögen; daruf ein ander Beistehender gesprochen: Wan Ihr also reden wollet, müste ich hinaus gehen. Herüber der Beklagt erschrocken geantwort: Siehe, da seiet Ihr auch, also Ihr werdet und nicht verraten; womit er sich des Zauberlasters selbstn schuldig geben*“.

に、法に従い指示し、規定すべきことについての我々の平身低頭たる請願が届いたのだから」<sup>466</sup>。

この例に見られるように、噂や推測、行為の曲解までもが告訴状に罪の根拠として記載される。妖術使いや魔女の容疑は突然生じるわけではなく、共同体の中で長期にわたって持続しているのだから、そのような評判に対して自己防衛や反撃を行わないこと自体が、疑わしさの根拠と見なされているのである。ある行為からある秘密を類推すること、不幸に際しての短絡的な帰責、容疑に際してとるべき態度の評価、農民はこれらを、暗黙のうちにコミュニケーションのルールとして共有していた<sup>467</sup>。

また告訴状の最後の文言からは、委員会の調査が決して秘密裏にではなく、むしろおおっぴらに行われたことが分かる。委員会により聞き取りが行われることそれ自体が被疑者に対する悪評を強化することになった。委員会の調査に際して情報交換の結節点となったのが地域の居酒屋であった。たとえば1589年、フェーレン Föhren に住むアウグスティンは、エーラング Ehrang の居酒屋の主人にフェーレンの委員会が彼の妻を疑っているかどうか、密かに尋ねた。エーラングの居酒屋では委員会がいつも飲み食いを行っており、彼らの話の内容は必ずしも極秘ではなかったのであろう。居酒屋の主人がそれとなく肯定をほのめかすと、アウグスティンは自身の妻に対する疑いを強めたのだ<sup>468</sup>。

さらに告訴状では、すでに処刑された「魔女」たちによって、被告の名が挙げられていることが重要な証拠と見なされている。1591年の選帝侯法令で非難されているように、処刑の執行に際してしばしば判決文と共に共犯者の名前を含む被告の自白が読み上げられ、委員会はこれら「共犯者」たちの情報を得るため、しばしば遠隔地まで出かけて行った。例えば1590年、フェーレンの委員会はトリーア、聖マクシミン修道院、聖パウリン修道院、エーラング、シュヴァイヒ、プファルツェル、フェル、さらにはクレーフ Kröv にまで足を伸ばしている。1594年から96年の間にシリングゲン Schillingen の委員会は優に40回も隣接の在地裁判所へと出かけているのである。これら証言を集めるための旅行は裁判費用として最終的に被告が負担することとなった<sup>469</sup>。以上のように、告訴状の内容自体は非常に色濃く共同体の利

<sup>466</sup> Ebd., „weil nun dem also, als glangt an Ew. Gestrengen und Vesten unser untertänige Pitt darüber, was dem Rechten gemäß, zu verordnen und zu statuiren“.

<sup>467</sup> 農民の闘争的コミュニケーションに関しては、以下の論文を参照。Walz, Der Hexenwahn; 服部良久「中・近世ドイツ農村社会の武装・暴力・秩序」前川和也編『コミュニケーションの社会史』ミネルヴァ書房、2001年、381-408頁。

<sup>468</sup> Voltmer, Monopol, S. 43. 1590年、アポロニア・シュタインに対する裁判からの証言 „Er zeugh und articulierter Augustin seien vor einem jar uff saint Simeon und Judea fest zu Crach uff dem jarmarckt gewesen und daselbst bei Moriß Peteren beieinander zur herberich gelegen und Augustin habe under anderen zu ime zeugen gesagt, unser außschuß pflegen bei euch zu Erang zu zieren, habt ir nichts von innen vernommen, ob mein fraw mit im spiel seie, daruf zeugh gesagt, eß möge wol etwas daran sein und gelechelt, volgehendts hab Augustin gesagt, ich habs laider vor lengst gemerckt, das sie damit kan...“ [彼は証言し、はっきりと述べた。アウグスティンは、一年前聖シメオンとユダの祭りの日にグラールハで行われた年市に行き、ペーター・モーリスと宿屋で一緒になった。アウグスティンは色々と証人に尋ねた。我々〔フェーレン〕の委員会がエーラングのお前の〔店〕で飲食することになっているが、彼の妻が彼らと何か関わっていないか、彼らから何も聞いていないかと。そのことについて証人がそれはまさにそのようであるかもしれないと言って微笑むと、アウグスティンは次のように言った。俺は残念なことにずっと前から気付いていたのだ、女房がそれ〔妖術を行うこと〕をできるのだと。]

<sup>469</sup> Ebd., S. 40. 1591年、フェーレンの委員会が行った旅行の費用が、裁判費用に算出されている。„[...]Item das andere mall Johannes und Chrismann alsß meyer Maxmein verbrent ist worden, zu Schweich verthan 15 alb“. [同様に、何度かヨハンとクリスマンは、マイエルのマクスマインが火刑に処された際、シュヴァイヒに赴いた〔時の経費として〕15アルブス。]

害、価値観を反映するものであった。

このような委員会の活動は、在地役人との結びつきを前提としていた。ルンメルはこの結びつきを「田舎の連帯感とキリスト教的社会化の混合した心的構造」に求めている<sup>470</sup>。委員会が「裁判に際して、同時に原告であり、証人であり、時には裁判官」でありえたのは、在地役人との結びつきなしには考えられない。しばしば指摘される中央権力の統制の弱さは、同時に住民と結びついた地方役人の選帝侯に対する自立性につながり、迫害の原動力となっていたのである。

#### 4-2-2-2. コッヘム市の事例

委員会の活動がとりわけ激しい形で現れた例として、ルンメルの扱ったコッヘムの事例がある。以下、彼の研究を下敷きに委員会の活動を検討してみたい。コッヘムはトリーアとコブレンツのちょうど中ほどに位置するモーゼル沿いの小都市であり、1563年の租税調査では170世帯を数えている。ここでは都市裁判所が選帝侯の刑事裁判所として刑事裁判を管轄し、フォークトがその裁判高権を代行するものとされた<sup>471</sup>。ここでは1593年、近隣からの影響によって魔女裁判が行われることになり、市参事会と魔女迫害を求める市民グループがそれぞれ代表を出し合い委員会が結成された。最初に名前の挙がった二人の女性が処刑された後も、市民たちからの迫害圧力は弱まることなく、むしろ「魔女」が新たな共犯者の名を自白したことでさらに欲求は高まった。これ以上の迫害拡大を望まない市参事会側と迫害推進派との対立が深まる。圧力に屈した市参事会は、新たに密告された二人の女性についてコブレンツ高等裁判所に鑑定を仰ぐ。コブレンツ高等裁判所からの回答は、逮捕を推奨するものの拷問は認められないという玉虫色のものであった。そこでコッヘムの管区長は彼女らの逮捕を見合わせ、参事会も正式な告訴を取りやめた。しかしそのことは市民の不満を爆発させ、参事会や参審人、参事会とともに結成された委員会に対する暴動へとつながっていったのである。同年5月、「コッヘムの市民は暴動を起こし、秘密集会を行って、尊敬すべき参事会への事前の告知なく、新委員会ならびに新書記、新使節を掲げ、彼らの中から選出し、取り決めた」<sup>472</sup>。中立的であった参事会がここに無力化し、尖鋭的な市民によって選ばれた委員会が迫害のイニシアティブを取り始めたのである。

ここに至り、魔女迫害はまさに暴動の様相を示す。名前を挙げられていた人々は逮捕され、同年秋までに少なくとも8名が処刑されている。1594年9月には、この熱狂は上層市民にまで届いた。参審人の妻であり、法学学士を息子に持つバーバラ・ティールマン、都市の中心であるマルクト広場に居酒屋を経営していた未亡人アンナ・クルツァーが逮捕されたのである。この時点までコッヘムの新委員会ほとんど抵抗を受けることなく裁判を行うことができていたが、ティールマン父子はこれに対する最初の

---

<sup>470</sup> Walter Rummel, Soziale Dynamik und herrschaftliche Problematik der kurtrierischen Hexenverfolgungen. Das Beispiel der Stadt Cochem (1593-1595), in: *Geschichte und Gesellschaft* 16 (1999), S. 26-55 (以下、Rummel, Soziale Dynamik), hier S. 32.

<sup>471</sup> Brommer, S. 22f, 235; F. R. Janssen, *Kurtrier*, S. 76-80. コッヘム管区はコッヘム市のほかクロッテンなど40余の集落からなり、全体で1655世帯を数える。またこの管区の複雑な裁判制度に関しては第一章第二節1で扱った。

<sup>472</sup> „Habe sich gemeine burgerschaft zu Cochme zusammen rottirt, ihre conventicula gehalten, und neue außschuß [...] itemein newen schreiber... undt ein newen botten... ohne vorwißen eins ersamen raths uff geworffen, inen erkhiest, und angesetzt“. Rummel, Soziale Dynamik, S. 38 より引用。

抵抗者となった。ティールマンの妻釈放を求める請願は選帝侯にコッヘムにおける裁判の実情を知らしめることとなった。選帝侯はこの件のために調査団を組織させ、コッヘムに派遣する。メンバーに加わったのは選帝侯顧問のベルンハルト・ヴィムプフェリング博士、隣接管区のミュンスターマイフェルトの管区長であるハインリヒ・フォン・ヴィルドベルク、コブレンツ宮廷裁判所の書記官ヨハン・ヘルメスであった。この調査団は1594年11月28日コッヘムに到着し、翌日からさっそく関係者への聴取を始めた。ある証人は、次のように証言している。「哀れな人々に対する攻撃と逮捕は恐ろしくもひどい様で行われました。嘆かわしいことに、委員会は自らフォークトや数名の市民と共に武器を持って白昼ひどく不遜にも激しく家々に押しかけ、彼らを塔にせきたてて無理に引きずっていったのです」<sup>473</sup>。荒々しい捕物の様子が描写されているが、ここでは選帝侯の役人であるフォークトは委員会と歩調を共にしており、決してこの暴動とも言える裁判要求への抑止力とはなっていなかったことが分かる。アンナ・クルツァーに対しても、同様に暴力的な逮捕劇が行われた。「彼らはひどい騒乱と共に攻撃を加え、往来の泥の中、〔被疑者を〕無理に連れて行き、ついには犬のように腕にしっかりと抱きかかえて城の牢獄へと引き連れていきました」<sup>474</sup>。市民たちが自ら武器をとり、激情のままに被疑者の自宅へ突撃していった様子が証言されている。その際にはやはりフォークトも参与していたのである。それどころか、騒ぎを聞きつけたアンナの従兄弟が通りの泥の中で踏みつけられている彼女の元に駆けつけると、フォークトは人々に向かって彼をも打ちのめすよう叫んだという。このようなショッキングな捕物劇は、土曜の週市における衆目の中で、コブレンツ高等裁判所の事前の許可なく行われた。コッヘムにおける魔女迫害への熱狂は、反対者をことごとく暴力でねじ伏せるような制御不能の状態に陥っていたことが分かるだろう。

それに引き続く彼女らに対する拷問も、コブレンツ高等裁判所への照会なしに行われ、委員会が同席した。参審人ティールマンが妻の窮状を救うべく選帝侯に宛てた訴状には次のように書かれている。「フォークトはこれまでにコッヘマー＝ブルクフリーデンの委員会と彼らの書記に同席を許可し、妬み深い告発者と刑事以外誰も収監者のそばにいないということになったでしょう」<sup>475</sup>。委員会と書記は拷問に同席を許されたのみならず、みずから証人として証言も行った。フォークトと委員会は居酒屋での頻繁な会食を通してさらに親睦を深めている<sup>476</sup>。新委員会によって遠ざけられていた書記は、フォークトと委員会が居酒屋で会食し高価なワインを飲むような慣習は、以前の委員会時には見られなかったと証言

---

<sup>473</sup> „Eß gehe mit dem angriff / captur und einziegen der armer leuth gantz erschrecklich und grewlich zu, also daß es ein jamer seie, do die außschuß selbsten sampt dem vogt, und ettlichen auß gemeiner burgerschaft, mit gewerter handt den armen leuthen bei hellen tagh mit großer ungestum, und höchster unbescheidenheit, in die heußer fallen, und zum thorn stoßen und schleiffen“. Ebd., S. 41 より引用。

<sup>474</sup> „dieselbe mit großem tumult angegriffen / heraußer auf die straß und in dreck herumber geschleift, mit fuessen getreten und endlich über die straß wie ein hund in den armen nachgezogen und zur gefenghnus uffs schloß gefhurt“. Ebd., S. 41 より引用。

<sup>475</sup> „der vogt[...] auch zu zeitten die außschuß im burghfrieden undt von Condt mit ihrem procuratore selbst laßen darbei sein / also daß die gefangenen woll hetten kunden sagen, sie haben niemands mher alß neidische ancleger, und den nachrichter bei sich“. Ebd., S. 43 より引用。

<sup>476</sup> „Ist der herr vogt sampt Andreßen Gillenfeldt und den außschuß in denen wirtshaußern zum oftermall nit ohne große suspition zu finden“. [フォークト殿は〔書記である〕アンドレセン・ギレンフェルトと委員会と共に、大いに疑たがわしいことにしばしば居酒屋で目撃されています。] ティールマンの訴状、Ebd, S. 43 より引用。

している。居酒屋はこの時、書記とフォークト、委員会らが尋問の経過、とりわけ共犯者として誰の名前が挙げられたのかについて報告しあう場所になったのである。コッヘムと隣接するクロッテンの参審人も無力化され、飾り程度の役割しか果たせなかった<sup>477</sup>。

コッヘムの 1594 年の魔女迫害は、市民の一部が参事会と上層市民の一族に対して起こした反乱であった。「新しく掲げられた委員会が何をするのか、古くから市民には市長を通じて提示することになっていたのだが、参事会には提示されなかった。資格もなく参事会の要請も受けていない群衆の長が、市民らに彼らの全ての協議や評価を伝えている」<sup>478</sup>という証言からは、反乱のそもそもの動機が魔女裁判のみならず、参事会の閉鎖的な市政にあったことが伺える。新委員会はフォークトを味方につけ、参事会や旧委員会の承認なく魔女裁判を遂行した。彼らの暴力性はとりわけ参事会員の側から「この企みを結託し端緒を開き、自ら築き上げたのは、野蛮で性悪な、きわめて反抗的な市民たちだった」<sup>479</sup>と強く非難されている。ルンメルは参事会側からのこのような表現や市民側からの暴力的な不満の発露に、すでに社会的な隔たりと葛藤が長い間存在していたことを見ている。

この調査団による報告を踏まえ、コブレンツ高等裁判所は 1595 年 3 月、この二人の女性に対する狼藉を完全に非難し、告発人らに彼女らへの賠償支払いを命じた<sup>480</sup>。委員会はこれを不服とし、まずはトリーア宮廷裁判所に上訴したが、即座に退けられる。そして 1595 年 6 月には、ラインハルト・メントゲス、ニコラウス・トーマスの委員会メンバーが原告となって、帝室裁判所まで上訴することになった。その間にも、ティールマンらは委員会から賠償を担保の形で回収している。この件は 1609 年まで帝室裁判所預かりとなったが、最終的な判決は失われているため、詳細を知ることはできない<sup>481</sup>。

フォークトが委員会と歩調をそろえた一方で、さらにその上で裁判を監督すべきであったコッヘム管区の管区長もこの暴動に際してはほとんど影響力を行使することはできなかった。彼は迫害と混乱がピークに達していた 1594 年 10 月、選帝侯に配置換えを願い出ている。「選帝侯閣下の御慈悲に恭順にも願ひ出ます。このような裁判をもってしても、妖術の悪業は止まず、日々より大きな群れをなすようになっています。その裁判に彼の職務ゆえに従事すべき者らは、裁判に関してひどいことに日和見を決めこんでいます。それどころか、これら無価値な請願によって、選帝侯閣下のもとで無慈悲な疑いが生ずるようになっていきます。そこで、正義と自然の適正さをもって再び全てを手続きさせるよう、また私がこの恐ろしい妖術に関する刑事裁判に立ち会うということを慈悲深くも免除くださらんことを、そして誰か他の、そのような事柄に意欲があり、よりふさわしいと思われる人物に〔その任務を〕お命じくださらんことを」<sup>482</sup>。ここでは管区長は在地の裁判実践の蚊帳の外に置かれ、手に負えなくなる事態に嫌気

<sup>477</sup> Rummel, Soziale Dynamik, S. 44.

<sup>478</sup> „Item waß die newe uffgeworffene außschuß zu verrichten, daß zeigen sie nit dem rath wie von alters und der ratthe durch den burgermeister den bürgern[...] ahn, sondern [...] der gemeiner burgerschaft rottmeistern... ohne einige certification oder ersuchung des ratths[...], und communiciren mit denselben alle ihre consilia und anschlege[...]" Ebd., S. 45 より引用。

<sup>479</sup> „Es seien in gemein böse buben und die aller ungehorsambste burger, welche diese händell angespunden, denen ein anfangh gemacht, und sich selbsten uffgeworffen haben“. Ebd., S. 46 より引用。

<sup>480</sup> Ebd., S. 54.

<sup>481</sup> Ebd., S. 55; Oestmann, S. 551.

<sup>482</sup> „ew churf g underthenigst pittendt, nachdem mit solchen proceßen, zauberey lasters kein uffhörens, sonder täglich mher hauffet, undt ich wie treulich es ich meine, undt gern woltt / jedwedern zu seinen rechten zuverhelffen, uber daß

がさしていることが伺える。選帝侯の代理人として事態を掌中に収めようとするのではなく、今後の裁判を任命権者の選帝侯の責任とすることで厄介事から逃れようというのである。この裁判の無軌道ぶりや告発の連鎖が不当なものであるという認識は明確に見られるものの、それを抑制しようという積極性に結びつかないところにトリーア選帝侯領における役人規律化の不完全さを見ることができるだろう。

### 4-3. ケルン選帝侯領

#### 4-3-1. 魔女裁判法令 (1607年)

ケルン選帝侯領における魔女裁判に関わる法令は、1607年に選帝侯フェルディナント・フォン・バイエルンによって発布された。スコッティの編纂した史料集には *Verordnung* とのみ称されているが、ここでは便宜上「魔女裁判条令」と呼ぶ。以下に、その内容を簡単に整理してみたい。

フェルディナントはまず、魔女犯罪の蔓延とそれを罰する自らの義務に言及し、しかしその手続きは秩序を持って行われねばならないとしてカロリナを挙げる。カロリナにはあらゆる案件が言及されているため、基本的な手続きはそれを参照すべきであるが、当該条令はさらに正確を期して無知で素朴な地方の裁判官らに規範となることを期しているという<sup>483</sup>。ここには、地方裁判所の法学の素養のない裁判官や参審人に対する選帝侯の不信感がはっきりと表れている。

さらに、原告は裁判の保証金をあらかじめ提供するか、結審まで原告と共に被告と同様収監されるという弾劾訴訟の原則が示される。続いて、原告が現れず密告や噂が届いた場合には、当局が職権により関係人物を調査する、すなわち糾問訴訟を開始するよう指示している<sup>484</sup>。このように、魔女裁判に関しては糾問訴訟、弾劾訴訟両方の道が開かれていたことはトリーア選帝侯領と同様である。トリーア選帝侯領の法令と異なるのは、何が単なる噂で、何が容疑に足る徴表と見なされるのかについて、中央機関への問い合わせを指示するのではなく、具体的な例を挙げて説明していることである。つまり、徴表の判断とひいては逮捕に至る重要な決定を、ケルン選帝侯領ではある程度ローカル裁判所に委ねているのである。

---

*mit solcher dingh abzuwartten hochbeschwerlich, noch darzu von diesen nichtwerttighen anbringen also schmechlich bey ew churf g zu ungnädigen verdacht kommen / wieder rechtt und naturliche pilligkeit alles verfahren laßen / daß ew churf g mich deß hochbeschwärlichen lasters den criminalischen proceßen bei zu whonen, gnedigst endtheben und erlaßen wöllen, andern / so zu solchen sachen lust dun liebe, ettwan vermeinen richttigher zu sein, bevelhen“.*

Rummel, *Soziale Dynamik*, S. 54 より引用。

<sup>483</sup> „So wirdt doch zur ferner bestendiger nachrichtungh den einfeltigen und schlechten Richteren undt Urtheilsprechern diese Information vor ein richtschnurr vorgestelt“. 附録史料 2、vii 頁。

<sup>484</sup> „Mit dero ferner anzeigh wofern darauff die beclagte person eingezogen und verstrickt werden solle, daß der Cleger alßpalt auch mit seinem leib verwahrlich angehalten werden soll, biß daß er mit Burgen, Caution, bestandt und sicherungh, damitt daß Gericht zufriednen sein moegtt, gethan hab, Im pfhall nun der Cleger solche Burgschafft nit haben moegtt, undt doch dem peynlichen rechten nachfolgen wolle, so soll er mitt dem Beclagten biß zu außtragt der sachen in gefaengnis, nach gelegenheit der sachen undt personen, gehalten werden, Soll nun kein Cleger sich herfur thun, sonder der Obrigkeit dieß abscheulich Gotteslasterlich Zauberey Werck vel publica fama durch gemeine geschrey oder denunciando ueber etliche personen vorkommen, So will denselben Ambts und Obrigkeit wegen obliegen und gebueren ex officio nhotturfftige information darueber einzunehmen“. 附録史料 2、viii 頁

では、どのようなことが魔女の嫌疑に当たるとして当局を動かすことになるのだろうか。法令では次の7つの条件を挙げ、この場合には該当者を逮捕し取り調べを行うよう指示している。第一に、その人物に対して妖術の噂が出回っていることである。これには当該人物と敵対関係のない、公平で信頼に足る2名の証言が必要である。第二に、すでに告発された「魔女」が共犯者として挙げた人物は、その供述に基づき糾問訴訟の対象となる。このことはたった一人の証言により逮捕を可能とってしまうことを意味する。また、カロリナが主に実際に人畜に被害を与える害悪魔術のみを問題としたのに対し、ここでは例えば「サバトへの参加」もが追及の対象となっているのである。第三に、当該人物が妖術を行っている隣人たちに疑われていることである。第一の条件と類似しているが、より狭い範囲の噂でも疑いの根拠として採用される可能性を示している。第四に、当該人物の家族、特に母親に魔女の疑いがあったならば、それも糾問訴訟を開始する手掛かりとなる。それは、悪魔は妖術を行う人物に対して、その家族の命をも捧げるように期待するのであるからだという。魔術的な能力が血によって引き継がれるという個人の魔術的能力に関する観念よりも、悪魔との関係がむしろ強調されている<sup>485</sup>。第五に、当該人物が裁判官の目をしっかりと見ない場合、第六に被害者と当該人物が敵対関係にある場合、また第七に当該人物が引っ越して出て行こうとするような場合にとりわけ疑わしいという<sup>486</sup>。

管区長、フオークト、シュルトハイス、参審人が上記の徴表を認め、さらにそのような噂が出回っているようであれば、上記役人らは必要な情報と証拠を得て当該人物を逮捕し、カロリナに従って手続きを進めることになる。法令の内容はさらに逮捕後の手続きについて進む。

具体的な手続きに入る前に、法令は悪評が逮捕の根拠となるとした一方で、悪意のある噂や軽率な人物のいい加減な証言にたやすく信を置かないよう注意を促している。「悪魔は嘘つきの殺人者であり、当局ですら惑わすこともあるのだから、悪意ある者の策略や欺瞞によって、きわめて敬虔で立派な高潔な人物でもそのような悪行の悪評を立てられ、危険に立たされるかもしれない」からである<sup>487</sup>。そのようなことが起こらないよう、証人は拷問などの責め苦によらず、またあらかじめ被告の名を教えられることなく、自発的にその名前が挙がるかどうかを聴取される。トリーア選帝侯領の法令においても言及されていた誘導尋問の禁止事項である。さらに、密告者に対しても詳細に尋問を行い、被告との人間関係、彼に対する疑惑の根拠などを詳しく聞き出すよう定めている。証人がその証言を取り消したりするような曖昧さや優柔不断さを示さず、さらに学識法曹の立会いの下、偽証のないことを宣誓した上で、証言は裁判官の判断にゆだねられることになる。しかし、妖術の被害者とされる人物が被疑者を名指した上で死亡した場合、また他の「魔女」が共犯者として被疑者を挙げた場合、両者の証言はすでに宣誓を経た確固たるものと捉えられ、それだけで拷問の根拠となった。先に見たようにただ一人の証人によって拷問が用いられることを認めているのである。

以上のような証言や徴表に基づき尋問が開始されることになるが、尋問において自白が得られない場合は拷問に至ることになる。法令は、まず拷問を行うに足る十分な徴表 *Indicium* なしに行使された拷問

---

<sup>485</sup> „*Xtullum enim est veneficium quod ab istis hominibus tantopere diabolus exspectat, quam ut suos ipsorumque liberos simul, acquamprimum hauserunt lucem ipsi voveant*”. 附録史料 2、ix 頁

<sup>486</sup> 附録史料 2、viii-ix 頁。

<sup>487</sup> “*Dan der Teuffel alß ein lugner undt Moerder damit umbgehet, wie er die Obrigkeit verfhuren, auch durch list und betrugh der mißgunstigen die allerfrombste stattligste und vornembste geschlechter in den Stätten und ausserhalb mit solchem laster beruchtigen undt in gefhar stellen mögte*”. 附録史料 2、x 頁。

はそれ自体が無効であり、そこから得られた自白についてもその証拠能力を否定する<sup>488</sup>。ここからは、正当な手続きを経ずして拷問が行使される問題が多発していたことを、ケルン選帝侯がすでに認識していたことが分かる。拷問の根拠となる徴表としては、次のような条件が列挙される。被疑者が他人に妖術を教えたことがある。疑いをかけられ逃亡した、ないし逃亡しようとした。被疑者が他人を脅し、脅された人物が病気になった。評判の悪い連中と付き合いがある、ないしはすでに捕らえられた妖術使いと住居をともにしている。ある犯罪を行った、あるいは行おうとしていると自ら口にしたことがある。被疑者について悪い噂があり、さらに盗まれた財物を占いによって探している。被疑者が与えた薬草などが原因で家畜が死んだ。被疑者が家畜が死んだ小屋や病人が出た家などに出入りした、またそれを見られていた。被疑者の住居で妖術に用いると思われる不審な物が発見された。他の者たちが一致して被疑者に対する噂を支持している<sup>489</sup>。これらの証言がたった一人によるものであっても、それは「半証拠」とみなされ、噂などの他の徴表と合わさって拷問への根拠として認められた。そして、すでに自白を終えた共犯の「魔女」によって名指しされた場合、無条件の拷問へとつながったことは上述した通りである。さらに最後に、「訴えられた人物に、[針を] 突き刺してもそこから血が出てこない不審なあざやしるしが見つけられるならば、それは拷問への大いなるきっかけとなる」<sup>490</sup>という一文がある。これは悪魔との契約の際に付けられた「悪魔の咬み痕」には痛覚もなく血も出ないという観念に基づくものである。多くの領邦では迷信として退けられていた、しかしあまりにも有名な「針試問」がケルン選帝侯領において有効であったことは興味深い<sup>491</sup>。

続いて、法令の内容は拷問の実践へと移っていく。拷問は裁判官の裁量によって、状況に応じて程度を調整しつつ、いつ、どのように、どのような道具や呪文を用いてそれが行われたのか、さらに法廷吏のみならず教会学識者や法曹なども必要に応じて聴取を行うよう書かれている<sup>492</sup>。また、拷問によって得られた具体的な証言については裏付けの調査も行うようさらに指示がなされる。しかし、実際には行われていない妖術の証拠が見つからないことも当然あったであろう。しかし、証拠が見つからないからといって、被疑者の自白が過って引き出されたのではないかと裁判官が考えてしまえば、それは被疑

<sup>488</sup> „So pleibt vor sich selbst unwidersprechlich wahr; daß alle Marter undt peinliche fragen, welche ohn vorgangene redtliche anzeigungen vorgehomen sein, in sich selbst nichtigh auch krafftlos und daß uff solche bekentnis niemandt könnte verurteilt oder condemnirt werden“. 附録史料 2、xii 頁。

<sup>489</sup> 附録史料 2、xi-xiii 頁。

<sup>490</sup> „Zum Dreyzehenden gibt auch grosse anlheitungh zur peinlicher fragen wenn ahn der diffamirter personen ungewonliche Stigmata undt Zeichen als wann schon darin gestochen kein blut daruß kommen thuet, erfunden werden“. 附録史料 2、xiv 頁。

<sup>491</sup> 例えばバイエルンでは、1590年にインゴルシュタット大学による鑑定がこの「魔女マーク」の証拠能力を否定している。Behringer, *Hexenverfolgung in Bayern*, S. 219f. とりわけ魔女マークを探す刑吏個人に大きな決定権限を与えることになるという点でも、この検査方法は批判された。ケルン選帝侯領においても1629年から1631年に盛んに議論の対象となったが、これが裁判で実践される状況に変化はなかった。Schormann, *Der Krieg*, S. 38ff.

<sup>492</sup> „Bey dem 58. articul der peinlicher Halßgerichts Ordnungh wirdt diese regula gesetzt, daß die peinliche fragh nach gelegenheit des Argwhons der personen, viell, oft oder wenig, hart oder lindt nach ermessungh eines vernunftigen richters vorgehomen soll werden“. [カロリナ第58条において以下の規則が定められている。拷問はその人物の疑惑の状況に応じて多く、頻繁に、ないしは時折、厳しく、ないしは僅かに、一人の理性的な裁判官の裁量に従い行われるべきである]。附録史料 2、xiv 頁。これら拷問についての記述はカロリナをほぼそのまま踏襲している。第52条、55条、58条を参照。埴「カロリナ」235-236頁。



者による虚偽を許容してしまっていることになるという。被疑者が拷問の苦痛を逃れるためにありもしない罪を告白したと考えるのではなく、犯罪の状況について虚偽の申し立てをすることで自らの無罪を偽ろうとしているから注意せよ、というのである。さらにそのような場合には、偽証について被疑者を厳しく叱責し、被疑者が自ら自供した矛盾を説明することができないならば、再度拷問を用いることができるとしている<sup>493</sup>。あるいは、それまで集められた他の証言や徴表とあわせて自白の内容を確認し、有罪判決に至るか学識法曹に鑑定を依頼すべきとしている。また尋問では犯行の状況などについて被疑者に一切知らせず、被疑者自身の口から語らせるべきであるという<sup>494</sup>。これは、被疑者にとっては自分がどのような罪状で捕らえられているかも分からず、したがって有効な弁護の機会を奪われることを意味する。その後得られた自白は記録され、日を改めて裁判書記によって被疑者の前で読み上げられる。被疑者はそれを認めるか、否認するかはなくてはならない。否認した場合には、上述したような再度の拷問が待っている。

しかし、そもそも拷問を繰り返し用いることは適法なのだろうか。「これは、全ての学識法曹にとって議論の余地のない規則である。拘束された人物が正義と先行する十分な徴表に基づいた拷問を一度合法的に耐え抜いたならば、それにより彼にもたらされたあらゆる徴表は雪がれ、他の新たな徴表なくしてその人物をさらに拷問にかけることはできない」<sup>495</sup>と法令は明確に答えているが、その後「しかし」と続く。しかし、被疑者が一度拷問において自白し、続く別の日にそれを取り消した場合には、新たな徴表なしに3日間、3度まで拷問を用いてよい。被疑者が3度拷問にかけられ、3度目の拷問の後も自白を否認する場合には、4度目の拷問は行われず、選帝侯の判断に付託されることとなる<sup>496</sup>。三度の拷問を耐え抜いて無罪放免というケースはまれであったと考えねばなるまい。全体的に見て、この条令に忠実に従った裁判が行われたとしても、被告が死刑判決を免れる可能性は非常に限られていただろう。

以上が1607年魔女裁判条令の内容である。トリーア選帝侯領の法令と比較すると、興味深い二つの差異が浮かび上がってくる。第一に、トリーア選帝侯領の1591年法令には実際に何をもって徴表とするかについては具体的に触れていない一方で、フェルディナントの法令は非常に細やかな指示を出す代わりに、在地にその判断を任せている。第二に、この法令にはいわゆる民衆司法への非難は見られない。トリーア選帝侯領の法令が不法の蔓延、とりわけ民衆組織である委員会の活動について多く言及し、在地で実際に行われている裁判に対するリアクションとして発布されているのとは異なり、この法令はあくまでも規範とすべきことを淡々と列挙する。

このような差異の鍵となるのが、この1607年法令で繰り返し言及される「学識法曹」である。ケルン選帝侯領では魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。が地方裁判所に派遣されており、この法令でもおそらく裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。制が念頭に置かれていたと考えることができる。すなわち、ケルン選帝侯は記録送付に基づく中央機関による監督の代わりに、現地にはほぼ完全な裁量権をもった学識法曹を派遣することで、裁判の適法性を保とうとしたの

<sup>493</sup> 附録史料2、xv頁。

<sup>494</sup> 附録史料2、xv頁。

<sup>495</sup> „Ob die peynliche Fragh könne oder möge reiterirt undt multiplicirt werden. Es ist ein gewisse undisputirliche regula aller rechtsgelherten wofern der behaffter uff gnugsam vorgangene Judicia undt anzeigunghe die marter undt tortur einmhall rechtmessig ausgestanden, daß dadurch alle uff ihn geprachte anzeigungen purgirt undt ohn andere neue indicia mit demselben zu ferner tortur nit könne oder möge geschrieten werden“. 附録史料2、xv頁。

<sup>496</sup> 附録史料2、xvi頁。

である。

ケルン選帝侯領でこのような非中央集権化が魔女裁判増加の時期から見られることは、第二章第二節で触れたとおりである。増加する魔女裁判案件に宮廷顧問会の処理能力が追い付かず、他の行政案件を優先させるために、魔女裁判に対する宮廷顧問会の監督・指導はほぼ放棄されたのである。拷問の行使や死刑判決も中央機関の同意なしには不可能であったバイエルンの場合とは、全く正反対と言えよう。また、マインツ選帝侯領において宮廷顧問会が形式的にであれ手続きの随所において記録を送らせていたのとも大きな違いである。

また、この法令によって魔女裁判における不当な手続きが防止されたかも疑わしい。適法な裁判運営を監督するはずの魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。も、必ずしも公明正大だったわけではなかった。前章で検討したヴェストファーレンの司祭ミヒャエル・シュタピリウス Michael Stapirius は魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の裁判運営に疑義を呈している。「私はその女に、彼女がどのようにしてその敬虔な人々に対する証言に至ったのか尋ねた。彼女はこう答えた。〔魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。である〕シュルトハイス博士は私に拷問の中で、キルヒホーフ Kirchhoff に住む人々について何を知っているか何度も聞いたのです。私は彼の質問からは彼がどの人物のことを聞いたがっているか分かったので、私はキルヒホーフの近辺に住んでいる人の名前を言いました。彼らには神と全ての人間にとっての不当なことが起こってしまったのです」<sup>497</sup>。これは、カロリナや法令においても禁止されている誘導尋問が魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。によって行われたことを意味する。さらにシュピタリウスは聴罪司祭として処刑を目前にした男性から、魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。であったホッカーがいかにも拷問を不当に用いたか聞き知っている。「私は妖術使いではありません。裁判官と参審人、それにエラー! ブックマークが定義されていません。が私をごろつきの盗人としたのです。かれらは私にひどい責め苦と苦しみでもって、私が一度も考えたことも、ましてややったことなどないことを証言するよう強要しました。私が真実を言って〔自白を〕撤回したならば、彼らはまた私を苦しめました。どんな人間があのような苦痛、拷問、責め苦に何度も耐えることができますか」<sup>498</sup>。シュピタリウスは、魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。やお上がこのような事態を少しも疑問に思わないのは、ひどい暗愚であり血と金に飢えた所業であると喝破する<sup>499</sup>。このような魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。による裁判の実態を、さらに詳しくみてみよう。

---

<sup>497</sup> „Ich fragte die Fraw wie sie zu solcher Besagung der Frommen Leute kommen wäre? sie antwortete: der Doctor Schultheis fragete mich oft im peinlichen examine: was weistu von solchen Leuten/ die umb den Kirchhoff wohnen? auß welchen seinen fragen ich wol verstehen konte/ welche er gerne wolte besagt haben; so hab ich die besaget/ welche umb den Kirchhoff wohnen/ und das Gerucht haben; aber ihnen geschiehet für Gott und allen Menschen unrecht.“ Löher, S. 246.

<sup>498</sup> „[...]ich bin kein Zauberer, die Richter und Scheffen wie auch der Commissarius haben bey mir gethan als Schelmen und Diebe: dan sie haben mich durch unerleidliche Pein und Marter gezwungen dinge zu sagen, welche ich niemahlen gedacht, geschweige zu thun [...] Sage ich die Wahrheit und revocire, so peinigen sie mich wiederumb, und welcher Mensch kan solch folteren, marteren und peinigen ander mahl außstehen“. Löher, S. 269f.

<sup>499</sup> Decker, Herzogtum Westfalen , S. 351; 365-368; Löher, S. 269f.

#### 4-3-2. 魔女裁判監督官による裁判開始

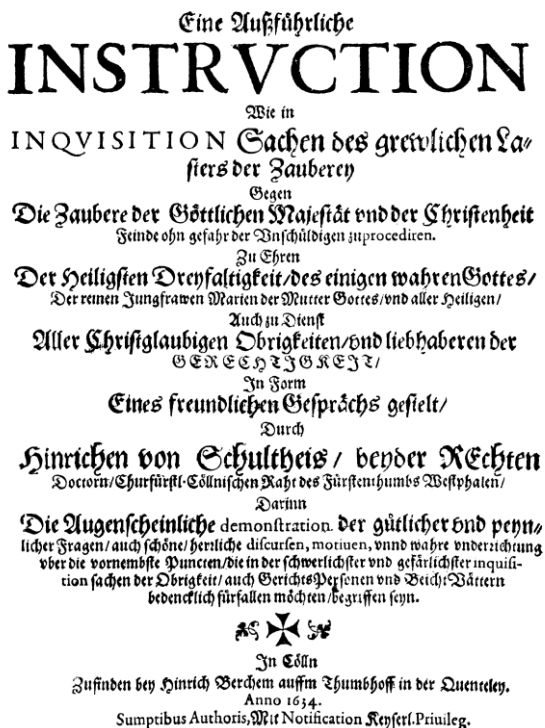
魔女裁判監督官は本来、ボンとケルンの世俗裁判所である宮廷裁判所 Hofgericht に参審人として所属する学識法曹である。宮廷顧問会が鑑定機関としての役割を果たさない代わりに、彼らは必要に応じて地方の裁判所に送られ、法学の素養のない現地の裁判官や参審人に裁判手続きその他について助言・監督に当たることになったのである。彼らは上級裁判機関である宮廷裁判所のいわば全権代表であり、彼らの判断は宮廷裁判所の判断と見なされた。

魔女裁判監督官に関する記録は多くは残っていない。魔女裁判監督官が全体としてどのような役割を果たしたか、ここから推論することは困難であるが、地方裁判所における魔女裁判を恣意的に支配し、大規模迫害を積極的に推進した魔女裁判監督官が少なくとも実在したことは確かなことである。そこで、以下ケルン選帝侯領で魔女裁判に従事した魔女裁判監督官として比較的好く知られた 3 名を取り上げてみたい。

##### 4-3-2-1. ハインリヒ・シュルトハイス

ハインリヒ・フォン・シュルトハイス Heinrich von Schultheiß 博士は 1634 年ケルンで出版された自身の著作『おぞましき魔女術の犯罪に対する裁判においていかに手続きすべきかについての手引書 Instruktion wie in Inquisition Sachen des gräulichen Lasters der Zauberey... zu procesiren』<sup>500</sup> (以下、『手引書』) で知られる。この 500 ページに及ぶ著作の中で自ら語るところによると、彼はイエズス会のギムナジウムで学んだ後に法学を修め、最初にマインツ選帝侯ヨハン・シュヴァイクアートの下で、その後ケルン選帝侯エル

ンストの下でケルン宮廷裁判所の法曹職に就いたという。1616 年からは法律顧問としてヴェストファーレンに赴任し、その時から魔女裁判に関わる魔女裁判監督官としてキャリアを開始している。彼は 1616 年にヒルシュベルク、1621 年にアルンスベルク、1628 年にはエアヴィッテ Erwitte のゴー裁判所で大規模な魔女裁判を指導し、1633 年、三十年戦争の戦禍を避けケルンに避難した際に、その経験をもとにこの『手引書』を執筆している。1643 年にケルン市からヴェストファーレンに帰還した際、ヴェアルにおいて魔女裁判を再び指揮しているのが、魔女裁判監督官としての彼の仕事について確認できる最初の史料である<sup>501</sup>。この『手引書』は裁判史料とは異なるものの、シュルトハイス博士の実地経験に基づいているゆえに、当時の魔女裁判監督官による裁判実践の実態を



シュルトハイス著『手引書』表紙

大学の DV17 プロジェクトにより、オンラインでの閲覧が [mg/?PPN=PPN505628600](https://nbn-resolving.org/urn:nbn:de:hbz:5:1-63862-p0011-7) (2013 年 7 月 10 日アクセス)

<sup>501</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 69.

伝えるものとして重要である。そこで以下、デッカーによる要約をもとにその内容を検討していきたい。

この本は、主に法学に熟達していない地方の裁判官に向けて書かれたものであるが、同時に自らの魔女裁判実践を魔女裁判反対者に対して正当化するものでもあった。シュルトハイスはフリードリヒ・シュペーの『警告』初版を所有していたといい、それに反論する目的もあったのであろう<sup>502</sup>。『手引書』は「博士」が一人の裁判領主フィラデルフス **Philadelphus** の質問に答えていく会話形式を取っている。シュルトハイスは裁判手続きを当局が犯罪の捜査を行う一般糾問と容疑者を逮捕した後の特別糾問の二段階に分けて論じる。一般糾問は先行する悪評や密告、さらには疑惑がなくとも当局によって行うことができ、そこで何らかの疑わしさの根拠、すなわち徴表が見つければ容疑者を逮捕して特別糾問に移ることができる。特別糾問を始めるための徴表として、シュルトハイスは 51 の例を挙げている。そこでは、水審は「迷信的であり、神を試すもの」であり、欺瞞によって無実の者が有罪とされる危険があるとしてその有効性を否定されている<sup>503</sup>。しかし、奇妙なことに同じく多くの領邦で迷信的であるとして否定されていた「魔女マーク」は彼においては有効であった。体のどこかに母斑があり、そこが針を刺しても痛みを感じなかったりした場合、悪魔が魔女の肉体に残した契約のしるしであるとされたのである。水審の場合と同様に存在する欺瞞の可能性について、シュルトハイスはここでは言及していない。

また証人について、通常の刑事裁判では証人能力がないとされる子どもも、9歳からその証言能力を認められている。というのも、魔女はそのような子供にこそ悪徳を教え込むものだからだという。また後に被告が証人を恨み、共犯者として密告しないよう、尋問においては被告には証人の名を告げてはならないという。このことから被告は自分に対して具体的にどのような容疑がかけられているか知ることができず、したがって有効な弁護を行うことができないことになる。それどころかシュルトハイスは、徴表が十分にそろっている場合には、徴表を書面にして見せたり、弁護を書面によって行うようなチャンス向被告に与えたりしてはならないと断言する。魔女からは逮捕からのショック状態の時に最も自白が得られやすいのであり、時間を与えることによって悪魔が彼らの頑固さをよみがえらせるからだという<sup>504</sup>。さらに、拷問命令を被告に読み上げてその拷問許可の根拠を知らせたり、書面にされた徴表を被告の親類や友人に見せたり、牢獄に彼らを立ち入らせたりする必要もない。その人々自身もおそらく魔女であり、証言した人々に対して逆に中傷を行うことで、疑いを自身から逸らしたいだけであろうから、というのが彼の見解である。シュルトハイスは魔女裁判監督官に託された裁判権を強調し、魔女裁判監督官の決定は裁判所そのものの決定と同等なのだという。

尋問の手法についてもここで言及される。博士は、ヒルシュベルクでの裁判においていかにして非常に狡猾な被告の口を割らせたか、幾分誇らしげに語っている。脛を締め付ける拷問道具に被告をきつく縛り付けると被告は顔色を失い、拷問を行う刑吏を呼ぶに及んで、全て話すと言ったという。シュルトハイスはこのような拷問前の心理的圧迫によって自白を強要する手法を好んだ。『手引書』第五章では、彼にとっての模範的な尋問について解説されている。ここでは、魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。と刑吏が注意深く共同作業を行うことが重要であるという。口を割ろうとしない被告には魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。は次のような口上を述べる。「強情な奴めは特別に本気で扱わねばならない。こちらへ、〔刑吏である〕マイスター・ユルゲン。この妖術

<sup>502</sup> Ebd., S. 361.

<sup>503</sup> Ebd., S. 362. ケルン選帝侯領における水審をめぐる議論については Heuser, Kaltwasserprobe.

<sup>504</sup> Decker, Herzogtum Westfalen, S. 362.

使いめに手酷く厳しさをもって君のわざを行ってやり、痛い目に合わせてやるよう、そして彼を自白へと持っていくよう、私は今から君に命令しようと思う。もし君がそれをやらないなら、君は職を解かれることになるだろう」。刑事は次のように答える。「私は神の助けにより、被告の口から〔自白を〕得てでありましょう」。これに対して魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。はさらに命令する。「彼を殺さぬ程度に痛めつけることを命じる。そのために時間は十分に使ってよい」。刑事は前もって、魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。からどの程度まで拷問を行ってよいのか指示を受けていなければならないが、それは拷問を受ける側にはもちろん知らせられない<sup>505</sup>。どこまで耐えれば解放されるのか分からないからこそ、拷問には効果があるのである。脛を締め上げる拷問においては、ゆっくりとすればするほど効果があるという。足締めで効果が得られなかった場合は、後ろ手に縛り上げて鞭打ちを行う。魔女裁判における本来の敵手は悪魔なので、拷問室には香煙を焚きしめ、鞭は聖水で湿らせ、さらに聖水と聖別された塩を被告の頭、足、全身に塗るのだという。驚くべきことに彼は、拷問の時点では被告は無実であるのか、処刑されるべきなのかは明らかではないため、持続的に苦痛を加えてはならないという。彼が拷問を刑罰ではなく自白獲得のための一手段と見なしてはいたことが分かるが、被告が無実である可能性を彼が本当に考慮していたとは信じがたい。

拷問においては被告本人に関する自白のみならず、サバトの参加者の名を挙げるのが求められる。当時すでに、「悪魔は無実の人物の仮面をかぶってサバトに現れるため、そのような証言は無効である」という批判があったにも関わらず、シュルトハイスは「サバトでの目撃証言」を信頼に値するものとしている。なぜなら、神はサタンに無実の人物の仮面をかぶるようなことを許されないからであるという。

シュルトハイスの議論の中には理性と不条理が混在する。例えば、ある人物に対するたった一人の「魔女」による証言は他にも徴表がある場合には逮捕に十分であるが、他の徴表がない場合には、二人の証人による証言も憎しみや嫉妬など個人的な利害が考えられるため、十分ではないのだという。裁判官は、証言の細部（例えば共犯者の衣服についての供述など）が合致するものであるか気を配らねばならない。もし矛盾が見られたならば、証言は偽証されたものと経験的には考えられるだろう。しかし、シュルトハイスはたとえサバトで何色の馬に乗っていたかなどの証言が食い違ったとしても、動物に姿を変えた悪魔がそのように作用を及ぼしたと考えるので、証言の齟齬も矛盾とはならないのである。一人の人物が同時に複数の場所にいることはあり得ないというアリバイ証明も、シュルトハイスにかかっては無力化されてしまう。悪魔は無実の人間の姿を取ることはできないが、魔女の姿にはなれるので、結果魔女は様々な場所に同時に現れることができるのだという<sup>506</sup>。

結果として、シュルトハイスの議論は、彼が『手引書』の標題そのものに掲げている「無実の者に危害なしに」という言葉とは正反対のものとなる。彼が「模範」として挙げた手続きに従えば、被告が死刑判決を免れる機会は極めて限られることになった。ここに挙げられた彼のドグマティックな思考方法は、先述のようにシュタピリウスが厳しく批判するところであった。

#### 4-3-2-2. カスパー・ラインハルト

カスパー・ラインハルト Kasper Reinhard もまたヴェストファーレンで活動した魔女裁判監督官エラー!

<sup>505</sup> Ebd., S. 363.

<sup>506</sup> Ebd., S. 364.

ブックマークが定義されていません。である。彼はハインリヒ・シュルトハイスの著作の中にも登場しているが、そこで紹介されるエピソードは、数名の住民による**エラー! ブックマークが定義されていません**。暗殺未遂事件というセンセーショナルなものであった。バルヴェでの晩餐の席でこの住民らに襲撃された時、従者一人と裁判書記一人が死亡し、ラインハルト本人も負傷した。暗殺自体は失敗に終わったが、犯人らに対する報復は無慈悲なものであった。シュルトハイスが下した判決に従い、犯人のうち二人の男性は四つ裂き刑ののち車輪刑に、一人の女性は魔女として剣による斬首刑ののちに死体は火で焼かれた<sup>507</sup>。

住民がこのような捨て身の実力行使に出るのには理由があった。ラインハルトによる迫害は、1630年から多くの苦情が宮廷顧問会に寄せられていることから、苛烈極まるものだったことが伺われる。とりわけラインハルトによる迫害を前に逃亡を余儀なくされたドロルスハーゲン Drolshagen の司祭ニコラウス・ロートゲンは、宮廷顧問会に1630年5月から1631年3月にかけて繰り返し請願を行っている<sup>508</sup>。最初に現れるのは1630年5月の請願だが、ロートゲンの具体的な主張は明らかではなく、宮廷顧問会による結論だけが簡潔に記録されている。議事録によれば、宮廷顧問会はドロルスハーゲンでの裁判記録をケルンの宮廷裁判所に送り、そこで法律顧問および学識法曹によってロートゲンに対して挙げられた徴表を慎重に精査し、それらが拷問の行使に十分であったか見解を報告するよう指示している<sup>509</sup>。しかし、この指示は司祭の境遇を改善するものにはならなかったらしい。ロートゲンは半月ほどの日をおいて、5月31日に再度宮廷顧問会に請願を行い、自身の案件について新たな魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。を任命してほしいと求めている。宮廷顧問会の返答は前回とほぼ同様、この請願をケルンの宮廷裁判所に持ち込み、しかるべく裁判記録を調査させ、迅速に報告させるというものであった<sup>510</sup>。同様のやり取りがさらに2度繰り返された後、6月25日、ケルンの宮廷裁判所からようやく返答があった。仔細は明らかでないものの、ブランケンベルク博士という学識法曹の所見が宮廷顧問会会議において読み上げられ、結果、彼は6週間以内に保護されることとなった<sup>511</sup>。しかし、僅か2週間後の7月8日には、この件はヴェストファーレンの代官に委託されたので、そこに直接請願を送り、代官の委員会 *Kommission* に従って手続きを行うという裁定が下される<sup>512</sup>。1595年に宮廷顧問会が魔女裁判案件に関しては基本的に地方裁判所に差し戻すという方針を示していたことはすでに繰り返し指摘したが、ここにもその非中央集権的な態度は明らかであろう。ヴェストファーレンの代官に差し戻された後も、ロートゲンは11月5日、再度宮廷顧問会に請願を行った。これに対して宮廷顧問会ができることは、ラインハルトに裁判記録を送らせるよう、ヴェストファーレンの代官に再度依頼することだけであった<sup>513</sup>。

1630年11月15日に宮廷顧問会は再びロートゲンと二人のドロルスハーゲン市民によって書かれた請

<sup>507</sup> Decker, Herzogtum Westfalen, S. 359; Schormann, *Der Krieg*, S. 69f; Schultheiß, S. 488f.

<sup>508</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24, Bl. 592r; 612v; 622r; 628v; 631v; 641v; 774v-775r; Bd. 24a, Bl. 38v; 94v.

<sup>509</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24, Bl. 592r. 1630年5月13日の議事録。

<sup>510</sup> Ebd., 612v.

<sup>511</sup> Ebd., Bl. 622r. (1630年6月8日); Bl. 628v. (1630年7月19日); Bl. 631v. (1630年7月25日)

<sup>512</sup> Ebd., Bl. 641v. (1630年7月8日) „*Nicolaus Rutgeri Pastor zu Drolshagen zaubereien. Conclusum. Daß suppliciren den landtrosten zu zuschicken, weilen jme diese sache serennissimum committirt so schicke man ime daß gantze werckh zu, soll vermmög seiner commission verfahren*“.

<sup>513</sup> Ebd., Bl. 766v.

願状について討議している<sup>514</sup>。請願人の一人ミヒャエル・ベルンハルトは、ラインハルト指揮下の魔女裁判において4回にわたる拷問に耐えたにもかかわらず、焼印を押されてのラント追放となった。請願人によれば、魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。は被疑者に対して残酷な拷問を行い、800人以上の人間を処刑したという<sup>515</sup>。この数字が多少誇張のあるものだったとしても、ラインハルトの異常な迫害熱を否定することはできない。同時代のイエズス会士は年報の中で、たった一人の魔女裁判官によってほぼ500人の人間が処刑されたと記述している<sup>516</sup>。これはラインハルトでなくシュルトハイスを指すと考えることもできるが、ラインハルト一人に対してこれだけ多くの請願が宮廷顧問会に届けられていることは注目に値する。基本的には地方裁判所の裁定に委ねるという非中央集権の方針がある中で、宮廷顧問会に対する請願が安易に行われうるものであったとは考えにくい。とりわけヴェストファーレンから地理的にも遠く離れたボンにまで請願を行ったことそれ自体が、並はずれた迫害の度合いを示すものと言えるだろう。

#### 4-3-2-3. フランツ・ブイルマン

先に挙げた二名の魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。がヴェストファーレンで活動していたのに対し、フランツ・ブイルマン Franz Buirmann 博士の活動の舞台は大司教区ライン部であった<sup>517</sup>。とりわけ1631年のラインバハで彼が率いた魔女裁判は彼の悪魔的イメージを決定づけた。この裁判でのブイルマンの行動や彼を取り巻く人物について、我々はヘルマン・レーアの著作から詳しく聞き知ることができる。ヘルマン・レーアはラインバハの裕福な商人であり、参審人や参事会員を務めるなど、都市内部では疑いなく上層に属していた。そのレーアも1636年、ブイルマンによる迫害に巻き込まれ、妻と共にラインバハからアムステルダムへの亡命を余儀なくされた。亡命生活も40余年となり、80歳を過ぎたレーアは彼の恐ろしい体験を書きつづったのである。この本が魔女迫害の被害者側から書かれたものであり、その意味で完全に公平な記述ではないこと、事件から出版まで長く経過していることを考慮しても、同時代の複数史料に照らして信憑性が認められる<sup>518</sup>。

ブイルマンはオイスキルヒェン Euskirchen の貧しい家庭の出身でありながらも、1608年からケルンで法学を学び、1620年代にはケルン選帝侯領で魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。として活動していることが確認される<sup>519</sup>。1631年、選帝侯の信頼厚い管区長シャル・フォン・ベル

<sup>514</sup> Ebd., Bl. 774v-775r.

<sup>515</sup> Ebd., „[...]er bezichtigt zauberey halber non convictus ungerm gesch[e]hen, er der tortur zu 4 verscheidenen wisen außgestandenn, zuvordert mit einem brandtzaichen gezeichnet deß landet verwiesen unnd sonsten von ein ander dabey geelegt worden, daß er do zur zeit uber 800 schon verbrennen lassen, den armen sundern grawliche tortur anthun ließe[...]“.

<sup>516</sup> Decker, Herzogtum Westfalen, S. 359.

<sup>517</sup> ブイルマンはケルン選帝侯領内部に留まらず、近接するユーリヒ侯領の都市ジークブルク Siegburg でも魔女裁判を指揮している。ジークブルク Siegburg での魔女裁判については Peter Esser, Hexenverbrennung in der Eifel. Dr. Jur. Franziskus Buirmann der hexenrichter aus Euskirchen, in: *Eifel Jahrbuch* 35 (1966), S. 30-36 (以下、Esser), hier S. 35f.

<sup>518</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 71.

<sup>519</sup> Esser, S. 31.

Heinrich Degenhardt Schall von Bell zu Lüftelberg によって、ボンの宮廷裁判所参審人であったブイルマンは魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。としてラインバハに招へいされた<sup>520</sup>。

ブイルマンは赴任早々二人の女性を逮捕し、拷問によって「共犯者」の名を割り出した。三番目の逮捕者は子どものいない60代の富裕未亡人クリスティーナ・ベッフゲンであった<sup>521</sup>。彼女が拷問中に死亡した際のブイルマンの言い分をレーアは次のように記録している。「悪魔がこの大魔女の首をへし折ったんだ、うええ、ここはなんて臭いんだ、悪魔の悪臭がする。こんな魔女の臭い部屋から出て行こうじゃないか」<sup>522</sup>。拷問が刑罰ではなく取り調べの方法に過ぎない以上、拷問中に被疑者を死なせることは明らかかな不法であった。ブイルマンはしかし、「さらなる共犯者の名が漏れることを恐れた悪魔が魔女の口を塞いだ」と理由づけることで、これを隠蔽しようとしたのである。ラインバハに当時赴任していた選帝侯のフォクトであり学識法曹でもあったシュヴァイゲル博士は、即日ブイルマンに抗議する。カロリナを手に法の遵守を説くシュヴァイゲルに対するブイルマンの応答は驚くほど嘲笑的である。「[カロリナは]古臭く生き残っている本だ。ここから[現在の]魔女や妖術使いの裁判について学ぶことなどできやしない」<sup>523</sup>。かくて、魔女の烙印を押された未亡人クリスティーナの家から見つかった4000ターラーに上る現金や債権はブイルマンの手に渡ることとなった<sup>524</sup>。

第四の犠牲者は、かつての市長を務めたほどの街の名士であり富裕商人であるヒルガー・リルツェンである。彼も60代と決して若くはなかったが、拷問を一日耐え抜いた。しかし、数週間後に火刑に処されたことから、2度目あるいは3度目の拷問で自白を強要されたものと思われる<sup>525</sup>。第五の犠牲者のエピソードは、とりわけブイルマンの私的な動機を印象付けるものである。というのも、標的となったのはブイルマンがかつて求婚し、拒絶された女性の姉だったのである。妹の結婚に反対したその女性は参審人ゴットハルト・ペラーの妻でもあった。本来なら、参審人団の反対により彼女の逮捕は容易ではなかったはずである。そこでブイルマンは被疑者の名前を明らかにしない白紙の逮捕状を要求した。管区長と結んだ魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。による処罰と罰金の脅しに多くの参審人は屈し、最古参の参審人ヘルベルト・ラップの反対も押し切られた<sup>526</sup>。こうして逮捕されたペラーの妻は、夫の弁護も虚しく他の多くの犠牲者と同様、拷問の末に焼かれたのである。さらに、この時ブイルマンに抵抗した参審人ラップも、まもなく魔女裁判に巻き込まれることになる。このようにして、ブイルマンは1631年6月から10月の間に20人を火刑台へと送ったのである<sup>527</sup>。

<sup>520</sup> Schormenn, *Der Krieg*, S. 71.

<sup>521</sup> Ebd.

<sup>522</sup> Löher, S. 30f. „Frans Beurman sagt und bestundt dar bey/ der Teuffel habe der Ertzhexen den Hals zerbrochen / pfuy / pfuy / pfuy / sagt er: wie stinckt es hier/ der Teuffel ist mit einen faulen gestanck gescheiden/ pfuy lasset uns von dem bestie der Hexen gehen“.

<sup>523</sup> Ebd., S. 174. „da sagte Frans Beurman spötlich und schimplich / schlugs mit der Handt hinweg / und sagte: das ist ein alt überlebtes Buch/ auß dem kan man sich bey den Hexen und Zauber Processen nit erlernen lassen“.

<sup>524</sup> Schormenn, *Der Krieg*, S. 71.

<sup>525</sup> Esser, S. 34.

<sup>526</sup> Esser, S. 34. この白紙逮捕状を不当であるとして、参審人ラップは中立的な学識法曹による鑑定を要求した。これに対しブイルマンは、自分こそが中立的な学識法曹であり、自分が助言鑑定を行うべきなのだ主張している。Löher, S. 296; 602; Schormann, *Der Krieg*, S. 75.

<sup>527</sup> Esser, S. 35.



この都市上層民をも巻き込む激しい迫害は、宮廷顧問会の耳へも届いていた。1631年10月29日の議事録にはラインバハにおいて魔女裁判が正しく行われず、利益が追求されていること、ブイルマンがそれを一手に牛耳っていること、裁判書記をボンに召喚し裁判記録を持参させること、現在審理中のラップに対する裁判については中断すること、さらにブイルマンは新たな裁判を開始しないこと、と書かれている<sup>528</sup>。この決定を受けて、2日後の10月31日にラインバハの裁判書記がボンに裁判記録、処刑者の没収財産の受領書、これまでに密告された人名のリストなどを持参している<sup>529</sup>。宮廷顧問会による裁判書記の事情聴取は、さらに4日後の11月4日に行われた。このやり取りから、近隣のシュヴァインハイムで魔女裁判が行われ、ラインバハへ逃亡した後に捕らえられた女性の密告によりラインバハに迫害が飛び火したこと、密告に基づいて逮捕された者をブイルマンが単独で尋問し、参審人らを実際の決定から締めだしていたこと、裁判手続きにおいて1608年魔女法令が考慮されていなかったこと、ブイルマンが報酬として200ターラーを得ていたことなどが明らかになった<sup>530</sup>。とりわけこのブイルマンの金銭的利益授与に関して宮廷顧問会は会計簿を送るよう指示しているが、この後、宮廷顧問会がブイルマン本人に聴取を行ったという記録は残っていない。これだけの問題が宮廷顧問会に提示されておきながらブイルマンはその後魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。職に留まり続け、ブイルマンの後ろでラインバハの魔女裁判を引き起こした管区長シャル・フォン・ベルは選帝侯によってその地位をさらに強められている。さらにブイルマンに正面から反対した古参参審人ラップは妻と共に1632年に処刑された<sup>531</sup>。

しかし、このような形で宮廷顧問会がラインバハの魔女裁判に介入したことは、少しばかりの変化をもたらした。ショアマンによれば、この後ブイルマンが手掛けたハイマーツハイムでの魔女裁判では、ブイルマンはそれまでと少し異なる行動をとったという<sup>532</sup>。1636年、ブイルマンは当時の領主であるボルンハイム自由伯に魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。として招へいされ魔女裁判を指揮しているが、比較的に残された裁判史料の中に、白紙逮捕状、ブイルマン単独での尋問、

<sup>528</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 282rv. „Weile sich befindet daß zu Reinbach mit extirpation deß hexenwesens nit am besten unnd wie sicher von rechtswegen geburen wolle verfahren sondern mehr auff daß, lucrurn gangen dem D. Burman daß wesen gantz allein in handen geben würde, so sollen die scheffen daselbst durch eigen botten abgefordert werden. Dergestalt dieselbe criminal protocolla wie sie sich befunden mit dem Gerichts siegell verpitschirt mit dem Gerichtschreibern zugleich herunder geschickt wurden unnd solches als part, auch dabei zuschreiben das under dessen d[er] inhaffirt scheffen lap[...] zwar gehalten, biß weiterer verordnung aber nit procedirt werden solle, auch daß sonder dessen d[er] D. Buerman so it[em] hie weiters nichts anfangen sondern hie pleibenn solle“.

<sup>529</sup> Ebd., Bl. 282v- 283v. (31. Okt. 1631)

<sup>530</sup> Ebd., Bl. 285v. „1. wer den anfang dieser Extirpation gemacht, sagt, der her zu Schmidtheimb hette in d[er] nachbarschafft zu schweinheim viele verbrennen lassen. Warum den eine fugitiva worden unnd sich uff Rheinbach reterirt hette, selbige were auf wolgl[eich] hern zu Schweinheim eingezogen seind endlich verbrandt. Die hette viele denuntyrnt unnd were damit der anfang gemacht. 2, waß die vor inditia ad capturam unnd torturam annemenn, sagt were angangs auff die denunciations quoad capturam gangen unnd alß Dr. Burman dorthin erschienen hette sich derselb alles unternommen... 3, ob sie die hexen ordnung sie hie aufgetzt hetten unnd gebrauchten, sagt Neinn, et conclusum daß ime dieselbe abschriftlich mitgetheilt werden solle. 4, inn übrig[en] sagt, daß D. Burman dz gantze directorium sowoll in einem alß andern hielte,[...]derselb hette[...] hui salary 200 thaler empfangen, conclusum ut rechnung einliefer[t werden soll].“

<sup>531</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 73; Löher, S. 296-304.

<sup>532</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 73f.

参審人に対する恫喝などラインバハで見られたような逸脱は見当たらないという。それでも、ブイルマンが強力な権限をもって裁判を遂行したのは同様である。ブイルマンは着任後、これまでの裁判記録から最も頻繁に言及されている人物を探しだした。ブイルマンは逮捕命令を出す、裁判記録には次のように書かれている。「密告された人物を拘束すべきでないかどうか、[ブイルマンから] 参審人に提示された。参審人らは「彼らだけで協議するために」いったん退出し、その後義務である助言によって逮捕が承認された」<sup>533</sup>。ラインバハで行われたような参審人に対するあからさまな圧力は少なくとも史料の上では見られない。しかしその結果、ここで行われた 10 件の裁判全てが、「偏りのない学識法曹の助言によって」という一文が漏れなく添えられた死刑判決で終わっている。

ブイルマンの魔女迫害が宮廷顧問会の介入によって一旦休止した後、ラインバハとその周辺では 1636 年に再び魔女裁判が着手される。魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。として派遣されたヨハン・メーデン博士 Dr. Johann Möden は、当時人口 1300 人ほどであったメッケンハイムで 2 カ月のうちに 70 人を処刑させた。同時期、同じく魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。であったディートリヒ・フォン・デア・シュテーゲン Dietrich von der Stegen は 1636 年末から 1637 年初めにかけてブラウヴァイラーで 60 人以上を処刑している。ブイルマンに抵抗したフォクトであるシュヴァイケルがついに犠牲となり、レーアが亡命を決めたのもこの時期であった<sup>534</sup>。

#### 4-3-3. 魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**の実態

ブイルマンらひとときわ強烈な魔女裁判監督官は果たして例外的なのだろうか。裁判記録の残存状況が決して良好とはいえないケルン選帝侯領においては、どれだけの数の魔女裁判監督官が魔女裁判で活動したのか知ることはほぼ不可能である。ライン部について、ショアマンは少なくとも 11 人の魔女裁判監督官が活動したことを確認している<sup>535</sup>。デッカーはヴェストファーレンで活動した魔女裁判監督官 9 名を挙げており<sup>536</sup>、さらに都市ゲゼーケの裁判史料に引用された報酬規定には、選帝侯により 2 名の魔女裁判監督官が派遣されてきたことが示されている<sup>537</sup>。史料の喪失を考慮すれば、魔女裁判監督官の人数はおそらくもっと多いものと推定すべきであろう。

他方で、学識法曹として魔女裁判を「まっとうに」指揮した魔女裁判監督官もいたはずである。例えばジーベルはヴァルラム・ヴィルヘルム・ブランケンベルク博士 Dr. Walram Wilhelm Blankenberg とヨハネス・ロメスヴィンケル博士 Dr. Johannes Romesswinckel を挙げている<sup>538</sup>。1629 年に魔女裁判を求めるニュルブルク管区からの請願に対して、宮廷顧問会が現地に派遣するよう指名したのも彼らであった<sup>539</sup>。ブランケンベルクは、カスパー・ラインハルトの裁判遂行に関して寄せられた司祭ロートゲンの異議申

<sup>533</sup> Ebd., S. 74.

<sup>534</sup> Ebd., S. 77f; Becker, Erzstift, S. 120.

<sup>535</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 79.

<sup>536</sup> Decker, *Herzogtum Westfalen*, S. 358f.

<sup>537</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 80.

<sup>538</sup> Siebel, S. 101.

<sup>539</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24, 98r. (1629 年 3 月 20 日)

し立てにおいても、鑑定をおそらくケルンから書いている<sup>540</sup>。この鑑定書の内容は推定するよりほかないが、請願人に対して保護が与えられるという裁定が出ていることから見ても、おそらくヴェストファーレンの魔女裁判監督官に対して否定的な見解が示されたと考えていいだろう。宮廷顧問会は最終的にはラインハルトの件に関してはヴェストファーレンの代官に委託するという形で事実上手を引いてしまっているものの、魔女裁判監督官が時には他の魔女裁判監督官に対する抑止力として働くこともあったのである。上述した魔女裁判監督官の一人であるシュテージェンは、ブラウヴァイラーで過酷な魔女迫害を指揮した一方で、同僚であるメーデン博士が行った魔女裁判には苦言を呈している。1636年、宮廷顧問会会議に出頭した彼は次のように証言している。「選帝侯の威光は誤った形で利用されている。というのも、魔女裁判手続きにおいて秩序になかったように行われておらず、ラインバハではほとんど危機的な手続きが行われているのだ」<sup>541</sup>。シュテージェンが多くの魔女裁判犠牲者を出したにも関わらず、彼に対する異議申し立てが見られないことはどのように考えればいいのか。ショアマンは、ビルマンが行ったような私的復讐や金銭的利益追求が彼には見られず、その意味では、この史料上ほとんど目立つところのない人物がむしろ「普通の魔女裁判監督官」だったのではないかと推測している<sup>542</sup>。

ケルン市からケルン選帝侯領に魔女裁判監督官が派遣されていることも注目に値する。国制上、両者には互いに帰属関係はないとはいえ、人的交流の上では非常に密接な関係を維持したのである。また、それは近隣領邦に関しても同様であった。ケルン選帝侯領で活動した魔女裁判監督官は、ユーリヒ・ベルク侯領、マンダーシャイド伯領などの魔女裁判にもやはり魔女裁判監督官として登場している。先述のメーデンは1627年から1633年にマンダーシャイド伯領のブランケンハイム Blankenheim やゲロールシュタイン Gerolstein で行われた一連の魔女裁判に関与している。ここで彼は主に被疑者からの「共犯者」の密告を集めており、その他の悪評といった徴表は副次的にしか扱っていない。彼に対する裁判領主の信頼は厚く、彼の集中的な迫害を後押しした。また、参審人に対する抑圧という構図もここでは有効であった。メーデンは彼のやり方に反対する参審人を後に魔女として処刑させたのである<sup>543</sup>。1628年11月ゲロールシュタインでも彼の足跡が確認される。二人の女性に対する拷問を行わせたいマンダーシャイド伯自身が、拷問を拒否する裁判所とマンダーシャイド伯の役人であるハインリヒ・フォン・ミュールハイムに対し、メーデンを派遣した。しかし、役人ミュールハイムの抵抗によりマンダーシャイド伯はさらに二人の法学者を現地に送る。やはりケルン選帝侯領で魔女裁判の魔女裁判監督官として活動したヨハン・フォン・デア・デュッセル Johann von der Düssel である。メーデンと比較すれば目立つところのないこの法学者は、しかしこの裁判で大きな利益を得た。最後まで魔女裁判に反対しつつには自ら処刑されたミュールハイムの死後、彼がゲロールシュタインの新たな役人に就任したのである。

しかし、魔女裁判監督官は現地からの派遣申請を受けて初めて着任するのであり、彼らの活動以前にその地に魔女迫害への欲求がすでに生じていたことを忘れるべきではない。例えば、1631年3月にブリ

---

<sup>540</sup> Ebd., Bl. 631v. (1630年6月25日) „*Pastor zu Drolshagen gegen Ltu Reinhardt in p. Veneficy. Pastor bittet supplicando gleidt zum rechten unnd zu seiner expurgation, worauf der verfolg, so vorigen tags von obersiegern sambt dessen Sentimentum unnd daß votum D[okto]ris Blanckenbergs wieder zur Cantsleyen eingeliefert:/ nachgeschlagen, daß votum unnd deß obersieglers meinung abgelesen. Conclusum. Daß gleidt ad 6 wochen zuverstatten*“.

<sup>541</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 77.

<sup>542</sup> Ebd., S. 78.

<sup>543</sup> Ebd.

ュール管区から宮廷顧問会に請願が届けられている。「ブリュール管区、特にメッテルニヒでは魔女の排除が適切に行われず、魔女たちが日々増殖し多くの損害が生じるでしょう」と請願は主張する<sup>544</sup>。このような請願は少なからず宮廷顧問会に届き、その都度宮廷顧問会は学識法曹を派遣しその指示を仰ぐよう裁定を下したのである<sup>545</sup>。さらに、ベッカーはすでに派遣された魔女裁判監督官に加えてさらに別の魔女裁判監督官を派遣するよう要請したジークブルク Siegburg やマンダーシャイド伯領の例を挙げている。ここでは派遣されてきた魔女裁判監督官が共同体の望むように魔女迫害を行わなかったため、別の、より魔女迫害に熱心な魔女裁判監督官が期待されたのであった<sup>546</sup>。ケルン高等裁判所では、参審人を魔女裁判監督官として派遣するよう多くの要請があり、迫害最盛期には高等裁判所の通常業務が滞るほどであったという<sup>547</sup>。また魔女裁判監督官の派遣を求めつつそれが叶えられなかった共同体では、トリーア選帝侯領と同様の委員会が結成され、在地役人を突き動かしていたことも指摘しておきたい<sup>548</sup>。

#### 4-4. マインツ選帝侯領

##### 4-4-1. 尋問項目 (1612年)

マインツ選帝侯領には上記二選帝侯領のような詳細な裁判運営に関する規定は残されていない。その代わり、「カロリナ 44 条と 52 条に基づいて」<sup>549</sup>被告人尋問の質問項目のリストが、一般尋問について 15 項目、特別尋問について 98 項目、今日に伝えられている<sup>550</sup>。ポールによれば、1612 年以前の裁判では尋

<sup>544</sup> LdA NRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 94r. „mit extirpation deß hexens lasters in ambt Bruell sonderlich zu Metternich der gebuer nit verfahrenn werde, unnd daher selbige tagliche mehr zu nehme unnd viel schaden beschehe“.

<sup>545</sup> 例えば、1629 年 4 月アンダーナハ上級裁判所に対する宮廷顧問会の指示。„bey dem Gericht zu Andernach daran sein, dz vermög dem Rechten ernstlich verfahren werde kandt in iren ufnotig pfall die Undthanen in iren bericht vernehmen, auch wan sie bedenckens mitt rath unpartheyscher Rechtsgelerten verfahren [soll]“. [アンダーナハ裁判所では必要に迫られた案件において、臣民たちの知らせを聞き、法にのっとって真剣に、偏りのない学識法曹の助言とともに手続きを進めるべし]。LdA NRW, Abt. R, KK III, Bd. 24, Bl. 115r. また同様の指示がニュルブルク管区に対しても見られる。Ebd., Bl. 183rv; 238rv.

<sup>546</sup> Becker, Dezentralisierung, S. 203.

<sup>547</sup> Siebel, S. 101.

<sup>548</sup> 例えばレンス市の例を見よ。Bátori, Die Rhenser Hexenprozesse; dies, Schultheiß; 牟田『魔術と民衆のドイツ史』を参照。

<sup>549</sup> カロリナ第 44 条「ある者が他の人々に（彼より）妖術を学ぶべく申し出ずるか、または、何びとかを妖術に書くと脅迫し、しかして、脅迫せられたる者にそのことが行わるるか、または、彼が、妖術使いもしくは魔女と特別の組をもつか、または、妖術を帯びたる怪しき物、態度、言語、流儀をもって、徘徊するかし、しかして、当該人物がそのことにつきて風評を立てらるるときは、それは、妖術に関する確たる一徴表を与うるものにして、拷問のための完全なる自由となるものなり」。同 52 条「何ものかが妖術を自白する時は、その原因および情況が尋問せらるべく、さらに、何をもって、いかにして、かつ、いつ、妖術が行われしや、いかなる語をもってなりや、また、いかなる業をもってなりや、が尋問せらるべし（後略）」。埴「カロリナ」、231-232 頁、235 頁。

<sup>550</sup> Pohl, Hexenglaube, S. 305-315. ポールはこの尋問項目にいくつかの異本が存在することを挙げており、引用はマインツ市文書館に保管されているバージョン (StA M LVO 1612) に基づく。また、牟田氏による翻訳もある。牟田『魔女裁判』、8-17 頁。19 世紀にマインツの魔女迫害について論じたキッテル Kittel はこのよう

問内容はその都度異なっており、いくつかの尋問項目が用いられた例が散見されるものの、それは規定の質問リストによるというよりは、審問官個人に帰せられるという。現存する史料からこの尋問リストに沿った尋問記録が見当たらず、また宮廷顧問会がどのような質問をするか在地に個別に指示する例も見られることから、16世紀にこの種の尋問リストが広範に知られ、利用されたとは考えにくい<sup>551</sup>。後に取り上げる財産没収規定、報酬規定と合わせた1612年の改革の一部として尋問のシェーマが新たに規定されたと考えるのが自然であろう。

このような尋問のカタログ化はマインツ選帝侯領の専売特許だったわけではない。すでに『鉄槌』には尋問で何を聞くべきか示されている。さらに、『鉄槌』の著者クラーマーは各質問において被疑者のどのような点に注意を払うべきかを解説する。始めは出身地、両親の名、両親が存命か、故人の場合は自然死であったか、魔女として処刑されたのか、どこで育ったか、誰ともっとも親しくしていたか、育った場所で魔女に関する話を話したり聞いたりしたか、そうだとすれば何を話したり聞いたりしたのかなどが尋ねられる。もし、出身地を偽ったりすることがあれば、それは疑わしさの根拠となるという。なぜなら、すでにその土地で魔女が処刑され、彼がその関係者であったかもしれないからである。そして、魔女が存在することを信じるか、魔女が悪天候を作り出したり家畜や人間を病気にしたりすることができるか、それを否定したならば、魔女が火刑に処されるのは彼らが無実の罪に問われたと思うのか、と続く。『鉄槌』では、ここまでを一般尋問での質問項目として挙げ、以下の特別尋問は間を空けず、すぐに行うことを推奨している。人々はなぜ魔女を恐れるのか、自分に悪評が立っており、嫌われ者であるのを知っているか、「罰があたるぞ」などと言り返したのはなぜか、そのような非難をするほど、その人物にどんなひどいことをされたのか、と証言者と被疑者の間にある敵対関係を暴いていこうとする。またこのような尋問の途中、悪魔が被疑者らの意志に反して妖術をしかけるよう駆り立てていないか、注意を促している。拷問の最中に悪魔の助力ないし干渉があるという考えは、後にみるようにマインツの尋問カタログにも受け継がれている。尋問は、さらに敵対関係ゆえに生じた害悪魔術について踏み込んでいく。この脅しの言葉の後に子どもや家畜がすぐに妖術にかけられたのはどのようにしてか。なぜ妖術をかけられたという人物に向かって「もう二度と健康になる日はない」などと言い、実際そのようになったのか。なぜ畑や家畜小屋で家畜と一緒にいるところを見られているのか。家畜にどのように触れたのか、今まで家畜をどのように世話してきたのか。なぜ子ども—その子は後に具合が悪くなるのであるが—に触れたのか。嵐の日に畑でなにをしていたのか。このように、『鉄槌』では実際の密告や証言に基づき、関与が疑われる害悪魔術に関して個別事例に基づく質問をするよう指示されている<sup>552</sup>。

特定のケースを仮定し、より具体的な尋問に進むテクニックを盛り込んだ『鉄槌』の質問リストに比べると、マインツ選帝侯領の尋問カタログは一般的な魔女犯罪のステレオタイプを全て盛り込んだ内容となっている。これらの尋問の目的は、悪魔との契約とそれに伴う情人関係、サバトと害悪魔術の方法や目的を具体的に明らかにすること、さらには共犯者の名を引き出すことに向けられていた。

---

な質問リストが1597年には存在していたといい、時期的にも同領邦の最初の迫害の時期とも一致する。しかしポールは、キッテルが今日すでに存在しない手稿史料か、あるいはやはり1612年の版に基づいた史料を用いたのではないかと、16世紀にすでにこのようなリストが存在していたことには懐疑的である。

Pohl, *Hexenglaube*, S. 165.

<sup>551</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 166.

<sup>552</sup> Kramer, *Der Hexenhammer*, S. 644-647. (第三部問題六)。

逮捕後に行われる一般尋問<sup>553</sup>は 15 項目からなり、最初の 10 項において氏名、年齢、職業、宗派、家族状況などについての確認がなされる。11 項目からは、収監者が他の「魔女」から共犯者として指名されていること、それを認めるかという本題へ入っていく。被告の前で他の「魔女」の自白をまとめた記録が読み上げられ、「魔女集会、夜のダンス、悪天候を作り出したこと、その他の悪業について」その場にいたか、それを助けたか、また助言を与えたかが尋ねられる。大抵の答えは「否」であっただろう。そこで犯行を否定する場合、第 13 項ではカロリナ第 47 条<sup>554</sup>に基づき、証言された集会や非行の時点で、他の場所にいたかどうか、つまりアリバイ証明が可能かどうか問われる。ここで大抵の場合そうであったように、アリバイを証明することができず、しかし犯行を否認する場合には拷問の最初の段階に先だって、収監者を密告した者との対面（対質）が行われることになる。対質に際しては、「あらゆる徴候、話し方、顔色、態度、弁護の異議申し立て、生じたすべての変化を丹念に、しかし意図や考えを交えずに記録し、官房に報告」するよう指示がなされる（第 14 項）。収監された者にとっては、多くの場合顔見知りであったであろう証人が自分の身に覚えのない罪について証言するのであるから、その心情は推して知るべきである。さらに、ここで細かく収監者の様子を知らせるよう求めているのは、それをもとに彼ないし彼女を拷問にかけるときかを宮廷顧問会により判断させるためである。ここでは、拷問使用の可否判断はあくまで宮廷顧問会に留保されるものとされ、ケルン選帝侯領のように拷問を正当化する徴表などの基準は明示的に示されていない。しかし、収監者がここでどんな態度をとろうとも、結局は拷問へとつながっていったこともまた想像に難くない。例えば、1594 年にアシャッフエンブルクで尋問にかけられたカタリナ・シェーファーの様子について、裁判書記は「生意気にも、しかし不機嫌な様子で審問官を見、饒舌に話した」と記録する。さらに、彼女の外見についても「陰鬱で狡猾な顔、眼は顔の奥深くに沈み、眉はずっと前に張り出している」とネガティブな容貌を印象付けている<sup>555</sup>。「生意気 kecklich」「陰鬱、不機嫌 duckisch」「狡猾 verschlagen」という主観的な語が並ぶこの記録からは、彼女が初めから魔女として扱われていることが明白に読み取れるのである。書記による記述が宮廷顧問会の唯一の判断の根拠になったことを鑑みれば、拷問の判断も結局は在地の意向に大きく左右されたと言えよう。

最後の第 15 項は次のように一般尋問を締めくくる。「収監者が神と当局に榮譽を認め、自身の罪について告白するならば、以下の特別尋問に進むべし。そして、収監者は純粹で明白な真実を、拒み妨害することなく、また隣人に対する敵愾心や復讐心なしに、神と当局の前で誓いと義務において明らかにすることを、また自身も他人も、間違っただけでち上げの自白でもってこの世の、また永遠の危険にさらす

<sup>553</sup> 附録史料 3、xvii~xviii 頁。

<sup>554</sup> カロリナ第 47 条「囚人に、彼に帰せられいる非行が生じたる時間に、ある場所にて、人びとと居合わしてあることを証しかつ示しうるや否やにつきて、想起せしむべし。即ち、それあることによりて、彼は、その被疑行為をなしたるはずなきことが理解せらるべければなり」。塙「カロリナ」、232 頁。

<sup>555</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 77. このようにナラティブな次元から書かれたもの、とりわけ口頭でのやりとりが法的な言語へと変換される際に生じる「書き換え」は当然マインツ選帝侯領に限ったことではない。例えば次の研究はオンラインで公開されているマギスター論文であるが、裁判記録に現れる言葉を言語学的に分析している。Stegmann, *Untersuchungen zu Entstehungsbedingungen*; Topalović, *Versprachlichung des Teufelspaktes*.

URL:

[http://www.historicum.net/de/themen/hexenforschung/thementexte/magisterarbeiten/art/Die\\_gefangen/html/ca/5e947ca260012649ee9f1cef35e7028d/?tx\\_mediadb\\_pi1\[maxItems\]=14](http://www.historicum.net/de/themen/hexenforschung/thementexte/magisterarbeiten/art/Die_gefangen/html/ca/5e947ca260012649ee9f1cef35e7028d/?tx_mediadb_pi1[maxItems]=14)

ことのないよう常に想起しつつ、彼らを詳細に聴取すべし。そして彼らの証言と言葉を前述のように、形式を変えることなく、〔語られた〕そのままの言葉で、できるだけ多く記録し、同様に官房に送付すべし<sup>556</sup>。通常はこの容疑を認める段階に進むまでに拷問が用いられたが、ディーブルクの1628年の裁判では「拷問を用いず」自白した例が多数見られるという。これは、1627年から始まる長い連鎖的裁判の中で、人々がすでに抵抗がいかにも虚しいものであるかをよく知っていたからと考えられる<sup>557</sup>。

この一般尋問までに収監者がいったん魔女犯罪への加担を認めたことを前提として、特別尋問が続く。特別尋問はさらに具体的な証言を得ることを目的とし、98項目にわたって微に入り細に入った質問が並ぶ<sup>558</sup>。「どのように、誰から、どこで、いつ、悪行に唆されたのか」という質問から始まり、どのような形状の悪魔とどう出会ったのか、キリスト教の守りは持ち歩いていなかったのか、何を言われ、何を受け取ったのか（第3～8項目）、さらにどのように悪魔との契約が行われたのか続いていく（第9～26項目）。ここでは悪魔との契約に続き、悪魔との結婚式や情交がどのように行われたのかも尋ねられ、悪魔学において喧伝された「悪魔の愛人」という魔女像が反映されていることが分かる。

多くの項が割かれているのは、サバトに関する質問である（第27～57項目）。どのような食器を用いたのか、食事はどのような物があったのか、どのような会話をしたか、食事の後どのようなダンスをしたのか、どのような音楽が演奏されたのか、踊りの後には悪魔の崇拜儀式が行われたのか、被告はどのように家に帰ったのか、料理や食器類は誰が片付けたのか、参加者はお互いに情交を行ったのか、ここで誰を見たのか...このような微に入り細に入った質問がなされたのは、具体性が証言の説得力を増すからに他ならない。そして、当然サバトに参加していたとされた人物は次なる逮捕者となるのである。さらに、サバトにおいて害悪魔術が行われたか、人間、家畜、作物に害を与えたか、どのように、何をを用いてそれらが行われたのか、といった質問が続く（第60～81項目）。

質問は、被疑者の普段の教会に対する態度にも向けられる。教会を定期的に訪れていたか、この罪について告解を行ったか、聖体を受けたか、それについて悪魔の情夫はなんと言ったのか（第82～90項目）。このように、人畜に何らかの被害をもたらす害悪魔術だけではなく、教会への信心といった個人の内面までもが問題とされているのである。

これ以降尋問は、拷問を前提とした内容となっていく。「悪魔の情人は牢を訪れたか、何を話したのか（第91項）」「邪悪な助力でもって、拷問が行われても意固地に自白を行わないよう指示したか（第92項）」「被告は悪魔にその誘惑が彼女を肉体と生命に対する大変な災厄〔拷問〕に陥らせたことを伝えたか、またそれに対して悪魔はなんと答えたのか（第93項）」「悪魔は被告が逮捕され、尋問されることを事前に警告しなかったのか（第94項）」「被告は拷問に対抗する手段を使ったか。またそれはどのようなもので、誰からもらったのか（第95項）」「自身の良心〔への負担〕を軽くし、この恐ろしい悪業を撲滅

---

<sup>556</sup> „Solte aber die verhoffte persohn Gott, vnnd der Obrigkeit die Ehr geben, vnnd ihrer schultigkeit halben gerath Zue bekennen, hette man Zu folgenden Special fragstueckhen fortzuschreiten, vnnd sie darunder vmb stendig /:mit erinnerung die Pure, Runte Lautere warheit ohne alles Verschlagen, vnnd hinderhalten, auch ohne alle feindschafft vnnd Rachgierigkeit gegen ihren nechisten vor Gott, vnnd der obrigkeit bey ihren ayd vnnd Pflichten an tag zuthuen, auch weder sich noch andere leüth, mit falscher erdichter beehandmus in Zeitlich, vnnd ewig gefahr zu setzen:/ anzuhören, vnnd dan ihre aussag vnnd antwort vorbesagtermassen ohne enderung der formalien in terminis natiuis so viel möglich Zue protocollirn, vnndt gleicher gestalt Zur Cantzley zuüberschickhen“. 附録史料4、xviii 頁

<sup>557</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 167.

<sup>558</sup> 附録史料4、xix-xxvi 頁。

するために当局に情報を証言したいか（第 96 項）。初めは拷問なしで行われたこれらの質問は、これから被告に襲いかかることとなる過酷な尋問を否が応にも連想させたであろう。

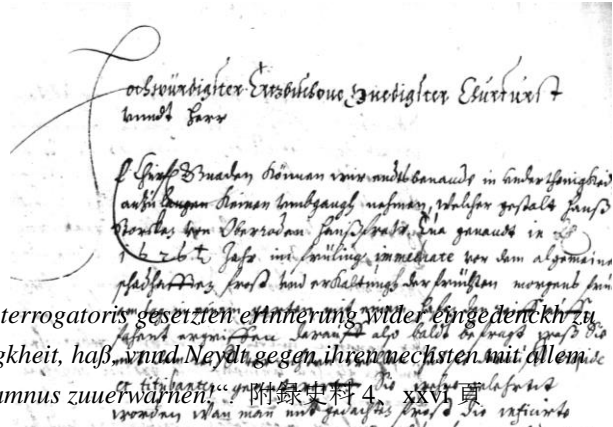
尋問項目リストの終わりには、次のように記されている。「終わりに、上述の一般尋問第 15 項で為された警告を再度心に留め、真実でないこと、欺瞞、隣人に対する敵愾心や憎しみ、嫉妬に対して真剣に、永遠の劫罰が下されるであろうことを警告すべし」<sup>559</sup>。ケルン選帝侯領の魔女裁判法令でも証言者の欺瞞、個人的な怨嗟に基づく証言に対する警戒が述べられていたが、結局のところこれは個人の良心か、在地裁判吏の観察に頼らざるを得ない。その意味では、宮廷顧問会の鑑定や助言も、いったん在地の空気が迫害へ向き始めれば、機械的に拷問を許可し有罪者を量産する形骸化に陥ってしまうものだったのである。

#### 4-4-2. 請願状による裁判の開始

マインツ選帝侯領では、トリーア選帝侯領のように委員会が表立って活動したわけでも、ケルン選帝侯領のように学識法曹が裁判をリードしたわけでもなかった。マインツ選帝侯領における魔女迫害の特徴は、共同体全体の名による請願状が捜査のきっかけとなったことである<sup>560</sup>。そこで、裁判開始に請願状が大きな役割を果たした例としてマインツ選帝侯領上管区の都市オーバーローデンとディーブルクにおける魔女迫害の事例を取り上げてみよう。

##### 4-4-2-1. オーバーローデン

オーバーローデンの属するシュタインハイム管区は、都市シュタインハイムを中心として、ロートガウ Rodgau、ビーバーBieber、レマーシュピール Lämmerspiel、オーバーローデン、ニーダーローデン、ヴァイスキルヒェン Weiskirchen とその他四つの集落から成る。この管区を舞台とした魔女裁判では、史料から確認される限りで 9 名が処刑されている。決して史料状況に恵まれているわけではないため、ゲープハルトはおそらくこの数字は氷山の一角で、実際に行われた裁判はさらに多かったと見ている<sup>561</sup>。ここでは、ニーダーローデンに置かれたツェント裁判所における事例を取り上げたい。オーバーローデンに発する魔女裁判請求の動きは、1627 年 8 月 15 日の請願状と共に始まり、1628 年 12 月 18 日のマルガレーテ・ガッセンの釈放命令で終わる。1 年以上にわたるこの一連の騒動は、結局一人の処刑者も出さずに終わった<sup>562</sup>。この裁判については、住民の中から迫害欲求がいかんが生じ、当局がそれにどのように答えたのか、また被疑者が魔女裁判においてどのよ



<sup>559</sup> „Alhie Zum beschluß deren oben bey dem 15ten Generalis interrogatoris gesezten Erinnerung wider Eurgedenckh zu sein, vnnd die verhafte für aller Vnwarheit, betrug, feindtseligkeit, haß, vnnd Neydt gegen ihren nächsten mit allem ernst, auch mit Zugemüth Ziehung Zeitlich, vnnd ewiger verdammus zuerwähnen. 附録史料 4, xxv 頁

<sup>560</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 148f; Weiß, *Erzstift*, S. 342ff.

<sup>561</sup> Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 74f.; 94.

<sup>562</sup> これについてはゲープハルトによる短い言及がある。Gebhard, *Die Hexenverfolgung*, S. 97f.

請願状の一部(1627 年 8 月 15 日)



うな行動をとり得たのかを示す、興味深い史料が残されている。以下にその顛末を追ってみよう。発端は1627年8月15日の請願状である。

1626年の春、作物に広く被害をもたらした霜と寒気が来る直前、朝早くにある庭でオーバーローデンのハンス・シュトルケンの妻エファが鍋の中に霜を持っていました。そこですぐに、霜をもって何をするつもりかと聞かれ、彼女はこの霜で汚れた壁をこすると、南京虫が死ぬのだと教えてもらったと答えました。誰に聞いたのだとさらに尋ねると、その名を言おうとしませんでした。これを彼女の意味のない作り話だと非難されると、エファはびくびくして、そんなことは言っていないし、習ってもいないと否定するなど、先ほどと違うことを言いました。作物を台無しにし、穀物を凍らせた霜と寒気はその後すぐにやってきたのです<sup>563</sup>。

この請願はオーバーローデン全体の名で出され、エファ・シュトルケンという女性が名指しされている。請願はさらに続けて、エファが妖術を使っていると長年噂になっていたが彼女が審問されることはなかったこと、この時の彼女の言動が一定せず、態度もびくびくしていたこと、他の敬虔な人々がまだ眠っているような時間に普通でない場所にいたことが、すでに彼女を拷問にかけるに十分であるとしている<sup>564</sup>。これに対するアシャッフエンブルクの顧問会からの回答は慎重だった。「これや他の悪しき人々を、我らの務めと正義のために罰し、公平な正義をもって悪人一人ひとりを真剣に切除することそれ自体を好まぬわけでは決してないものの、このような極めて重要で曖昧な、肉体と生命と名誉、財産や血に関わる案件においては、このような単なる理由のない申し立てに基づいて厳しく振る舞うことはできない」<sup>565</sup>。顧問会は、さらに詳しい聴取を重ね、過去の裁判からも彼女に関する言及がないかどうか確かめるよう指示している<sup>566</sup>。

---

<sup>563</sup> BstA WBG, MRA K. 212/281, fol. 1r. „[...]welcher gestalt Hanß Storcken von Oberroden Haußfraw Eua genandt in 1626 Jahr im fröling immediate vor dem algemeinen schadhafften frost und erkaltung der Früchten morgens frühem lag in einem garten mit einem hafem den reiff aufffahent ergriffen darauff also baldt befragt waß die mit dem reiff verrichten wöllen, hat sie darauff trepide et titubanter geantwortt sie wehre gelehrt worden wan man mit gedachten frost die inficirte wändt bestricht solten alß dem saluo sorare cimices od wandtleiß davon sterben, welches die andere fraw, also man sie deßwegen gefragt, höchlich verneinet, alß man nun hiewider, abgedachter Hanß starcken fraw solchen erdichten ungrundt vorgehalten hat sie gantz zaghafft undt in wortten vberauß unbestendigh daß sie es nit geredt undt obberuhrt fraw sie es nit gelernet hette, ableügnen darffen wan nun hernach der frucht verderbig durch Zauberey außgeprenckte froßt und erkaltung alleß getraidt also baldt erfolgt”.

<sup>564</sup> Ebd., fol. 1rv. „Weilen dan abberuhrte Hanß Storcken haußfraw vor obbemelter that von vilen jahren hero dieses abscheuliche Zauberey lasters ohne daß in sehr starcken gerücht bey ergreifungh undt examinierungh dießer that in wortten sehr unbestendigh und zaghafft gewesen, dz anffschäpfungh oder fahung besagten reiffs an ungewohnlichen ort undt zeit morgens früe am anbrachenden tag alß ander fromen leuth noch in der ruhe gewesen, beschehen, [...] ist wie auch dan der schadhafften frucht verderbige froßt darauff also balden erfolget, welche obdeduirte sterck lauffendt indicia mehr den sufficientia ad torturam seindt.“

<sup>565</sup> Ebd., fol. 3. „[...]nun seind zwar selbsten nit ohngeneigt, der gleichen und ander Malefiz Personen, ihren verdiensten und der billichkeit nach, abstraffen, uund des ohnpartheyische justiz gegen einem yeden Ubelthäter alles ernsts schneiden zu lassen, vweil yedoch in solchen schwerwichtigen verdunckelten, Leib und leben, auch ehr, guet unnd bluēt betreffendes sachen, uff so bloses ohnbegundtes angeben, mit der scharffe nit zue verhalten“.

<sup>566</sup> Ebd. „[...] wir auch nit wissen können, was es mit der angegebenen verdächtigen weibs Personen, von eine aigentliche bewantnus habe, in was Leymuth unnd geschrey sie bisdahero gewesen und noch seye,...die benachbarte unnd sonderlich die yenige, so damals zu ihro uff des feldt kommen, darueber, und was sie ferners aussagen werden,

そこで住民は9月3日、新たに請願を行った<sup>567</sup>。今度は最初の請願で名指しされたエファではなく、共同体の中で長年魔女の噂のあった別の三人の名前が新たに引き上げられた。アンナ・ヴィンターが、マルガレータ・ガッセン未亡人と一緒に悪魔に会ったことがあると言ったこと<sup>568</sup>、マルガレータがアンナとの会話の中で「おおかわいそうに、魔女の火あぶりはいつ行われるのかしら、私たち二人とも眠れないね」と言ったこと<sup>569</sup>、そしてハンス・ユンゲンの妻オティリアが幼児を抱いた後にその子が死亡したことなどが証人の名前を挙げて証言されている<sup>570</sup>。

この請願と証言に対しても、宮廷顧問会の腰は重い。前回と同様、管区長に宛てた書簡の中で、住民たちからの訴えに対して「単なる咎め、理由のない口上、単なる状況証拠」<sup>571</sup>だけでは拷問はもちろん、逮捕にも十分ではないと素っ気ない。間に挟まれる形になったのは管区長である。シュタインハイムに住む管区長の元には、さらに頻繁な請願ないし口頭での嘆願が届いていたに違いない。顧問会の回答から僅かな日を置いて再び管区長から届いた報告には、相変わらず住民たちが熱心に魔女裁判の開始を要求していることが書かれている。ここで住民たちは、「この件に関する共同体全体の最終的な決定と見解を後ろ盾として」あくまでも共同体全体の意志が魔女裁判に向けて固まっていることを強調している<sup>572</sup>。

---

*nothurffiglich vernehmen, auch in eigen Ampts Protocollen vleissige nachsuchung pflegen, ob sie etwas bey den hievorigen in anbefohlene Ambt Steinheimb, vorgangenen Zauberischen Executionen von den damals iustificirten Personen, mehrmals denuntyrnt oder angeben worden“.* [申し立てられた疑わしい女がどのような事情で、これまでや今現在どのような評判があるのかも分からない。〔中略〕彼女の隣人や、特に彼女に畑で出会った人物に、彼女が他に何を言ったのか、必ず聴取しなければならない。また、同管区の裁判記録を勤勉に調査し、彼女がかつてシュタインハイム管区で行われた魔女裁判で、被告魔女によって何度も密告されているかどうか、調べねばならない。]

<sup>567</sup> Ebd., Fol. 5-10.

<sup>568</sup> Ebd., Fol. 11. „[...]unndt bekennt Anna, sye hette dan Teuffel auch gesehen, bey des Scheffer Claußen Weyer, aldasselbsten ist Marcell Gassen wittib Margerthe vor dem Teuffel uf knnie gesessen“.

<sup>569</sup> Ebd., fol. 13r. „Margaretha sagt due der armen, wan das Hexen brennen würdt angehen, so werden wir beiden es vorlich nit geschlafen“.

<sup>570</sup> Ebd., fol. 13v-14r. „Barthel Hützel zue Oberroden, clagt über Hans Jungen Frauw Otilia genant zue bemelten Oberroden, daß vor 2 Jahren sein Haußfrau mitt einem unmündig Kindlein in ihr Hauß gangen, dar hette Otilia daß Kindlein zue sich uff den arm genohmen, unndt getänzelt, als aber daß weib mit dem Kindt wieder nach hauß kompt, würdt es ohnversehens kranklich unndt stirbt in den nechsten 8 tagen, unndt ist daß arme Bluet über den gantzen Rückhen blaw unndt schwarz gewesen“. [2年前、バルテル・フュッツェルの妻は幼い子と共にオティリアの家に行った。そこでオティリアは子を腕に抱き、踊った。しかし、その後妻が子と共に家に帰ると、不意に子供が病気になり、8日後に死んでしまった。哀れな子は、背中全体が青黒くなっていた]。

<sup>571</sup> Ebd., Fol. 15v. „[...]so blöse bezuchtigungen, ausgeprangte ohnbegründte Reden, und schlechte inditia“. Inditiaには他の個所では「徴表」という訳語を当てているが、ここでは裁判を開始するに必要な「徴表」に満たないものを指している。

<sup>572</sup> Ebd., Fol. 17. „die vornembsten auß gedachten Gemeinden, unndt sonnderlichen die jenigen, so daß wewelch zum hefftigsten treiben, vor mich zue fordern unndt denenselben der herrn befehlende Meinung alles Inhalts mit ernst vorzuehalten, mit dem angehofften Befelch der gantzen Gemeinden entlichen entschluss, unndt Meinung, welches sie dieses fals geseinet, unndt ob sie diese vorhabens clegen mitt zuethun eines Rechtsgelehrthen dem herkommen gemeiß auß zue üben gemeint, mir her wiederumb zueröffnen, anbefahlen, worauff sie abermahls erscheinen, unndt ein Nahmen der gantzen Gemeinde zue obberhürten Oberroden sich dahin erbotten, es wehre weder sie, noch die gesampte Gemeinde von den ahngebenen Persohnen abzuesehen gemeint, sonnder viel mehr dahin bedacht, gegen

この管区長の報告から 10 日ほど後に、住民から三度目の請願が届けられた。この請願には明らかに学識法曹の手が入っており、カロリナや諸法令など多くの文献を引きながら、魔女裁判を慣習法に基づいて行うべきであると主張する<sup>573</sup>。「ミルテンベルクやディーブルクのように」すでに魔女裁判が行われている地域を挙げつつ、そこで裁判が行われているということはマインツ選帝侯領に伝わる慣習法で魔女裁判を行うことができるのではないか—そもそもカロリナは、各地の裁判所に慣習法を優先するよう定めているのではないか—という議論によって、カロリナの遵守を説く顧問会の逆手をとったのである。

これに対して、顧問会は彼女らに対する容疑を書面にまとめ、法学者に送付して鑑定を仰ぐよう指示した。鑑定を行ったのはマインツ大学法学部である。法学部の鑑定によれば、アンナとオッティリアへの疑惑は今の時点では逮捕にもましてや拷問を行うにも十分ではなかった。しかしマルガレータに対しては、1602 年に行われた裁判で二人の「魔女」が彼女を共犯者として名指ししていること、彼女がいつ

---

*dieselben guet unndt Bluet zuesetzen, uff solches auch ihnen die acta copeylich zu ertheilen instendigen vleisses gebetten, das erbiethens, den herrn zue underthenigen gehorsamen, ehres ihre Clagh mit Rath unndt beistandt eines Rechtsgelerthen außzuefuehren“* [前述の共同体 [オーバーローデン] と、とりわけ熱心な何人かは、熱心に私に要求し、顧問閣下から下された意見の内容について真剣に非難するのですが、彼らはそれを、この件に関する共同体の全体の最終的な決定と見解を後ろ盾としてやっているのです。そして、彼らはこの案件をある学識法曹の助力を得て慣習に従って行うことを欲しており、私に再び [裁判を] 始めるよう、強く勧めるために、何度も私の元に来ています。また、前述のオーバーローデンの共同体全体の名において、彼ら代表者も共同体全体も件の人物らを見逃すことは考えておらず、それどころかさらにはその人物らに対して生命財産を賭けるとまで申し出ています。そのうえで彼らに [裁判] 記録の写しを与えるよう、切実に訴えてきています]。

<sup>573</sup> Ebd., Fol. 19-22. 1627 年 10 月 9 日の請願。“[...]wan bei einem Standt des h. Reichs durch einen uralte tödlichen gebrauch undt herkommen einand ist observit worden, dan solches wirdt nicht allein zu gedachter P[einliche] H[alsgerichts] O[rdnung] selbst einem jeden Standt oder Obrigkeit für behalten, [...], doch wöllen wir durch dissenn gädige erinnerung, Churfüsten, Fürsten unndt Ständen ahn ihren alten wolhergebracht Rechtmesig unndt billich gebreucht nichts vernommen haben, welche clausuln eben auch zu dem Regenspurgische Reichs. abschied de anno 1532 sub tit: Halsgericht betreffend, in fine zu finden ist:... Gleicher gestalt so ist auch de praelisi halben zu den Cammergerichts Ordnung pt. 2. Tit. 1. [...] jeden undgerichts Ordnung undt gewohnheit zu halten für behalten woren, mit dissenn worthen: undt dz es mit dem procesi fermög desselben undgerichts Ordnung undt gewohnheit, undt sonst hierin gehalten wirdt nach eines jeden fürsten theils Ortschafft, Herschafft undt Obrigkeit löblich herkommen undt gebreuchen... Wie dan auch bey dem hochloblichen Ertzstift Würzburg den dergleichen Hexensachen ex officio procedirt undt quatidirt praticit wirdt, verhoffenthe E. Churf. G. werden auch unß bey solcher alten gewonheit undt gebrauch gnedigst handhaben, undt gleich wie zue Miltenburgh undt Dieppurgh und unsern Hexenpersohn procediren lassen.“ [神聖 [ローマ] 帝国の一部においては古来の死刑に関する慣習や慣例が見られ、それらは上述の刑事裁判令のみならず、あらゆる等族と [その] 当局に留保されています。[中略] しかし我々はこの慈悲深き勸告、選帝侯、諸侯そして等族の古き良く伝え来られたる法に応じた公正な慣習について、何も聞き知ってこなかったのです。この条項は 1532 年のレーゲンスブルク帝国決定においても「刑事裁判について」という題で最後に見られます。[中略] 同様に、帝室裁判所令の第二部、第一題においても、以下のようにすべての下級裁判令と慣習は保たれ、留保されるとしています。「裁判においては、その地の下級裁判令と慣習に従い、またあらゆる諸侯領、土地、ヘルシャフトまたは当局ごとに、讃えるべき伝統と慣習が保たれる」と。[中略] 誉れあるヴェルツブルク大司教領においても同様の魔女裁判が職権によって行われ、実践されています。選帝侯閣下の慈悲に乞い願います、我々においても同様にそのような古き慣習と慣行に基づいて慈悲深く [裁判を] 取り扱いますよう、またミルテンベルクやディーブルクのように、我々の共同体の魔女を裁いてくださいますよう]。

も疑われていたという住民の証言、さらには口頭で法学部に伝えられた彼女の母に関する噂などが拷問を行うに足る徴表と認められた。「マルガレータは確実に逮捕され、収監される。その上で、まずは拷問を伴わない尋問を行い、彼女が何も話そうとしないならば、拷問にかけられうる」<sup>574</sup>。

この鑑定を受けて、顧問会はついに同年 12 月 31 日の管区長への書簡で、マルガレータの逮捕を許可する。この許可から 1 カ月後の 1628 年 1 月 31 日、ツェント裁判所でマルガレータに対する裁判手続きが開始された<sup>575</sup>。マインツ大学法学部からは同年 2 月 18 日に彼女の裁判手続きについて、彼女に対する証言を行った 3 名の住人からも詳しく聴取を行うよう勧告がなされ、顧問会も証人に加えて告発者ではない公平な人物からも聴取を行うよう指示している<sup>576</sup>。

この証人尋問を、マルガレータと彼女の弁護人は、反論のチャンスとして利用した。弁護人は申し立てられた証言それぞれについて質問リストを作り、質問一つ一つについて告発者たちを聴取するよう求めたのである<sup>577</sup>。そして、顧問会の指示からおおよそ 2 カ月後、告発人と中立的証人のそれぞれの聴取記録に加えて、マルガレータ自身による無実を訴える請願が管区長の書簡に添付され、顧問会に届けられた<sup>578</sup>。顧問会はしかし、これに対して証人聴取で取り上げられている「告発点 *Klagarticul*」が何なのか書

---

<sup>574</sup> Ebd., Fol. 25r. „[...]daß zwar die wider des Christman Winters Hausfraw Annam, wie in gleichen die wieder Hans Jungen fraw Otiliam angezogene Indicia ad Capturam nicht sufficient, weniger zur Tortur gnugsam[...]Sonsten aber des Marcell Caßen wittib Margrethen belangendt, halten wir darfür... und dieweill zu den beiden besagungen diese andere starcke anzeigungen und vermutungen kommen, die Margrett gar woll und sicherlich zu gefänglicher hafft gebracht, darauf erstlich in der guette examinirt, und da sie mitt der sprach nicht herauß wolte, zur peinlicher frag angstrengt werden können“. [クリストマン・ヴィンターの妻アンナと、同様にハンス・ユンゲンの妻オッティリアに対して度々帰された徴表は、逮捕を行うには十分でなく、拷問を行うにも不十分である。しかし、マルセル・ガッセンの未亡人マルガレータへの訴えについては、我々は次のように判断する [中略] マルガレータは確実に逮捕され、収監される。その上で、まずは拷問を伴わない尋問を行い、彼女が何も話そうとしないならば、拷問にかけられることができる]。

<sup>575</sup> Ebd., Fol. 33-34. 1628 年 2 月 24 日、管区長から顧問団への報告書。

<sup>576</sup> Ebd., Fol. 31r. 1628 年 2 月 18 日、法学部からの勧告。また Ebd., Fol. 35-36. 1628 年 2 月 26 日の顧問団から管区長への指示。„[...]als lassen wir es bey solcher mehr erwehnten Juristen Facultet zu viel ermelten Mainz beschehner rechtlichen decision unsers theils, auch allerdings ohngeendert verpleiben, und dahin befehndt gestelt sein, das ietz benante Zeugen den nachsten uber den angeregten Indicial Puncten aidlich abgehört, auch etliche anderer ohnpartheyische Personen auß der Cent Oberroden, so Keine Clägers seind, wider die verhaftte Margrethen, den nechsten von euch erfordert, und vermittelt ebenmeßigen Aidts, ob sie viel melte Marcell Gassen Wittib Margreth, vor eine beschreyte Hexe oder Zauberin halten, und wohero solcher verdacht rhuren thue, befragt, dern aussag auch jederzeit ihro der verhafttin, zu ihrer verantwort: und abhinung gebuerlich communicirt für unserm und anders uns, mit allen beschriebenen Umstandt: undt vorgangenen Bezaigungen, zu fernerer erheischenden verordnung, hiewieder zue geschickt werde“. [マインツ法学部の法的判断に際して、我々としてもそれを受け入れ、もちろん変更することもない。また、以降について次のように命じる。言及された証人を、提案された証拠点について宣誓させた上で聴取し、ツェント・オーバーローデンに住む他の幾人かの公平な人物で、告発人に加わっていない者たちからも、捕らわれているマルガレータに対して聴取を行う。彼らにも同様に宣誓をさせた上で、前述のマルガレータを悪しざまに言い立てられているように魔女あるいは女妖術使いと見なすか、またどこからそのような疑いが来ているのか、聴取され、彼らや収監者の証言は、貴君の責任において書面とこれまでの証拠とともに正しく我らに伝えられ、さらに必要となる命令について、再び送付されるものとする]。

<sup>577</sup> Ebd., Fol. 39-44. この尋問項目は 1628 年 4 月 14 日の管区長からの報告書に添付されている。

<sup>578</sup> Ebd. Fol. 61-63.詳しくは次章で扱う。

面で届けられていないため、これを正式に受け取った上で回答をするとしている<sup>579</sup>。この官僚主義的対応は、一種の時間稼ぎと見ていいだろう。実際にはこれまでの書簡のやり取りや証言聴取記録の中から、どのような徴表に基づいてマルガレータが逮捕されたのかは明らかである。もう一度書面で受け取らなければ回答ができないというのは、判断を先延ばしにするための取ってつけた言い訳としか考えられない。この点からも、顧問会が決して魔女迫害に積極的であったとはいえないことが看取される。

この対応に業を煮やしたのか、最初の請願からすでに13カ月がたとうという1628年11月14日、「ツェント・ニーダーローデンの全共同体」の名でついに4回目の請願が届けられる。ここでマルガレータが長年にわたり妖術の噂の渦中にあり、かつての魔女裁判で二人の「魔女」から共犯者と名指しされたという従来の主張が繰り返される。さらに、当の容疑者に対する扱いは、住民たちからすればまことに甘すぎるものであった。

このような大いに悪しき噂のある女妖術使いが、これまでのところ牢獄に入れられるのではなく、一人で小部屋に隔離され、多額の費用がかかっており、これまで行われた拷問も彼女に対して甘く行われ、全ての手続きが僅かに半時間ほど行われるだけなので、女妖術使いである彼女はおそらく耐えしのぐことができるでしょう。また彼女を拷問から再び、彼女がいつも過ごしていた小部屋につれて行かれるならば、彼女にとってまた喜ばしいことでしょう<sup>580</sup>。

彼女は拷問にかけられたとはいえ、牢獄ではなく普通の小部屋に軟禁されていた。他の多くの魔女裁判の被告たちと比べれば、かなり恵まれた環境にあったらしい。しかし裁判を後押しする住民たちからすれば、このように囚人を寛容に扱うことは、ひいては裁判を長期化させ、共同体の負担を増やすことになる。

慈悲深き選帝侯閣下、そのような非道な例外的な犯罪に含まれる行いに対しては、カール五世の刑事裁判令第44条および、あらゆる刑事法とその学者たちの一致した意見に従って、単なる子供の遊びと同様な拷問ではなく、そのような悪魔によって強情にさせられ、否定するように取り憑かれた人間にとっても負担となり、それによって自白へと持っていくことが可能であるよう、真剣に厳格な尋問を行うべきです。我々ツェント全体が非常に不満に思っていることに、この大いに矯正すべき、あらゆる疑いにおいてまさしく咎人である人物を、このような多大な

---

<sup>579</sup> Fol. 64. 1628年4月18日、顧問団から管区長への書簡。„Dieweil wir dann ersehung der uber schickten beylagten den mangell verspüren, daß die ubergebene Clagarticul, daruff der beclagtin verfast Interrogatoria gewichtet und die Zeugen abgehört sein sollen, dabey nit vorhanden sein, unndt gleichwol die nottruff erfordert der zeugen abgelegte Kundschaften sowoll mit den articuln als auch beigefügten fragstücken mit fleiß gethan, Responsiones dargegen zu conferiren, alß wollen wir solchen einkommenen clagarticul zuvordst abschrift erwarten“. [我々は送付された文書を考察したが、次のような欠点を見つけた。公にされた告発点に基づいて質問項目が被告によって書かれ、証人が聴取されたのであるが、その告発点〔の具体的内容〕が報告されていない。また、必要に応じて、証人によってもたらされた、告発点やまた添付された質問項目を含む証明は真摯に行われたのではあるが、それに対する回答は協議の必要がある。それゆえに、我々はそのような告発点に関する書面による申し立てを待つものとする]。

<sup>580</sup> Ebd., Fol. 72. „[...]daß solche Ertzbeschreyde Zauberin bißhero in kein gefängnuß gesetzt sondern einzig unnd allein uff eine Stuben mit der Cont kostbarlichen schaden verwehret und darzu mit der vorgehabten Peinlichen frag alßo gelindt gegen sie verfahren worden, daß der gantze Actus kümmerlich ein halbe stund gewehret unnd sie die Zauberin alles wohl leiden und erdulden können sich wohl noch einer sonderlichen freudt vernehmen laßen als man sie von der Tortur widerrumb in ihr voriges unndt stublein darin sie zu jeder zeit verhalten geweiß gebracht hat“。

費用をもって、彼女が小部屋から出てあちこちを見て歩いたり、彼女のところに来るあらゆる人々と会話したりすることができるような、彼女にとって楽な状態に置いているのです。加えて、彼女のためにすでに 1200 グルデンがかかっており、それを私たちは彼女のために支払わねばなりません<sup>581</sup>。

以前に魔女訴追のためには生命財産をかけると言った住民たちの悲鳴が聞こえてくるようである。形式的な手続きを要求し、裁判の引き延ばしをする顧問会の戦略は確実に効果を発揮しつつあった。しかし住民側も、これまで出てこなかった証言として彼女が洗礼直後の子供に呪いをかけたこと、あるいは嵐を払おうとしていたこと、彼女が祝福を授けた少女や牛が死んだといった新情報を追加し<sup>582</sup>、厳格な拷問と裁判の迅速化を促している。この請願は管区長の預かり知らぬところで選帝侯顧問会に直接持ち込まれたという点でこれまでの請願とは異なる。管区長を介したやりとりを業を煮やした共同体が実力

---

<sup>581</sup> Ebd., Fol. 74r. „Weil dan gnedigster Churffürst] und herr [...] solche thaten welche in hoc nefanto et excepto Criminb vermög Keysers Caroly 5 Peinlicher Halßgerichts Ordnung Titulo 44 auch aller peinlich rechten und derer Lehrer einhellige Mainung mehr dan genug sahen inditia gahr nicht auff eine schlechte gleichsam Kinder spielliche Turtur, sondern auff ernstliche strenge frag also gerichtet dadurch solche ohne daß vom Teuffel erhardete und zu leugenen besessen Menschen, die selbige auch fielen und dar durch zue bekandnuß gebracht werden mögten: ...Über daß unß der gantzen Cent sehr beschwerlich, ein solch Ertberichtigte und außer allen Zweifel recht beschuldigte Person mit so schwehren Kosten gleichsahm nun in ihren wollust, sintemahl sie auß ihrem stübgen hinauß an den Mayn und hin und wider sehen kan und mit Meiniglich so zu ihr kompt sprech halten kan zu underhalten bevorab daß bereyds uff den Zwölff hundert gülden auff sie geloffen, welches wir vor sie außzahlen müßen“.

<sup>582</sup> Ebd. Fol. 72v-73v. „Seindtmahl über alles ander unnd voriges Neuwe unerhörte aussagen wider dieselbige einkomen, in dem Marthin Frey von Oberrotha außdrücklich von ihr zeuget unnd saget, daß nach dem dieser Zauberin Haußwirth Marcel Gaß ihme freyen vor siebenzehen Jahren ein Kindt auß der h[eiligen] Tauff gegeben, hab sie die Zauberin seinem weib der Kindt betzeig drey windel verfhret dadurch daß arme unschuldige Kindt dermaßen verhexet, daß so baldt es die Mutter darein gewickelt, daselbige von stundten Kranck undt Lahm worden[...] Ferner klagt unnd sagt jtz gemelter Frey ihr nechster Nachbarein wol bekandter ehrlicher alter glaubwürdiger und Zaugwürdiger Man wie er in seinen Stahl mit seinen Augen gesehen, daß alle undt jede mahl wan ein gewitter kommen dieß zauberin also baldts in ihren am Hauß liegenden garten gelauffen, einen Baum geschüldet, hernacher die an auseinander geworffen, erden genohmen dieselbige hin und wider gestreuhet nicht anders als wan sie das gewitter verstreuchen und vertrieben wolt[...] So sagt und bekandt weiders ein anderer auch glaubwürdiger ehrlicher unnd Zaugendüchtiger man Hanß Seywig von ermelten Oberrothen daß ermelte Zauberin ihme eins mahl ein kranckes Mägtlein welches daß fieber gehabt, gesegnet, so es darauff verlaßen, aber hergegen ihme ein Kuh also gesegnet, das sie kurzlich dar durch gestorben“. [このマルガレータに対する新しい、まだ聴取されていない証言が我々の元に入ってきました。オーバーローデンのマルティン・フライは明示的に彼女について証言し、以下のように言いました。17年前、この女妖術使いの夫マルセル・ガッセンが彼フライに、ある子を洗礼盤の中から渡しました。この女妖術使いは彼の妻に子の寝具布と3つの裸をとり、そうすることによってこの哀れな罪なき子に妖術をかけ、間もなく母が子をその裸にくるむと、子は数時間ぐったりとして、マヒ状態になったのです。[中略] さらに、今言及したフライの隣人であり、よく知られた名誉ある年をとった信用ある、証言能力のある人物が、彼が納屋で自身の目で見たことを証言しています。嵐が来るときには毎回、この女妖術使いが家に隣接する庭に走ってきて、木[の枝]を一本とってその後それをあちこちに投げ、土をつかんでそれもあちらこちらに振りまいていました。彼女が嵐をまき散らし追い払おうとしているとしか思われませんでした。[中略] さらに、同様に信用のできる名誉ある証言能力のある人物であるオーバーローデンのハンス・ザイヴィヒは、次のように言い、告白しています。上述の女妖術使いが一度、病気で熱のあった彼の下女に祝福を与え、立ち去ったことがありました。しかしまた彼の一頭の牝牛も祝福し、彼らはほどなくして死にました]。

行使に出始めたと見ることもできよう。

しかし、この請願は結局叶えられることはなかった。顧問会は再度法学部による鑑定を指示し、今度はヴェルツブルク大学法学部から鑑定を受けることとなった。1628年12月9日付のヴェルツブルク大学法学部の鑑定は、マインツ大学のものとは正反対の帰結をもたらした。

前述の件においては、すでに被告が拷問を耐え抜いた後では容疑のゆえにさらに彼女を責め立てることはできないと、我々は考える。新しい徴表が実際に見つけられないならば、医療費および補償を支払い、〔手続きを〕終了させ、牢獄から釈放すべきであるという見解である。〔中略〕被告である彼女は無罪と認められたわけではなく、ただ〔証拠不十分のため〕やむにやまれず、裁判所の観察の元に放免される<sup>583</sup>。

共同体が集めてきた新「徴表」は認められず、拷問によっても自白が得られなかった場合には釈放されるというカロリナの規定に従い、裁判の終了が指示されている。ここではマルガレータが無罪かどうかということ自体を問うのではなく、厳密に手続きに従うという法学者の官僚的な姿勢が伺える。この鑑定を受け、1628年12月18日、顧問会から管区長へ最後の通達が届いた。法学部の鑑定も顧問会も、共同体の出してきた「新徴表」を適正とは認めなかった。マルガレータは自身の収監にかかった諸費用を負担し、復讐断念を誓約することを強いられたものの、ついに放免を勝ち取ったのである<sup>584</sup>。

オーバーローデンの管区長は常に共同体からの魔女裁判への圧力にさらされ、報告の中ではむしろ彼らの言い分に説得されているかのような文面も見られる。しかし、顧問会との連絡はほぼ途切れなく続き、実際の裁判運営もその指示に従って行われていた。彼がさらなる拷問を求める地元の熱意に同調していたならば、裁判の結果は違ったものとなったであろう。

---

<sup>583</sup> Ebd., fol. 82v. „In widrigen fall aber sehen wir nicht wie ihr ferners nach albreit ausgestandener Tortur verdachtswegen könnte zugesetzt werden, sondern da die neüie Anzeig sich uf der That unndt wahrheit nicht befinden solten des sie alsdann uff zalung altzt unndt reliquir compensatir et pensis also ab nestantin judiciy zu absteliiren unndt der gefenglichen hafft zuelassen sey[...] wegen sie beklagte nicht a crimine itho unndt also für unschuldig erkant sondern blößlich ab instantia & observatione judicy erledigt wirdt“.

<sup>584</sup> Ebd., fol. 84. „demnach wir, die von ermelter ohnrhuwigen gemeindt, wid[er] gedachte lang verhafte und torquirte williben, jungst eingebene ferners vermeinte Zeuberische inditia, allen reyfflich erwogenen umbstenden nach, nit der erheblich: und treffigkeit zu sein befinden können, das uff ihr dan Gemeindt, ohngestummes anhalten, welcher sich vor Cläger und zugleich vor Zeugen angeben wollen, gegen vil gesagte Wittib, mit mehrer schärpffe verfahren werden möge, unsers ermessen auch schwerlich zu verantworten sein wirdet, dieselbe nach so schrüffer außgestander Tortur, und derent wegen purgirten inditien, lenger in squalore conceris enthalten, und darinnen gleichsamb verderben, zue lassen, hierumb so wehre unsers meynung hiemit, ihn hettet oft besagte verhafte wittibin nuhmehr den nachsten, uff einen geschworenen Urphaden de non iudicando canceri, und beschehene abstattung, dern uff ihr person zeit gewehrten verstrickung, uffgelassenen – Zahlung: und Thurnkosten, der gefangknus erledigen, und zu ihrem häußlichen costen“. [件の不穏な共同体が、例の長く収監され拷問された未亡人に対し、最近さらに持ち込んだ妖術の徴表と称するものをつぶさに吟味した結果、我々はそれらを重大かつ適正なものとは見なされ得ないと判断した。それら徴表に基づき共同体は、原告とまた同時に証人をもってそれら徴表を申し立て、前述の未亡人に対し、より厳しく手続きが行われるよう猛烈に求めている。この被告を、彼女が拷問を耐え抜いた後に、そしてそれゆえに雪冤された徴表に基づいて、さらに長く投獄しておき、そこで彼女を損なわせることに答えることは、我らの判断としても難しい。これに関する我らの意見は、前述の捕らえられた未亡人を今やすぐに、復讐断念誓約をさせ、また彼女にかかった諸々の関係費用の未払い分や収監費用、彼女の家賃の支払いなどを行わせた上で釈放することである]。

#### 4-4-2-2a. ディーブルク：1590年代の魔女裁判

もう一つの事例、ディーブルクに舞台を移そう。ディーブルクは上管区の西端に位置する小都市であり、三つの近隣共同体(アルトシュタット Altenstadt, モンフェルト Monfeld、ホルツハウゼン holzhausen)および5集落(クラインツィンマー Kleinzimmern, アルトハイム Altheim, ミュンスター Münster, エッパーツハウゼン Eppertshausen とヴェアラッハ村 Dorf Werlach)とともに行政単位であり裁判所管区でもあるツェント・ディーブルクを構成していた。1618年ころには市壁内に900余人、近隣を併せて1800人余の人口を数えた<sup>585</sup>。この都市で1596年に最初に魔女裁判が行われるきっかけとなったのが、マルティン・シュトッフエルという市民によって提出された請願状であった。1596年、シュトッフエルは自分に妖術をかけたとして、隣人エヴァルト・シュッツの妻と娘を名指した。それによれば、両者は長年互いの土地を流れる水路の利用について争っており、シュトッフエルはこれを解決するために隣人から地所を買い取ろうとした。しかしシュッツの妻と娘はこの取引に反対であり、そのころからシュトッフエルは身体の不調を覚えていたという。シュッツ家の土地を買い取り、そこに住居を構えた後もひどい痛みがあり、シュトッフエルは二度にわたって瀉血を受けねばならないほどだった<sup>586</sup>。シュトッフエルはシュッツの妻と娘を疑い、往来で彼女らを妖術使いと非難したが、彼女らがそれに対して反論しなかったためこの疑いはさらに強まった。シュトッフエルは選帝侯の役人に宛てた請願の中で彼女らを逮捕するよう求め、それが出来ない場合は自ら彼女らに復讐するとまで言っている<sup>587</sup>。

さて、ここで重要なのはこの請願が私的原告としての告発状ではなく、あくまで当局が職権により彼女らを訴追するよう求めるものだったことである。この場合、請願状を提出したシュトッフエル本人には裁判費用の保証など原告としての義務は発生しない。彼の言う「復讐」は被害者が自ら加害者を訴え出る弾劾訴訟を行うという意味ではなく、あくまで私刑として暴力行為に及ぶことを意味しているに過ぎないのである。

この請願は1596年7月20日、現地の役人から遠く離れた自領のホンブルクに滞在していた管区長の手を経てアシャッフエンブルクの宮廷顧問会に送られ、宮廷顧問会は現地に管区長を派遣して調査に当たらせるよう指示した。8月26日にはディーブルクに到着した管区長の元で調査が開始される。シュトッフエルは管区長および在地役人、市参事会員の立ち会いの前で彼の主張を繰り返した<sup>588</sup>。彼は市民に起こった様々な不幸をシュッツの妻マルガレーテの悪意と解釈した。例えば、シュトッフエルに起こった身体の不調、痛みは医者の見立てによっても医学的な原因が見受けられず、妖術が原因と推測された。家畜の死もマルガレーテの妖術と結び付けられた。シュトッフエルとシュッツの地所売買に際してマルガレータの説得に当たった参事会員ヤコブ・ミュラー所有の子牛が説得から8日後に死んだこと、シュッツから18グルデンの借金があったシュタイン夫妻が督促されこれを返済したものの、マルガレータは3グルデン足りないと主張し、シュタインらは返済を拒否した。4週間後、彼らの牝牛と4頭の子牛、豚

<sup>585</sup> Valentin Karst, Die mittelalterliche Verfassung Dieburgs, in: *Dieburg. Beiträge zur Geschichte einer Stadt*, Dieburg 1977, S. 49-56 (以下、Karst, Die mittelalterliche Verfassung Dieburgs), hier S. 49.

<sup>586</sup> Valentin Karst, Ein Dieburger Hexenprozeß von 1596, in: *Dieburg. Beiträge zur Geschichte einer Stadt*, Dieburg 1977, S. 102-107 (以下、Karst, Ein Dieburger Hexenprozeß), hier S. 102.

<sup>587</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 109, 147.

<sup>588</sup> Karst, Ein Dieburger Hexenprozess, S. 103.



1頭が死んだことを挙げている。子供の死産もマルガレーテの仕業と解釈される。前述のシュタインの妻は6回の死産が続くなど不幸が重なった。また、ハンス・ヴェルカーの妻は森の中で木材を集めた際に、マルガレータからそれはシュッツ家の所有物であると主張された。その出来事の後、マルガレータは彼女と会うたびに何やらつぶやいていたという。その後、彼女は7回の出産を経験するが、6回は死産であった。この死産の陰に、彼女らはマルガレーテの妖術の存在を疑ったのである。さらに、マルガレーテにとって不利な長年の噂もあった。彼女の祖母はかつて妖術の疑いで逮捕され、獄死していたという<sup>589</sup>。さらに、夫エヴァルトにも嫌疑がかかる。彼は酒に酔った際度々おかしな行動をしていた。ある時には娘の求婚者に向かって、彼女が母から妖術を習い、彼もまた妖術を行うことができると言ったという。また、ある時はやはり酒に酔って首を吊ろうとし、助けに呼ばれた隣人は「悪魔が迎えに来る、悪魔はやはりいるのだ」と彼が叫ぶのを聞いたという<sup>590</sup>。

これらの証拠を宮廷顧問会がどう評価するかを待たず、ディーブルクの役人はエヴァルトとマルガレーテのシュッツ夫妻、その娘クリスティーナを逮捕する。比較的理性的な対応をしていた宮廷顧問会の統制は地元の圧力の前に崩されたのである。8月28日にこの報に接した宮廷顧問会は在地役人による勇み足を叱責したものの、さらなる取り調べとその詳細を報告するよう指示している。9月5日は尋問が行われるが、この間に管区長は再び自領のホンブルクに帰還し、取り調べはディーブルクの在地役人が指揮することになった。マルガレーテの尋問には刑事も同席し、拷問の脅しも用いながら先のシュトッフエルによる告発点の確認されるが、彼女は何も認めなかった。病気ゆえに拷問を免れた娘クリスティーナも同様に容疑を否認し、夫エヴァルトも、彼の言動は酒の上での冗談に過ぎなかったと主張した。9月17日にはさらなる証人が集められた。彼らは被告らには長年にわたる噂があったとし、拷問によって真実を明らかにするよう求めた。その噂とは、例えば次のようなものである。28年前、ある煉瓦工をシュッツ夫人が訪れた際に煉瓦を焼くかまどの火が消えてしまい、それ以来まともな煉瓦を作ることができなくなった。また他のある市民は29年間にわたって16頭の牝牛、4頭の馬、7頭の豚と4頭の子牛を死なせてしまったが、この時マルガレーテがいつも彼の家の前を通っていたため、疑わしく思っていた。先に出てきた彼女の祖母に対する疑惑といい、共同体の中でいかに長い間悪評が保持されているかを示す例であろう。これらの証言に基づき、宮廷顧問会はついにマルガレーテに対する拷問を許可する。しかし、彼女は拷問に耐え、ついに否認を貫きとおした。宮廷顧問会は10月2日、最終決定を下し、マルガレーテは裁判費用を負担することで釈放されるが、都市に騒擾を引き起こした咎で復讐放棄を宣誓した上で選帝侯領を追放されることになった。娘クリスティーナも費用を支払った上、10月12日に釈放された<sup>591</sup>。

以上がディーブルクの最初の魔女裁判の顛末であるが、ここで目立つのは、宮廷顧問会と在地の温度差である。宮廷顧問会が厳格な証拠判断を行おうとするのに対し、在地役人は市民からの突き上げにより宮廷顧問会からの許可がないままに逮捕に踏み切らねばならなかった。管区長がディーブルクに常駐しておらず、常に遠隔からの指示を与えていたこともこの状況に拍車をかけたであろう。

---

<sup>589</sup> Ebd., S. 103f.

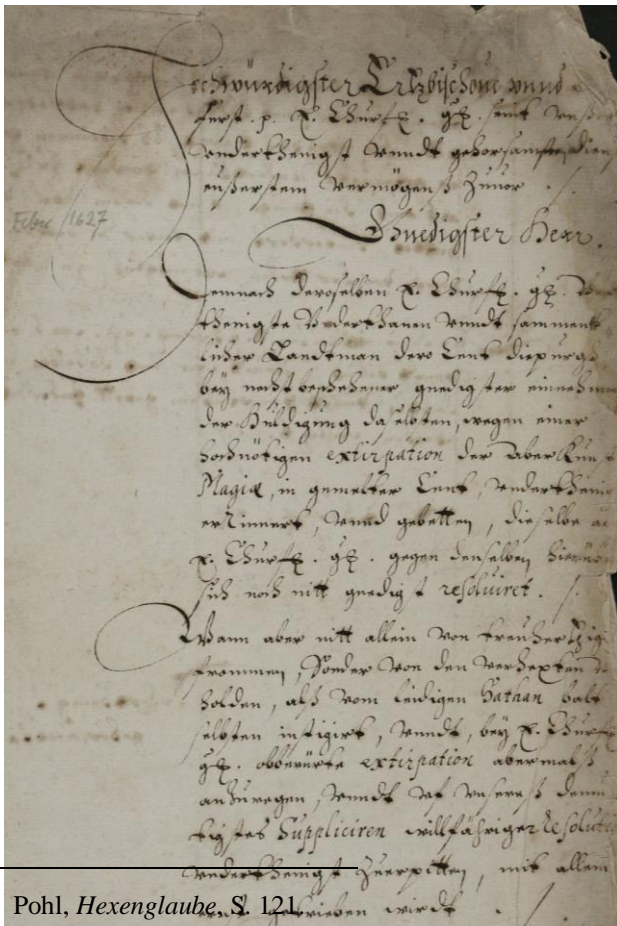
<sup>590</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 110.

<sup>591</sup> Karst, *Ein Dieburger Hexenprozess*, S. 105ff; Pohl, *Hexenglaube*, S. 110.

#### 4-4-2-2b. 1627年の魔女裁判

ディーブルクが激しい迫害の波に見舞われるのは1626年からである。1626年秋、代替わりにあたり、新選帝侯ゲオルク・フリードリヒ・グライフェンクラウ・フォン・フォルラートは都市の誠実宣誓を受け、ディーブルクを訪問していた。選帝侯の行列の前に、突然駆け寄る数人の市民。彼らは都市の代表と称し、おもむろに請願状を読み上げる。彼らの要求は「妖術の悪弊を取り除くこと」である。新選帝侯はこの口頭での要求に対し、即座に何らかの決断を下すことは避けた。なんら動きのない当局にしびれを切らし、翌1627年2月にこの請願は文書に整えられ、再度アシャッフエンブルクの宮廷顧問会に送付される<sup>592</sup>。

「選帝侯陛下のご慈悲において恭順なる臣民とツェント・ディーブルクの住民全体が、慈悲深くも近日行われる〔都市の〕表敬訪問に際して、上述のツェントにおける魔術の悪しき業を除去するという必要不可欠なことのために、恭しく注意を喚起し、お願い申し上げます。選帝侯陛下の慈悲において、この



の魔術に対して〔裁判を開始することを〕未だ決議されておりません。〔中略〕我らの恭順にして神の意志を乞い求める嘆願はここに選帝侯閣下のご慈悲に訴える。極めて忠実な臣民に対して慈悲深く当地の内部から〔妖術の悪弊を〕取り除かれんことを。のみならずまた、悪によって破滅をもたらす輩をこれから先すぐに炎によって焼き、地上からできうる限り根絶することを。〔中略〕慈悲深き選帝侯閣下へ、恭順にして忠実に、ツェント・ディーブルクの全住民<sup>593</sup>。

恭しい、同語反復を多用する冗長な形式でつづられたこの請願状には起草者の個人名はなく、「ツェント・ディーブルクの全住民」の名のもとに提出されている。また具体的な被疑者の名前や被害の状況、またその根拠などへの言及はなく、一般的な問題として魔女の害悪が論じられているのみである。

<sup>592</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 121.

<sup>593</sup> StA MZ, 28/291 Lage 3. „Dennach deroselben E[uer] Churf[ürstlicher] g[naden] vnderthenigste Vnderthanen vnnndt 請願状の抄本(1627年2月6日)ont diepurgh, bey nechst beschehener gnedigster einnehmen der Huldigung daselbsten, wegen einer hochnötigen extirpation der Aberkunst Magia, in gemelter Cent, vnderthenig erinnert, vnnnd gebetten, die selbe E[uer] Churf[ürstlicher] g[naden] gegen derselben hierüber sich noch nitt gnedigst resoluiet. [...]Deß gelangt hier uff an E[uer] Churf[ürstlicher] g[naden] vnser vnderthenigst vnnnd vmb Gotteß willen hochflehentlichst Pitt, die geruhen sowohl sich hier innen gegen dero getreueste Vnderthanen gnedigst zu resoluiern, alß auch die jenige, so mit diesem vbel vergiffet, hinforderst mit ffeuer zu verbrennen, vnnnd von der Erden, wo möglich, zu vertilgen.[...] E[uer] Churf[ürstlicher] g[naden], Vnderthenigst, Gehorsambst. Der gantze Landtman der Cent diepurgh“.

その後の経過はアシャッフエンブルクの顧問とディーブルクの役人との間の書簡のやり取りから明らかになっている。同年3月16日の顧問からの書簡では、ディーブルクの役人が請願人らに対し、当局の職務を不当に侵害しないよう、法に準じた十分な徴表を提示するよう、そして「一致団結して互いに誓い合うことのないよう」指示したことが書かれている<sup>594</sup>。これは、トリーア選帝侯領などで見られたような反抗的な民衆組織が勝手に魔女裁判を行い、ひいては暴動じみた事態に発展することへの警戒であろう<sup>595</sup>。さらに同書簡では、請願人らにより幾度か密告が持ち込まれたことが触れられている。密告の根拠として「最近行われた魔女の処刑に際してエッパーツハウゼンのハンス・ラウフェンの未亡人が、魔術の疑いをかけられたゆえに、9か月にわたって市外へ逃亡していたが、彼女は今共通の噂から次のように言われている。我々の他の管区ではそのような悪習〔魔術〕の根絶が再び行われているので、彼女は我々の管区ディーブルクにおいて同様の処刑が行われるかもしれないと心配している」という情報が挙げられている<sup>596</sup>。近隣の魔女の処刑に対応するような逃亡、そして帰還後の噂。魔女でないならば、なぜ処刑が行われることを心配しなければならないのか？ 宮廷顧問会がしばしば「証拠不十分」を理由にこのような請願を却下していたことを鑑みれば、ある程度具体的な情報を盛り込むことは請願の成否に関係したであろう。「女が一人で森から出てきた、その後濃い霧と強い風が起こった」<sup>597</sup>、「若い息子が原因不明の発熱をしたときに、隣人や友人が見舞いに来る中、息子嫁だけが見舞いに訪れず、〔病気のことを〕聞いて笑っていた」<sup>598</sup>、このように請願状に織り込まれた断片的な噂などの情報は、「徴表」として受け取られ、時には宮廷顧問会が逮捕拘禁を許可する根拠となった。ここで請願状は民衆が何を妖術の被害とみなし、どのような態度をもって魔術の根拠とみなしたのか、そのような民衆的世界観を当局へと発信するメディアとして働いているのである。

1627年春、選帝侯はついに調査の許可を与える<sup>599</sup>。しかし、名指しされた6名に対する逮捕に十分な証拠はなかなか集まらなかった。停滞を破ったのは一人の女性の逃亡未遂事件である。彼女は同市に隣接するヘッセン・ダルムシュタット伯領の町で、追跡してきた5人のディーブルク市民に取り押さえられ、ディーブルクに送還された<sup>600</sup>。彼女の逃亡をこれほど迅速に阻止できたのは、当局ではなく市民た

<sup>594</sup> StA MZ, 28/291 Lage 4. „[...]alß woltest du sie hiebeyneben mit ernst dahin erinnern, daß sie sich dißfalls an vns, als ihrer von 3 od[er] 4 vorgesezten Obrigkeit, nie vergreifen, sond[er]n da sie gegen eine od[er] ande[re] verdächtige Person genugsame iudicia vnd vmbstande, daruff zu fussen, zu haben vermeihen, daß sie solches vermög der Rechten, vnd Key[ser] Carls deß fünfften vfgerichter peinlicher halßgerichtsordnung, angehörigen orten anpringen vnd außüben, zumindest aber sich alles zusammen Lauffens vnd vergatterung allerdinges enthaltten sollen [...]“.

<sup>595</sup> ディーブルクでは1590年代に起こった魔女迫害の際に暴動が起こり、選帝侯自身が介入した経緯がある。Pohl, *Hexenglaube*, S. 109-117.

<sup>596</sup> StA MZ, 28/291 Lage 4. „vnd danach bemelte supplicanten in der einen pittschriff vnd anden vorgeben, daß bey nachst vorgangene hexen Execution, Haß lauffens wittib von Eppertshausen wege beschuldigter zauberey, drey virtel Jahr lang außflüchtig worden [hernaches aber sich widumb (読み取り困難) hauß begehen,] vnd als sie izo aus gemeinen Geschrey vernommen, daß in andn vnsers Ern seitts Ämptern die außveutung solches lasters widumb vorgenommen werde, vnd sie sich dahero besorgt, es möchte in vnseren Ampt Diepurgh, [...] gleichen execution auch wird umb vorgenommen werden“.

<sup>597</sup> 1594年3月のオスターブルケンからの請願状 BstA WBG, MRA Fragm. K 598/62.

<sup>598</sup> 上管区ヴィッカーからの請願状 (1627-31年?) BstA WBG, AAR 360/X Nr.2, fol. 323-324.

<sup>599</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 121.

<sup>600</sup> StA MZ, 28/291 Lage 22; Pohl, *Hexenglaube*, S. 122.

ちの自発的な行動あつたことだったのである。おそらく彼女は噂の渦中にあり、隣人たちのインフォーマルな監視下に置かれていたのではなかったか。この逃亡と捕物劇は、民衆が当局の職権を犯してでも突出した自力制裁行動に出る可能性を暗示している。容疑を受けた中での逃亡未遂は彼女を逮捕し拷問にかけただけの十分な根拠となり、裁判が開始された。尋問にかけられた被疑者が自供して挙げた「共犯者」はそのまま次の逮捕者となり、熱狂的な迫害の連鎖が始まった。ここに至っては宮廷顧問会の監督機能も形骸化し、この暴走に歯止めをかけることもできなくなった。かくてディーブルクは1627年から1630年の4年間に都市参事会員の妻など上層市民も含む143人の「魔女」の処刑を経験することになる<sup>601</sup>。この連鎖的な裁判からは、最初の請願がある程度のものであったのではないかと推測できる。

#### 4-4-2-2c. 三十年戦争後の請願事例

ディーブルクにおける魔女裁判は1630年を最後に終わった。1627年の例では、ディーブルクの請願は共同体の後押しを受けて裁判を開始させることに成功した。三十年戦争後にも一部の市民はまだ魔女裁判は終結しておらず、あくまでも戦争のために中断されたと考え、請願を繰り返している<sup>602</sup>。

1653年、ディーブルクの在地役人は6月21日のツェント裁判所の開廷に際して、「市民および住民」一部の市民が魔女裁判の「再開」を求めたことを報告している。在地の役人は根拠が不十分であるとして、この住民の「深刻かつ真剣な」請願を受け入れることができず、むしろ選帝侯代理人（＝ここでは顧問会のこと）に、伺いを立てるよう指示した<sup>603</sup>。そこで3名の市民の名で請願状が書かれる。「神がご自身で申命記13章および出エジプト記22章においてこの嫌悪すべきまた厳しく罰せられるべき悪行について、真剣に、また免れ得ない罰によって取り除き、根絶するようお命じになられた」ゆえに、魔女裁判は神意にかなっており、「スウェーデンの戦争によってそのような裁判がいまや置き換えられたままになっており、また保管されている記録からそのような悪行の十分な密告と誓約とともに、その同人物らにとりわけ疑いがかかっている」として、改めて選帝侯に裁判の再着手を迫る。「未成年で罪のない、また揺りかごの中の子どもが、彼らの両親と別れて敬虔な人々もろともに誘惑され、そのような悪業に

<sup>601</sup> 以降の迫害の経過と規模については Pohl, *Hexenglaube*, S. 122-131. ポールはまた裁判に巻き込まれた人々をリスト化している。Ebd., S. 344-352.

<sup>602</sup> 1630年に最後の処刑の記録が現れてから、1631年スウェーデン軍がマインツ選帝侯領に侵攻するまで1年ほどの空白が見られるため、ディーブルクにおける魔女迫害の終焉と戦禍とは直接の関係は立証しがたい。1631年クリスマスにスウェーデン軍によりマインツ市が占領され、選帝侯はケルンへと逃亡し1635年まで帰還は叶わなかった。ディーブルクは1632年、スウェーデン王からファルツ伯ゲオルグ・グスタフ・フォン・ラウターエッケンに譲渡され、1634年まで君主の交代を経験した。この間、街道は封鎖され関税収入は入らず、なおかつ長年にわたる軍税の徴収と傭兵による耕地の荒廢に苦しめられることとなった。1635年のペストの大流行はツェント・ディーブルクだけで600人以上の命を奪い、飢餓に苦しむ人々の窮状に追い打ちをかけた。Jürgensmeier, *Kurmainz*, S. 91-94; Karst, *Amtsstadt*, S. 108-114.

<sup>603</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 1, „G[nediger] *Ambtman aber dieses daß Landtmans schwehr- vnd hoheß petitum, welchem statt zugeben dato keine genuchsame vrsachen abhanden, nitt ahnnehmen können, sondern viel mehr zuerforderten höherer sonderation ahn Ihre Churf[fürstliche] G[naden] hochchläbliche statthaltung verweisen wollen*“.

手を染めねばならないことにならぬよう」管区長に魔女裁判開始の指示を下すよう要請している<sup>604</sup>。

ここで興味深いのは、在地役人が初めに自らこの訴えを却下しておきながら、より高位の判断を仰ぐよう民衆に示唆したことである。民衆に次の一手を示すことで当面の彼らの不満を抑え、なおかつある程度彼らの行動を掌握することも在地役人の選択しうる行為オプションのひとつだった。在地役人はすでにこのような請願が聞き入れられるものでないと予測していたのではなかったか。すでに戦争の混乱を脱し秩序を取り戻しつつあったマインツ選帝侯領においては、在地役人と選帝侯政府の意思疎通は十分に行われ、魔女問題に対しては足並みをそろえる準備が出来ていたと考えられる。つまり、ここでの請願状はあくまでも当局による時間稼ぎないし一時的な不満のガス抜きに利用されたのである。

1653年の請願が不発に終わった後も、1667年8月11日に再びディーブルクとオーベルンブルク Obernburg、ビュルクシュタットおよびアイヒエンビューールというかなり広域にわたる住民の名で請願状が提出される。請願は「いくらかの人々に対する憎しみや、例えば感情的な嫉妬からでは決してなく、ただ純粋な神の名における心からの熱意とキリスト教徒に課せられた幾千もの魂への憐れみゆえに、未だ誘惑されていない我らの貧しき罪なき子らである若者たちを守り愛に仕えるため」「神に背き害あるサタンに誓って肉体も魂も捧げた悪魔的な怪物たちに対して神の命による力において、またあらゆる正義の秩序に従い、このたび厳格な正義を手にし、神の怒りを鎮め、今後も神の罰が我々に降りかからぬよう」<sup>605</sup>魔女を裁くべきであると訴え、再び青少年を守り、神意に従うというモチーフが強調される。子どもや若者がとりわけ魔女の誘惑の被害者となりうるという主張は、逆にいえば、子どももまた魔女裁判の対象となりえた可能性すら示している。請願はさらに魔女の害悪について切々と訴える。

およそこの世にかつて存在し、そして今も存在する罪や悪業の中で、この忌まわしい魔女術 Hexerei の悪業よりも残酷で害あるものは今まで見聞きされてこなかったし、これからもないでしょう。この悪業はあらゆる恐ろしい悪を同時に含み、その一面にはびこる毒ある雑草でもつ

<sup>604</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 2. „durch fleißige inquisition zu wohlverdienter straff gezogen werden Gott auch selbsten deut[e]ro[nomium] 13 vnnd Exod[us] am 22 dieses anscheulich vnnd hochstrafbares laster in welchem alle sundt begriffen ernstlich vnnd bey betragung ahnauß bleiblicher straff zu extirpiren, vnnd auß zu rotten befehlt. Dieweill nun durch daß vergangene schwedische Kriches wesen solcher proceß alhier ersitzen blieben, vnnd sonder zweiffel vermög gehaltener protocoll dergleichen persohnen so mit genugsamenn denuntiationbq vnnd votis solches lasters wegen behafft gefunden werden können, vnnd billig der gleichen straffen nit entgehen sollen... weill der herr Amtmann alhier sich ein geringsten nit ahnnehmen voll nach begerdt mit gewöhnlicher wohlverdinter straff ahnsehen, vnnd derent wegen gnedigen vnnd großgunstigen befehlt ertheilen zu laßen, damit nit die ahnmundige ahnschuldig: vnnd in wigen liegende Kinder nach verlaßung ihrer eltern mit sampt den fromme menschen verfuhr vnnd in solch laster gerathen mußen“.

<sup>605</sup> BstA WBG, MRA K. 211/205. „[...]gar nicht auß hasß oder etwa passionirtem eyfer gegen einiger menschlichen Persohn, sondern pur vnndt allein auß bewegenden eyfer göttlichen Nahmenß, christlichen schuldigem mitleiden so vieler taußent seelen, zu schutz vnd praeseruation der zarten vnd noch vnverführten Jugendt Vnßerer armen ohnschuldigen Kinderlein, vmb außtilgung vnd abschaffung deß allergrowlichsten, verfluchten vnd vermaledeyten Zauberey Lasters, durch einige iüngsthin zu Walthüren, Euer Churfürstlicher Gnaden vberreichte Klagschriften, in vnderthenigkeit gebetten. Können auch nit vmbgehen, noch weiter anheltlich zupitten, gegen solche von Gott abgefallene, dem leydigen Sathan ex professo mit Leib vndt Seel ergebene Teüffelsche vnholden, in Krafft göttlichen Befehls, vnd nach verordnung aller rechten, die strenge gerechtigkeit der mahl eins vor die Handt zunehmen, damit der gefaste zorn Gottes besenfftiget, vnndt ins künfftig so vielfaltige straaßen, von vnß abgewendet worden vndt pleiben möchten“.

て、この我々の貧しき時代に数えきれないほど多くの人民を汚染し、墮落させているだけではありません。そのような呪わしい人々がいかに自らの妖術を公に口に出しているか、いかに彼らの秘密の集会において、神と隣人への反抗的な憎悪から、悪魔に仕え、彼らの隣人と愛すべき父なる土地を肉体と財産、さらに魂までも傷つけること、実りと作物をそこかしこの土地のみならず、可能な限り全世界の天地で、悪魔的な手段によって全滅させることを、恥ずかしげもなくあらゆるやり方で実践し、言語に絶する不幸と困窮を引き起こしているか、領邦中に知られるほどです。これらすべてはあまりにひどい汚辱と神の尊厳への侮辱、キリスト教へのあまりに回復しがたい害悪、数えきれないほどの魂の消失であり、悪魔の国を増幅させることであります。したがってそのような悪業とともに、当然なことに至高の神の怒りと〔それによって引き起こされる〕悲運によって、痛みに満ちた経験という多種多様の災い、神罰、そして大切な貯蔵ワインの腐敗、その他作物の腐食、痛ましい被害が明白に起こるに違いないのです<sup>606</sup>。

ここでは悪徳がはびこることによる神罰への恐れが、ほとんど妖術そのものへの害悪よりも大きく描かれている。つまり、実際に存在している様々な不幸ではなく、将来起こりうる災厄にむしろ焦点が当てられていると言えよう。このようなレトリックを用いるならば、実際になんらの損害が起こっていないか、常時魔女裁判を開始することを正当化できることになる。

しかし、8月20日付の管区長からの書簡は、すでに魔女裁判を求める民衆の中に暴動の匂いを嗅ぎ取っている。「これまでにラントで起こっている魔女裁判への不適切な試みがどれほどに不愉快なことであったか」「妨害的な混乱をもたらす厚顔無恥な請願人ら」と強い非難の言葉が並ぶ。さらに、管区長はディープルクの状況を「暴動 Zusammenrottierung」という表現を用いながら報告する。「どの正直者も無事ではいられず、魔女にされてしまいかねません。ある者が他の者を公につるしあげ、罵り、中傷しており、ほんの少しの臆面もないどころか、これまでにあった裁判の繰り返しとして家の前を走りまわり、〔他の家と〕区別して侮辱しているのです。考えもなしに、父や母が〔魔女として〕焼かれた人物に、またそのようなことが起こった人物に対して、あいつは悪魔だ、誰それが悪魔だ、あの子とその子がお互い

---

<sup>606</sup> Ebd., „Wann nun, gnedigster Churfurst vnd Herr vnder allen Sünden vndt Lastern, so lang die welt gestanden, vnd noch stehen würdt, keine so grausam vndt hochschädlich ijmals erfunden oder gehört worden, noch erfunden oder gehört werden kan, als daß verdampfte Hexerey Laster, welche alle erschrecklichste bößheiten zumahlen miteinander in sich begreiff, vndt mit seinem all zu sehr Überwachsenen giftigen vnkraut, bey disen vnsern armseeligen zeiten, nit allein vnzahlbar viel Völckher vndt menschen inficiret vnd verderbet, Landt vndt Leuth beschmeist, sondern auch dermaßen /: Gott Erbarmts ./ ingerissen vndt über handt genommen, daß Landtkündig, wie solche Verfluchte leüth, sich selbsten ihrer aigenen Zauberverckh öffentlich berühren, selbige in ihrer conuenticulis auß trotzigem Hasß Gottes vndt des Nechsten, dem Teüffel aber zur Ehren vnd dienstlichem gefallen, ihren Nechsten vndt daß Liebe vatterlandt ahn Leib vnd güte, ia auch wohl ahn der Seelen zu beschädigen: die fruchten vnd gewachs nicht allein eines oder andren orths, sondern, wann vnd wie es Ihnen nur möglich wehre, die gantze Welt ja Himmel vnd Erden, durch Teüffelsche mittl zu vernichtigen, ohne schew auff allerley manier practiciren, vnsäglich Jammer vnd Elendt anrichten, welcheß alleß zu höchster schmach vnd lästerung göttlicher Majestät zu vnwiderbringlichen schaden daß Cristen-thumbs, verlierung ohnzählbaren Seelen, vnd Vermehrung deß Teüffels reichs angesehen: dahero durch gerechten Zorn vndt Verhengnus des allerhöchsten, Wie allerhandt plagen vndt straeffen schmerzlicher erfahren, vndt die total verderbung deß lieben Weinstockhs, auch anderer fruchten hochschädlichen angriff, zu vnseren vndt der vnserigen ohnfelbaren Verderben, Jämmerlich leiden, dabeineben handtgreifflich sehen müßen“.

に妖術を教え合っているぞ、などという言葉が出回っています...」<sup>607</sup>。しかし、ディーブルクから 80km も離れ、かつ異なる管区に属するアイフェンスビュールの住民と共同で請願を出していることから、すでに請願人たちが各共同体の中に賛同者を見出しがたくなっていたことを読み取ることができる。各共同体の中で少数派になりつつあった魔女迫害推進派は、広域的に結びつきあわなければ勢力を保つことができなかつたのであろう。

本来魔女裁判に懐疑的であった当局は、宮廷顧問会の統制を離れた 1627 年からの暴走という経験を経て、ますます慎重になっていた。「感情的な嫉妬」が裁判再開の動機ではないとわざわざ付記しても、管区長や宮廷顧問会の慎重な態度を崩すことはできなかつた。この請願状の後、魔女裁判が再開することはないばかりか、起草者は公的秩序を乱したとして当局に拘束されている<sup>608</sup>。この報告とその後の処置について諮問を受けたマインツの宮廷顧問会は即座に「このような騒擾的な臣民たち」に対しては 8 日間の牢獄塔への収監と罰金を科すよう申しつけ、また暴動に参加した者についても取り調べを行うことまで指示している<sup>609</sup>。

この対応に抗議して同年 8 月 30 日、カスパー・ブラウンを筆頭とする 4 名の市民の署名入りで請願がマインツまで届けられるが、そこからも魔女迫害に対する都市内部の空気がすでに変わったことが分かる。

神の榮譽を求め、我々の罪なき子らを多くの惑える魂たちと共に恐るべき魔女の悪業から救い出すべく、それをあえて確認し、抑制するという我々の名誉ある熱意それゆえに、人は我々をならず者と呼び、罰すべき中傷で持って攻撃しているのです。それによって他の敬虔な者たちも脅かされ、反対に疑わしい人々が、ありとあらゆる不遇を請願人に対して始め、請願人自身を迫害するというように、すっかり台無しになっているのです<sup>610</sup>。

---

<sup>607</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 5. „Wie verdrieslich. Churfürstlichen] g[naden] daß bisherige landtgeläuf wegen deß also importunirlich gesuchten hexenprocessen gewesen, ist bey denen selbigen anderwertlichen höheren accusationibg, und dieser zuegleich ohnverschämber sollicitanten behindlicher verwirrung, erachtlich demnach aber g[nedigster] herr /: ohnahngegesehen mich bishero dergleichen zuesammen rottirungen zue vorkommen möglichst bemühet auch diese stund nach einen solcheswegen öffentlichen injurianten andere zue fercht, in hafften habe:/ dieser unzeitliche eiffer iedoch dergestalt zue eiffer kommen, das fast kein ehrlicher man in sicherheit verpleiben mag, sondern der meiste theil hexen eineß können, einer den andern öffentlich uff zueziehen, zue schelten, und uffs höchste zue verleumbten nitt allein mitt die geringste schew tragen, sonden under wiederholung ettwan hievor geführter Processen, vor die Heusser zue lauffen, zue schieden, zue schmähen, und ein diesen wortten herauß zue fahren, kein bedencken hatt, diesem ist Vatter und Mutter verbrennt worden, und weme das geschehe, der seye deß teuffels, dieser seye daß teuffels, iener seye des teuffels, die und die kinder haben einand[er] hexen geleret“.

<sup>608</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 133.

<sup>609</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 6. „Welcher gestalt...einen von solchen uffruhrischen undthanen berits deswegen zu thurmshafften gesezet deswegen vor verhaltens befelch pitten wolln, solches haben wir uns ewren abgangennschreiben mit mehrere verlassen. Gleich wie nun dieses argerliche sachen zu mahl nit nach zu sehen; also ist das ihr einen von denselben zur straff gezogen, von auch rucht unndt wohl beschehe, hettet ahn ihr dieselben noch achttag in solchen seinen thurns hafften setzen und darin büsen zu lassen, und fleisige inquisition, da einer undt der ander so sich dieses uffruhrischen weisen theilhattig gemacht, noch befindig, und deme noch mit einem ernstlichen verweiß und ermahnung, der gleichen sich mihr gelusten zu lassen“.

<sup>610</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 7. „[...]in ahnsehung zu abermahligem vnderthenigste suppliciren vnß höchst vervrsvacht, dz mann vnsern rühmblichen eifer der ehre Gottes zur suchen, vndt vnser vnschuldige kinder neben vielen lauffens

いまや魔女迫害を求めることに市民の支持は得られないどころか、公然と批判されるようになった。それでもこの請願人らは魔女が跋扈することへの「神の怒り」と「それがラント全体を罰することがないよう」魔女迫害を遂行すべきであると従来の主張を繰り返している。

この請願に対しても、当局の態度に変化はない。宮廷顧問会からの9月8日の回答は、やはりこの請願人らの行動を「暴動」と称し、十分な証拠や犯罪の実体を提示することなく誰かを魔女呼ばわりすることは名誉棄損にあたると明言している<sup>611</sup>。さらに在地役人には、このような名誉棄損の禁止命令を印刷し、このような「暴動 rottirung」を起こさぬよう、住民に知らしめるよう指示がなされている<sup>612</sup>。

それでもなお、9月22日の管区長からの手紙は相変わらず請願人が魔女裁判を求め続けていることを報告している。「貧しいが名誉ある援助者らとともに」カスパー・ブラウンは管区長の不在中に再度魔女の火刑を求めて、魔女が焼かれるまでこの要求を続けると「恥ずかしげもなく」口にしたという<sup>613</sup>。さらに、魔女裁判が行われなければ仲間と共に妻子を捨て街を去るとまで言っているという。これは、今までの「神の罰」という不確定な要素による恐怖の喚起とは全く性質を異にしており、実際に都市に不利益を与えうるいわば脅迫であった。さらに、迫害に反対する市民を正真正銘の魔女であるとし、その人々の家族が過去の裁判記録に見られるのだと主張する。しかし、ディーブルクで最後に魔女裁判が行われたのはなにしろ30年以上も前のことであり、そのような記録をいったいどこで目にしたのかと管区長は懐疑的である。管区長にとっては都市の平穏がいまや重要であり、これらの要求はすでに受け入れがたいものであった。管区長は魔女狩り推進派らを名誉棄損で罰すると警告を発し、市庁舎に

---

*sehen von dem erschrocklichem laster der hexerey zur erreden, sich möglichst vnderstehet zur verfiesten, vnd zur vnderdrucken, zur dessen behuf auch, zu dessen behuf mann vnß vnderthenigste supplicanten lumpen leüth nennet, vndt midt anderen strafbahren schmehung ahngreiffet, dardurch ander frommen gemüther abgeschrockt, vndt hergegen die verdeckte personnen [...] dahin verleidet werden, dz sie midt den interessent supplicanten allerhandt Ungelegenheiten ahnfangen vndt dieselbe verfolgen”.*

<sup>611</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 8. „Euch würdt vorhin bekandt sein, welcher gestalt sich einige bürger zu bamberg und dieburg zusammenrottiret ihre churfl. G. waß eine g[e]st[renge]nn herrn verschiedentlich angelassen, undt umb verbrennung der hexen in stendig angesuchet, nach demahle nun hochstgl. Ihre churfl. G. mit und[er]laßen, alß jungsthin sich um ausschuß solchen burgern, alhie eingegefunden und abermahls das hexen brennen anzufangen in standig gebetten dieses suchen durch deme Rätth ab dieselbe (Bürger) darzu wenigge rechtliche indicia und corpora delicti mit grundt anzaugen, undt erweißen magten, zu examiniren, darab aber befunden worden, daß die der gleichen keines mit rechts bestandt dar thun mögen, derowegen mehr hochst wandte ihre churfl. Gl. gst. und ernstlich befohlen, damit die underthanen in solchen wahn undt irthumb mit verplieben mägten auch underthan alles schanden undt injurien vermeitet werde, dem gemeinten öffentlich ihren Irthumb zu verweisen, auch welcher gestalt dieselbe durch solches suchen nit allein ihnen und ihren nachkomblingen ein unauslöschlicher maul anfangen, sondern auch was vorschaden demdurch ihnen zu wachßen magte”.

<sup>612</sup> Ebd. „hettet ihr vor öffentlicher gemeine diesem ihrer churfl gl. befelch zu publiciren undt in crafft dieses zu befehlen, daß sie die undthanen der gleichen rottirung und (読み取り困難) mehr und sich nit machen“.

<sup>613</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 9. „Uff meiner jüngste herauffkunft hatt mihr Churf[ürstliche] g[naden] Keller mitt mehreren referirt, daß in meiner abwesenheit Hanß Casper Praun ein burger bündtnerhandtwerckß bißheriger Injurianten under Unfundirter pratention deß so ungestümer weiß gesuchten hexenbrennenß, ihme in der kellerey ohne schew sagen durffen, daß er neben seinen beyständen /: ob sie gleichwohl arme, doch ehrliche leuth seye /: einmahl es hiebey nitt lassen, sondern so lang lauffen wolte, biß das hexengeschmaiß verbrant werde. [...] Faß aber es nitt gehen solte, er resolvirt seye ein pferd zue nehmen, weib und kinder zu verlassen, und dem größten hauffen zue zuereitten, [...] und die statt quittiren würden.“



において選帝侯からの命令を読み上げた。命令の内容は、根拠のない裁判要求を禁止するという 9 月 8 日にすでに示されたものであろう。さらにカスパー・ブラウン、マルティン・ペーター、ハンス・フィリップの三名は「暴動の主導者」として収監され、担保を入れた上で租税の二倍を納めるという宣告を受けた<sup>614</sup>。

管区長と選帝侯当局が魔女裁判に否定的なことと一致しているのはすでに明白である。それにも拘わらず、この措置の翌日、収監された三名のために彼らの窮状を上級機関へ訴え出るべく、他の支援者が在地位人に請願の許可を求めている。この二名の支援者キルシュタインとクローバーという織工と指し物職人は、「捕らえられた三名は正直な人物であり、魔女こそ裁かれるべき」と市庁舎に請願に訪れたという<sup>615</sup>。この行動はむしろ管区長の心証を悪化させたにすぎなかった。「私管区長はこの騒擾的な者どもを真剣に非難しましたが、私が後に見たように、〔彼らは〕魔女を焼くという口実のもとにどんどん深刻に〔互いに〕結びつき、彼らの際限のない意志を凶々しく私に申し立てるのに何らの遠慮もないのです」<sup>616</sup>。数日後に管区長に宛てられたマインツの宮廷顧問からの手紙は、管区長の処置を全面的に認めるものであった。宮廷顧問会としても、魔女裁判を求める動きに賛同はできないこと、名誉棄損者であるカスパー・ブラウンらは塔に収監され、パンと水のみを与えられること、そして中傷された人々が名誉を取り戻し、中傷が撤回されるまで収監されることと指示されている<sup>617</sup>。

請願人らはこれでもおさまらない。この書簡のやり取りから 2 週間ほど後、ディーブルクの在地位人

---

<sup>614</sup> Ebd., „Und nach deme er seiner vorlauffigkeit nach sich nitt enthalten könne in beysein kellers von einem solchem mahlß aus ohngekehrte vorübergehendem bürger, daß nehmblich er auch ein rechter hexenman seye, [...]zue reden, keller aber ihme replicirt, damit er doch wisse, wie ungleich er von den leuthen rede, schwöre er ihme, daß und dieser von ihme beschuldigter man, nach sein vatter, od brued[er] jemahls in einigem protocolls zue finden gewesen, woher den er wissen könne, daß er ein solcher mensch seye? Gleichwohlen uff seinem eifer den hexenbrand zuerzwingen plieben, noch deme nuhn ich nechst solchem zue ahngelangener ruhe der underthanen nitt underlassen, neben güttlicher abmahnung von lauffenden straffbaren injurien, deß hierzue allzue ungrundlich pratentirten processen Churffürstliche] G[naden] erhaltenen Cantzley befelch öffentlich uff dem Rathhaus verleßen, die Rädelführer so ungerumbten sach, als Casper praunen, pfeiffen mertin peter, und Hanß Philipe man in drey absonderliche thüre setzen, die zue solchem ohnbesonnenem vorhaben freueliche contribuenten aber mitt duplirten quotis ihrer zuegeschossener gewer zur Churffürstliche] Kellerey zuerlegen condemnirt“.

<sup>615</sup> Ebd., „So habe jedoch dißen morgen zue nach fernerer weittlauffigkeit vernehmen müssen, daß sich abermahlß zween andere bürger, deren einer ein schreiner, der andere ein wöllenweber Arnold Rupert und Hanß Casper Klober nahmenß bey dem keller ahngemellet, mihr relation zuegeben, daß der in haften begriffene Casper Praun durch sie bitten lasse, zu erlauben, daß von ihnen ainige uff Oberburg mitt verweissen der obrigkeit geschickt werden mögte, ihnen seinen alhiesigen zuestand zu vernehmen zu geben.“

<sup>616</sup> Ebd., „als habe ich zwar diesen unrühigen leuthen ihren unglünpff mitt etwas ernst verweisen, darbey aber bedeutet, daß nach deme ich sehe, daß sie sich under dem vorwand daß hexenbrennens mehr und mehr ernst zusammen zue hencken sucheten, mihr auch ihren ungemessenen willen also keck under ahngesicht zu sagen keinen schew getragen; ich dan solches S. Churffürstliche] g[naden] zue höherer consideration, und der ettwan hieruff beliebiger straff heimgeben wolte.“

<sup>617</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 10. „Gleich wie wir nun so viel vermerck daß bey diesen wiederstentigen und ungehorsamen leuthen keine abwahrung halten will; also bemuthen wir die g[negist] du hettest den verbesagten injurianten Casper Prauen zu gefänglichen thurmshafften einlegen- denselben mit wasser undt brodt küehlich abspeisen und so lang der haften nicht zu erlassen- bis er dem ihenigen Burger, welche er injuryrt, seine ehr wieder gegeben und alles, was er von ihme Ehren verletzlich ausgegossen, renoviret haben wirdt“.

からの報告を受けて、管区長は再度マインツへ次のように書き送っている。「昨今、各人が注意深く慎重であるようにと慈悲ある命令が公に読み上げられ、罪が罰せられるべき根拠となるような事実や十分な徴表なしには〔魔女裁判を要求することは〕不適切であるとされたにもかかわらず、〔請願人らは〕これに対してまったくの理由なき誤謬、中傷、名誉棄損でもって大真面目に（魔女を）罰するべきだとしていそうです。〔この命令は〕聞かれることなく、告発者らは先導するカスパー・ブラウンの下に現れて公に自ら〔魔女を告発すると〕知らしめるのみならず、魔女を罰するべきであり、また〔その要望は〕満たされるべきと一緒にって叫びました」<sup>618</sup>。さらに、これら魔女裁判推進派が居酒屋に集まり、ある人物がそこにやってくると彼を魔法使い Hexenmeister として追い出したりしているという<sup>619</sup>。10月22日にも、カスパー・ブラウンら14名の署名が入った請願状が書かれている。

近頃、我々のラントでいくつかの呪わしい妖術への訴えについて慈悲深くも下された命令に恭順にして従い、ラントおよびツェントの住民は公的な集会において、住民たちは、命令権者であるツェント領主の前で満場一致で上述の訴えを宣言し、それに対してシュルトハイス殿がこの合意に対して回答しようとされたのです。そこにディーブルクのツェント伯でありファウト〔在地役人の肩書きの一つ〕であるヴァイガント・ハーバーコーンがこの満場一致の宣言に反対し、ツェント伯も、ラントおよびツェントの住民も一名誉をもってお伝えしますが―[我々を]怠け者のごろつき、名誉中傷者で反逆者であると激しく猛烈に叱り飛ばし、大声で叫びました。このような共同体全体に対する名誉を傷つける暴言と罵りは許されるべきでなく、共同体の名誉ある評判を守り、保持しなければなりません。選帝侯陛下の御慈悲において、我々臣民の真剣な恭順たる願いを申し上げます。ハーバーコーンが我々に対して浴びせかけた害ある言葉と悪意ある誹りを打ち払うよう、あるいはそれが広がったことについて公的な撤回をツェントの集会において行わせるよう命令されんことを。また、共通のラントそしてツェントの住民は、当地に属する4人のシュルトハイスにより通知された証言にしたがって、すなわちこの言及された悪しき人間が捉えられ、刑が執行されるであろうならば完全にまた非常に満足するのですが、〔そのために〕そのような保証金が必要とされるので、我々自身がそれを提供するよういたしました。神よ、我々は選帝侯閣下の御慈悲に乞ひ願います。問題の悪しき者どもが逮捕されることができるよう御慈悲をもって命令を下さりますよう。そうでなければ、毎年馬や牛、その他の家畜が私の意見では妖術によって殺されてしまい、畑の実りを台無しにされているにもかかわらず、我々や私たちの子どもたちを学校でも他の場所でもいつでも、危険が脅かすに違いないのですから、妻や子とディーブルクを離れ、よその土地で我々の食料を探さねばならに

<sup>618</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 12. „wan deren jünger g[nedigster] befehl zue iedermanß vorsichtiger behuetsambkeit öffentlich vorgelaßen, und darneben sich ohne realitet od genugsame indicia/: uff welche s. churf(ürstlich) die erweisliche laster zu straffen, nitt ungenaißt herrn, hergegen aber aller ohngegründete vorlauffigkeit, diffamationes od ehrenraub weder hohem ernst zue straffen resoluirt seyen:/ einzuehalten, und vor all gefahr zuesein, mitt mehreren undersagt würde. Es seyen aber solches alleß ohnangesehen, die Kläger under ihren Vergänger dem Caspar Praunn herführ getratten, sich öffentlich nitt allein gemeldet, sondern also dieses laster zue straffen zuesammengeschrien“.

<sup>619</sup> Ebd. „[...]dieses aber ohn geachtet sie ohmütze Klager ohnlängst hernach alß daß gericht uffgestanden in einem wirthstheuß sich zuesammen gesetzt, und einen Köpff erscheidt, der ohngefahr zur ihnen in die stueb kommen, alß einen hexenmeister mitt einem armb öffentlich zur thür hinauß führen“.

ように強いられるようになるでしょう<sup>620</sup>。

いまや請願人は管区長および選帝侯当局からはっきりと「騒擾者」と位置づけられ、かなり不利な形勢に立たされているにも関わらず、ここでは魔女迫害に反対する者こそ「満場一致の宣言」に反対する少数者であるかのように描かれている。請願人に対する非難は「共同体全体に対する名誉を傷つける暴言と罵り」にすり替わり、請願人は共同体全体の名誉の代表者と自認しているのである。

さらに重要なのは、ここで請願人が魔女裁判を行うために裁判費用を保証する構えも見せていることである。裁判のための保証金は後述するように共同体のメンバーから集められたが、このような勇み足は当局には受け入れがたいものであった。さらに、「魔女裁判が行われなければ共同体を去る」という一文は、領邦全体が戦争による人的・物的損失から立ち直ろうとしていた最中であっては立派な恫喝めいて響いたであろう。

この請願状とほぼ同時に、彼らに協力したばかりに身柄を拘束され、罰金を申しつけられたディーブルク近郊アルトハイムの住民から恩赦請願が届いている。

カスパー・ブラウンは彼ら〔請願人〕が我々から〔魔女裁判のために〕金を取り立てると言いました。そこで私は、お上はそれに反対しているかどうか彼に尋ねました。彼はお上の態度は彼らにそうすることを禁止していないし、〔禁止を〕命令してもおらず、すでに多くの市民がそれにお金を払ったと言いました。そこで私は彼に1フロリンを渡しました。...そして彼らは反抗的にも、再び訴えを起こしたのです。それについてアシャッフエンブルクの管区長閣下が40ライヒス・ターラー〔約200グールドン〕の罰金を支払うまで、私を城の塔に拘束するよう、ディーブルクのお役人様に書簡を寄越されたのです。というのも、そのようなこと〔資金の供出〕が選帝侯陛下の御慈悲により禁止されてい

---

<sup>620</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 13. „Demnach deme ohnlengsthie in vnsere landen ein vnndt anderen angebeachten clag der verfluchten zauberey halben gnedigst ertheilten befelch zu vndthenigst gehorsambsten folge landt- vnd Zentmann bey offentlicher zusammenkunfft vor denen verortneten Zentherrn zu prosequir- vnnd fordtfürung obgel[egten] Clag einhelliglich sich erclährt, vnd der eine Herr schultheiß auff diese einwilligung antwordt geben vnndt anzeigen wollen, hatt weygandt Haberkorn fauth vnndt zentgraß zu dieburg [...] gegen diese einhellige erklärung sich gesetzt, vnnd so wohl die zentherren, alß lant- vnnd zentmann, mit Ehren zu Melten, bernheuter, schellmen, ehrendieb vnnd rebellen, vngestümm vnndt frennentlicher außgeschelten vnndt außgerufften, wann auche solche Ehrenverletzliche schmäh- vnndt scheltwortt die gantze gemeindt auff sich nit ersitzen lassen kann, sondern ihrenn Eherlichen beymuth zu defendieren vnndt zuerhalten schuldig vnndt verbunden ist; ahn E[uer] Churfürst[liche] Gnaden vnser sambt vnndt sonderß vndthenigst gehorsambste bitte, dieselbe geruhen ihren haberkorn entweder seiner außgegossene schädtrwdt vnndt übelnachreden gegen vnß zu erweisen, oder in dessen verbleibung einen offentlichen widerruff bey versambleten zent zu thun gne[dig]st anweisen vnndt befehlen lassen. vnndt weilen gemeiner landt- vnndt zentmann vermög der von den darzu gehörigen vier schutheisen mitgetheilten attestation, sambt vnndt sonderß zu frieden, daß die angegebene böse menschen in verhafft genohmen, vnndt (befindenden ding) noch abgestraffet werden mögen, auch sich da eß nötig zu solcher caution wir selbige (möglichen ding nach geschehen kam od mag,) erbietig gemacht. Alß bitten E[uer] Churfürst[liche] Gnaden vmb gotteß willen dieselbe gerufen die gnest verordnungen gehen zu lassen, damit diese angegebene böse leüth in verhafft gezogen werden mögen, sonsten weilen wir unahngesegen daß jährlich baldt diesein balt jenem entweder dz pferdt, die kuhe od sonst viehe vnserer meinung nach durch zauberey hinweg fallet vnndt die früchten deß feldtß schadten leidet, vnseren kinder nicht wohl in ein schul od sonsten bey anderen iederer Zeit wie derselben seehlen gefahr vnß beförchten müssen, werden wir mit weib vnndt kind von dieburg hinweg zu gehen vnndt anderwertlich vnserer nahrung zu suchen gezwungen sein”. 件のハーバーコーンの妻はおそらく1627年の迫害で処刑されている。Pohl, *Hexenglaube*, S. 384.

たからなのですが、私は耳がよく聞こえないため、その禁令をまったく理解していなかったのです。私はそのことを知らなかったのです<sup>621</sup>。

この請願からも、管区長が報告していたように選帝侯当局はすでに魔女裁判を求めることないしはそれに協力することを禁止するようディーブルクに通達を出していたことが分かる。魔女裁判を行うために当局の許可なく住民たちから資金を徴収したことは、明白に君主の租税徴収権に対する侵害であり、挑戦であった。この請願状を書いた人物は 10 月 22 日付の請願状の起草者 14 名の中には入っていない。また魔女迫害を彼自身がどのように考えていたかには触れておらず、おそらくは魔女迫害を支持したとしても、消極的な態度にとどまっていたのであろう。市民の中にはあけすけに請願人たちを批判するグループ、消極的に言われるままに魔女裁判のために資金を提供するグループ、そして急進的な請願人という三つのグループが成立していた。しかし消極的な協力にも重い罰金刑を科すという当局の断固たる態度が明らかになった今、第二のグループはあっさり魔女迫害反対派に回るであろう。あくまでもカスパー・ブラウンら急先鋒に無知ゆえに従っただけであることを強調し、自らの消極的な魔女迫害への要求はおくびにも出さない。かつて請願状が魔女裁判の連鎖を引き起こした時、その陰には多くの市民の協力があった。不穏な噂を伝え、怪しい人物を名指しするのは請願状に現れない無数の市民たちであった。都市上層やかつて魔女を訴えた人々をも巻き込む激しい魔女迫害を経験した後、戦争の惨禍に巻き込まれたディーブルク市民は、1667 年の時点ですでに迫害への意欲を失っていた。請願状は引き金となりうるものであっても、そこに住民たちの同意がなければ実際の裁判には結びつかなかったのである。

ここからはまたいかに当局が禁止令を浸透させるのに手こずったかも読み取ることができる。度重なる注意、警告、禁令の公布、逮捕、収監、それにもかかわらず寄せられる請願。これは当時の禁令がなし崩しにされる可能性を住民が知っていたためではないか。どの法令に従い、どの法令を無視するかという選択権を、人々は長く非公式に用い続けたのである。

#### 4－5．小括

以上、三聖界選帝侯領におけるポリツァイ条令と実際の魔女裁判の手続きを主に裁判の開始状況に着目しながら概観した。この分析により、各領邦の共通点と相違点が浮かび上がってきた。

まずは共通点を整理してみたい。第一の共通点は、いずれの選帝侯領も魔女迫害それ自体を明白な君

<sup>621</sup> BstA WBG, G. 10139, fol. 24. „*darauf der Caspar Braun gesagt so werdet ihr vns ja auch etwaß darzu steuwren, so hab ich ihm gefraget ob es den Obrigkeit auch damit zu feinden wahr, sagte er sein haltenn ihnen es nicht vorbotten auch nicht geheißten, darzu hatten ihnen schon viel bürger darzu gesteuwret, darauf hab ich ihm 1 fl[orin] gebenn laßen[...] v[nd] sie rebellisch gemacht, dz sie wiederumb geklagt haben, darauf E[uer] Gned[igsten] H[errn] oberste wamboldt von Asschaffenburg an den Herrn keller zu Diepurck geschrieben, mich so lang in den arrest in den schloßthurm zu nehmen biß ich 40 reißthalter straffe gebe, denn solches von E[uer] Churfürstliche Gnaden verboten war, da ich doch von keinem verbott gewust, weile aber ich allerdings nicht woll hört. Dahero dieses verbott gar nicht vestanden*“. ここで「耳がよく聞こえないため、禁令を理解できなかった」という部分は、近世のポリツァイ条令がどのように受け手に伝達されたのかという点から興味深い。現在該当する禁令は残っていないため、これが誰の名による、どのような形式のものであったかは明らかでないが、当時ポリツァイ条令は在地役人によってまず教会、市庁舎の前、ないしは裁判集会等の場で読み上げられたという。Landwehr, *Die Rhetorik*, 259f.

主の課題と見なしていたことである。魔女が悪魔と結託するものとされた当時の文脈では、魔女を裁き、その悪弊を取り除くことは神の名誉を守ることであった。キリスト教の保護者でもある大司教として魔女迫害の是非は自明のものであり、問題はそれをどう実行させるか、裁判をどのように実践させていくかであった。第二の共通項として、帝国法であるカロリナがいずれにおいても裁判手続きの指針として標榜され、三選帝侯領の共通の法的基盤となっていることが挙げられる。独自の刑法を持たなかったこれらの領邦はカロリナをそのまま受け入れることで、帝国法の威光によって臣民に自身の正当性を誇示した。とりわけ、カロリナで示された裁判記録送付制度は中央集権的な司法システムを確立するにあたって核心的な意味を持ち、いずれの領邦も学識法曹なり上級裁判所なり選帝侯顧問会なりの機関を通して裁判の統制をとろうと努力したことが伺える。しかし、総じて見れば在地の裁判実践を完全な管理下に置くことは難しかったことが第三の共通点である。トリーア選帝侯領ではそもそも記録送付が機能せず、選帝侯は在地の問題含みの裁判実践に効果的に介入することができなかった。ケルン選帝侯領では1607年の法令で詳細な裁判手続きが指示されているものの、中央機関である宮廷顧問会への記録送付は推奨されなかった。大きな権限が与えられた**魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません**。個人が在地の裁判を取り仕切るといえば「非中央集権」の傾向が見られた。ここでは**魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません**。に対する監督機能はほとんど働かず、ブイルマンらに見られるような魔女裁判における職権濫用が可能となってしまった。比較的中央と地方との連絡がうまく機能していたマインツ選帝侯領ですら、送付される記録に在地の利害が強く反映される場合には、ディーブルクの場合のように迫害を抑制しえなかった。

ポリツァイ条令の内容から相違点を見てみると、トリーア選帝侯領では現状行われている裁判の不備を正すことに重点が置かれ、理念的、教条的な悪魔学の影響は影をひそめ、あくまでも世俗的な手続きが焦点におかれている。他方、ケルン選帝侯領では慣習法に配慮する含みを持たせ、**魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません**。に裁判運営の権限を委譲してしまうことで、中央機関である宮廷顧問会は裁判の第一線から退いている。このような魔女裁判の非中央集権化はケルン選帝侯領の特徴と言えよう。それに比べ、マインツ選帝侯領では詳細な裁判手続きの指示はポリツァイ条令によってではなく、その都度在地役人と中央機関である宮廷顧問会とのやり取りを通して行われた。ここでは記録送付制度がよく機能し、その都度の状況で弾力的に裁判が運営されていった。しかし、在地からの情報が必ずしも公平で中立でありえたわけではなく、在地からの報告に否応なく含まれる偏向や無意識的な評価によって宮廷顧問会の判断もまた制限を受けるものであったことは前述の通りである。

裁判開始に重要な役割を果たしたアクターも、各領邦に際立った特色を認めることができる。トリーア選帝侯領で魔女裁判を主導した委員会は、1591年ポリツァイ条令の中で幾度も非難されるなど「非合法」の存在でありながら、後の章で見ると1630年のポリツァイ条令ではその活動を認められている。これはポリツァイ条令の貫徹の困難さを示しているであろう。しかし逆に言えば、人々は、守りたい規範と守りたくない規範を自ら選択することで、ポリツァイの形成に間接的に関与したともいえる。人々は委員会形成という自らの行動規範を貫き、ついにはポリツァイ条令に動かしがたい慣習として委員会の存在を反映させることに成功したのである。

**魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません**。の活動、特にブイルマンのようなあからさまにカロリナを軽視するような個人による魔女迫害の推進は、法による支配と中央集権化を目指す近世国家の形成には逆行する動きであるように見える。しかしこれは近世における学識者に対する絶大

な信頼、ひいては法の重視と表裏一体の関係でもある。史料状況から魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の全体像を知ることは難しいものの、共同体から絶えず魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の派遣を求める請願が行われたことを鑑みれば、全ての魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。が狂信的な魔女狩り人だったわけではない。むしろ、共同体内部に魔女迫害への欲求があることが魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。派遣の前提だったのである。

三聖界選帝侯領の中では比較的よく中央機関による統制がきいていたマインツ選帝侯領では、民衆には請願を通じて法の枠外で支配者の「慈悲」に訴えるという手段が残されていた。ポリツァイ条令の中で自らを繰り返し「慈悲深く寛大な君主」と称した選帝侯は、民衆から当然「法の保護者」として、あるいはキリスト教指導者として、魔女の排除という職務を果たすことを求められたのである。請願状の中では従順な臣民と慈悲深き君主という構図が強調される。これは中世的な自衛・自治の権限が徐々に狭められ、裁判権も君主の一手に集中する中で、新たに自己を「臣民」と規定した民衆の規律化された姿と見ることもできよう。しかし彼らはその関係を逆手にとって、自らの要望を叶えるために「無力な臣民」のレトリックにより君主の義務を強調する。それが叶えられない場合には、実力行使に出ることもまだ選択肢に残されていたのである。

このように、様々な方法で人々は魔女迫害を求めて君主や裁判領主に働きかけを行い、それはしばしば実際の裁判に結びついた。しかし裁かれる側もまた迫害の歯車から逃れるべく様々な手段で自らを弁護した。そこで次章では、魔女裁判における弁護の戦略を検討してみたい。

## 第五章 弁護と抵抗

前章までに、魔女裁判がいかにして開始されるかをそれぞれの領邦について概観してきた。本章では迫害者側からの視点から転じて、被害者側の視点を分析する。被告やその家族、友人たちはどのように自らの潔白を主張し、裁判の歯車から逃れようとしたのだろうか。本章で検討する請願は、迫害される側からの訴えという、魔女裁判史においてあまり表には出てこない史料群である。しかし、犠牲者である彼らは常に真実だけを語ったのだろうか。自らの立場を少しでも好転させようと、やはり何らかのレトリックを用いて「彼らの側からの」真実を語ったのではないか。

まず第一節では他地域における研究成果を参照しながら、魔女裁判の中での弁護の戦略とレトリック、それが行われるべきタイミングと具体的な目的を整理しよう。第二節では、訴えられ裁判が開始される以前、裁判開始後、判決後という三つの段階に分けて請願の個別事例を取り上げ、そこに現れる具体的なレトリックを検討してみたい。第三節では帝国レベルでの防衛の場となった帝室裁判所の働きを検討しよう。

これら諸要素の検討を通じて、魔女裁判における防衛がどのような戦略ないし論理をもって行われたのか、またその実践は領邦君主と在地役人、臣民の関係をどのように反映していたのかを分析することが本章の目的である。

### 5-1. 弁護・抵抗の戦略

魔女裁判は一旦訴追されればそこから生還することはしばしば困難であった。それぞれの領邦で定められた裁判条令には被告弁護の機会について言及が全くないことから、被告が得られる弁明のチャンスが非常に限られていたことが分かる<sup>622</sup>。しかしそのことは、魔女裁判において何らの弁護や抵抗の試みがなかったことを意味するわけではない。魔女裁判においては、どのような弁護戦術が有効だったのだろうか。

後に述べるように領邦の高等裁判所から帝室裁判所への刑事裁判における上訴は禁じられていたが、帝室裁判所は被告が事実有罪であったかどうかではなく刑事裁判上の無効な手続きが行われたかどうかを審査することができた。したがって理論的にはその決定に従って、裁判権者が帝国直属身分である場合には無効手続きを取ることができたが、長期間にわたる審理、弁護人の雇用や書類の作成費用などの経済的負担は実際には厳然たる障壁となった。そのため、帝室裁判所への上訴は富裕層にしか許されていない手段であった<sup>623</sup>。

他方、被告の家族や弁護人によって書かれた請願状は、即効性のある手段として有効であった。魔女裁判の場合に限らず、刑事裁判における請願への扉は全ての臣民に開かれていた。請願を通じて、裁判の不備を明るみに出して裁判を終わらせる、ないしは少なくとも手続きを遅らせ時間を稼ぐ、最悪の場合には有罪判決の後に恩赦を乞うことができたのである。近世の刑事裁判において、請願は常套手段であった。その上でとりわけ筆者の関心を引くのは、デーヴィスが指摘したところの「物語る技術」、いか

<sup>622</sup> ただし、カロリナ 101 条から 106 条には被告の弁護についての規定がある。それぞれの法令がカロリナを頻繁に参照していることを鑑みれば、間接的にのみ弁護の権利が認知されていたと捉えるべきである。

<sup>623</sup> Rummel/Voltmer, *Hexen und Hexenverfolgung*, S. 56.

にして名宛人の興味を引き、同情を買い、ひいては自らの要求を実現させるかという請願人らの「戦略」である。請願においてはどのような「物語」が語られるのか。メラーとルドルフという二人の研究者の分析を参照してみよう。

メクレンブルクの魔女裁判を分析したメラーは、請願が書かれる時期を裁判の開始時、拷問の開始時、そして判決後の三つに分類している。メクレンブルクの弁護請願の60%は、第一段階である裁判開始の危険が差し迫った時、あるいは逮捕や裁判開始直後に出されたものだという。これらの請願は拷問が行われることを未然に防ぎ、それによって自白が引き出されないようにすることを目的としていた。この時点での多くの請願は、徴表や隣人による密告が裁判開始には不当であると訴えている。さらに、被告のキリスト教徒としての素行の良さ、長年配偶者と連れ添った貞節、職業人としての真面目さや社会への貢献といった被告の名誉が強調されるという。

第二段階に入り拷問が行われると、証言や密告が恨みや妬みといった個人的な動機に基づくものであり、拷問を行う根拠として不当であるという主張がしばしば展開される。またその証言がすでに裁かれた魔女によるものであった場合、それらが肉体的、精神的な圧迫の元で為されたことにも触れられる。このような主張は、フリードリヒ・シュペーのような魔女迫害反対者の議論と方向性を同じくしているが、請願の中では悪魔学の論文について言及されることは少ないという。証人の適性と並んで裁判手続きの適法性もまた俎上に載せられ、裁判所が不公平で不当な手続きをしているという非難は頻繁に請願に現れる。しかし、この段階で拷問を阻止することができなかった場合、弁護の試みは急速に失速するという。メクレンブルクの請願のうち15%は拷問後もなお拷問の行われた状況の不当さを訴え、自白が得られなかった場合には釈放を要求している。ここに至ると、非難の対象は証人や密告者ではなく裁判所となる。

これらの請願にもかかわらず裁判が結審し判決が出た後は、第三段階として恩赦を求める請願が現れる。裁判所や告発者に対する損害賠償や裁判費用に対する異議などが現れてくるのもこの段階である<sup>624</sup>。

請願におけるレトリックという点で、18世紀の司教領オスナブリュックの刑事裁判における被告側からの請願を分析したルドルフの研究も類似した結果を示している。彼女は請願を「刑罰の修正または軽減を求める請願」「裁判手続きに関わる請願」「裁判費用の減免を求める請願」「刑罰執行後に関係者に生ずる不都合に関する請願」の四つの形態に分類した上で、請願の論理的戦略として(1)支配者の慈悲深さと領邦君主としての責任、(2)請願者の貧しさと教育のなさ、(3)宗派混合のオスナブリュックにおいて、領邦君主と同じ宗派に属していること、(4)母としての慈愛、女性としての弱さなどのジェンダー的要素、の四つを挙げた<sup>625</sup>。魔女裁判の場合と異なり、裁判手続きそれ自体の正当性を問う言説は後退し、逆に請願者の哀れっぽさを強調する論調が前面に出てくる。これは彼女の分析が魔女裁判のようなしばしば不透明な手続きが行われたものだけではなく、比較的有罪が明らかな刑事裁判一般のケースも対象としたことにもよる。

これら請願をめぐるレトリックの類型は、我々の目下の関心地域にどれほど当てはまるものだろうか。裁判の開始に際して、請願人らは「共同体全体の意志」を強調し、それが個人的利害によるものではないことを繰り返し訴えていた。魔女を放置することによって「神の怒りが共同体全体に降りかからぬよう」「神の榮譽を守るため」「罪なき子どもや若者を誘惑から守るため」というキリスト教的価値観もま

<sup>624</sup> Moeller, S. 326-330.

<sup>625</sup> H. Rudolph, *Eine gelinde Regierungsart*, S. 272; 276-293.



た前面に出されてきた。では、訴えられた側からの議論はどのようなものだったのであろうか。

## 5-2. 請願状による弁護

前節でメラーとルドルフの研究成果を引きながら検討した請願の戦略は、実際の請願状にどのように現れるのだろうか。ここでは請願の現れる時期を裁判開始前あるいは直後、裁判中ないし拷問の後、そして裁判後と分類したい。メラーの整理とは異なるが、筆者が検討した史料の中に拷問開始前と位置付けられるものが見られなかったためである。またルドルフの分類にある「裁判費用の減免を求める請願」は時期的には裁判後の請願に位置づけられるが、この分析は次章に譲ることとしよう。

請願に現れるレトリックとその背景を分析するため、以下に具体的な請願史料の例を挙げて検討していく。しかし、ここではいくつかの制限を設けなければならない。第一に、検討史料の多くはマインツ選帝侯領のケースとなる。トリーア選帝侯領には請願史料がほとんど残されていないことはすでに述べた。現存する少数の事例については先行研究の成果を適宜参照するにとどめる。また、本章における問題関心である請願に現れるレトリックを検討するには、ケルン選帝侯領について残る宮廷顧問会議事録史料は適しているとは言えない。とはいえ、ケルン選帝侯領の臣民が請願を利用しなかったということは決してない。ホイザーは1590年から1670年までの1043件の宮廷顧問会での討議案件を分析した。それによれば、内訳は(1)裁判権をめぐるもの(7%)、(2)手続や証拠評価に関する問い合わせ(23%)、(3)裁判費用や被告の遺産に関するもの(31%)、(4)裁判開始を求める請願に関するもの(6%)、(5)裁判手続きの無効に関するもの(29%)、(6)妖術の名誉棄損に関するもの(3%)、(7)裁判法令に関するもの(1%)となっている<sup>626</sup>。魔女裁判被告人ないしその家族の利益となりうる案件としては(3)の一部と(5)、(6)が該当するだろう。内訳が不明な(3)を除外しても(5)と(6)だけで宮廷顧問会における取扱案件の3割以上に上る。特に(5)裁判手続きの無効についての問い合わせは大きな割合を占めているが、これも手続きの不正を批判する被告側からの問い合わせであると当然想定すべきであろう。したがって、ケルン選帝侯領においても宮廷顧問会への請願はある程度弁護の手段として認識されていたと言ってよい。

第二に、ここで扱う請願史料の多くはその帰結が明らかとなっていない。したがって、請願の成果について論じることをここでは目的としない。ただし、トリーア、ケルン、マインツ選帝侯領における魔女裁判の処刑率はそれぞれ88.7%、87.3%、77.5%にのぼる<sup>627</sup>ことを鑑みれば、防衛が成功する確率は低かったと言わねばなるまい。しかし魔女裁判における防衛は被告本人に留まらず、残される家族や親族たちにとっても大きな意味を持つものであった。被告処刑後にも請願が行われているように、少しでも身内の不名誉を減少させ遺族たちの名誉と財産を守ることにもまた請願の重要な目的だったのである。

<sup>626</sup> Heuser, Kaltwasserprobe, S. 128f.

<sup>627</sup> トリーア選帝侯領については Dillinger, *Böse Leute*, S. 100. ケルン選帝侯領全体についての統計はないが、ホイザーがシェーンシュタイン・アン・デア・ジーク Kurkölnische Unterherrschaft Schönstein an der Sieg、ニュルブルク管区、ドラッヒェンフェルス Drachenfels、エアペル Erpel、アルテナー管区、フォークタイ・アーヴァイラー、メーレム・ローランズヴェルト Mehlem/Rolandswerth 裁判管区、ヒュルヒラート管区、また個々の共同体ではレンス、メール Merl、シュヴァルツラインドルフ、ミュッダースハイム Müddersheim、ブリースハイム Bliesheim、ハイマーツハイムの裁判について裁判件数を調査しており、それらを合計した上での数字を示した。Heuser, *Hexenjustiz*, S. 56; 63ff.; 67ff. マインツ選帝侯領に関しては Pohl, *Hexenglaube*, S. 335-353 を元に算出した。

## 5-2-1. 訴訟開始前

魔女の噂や嫌疑が向けられた時、人々がとるべき行動は様々であったが、何の対策も講じず噂を黙認するのは一番の下策であった。魔女と非難されたのに反論せず沈黙を守るとは、後に魔女裁判開始の請願を行う人々にとっても、それを評価する学識法曹にとっても、重要な有罪の徴表と見なされた。したがって、魔女非難に対して即座に反論を行うことはきわめて重要であった<sup>628</sup>。

ケルン選帝侯領、とりわけフェスト・レックリングハウゼンとヴェストファーレンでこのような嫌疑に対して潔白を証明するために好んで用いられたのは、水審問であった。魔女と噂された人物は、水に浮かべば魔女、沈めば潔白という迷信的なこの方法を、裁判に至る前に自ら進んで受けようとしたのである。フェスト・レックリングハウゼンのエルゼ・キステンマッハーという女性は降りかかった嫌疑を晴らすため自らを水審問にかけるよう、1604年から1605年にかけて二度にわたって宮廷顧問会に願い出ている。1624年に至っても同じくケルン選帝侯領ホルネブルクで複数の臣民が水審問を受けさせるよう在地役人に請願を行ったという。宮廷顧問会はこのような迷信を行おうとする人々を逮捕し取り調べるよう指示するなど、すでにこの手続きが公には認められていなかったことが分かる<sup>629</sup>。しかし魔女容疑をかけられた人々にとっては、この水審問は自らの潔白を衆目の元に明らかにする一発逆転のチャンスだったのである。

もう一つの方法は、魔女の噂に触れまわる人物を名誉棄損で訴えることであった。ケルン選帝侯領のフェスト・レックリングハウゼンでは1595年、居酒屋に現れた刑事がビールを所望したもののそれを断られたため、居酒屋の主人にこう言ったという。「この妖術使いめ、俺にビールを寄越さないのはお前の姉妹を俺が焼いてやったからだろう。お前も燃やしてやるからな」。これは市参事会に居酒屋の主人が名誉棄損を訴え出る事態に発展した。厳密な意味で守秘義務が守られない中、実際に尋問を行い「魔女」たちの証言を聞いてきた刑事という立場からこのような発言が出ることは極めて危険なことだったであろう。このような発言を放置せず迅速に訴え、かつ件の刑事が「すでに酔っぱらっていた」という情報も付け加えることで、相手の発言の信憑性のなさをアピールする必要があったのである<sup>630</sup>。

マインツ選帝侯領ヴィッカーのケース<sup>631</sup>では、父クレース・ナウハイマーによって妻を魔女であると吹聴されたヨハネス・ナウハイマーが反論を試みている。「憐れな臣民である私、直訴人は以下をお知らせしないわけにはまいりません。全能なる神の摂理により、最近私の父クレース・ナウハイマーは彼の幼い息子をこの世から失いました。しかしまた私の父と継母とがそのことを折々あらゆる理由をつけて大声で触れまわっており、それは誹謗の言葉ゆえの不快で名誉を損なう苦言を伴うものなのです。かの男の子が私の妻によって魔術の攻撃をうけ、妖術にかけられたというのです。しかし偉大にもご厚情ある命令権者であられる管区長様は、そのような私の妻に注がれた侮辱は、〔父と〕肉体や財産、血を分けた私にはふさわしくないとお考えでしょうし、それをそのままにしておくことは適当ではないとされる

<sup>628</sup> Walz, *Hexenglaube*, S. 335.

<sup>629</sup> Heuser, *Kaltwasserprobe*, S. 130.

<sup>630</sup> Gersmann, *Auf den Spuren*, S. 257.

<sup>631</sup> すでに第三章第二節で取り上げたクレース・ナウハイマー側の請願は、このヨハネスの請願に対する反論である。

でしょう。そのことを認めるか、上記の父母をシュルトハイス様から尋問するよう指示してくださいませようようお願い申し上げます。彼らは自ら〔妻の妖術について〕口にしたにもかかわらず、それを認めようとはしないのですが、彼らは証言を添えてその邪推を十分に明らかにすべきだったのです。妻に向けられたこの中傷を、私が訴えないわけにいかないということは、私にとってのみならず私の子供たちにとっても辛いことなのです。それゆえに、峻厳なる選帝侯閣下はそのような不適切な虚偽を許されませぬであります。そのような私の妻に対する中傷を叱責し寛大なるご処置をとっていただけますよう。彼女は神とこの世にかけて無実であり、そのことは必要があれば十分に証明できることでしょう。というのも彼女は件の子を、彼が生きていた間抱いたことはなく、ほとんど触れたこともないのですから。峻厳なる選帝侯閣下に私の恭順なる真剣な願いが届いたならば、どうぞ私の妻に向けられたひどい狼藉、押しつけられた耐えがたい根拠のない恥辱を詳しく調べ、言及した中傷と名誉棄損ゆえに適切な刑罰をもって吟味いただき、それと並んでそのような恥辱の汚点を再び雪ぎ、そのことについて永久に沈黙させることを、真剣に命令いただけますよう」<sup>632</sup>。

父クレースは、彼の後妻マルガレータとの間に生まれた子を亡くし、それを息子の妻であるカタリナによる妖術のためであると触れまわっている。このように大っぴらな非難に向けられた時に反論せずにいることは、自らの罪を認めたと見なされた。それゆえに、息子ヨハネスは先手を取って、反対に父と後妻を中傷の咎で調査するよう訴え出たのである。この請願では、相手の主張に対する理詰めでの反論と、人間の情感に訴えるレトリックが交互に現れる。「父と肉体や財産、血を分けた私」の妻であるカタリナがそのようなことをするわけがない、という親子間や親族間の親愛を示しつつも、父と継母が証人を立てることも証言を集めることもせず邪推しているだけと、その疑いが根拠のないものであることも続けて主張する。さらに父を訴えねばならない辛さ、母親に疑惑に向けられた自身の息子の苦しみに言及し、再度情緒に訴えかける。最後に妻と死んだ子供の間には接触がほとんどなかったこと、名誉棄損の咎で調査を行い必要があれば処罰を科すこと、妻の不名誉を雪ぐことを再度訴え、この請願は終わっている。

---

<sup>632</sup> BstA WBG, AAR360/X Nr. 2, fol. 321-322. „Deroselben kann ich armer vnterthaner Supplicanter nit vmbgehen zue berichten, waß gestalt sich jungsthin auß schickung Gottes deß allmächtigen meines vatters Clöß Nauheimers sein söhnlain auß dißem Jamerthal abgeschieden vnder deßen aber sie beyde mein vatter vnd stieffmutter hin vndt wieder ahn alle ursach außgeschrien, mit ahnleydlichen Iniuriis schelt um schmeheworten, alß salte solches knäblein meine haußfrau hexischen weyß angegriffen vndt verzaubert haben, wann aber großgünstiger gepietender herr amptman solche auff meine haußfrau außgegossene Iniurien so leyb ehr gut vndt blut betreffente mir nicht geziemen noch gebüeren will sitzen zuelassen, dem herrn schultheißen, [...] anzeygente, vndt obbelte vatter vnd mutter solcher sachen befragen lassen, ob sie es geständig seyen oder nicht, sie aber nichts geständig sein wöllen, doch gesagt, hetten einen Argwohn daran wie Ewer Gestrengen vnd vesten in beyliegenden zeugen sage genugsam zuersehen haben, wann dain ich diese gegen meine haußfrau außgestossene Iniurien [...] vngeclagt nit kan lassen, mir auch nit allein, sondern meines Kindern schmerzlich ist. Pitte demnach Euwer Gestrengen vnd vesten, sie wollen solche vngepürliche schmehewort nit verstaten, vnd die großgünstige verordnung thun zue lassen, solches auff meine haußfrau zuverweyssen, ...gestalt dan sie vor Gott vnd der welt vnschuldig ist, dan sie oberurtes knäblein die Zeyt ihres lebens nicht in händen gehabt, viel wenige angerührt, wie dann solches, so es die noht erforderte genugsam zue erweyßen wehre. Alß gelanget demnach an Ewer Gestrengen vnd vesten mein vnderthäniges hochfleysiges pitten, sie geruhen denen gegen meine haußfrau geübten grosen vnflugk, wie auch angehenckte ohnleidliche nit begründte mackell zuerwegen vnd sie mehr berührte Calumnianten vnd ehr abschneider deßwegen mit gepürenter straff an zue sehen beneben auch solchen schand flecken wiederumb abzuewäschen, vnd in Ewigkeyt darvon zue schweygen alles ernst anzueweyßen“.

この請願ではまず名誉を回復することに主眼が置かれている。当時、名誉を失うということは今日以上に大きな意味を持っていた。すでに前章で見たとおり、「魔女だと公に言われている」「悪評が立っている」そのこと自体が、逮捕に至る証拠として勘案されえたことを考えれば、中傷を黙ってやり過ごすことは自殺行為ですらあったであろう。反対に、堂々と実態の解明を当局に託し、相手の言い分を検証しようとする姿勢そのものが、何より説得的な無実の主張となったのである。ここでは実態の解明は明白に当局、具体的には在地役人であるシュルトハイスの課題とされている。これに対し父クレースも反対に訴え出ているが、この件に関して裁判に発展したという記録はこれ以上見当たらない。

ポールによれば、マインツ市参事会にはいくつかの中傷、名誉棄損に関する訴えが届いているという<sup>633</sup>。これは魔女裁判とは別個の扱いで処理されたため、実際に妖術が行われたかまでは追及されなかった。おそらくは口頭でのやりとりもあったであろう。それも含めれば、未然に防がれた魔女裁判も実際には相当数あったと考えてもいいたろう。

トリーア選帝侯領では 1593 年エーラングの市民アダム・レーダーが選帝侯に宛てて請願を行っている。彼もまた自らに被せられた妖術使いの噂を打ち消そうと、嫌疑消滅手続き *Purgationsverfahren* の開始を求めたのだった。特異なのは、彼が参審人も務めた裕福な市民であると同時に、かつてエーラングの魔女委員会のメンバーであり、1587 年から 88 年にかけての魔女迫害に自ら参与していたという点にある。おそらく選帝侯ヨハン七世とも個人的な面識のあった彼からの請願は聞き入れられた。ヨハンはレーダーが新しい委員会メンバーたちから敵意と妬みゆえに嫌疑をかけられるようになったとし、嫌疑消滅手続きを遅滞なく行うこと、またその際に裁判費用が過剰にかさむようなことがないように、直接トリーア高等裁判所に書面により指示したという。こうして、数か月のうちに 50 人に上る証人たちが聴取を受けることとなった。このやり取りではエーラングのみならず、隣接する聖マクシミン、プファルツェルにおける裁判実践も俎上に上がった。選帝侯代官およびエーラングの魔女委員会が敵対心をもってレーダーを魔女裁判に巻き込もうとしていたこと、聖マクシミン管区では残忍な拷問によって特定の人物の名を共犯者として挙げるよう強制していたことなどの不正が明らかになったのである。しかし、選帝侯が不在の間にレーダーは選帝侯代官によって捕らえられ、選帝侯の命令によって釈放されるまで 7 か月にわたって拘束された。その間、彼は代官らに対する不名誉な非難を撤回するよう強制されたのである。監督機関としての高等裁判所も、レーダーの件には非協力的であった。トリーア高等裁判所は長い引き延ばしの末にレーダーの要求した裁判記録の開示を拒んだ上、委員会がレーダーに対する魔女裁判を開始するための徴表を集めることを支持した。さらに、コブレンツ高等裁判所もレーダーの名誉棄損の訴えを棄却した。1597 年に至り、選帝侯はレーダーによる帝室裁判所への上訴を明確に支持し、トリーア高等裁判所に裁判記録の写しを帝室裁判所に送付するよう強く求めている<sup>634</sup>。ここではレーダーをめぐる魔女嫌疑は、在地の迫害勢力と結びついた在地役人とそれに同調する高等裁判所と、適正な裁判運営を目指す選帝侯との対立にまで発展したのである。フォルトマーによれば、1597 年の選帝侯による明示的な叱責をきっかけにトリーア高等裁判所は委員会や代官らによって行われる不当な手続きに処罰をもって対応するなど、より厳しい措置を取るようになったという。これも、在地の不当な裁判実践に関する情報を君主に届けるパイプとして請願が機能した一例と見ることができるだろう。

庇護を求める臣民に対してケルン選帝侯が答えるケースは少ない。前章で見たように、魔女裁判監督

<sup>633</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 147.

<sup>634</sup> Voltmer, *Hexenjagd*, S. 267ff. またレーダーによる帝室裁判所での訴訟については第五章第三節 2 で扱う。

官エラー! ブックマークが定義されていません。の魔女迫害を前に繰り返し保護を訴えたヴェストファーレンからの請願はほとんど聞き入れられなかった。ドロルスハーゲンのカスパー・ハーニシュマッハーは、二人の処刑された魔女から共犯者として名指しされたが、裁判に巻き込まれる前にこの地を逃れた。彼は自らの無実を訴え、1631年の5月と9月、二度にわたって保護を与えるよう宮廷顧問会に訴えている。しかし顧問会の回答は「ヴェストファーレンの代官に保護を求めること」という素っ気ないものであった<sup>635</sup>。ここにも、非中央集権的な魔女裁判の在り方が如実に表れていると言えよう。

## 5-2-2. 裁判開始後の請願

裁判開始後の請願の重要な課題は、逮捕あるいは拷問の不当性を訴え、また囚人たちを拷問と同様に苦しめる劣悪な収監状況を改善することであった。とりわけ体力のない高齢者や女性にとっては、収監それ自体がすでに生命を脅かす危険があったのである。まずはマインツ選帝侯領の事例を見てみよう。1593年6月からオスターブルケンでは魔女迫害の機運が高まり、7月31日に少なくとも1件の最初の処刑が行われた後、密告された3人の女性が逮捕されている。ここからさらに密告の連鎖が生じ、同年末までに合計15人が裁判にかけられた<sup>636</sup>。次の請願は、1593年8月半ばに逮捕された妻アポロニアの置かれた状況を少しでも改善させようと、夫ベルンハルト・ヴェグナーによって9月19日の日付で提出されたものである。

オスターブルケンで裁かれた犯罪人である女が、忌々しくも不正でもって私の妻を魔女の咎で証言し、申告しました。そのため、当局は彼女を逮捕収監することになったのです。私が信憑性をもってお知らせしたように、さらに彼女に5回ものありとあらゆる恐ろしい拷問と苦しみをもって激しく処置することにもなりました。度を越えた忍びがたい痛みから、その苦しみを終わらせるため、彼女はいくばくかの行為をでっち上げ証言したのです。そのような行為は、しかし再度の聴取や詳細な照会を行った際には決して見つけられなかったのです。温情ある神よ、彼女は拷問によってズタズタにされてしまったので、四肢を思う通りに動かさないほどでした。そして牢獄における汚れた環境と不潔さで尊厳もほとんど失われてしまっており、耐えがたい辛苦を忍ばねばならないのです。〔中略〕件の私の妻は結婚生活全てにおいて18年間神を敬い信心深く、他の人々との会話においても立派で信心深いとされていますし、そのように行動してきました。ですから私は彼女がそのような犯罪をすることはとても信じられません。ま

<sup>635</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 147r. „*Caspar Harnismacher Bürger in Drolshagen in p. Veneficy. Clagt daß von 2 seiner offenkundigen unnd hingerichteten unholden denuncyrt were, dernihalt außwichen were. Bittet zu seiner unschuld daß glaindt. Conclusum. Landtdrosten in Westphalen hieruber in seinem bericht zu horen, wie auch in seinem bedencken ob daß glaidt gestalten sachen zu verstaten*”. [(1631年5月10日)ドロルスハーゲン市民カスパー・ハーニシュマッハー、魔女裁判について。彼は二名の明白な、処刑された魔女から密告され、それゆえに逃亡しているのだが、無実であるので保護を求めている。結論、ヴェストファーレンの代官にこの件について報告を聞き、この件について保護を許可すべきか考えを聞くこととする]。Ebd., Bl. 256r. „*Caspar Harnischmacher in taá venevicy. Bittet weiters umb gleidt. Conclusum, solle sich beim Landtdrosten angeben unnd daselbst daß gleidt suchen*“. [(1631年9月11日)カスパー・ハーニシュマッハーより魔女裁判の件について。さらに保護を求めている。結論、ヴェストファーレンの代官に申し立て、そこで保護を求めること]。

<sup>636</sup> オスターブルケンにおける魔女迫害の展開については Pohl, *Hexenglaube*, S. 89-99.

た彼女がそのような恐ろしい集団のうちに数えられるなどと、望みを失いたくもありません。ですから、共感と親愛、また忠実な愛情と名誉ゆえに、私は彼女を取り戻すことをないがしろにしようとは思いません。〔中略〕 それと並んで、彼女は自分ではお金を集めたりするために動けないので、それにより彼女がより清潔な扱いと手助けを得ることができるように、私の持つ全ての財産を質に入れ、個人的な担保も必要に応じて差し出すことを恐れながら願い出ます<sup>637</sup>。

彼女を密告した「魔女」の証言は不正であり、本来であれば3度までしか行使できないはずの拷問が5回にわたって行われていることにも言及される。このような裁判の不当さに対する批判も見えるものの、この請願のレトリックは裁判実践への攻撃よりは、むしろ被告への共感と同情を引き出すことに向けられている。しかも、ここでは即時の釈放ではなく差し当たりの牢獄における待遇改善が主な目的であった。拷問のみならず収監状況そのものが被告に耐えがたい苦痛を与えていたことの表れでもあるだろう。ここでは、夫婦の愛情と被告のキリスト教徒としての立派さ、妻としての貞淑さが強調され、それだけに彼女に加えられた容赦のない拷問の激しさ、彼女の肉体的衰弱が際立つように書かれている。しかしこれが単なる修辞ではないことも同時に明らかである。痛めつけられた妻の姿を目の当たりにして、彼女の苦痛を少しでも和らげるために全財産を差し出そうと言う夫の心は、戦略などを超えたところにあったかもしれない。彼女はその後11月24日には釈放されている<sup>638</sup>。

アポロニアからやや遅れて同年9月に逮捕されたオサンナ・オッティンとマルガレータ・ヴァルヒ母子の夫たちからは、同年9月18日付で請願が書かれている。ここでも、彼女らは「規律正しく神を敬い、尊敬すべき敬虔な人間であり、貞潔で忠実で従順」な人物であると描写され、長年の結婚生活におけるキリスト教徒としての、家庭人としての立派さが強調されている<sup>639</sup>。しかし同時に、彼女らが住民の馬

---

<sup>637</sup> BstA WBG, MRA, Fragmeinte K598/62, Lage 37. „Mit was beschwerlichstem ungrundt eine zu osterburcken iustificirte misthetige weibs person, mein armes betrubs eheweib zaubrischen hexenwerckhs besagt unnd angeben, und die Obrigkeit daehro verursacht worden, dieselbige zur gefengkhlichen hafften zu nemmen, welcher auch darauff wie ich glaublich berichtet, zur fünff undschielichen mahlen mit allerhandt erschreckhlicher tortur und peinigung so hefftig zu gesetzt, daß auß ubermessigem ohnerleidlichen schmerzen sie etliche thaten erdicht und damit sie des schmerzen erledigt werden mögt, außgesagt, so nach beschehener nachfrag und eingenommener umbstendtllicher erkundigung sich keineswegs befunden haben: dardurch sie gleichwol der massen, Gott erbarme[...] zerrissen worden, das sie ihrer glidmassen sich nit gebrauchen nach ihr selbst geholffen sein kann, unndt salua reverentia in gefengkhlichem squalor situ unndt unreinigkeit beinahe vergehen unndt beschwehrlichstes ungemach erdulden müssen[...] Unnd dan ermellts mein eheweib die ganze zeit ihrer eheligem beiwohnung und an die 18 jahrlang sich dermassen Gottsforchtig andechtig unnd in eusserlicher conversation erbar unndt fromblich erzeigt und verhalten daß solche mishandlung ich ihr nit zutrauen kan, noch verhoffen will, daß sie in der anzahl solcher verdambblichen gesellschaft zu finnden, deßwegen auß mitleidlicher erbermbde und umb treuer zunaigung und erzeugter ehr willen ich mich ihrer anzunemen nit und(er)lassen mög. Dabeneben ich unndthenigst erpietig alle meine hab unndt güeter zuverpfenden, und auch persönliche Bürgschafft, dieselbige uff erfordern widerumb zustellen, gnüglich zuleisten, damit sie dan weil sie sich selbst nit regen erheben noch wenden kan, dennoch seuberung pflge und handreich haben möge.“

<sup>638</sup> Vgl. Pohl, *Hexenglaube*, S. 95.

<sup>639</sup> BstA WBG, MRA, Fragmeinte K598/62, Lage 36. „Welcher gestallt vnsere eheliche liebe haußfrauen Margaretha vnndt Osanna Öttin nechst verwichenen Montags den 11. Spتمبر gantz ohnversehens vndt Vhrplötzlich auß ihren behaußungen, in vnserer wegen felltdarbeit abwesenheit, angezihener Zaubrischer mißhandlung halben, alß wier

を殺したなどという証言がいかにも根拠のないものであるか、彼女に対する密告が信用ならない無効なものであるという法的な反論も欠かさない。とりわけ、すでに裁判にかけられ「共犯者」を密告した産婆クニグンデに対しては次のように書かれている。「上述の産婆がいかにもふてぶてしく無礼な女であるか、誰でも知っています。彼女は収監される前に、大っぴらに言っていました。彼女〔産婆クニグンデ〕が妖術の罪で逮捕されその気になったら彼女〔請願人の妻〕を密告しそれを吹き込んでやろうと、そのようにして、産婆の軽率な厚顔無恥ゆえに、ある誠実な女性を密告しようとしたのです」<sup>640</sup>。ここでは証人である産婆の信用のなさ、軽率さといった負の性質が強調され、妻たちとの人間としての性質の差をくっきりと浮かび上がらせる。また、誰がどのような証言を行ったか、請願人が知っていたことにも着目すべきだろう。請願人はオスターブルケンの富裕層に属しており、自力で情報収集をするだけの人脈と発言力があつたのである<sup>641</sup>。

---

*berichtet, zu gefenglichen haften gezogen, vnnndt nach darinnen behalften werden. Welches, alß wier es zue vnsrer heimkhunfft mit schmerzlichster herzen bekhümmernus vernommen, vns zum höchsten vnnndt trübseligsten angefochten, vnd khümfänglich bis zur erfindung der wahrheit, zubeschmerten nit auffhören würden, alß deren zucht, Gottes Forcht, erbar frombkeit, tügent, treue, gehorsam vnnndt heußlichs wesen gegen Gott vnd der wellt wier dermassen, einer nunmehr an die vier vndt vierzigh der ander achzehen ihar lang beschaffen vnnndt ohnuverrückht geführt, das wier in vnsere herzen vnd gemüeter nit pringen, noch das wenigste zeigen od gemerckh in so langwihriger ehelicher beiwohnung abnehmen, dahehro wier glauben od ihnen antrauen können oder mögen, daß mit angeregten lastern vndt thaten sie behafftet sein sollten“.* [我々の愛する妻、マルガレータとオサンナ・エッティンは去る9月11日の月曜日、全く予期せず突然に、私たちが畑仕事で留守にしている間に、妖術の罪を被せられ、家から牢獄へと引きたてられ、そこに捕らえられています。私たちは帰宅してそのことを聞き知り、心を痛めて心配したのですが、それは私たちにとって極めて重大で悲しむべき心労であり、真実が明らかにされるまでずっとこの苦悩がやむことはないであります。彼女らは規律正しく神を敬い、尊敬すべき敬虔な人間であり、貞潔で忠実で従順です。そして、神とこの世にかけて、私たちは彼女らと、一方では44年間、もう一方では18年間、家庭を築き、極めてまっとうにやってきました。話題に上っているような悪行や行為によって彼女たちが逮捕されねばならないようなことは、まったく正直に申し上げて何も思い当たりませんし、長年の結婚生活の中で少しもそのような様子は見られませんでした。であるからこそ、私たちは彼女たちと結婚できましたし、そう望んだのです]。

<sup>640</sup> Ebd., „*Wan aber Gnedigster Churfürst vnd Herr mit abbemellts Caspar Schmidts Pruedern Melchior, vnnnd hans Schweitzern erweislich zu bekhundtschafften daß vf besichtigung sich beschinen das sein gaul auß natürlichem anstoß so an denen Pferden gemain vnnndt gefährlich/: deßgleichen mit Bastlen otten zu bezeugen, wie gedachter Balthasar Reichharth gegen ihme selbst bekanntlich gestannden, sein Pferdt wehre ihme zue Nerckhersvml ebenmessigs natürlichs zustanndts abgangen, vnnndt sonsten meniglichen bekannt vnd bewusst, was für ein freches verwegenes weib berürte hebamm gewesen, die sich vor ihrem gefenglichen einzug mehrmals öffentlich vernennen lassen, wan sie zauberey halben verhafftet werde, wo sie alß dan ein lust zue einem weib hette, sie dieselbige besagen vndt eingeben wöllte: welche darumb ihrer leichfertigen frechheit nach wol ein fromm biderweib mögt angeben“.* [しかし慈悲深き選帝侯閣下、上述のカスパー・シュミットの兄弟メルキオールとハンス・シュヴァイツァーは、彼らの仲間たちには自身の馬が自然な事故によって死んだとしていました。同様にバストル・オッテンにも言えるのですが、上述のバルタザール・ライヒハルトが彼自身について自白したように、彼の馬はネッカーウルムで同様に自然な状態で死んだのです。そして、上述の産婆がいかにもふてぶてしくで無礼な女であるか、誰でも知っています。彼女は収監される前に、いつ彼女が妖術の罪で逮捕されるか何度も公に噂されておりました。そして、彼女がある女性を密告しそれを吹き込もうという気になったのでしょう。そのようにして、彼女の軽率な厚顔無恥ゆえに、ある誠実な女性を密告しようとしたのです]。

<sup>641</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 95f.

三つ目の史料は、被告本人の名で出された請願状である。1627年夏からオーバーローデンでは一人の女性をめぐって攻防が続いていた。この事件のあらまは前章ですでに述べたが、ここではマルガレータ本人によって書かれた請願状の内容を詳しく取り上げてみよう。

高貴なるマインツ選帝侯の顧問会諸賢が管区長閣下に正式に通達されましたように、またそれと並んでツェント・ニーダーローデンが私に対する厄介な訴えについて誤って申し立てたことにつきまして、高貴なる先述の顧問会諸賢により達せられた書面によって、〔中略〕最近開廷されたニーダーローデンのツェント裁判所に、告発人らが揃って、あたかも私が憎み忌むべき妖術の悪行で逮捕されるべきだと、彼らが当時雇った書記によって非常に乱暴に申し立て、私に多くのことが生じました。私はそのために非常に厳しく訴えられてしまったのです。それについて、私はすぐに弁護人によって、彼らが何の根拠もなく私に対して持ち出した事実に対する全ての、一つ一つの告発点に対応し、望むらくはそれら告発点は十分に否定されたものと思います。しかしその後、彼ら狼藉者である告発人らは大変に容赦なく告発をもって私を裁判にかけ、突然、彼らが拷問に十分な徴表や理由を示さないにも関わらず、さらに私を〔拷問を用いた〕尋問にかけよと要求しています。私は拷問にかけられ、尋問されるべきであり、〔それにより〕私が話し始め犯罪を告白し、そして私自身を魔女であると申告するであろう、と。また、彼ら告発人は七つの告発点をかたくなにも報告し、証人としてバルテル・ヘッツェル、セバス・レオンハルト、ハンス・ヴュストの名を挙げました。彼らはすでに聴取されましたが、彼らの証言はあまりに偏っています。〔中略〕というのも、私が話したとされる七つの項目について彼らは私に聴取はせず、彼ら証人の証言においても進捗はないどころか、バルテル・ヘッツェルに関しては、彼は中庭で聴いた、他の者は部屋の中で聴いたと言い、私自身はしかし友人と一緒に家の部屋の中できちんと過ごしていたのです。そして、上述の証人たちは、彼らがあたかも認めたかのよう、またその言葉を私の口から聞いたと、最後まで明確に宣誓しました。それにより、哀れでこの上なく絶望した悲しき未亡人である私をこの事件で訴えるだけでなく、恐れ多き瀆神の不名誉と悪行を帰せしめました。このような状況で、このツェント・ニーダーローデンの告発人は言語道断にも手続きを進めておりますが、私にかくも重き十字架を背負わせるようなことを当局は決して看過すべきではありません。というのも、彼らはあらゆる人々に向かって、私が明らかな妖術使いであると叫び、さらに極端なペテンでもって申し立てようとするのです。羊飼いクラウドの妻が私に関して、私が悪しき友〔悪魔〕に屈し、彼らに祈りをささげたと、その言葉から私が確かに魔女であり、同時に悪しき人間であるに違いないと推定されると証言したというのです。上述のツェント・ニーダーローデンは同様に不当な告発人として彼らから聴取を行いました。証拠のない訴えは取り下げられず、それどころかその訴えを押し通そうという考えで、いまだに強情にそれを進めようとしています。それも噂で流れている単なる空っぽな言葉に基づいて、裁判をすすめているのです。しかし、今に至るまで彼らは私に対して疑わしいことは何も提示することができていません。天におわします神様と敬愛する聖人様たちから私が離反を誓っただけ、悪しき霊に宣誓をしただけの、同様に私が魔女術の黒い業に囚われているのだ、私が何か悪しきことを行ったとか、誰か人間に害を与えたとか、あるいは何度も妖術の咎で疑われているとか、私が同様の願望に責任を負わされているとか、そのようなことは何も私に帰せしめることはできないのです。それどころか、悪いことなど何一つしていないという自覚があり、そして心の底から絶対に私は潔白です。私に

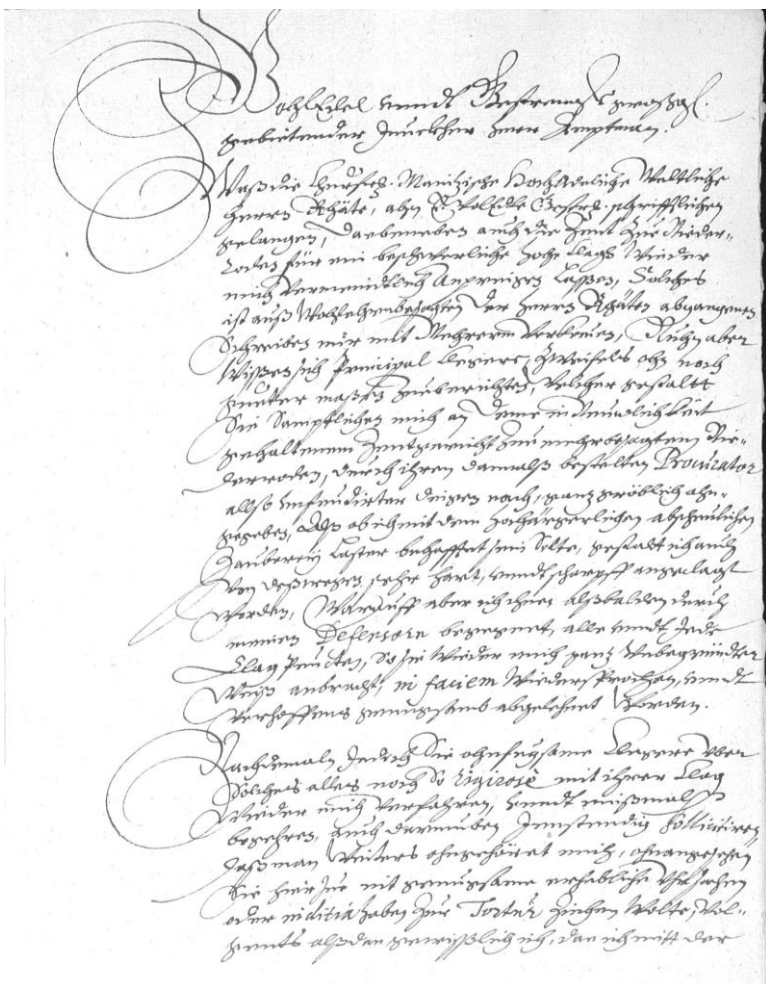


対して虚偽の推定がなされたのですが、私の創造主から私は一度も背いたことはありませんし、悪魔と何かの関係を持ったことも決してありません。〔中略〕この哀れで苦しい立場にあり大きな辛苦に耐えている未亡人である私に、このような明らかな虚偽においてあまりの不利益と不当とが起こっているのです。それに対して、私は告発人らから無罪にも関わらず悪評をたてられ、公衆の面前で罵られるのです。〔中略〕上述の私を告発しているツェントは、私をただ憎しみと妬みから、このような証言を偽って申し立てたのであり、そのことは適切に証明されるでしょう。私に付け加えられた乱暴な中傷を雪ぎ、生じせしめられた費用を支払い、私の傷つけられた名誉と、私に加えられた侮辱に対して適切な損害が賠償されるよう、また長期にわたる拘禁を脱して再び自由放免となるように私に一時金を与えるよう、ツェントに対して適正に指示がなされますよう〔お願い申し上げます〕<sup>642</sup>。

---

<sup>642</sup> BstA WBG, MRA K. 212/281, fol. 61-63. „Was die Churffürstliche] Mainzische Hochadelige Weltliche Herrn Rhäte, ahn e. woledle Gestr. schriftlichen gelangen, dar beneben auch die zent zue Niederroden für ein beschwerliche Clags wieder mich vermeintlich anpringen lassen, solches ist aus wohlehrbesagten der Herrn Rhäten abgegangen Schreiben mir mit Mehrerem vorkommen, [...] welcher gestalt sie samtlichen mich an deme in neuwlichkeit gehaltenen Zentgericht zue nehrbesagten Niederroden, durch ihren damals bestelten Procurator[...], ganz gröblich ahngegeben, alß ob ich mit dem hochärgerlichen abschewlichen Zauberey Laster behaffet sein solle, gestalt ich auch von daßwegen sehr hart, unndt scharpff angeclagt worden. Worauff aber ich ihnen alsbalden durch meinen Defensorn begegnet, alle unndt jede Clagpuncten, so sie wider mich ganz unbegründter weiß anbracht, in facien widersprochen, unndt verhoffens gnugsamb abgelehent worden. Nachdemaln jedoch sie ohnfugsame Cleger uber solches alles noch so rigirose mit ihrer Clag wider mich verfahren, unndt einsmals begehren, [...] daß man weiters ahngehöret mich, ohnangesehen sie hier zue nit genugsame erhebliche Uhrsachen oder inditia haben zue Tortur zeigen wolte, volgents als dan gewisslich ich, dan ich mitt der tortur [...] angegriffen unndt examinirt werden sollte, ich mit der Sprach wol loß schlangen, meine unthaten bekhennen, unndt mich selbstn wir ein hexen angeben werde. Daß dan auch versand sie Clager sich uff den siebenden Clagpuncten so hoch unndt steiff referirt, unndt zum beweiß namhaffte gemachte Zeugen benantlichen Barthel Hözeln, Sebus Leonharten, unndt Hanß Wüsten angegeben, welche albereits abgehoret worden, uff daß Zeugnus ihrer aussags viel zue pertheiisch,[...] weiln sie die formalia deß angezogenen 7 Articuls, so ich geredt haben solle, von mir nit gehöret in ihrer Zeugen sag zumal nich fortkommen, noch weniger Barthel Hözeln, so daraußen ein hoffe die andere in der Stueben, ich aber bei der Freunt samtes räum im hauß ehren gewesen. unndt darnoch haben die obnominirte Zeugen, alß wenn sie gesenter zue gegeben gewesen, unndt die wort auß meinem Mundt gehoret hetten, hierüber einem Leiblichen Aidt, sed tamen male geschworen, aintzig unndt allein zue dem Ende, damit mich arme ganz trostloßen hochbetrübt Witibin nit allein zum fall zue pringen, sonnder der auch in allen hohen, Gott schimpff schandnt unndt laster zue setzen, bey welchen circumstantyh dan die Clagendnt Centh Niederroden sehr hoch sträflich procedirt daß doch keines weeges ihnen von der Obrigkeit nachgesehen werden solle, mich allso verschuldig in ein so hohes schweres Creuz zu führen, da auch für menniglichen alß ein öffentliche Zauberin mich beschreyen, unndt ferners per extremo subterfugio allegiren wollen, daß demnach schöffer Claußen Frauw uf mich außgegeben, ich wehre vor dem bösen freunt niedergefallen, unndt ihnen angebetten, auß diesen worten so viel abzuenehmen, unndt zue schliesen seye, daß ich frei gewiss ein hexin, unndt derogleichen bößen Leuth müsste. Wan dan gleichwol erwenthe Niederrodische Zenth als unrechtmeßige Cleger von ihr vorgehommen, aber noch uhnbeweißenen Clag nitt abzusetzen, sondern noch vest darbey zue bestehen gedenkhen, auch nnoch immer stricten fort, eintzig uff bloßen leere wort, so in der lufft uff gefangen, procediren, seiternal aber bis dato nichts verdachtiges sie uff mich bringen können, noch weniger das ich je Gott meinen himlischen Vatter, auch seinen lieben heiligen ab: unndt dem bößen Geist zue geschworen, item daß ich mit der schwarzenkunst der hexerey behafft seye, oder Jemals gewesen, ob ich was ubeles angestellt, irgent einem menschen was Leits zue gefüget, oder mehrmalen des

ここでは彼女を告発する者たちがいかに信用ならない人物であるか強調されている。「何の根拠もなく私に対して持ち出した事実に反する全て」「彼ら狼藉者である告発人」「極端なペテン」「噂で流れている単なる空っぽな言葉」といった文言は、同時に彼女の市民としての誠実さを際立たせる。「このような証言を偽って申し立てた」告発人たちの行動は、それが宣誓に基づいた証言であるだけに一層悪質に描かれる。そして、彼らの言動は「ただ憎しみと妬み」という感情的な要因に基づくものであると断言する。



マルガレータによる請願の一部・1628年4月

「哀れでこの上なく絶望した悲しき未亡人である私」「哀れで苦しい立場にあり大きな辛苦に耐えている未亡人である私」と、女性であるがゆえの哀れさ、弱さも強調する。ただ彼女には実際には弁護人を立てられるほど金銭的余裕があり、決して経済状態が窮乏していたわけではない。このような表現はレトリックとして理解すべきだろう。

この請願は、1628年4月14日に管区長から顧問会へ寄せられた報告に添付されており、最初の名宛人は管区長である。しかし、彼女は管区長のさらに上位当局である顧問会の存在に繰り返し言及し、顧問会の指示によって管区長が動いていることを明確に認識していた。彼女はおそらくこの請願もまた顧問会に届けられることを意識していたであろう。したがって、この請願は単に裁判管区の内側で完結するものではなく、上位権力に対する管区長の職責を問うものでもあったのである。

Zauberey lasters verdachtig gehalten worden, noch auch mit derogleichen votis gawirt gewesen, zumal nicht uff mich gebracht werden kan, ohne das auch nur nichts ubeles bewust ist, unndt in meinem herzen jah mich sicher rheim weiß, auch von meinem Schöpffer, als mir felschlich uffgemessen würdt, niemals abgefallen, noch mit dem Teuffel iehthwas zue thun gehabt, [...] demnach mir armen betrangten groß noth hindernden, witiben bei so offenbahren unwahrheit zue viel unguetlichen unndt unrecht beschicht hin gegen aber von dem Clegern ich so uhnverschulter[...] diffamirt undt vor menniglichen zue schelden gemacht werde, ...dar sie mich nuhr zue tortur pringen köntten, mein groß unglückh sehen undt wünschen mögten[...] in ersehung auch befindung deroselben aussagh die sach derhin zue richten, daß uffbesagten clagende Zenth, die mich allein uff haß unndt Neidt falschlich angegeben, darhin billig gewiesen werden möchten, die mir zue gefügte grobe Injurien zue reuaciren, die verursachte uncosten ab zue statten, auch wegen meinen entnehmen, ehren unndt angethanen Schmach halben sich zue gebuhrlichen abtragh stellen, unndt mit mir abfinden, damit ich deme langwüehrigen hafften, ehist entkommen, undt wieder uff freyen fueß gestellt werden möge“.

終わりの部分では、告発人らのみならず、ツェント全体が不正な裁判に加担している主体として挙げられている。彼女の批判は、個人だけではなく共同体全体に向けられるのである。

結果的にマルガレータは無罪放免を勝ち取ることに成功した。これは請願の成果であるのみならず、マルガレータ自身が拷問を耐え抜いたこと、宮廷顧問会が厳格な証拠評価を要求したこと、管区長が在地の迫害欲求に迎合しなかったことなど様々な要因が考えられよう。マインツ選帝侯領では在地役人は宮廷顧問会と密な連携をとり、在地の暴走を許さなかった。管区長に宛てられた請願も宮廷顧問会まで届けられ、獄中の被告の声も中央政府の知るところとなった。ケルン選帝侯領でヴェストファーレンの住民たちが繰り返し魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。に対する苦情を訴えても、中央当局は有効な対策を取りえなかったことと対照的である。

トリーア選帝侯領でも、裁判中の被告が選帝侯へ保護を求めるケースが散見される。1588年、グリムブルク管区ボイレンのハンス・ミュラーは密告により逮捕され、所轄管区長に密告者との対面を求めたが受け入れられなかった。この密告は委員会によって集められたものであり、管区長はそれに従って裁判を開始したのである。ミュラーは拷問を耐えぬきながら聖パウリン修道院と選帝侯に救済を求め、ついに選帝侯の計らいにより釈放された<sup>643</sup>。同様に、トライスの参審人であったジモン・ディーテリッヒは魔女の容疑を持たれ、1602年選帝侯に庇護を求めた。これに対して所轄の管区長は、この案件を長引かせては裁判費用が高騰するため、むしろ迅速に判決を下さねばならないと主張したのである。さらにマイエンの管区長は1600年、選帝侯から裁判を中止するよう命じられた際、「命令によってやむを得ず」裁判を中断することを村の迫害者たちに申し出なければならなかった<sup>644</sup>。これらの事例やコッヘムの事例<sup>645</sup>に現れるように、トリーア選帝侯領の在地司直は概して迫害者側に立った。そのため魔女迫害の被害者は在地レベルを超えて選帝侯にまで庇護を求めねばならなかったのである。これに応じて、時に選帝侯は自らの高等裁判所に対して厳しい態度で介入した。

### 5-2-3. 裁判後の請願

第三の段階である裁判後に現れる請願においては、目的は大きく三つある。一つには、有罪の場合の減刑、二つ目は、拷問を耐え抜き放免となった場合の損害賠償の請求、三つ目は同様の場合の名誉回復である。

筆者が調査した限り、減刑を訴える請願はほとんど確認できなかった。1627年、ディーブルクで最も魔女迫害が熱を帯びていた頃、80歳の水車番ミヒャエル・フリッツもまたその犠牲となった。彼の7人の子供と親族は、死刑判決がほぼ避けられぬ情勢となった11月13日、選帝侯に宛て処刑方法を斬首とすること、遺体を埋葬することを願い出ている。魔女の処刑が通常火刑によって行われ、火刑が妖術・強姦・放火など極めて重い犯罪に対してのみ適用されたことを考えれば、斬首を願い出ることもある種の「減刑」嘆願であった。「私たちの父ないし友人〔である被告人〕は、選帝侯閣下のご慈悲において、長きにわたり彼の水車で真面目に働き、強制されることなく彼の罪を進んで自白しました。そして、とりわけ悔悛の情をもって繰り返し心にとめ、罪を悔いて涙を流しています。そして、荒廃状態に陥って

<sup>643</sup> Dillinger, *Böse leute*, S. 319f.

<sup>644</sup> Ebd., S. 318.

<sup>645</sup> 第四章第二節 2-2 を参照。

いる我らディーブルクの教区教会に信心深く彼の善行と遺贈を行いたいと願っています」。すでに有罪判決は不可避であることが明白な中で、それでも悔い改めたキリスト教徒として善行をつもうというのである。家族や親族が「魔女」として処刑されることは、「残された罪なき子どもたちと友人たちに極めて厳しい重圧と烙印を与える」ことを意味した<sup>646</sup>。同様の請願は 1629 年ケルン選帝侯領ドロルスハーゲンからも届いている<sup>647</sup>。名誉が極めて重要な社会資本である近世において、少しでも不名誉の度合いを軽くしようという試みは、処刑される家族への思いと同時に、遺族の生き残りをかけた重要な戦略でもあったのである。

運よく魔女裁判で放免を勝ち取った人々にも、名誉を回復するという重要な課題が残されていた。一度魔女裁判にかけられた人物が、数年あるいは十数年を経て再び告発されるというケースが複数あることから、徹底的に自身の潔白を明らかにすることは不可欠の手続きであったと言えよう。

1597 年、マインツ選帝侯領で聖堂参事会の管轄下にあったフレアスハイムの 2 人の住民から、魔女裁判に関わる費用について請願状が提出され、議題となっている。

ハンス・プフラウムとキリアン・メルテンは次のように直訴する。彼ら両者の妻はなんら因果関係あ

---

<sup>646</sup> StA MZ, 28/291, Lage 86. „[...]können wir arme betrübt und laidmüthige sieben lebendige kinder und freundt untertheniglich nit pergen, welcher gestalt unser achtzig-jähriger vatter und freundt wegen des Hexenwesen, darin er jhämmerlich gefallen, in verhaftung gerhaten, und vielleicht nun mehr zum Todt verurtheilt wordten ist. Weile dan sonsten bemelter unser vatter undt respective freundt iro Churf[ürstlich] G[naden] uf dero Mühl ein geraume Zeit fleissig gedient auch ohn einige bezwignus seine sündt willig bekant, und mit sonderbaren reumüthigkeit stettiges behertzigt undt beweint, auch die verfallen desolirte pfarrkirchen bey uns zue diepurg mit gutten wercken und vermächnußen andächtigt bedencken will, item dies groß vätterlich unglückh und hinrichtung uns überpleibende unschuldige Kindter undt freundt am aller härtesten trücken und premiren thutt. Als gelanget an E[uer] Hochehr[liche] auch Edle und threueste unser underthenigst unndt demüthigst pitten und laidmüthiges suppliciren, sie wöllen diese hohe barmhertzigkeit erweisen und gnediglich zuelaßen, damit der todte körper nach ausgestandener enthauptung wo nit in ein geweyht ohr, jedoch ortt einem absonderlichen, und vor diesen in gleichen fallen ieweils darzu geprauchten ohrlein begraben werden, oder aber noch ein geringe Zeit bis zu glücklicher widerkunft irer Churf[ürstliche] G[naden] in gefängnus gelaßen werden mögte“. [我々哀れな悲しみに打ちひしがれ悲嘆にくれた七人の残された子供たちと友人たちは、どのようにして、私たちの 80 歳になる父・友人が、魔女の罪に痛ましくも陥り逮捕され、おそらく今や死へと判決を受けたことを、恭順にも隠しておくことはできません。上述の私たちの父ないし友人は、選帝侯閣下のご慈悲において、長きにわたって彼の水車で真面目に働き、強制されることなく彼の罪を進んで自白しました。そして、とりわけ悔悛の情をもって繰り返し心にとめ、罪を悔いて涙を流しています。そして、荒廃状態に陥っている我らディーブルクの教区教会に信心深く彼の善行と遺贈を行いたいと願っています。また、この父の大いなる不遇と処刑は我々残された罪なき子どもたちと友人たちに極めて厳しい重圧と烙印を与えることとなります。名誉ある貴人にして誠実なる閣下に私たちの恭順にして真剣きわまりなく悲嘆にくれた願いが届いたならば、どうぞ閣下のご厚情をお示しになり、かの者の遺体を斬首刑の後に、祝福された土地ではなく、そのほかのどこか、同様の場合に都度用いられてきた土地に埋葬されることを、あるいはまた、選帝侯閣下が再びご帰着されるまで牢獄における僅かな時間を過ごすことを許可いただけますよう]。

<sup>647</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24, Bl. 92v. „Peter Harnischmachers Haußfraw zu Drolshagen. Hexerey halber bezuiehen.... daß begraben d Hexen belangendt, ahn einem ungeweitten ortt where auch ettwas nachdencklich, daß khein gleichheit zwischen armen unnd reich gehalten“. [ドロルスハーゲンのペーター・ハーニシュマツハーの妻から妖術に関して。魔女の埋葬の願い出に関して、富裕者と貧者が同じ扱いにならないよう聖別されていない土地を考慮する]。

る徴表なしに、たんなる他の嫉妬深い火刑に処された魔女たちの証言に基づいて逮捕され、さらには 2 度にわたって拷問を耐え通した。そしてその後、証言されたような事実は彼女らに見つけられず、それゆえに彼女らは無実なのであるが、今は牢獄に対し、費用と損害の償還を免除するよう乞うている<sup>648</sup>。

これは請願を扱った議事録であり請願状そのものは残っていないため、元の請願がどのようなレトリックを用いて書かれていたかは分からない。しかし、ここでも請願人は自身の妻が訴えられた原因として「感情的な嫉妬」を挙げ、そもそもこれが確たる証拠もなしに行われた裁判であったことを指摘している。ここでは、費用の償還は彼女らの無実をより明白に示すものとして重要視されているのである<sup>649</sup>。

また、魔女裁判によって失った名誉と職を回復することも重要であった。トリーア選帝侯領トライスの参審人であったジモン・ディートリヒは拷問を受けたが自白せず、コブレンツの高等裁判所に二度にわたって自ら鑑定を求め、無罪釈放となった。ただし、裁判費用は彼の支払いとなったようである。その後、ジモンはコブレンツ高等裁判所に委員会メンバーであった 3 人を訴える形で名誉回復を求めた。魔女裁判によって参審人の地位から追われた彼は、まずは復職と名誉回復を願い出て認められたのである<sup>650</sup>。ただしその後、彼は 1602 年に再び魔女裁判に巻き込まれている。名誉回復は後の魔女裁判を必ず

---

<sup>648</sup> BstA WBG, MDP 23, fol. 437r. „*Hanß Pflaum vnnd Kiliams Merten supplieiren, daß ihr beeder weiber vf keine gehabte Vrsachliche Inditien, sondern bloße außag anderer Neidcher verbrandter hexen eingezogen, daruber ferners die Torturen zwifach außgestanden, vnd erfinde sich dannoch an ihnen keine außgesagte ware untath, derwegen unschuldig, vnnd sie nun mehr der gefengnuß mit erstattung Kostens vnnd schadens zuerlassen gebetten*”.

<sup>649</sup> 有罪が立証できなかった被疑者に対しても裁判費用の負担が求められたということは、魔女裁判においては驚くべきことではない。例えば 1595 年 11 月 24 日、妻が魔女として逮捕されたフレアスハイムのトンゲス・ゲッケルは、彼女が正式な自白や有罪判決を待たずして獄中で死亡したにもかかわらず、200 ターラーの裁判費用の弁済を申しつけられた。聖堂参事会はこれを受け、自白していない者やその親族にではなく、判決を下された者にのみ刑罰が与えられるべきということを確認したものの対応の決定にはいたらず、法律顧問に問い合わせることとなった。BstA WBG, MDP 23, fol. 386r-387v.; Pohl, *Hexenglaube*, S. 43. その後の具体的な対応は明らかにはなっていないが、1596 年に行われた裁判については、処刑された者から没収された財産によって、これら釈放された人々にかかった費用が弁済された。BstA WBG, MDP 23, fol. 516v; Pohl, *Hexenglaube*, S. 44. トリーア選帝侯領においても、無罪放免となった被告から裁判費用が徴収されることになっていた。Dillinger, *Böse Leute*, S. 343f.

<sup>650</sup> LHAko, 1C 7944, Fol. 20r. ジモンが 1602 年再び魔女裁判に巻き込まれた際、妻の手によって書かれた請願である。„*[...]mein Ehrwurte Simon Dietherichs Scheffen und Inwohner zu Treis von ettlichen Mißgonnen, des lasters der zauberey beschreyet, daruber gefengklich eingezogen, und starck aber gantz unschuldig, vor Jahren durch zween tagh torquirt, doch alles ohn einige inerkandtnuß sinthemahl es inen an dem verordneten consultation hoff zu Koblentz zum zweitten mahl abgeschlagen, und hernacher solchen bezichtigten lasters unschuldig befunden, derwegen dan die außschuß sampt zwen anhang in der darunter uffgangene uncosten verwiesen, und mein lieber Haußwurt wider uff freyen fuß gestellt worden...hatt gemelther mein Hauswurt, sie die außschuß mitt Nahme Philippen Schmit, Thongessen Deutz, und Frantz Arres Burger daselbst zu Treys mit recht zu Coblentz an obg. Consultation hoff wegen zugefugter schmach auch entsetzung des scheffen stuhls verclagt und umb restitution angehalten, auch durch urtheill und recht erhalten, dz er wider in den scheffen stuhl und seinen vorigen Ehrstandt erkendt worden, alles fernern inhalts der Inquisition Akten und actitaten, der solches weitter ausführen*“。[私の夫、トライスの参審人であり住民であるジモン・ディートリヒは、いくらかの妬みにより妖術の罪に問われ、それゆえに収監されました。彼はしかし全く無実でありますのに、数年前二日間にわたって拷問を受けました。しかし、何も自白することなく、コブレンツの宮廷に二度にわたって助言を求めました。そしてその後、罪に問われた悪行について無実であると

しも防止しえなかったのである。

名誉回復は近世に生きる人々にとって重要な問題であった。しかし領邦レベルでこの要求が満たされない場合、人々は時にはシュパイヤーに活路を求めた。民事裁判の上訴機関としての帝室裁判所である。

### 5-3. 帝室裁判所への上訴

帝室裁判所は1495年の帝国改造においてラント平和実現と領邦からの民事事件に対する上訴裁判所という使命をもって設立され、1527年以降1689年まではシュパイヤーに置かれた<sup>651</sup>。しかし、帝国等族の裁判高権、とりわけ流血裁判権への配慮によって、領邦レベルを超えた刑事裁判の帝室裁判所への上訴は許されていなかった。したがって、魔女裁判に関係する案件としては、領邦君主同士が裁判権の管轄を争う裁判管轄訴訟、賠償や名誉棄損などを争う民事訴訟などが帝室裁判所の管轄となった。この節では、特に魔女裁判被害者が自らの弁護のために迫害者を訴えたケースを扱う。

#### 5-3-1. 帝室裁判所の管轄

魔女裁判被害者が帝室裁判所に訴える場合には、三種類の訴訟が考えられる。「無効抗告訴訟 Nichtigkeitsklage」あるいは「裁定訴訟 Mandatsprozess」、民事裁判の枠内での「名誉棄損訴訟 Injurienprozess」である。

「無効抗告訴訟」とは、正式に法的効力を持ち、執行される判決を無効であるとする異議申し立てである<sup>652</sup>。しかし上述のように刑事裁判における帝室裁判所への上訴は禁じられており、領邦レベルの裁判所で下された判決の内容を議論することは帝室裁判所では不可能であった。その代わり、まずは判決そのもの（原告が有罪か無罪か）ではなく、どのようにして領邦レベルの裁判所で手続きが行われたのか、重大な法律違反が行われたゆえに判決は無効であるかどうかを検証されることになった。その上で手続き上の不法性が明らかになったならば、初めて無効抗告訴訟が許されることになる。この場合、被告となるのは常に帝国直属身分でなければならなかった。魔女裁判で無効抗告訴訟が起こされる時、しばしば単独の裁判所だけでなく領邦君主も訴えられているのはそのためである。これは形式上第一審としての管轄であったが、実質的な上訴と同様の意味を持っていたと言っていいたいだろう。しかし、帝室裁判所でこの無効抗告訴訟が魔女裁判被害者の有利に終わったことを示す最終判決は見つかっていない。

---

判断され、それゆえに委員会は二人の仲間とともに裁判にかかった費用を申しつけました。そして私の愛する夫は再び自由の身となったのです。〔中略〕私の夫は、不名誉を加えられ、また参審人の地位を追われたことでフィリップ・シュミット、トンゲス・ドイツ、フランツ・アレスという名の市民である委員会メンバーを、コブレンツの宮廷に訴え、また地位回復を受けました。彼は判決と法によって、再び参審人の地位と彼のかつての名誉を認められました。詳しい内容は裁判記録に残っています。]

<sup>651</sup> 設立当初この裁判所は一名の長官と16名の判決人からなっていた。長官は聖俗諸侯、伯、あるいは自由伯の身分を持つ帝国貴族から皇帝によって任命された。判決人は学識法曹と騎士身分がそれぞれ半数ずつを占め、1507年以降には判決人を推薦する権利は皇帝、選帝侯、帝国クライスにそれぞれ与えられるようになった。Adolf Laufs, Art. Reichskammergericht, in: *HRG*, Bd. 4, Berlin 1990, Sp. 655-662. 勝田・森・山内『概説』173-178頁。

<sup>652</sup> Sellert, Art. Nichtigkeitsklage/Nichtigkeitsbeschwerde, in: *HRG*, Bd. 3, Berlin 1984, Sp. 974-978.

逆に多くのケースで領邦裁判所の手続きが適法と認められているのである<sup>653</sup>。この訴訟形式は時間も費用もかかる上、必ずしも原告に有利な結末をもたらすとは限らなかった。

「裁定訴訟」とは、原告の求めに応じて、被告に何らかの行為ないし行為の禁止を罰則（主に罰金）をもって命令する、帝室裁判所からの裁定を目的とした簡易手続きである。特に賠償不能な損害の恐れがある場合や緊急性の高い場合、そして被告の行為が公益に反し不法であると認められた場合には、被告に対する聴取なしに裁定が発せられた（Mandate sine clausula）。その後行われる抗弁に際して被告が原告の申し立てに対して十分に反論できない場合には、先の裁定の有効性が改めて認められることになった（Mandate cum clausula）。要件が揃えば、手続きはまずは聴取なしの裁定から始まったのである。被告の側からの異議申し立ては、裁定後に初めて可能であった。もし被告から有効な抗弁が行われず、さらに被告が裁定に従わなかった場合には、警告の後に裁定に定められた罰金が科されることになった。帝室裁判所の裁定はカロリナの遵守、面会の許可、収監環境の改善など具体的な内容を指示しているため、魔女裁判被告に当面の法的保護を与えるために有効だった。この手続きが無効抗告訴訟と比して原告に有利な帰結をもたらしたことは、帝室裁判所に届いた魔女裁判被害者からの訴えの多くがこの裁定訴訟であったことから伺える。ただし、この訴訟がどの程度受け入れられ、どの程度棄却されたかは、棄却された請願の史料が残っていないため明らかではない。しかし多くのケースにおいて被告に対する聴取なしに裁定が発せられていることから、原告にとってこの手続きは有利に働く可能性が比較的高かったと考えてよいだろう。被告（魔女迫害推進者）の求めにも関わらず、最初の裁定が取り消されることがほとんどなかったことも、帝室裁判所が魔女裁判実践に対して懐疑的態度で臨んだことの表れである<sup>654</sup>。同時にその意味で、帝室裁判所にとって臣民からの請願は、各領邦における不当な手続きを知らせる情報源となっていた。

名誉棄損訴訟とは、魔女として公に非難されたことで傷つけられた名誉の回復を目的とし、それが領邦レベルの裁判所で認められなかった場合に帝室裁判所へ上訴するもので、形式的には民事訴訟の枠内にある。原告に対する魔女裁判が行われておらず、言葉の上だけで侮辱が行われた場合にも無形の名誉棄損として訴訟が可能であった。実際に裁判が行われ、言葉の上だけでなく拷問などにより肉体的にも損害を受けた場合には、有形の名誉棄損訴訟が行われた。また名誉棄損を受けた本人のみならず、魔女裁判で命を落とした人々の親族も、死後の名誉回復と賠償を求めて帝室裁判所に訴えを起している。この場合、魔女裁判という刑事裁判の手続きが検証の対象となったが、帝室裁判所への刑事裁判の上訴禁止という事項には当てはまらないと解釈された<sup>655</sup>。この手続きによって原告の名誉が傷つけられたことが認定されれば、それは無効抗告訴訟を始める条件ともなったのである。

エーストマンの統計<sup>656</sup>によれば、魔女裁判に関係する訴訟は帝室裁判所では 255 件確認できる。124 件は魔女裁判の管轄をめぐる領主間の裁判権訴訟、迫害者側からの訴訟、民事裁判の上訴などによって占められ、残りの 131 件は被被害者の側から迫害者を訴えたケースであった。神聖ローマ帝国における魔女迫害犠牲者数を 15000 人程度と見積もるならば、帝室裁判所まで異議申し立てをすることができたのは犠牲者全体の 1% にも満たない。帝室裁判所への提訴の道が万人に開かれたものではなかったことは明

<sup>653</sup> Oestmann, S. 63ff.

<sup>654</sup> Ebd., S. 73-80.

<sup>655</sup> Ebd., S. 58-62.

<sup>656</sup> Ebd., S. 598-611.

らかであろう。被害者からの訴えのうち、無効抗告訴訟(23件)、有形の名誉棄損訴訟(19件)に対し、裁定訴訟は65件を占める。成果から見ても、裁定訴訟の案件で残されている23件の判決のうち19件が原告に有利に結審しており、8割以上で原告が勝訴している。これとは反対に、無効抗告訴訟では原告が勝利したケースは一つも残されていない。さらに結審までにかかる年月も裁定訴訟が平均3年に対し、無効抗告訴訟では平均12.4年と極端に長期にわたっている<sup>657</sup>。この結果からだけ見ても、魔女裁判被害者にとって裁定訴訟が一定の成果を期待しうるものだったことが分かる。

魔女裁判被害者のうち帝室裁判所に訴え出た76件の原告は処刑を免れているが、エーストマンはこの高い割合が示される理由として、すでに領邦レベルでの裁判が釈放によって終了した後にしばしば帝室裁判所への提訴がなされたことを挙げている。54件の裁判は原告が逮捕されている状態で始まっているが、そのうち、21件では帝室裁判所への提訴後に釈放されている一方で、14件の原告は帝室裁判所への提訴も虚しく処刑され、10件の原告は手続きの終了を待たずして獄中で死亡しているという<sup>658</sup>。帝室裁判所における裁判手続きが非常に時間のかかるものだったこともあり、帝室裁判所への提訴は領邦レベルでの裁判続行を必ずしも制限しなかった。ただ、それは在地裁判所が帝室裁判所を軽んじ、その存在を無視したことを意味するわけではない。帝室裁判所への提訴後もしばしば原告は長く拘留されたが、即時の釈放は領邦の裁判所にとっては釈放によって手続きの不当性を認めることになる。最終的に釈放されたにしろ、ここに領邦レベルでの裁判所と帝室裁判所との簡単な帰属・上下関係では片付けられない緊張関係を見ることができよう。

帝室裁判所における訴訟はしばしば最終判決なしに終わっている。しかし、北西ドイツの帝室裁判所裁判記録では全案件のうち最終判決を出しているのは僅か8%に過ぎないという指摘を鑑みれば、魔女裁判案件のうち61.3%に判決が下されていることは注目に値する<sup>659</sup>。ただし、それらのほとんどは強制力をもって執行されることはなかった<sup>660</sup>。しかしこのことから帝室裁判所やその権威が軽んじられたと簡単に結論することは避けねばならない。複数の法学部鑑定が帝室裁判所の判決を先例として引用しており、法学者の間では帝室裁判所の司法判断についての知識は共有され、その権威も認められていた<sup>661</sup>。これは領邦内で用いられた法学部や顧問会による鑑定に影響を与えたと考えねばならない。

本章冒頭で述べたように、帝室裁判所への提訴は時間も金銭もかかる手続きとなったため、決して簡単に利用しうる手段ではなかった。したがって、本研究の対象である三聖界選帝侯領から帝室裁判所に達したケースも例外に留まると言わねばならない。とはいえ、少数であれども帝室裁判所まで届いた請願は、魔女裁判被害者側の論理を伝える重要な史料である。原告となった魔女裁判被害者たちは、帝室裁判所をどのように利用しようとしたのだろうか。以下、我々の目下の関心地域から出た訴えに目を向けてみよう。

### 5-3-2. 上訴の事例

---

<sup>657</sup> Ebd., S. 606f.

<sup>658</sup> Ebd., S. 513.

<sup>659</sup> Ebd., S. 328.

<sup>660</sup> Ebd., S. 510.

<sup>661</sup> Ebd., S. 325-364.



ケルン選帝侯領から最初に帝室裁判所に現れた魔女に関わる案件は、1588年魔女裁判の拷問によって死亡したマルガレーテ・ブーリヒの遺族による提訴であった。彼女はフェスト・レックリングハウゼンの都市ドルステン Dorsten の市長を務めたマティアス・ブーリヒの未亡人であり、都市の有力者層に属していた。ドルステンの役人および裁判官を訴えた遺族らの請願状によれば、彼女は他の「魔女」の密告によって家畜を呪い殺したとして逮捕されたが、もともと密告者とブーリヒは不仲であり、長い間互いに陰悪であったとして、この密告は個人的な敵対感情によるものであった。さらに裁判を指揮した裁判官は彼女に水審という迷信的な手続きを行った上、残忍な拷問によって彼女を死に至らしめ、さらに遺族らに永久にこの件に関して沈黙するよう命令したという。遺族たちは1593年になって初めて裁判の残酷さ、不当さを訴え出、口外禁止命令の無効を求めて提訴したのである。この訴訟に対する帝室裁判所の判決は残されていない<sup>662</sup>。当人が死亡して時間がたっていること、手続きそのものに対する訴えではなかったことから、帝室裁判所がケルン選帝侯領における裁判実践に何らかの意見表明を行う機会にはならなかったと思われる。しかし、魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。に全権が委ねられ、宮廷顧問会が中央による統制をいわば初めから放棄していたケルン選帝侯領においては、在地の裁判実践を咎め、何らかの制裁を行うのは中央当局には困難であった。それゆえに、遺族たちにとっては領邦のレベルを飛び越えて帝室裁判所に訴えかける必要があったのである。

1596年にはトリーア選帝侯領エーラングの市民アダム・レーダーが自身に帰せられた天候魔術を名誉棄損であるとして、エーラングの委員会メンバー2名を訴えている<sup>663</sup>。ここでは、彼が隣人たちよりも少しばかり裕福であったから、妬みゆえに密告を受けたのだとされている。ここで着目すべきは、レーダーが委員会のみならず、選帝侯代官に対しても不平を表明していることであろう。選帝侯がレーダーを個人的に擁護し、迫害者側についた代官と高等裁判所を叱責したことはすでに述べたが、ここでは帝室裁判所が選帝侯領内部の裁判権をめぐる争いの一要素に組み込まれているのである。

1603年、カタリナ・ヘシンは魔女裁判によってケルン選帝侯領ドイツ Deutz を追放されていたが、ケルン市高等世俗裁判所において名誉棄損訴訟を起こした。彼女は訴訟に勝利したものの、彼女がドイツでは有罪とされたという理由から、高等世俗裁判所はこの執行を拒否していた。これに対し、帝室裁判所は有罪であるならば魔女に対する刑罰は火刑ないしはその他の死刑であり、無罪であるならば追放刑はあり得ないとした上で原告側の主張を支持し、ケルン高等世俗裁判所に判決の執行を言い渡している。最終的な判決は裁判開始から12年後の1615年に出されているが、史料は現存していない。しかし、これに先立ちたび重なる中間判決が出され、いずれも原告側に有利な内容であったことから、エーストマンはおそらく最終的にも原告の主張が支持されたと推測している<sup>664</sup>。これは最初のカタリナに追放刑を下したドイツにおける刑事裁判の有罪判決を実質的に否定していることになる。帝室裁判所がはっきりと魔女裁判のあり方に疑問符を突きつけたとも取れる判決であったが、これは後の迫害抑止力とはならなかった。ケルン選帝侯領はこの後に1628年から迫害の最盛期を迎えている。つまり、帝室裁判所の判決はその後のケルン選帝侯領の魔女迫害を抑制するような役割は果たしていないのである。

1627年ケルン市の富裕市民カタリナ・ヘノートの親族による裁判は、帝室裁判所における魔女案件の

<sup>662</sup> Oestmann, S. 61; 96; 223; 548; Gersmann, Auf den Spuren, S. 255.

<sup>663</sup> Oestmann, S. 97; 214; 552.

<sup>664</sup> Ebd., S. 121; 158f.; 279; 303; 423; 560.

うちでも最もよく知られた事例であろう<sup>665</sup>。1627年にケルン市参事会によって逮捕されたカタリナは、数日後に高等世俗裁判所に移送される。ここにおいて、彼女に対する裁判管轄はケルン市からケルン選帝侯にうつった。彼女の親族、特に兄であり選帝侯顧問でもあったハルトガー・ヘノートは、妹を救うべく裁判所や選帝侯に宛てた請願の中で、カロリナ 46 条や 47 条に定められているように拷問に先立ち被告に弁護の機会を与えるよう要求し、その上で帝室裁判所への上訴をほのめかしている。学識豊かで自身も法曹であったハルトガーは、すでに帝室裁判所で争われているいくつかの魔女裁判のケースについて聞き知っていたであろう。エーストマンによれば、ハルトガーは 1627 年 3 月 11 日の書状において、ケルン高等世俗裁判所の裁判長と参審人らを相手に以下の三点を帝室裁判所に訴えたという。一点目は、カタリナ告発の根拠となる徴表を原告（ハルトガー）に通知するようケルン高等世俗裁判所に対して裁定を下すこと（裁定訴訟）、二点目はケルン高等世俗裁判所によるカロリナに違反する手続きの無効、三点目は、今まさに生命の危機にさらされていたカタリナを当面守るため、裁判を遅らせる召喚手続きの要求である。これに対する帝室裁判所の決定は 1627 年 4 月 4 日に下り、ケルン高等世俗裁判所には 4 月 21 日に通達が届いている。裁定には被告であるケルン高等世俗裁判所が神聖ローマ帝国の刑事裁判例に従うべきことが書かれているものの、そこから上記三点がどの程度認められたのかは明らかではない。そして、ケルン高等世俗裁判所もこの決定に従うそぶりは見せなかった。この決定が届けられてから 1 カ月を経ずして、1627 年 5 月 19 日、カタリナは魔女として絞首刑の上、火刑に処されたのである。ここでカタリナの死により、帝室裁判所で無効抗告訴訟が行われる可能性はなくなった。法律顧問でありケルン都市貴族であったハルトガーの尽力にも関わらず、さらに特異なことにカタリナが最後まで自白を拒んだにも関わらず、弁護の試みは頓挫したのである。

もう一つの例を見てみよう。1628 年ケルン選帝侯領ハルト管区で魔女として迫害されたフォスハンマー夫人は帝室裁判所に訴え出、活路を求めた。これに対し、帝室裁判所は 1628 年 4 月 4 日、ケルン選帝侯宮廷顧問会に対して「聴取なしの裁判停止裁定 *Mandatum inhibitorium sine clausula*」を発している。しかし、この裁定から 1 週間以内に宮廷顧問の一人グラザー博士によって、彼女に対する裁判が適法であることを訴える書状が整えられ、再びシュパイヤーに送られた。このような素早い反応は、領邦内の裁判高権に対する介入を嫌うケルン選帝侯の姿勢の表れであろう。帝室裁判所がこの書状を吟味し、再度の裁定を下すまでの時間はフォスハンマー夫人には与えられなかった。この間、彼女は拷問の末に自白し、処刑されたのである<sup>666</sup>。すでに裁判停止の裁定が出ていた中で拷問や処刑が行われたことは、明らかに帝室裁判所の決定に対する、またひいては帝国法に対する違反であった。しかし、これに対して帝室裁判所から何らかの罰則や反応があったかどうかは、記録の喪失により明らかではない<sup>667</sup>。

さらに、1632 年ヴェストファーレンのアッテンドルンから魔女迫害者に対する告訴がなされた<sup>668</sup>。参事会員であり帽子職人のアドルフ・クラマーは魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。であるブランディス博士ならびにカスパー・ラインハルトの指揮する魔女裁判に巻き込まれ、拷問を受けた後に逃亡した。その後、クラマーは選帝侯フェルディナントと裁判を指揮する魔女裁判監

<sup>665</sup> 帝室裁判所におけるヘノート裁判については Oestmann, S. 424-427. またこの裁判のケルンにおける経過に関しては注 244 に挙げた文献を参照。

<sup>666</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 59.

<sup>667</sup> Oestmann, S. 427.

<sup>668</sup> Ebd., S. 167; 427ff.; 584f.

督官エラー! ブックマークが定義されていません。に対する帝室裁判所への提訴に踏み切ったのである。彼の弁護人がクラーマーのために起草した請願が残されている。「請願人である彼は若いころからずっと極めて神を敬い、名誉と徳をもって隣人とキリスト的友人と様々につきあってきました。彼はその名誉と誠実さから件のアattendルンの参事会に引き入れられたほどです。そこで疑わしい人物との付き合いなどありませんでしたし、誰も妖術を教えようなどとはしませんでした。妖術使いや女妖術使いなどとの仲間関係など全くなく、そのような妖術にまつわるような疑わしい事柄、言葉やしぐさと関わりも持ちませんでした。したがって、何者かが耐えがたい拷問ゆえ、あるいは憎しみや妬みないしは悪感情から彼を名指ししたのでありましょ」<sup>669</sup>。ここでも、クラーマーがいかに立派な人物であり、キリスト教徒として敬虔であるかが強調され、ゆえに彼が裁判に巻き込まれたのは何者かの悪意によるものであると主張する。拷問で口を割った人物に対しては比較的同情的に書かれているのは、彼自身が拷問を体験したことから、その苦しみを理解しているのだろう。ここでの目的は、彼を密告した人物への攻撃ではなく、そのような不当な拷問を行い「多くの無実の血を流した」<sup>670</sup>魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。に対する批判なのである。「このような証言が明らかに憎しみや妬みから発せられたものであるとはっきりと証明することを申し出たのですが、魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。はこれを聞こうとはせず、請願人にすぐに目隠しし、足に万力を取りつけ、恐ろしく苦しめました。そして、まったくの暴虐と復讐心から、彼〔原告〕が妖術について自白することを望んだのです」<sup>671</sup>。これに対し、帝室裁判所は 1632 年 8 月に裁定を出し、とりわけカロリナの遵守と十分な知識なしに裁判を進めることへの禁止を盛り込んだ。この裁定を受け、選帝侯はヴェストファーレンの代官に対してカロリナを遵守するよう改めて指示し、さらに魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。にはこの件について帝室裁判所に提出するための関係書類を整えることを義務付けられた。ここからは、ケルン選帝侯が決して帝室裁判所の裁定を軽視していたわけではないことが分かる。しかし、魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。はこの用務をサボタージュしたようである。提訴から 1 年以上たった 1633 年 10 月 16 日、期限を大分過ぎているにも関わらず被告側が召喚に応じていなかったのである。帝室裁判所の側からも出頭不履行に対するアクションは特に行われておらず、クラーマーは新しい魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。

<sup>669</sup> LdANRW, Abt. R, RKG, Nr. 877, Aktenstück Q2, Bl. 4. „er auch wohl supplicant von jugendt uf und seinen verstandlichen Jahren aller Gottesforcht, Ehr und thugent sich befließen mit seinen Nachbarn und neben Christen freund undschiedlich sich betragen, maßen er umb verfurter seiner erbar- und redtlichkeit willen in Rath zu besagten Attendorn gezogen werden, uber daß er mit kinem menschen, so wissentlich verdecktig were, umgangen, niemant zauberei zu lehren sich angebotten, viel weniger mit Zauberer oder Zauberin gemeinschaftt gehabt, oder mit solchen verdachtigen dingen geberden, wortten und wesen, die zauberei uf sich tragen, umgangen, dahero ergentzlicher Hoffnungh gelebet, wan jemandt entwieder auß unleidtlicher Marter, oder aber auß Haß, Neidt, oder abgunst, ihn angeben sollte“.

<sup>670</sup> Ebd. „[...]den proceß und daß man viel unschuldigh blut vergießen thedte“.

<sup>671</sup> Oestmann, S. 428; LdANRW, Abt. R, RKG, Nr. 877, Aktenstück Q2, Bl. 4. „[...]jauch daß diese besagung außern lauterer Haß und Neidt herricht, clarlich zu beweisen sich erpotten, hette doch solches nit erheben oder gehort werden wolle, sondern ihr die Commissary strackt zu gefahren, hettet ihme supplicanten also palden die augen verbunden, beinschuben angelegt und ime erbarmlich gemartert auch das er der Zauberey halber bekennen kommen noch wollen, auß lauter tyrannei und uneheistlicher rachgierigkeit“.

によって再び迫害に巻き込まれ、1641年になって再度請願を行っている<sup>672</sup>。最終的に1643年9月4日、ようやく帝室裁判所の判決が下る。判決文そのものの史料は残されていないが、この間、被告である魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。やケルン選帝侯はシュパイヤーに一度も弁明に訪れておらず、判決は被告に有利な形にしかかなりえなかったであろう。

#### 5-4. 小括

魔女裁判における被告の弁護のチャンスは限られていたものの、家族や友人たちは請願状を用いて必死に被告を救おうとしていた。それは、名誉が重要な社会資本であり、「魔女の親族」というレッテルが後に命取りにもなりかねない時代においては、そのまま自身の身を守ることも意味したであろう。この請願は時には選帝侯に、時には在地役人に宛てられた。帝室裁判所に提訴することができたのは全体の魔女裁判被告のうち1%以下という極めてまれな例に留まることを勘案すれば、領邦レベル、さらには在地裁判所レベルで請願を行うことはもっとも迅速に、そしておそらくはより効果的に防衛を行う手段となった。これら請願に共通して現れるレトリックを分析すると、次の5点にまとめることができるだろう。

##### (1). 証人の信頼性のなさ

魔女として裁判にかけられる前提となるのは、何者かからの密告ないしは噂を支える証言であった。オーバーローデンのマルガレータのケースでは、被告弁護人が証人たちに教会を訪れる頻度を尋ねるなど、証人のキリスト教徒としての敬虔さ、普段の品行も俎上に上がった<sup>673</sup>。またマルガレータ本人による請願状においても、迫害者たちがいかに信用ならず、彼女への非難がいかに空虚な噂に基づいたものであるのか強調されている。また、産婆クニグンデに密告されたオサンナ・オッティンとマルガレータ・ヴァルヒの夫たちは、「ふてぶてしく無礼、軽率で厚顔無恥」な密告者の性質を語り、それによって自分たちの妻の誠実さを強調しているのである。このようなレトリックは帝室裁判所への請願にも見られた。帝室裁判所に提訴したケルン選帝侯領の帽子職人クラマーは、迫害者たちは能力も資格もなく、魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の従者に至っては殺人で長年収監されていたことさえも指摘している<sup>674</sup>。このようなレトリックは証言者の信頼性、ひいては魔女裁判手続き全体の信頼性に揺さぶりをかけるものであった。

##### (2). 感情的な対立

上記の証言者の信頼性のなさは、とりわけ個人的な感情として説明された。彼らが被疑者に対して偽

---

<sup>672</sup> Oestmann, S. 429.

<sup>673</sup> マルガレータの弁護人による反対尋問の質問項目。BstA WBG, MRA K. 212/281, Fol. 39r. „*ob sich auch kläger alß ein ehrliebender Biederßman verhalten, in die Kirchen gehe, Gotteswort höre, auch sich der heylig communion theylhafftig mache, wie lang er sich deren enthalten, [...] ob Kläger auch vielleicht eines bößen Leymuths, Gotteslästere, schrimme und vollseüffter, oder sonsten die tag seines lebens keine unthaten bezüchtigt worden*“. [告発者である彼が、名誉を重んじ誠実なふるまいをしているか、教会に行っているか、神の言葉を聞いているか、聖なる聖体拝領に参加しているか、どれくらい長く〔聖体拝領への参加を〕していないか、〔中略〕告発者はおそらく何か悪い噂、瀆神、酒乱や泥酔、あるいは他の非行を生涯において咎められたことはあるか]。

<sup>674</sup> Oestmann, S. 167.

りの不利な証言をするのは妬みと憎しみからであったというのである。アモールバハのパン職人であったヨルグ・ミュラーは魔女裁判から釈放された後も、「お上がやらない限り、自ら裁判官となり私を殺すと誓っている」という敵たちの「深い怒り」の前から14年間も故郷に帰ることができなくなった。彼の敵対者たちは「神によって与えられた良き暮らしを妬み」「どうやって私をわが名誉や生命に関して嘲笑と不名誉に陥れるか狙っていた」と説明されている<sup>675</sup>。前章で検討した魔女裁判を求める請願の中にも、同様の記述が、ただし反対側の立場から表れていたことが思い出されよう。迫害者たちは常に自分たちの動機が妬みや憎しみなどではなく、共同体全体の利益であり公益であることを強調してきた。それは当時すでに迫害する側からも迫害される側からも、感情的な動機が魔女迫害を生じせしめうることへの理解があったことを逆説的に示している。

### (3). 人間的な感情

請願状においては、上位者の関心を引き、その同情を得ることが重要であった。したがって、法的な不備を攻撃するだけではなく、受け手の感情に訴えかけるようなレトリックも重要であった。そしてそれは時にレトリックというよりは書き手のまっすぐな心情の吐露であるゆえに、とりわけ心を打つ。最も頻繁に用いられる形容詞は「哀れ arm」であった。状況の悲惨さ、請願人や魔女裁判被告の無力さ、抛り所のなさは、時には決して誇張ではなく真実そのものでもあったであろう。オスターブルケンのベルンハルト・ヴェグナーは拷問によって痛めつけられた妻の置かれた悲惨な状況を具体的に説明する。一方、「哀れでこの上なく絶望した悲しき未亡人である私」「貧しく苦しい立場にあり大きな辛苦に耐えている未亡人である私」と女性の無力さ、か弱さを強調するのはオスターブルケンのマルガレータ・ガッセンも同様であった。「哀れな悲しみに打ちひしがれ悲嘆にくれた七人の残された子供たち」<sup>676</sup>の必死の訴え、妻が突然逮捕された夫たちの「極めて重大で悲しむべき心労であり、真実が明らかにされるまでずっとこの苦悩がやむことはない」<sup>677</sup>という苦しみは、誰しもが共感しうるものだったのであろう。そして、被害者やその家族への共感、その人物の誠実さ、キリスト教徒としての敬虔さが強調されることによつていや増すことになる。

### (4). 理想の臣民像

妻や家族を弁護する請願の中では、敬虔、貞潔、忠実、従順といった言葉が並び、彼らがいかに長年

---

<sup>675</sup> BstA WBG, G. 18890 Lage 89. „[...]welcher gestalt mann vor ohngefehr 14 jahren zu Amorbach mit mir armen und anjetzo im elend herumziehenden menschen verfahren, in dem etliche meiner mitbürger; so mir die von Gott bescherte gute nahrung mißgönnet, [...]darzugegebene ursach getrachtet, wie sie mich in Spott und schand ja umb gut Ehr und blut mögten bringen von dannen hab ich von weib, hauß und hoff fliehen müßen, all weilen verstendiget worden, daß meine feind mir den tod geschworen, welchen sofern die Obrigkeit mir nit würde anthun, die selbst richter sein wolten, bin also etliche jahrlang im elend herum gezogen, darinn nach Gott dem allmächtigen mein einziger trost waren fromme geistliche ordenßpersonen, bey welchen ich bishero nach laut meiner testimonien mich allezeit auffgehalten“.[ 約14年前アモールバハにおいて、哀れな悲惨さに巻き込まれた私と他の人々は裁判にかけられました。わが同胞である数人が、神によって私に与えられた良き暮らしを妬み、〔中略〕どうやって私を、わが名誉や生命に関して嘲笑と不名誉に陥れるか狙っていたのです。〔中略〕私は自分の妻、家、そして土地から逃げ出さねばなりません。というの、次のように知らされたからです。私の敵が、お上がやらない限り、自ら裁判官となると〔私を殺すと〕誓っていると。ですから私は数年間苦境のうちにあちこち移動しました]。

<sup>676</sup> StA MZ, 28 / 291, Lage 86.

<sup>677</sup> BstA WBG, MRA, Fragmente K598/62, Lage 36.

連れ添い、真面目な家庭生活を送ってきたかも知られる。このようなつつましやかな家庭人としての姿に、「長きにわたって彼の水車で真面目に働いた」<sup>678</sup>など職業人としての誠実さも加えられる。さらにはしばしばキリスト教徒としての美德が加わる。処刑がすでに避けられぬ運命になっていたにも関わらず、ディーブルクの水車番フリッツは「罪を悔いて涙を流し」「荒廃状態に陥っている我らディーブルクの教区教会に信心深く彼の善行と遺贈を行いたい」<sup>679</sup>と望んだ。これは、まさに君主によって保護されるべき模範的な臣民像そのものである。それはすなわち、悪魔と結びつき神を冒瀆し、さらには故郷を荒廃させる公益の敵としての魔女が反転した姿なのである。

#### (5) 慈悲深い君主像

請願の中には選帝侯ないし管区長や顧問会など上位当局への「極めて慈悲深い *Gnedigst*」「心厚き *barmherzig*」という形容詞を伴った呼びかけが執拗に繰り返され挿入される。これを単なる定型句であり形式的なものに過ぎないと理解するのは不十分ではないだろうか。請願はもとより法の枠外に君主の特別な温情と庇護を求めるものであり、まさに当局の慈悲を前提とするものであった。しかし、このような「慈悲」は君主の権利であると同時に、キリスト教的支配者としての資質を問うものでもあった。上述のように正しき臣民像が強調される時、それと対になるのがその臣民を守り、庇護を与える「温情ある君主」だったのである。請願状の中で、人々は理想の君主と臣民の関係を描いた。その「温情」は、魔女迫害者の側からは魔女から臣民を守るという行動に、被被害者の側からは不当な裁判から無実の臣民を守るという行動に結びつくべきと見なされたのである。

トリーア選帝侯領に残された請願は僅かにすぎず、ケルン選帝侯領における請願もまた宮廷顧問会議事録の中に端的に言及されるのみであり、両選帝侯領の請願に現れるレトリックについて分析することはできなかった。本章で検討できた史料はしたがって数量的に不十分であり、それをもとに何か一般的な結論を導くのは慎重であるべきだろう。しかし、第一節で検討したメラーとルドルフによる請願状のレトリック分析からも、非常によく似た結果が導かれている。しかも、魔女裁判というきわめて不利な状況に追い込まれた中で弁護側の取りうる対抗手段やレトリックは限られていたと考えることができる。したがって、本章で検討した請願で用いられた議論は決して例外的ではなかったと結論してもよいのではないだろうか。興味深いのは、これらのレトリックが迫害側の論理と非常によく似ていることである。迫害側もまた魔女と悪魔の暴力に対して為すすべを知らない無力で善良な人々が、「愛する子供たち」を守るという人間の自然な感情に基づいて「君主の慈悲」に訴えた。これを裏返せば、魔女迫害に巻き込まれた無実で哀れな人々やその家族が、愛する家族を救おうと君主の庇護を求める論理となる。魔女裁判においては、しばしば迫害者は被被害者となったし、またそうなる可能性を持っていた。近世社会に生きる人々はどちらの立場にあるにせよ、同じ論理を共有していたのである。

では、このような請願実践は領邦君主と在地役人、臣民の関係をどのように反映していたのだろうか。トリーア選帝侯領では、在地役人はむしろ迫害側についたことを想起されたい。トリーア選帝侯領の在地役人がむしろ地元の迫害促進グループと結びつき時に選帝侯の意向に反した原因として、ディリンガーは在地役人らが時には領邦の枠を超えた人的ネットワークを形成していたことを挙げている<sup>680</sup>。トリーア選帝侯領の役人で、トリーア選帝侯からの独立を主張する聖マクシミン修道院の参審人ないしシ

<sup>678</sup> StA MZ, 28/291, Lage 86.

<sup>679</sup> Ebd.

<sup>680</sup> Dillinger, *Böse Leute*, S. 318f.

ユルトハイスを兼任した人物は数多い。彼らの中央当局への帰属意識はしたがって薄く、ローカルな人脈へむしろ接近することになったのである。このように在地で迫害者と役人が団結した状況では、選帝侯への直接の請願が在地レベルにおける魔女裁判の不当さを中央当局に知らせるチャンスを作り出した。

帝国レベルから見た場合、帝室裁判所への提訴は必ずしも領邦レベルの魔女裁判運営に影響を及ぼさなかった。帝室裁判所の司法判断は法学者の中では共有され頻繁に引用参照されるなど決してないがしるにはされなかったものの、魔女裁判の勢いを止めるだけの即時的な影響力は行使できなかったといつてよい。そもそも魔女裁判全体において帝室裁判所まで達するケースが極めて稀であること、また帝室裁判所の裁定に地方裁判所が従わなかったとしても、違反に対する罰則が必ずしも厳格に適用されなかったことなどがその原因として考えられる。

むしろ着目すべきは、トリーア選帝侯領のアダム・レーダーの例に見るように在地の迫害推進勢力と選帝侯の意向が相違した時、選帝侯が帝室裁判所への上訴を積極的に支持したことである。領邦内部の裁判イニシアチブをめぐる葛藤において、帝室裁判所が利用されていると言えよう。他方、マインツ選帝侯領からの帝室裁判所への上訴はほとんど見られない。これは、選帝侯領内部で請願とそれへの応答がある程度完成されていたことに求められよう。これと対照的に、ケルン選帝侯領における非中央集権的な魔女裁判運営は魔女裁判被害者をして帝室裁判所への提訴に向かわせた。宮廷顧問会が裁判運営を魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません。**に一任していたこと、それゆえに積極的に在地における裁判運営に介入しなかったことにより、経済力のある臣民は帝国レベルにまでその活路を求めるよりなかったのである。

## 第六章 裁判費用をめぐる

ここまで裁判がどのように開始されたのか、またどのような手段で人々が防衛を試みたのかを検討してきた。最後に残された課題は、裁判費用をめぐる問題である。多くの地域において裁判費用は高騰する傾向にあり、その負担をどのように解決し魔女裁判の費用を工面するか、当局は対応を迫られた。そこで、ポリツァイ条令第二のグループとして、財産没収や裁判関係者への報酬規定など裁判費用をめぐるポリツァイを本章で検討してみたい。

ここで問うべきはポリツァイ条令の内容のみならず、これらの規範に対し受け手である民衆、在地で規範の担い手である役人らはどのように反応したのか、これらの規範は守られたのか、それとも無視されたのか、もしそうだとすれば、その理由は何だったのかという問題である。

裁判費用をめぐるポリツァイは、裁判関係者への報酬を定めた法令、裁判費用を賄うための財産没収を定めた法令の二つのグループに分けられる。前者はあらかじめ費用を規定することで裁判費用の高騰を抑えることが期待されていた。後者の財産没収は魔女迫害の時代には多くの領邦で実践されてきた<sup>681</sup>。カロリナは財産没収を一般に禁じるものの、第218条で「大逆罪」における被告の財産没収を認めており、一部の領邦では魔女犯罪は「神に対する大逆罪」としてこれに該当すると解釈されていたのである。初期の研究上では、財産没収は魔女裁判を引き起こす強力な経済的誘因となったと見なされてきた。メルツバッハーは「財産没収は魔女裁判に際してはしばしば決定的な役割を果たした。魔女狩りはそこに参与した全ての人間に十分な金をもたらし、君侯や都市の金庫を満たし、裁判官、刑吏、密告者にも少なからぬ報酬をもたらした」と述べている<sup>682</sup>。

しかし、財産没収はケルン選帝侯領やマインツ選帝侯領では実施されていた一方、トリーア選帝侯領では合法ではなかった<sup>683</sup>。強硬に魔女迫害を主張した補佐司教ビンスフェルトも、財産没収にはほとんど関心を示さず、カロリナで禁止されているというシンプルな言及に留めている<sup>684</sup>。財産没収はある領邦においては許され、他の領邦では禁止されていたものであり、魔女裁判に自動的に付随するものではなかったのである。また財産没収が行われていた領邦でも、財産没収が実際どのような帰結をもたらしたのかははっきりしない。というのも、処刑された者の財産が裁判費用を大きく下回り、結果財産没収が関係者にとって利益をもたらしたとは言えない場合が多いからである。西南ドイツの魔女迫害を調査し

<sup>681</sup> ヴェルツブルクとバンベルクの両司教領、ヘッセン・ダルムシュタット、ヘッセン・カッセル、バイエルンには財産没収規定が残る。また、マイデルフォートが調査した西南ドイツに15領邦のうち、3領邦では該当する記録が見られず、3領邦では財産没収は完全に禁止されているという。残る9領邦では少なくとも部分的に、特定の時代においては財産没収が行われたとみている。Midelfort, *Witch Hunting*, pp. 167-168.

<sup>682</sup> Friedrich MERZBACHER, *Die Hexenprozesse in Franken*, München 1970, S. 180.

<sup>683</sup> Rummel, *Bauern*, S. 47.

<sup>684</sup> Binsfeld, *Tractat*, S. 53f. „wie kompt es / daß die Güter nicht confisciert werden? Iulius Clarus antwortet / vnnd sagt an obengemeltem Orth / daß diese straff auß gewonheit nicht gehalten wird / vnd im Gericht ein solche vbung sey: Wir aber mögen antworten / daß in diesem Laster sowol / als in vielen anderen die Confiscation vnd Entfremdung der Güter / durch Keyserliche satzung / Caroli deß Fünfften / recht vnd wol auffgehoben vnd eingestellt sey“. [なぜ [魔女として処刑された人間の] 財産は没収されないのか? ユリウス・クラールスは前述の個所においてこう答えている。この罰は慣習法からは行われておらず、裁判所でもそのような慣例なのだ。我々はまた次のように答えることができるだろう。この悪業 [魔女] においても他の多く [の犯罪] においても財産没収は皇帝カール五世の法令により停止されていると]。



たマイデルフォートは、財産没収が魔女迫害を行う経済的誘因となったとする説に対しては慎重な姿勢をとっている<sup>685</sup>。

加えて、財産没収を厳密に不正なく実践することは当局にとって簡単なことではなかった。一方ではこれを実践する役人たちの規律が問われ、他方では共同体から選帝侯管轄へと財が移動することへの共同体からの反発が予想されるからである。

本章ではそれぞれの領邦ごとに、魔女裁判費用をめぐる財産没収規定や報酬規定の内容を明らかにし、その領邦間での影響関係、また規範がどのように受け取られ、実施されたのかについて比較検討していきたい。

## 6-1. トリーア選帝侯領

### 6-1-1. 報酬規定（トリーア選帝侯領・1630年）

第四章で検討した1591年法令には、裁判費用が共同体にとって重い負担となっていることについて度々の言及がある。その原因と見なされたのは、一つには手続きの遅延であった。「ひどい延期が、原告ないし関係する人々に遅々とした遅滞から重い負担を生まないよう」<sup>686</sup>、在地役人は速やかに裁判を行い、疑義ある場合はトリーアとコブレンツの二都市に問い合わせるよう指示している。さらに、費用高騰のもう一つの原因とされているのが裁判関係者の過度の飲食である。「その他、刑事裁判において他の支出が問題になっている。彼らが裁判を統率している間、居酒屋において無軌道なひどいどんちゃん騒ぎが、それがなくとも大変な費用がかかるこの時に、過剰に行われている。余はここにおいてこれを徹底して取り上げ、停止させ、完全に禁止することを望む」<sup>687</sup>。同法令の言うところの「居酒屋で意見を表明するような無頼の輩」<sup>688</sup>である委員会のメンバーも、当然このような宴会に同席していたであろう。このような慣行を廃止すべく、同法令は参審人、書記、証人、刑事ら裁判関係者への報酬は飲食などではなく金銭によって支払われるよう、具体的な報酬基準を設けたのである<sup>689</sup>。またその他の支出に関し

<sup>685</sup> Midelfort, *Witch Hunting*, pp. 164-178.

<sup>686</sup> 附録史料1、v頁。„Und damit disfalls kein gefehrlich uffschub noch den clagenden Consulierenden parteyen, auß langweiligem Verzug, beschwerlicher uncosten verursacht werde“.

<sup>687</sup> 附録史料1、v頁。„Was sonst die übrige Uncosten bey dem peinlichen proceß belangen thut, dieweil dieselbigh hiebevorn, bey den wirten mit grossen unordentlichen glächern, essen und drincken, in diesen one das schweren theuren zeiten übermässig gefallen, wollen wir dieselbe hiermit durchaus cassirt, uffgehoben und gantzlich verbotten haben“.

<sup>688</sup> 附録史料1、ii頁。„Und demnach von den Gemeinden bey solchen anklagen, über die vorangezogene unzulessige verbündnussen, ire außschuss in grosser anzahl verordnet, darunder bißweilen der mehrerteil undienliche personen, denen alle ire gedancken uff den wirzheussern stehen“.[またゆえに、そのような訴えに際して、共同体から先に示した許されざる団結を通じて、委員会が多数組織されている。その委員会は時として大半の者が居酒屋で意見を表明するような無頼の輩からなっている]。

<sup>689</sup> 「在地の参審員に8アルブス、在外の者で1～1.5マイル離れた所に居住する参審員に10アルブス、どこか[1.5マイル以上離れた]他の場所から借り出された参審員に12アルブス、彼らのうち2人だけが、管区長、裁判官、書記とともに審問に参列すべし。一般に、書記・公証人には一日当たりその経費において31アルブス、[訴訟記録送付のための]使者に6アルブス、証人に8アルブス、拷問と処刑に際して、刑事とその使

ては管区長らの裁量で報酬を支払うことを指示している。同時に、管区長ら裁判関係者には、できるだけ支出を抑えるよう求める。「そうしなければ親や友人、親族、同居人が処刑されたことにより大きな悲しみにある未亡人や孤児がついには乞食に身を落としてしまい、〔中略〕正義はより困難に陥りうるのであるから」<sup>690</sup>。

裁判に際しての居酒屋での会食は魔女裁判に限ったことではなく、長らく慣習的に行われていた。例えば、1574年の法令では、居酒屋での会食が訴訟費用に上乘せされ訴訟当事者に過剰な負担が生じているとして、管区長にはそのような慣習の禁止が求められている<sup>691</sup>。1598年の法令の中でも、在地の裁判所で参審人への報酬が居酒屋での飲食によって支払われていると言及されている<sup>692</sup>。

いずれもこのような飲食慣行を非難するものであるが、同一内容の法令が繰り返し出されていること自体、いかにこの慣行が深く根付いたものであったかを示している。司直への報酬は居酒屋への代金となって共同体へ還元される。地域の人々の交流の結節点となった居酒屋は、裁判においてもその役割を果たし続けたのである。在地司直は決して地域から孤立していたわけではなく、共同体のネットワークの中に根付き、経済的にも人的にも共同体と密接に結びついた存在であったと考えるべきであろう。逆

---

用人に1日あたりの経費に・・・1.5 グルデン」。附録史料1、v-vi 頁。

<sup>690</sup> „Und wollen hiemit unsere Ambtleut, bevelchhaber, und insgemein alle unsere Underthanen in vätterlicher Treue erinert haben, daß in diesem allem sie die Justitiam allein vor augen haben, und sich nit allein bei dieser Tax begnügen lassen, sonder auch so vil möglich die uncosten ferners einziehen, wie sie am pesten zu thun wissen werden, damit witwen und waisen, welche one das von wegen ihrer hingerichten Aeltern, freunden, und Verwandten und haußgenossen, in hohe bertribnis geseßt, nicht entlich zum bettelstab herathen, dahero bei diesen one das unglücklichen zeiten dieses übel destomehr zunimbt, die Jusititia aber desto beschwerlicher befürdert werden kann“. 附録史料1、vi 頁。

<sup>691</sup> SCT, Nr. 113. „[...]Als dan auch in sachen, so vor den Schefffen gerichtlich eingefürt, die Partheien gar ubermessig und unleidenlich mit den Gerichtsessens und Fertigung der Acten beschwerdt werden; so wollen und bevelhen wir hiemit in Krafft dieses, das unsere Amptleuth dessen in ihren Amptern gutte Erkundegung thun, ubrigen Unkosten und Schefffen- Essen abstellen, und solche Anordnung thun, damit die Partheien gegen die bepür und Billigkeit nicht beschwerdt werden“. [参審人の前で裁判が執り行なわれる事件において、裁判に際して行われる会食や、書類の作成によって、訴訟当事者にひどく過剰な、耐え難い負担がかかっている。そこで余は、ここに以下のごとく望み、命ずるものである。訴訟当事者が適正かつ妥当な〔金額〕を超えて、負担させられることがないように、管区長はその管区において〔裁判について〕よく照会し、過剰な支出や参審人の会食を廃止するよう指示すべし]。

<sup>692</sup> SCT, Nr. 163. „[...]Die, bei Exekutionen der Offizialatsurtheile in geringfügigenSachen, von den Untergerichten gehalten werdenden Zechereien (Weinglächer) sollen künftig ganz abgeschafft, dagegen soll aber in jedem Amt mit berücksichtigung des ortlichen Gerichtsgebrauches festgesetzt werden, wie viele Schefffen bei solchen Exekutionen nothwendig anwesend sein müssen, und soll jedem derselben, anstatt der herkömmlichen Naturalverpflegung (soppen und essen), ein Geldquantum von höchstens 1 Rthlr. Zugebilligt werden; wobei ein Unterschied zwischen Hoch- und Grund-Gerichten zu machen ist, dieweil bevorab bei den Undergerichts schefffen, die Essen geringer als bei den hochgerichten fallen“. [在地裁判所により行われている、小事件におけるオフィツィアラート裁判所の判決執行に際しての酒盛りは今後完全に廃止されるべきである。しかし、これに対してあらゆる管区において、その土地の裁判慣行を考慮してどれだけ多くの参審人がそのような執行に際して出席することが必要であるのか確認されるべきである。また彼ら参審人に、慣習的なスープと食べ物の食事の提供ではなく、最高1ライヒスターまでの現金の割り前を認める。ここでは上級裁判事件と在地裁判所の間で違いが設けられるべきである。というのは、在地裁判所の参審人は、〔下級裁判事件に際しては〕上級裁判事件のそれよりも食事の量は少なく支給されていたからである]。

に言えば、在地役人が裁判を行うに当たっては、共同体構成員との私的・公的な関わりと共同体の協力が未だ不可欠だった状況が見えてくる。この法令の中で繰り返し非難される民衆組織「委員会」の存在は、このような在地司直とのつながりなしには考えにくい。この法令の報酬規定の目的は、裁判費用の高騰を抑えることのみならず、伝統的な地縁的慣れ合いを廃して官僚的な裁判運営を実現しようという点にあったと言えよう。

しかしこの法令の意図が実現するのは困難を極めた。そのことは約 40 年後の選帝侯フィリップ・クリストフ・ゼーテルンが 1630 年に発した法令の中に端的に現れている。トリーア選帝侯領では 16 世紀末の迫害期に続き、1629 年に再び魔女裁判の増加を経験している。そこで、1630 年 2 月に発布された条令には次のように書かれている。

忌まわしき妖術の悪弊に対する審問、逮捕、拷問と処罰に際して、いかなる様々な濫用が起こっているか、またわが大司教区の飛び地やその管区においても、特別な委員会が審問のために組織され、同時にいくつかの地で臨時の規則や独自の取調べが導入されており、その他にまた、件の委員会やその他の者たちによって吊り上げられ、浪費されたものである過度の費用が、貧しき罪人の残された遺産相続人や子供たちについては破滅をもたらしている、という知らせが余の下に届いている<sup>693</sup>。

ここでも高額な裁判費用が「魔女」の遺族を苦しめていたことが分かるが、選帝侯はその主な原因を「委員会」に見ている。1591 年法令で批判されたこの民衆組織が、40 年を経てもなお廃れることなく活動を続けていたのである。しかし注目すべきことに、フィリップはここで前任者のように委員会を禁止しようとはせず、当局の管理下に置くことでその存在を認めている。「このような委員会が共同体を代表し、あるいは拷問に際して慣例でない手段を許すことは、決して適切ではないので、これらの手続きは高位当局の同意と事前の通知をもって行われるべし」<sup>694</sup>。尋問や拷問への立会は当局にのみ権限があるとして委員会の立ち会いは認めず、さらにトリーア・コブレンツの高等裁判所に鑑定を依頼するよう指示するところは 1591 年法令と同様である。しかし、事前に通知を行い当局の同意を得れば委員会の活動それ自体は認められている。「高位当局 hoher Obrigkeit」が何を指すのかは具体的に明らかにされていないが、在地役人ではなくトリーアないしコブレンツ高等裁判所ないし選帝侯宮廷レベルを指す

管区長	・・・ 2 金グルデン
ケルナー (管区長の代理人として)	・・・ 1 金グルデン
都市シュルトハイス	・・・ 1 金グルデン
農村シュルトハイス	・・・ 3 グルデン
書記	・・・ 2 グルデン
尋問に立ち会った参審人	・・・ 2 グルデン
裁判書記	・・・ 12 アルブス
裁判書記 (判決文の起草)	・・・ 12 アルブス
司牧者	・・・ 1 金グルデン
委員会	・・・ 夏季 18 アルブス、冬季 12 アルブス

<sup>693</sup> „Demnach uns bericht einkommen, waß maßen bey inquisition, Captur, tortur und abstraffung des abscheulichen zauberey-lasters, allerhandt abusus vorlauffen, und dan in verscheydenen unsers Erzstifts wie auch denenm ampt Special ausschuß zur inquisition verordnet, und zugleich an etlichen orten nebenmodi und inventiones torquendi eingeführt, beneben auch übermessige unkosten, zu der armer sündler hinderlassener Erben und Kinder endtlichen Verderben, durch benante ausschuss und sonsten auffgemacht und verschwendet werden”. 附録史料 10、xlii 頁。

<sup>694</sup> „[...]und zwar da doch andere solche ausschuss zu deputiren, oder onübliche instrumenta bey der tortur zu gestatten keineswegs gebühren will, sondern billig dieses mit consens und Vorwissen der hoher Obrigkeit gescheen sollen”. 附録史料 10、xlii 頁。

と理解していいだろう。実際にこの委員会の活動について許可を求める共同体からの史料は残っていないが、少なくともここからは在地に深く根付いた民衆組織を排除することの困難さを伺うことができよう。

選帝侯はさらに、「裁判費用は支払い可能な、安価の、処罰を受けた者やその相続人にとってまずまずの額まで抑制し、調停すること」とし、裁判関係者の報酬金額を指定している（前頁表）。

後に見るマインツ選帝侯領の報酬規定とほぼ似通った金額が指定されているが、ここで着目すべきは委員会への報酬も規定されていることであろう。夏季と冬季で額が異なるのは、彼らの多くが農民ないし農業に深く関わることを生業とし、裁判活動に関わることで生業に生じた損害を保障するという意味合いがあったのであろう。こうして、選帝侯は委員会を裁判に関わる一要員と公式に認めることとなったのである。

### 6-1-2. 委員会の経済的機能

さて、1591年ならびに1630年のポリツァイ条令で裁判費用増大の原因とされていた委員会であるが、実際に彼らの活動はどのように裁判費用の問題と関係したのだろうか。

裁判費用の高騰は、委員会が活動した地域には限られなかった。カロリナで何度も言及され近世刑事司法の柱となった裁判記録送付制度は、すなわち書類作成のための諸費用、鑑定費用や通信費など、裁判費用の増大をもたらした。さらに職権によらない弾劾訴訟の場合には裁判費用の保証を原告側が行う必要があり、個人には大きな負担となった。そこにおいて、委員会は裁判費用をめぐる経済面でも大きな意義を持っていた。そもそも魔女を告発することは、弾劾訴訟の方法によって個人でも可能なはずである。それがなぜ共同体全体で行う必要があったのか、その第一の要因は、費用の問題である。カロリナに定められた弾劾訴訟の規定に従う場合、原告となるには非常に大きなリスクを背負わねばならなかった。カロリナ12条・14条には、原告あるいはその受任代人は事件の状況および両当事者に対する尊敬度に応じて充分と認めうる保証あるいは担保を供するまでは、身柄を拘留されると定められている。さらに13条は被告が無罪放免となった場合の裁判費用の負担も原告に求められている<sup>695</sup>。当時の魔女裁判の費用は、1件につき200~400グルデンほどであった。ルンメルによれば、法律家の鑑定は一回につき6グルデン、公証人や書記の報酬は15~20グルデン、参審人は一訴訟あたり10グルデン、伝令には最大20グルデン、フォークトは11グルデン18アルブス、管区長は一日につき1グルデン、刑事は1回の職務奉仕（拷問及び処刑）につき、10~20グルデンほどであったという。そのほか、鑑定人、刑事、証人の宿泊費、食費、処刑のための薪、聴罪司祭への謝礼などの雑費に加え、委員会メンバーや司直の居酒屋での飲食代も重なる。当時牛一頭の価格が25~40グルデンほどであったことを考えれば、これら費用の合計は個人負担するにはあまりにも莫大なものであった<sup>696</sup>。他方貧者に対して訴訟が起こされた場合、被告の有罪が確定しても、被告の財産では訴訟費用を支払いきれないことがあった。そのような場合、

<sup>695</sup> 堀「カロリナ」、218-220頁。

<sup>696</sup> 牟田「村の魔女狩り」、235頁; Rummel, *Bauern*, S.112; 157ff. 貨幣単位と換算率は選帝侯領の中でも微妙な違いがあるが、16世紀後半にはおおむね1グルデン=24アルブス=6バツツェン、1金グルデン=78-80アルブスであった。Karl Weisenstein, *Das kurtrierische Münz- und Geldwesen vom Beginn des 14. bis zum Ende des 16. Jahrhunderts. Auch ein Beitrag zur Geschichte des Rheinischen Münzvereins*. Koblenz 1995, S. 309-333.

本来ならば不足分の費用を負担するのは当局である<sup>697</sup>。このことは、魔女裁判を遂行しようとする上で当局にとっても原告にとっても抑止材料になりえたであろう。

しかし魔女に対する不安と切迫した危機感は、魔女裁判を断念するのではなく、別の方法によって対処する方へと向かわせた。委員会は「生命も財産も互いに委ねあう」<sup>698</sup>という義務を共同体成員に負わせることによって、この訴訟費用の問題をクリアしようとした。つまり、有罪が確定した被告が裁判費用を負担しきれない場合には、全共同体がこの不足分の費用を弁済することになったのである。ルンメルは、トリーアの管区長は共同統治領において、委員会によって十分な保証金が積まれて初めて告訴を受理していたとしている<sup>699</sup>。共同体に全権を委任された委員会の登場は、当局にとっても裁判費用の負担から免れるという点で有利なものであった。

では、委員会はどのようにして裁判費用を捻出したのであろうか。この裁判費用を保証するために、各地の共同体にいわば「魔女裁判税」とでもいうものが導入されている<sup>700</sup>。聖マクシミン管区では1630年、「緊急金 *advisgeld*」として住民から一人3アルブスずつ徴収されており<sup>701</sup>、レンス市では1628年、若い職人も未亡人も魔女裁判の分担金を持ち寄るよう要求されている<sup>702</sup>。1590年、プファルツェル管区のフェーレンでは、村共同体全体でも費用保証が出来ず、委員会のメンバーがユダヤ人から借金をしてさえいる<sup>703</sup>。1615年、聖マクシミン管区の村ケンでは共有地である牧草地の一部と全村人の財産を担保におく旨の証文を書き、委員会が滞りなく告発を行えるようにした<sup>704</sup>。

このような負担を共同体が拒否する例も、少数ながら見られる。1593年にはボイレ *Beuren* 村が550グルデンをラインスフェルト *Reinsfeld* 在地裁判所に支払うべしとの委員会の要求を拒否した。これに対し委員会は村の羊を借金の形にプファルツェルの居酒屋に有無を言わず引き渡してしまうと

---

<sup>697</sup> 「第154条 [前略] 被告人がきわめて貧困なりて、その上、いま述べられたる保証、担保または引当てを供しうる親族たちを有せず、しかも、彼が、彼が責を帰せられる殺害につきて、確たる免責事由を有するにあらずやとの疑いある場合には、裁判官は、事件の形態に応じて、可能なる限りの全力を尽くして調査をなすべく、司直に、かかることをすべて記述して、その決定を仰ぐべし。しかして、この場合にかかる調査は、裁判所または当該司直の経費負担により職権をもって行わるべし」。塙「カロリナ」、224頁。

<sup>698</sup> 附録史料1、ii頁。

<sup>699</sup> Voltmer, *Monopol*, S. 35; Rummel, *Bauern.*, S. 47.

<sup>700</sup> Voltmer, *Monopol*, S. 26f; Walter Rummel, *Exorbitantien und Ungerechtigkeiten. Skandalerfahrung und ordnungspolitische Motive im Abbruch der kurtrierischen und sponheimischen Hexenprozesse 1653/1660*, in: Sönke Lorenz (Hg.) *Das Ende der Hexenverfolgung*, Stuttgart 1995, S. 37-53, hier S. 45.

<sup>701</sup> Voltmer, *Monopol*, S. 50.

<sup>702</sup> Bátor, *Die Rhenser Hexenprozesse*, S. 138.

<sup>703</sup> Dillinger, *Böse Leute*, S. 343. „Item Annen Casper und Schniderß Hans bey Judten gewesten und haben gelt bey ihm wollen lehnen verthan I“. [同様に、カスパー・アンネンとハンス・シュナイダーはユダヤ人のもとで準備を整え、彼から1 [グルデンの] 金を工面しようとした]。

<sup>704</sup> Voltmer, *Monopol*, S. 36. „[...]in maßen dan sie gemeinde...burgen in alle wegh so woll deß angriffs alß anderer uncosten halber, so in verfolgungh deß zaubrey lasters durch den außschuß mit pilligkeit aufgehen werden, schadtloß halten und vertreten sollen, inmaßen das sie gemeinde auch irer gemeinde wieß langs ihrer gnaden bruell und dan eines jeden gemeinsmans guetter zum nachburgern, daran sich haben jederzeit zuerhollen, versetzt und verpflichtet“. [妖術の悪弊の迫害が委員会によって妥当に支障なく行われるよう、彼ら共同体はあらゆる手段をもって、逮捕と同様ほかの支出のために保証を行った。例えば低湿地にそった共同体〔所有〕の草地や、共同体のメンバーの財産を副担保に与え、[そうするよう] 義務付けた]。

いう行動に出た<sup>705</sup>。費用の徴収に全ての村人が積極的に協力したとは言いがたいが、拒否してもほとんど強制的に協力させられる事態も見られたのである。自発的にしろ強制的にしろ、委員会は共同体の協力によって、時には共同体の共有財産を担保にしてでも裁判費用を工面した。このようにして裁判費用を保証することによって、実質的原告たる委員会のメンバーは被告と同様に拘留されるという義務を免ぜられたのである。

委員会の主要な任務はおそらくこの原告としての役割と裁判費用の保証という 2 点を中心となったと考えられるが、彼らの役割はさらに広いものと考えてよいだろう。1591 年法令の「委員会は・・・続行中の裁判に際して、同時に原告であり、証人であり、時には裁判官 *mitrichter* ですらある」<sup>706</sup>という文言は、委員会が原告、証人、裁判官という裁判における主要な役割全てに関わっていたことを伺わせる。

1595 年、ケンのマイエルであったタイス・パルツァーは、委員会のメンバーとして活動した後、魔女容疑で逮捕された。彼は幸運にも無罪放免となったが、マイエル職への復帰を目指し、自らがいかに熱心に委員会メンバーとして活動したかを当局に熱心に訴えている。「以前に寛大なる閣下がケンの臣民に、寛大なる閣下の命令権者と管区長の命令でもって近隣の村々と同様、妖術の忌まわしく弾劾すべき悪弊の根絶のために、委員会〔の活動〕を指示されました。それだから私は—しかし私にとっては大きな不利、弊害、害悪であったのですが—その指示に従って出来る限りの熱意と助力でもって、正義の公示、着手された訴訟の遂行、逮捕、〔容疑者の〕護送、梯子の上での引き伸ばし〔拷問〕において、それに職務上協力したのです」<sup>707</sup>。彼の証言からは、委員会が訴訟の開始に際してのみならず、その経過全体に関わっていたことがはっきりと分かる。これは明らかに職権の侵害であるが、それは在地司直にとって許容可能だったのであろうか。

在地司直にとっては、委員会を代行機関として承認する形で掌中におさめ、自身の行為能力を補完させることは決して不利なことではなかったであろう。1629 年、ケンの司直は「管区長に従うこと、神の荣誉、悪習の処罰と公益の促進ただそのもののためだけにこの裁判を求めること」<sup>708</sup>を委員会に宣誓させている。1591 年法令で委員会の存在自体が弾劾された後にもこのような手続が残っていることは、当局にとって委員会の存在が少なからぬ利用価値を持ったことを意味している。委員会にとっても、役人と友好的な関係にあるということは、情報への近道であった。例えば 1615 年、かつてケンの委員会メンバーであった人物が、24 年前に当時の管区長や書記から聞き知った情報をその後の魔女裁判で証言して

---

<sup>705</sup> Dillinger, *Böse Leute*, S. 345.

<sup>706</sup> 附録史料 1、ii 頁。

<sup>707</sup> „*Demnach hiebevör E(euer) Ehrw(ürden) und gnaden underthanen zu Kenn durch Anordnungh E[uer] Ehrw[ürden] und Gn[aden] Bevelchhaber und Amtleuth wie auch andere umligende Dörfern zu Außrodungh des abscheulichen und verdambten Lasters dero Zauberey Ausschuß verordnet, welchen dan ich (mir aber zum hoegsten Nachtheill, Schändt und Schaden) uff deroselbigh Anhalten möglichen Fleiß, beistandt, Außruffer dero Iustitien und Volziehung dero angefangenen Sachen mit Pfahen, Geleidt und Anziehung, amtswegen behülfflich gewesen, wie dann auch zum anderen mahl kundschaft der warheitt gegen und widder Philips catharin und Maximins Peter uber ettliche artikulirte puncten erforderten und gezwongen, von mir geben*“. Voltmer, Einleitung, S. 54\*より引用。

<sup>708</sup> „[...]Nach gethaner proposition der ausschuß hielt her amptman denselbigen vor ihren geleisten aidt und zum fhall sich ercleren wurden, demselbigen nachzukommen, und daß nichts anders mit diesem prozeß suchen, dan die ehr Gottes, straffungh des lasters und befurderungh gemeinen nutzens“. [委員会の申請に基づき、管区長はその申請自体を宣誓が為されたとみなし、また場合によっては管区長に従い、神の荣誉、悪習の処罰と公益の促進ただそのもののためだけにこの裁判を求めることと宣言させた]。Voltmer, Monopol, S. 33より引用。

いる<sup>709</sup>。実際に審問を行う司直と委員会との密接な関係の中では、守秘義務もほとんど形骸化していた。「尋問や拷問に際して行われる全てのことは今述べられた基準に、法やその他においてもふさわしく正当である場合を除き、外部に対してそのことを秘密にし固く口を閉ざしておくべきことを義務付ける」<sup>710</sup>という1591年法令の指示は、逆に情報が筒抜けとなっている実情を雄弁に物語るものであった。

以上のように、原告として訴訟費用を負担する点では、委員会は旧来の私的訴訟に従っている。しかし在地司直の承認を得ることで、委員会は原告としての立場を超え、司直の捜査義務や証人集めなど職権に関わる任務すらも行っている。この手続きがそもそも私的訴訟なのか、あるいは職権による訴訟なのか糾問訴訟なのか、委員会の存在によってその境界は非常に分かりにくくなっているのである。

## 6-2. ケルン選帝侯領

### 6-2-1. 財産没収及び報酬規定（ケルン選帝侯領・1628年）

1607年の魔女裁判条令から20年が経過し、ケルン選帝侯領で魔女迫害の最盛期が訪れていた1628年11月27日、選帝侯フェルディナントは魔女裁判に新たな規定を設けている。ここでは1607年法令で扱われなかった経済的問題が取り上げられており、先行する法令を補完する内容となっている。ケルン選帝侯領で財産没収が言及されたのはそれが初めてではなかった。1627年1月15日の宮廷顧問会議事録には、ケラー、フォークトといった選帝侯の役人や参審人が立ち会い、処刑者の財産を没収することで裁判費用を弁済することが言及されている<sup>711</sup>。この決定が特定の地域にではなく、選帝侯領一般へ向けられていることは、各地から宮廷顧問会に多くの問い合わせがあったことを推測させる。例えば1626年5月に宮廷顧問会に寄せられた請願では、ハルト管区に属するアローフ Arloff の役人が裁判費用について問い合わせしている<sup>712</sup>。ベッカーによれば、これが宮廷顧問会にとって魔女裁判費用の問題に初めて直面

<sup>709</sup> „[...]Sagt Zeugh, daß er[ ...] von dem zur Zeit Amptmann Pießporth seligen gehoert, daß sie von anderen vor eine zauberß besagt und denuntyrt worden und von der zeit hero solchs lasters suspect und in verdacht gehalten worden. Sagt Zeigh, daß[ ...] er von Hern Amptman obgemelt und Notario Omstorff seligen gehortt, auch vorlesen worden, daß Angeclagtin von ettlichen hingerichten Personen besagt und denuntyrt worden, wie dan solches in den prozessen zu finden sein wirdt, daruff er sich dan referieren thutt. Sagt Zeugh war sein, daß obgemelter Herr Amptman gesagt, es were kein argere frauwens uber das Viehe als Heinen Feil“. [証人は次のように言う。当時管区長であったピースポート閣下から、幸運にも次のように聞いた。彼女は他の者から妖術の廉で証言され、密告されたと、そしてそのときからそのような悪習の疑いを持たれているのだ、と。証人は次のように言う。彼は上述の管区長閣下並びに書記オムスドルフから幸運にも次のように聞き、また読み聞かされもした。被告が何人かの処刑された人びとによって証言され、密告されたと言うことを。そのことが手続の中で見つけられるであろうということを、彼は調査報告している。証人は次のように言う。前述の管区長閣下はファイル・ヘンネンよりも家畜にとって恐ろしい〔家畜に妖術をかける〕魔女はいない、と言った]。Voltmer, Einleitung, S. 54\*fより引用。

<sup>710</sup> „[...]bey ihren erstatten aiden und pflichten eingebunden haben, alles was sich bey den examinibus und Torturn verlauffen würde, ausserhalb waß sich itzterzelter maßen zu recht und sonsten eignet und gebuert, in der geheim und verschwiegen zu halten“. 附録史料1、iv 頁。

<sup>711</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 23, Bl. 41v. „conclusum [...] daß der Keller oder Vogt und Scheffen darahn sein solt, damit die kosten auß der hingerichtter guetter hergenommen werden“. Vgl. Schormann, *Der Krieg*, S. 56; 84.

<sup>712</sup> Becker, *Erzstift*, S. 94f. ベッカーはハルト管区から1627年に入ってから4回同様の費用問題について宮廷

する契機であり、その後 1626 年から始まる魔女迫害の最盛期には何年にもわたって同様の問題が浮上ることになったという。本節で扱う 1628 年の法令は、1626 年に始まる魔女裁判の費用問題にかかわる照会の増加を受け、1627 年 1 月に示された基本的な方針をさらに具体的に肉付けするものと位置付けられる。

この規定の冒頭で、フェルディナントは彼が 1607 年に妖術の撲滅を目指し明確な手続きの指標を与えたものの、現在その悪業はむしろさらに蔓延していると憂慮し、彼が過去にその条令を繰り返し再確認してきたことにも触れる。そして妖術の撲滅を遂行するために、裁判官やその他裁判に関わる人々に職務に応じた適切な報酬が支払われることが肝要だとする。フェルディナントはさらにこれらの費用を処刑者の財産没収によって賄うことを指示しつつ、「罪なき子ら、相続者や友人たちに慈悲深き同情から、厳しい措置に手心を加えようと思う」としている<sup>713</sup>。マインツ選帝侯領では後述するように 1612 年の改定以前には魔女裁判に際しては処刑者の全財産没収という厳しい措置が取られていた。ケルン選帝侯領ではこれに先立つ財産没収規定は見られないものの、マインツ選帝侯領における改定の過程が先例として考慮されたことが窺われる。またこの部分は同時に、この法令が画一的ではなく、処刑者遺族の状況に応じて弾力的に運用されるよう、選帝侯の「慈悲深い同情」に留保される余地があることを示している。

続けて、基本的に魔女裁判の諸費用は処刑者の没収財産から弁済されるという大原則が示され、それは他の領邦でも導入され実施されているとしているが、これもマインツ選帝侯領を指していると思われる<sup>714</sup>。さらに、財産没収に関わる細部の手続きが示される。まず、十分な徴表に基づいて被疑者が逮捕されたならば、在地フォークト、シュルトハイス、ケルナーまたその代理人は、二人の参審人と裁判書記を招へいし、ただちに収監者の住居に赴き、現金ないし証券類など現金以外の財産を持ってこさせ、確認し、正しい目録にまとめる。さらにその後、被疑者が犯罪を自白し処刑された場合、その財産は競売にかけられることになる。さらに、不正の防止策としてケルナーないし裁判書記、あるいは管区長ら役人によって任命された一名の資格ある人物が収支決算について正しい明細を管理し、さらに財産目録を選帝侯の官房（宮廷顧問会を指す）に送付し助言と回答を得るよう指示している。

このように中央からの管理を強調したかと思えば、その直後には地方の慣習にも配慮を見せ、「いくらかの管区や下級領主の支配区においては、特定の人物が法判告や古き慣習に従い、犯罪者の裁判と処刑に関して費用その他を調達し、負担するべし」として在地での独自の判断にも含みを持たせている。法判告に財産没収の先例がないような場合には法判告に従い一般的な方法で費用を徴収することとして、重ねて同規定が慣習的な法判告に何ら不都合を引き起こすものではないことを強調している<sup>715</sup>。このよ

---

顧問団に訴えがあったことを確認している。

<sup>713</sup> “[...] zu dem End und andern nöthwendigkeiten, mit gantzlicher Confiscation der hingerichten gütter (als welche die Majestätt Gottes verletzt) verfahren zu lassen; So haben dieselb sich doch aus gnedigstem Mitleiden gegen die unschuldigen Kinder, Erbgenamen und Befreundten gefallen lassen, die milte der Scherffe vorzusetzen”. 附録史料 7、xxxiv 頁。

<sup>714</sup> „Und verordnen demnegst, daß die nötige uffgehende Kosten uff folgende Weiß (inmaßen es ebenmessigh bei etlichen andern Chur- und Fürsten woll eingefurth und praktisirt wurd) auß dem Verlassenheit hergenohmen und angestattet werden solln”. 同上。

<sup>715</sup> „Obwoll nuhn in etlichen Amtmanien und Underherrlichkeiten Particular Personen, vermög Weißthumber und alten Herkommen, zur Justitia und Hinrichtungh der Uebeltheter, uf sichere weiß und maß, die Kosten und anders



うに繰り返し慣習法の優先が説かれていることは、ケルン選帝侯領の非中央集権の傾向と合致するものであろう。

規定はさらに裁判関係者の報酬について言及していく。裁判関係者は、「裁判の迅速化のために」裁判業務のために家業が行えなかったことに対する補償を得るとされている<sup>716</sup>。当時の裁判関係者、とりわけ参審人らは裁判所専属のプロフェッショナルではなく、家業の傍ら時間を作って裁判業務を行っていたことが前提なのである。フォークト・シュルトハイス・参審人・裁判書記は、裁判への陪席により日当1金グルデンを、ケルナーは同様に、前述したような財産目録の作成、財産額評価、財産の売却の監視をする場合、1金グルデンを支払われる。下級裁判吏は12アルブス、夜間同様に勤務した場合も12アルブス、昼夜にわたった場合は1グルデンを支払われる。業務中の食事は自前とされているが、処刑当日は慣行により経費として彼らに食事が賄われた。

これに加えて、「拘留が長引くと、[証言の]撤回や絶望やその他の不都合が引き起こされ、すでに様々な[事例から]経験があるように、無駄に他のものを待つことになるので、時間を浪費しないよう、裁判所の業務は夏には午前7時から午後3時に、冬には朝8時から午後2時まで行われるべし」<sup>717</sup>として、裁判を長引かせ無用な費用の増大を防ぐため官僚的な勤務時間の規定にまで言及する。

しかし、同時に選帝侯は、この報酬は健全性の向上と魔女撲滅という正義のためにあるもので、職を利用しての不必要な食事や利己的な利益を得ようとしてはならず、全ての裁判関係者らは自らの誓いと義務を念頭に置くべし、と警告する<sup>718</sup>。この一文の陰におそらく不正な裁判費用が計上された多くのケースがあると推測できるだろう。

さらに、逮捕、拷問、最終判決の決定の際には参審人全員が参加し協議すべきであるが、参審人の理解を超えるような事態が生じた場合には学識法曹に鑑定を仰ぐよう言及されている<sup>719</sup>。近隣の都市や上級裁判所から、魔女裁判の経験豊かな学識法曹の派遣を要請し、また記録送付によって彼らの鑑定を仰ぐことが指示されているのである。学識法曹が派遣されてくる場合には、必要な食事のほか、日当として2金グルデンが報酬として定められた。またシュルトハイスや参審人が魔女裁判の経験がなく、常時魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。を臨席させ尋問その他の手続きを行う場

---

*beizuschaffen und zu tragen schuldigh [...] und wan diß generalwesen cessirn und hernechst widerumb gegen ein oder zwo Hexen particulatim Justitia vorgenommen werden mochte, alßdan denen Wayßtumben eingefolget, und diese Ordnungh denselben zu nachthheil, in keine Consequents gezogen werden sollt*". 附録史料7、xxxv~xxxvi 頁。

<sup>716</sup> „Damit dan umb so vill mehr die Justitia befurdert und darin schleunigst, mit gutten wolbedachten Râth und Vorsichttigit procedirt werde, auch die Gerichts-Personen jederzeit, Ihrer Mühe und haußlicher Nahrungh Versaumbnuß, einige erstattungh und ergetzlichkeit empfinden mögen“. 附録史料7、xxxvi 頁。

<sup>717</sup> „Und demnach der gefangener verzuglicher uffenthalt geferlich, dadurch revocationes, desperationes und andre Ungelegenheiten, wie es bereidts bei verschiedlichen die erfahrungh geben, verursacht werden, und damit, in deme daß einer uff den Andern vergeblich wartet, kein Zeit verlohren werde, sollen die Gerichtliche Beikombsten in der Sommerzeit des Vormittags umb sieben Uhr und nachmittags um drey Uhr, im Winter aber des morgens umb acht Uhren und nachmittags umb zwey Uhren angestellt und gehalten werden“. 附録史料7、xxxvi 頁。

<sup>718</sup> „Wie nuhn diese Zulag einzigt und allein zu mehrerer Befurdrungh der hailsamen und in diesem Weckh so hoch nötiger Justitz gemeint, so will sichs nit gebüren, vermittelst anstellungh unnötiger Diaeten und beikombsten, aigennutzigen gewin und futheill zu suchen". 附録史料7、xxxvi 頁。

<sup>719</sup> „Solten nun zweifelhaftige und dern Scheffen Verstand übersteigende Casus vorkommen, daruber andre unparteiliche Rechtsgelerten zu consultiren“. 附録史料7、xxxvii 頁。

合、魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の給与はシュルトハイスや参審人らの現物給与の中から支払われるとされている。

## 6-2-2. 魔女裁判の経済

この報酬規定はどのように受け止められたのだろうか。この魔女裁判法令の補完は、一方では大迫害の経済基盤を守るため、他方では裁判関係者の不当な利益や被告家族の過度な負担を防止するためのものであるはずだった。しかしこの規則は効果的ではなく、裁判所や財政機関には過度な負担がかかったと、ショアマンは厳しい評価を下している<sup>720</sup>。裁判費用そのものへの統制は1628年の法令で初めて試みられたのだが、それが在地で守られるまでにはかなりの年月が必要になった。

まず、規定の内容そのものへの抵抗があった。例えば魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。への報酬規定は在地位人からの反発を買うことになった。1629年7月、レッヒェニヒの参審人は魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の給与を参審人らの給与から支払うこと、さらに判決ごとに2金グルデンを払うことへの苦情を申し立てている<sup>721</sup>。またこの法令はすぐには裁判費用の抑制には結びつかなかったようである。宮廷顧問会には魔女として処刑された者の遺族から、彼らが支払わねばならない裁判費用が高すぎるとの苦情が続々と届いている。1631年1月、アーヴァイラーからの訴えに対しては、宮廷顧問会はアーヴァイラーの役人に再度1628年の魔女裁判法令を参照し、子の相続分以上に遺族に負担を求めないよう指示している。また処刑された人物の財産のうち、没収されるべき子の相続分が必要経費よりも高額になった場合にはそれを貧者に対する裁判費用に充填するよう決定している<sup>722</sup>。同年5月レッヒェニヒで処刑された魔女の子供たちと親族も裁判費用の負担について訴えた。顧問会の回答は「レッヒェニヒ裁判所に、誰に対しても正義を適正に行うよう、神と

<sup>720</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 87.

<sup>721</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24, Bl. 238r. „Der kelner zu Lechenich sickt ahn daß die scheffen dhaselben sich beschwheren daß die consulenten rechtsgelerten solten zhalen ex ipsorum salario, secundo daß die rechtsgelerten jed[en] wollhaben formanda sententia 2 g[old] f[fl]lorin“. Vgl. Schormann, *Der Krieg*, S. 89.

<sup>722</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 55r. (1631年1月24日) „Dessen clag ist verlesen, daß uber gebuer beschwert unndt zuviell von Inen alß erben der hingerichteten Gudulen Hanß mans gefordert wurde. conclusum. Vogt unnd Scheffen zu Arweiler der Hexen ordnung zu erinnern, so dahin gerichtet, daß auß der jenigen unholden so deß zauber laster pflichtig befunden würden patrimonial guetern zu abstattung der aufgehender Costen zahlt werden sollen. Doch dieser gestalt daß von jeder darauß ein kindtheil allein es trag sich hoch oder wenig genommen werden solle, wurde sich aber bey ein oder andern der Reichen daß kindtheill hoher alß zu selbigen personen hinrichtung oder bey deroselben aufgangnen Costen vonnothen fallen, solle solcher aufstandt zu behueff d armen hingerichteten verbraucht werden. Keiner aber hohen alß uber ein kindtheill beschwert werden, sollen also berichten wie es hinrumb eigentlich beschaffen“. [処刑されたグドゥルン・ハンスマンの遺族として彼らにあまりに多く要求されていると〔魔女裁判の〕費用についての不平の訴えが読み上げられた。結論。妖術の罪に責ありと認められたあらゆる魔女の世襲財産から、生じた諸費用の支払いが行われるよう、アーヴァイラーのフォークトと参審人に魔女法令〔に留意するよう〕喚起する。しかし、それが多額であろうと少額であろうと、子相続分だけ没収すべきところ、いくらかの富裕者においては子相続分がその人物の処刑ないし経費よりも高額になっている。その場合、剰余は貧しい処刑者の必要費用に充てられるものとする。しかし、何人も子相続分よりも高額 of 請求はなされず、それについてどのように〔財産没収が〕行われたか報告されるべし]。

人間に対して責任を負うごとくとり行うよう命ずる」とある<sup>723</sup>。1632年ある未亡人はアーヴァイラー裁判所に対し、彼女の夫に対する裁判費用があまりに多額すぎると訴えている。これに対しては財産没収の明細を8日以内に送付せねばアーヴァイラー裁判所に25金グルデンもの重い罰金を科すことを決定している<sup>724</sup>。同じ年、娘を処刑された父親も裁判費用について、裁判所使節によって費用が跳ね上がったと不平を訴えている。宮廷顧問会はこの使節を聴取し結果を報告するよう指示している<sup>725</sup>。1634年には妻を処刑された男により、裁判費用の一部を納めはしたものの残りの費用を払い切れず、家財が強制執行されそうになっていると同様の請願状が届いている。これに対して宮廷顧問会は、「アーヴァイラー裁判所の魔女裁判に関する見積もりはほとんど不当であり、過剰に過ぎると判断する」として強制執行を即座に停止し、関係書類を14日以内に宮廷顧問会に送付するよう指示している<sup>726</sup>。これらの例は、いずれも宮廷顧問会から見て裁判費用が大きすぎる、ないしは遺族に対する負担が重すぎると見なされたものである。おそらくは多くの共同体でこのような問題が起こっていたと考えるのが自然であろう。

とりわけ、第四章で取り上げた悪名高いブイルマンに関しては様々な苦情、請願が届けられている。例えば1631年9月12日の議事録では、ブイルマンの指揮した財産没収に際して不正が行われた嫌疑があることが議題に上っている。「なぜブイルマン博士はベーフゲンの相続財産から200ターラーを取ったのか、財産目録が相続者にほとんど届けられていないことについて、ラインバハの魔女裁判監督官エラー！ブックマークが定義されていません。であるブイルマン博士と同地の裁判書記は、魔女〔裁判〕記録において、〔処刑された〕ベーフゲンの遺言書および他の記録書類において、調査結果が読まれ、調査され、博士もまた聴取されることとする」<sup>727</sup>。この後、1631年10月2日には再度「大司教領における処刑

---

<sup>723</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 158rv. (17. Mai 1631) „Dern zu Lechenich hingerichtetenn unholden Kinder unnd erbenn pit[ten], daß mit der Extirpation verfahren unnd die noch vorhandene schuldige der gebur auch betreffen wurden mogten ist verlesen. Conclusum dem Gericht zu Lechenich zuschreiben mit befelch, sollen justitiam recht so woll gegen den einen alß andern unnd dergestalt administrirn wie es vor Gott unnd den Menschen zuverantworten”.

<sup>724</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 379r. (1632年5月4日) „Thonis Giessen nachgelassene Wittib gegen das Gericht zu Arweiler. Clagt uber ubermessige ufgangene costs bey hinrichtung ihres gewesenens Mans. Conclusum den vogten zu Arweiler zu befehlen, daß den scheffen aufgabe eine richtige designation aller bey dieser hinrichtung aufgangener costs unnd waß darauff eingenommen unnd empfangen bey par 25 gf. innerhalb 8 Tagen [...] zur hiesig cantzleyen einzuschicken”. [トニス・ギーゼンの未亡人が、アーヴァイラー裁判所に対して彼女の亡き夫の処刑に際しての費用が法外であると訴えている。結論、アーヴァイラーのフォークトに以下命ずる、処刑に際してかかった費用、また〔没収財産から〕何を徴収し受け取ったか、正式の明細を8日以内にこの官房に送ること。そうでなければ25金フロリンの罰金を科す]。 Vgl. Schormann, *Der Krieg*, S. 88.

<sup>725</sup> Ebd., Bl. 525r. „Clagt daß die gerichtsbotten wegen hinrichtung seiner der Zauberey halber berichtet gewesener Tochter aufgangen Cost von richtern Botten angeprengt wurde. Conclusum. Der Vogt hieselbst lt. Martin Halman solle die Botten vernennen waß es vor costs weren unndt wie sie dar zu befuegt unndt solchs berichten“. [妖術の咎で裁かれた彼の娘の処刑に際して生じた費用のために、裁判所使節が裁判官使節によって弾劾された。結論。当地のフォークトである学士マルティン・ハルマンは当該使節からそれが何の費用であったのか、それを何に用いたのか事情を聴取し、報告すること]。

<sup>726</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 26, Bl. 147. Vgl. Schormann, *Der Krieg*, S. 88.

<sup>727</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 258v. „Conclusum hiehin zu citiren Dr. Burman alß Hexencommissarius zu Reinbach unnd dern Gerichtschreiber daselbst gestalt mit dem Hexen Protocoll, daß Borfgen Testament, unnd sonsten andern nachrichtlichen schriftten zu erschiennen, waß sich dan dessen befunde solle verlesen unnd examinirt der Dr auch gefragt werden, warumb er die 200 Thaler sich auß deß Boefgens harediter geben lassen [...] Daß inuentratium

された魔女の財産没収について。魔女排除に際しての処刑者の遺産没収において、とりわけアーヴァイラーでブイルマン博士によって奇妙なことが行われている」<sup>728</sup>と報告が届いている。ラインバハに留まらず、様々な地域でブイルマンが同様の問題を起こしていたことが分かる。同月 28 日には宮廷顧問会は再度ラインバハにおけるブイルマンの専横について協議を行っている<sup>729</sup>。11 月には、ラインバハの裁判書記がボンまで赴き、彼の裁判について証言を行った<sup>730</sup>。これについて顧問会は明細を送付させるよう決定しているものの、ブイルマンに対する制裁などは行われなかったことは第四章で触れたとおりである。このような極端なケースに対しても宮廷顧問会の影響力が制限されていたことは、ケルン選帝侯領における魔女迫害がその土地に派遣される魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。ごとに大きな差異を見せることの原因となったと言えよう。

また、財産没収に関しても請願が行われている。ここで問題とされたのは、法令の解釈とその貫徹であった。請願ないし宮廷顧問会への照会の多くは、法令の解釈や現地役人の裁判費用の計算方法への不平といった色彩が濃い<sup>731</sup>。例えば、ここではマインツ選帝侯領とほぼ同様の文面で没収すべき財産が定められていたが、「子の相続分」がどの程度の割合を指すのか法令からだけでは明らかでなかった<sup>732</sup>。また、処刑された本人とその配偶者の財産の区別も時にはおざなりにされたことも、多くの請願が寄せられる原因となった。ショアマンが挙げている二つの例を見てみよう。1630 年 8 月、ボンのライナー・クルティウスは裁判費用 100 ターラーを、処刑された彼の妻の相続財産から支払うよう訴え出ている。同年 10 月、チュルピックの未亡人も、同様に結婚後の財産と配偶者それぞれの世襲財産との明確な区別を求めた。世襲財産と結婚後の財産、配偶者それぞれの財産との区別は規定において言及されているが、実際の財産没収の場面ではおざなりな計算が行われた可能性があったことが伺われよう。

このような数多くの問い合わせに対し、宮廷顧問会は 1631 年に「魔女裁判を行う選帝侯領の全ての役人は、財産没収から 14 日以内に費用明細を送る」旨、通達を出している<sup>733</sup>。1632 年 5 月にはアーヴァイ

---

*kaum den haredibg zugestellt werden“.*

<sup>728</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 273r. (2. Okt, 1631) „*Einziehung dern in diesem Ertzstift hingerichteten Unholden Gueter. Ist meldung beschehen daß bey Extirpation deß Hexenwesens mit Einziehung der hingerichteten Verlassenschaft seltsamb umbgangen wurde, sonderlich zu Arweiler auch von D. Burman“.*

<sup>729</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 282. „*weile sich befindet daß zu Reinbach mit extirpation deß hexenwesens nit am besten unnd wie sicher von rechtswegen geburen wolle verfahren sondern mehr auff daß, lucrum gangen dem D. Burman daß wesen gantz allein in handen geben würde“.* [ラインバハで魔女の排除が最良の状態ではなく、法に従って適正に行われるべきところ、むしろブイルマン博士の金銭欲のために、裁判全てが彼の一手に握られているという]。

<sup>730</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 282v- 283v. (31. Okt. 1631) „*[...]daß D. Burman dz gantze directorium sowoll in einem alß andern hielte, er [読み取り困難] hette die ausgab unnd empfang was d[er] D. beuiele thete er, derselb hette [読み取り困難] hui salary 200 thaler empfangen, conclusum ut rechnung einliefer“.* [ブイルマン博士は様々な裁判で指揮権を握り、支出と収入も彼が管理している。そして報酬 200 ターラーを受け取っている。結論。明細を送付させること]。

<sup>731</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 87f.

<sup>732</sup> 「子の相続分」に関しては、各領邦で定義の違いが見られた。同様に財産没収を行っていたヴェルツブルク司教領では子の人数に関わらず没収対象財産の 5 分の 1 が「子の相続分」とされたのに対し、マインツでは子の人数に従って割合は変動した。Schormann, *Der Krieg*, S. 88.

<sup>733</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 270. „*an alle ambtleutte deß Ertzstift wohe die extirpation beschichten zu schreiben daß sie einerhalb 14 Tag nach insinuation auch die rechnungen einschicken“.* Vgl. Schormann, *Der Krieg*, S.

ラー裁判所に財産没収と費用の明細を書面で送るよう、厳しい罰金で脅しつつ要求している。8月には魔女裁判にかかった全ての費用と財産没収目録の会計簿を6週間以内にボンに送るよう、領内の全ての役人に通達することを決定した<sup>734</sup>。1634年の議事録にも同様の内容が確認されている。「2月18日に全ての役人に通達された命令により、すでに〔魔女の〕排除にかかった費用の会計簿がいくらか届いているが、残りも同様に送付される。それら会計簿を受け取り、精査すべくパランド学士と共にヘレストルフ氏も派遣される」<sup>735</sup>。宮廷顧問会ないしは宮廷会計局 Hofkammer に送られたはずのこれら会計簿は現在失われているため、ここから各地の魔女裁判の経済を知ることは残念ながらできない。しかし、徐々にではあるが魔女裁判の会計をめぐる記録が顧問会に届けられるようになったことで、顧問会は在地における裁判の実態を把握できるようになっていった。この記録送付を通じて、地方裁判所における財産没収が多少なりとも中央当局の管理下に置かれることになったと見ることができるだろう。

このように、宮廷顧問会は1628年の法令発布後も各地からの問い合わせに個別に対応しながら長い時間をかけて統制をはかっていった。これは、一方では法令を実際に現地で実践することの困難さを示している。その背景としては、在地役人の条令への理解のなさ、意識的・無意識的怠慢、あるいは慣習との兼ね合いなどが考えられよう。とりわけ、全権を委任され現地の裁判を監督するはずの魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。が不正を働くことになれば、その制御はほとんど不可能となった。しかし、請願を通じて彼らの疑わしい行為も顧問会の耳に届くことになった。その意味で、請願状はいわば魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。制によって断絶していた地方と中央機関を結ぶ回路として機能した。こうした照会や請願とそれに対する回答という繰り返しの中で、緩慢にはあるもののポリツァイが在地に浸透していったのである。

### 6-3. マインツ選帝侯領

#### 6-3-1. 財産没収規定 (1612年・二月条令)

「魔女」処刑後の選帝侯政府による財産没収は、マインツ選帝侯領においては違法なことではなかった。現在史料として残っている該当法令は、選帝侯ヨハン・シュヴァイカート・フォン・クローンベルクによる1612年の2月9日(二月条令)と4月13日(四月条令)の日付を持つ二つの条令である。前者は基本的な財産没収の方針を、後者はこれをより詳細に、財産評価の方法なども含めて定めている。

二月条令では、まず「忌まわしく呪うべき妖術の悪行」が日々行われ、日に次いで増加しているという危機的認識、そして「神によって命じられたお上の任務」として、これらの問題に取り組むという基本的な姿勢が示される。選帝侯当局としては、魔女裁判が彼らの果たすべき義務であることは明白であった。さらにこの条令からは、先々代の選帝侯ウォルフガング・フォン・ダルベルクの時代にも同様の条令が存在していたことが分かる。「余の2代前の前任大司教であり選帝侯ウォルフガングのキリストの恩

---

90f.

<sup>734</sup> LdANRW, Abt. R, KK III, Bd. 24a, Bl. 527v- 529v. (19. 08. 1632)

<sup>735</sup> „weiln auf die am 18. Febr. Negstlitten an alle Ambtleut ausgelassene Befelchen bereits etliche der Rechnungen bei der exstirpatio aufgangen Costen einkommen, die übrige auch erfolgen, werde neben Herrn Herrestorff auch Herr Lt. Palandt zu deputiren, solche Rechnungen aufzunehmen und zu respiciren“. Schormann, *Der Krieg*, S. 91 より引用。

籠に満ちた記念碑によってすでにある秩序が打ち立てられて」おり、それによれば、処刑された人物に子がいる場合は子の相続分相当、子がいない場合は全財産が没収されることとなる。ここでは裁判費用のスムーズな弁済に加えて、将来の犯罪に対して厳罰による抑止効果も期待されていた。「上記の基準のように高められた刑罰によって他の者たちを抑止することができ、他方で過多となっている処刑費用が、無実の農民に苦勞をかけることなくより簡単に支払われうるのである」<sup>736</sup>。財産没収もまた処刑と同様に見せしめとして、あるいは処罰の一構成要素と考えられていたのである。

とはいえ、選帝侯の国庫への財産没収は共同体にとっては財の流出を意味したため、共同体から国庫への没収財産の納付はしばしば滞った。ポールは選帝侯が在地役人に没収財産を選帝侯の金庫に支払うよう督促している複数のケースに言及し、財産没収は決してスムーズに行われたわけではなかったと結論している<sup>737</sup>。

例えば 1593 年 6 月 3 日、アモールバハ上級管区に属するオスターブルケンの裁判領主ニコラウス・ヴィルトは、管轄共同体であるアーデルスハイム Adelsheim からの請願について、アモールバハの管区長に指示を仰ぐ書簡を出している。彼らは裁判領主に、魔女裁判に際して財産没収を行わず、複数共同体を包括する行政管区であるツェントの共通金庫から裁判費用を出すよう要求した<sup>738</sup>。財の流出は抑えたいが魔女の脅威を取り除くことは喫緊の課題というジレンマの中で、複数共同体が共同で裁判費用を出すという苦しい判断をしたのだろう。これに対する宮廷顧問会の回答は、そもそも逮捕に至る根拠が希薄であり、被告に対する風評など詳細な報告が必要とされる、というものであった<sup>739</sup>。同年秋、おそらくこの請願状がきっかけとなり、アーデルスハイムの役人はマインツ選帝侯の直轄ツェントであるムーダウ、ブッヘン、オスターブルケンの代表者を招集して集会を行った。旧来の在地での裁判慣行と財産没収をめぐる新たな規定の間に軋轢が生まれていたことは明らかである。この集会をきっかけとして起草された請願状は、マインツ大司教区では妖術が白昼行われるほどに広がっているため、「中断や押し付けの改革なしに ohne abbruch und aufdringend Neuerung」、これらを罰するためのあらゆる適切な手段をとらねばならないとしている<sup>740</sup>。先の請願の内容から推測すれば、この「押し付けの改革」とは、選帝侯ヴォルフガング・フォン・ダルベルクによる財産没収規定と読むのが自然である。国庫への財産没収規定がこの時期すでに在地レベルの大きな抵抗にあったことが読み取れる。

遺産の没収には当然遺族からも抗議の声が上がった。1593 年秋にオスターブルケンで処刑された産婆クニグンデの親族は、処刑後の財産没収に際して請願状を届けている。「我々兄弟や兄弟の子ら、さらに一部は養育されることなく残されたみなし子たちは、助けを求めねばなりません。それゆえ恭順にまた勤勉に、神とその慈悲によって願い懇願いたします。我々貧しい遺族である未亡人とみなし子皆に、我らの姉妹〔クニグンデ〕の遺産の半分を〔残すことを〕慈悲深き選帝侯様が寛大にも考慮し許可くださ

<sup>736</sup> „[...]das vnnsere am Ertzstiftt Zweiter Vorfahr Ertzbischoff, vnd Curfürst Wolffgang, Christmilten andenckens, albereyt eine ordnung angerichtet, vnnd vermittelst derselben nach hinrichtung der Mißthätigen Persohnen auß Ihrer nahrung ein Kindstheil erheben lassen, Vngezweifelt, theils damit obgesagter massen durch solche erhöchete straff andere abgeschreckt, theils auch der vbermessigen Executions Costen dardurch desto leichter, vnd ohne beschwerung des Vnschuldigen Landtmans abgetragen werden köndte“. 附録史料 5、xxvii 頁。

<sup>737</sup> Pohl, Ein chronologischer Abriß, S. 234f.

<sup>738</sup> BstA WBG, MRA Fragm. K. 598/62, Lage 3.

<sup>739</sup> Pohl, Hexenglaube, S. 90.

<sup>740</sup> Ebd., S. 91.

らんことを」<sup>741</sup>。クニグンデは子がなかったため、規定通りにいけば全財産を選帝侯の国庫に没収されるところ、この請願により没収は半分にまで減らされたという。請願状は個人、さらには在地の利害と上級権力の定めた秩序との調整装置の役目も果たしていたといえよう。

さて、再び二月条令に戻ろう。条令は先々代の選帝侯による規定を確認した後、「余は以前の条令を以下のように多く抑制してしまうことを望む」と続く。

すなわち、その条令の効力によれば子供が残されていなかった場合、遺産のすべてが徴収されることになっているが、将来はそのような場合には財産の半分が徴収されるべし。また被告の逮捕、〔収監中の〕扶養、処刑にかかった費用はそこ没収された財産から償還される。処刑費用の支払いの後にも徴収された割り当て分はまだ残りがあある場合には、余はそれを神意に適った用途に用いたいと思う。すなわち貧しい病院や死にゆく人々のための施療院への行いや余の貧しき臣民たちに善きよう、再び用いるつもりである<sup>742</sup>。

この部分は、財産没収規定全体を通じての核と言える。すなわち、子どもがない場合には財産の半분을、子どもがいる場合には子の相続分相当を没収し、没収された財産は裁判費用の弁済に原則用いられることになるのである。

「すべては善き節度と秩序をもって行われ、何人も正義や公正さについて苦情を申し出ることがないように」<sup>743</sup>という一文からも伺えるように、1612年の条令は多くの住民からの訴えや請願を受けて成立したことは明らかである。選帝侯は繰り返し、この条令の正当性を強調しなければならなかった。「この条令は熟慮の上に成立したものであり、法に反するものではない」「余があたかもそのような刑罰の際に自身の利益を生じせしめ、あるいは全般的な財産没収を導入することを意図したかのように見られないであろう」<sup>744</sup>と、この条令が選帝侯ないし選帝侯当局自体に利害をもたらすものでないことを訴えている。さらに余剰分の使途に関しては、神意に適った用途に *ad pios usus* 用いるとして、公的目的が強調さ

<sup>741</sup> BstA WBG, MRA Fragm. K. 598/62, Lage 33. „[...]wir geschwisterte vnd geschwisterte kinder aber auch zum theil nach vnerzogene verlassene wasen leut hießfe erwarten müssen... mit vndthenigster vleissigster vms gottes vnd götlicher genaden willen, flähenlicher pittten: E[uer] Ch[urfürstlichen] Gn[aden] wöllen vns arme verlassene witwe vnd waisen samptlich genedigst mit dem halbigen theil vnserer schwester verlassenschafft bedenckhen zulassen komen“. ポールは この他に 1593 年および 94 年ノイデナウトと 1600 年ビーバーにおける三つのケースでも同様に没収金額が減免された記録を確認している。Pohl, *Hexenglaube*, S. 190.

<sup>742</sup> „[...]Wolten wir die vorige ordnung souiel moderirt haben, dz ob wohl crafft derselben, wo keine Kinder Vorhanden gewesen, Vor dißem die gantze Verlassenschafft eingezogen, yedoch fürters in solchem fahl, das halb theil derselben erhoben, vnnd von solchem allem die Vncosten, so vf Verhaffung, vnderhalt, vnnd hinrichtung solcher leüth verwendet erstattet werdt; Solte sich auch befinden dz Vber abstattung der Executions Costen, von den erhobenen quotis, noch etwas im Rest verbleiben solt, wöllen wir dasselbe ad pios Vsus Zu begebung Vnuermöglich hospital oder Krancken heißer Zu sterbens leüfften, vnnd also vnnsern Armen vnderthanen Zum guetenn, wieder anwenden“. 附録史料 5、xxviii 頁。

<sup>743</sup> „[...]auch bey erhebung solcher angebur den beuelch thuen lassen, das alles mit gutermaß, Vnnd Ordnung vorgehe, vnnd niemandt wider recht, vnnd billichkeit beschwert werde“. 附録史料 5、xxviii 頁。

<sup>744</sup> „Vnnd dann solche ordnung nach laut mehrermelten bedencken den rechten nicht zuwider, Alß seindt wir bedacht, es bey solcher wohlbedachten Ordnung verbleiben, vnnd dieselbe von newem durch vnnsern Ertzstiftt per modum decreti oder statuti verkünden, vnnd publicirn zulassenn, allein damit es nicht dz ansehens gewinne, alß ob wir dißfahls an solcher bestrafung ainigen Vortheil Zuschepfen, od eine general Confiscation einzufuhren gemeint“. 附録史料 5、xxvii-xxviii 頁。

れている。財産没収は遺族の個人的な困窮のみならず、共同体財産が選帝侯へ接収されることも意味していたゆえに、共同体の不満を解消するためには、選帝侯はしばしば民衆側から要求される「公益」という価値を前面に押し出し、財産没収の正当性を補強する必要があったのである。

### 6-3-2. 財産没収規定 (1612年・四月条令)

四月条令も、「忌まわしい嫌悪すべき妖術の悪習」が選帝侯領において「ますます長く、ますます広く根を張り、蔓延しようとしている」という憂慮を示し、そのような日々大きくなる汚辱をどのように防ぎ神の名誉を保つのか、また将来にわたって臣民たちが「この悪しき霊の試練と誘惑」から救われることができるのか考えること、さらに具体的には、高騰する裁判費用に対し、裁判所が公正な手続きを続けられるよう救済的な措置を取ること、そのために必要に応じてこれまでの条令を改善することは「キリストの当局」として考えねばならない、としている<sup>745</sup>。世俗的支配者として裁判権を行使する正当性が、「神の榮譽を守る」「臣民を（霊的に）守る」といったキリスト教的価値観から補完されているのである。当局が常に自らの支配の根拠として神に言及するのは単なる形式上の問題ではなく、一種のプロパガンダと見るべきであろう。

続けて、選帝侯は再度二月条令で示された原則を示す。「裁かれた妖術使いが彼らの嫡出の養育すべき子を残していない時、彼ら処刑された犯罪者の個人的相続財産、所有物や財産、遺産の半分は余の金庫に納められるべし。しかし嫡出の子がいた場合は、子一人の相続分が余の金庫に納められ、[そのほかは]取り置かれるべし。「国庫への割り当て分や費用の徴収に当たって、無秩序や過度〔の徴収〕は起こらず、何人も再び正義や適合性について苦情を申し出ることはないであろう」<sup>746</sup>という一文からは、やはりこれまでの執行に際して多くの不満が寄せられたことが推測される。

規定はさらに、容疑者逮捕後に始まる具体的な財産没収の手続きについて進んでいく。容疑者の逮捕後、シュルトハイスあるいは下級役人は二人の司直と裁判書記ないし都市公証人とともに容疑者の財産を差し押さえる。逮捕者の動産、不動産はリストにまとめられ、宣誓のうえで査定人がその価格を見積もることになっている。見積もられた没収分に現金ないし動産が不足する場合には、作物やワインの備蓄から、あるいは土地、畑、牧草地やワイン畑といった不動産の相当分を召し上げる。それらの不動産

<sup>745</sup> „Demnach Wir nun ein geraume Zeit hero zwahr nicht ohne schmerzliche bewegung, vnnd bekummerung Vnsers gemuts im werck befunden, vnnd wahrgenommen was gestalt deß abscheulich verdambdt Zauberey Lasters: vnnd wider in Vnserm Ertzstiftt ielenger ie weiter einreissen, vnnd überhandt nemmen wöllen, dahero wir dan alß die von Gott verordnete Christliche Obrigkeit Hochtragenden Ampts, vnnd gewissunng halben Vff mittel, vnnd weg gedenccken müssen, wie solches von Tag Zu tag wachsendem Vnrath abgewehret, die Ehr Gottes erhalten, vnnd vnsere ahnuertrawte vnderthanen von deß bößen Geistes anfechtunng, Vnnd verfhurunnge kunfftig errettet, vnnd der vflauffenden Vncosten halben hiebeuor Vffgericht, heilsamen ordnungen nit allein in richtigem gang fortgesetzt, sondern auch in fällen es notig vermehret, vnnd verbössert werden mögten“. 附録史料 6、xxix 頁。

<sup>746</sup> „So lassen wir es dergestalt dabey nachmahls bewenden, dz in fällen, da die Justificirte Zauberische persohnen Keine Von ihnen ehelich erziehlte Kinder nach sich im leben verlassen, der halbe theil ihrer der hingerichten Mißthatigen persohnen Erb, vnd aigenthumblichen guter, vnnd verlassenschaftt, wo aber eheliche Kinder vorhanden ein Kindstheil vnserm fisco ahnheim gefallen sein, vnnd verbleiben soll für eins. Fürs ander damit bey erhebung solcher ietz bestimbtten Fiscalischen quoten, vnnd ahngebürung keine ahnordnung od vbermaß vorlauffe, auch niemandt wieder recht, vnnd billichheit beschwerdt werde“. 附録史料 6、xxix 頁。



やワインは他の場所で売却され、そこから裁判費用が弁済されることになる。その際、罪状に関わりのない者が不利益を被らないよう、配偶者の財産、逮捕者の抱えている債務相当分や抵当に入っている品・土地などを没収分から区別するよう指示もなされている。配偶者および婚約者に遺留される財産については、都市マインツの慣例に従い男性側に3分の2、女性側に3分の1と定めており、借財の償還についてもこの割合が適用されるという。ここでは、「特別な慣習が存在しない地域について」との留保つきであり、土地ごとに異なる割合が適用される可能性も留保されている<sup>747</sup>。子の相続分がどの程度の割合に相当するのかはマインツ選帝侯領の中でも地方ごとに異なっていたらしい。ポールが挙げているノイデナウの例では、相続割合は配偶者（夫）が3分の2、子が3分の1であった。子が複数いた場合は、3分の1をさらに人数で割ることになるので、子が3人の場合は財産の9分の1が没収されることになる<sup>748</sup>。

さて、実際に財産没収は当局に何らかの利益をもたらすものだったのだろうか。シヨアマンは財産没収規定の発布の後、ローア管区における魔女裁判と財産没収における収支を分析している。それによれば、1626/27年には26件の処刑があり、財産没収による収入は合計3699グルデン、裁判費用としての総支出は1389グルデンで、2309グルデンの黒字となっている。ところが翌年1628/29年には、55件の処刑に対し収入が1915グルデン、支出が3021グルデンと、1106グルデンの赤字である。前者の数字は、裕福なローアの都市参事会員が処刑され、彼の莫大な財産1245グルデンが徴収されたことから出たもので、例外的なものと言ってよい。財産没収のもたらす収支は年ごとに、また裁判所ごとに大きく異なるものであった。1613年の魔女裁判の収支が1404グルデンの黒字であったアシャッフエンブルクの例を取り上げて、魔女迫害が常に実入りのよい商売であると結論付けることは妥当とは言えないだろう<sup>749</sup>。例えば、1628年12月にミルテンベルクで処刑されたアポロニア・シェッファアの財産没収に際しては、「家、納屋、倉庫400グルデン。真鍮、銅、鉄の食器、その他家財道具18グルデン。寝具と布30グルデン。馬と馬具55グルデン。牛20グルデン。ワイン18グルデン。所有農地349グルデン」と合計890グルデンが見積もられているものの、そのうち借財や配偶者の財産など730グルデンが引かれた160グルデンをさらに相続権者が分けることとなり、結果として一人当たり相続分は20グルデンに過ぎなかった<sup>750</sup>。彼女の裁判にかかった費用53グルデンの半分にも満たない額である。超過分の33グルデンは選帝侯によって補填されることとなった。

### 6-3-3. 報酬規定（マインツ選帝侯領・1612年）

<sup>747</sup> „Der Acquisiten, vnd errungenschafft halben aber welcher orts nit sonderbahre breuch, vnd gewonheiten od heurats abredt beuor/: denen man dan dißfahls biß Vff fernerer Verordnung sich Zu Conformiren hette:/ würdt vor den Besten, vnnd Rhatsambsten weg ermessen dz nach brauch, vnnd gewonheit Vnserer Statt Meintz dem Man auß gedachter errungenschafft vor sein Schwerttheil Zwey theyl, dem weib aber vor sein Rockentheil ein theil allein zugeschrieben, vnnd gebilliget werde. Welche proportz dan gleichfahls in auß theilung, vnnd abzahlung der schulden zuhalten”. 附録史料6、xxxii頁。

<sup>748</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 190.

<sup>749</sup> Schormann, *Hexenprozesse in Deutschland*, S. 86f.

<sup>750</sup> BstA WBG, Gericht Miltenberg 690. „Appolonien Schöfferin Verlassenschafft / Item Haußhoff, unnd Scheünen 400fl. / Zien: Messing: Kupffer: Eisen geschirr unnd anderer haußbrath 18 fl. / Bettwerckh unnd gethuchtig 30fl. / Pferd unndt Geschirr 55fl. / Rindviehe 20fl. / Wein 18fl. / Ligende Feldgütter 349fl. / Summa 890fl. / Hievon abgezogen 730fl. voraus unnd schulden, pleiben in 8 theill zu theillen, 160fl. gebüren dem Fisco 20fl.“

マインツ選帝侯領においては、1612年の改革の際に財産没収規定や第四章で検討した尋問カタログと合わせて、報酬や収監費用に関する規定も発布されている。1612年3月12日の日付をもつこの報酬規定はアシャッフエンブルクの代官の名で出されているが、少なくとも上管区全体に通用していた<sup>751</sup>。これは「妖術使いが財産没収や費用に関してどのように扱われるべきか、新たに打ち立てられた条令」とされ、収監された「魔女」に対してどの程度の費用をかけ、どのように扱うべきかを定めたものである。

それによれば、収監者は最初の数日間は一日当たり12デナリウス分を超えない程度のパンと水のみを与えられる。収監3日目以降は、収監者に一人当たり1バツツェン分を超えない温かいブイヨンと肉を、精進期間である場合はスープと野菜を、さらに12デナリウス分のパンと4分の1リットルのワインを与え、それ以上は提供しないこととされている。さらに、収監者が自白した場合、牢から特別な小部屋か

建物の中に移され、そこには二人の番人がつけられる。その人物には聖体拝領まで上述の内容の食事が与えられることになる。さらに収監者が神父によって聖体拝領を受けた後は、彼らに毎日1リットルのワインと12デナリウス分のパン、2バツツェン分を超えない1、2品の温かい食べ物を与えらるゝとされている。処刑の日には、悪行を働いた人物は午前7時に少量の軽食を与えられるのみである。しかし、収監者が年齢あるいは

表・1612年報酬規定

ツェント伯 (アシャッフエンブルクから外の場合)・・・	2 グルデン
シュルトハイス (アシャッフエンブルクないしダム内の場合)・・・	2 グルデン
ツェント伯・・・	1 グルデン
都市書記官・・・	2 グルデン
都市官吏・・・	2/1 グルデン
番人 (一日あたり)・・・	4 バツツェン
シュルトハイス・ツェント伯・市長・都市書記官 (尋問1回あたり)・・・	3 バツツェン
都市官吏 (尋問1回あたり)・・・	4 バツツェン
刑吏 (尋問1回あたり)・・・	4 バツツェン
刑吏 (処刑1件あたり)・・・	3 グルデン

他の原因で衰弱するような場合には、それを見過ごすことなく、速やかに報告するよう義務付けられている。この規定には、個人の状況に応じてある程度弾力的な運用が想定されていると言えよう。

この規定は、一方で収監者の最低限の食事を保障し、他方で裁判費用の高騰を防止するものであったと考えられる。また、自白の後は待遇がやや改善され、聖体拝領など宗教的配慮がなされていることも、収監者の自殺を防ぐという目的があった。例えばディーブルクの牢は一人当たり11平米と非常に狭く、二つの小さな窓が光と空気を通したものの、とりわけ冬には寒気が収監者を苦しめた。牢の状況それ自体も副次的な拷問と言え、自白を促進することとなった。それゆえに、自殺によってこの苦境を免れようと試みる収監者も稀ではなかったのである<sup>752</sup>。

もう一つの、裁判に従事した人々への報酬規定を見ていこう (上表)<sup>753</sup>。これはツェント・シュペッサートおよび都市アシャッフエンブルクを対象としているが、ディーブルクやローアなど他の地域でも

<sup>751</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 322.

<sup>752</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 159-164.

<sup>753</sup> この史料に関してはいくつかの異本が見られるが、内容はほぼ同一である。1659年7月27日付でも同様の内容が継承されているという。BstA WBG, MRA K. 210/186. 本論文ではポールの著作から引用するが、ここで用いられているのはマインツ市文書館に残る版である。StA MZ LVO, 1613; Pohl, *Hexenglaube*, S. 322f.

これが受容され、少なくとも上管区全体に通用していた<sup>754</sup>。本規定は、まず各役職別に裁判 1 件ごとの報酬を定めている。ここに記載されている報酬は、ツェント伯・シュルトハイス、ファウト、ケラー、都市書記官、都市官吏には選帝侯から受ける禄のほか追加で支払われるものであった。さらに、シュルトハイス、ツェント伯、市長、都市書記官は審問ごとに 3 バツツェンを受け取るとある。興味深いのは、ここで「廃止された食事 Imbs に代わって、金銭で支払われる」と書かれていることである<sup>755</sup>。同様に、ワインで支払われていた都市官吏や刑吏に対する報酬もそれぞれ金銭での支払いに改定されている。この「食事」とは、慣習的に行われてきた裁判関係者で行われる会食のことを指している。トリーア選帝侯領の 1591 年条令でも触れられていたのと同様の慣習であるが、明示的に廃止されたのはこの 1612 年時点が初めてであった。この規定以前、例えばビーバーで 1600～1601 年に行われた裁判では、平均して 54 グルデン 1 アルブス 4 ペニヒが支出され、そのうち食事代は 21 グルデン 1 アルブス 7 ペニヒであり、全体の裁判費用の 47.4%を占める<sup>756</sup>。裁判関係者の食費を金銭に換算することは、裁判費用の明朗化と同時にその高騰を防ぐ効果も期待されていたと考えられる。裁判関係者の賄いも 1 食あたりの金銭に換算されている。シュルトハイス、ツェント伯、市長、都市書記官には 2/1 グルデン、参審人には 9 アルブス、給仕やラント伯に使える下男には 9 アルブス、さらに刑吏には処刑 1 回あたり 3 グルデンが支払われることになる。こうして裁判関係者の報酬としての飲食を廃止し、統一的な基準を設けて裁判費用の統制をはかることがこの法令の目的であった。

ではこれらの収監費用および報酬に関する一連の規定は 1612 年以降の裁判費用抑制に効果を発揮したのだろうか。囚人の食費に関しては、実際の裁判では規定の価格を大きく上回る請求がなされている。ミルテンベルクで 1628 年に 17 日間にわたって収監されたアポロニア・シェッファーに対しては、収監費用として 9 グルデン 9 バツツェンが計上されている<sup>757</sup>。同じくミルテンベルクで 1629 年に 5 月 6 日に逮捕され 19 日に処刑されたガブリエル・シュナイダーには 2 週間で 9 グルデン 2 バツツェンが計上されている<sup>758</sup>。1 日平均に直せば 0.5 グルデン (=約 7.5 バツツェン) 以上になる。規定に従えば最大でも 1 日 2 バツツェン強にしかならないことを鑑みれば大きな差である。他方、アポロニア・シェッファーの裁判費用明細を見ると、処刑当日の食費が 4 グルデンも支出されている。規定では食事は廃止されたとあったものの、さらに、関係者の賄いも給与と併記されている。この書き方では、彼らに賄いの代わりに金銭が支払われたのか、それとも彼らに食事が供され、食費に支出された分と報酬が合わせて書かれているのか、判然としない。しかし筆者は、魔女裁判に関わる食費の支出は相変わらず続いていたのではないかと推測する。というのも、食事を供給する居酒屋は共同体の内部にあり、魔女裁判によって利益を上げることができた。つまり魔女裁判それ自体が共同体内部の経済を動かすという一面を持っていた。そうなると、裁判関係者への飲食を廃止し、囚人への食費を最低限に抑えることは、食事を供給する側の減益につながった。飲食慣習の廃止はひいては共同体に流れ込むはずの金銭が失われることを意

<sup>754</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 196f.

<sup>755</sup> „Schultheissen, Zentgrauen, Baw Rentmeistern, vnd dem Stattschreiber soll iedewederm zue iedem examine anstatt des abgeschafften Imbs vor alles an gelt bezalt werden”. 附録史料 8、xxxix 頁。

<sup>756</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 198.

<sup>757</sup> BstA WBG, Gericht Miltenberg, 690. „Hat die arme sunderin, laut beylag, in währender verhaftung verzehrt 9fl. 7bz. 2 alb“. [添付資料によれば哀れな罪人である女が収監中に飲食した分...9フロリン7バツツェン2アルブス]。

<sup>758</sup> Ebd., „Hat die arme sunderin, laut beylag, in währender verstrickung verzehrt 9fl. 2bz. Ebd“. [添付資料によれば哀れな罪人である女が収監中に飲食した分...9フロリン2バツツェン]。

味し、それは決して歓迎されることではなかったであろう。1659年に再度発布された報酬規定が1612年規定とほぼ同様の表現を用いていることも、裁判関係者の飲食という習慣が根強く残った証左であろう。1612年の法令から50年弱が経過したのちも、「飲食に代わり」現金が支払われるという確認を繰り返し行う必要があったのである<sup>759</sup>。

しかし、全体として1612年以降、魔女裁判の費用は抑えられる傾向になったと言ってよい。ゲープハルトの算出した結果を見てみよう。表は、1612年以前の各地の裁判費用を算出したものである<sup>760</sup>。この表から読み取れるように、マインツ選帝侯領内部においても裁判費用は地域ごとに大きく異なる。

	裁判数	費用総額 (グルデン)	裁判一件当たりの費用
アシャッフエンブルク (1611-1613)	66	5551	84,1
フレアスハイム (1615)	35	2625	75
フライゲリヒト (1601-1605)	139	6661	47,29
リーネック (1611-1613)	18	1020	55,66
ゼーリゲンシュタット (1601-1604)	9	495	55
ヴィーゼン	2	101	50,5

アシャッフエンブルクとフレアスハイムにおいて一件当たりの費用が他と比べて著しく高いのは、両地域において学識法曹が裁判に参加していたからである。例えば、1596年2月23日、フレアスハイムの住民からの申し立てが聖堂参事会議事録に記録されている。それによれば、フレアスハイムに駐在するマインツの両書記官ヨハン・プファッフェンとヨハン・トラベルガーが処刑1件につき3グルデンをその他の裁判費用に加えて要求しており、それが大きな負担となっているという<sup>761</sup>。その後、この金銭徴

<sup>759</sup> BstA WBG, MRA 210/186. この法令は、おそらく物価変動を反映して報酬額がやや異なっている以外は、1612年法令とほぼ同一である。

<sup>760</sup> Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 204-211.

<sup>761</sup> BstA WBG, MDP 23, fol. 426v. „beede Meinzische Procuratores, gerichtlichen die Zaubereinen anclagen vnnd defendirent, deßweg[en] wan derselben armen sunder in viele Zugleich Justificirt werden, eben soviel dan von einer ieglichen als bißweilen einer einziger Justificierender nemblichen drei [Gulden] neben erstattung alles darbei vfgehenden Kostens begehren: bissen die selbe 3[Gulden] wan eine Person einzig vor Gericht gestelt paßiren, aber man deren Zwo, drei, oder vier sammentlich eriminalister angeclagt, alß dan weil eß fast eine muhe were: solte hierumb in den selben füllen, waß wennigers dan 3[Gulden] genommen werden, vnnd solches dan beeden alhier gesessenen Procuratorn, alß Johan Pfaffen, vnd Johann Erabergern zuuntersagen, vnterthenig gebetten“. [マインツの両書記官が裁判によって妖術を告訴し、彼らを守るのだが、それにもかかわらず、その憐れな罪びとが様々な経過で裁かれるにあたって、その都度一人につき、これまで裁かれた唯一の場合と同様に、すなわち3グルデンを、その他すべての計上された費用の償還に加えて要求している。この3グルデンそれ自体は、もしたただ一人の人物のみが訴えられたならばたいしたことはないが、それが2人、3人あるいは4人と合計で出

収の慣行は不当なものとして廃止するよう聖堂参事会から指示がなされている<sup>762</sup>。このように、裁判関係者に支払われる報酬もその土地の慣習によって決定されており、このようなばらつきが生じる原因となった。

1612年以降、アシャッフエンブルクに関しては、1628年から29年にかけて21名の収監者が釈放された後に費用を請求されている。したがって処刑費用や財産没収に関わる諸費用（管財人らへの報酬など）は含まれていないものの、6件が18グルデン以下、12件が20グルデン以下であり、86%のケースで20グルデン以下に裁判費用は収まっている。他の管区に比べて収監が長引く傾向にあったローア管区においても、1626年から1629年にかけての83件の裁判において、37.3%以上のケースで裁判費用40グルデン以下となっており、60グルデンを超えるケースは15.6%に留まる。ゲープハルトはマインツ選帝侯領全体で1612年以降裁判費用の平均値を40グルデンと算定しているが、これは前出の1612年以前の裁判費用をまとめた表のうち、平均裁判費用が最小であったフライゲリヒトのそれ（47.29グルデン）よりも少ない数字である。したがって、この報酬規定は裁判費用の抑制にある程度の効果を発揮したと考えることができるだろう<sup>763</sup>。

収監者の食事や裁判関係者への食事の供与が続いており、そこでの削減幅が限定的であったとすれば、裁判関係者の報酬を抑えることが裁判費用抑制の最大の鍵であった。1612年の規定通りに報酬が支払われたとすれば、もっとも減収幅が大きかったのはこれまで最も多くの報酬を得てきた刑吏であった。例えば、1602年のローア管区では刑吏には尋問1回につき1グルデン、処刑1件につき10グルデンが支払われた<sup>764</sup>。フロイデンベルクで1590年に処刑を行った刑吏は、職務報酬20グルデンに加えて食費も受け取っている。ビーバーにおいては1600-1602年の裁判では1件当たり刑吏への報酬は10.5グルデンが相場であった<sup>765</sup>。つまり、尋問1回で4バツェン、処刑1件3グルデンという規定に従えば刑吏の収入は4分の1から5分の1程度にまで減ってしまうことになる。この規定に反対して、ローアの刑吏は拷問を軽微にするというストライキも行っている。結果4名が自白せずに拷問を耐え通した。しかし、宮廷顧問会は刑吏に対して罰をちらつかせながら、再度拷問を行うように指示している<sup>766</sup>。このような宮廷顧問会の対応もあってか、刑吏の俸給が下がったことは魔女裁判の抑制それ自体にはつながらなかった。1612年以降も、マインツ選帝侯領における魔女迫害は1615年、1627年とさらに2度のピークを迎える。むしろ1612年の規定により裁判費用抑制が可能になったことによって、さらなる魔女裁判への道筋がつけられたと言える。

---

費となると、それは大変な苦勞となるだろう。この場合においては、3グルデンより少なく徴収されるべきであり、当地に駐在する両書記官ヨハン・プファッフェンとヨハン・トラベルガーに〔3グルデンずつの徴収を〕禁止するよう、恭しくお願い申し上げます。当時の物価の目安としては、3グルデンはガチョウ15羽分ないし鶏卵900個分程度に相当する。16世紀マインツ選帝侯領の通貨は1グルデン（フロリン）＝2プフンドヘラー＝20シリング＝30アルプス＝240ペニヒであった。物価の基準は1620年代のディーブルクの都市会計簿からポールが算出したものを参照。Pohl, *Hexenglaube*, S.193ff.

<sup>762</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S.43.

<sup>763</sup> Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 20ff.

<sup>764</sup> Ebd., S. 200f.

<sup>765</sup> Pohl, *Hexenglaube*, S. 199.

<sup>766</sup> Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 202.

#### 6-3-4. 裁判費用をめぐる請願

1612年以前にも、財産没収をめぐる多くの請願が寄せられ、それに後押しを受ける形で1612年法令が成立したことはすでに指摘した。しかし、財産没収の条件が緩められた後も選帝侯は恩赦の権利を行使し続け、臣民もまた相変わらず請願を繰り返したのである。四月条令には、次のような免除条項がある。「現金での即座の支払いが不可能である場合、また支払い不能が明白である場合、その支払い不能者に対しては1年間の猶予を与える。しかし、十分な担保がその条件である。その後支払いが不可能である場合、慈悲により免除する」<sup>767</sup>。ポリツァイ条令において選帝侯にはある程度の譲歩の余地があると初めから明言されているのである。この留保条項を臣民たちは大いに利用しようとした。例えば、1627年6月ローアにおいて、樽職人のローレンツ・シュタイブは妻の処刑後、没収額の減免を願い出ている。その理由として、彼は財産没収が正当であるか否かではなく、自身の身体的問題や困窮を強調している。「貧しい老齢の身であり、重労働を耐え抜いたために今や身体の自由も聞かない無力な男」は「25年にわたり悪い噂を立てられることもなく正直、誠実に働いてきた罪なき樽職人 Hausbender」であると市民としての善良さも主張する。結果、彼は254グルデンから104グルデンへの減額を許された<sup>768</sup>。同年8月、同じくローアで19歳のヨドクス・ヴァイデンヴェーバーは父を処刑され、残された家族のために請願状を書いている。彼らは子一人の相続分に当たる1645グルデンを没収されることになり、その窮状を次のように訴える。

峻厳なる選帝侯閣下、我々は上記ローアを管轄する慈悲深き選帝侯閣下のツェント伯に父の財産からすでに前述の没収財産の分割払い金として、我々にとって非常に厳しい負担となったのですが、745グルデンを納めました。私の母は病気の痴呆をもった女で、生計を立てるところか家事さえまなりません。しかも、自分の面倒も自身で見られないほどなのです。そして彼女は痴呆であるゆえに、特別にしつらえた部屋にいたのですが、自身では何もできないので、必要に迫られて、特別に世話女中に面倒を見てもらわねばならず、大変お金がかかるのです。〔中

<sup>767</sup> “Solt es dann auch vielleicht einem oder dem andern mit solcher bahrer bezahlung also baldt Vff Zukommen, Vnmüglich fallen, vnnd solch ihr vnuermögen bekhandt sein, Alß können wir vff solchen fällt den ohnuermögenden Zum besten, dz ihnen Zum solchen endt ein halbe Jars frist dilation, yedoch vorbehaltlich gnugsamer assecuration, vnnd alß dan die Zahlung ohnuelbahr erfolge, in Gnadenn wohl nachgeben”. 附録史料 6、xxxii 頁。

<sup>768</sup> BstA WBG, G. 3083, Bl. 80-81. „Da nun solches also erginge wurde ich armer betagter, auch außgestandener großer und schwehler arbeit halbenn nun mehr lahmer undt craftloser man, in meinem alter gantz umbgerissenen undt samb meinen lieben kindern in das eusserste verderbenn gesturgett, einthemahl ich hinfuro ie lenger je weniger der arbeit vorstehenn kann, undt ohne das dasjenige so ich hiebevör bey meinen vermöglichen jahrenn seuerlich erarbeitet undt errungenn vleicht werde nach setzenn mueßenn, zue deme von gedachter meiner haußfrawen mir sehr wenig zugebracht, [...] weyle dann e[uer] churf[ürstliche] g[nade] unndt dero Ertzstiftt ich in die funff undt zwanzig Jahr alß ein unschuldiger hausbennder ohne luhm zumeltem erlich und treulichst gedient, auch noch so lang mir Gott das leben friestenn undt ebenmeßig mich zuverhaltenn gehorsamb schuldig undt erbittig binn alß gelangt an E[uer] Churf[ürstlichen] g[naden] mein undthenigst pitt, mich meiner so wol jahrlang erwissenen getrewene diesenn [読み取り困難] gnedigst gemeßen zulaßenn, undt den bevelch zuertheylen, das meiner mit obgedachter Invention undt confiscation eines Kindtsheylß verschondt undt mehr nicht alß die aufgangene uncostenn von mir gefordert undt erhoben werden moge“.

略] 私は遠隔地で就学していたため、この未払い金についてどうしてよいか分かりません。です。ので、どうぞ私と私の二人の年端もいかぬ愛する妹たちに、極度の負担や、それによって生じる破滅でお金の調達不能に陥らぬよう、残された 900 グルデンを選帝侯閣下のご慈悲において免除たまわりませんことを<sup>769</sup>。

ここでも強調されているのは残された家族、とりわけ年老いた母の困窮と選帝侯の慈悲である。実際には、押収された財産額やヨドクス本人が書記として教育を受けていること、さらに母親のために女中を雇っていることからしても、ヴァイデンヴェーバー一家はかなりの富裕層に属すると言っていいだろう。したがって、ここでのレトリックはあくまでも選帝侯の関心を引き、自分に有利な同情を引き出すための戦術であることは明らかである。1 カ月後、宮廷顧問会は「慈悲深き同情と純粋な慈しみから」支払い残金 900 グルデンを 400 グルデンにまで減免することを決定した<sup>770</sup>。このように、規定の運用と並行して選帝侯の裁量によってこれに手心を加えることは、いわゆる恩赦権 *Gnadenrecht* として選帝侯に留保されていたのである。ただし、没収財産は選帝侯の任意に用いることができることから、選帝侯は決して頻繁にはこの恩赦権を行使しなかった。

しかし、財産没収規定の厳密な運用を求める請願には宮廷顧問会は積極的に対応する姿勢を見せた。1627 年に妻を処刑された手工業者ハンス・シュミットからの請願を見てみよう。

妻エリザベスが去る 8 月に妖術の罪で有罪判決を受け処刑され、慈悲深き選帝侯閣下のシュルトハイム殿、都市書記官殿、そしてその他ここミルテンベルクの代表者らは私の動産・不動産全ての資産をきちんと記述し査定することになっていましたが、彼らはその手を休めることはしませんでした。恐れながら選帝侯閣下の御慈悲に申し上げますと、〔その額は〕彼らの見積もりによれば疑いなく 7000 フロリンにのぼり、〔私たち夫婦に〕相続者たる子がいないため、そのうち半分の 3500 フロリンが没収分として、さらに私に請求されたのです。慈悲深き選帝侯閣下、私はこの先、我が妻のためにひどい嘲弄と辱めを見聞きせねばなりません。私の残りの人生への少なからぬ損害が私にもたらされてしまったのです。〔その上に〕このような大きな金額を支払うことはあまりにも過酷で困難です。また恭順にも願い奉ります。同様の魔女の処刑案件において、無実の者の財産を罪人のために支払い、無実の者の財産から国庫に納めることは慈悲深き選帝侯閣下のお考えとなるところではないでしょう<sup>771</sup>。

<sup>769</sup> BstA WBG, G. 3083, Bl. 92-93. „Weilen dan g[estringster] Churfürst und herr, an abschlag vorg[emelte] confiscations gelttern, e[uer] churf[ürstliche] g[nade] zenthgrafen zu gedachtem Lohr, auß der Vätterlichen nahrung schon bereits 745 G[ulden] Franken nahrung :/ wie hochbeschwehrlich es auch unß gefallen :/ bezahlt seindt, undt dan meine mutter ein krankes und aberwitziges weib, so zumahl nicht mehr vorkommen, noch dz haußwesen dirigiren kan, wie sie sich dan deßelben auch nit ein geringsten annimbt, auch gleichsamb verrückt ist, gestalt sie dan in einem absonderlichen gemach gehalten, undt weil sie ihrer selbstn nit mechtig ist, waß die notturfft erfordert, dz sie mit einer sonderbaren wätterin gantz costbarlich erhalten werden muß, [...] zu deme auch ich waß von zugendt auff frembden ortten zur schulen gehalten worden bin, undt umb disen austandt keine wissenschaftt habe, daher mir und meinen kleinen noch ohnerzogenen zweien lieben geschwistern, ohne unsern eußersten schaden, und darauff stehendem verderben ohnerschwänglich fallen will, die noch hinderstendige 900 G[ulden] in schwerer Franken wehrung E[uer] Churf[ürstliche] g[nade] zuerstattten und abzulegen“.

<sup>770</sup> BstA WBG, G. 3083, Bl. 96-97. 同様の没収額減免のケースについて Gebhard, *Hexenprozesse*, S. 227 を参照。

<sup>771</sup> BstA WBG, Gericht Miltenberg, 690. „Demnach Elisabetha meine Haußfrau selige ding dem nechst verschlichenen monats tag Augusti deß zauberei lasters halben condemnirt, und hingericht worden alß haben e. churf. Gl. Schultheiß

7000 フロリンにも上る動産・不動産を有する彼は間違いなく富裕層に属する。したがって、この請願では彼が経済的困窮に陥ってしまうということよりは、妻の処刑と財産没収によって被る名誉棄損が問題とされている。妻自身をかばい立てするようなことはせず、ただ「罪人」と「無実の者」との峻別を訴える。しかし、これをもって夫婦の情愛がなかったと言うことはできないだろう。彼がどれだけ妻を守ろうとしたのか、史料からは知ることはできない。しかし、当時魔女裁判遺族の多くが自身も後に裁判に巻き込まれたことを考えれば、自らの潔白をも主張しておくことは有罪が決まった時点では必要不可欠であったであろう。さらに、彼に行われたことは厳密には財産没収規定違反に当たる。しかし、彼は手続きの不当さを訴えるよりは、自身の困難に満ちたこれから先の人生を問題にしている。ここで「無実の者」である彼は、財産の多寡は関係なく、選帝侯によって守られるべき臣民なのである。これに対して宮廷顧問団は次のように回答した。「我々はそれぞれの配偶者の婚資との事前の分別なしに全資産を、〔配偶者である〕罪なき者の資産をも一緒に徴収し、無差別に半分を国庫に献上されるという、この請願人のようなケースを、〔単なる〕一ケースとして見なすことはできない。選帝侯閣下が慈悲深くも起草された、尊敬すべき数多言及されている財産没収条令にはそのようなケースに関して明白な基準が設けられている。つまり無実の者は罪人のために償いをする必要はなく、かの者の資産のためにいくらかの損失を心配するようであるなら、査察に当たる者らは、かの者〔の資産のうち〕の罪人である処刑者個人の遺産分—持参金やその他の財産—と、他の罪なき者の資産と富を分け、また〔婚姻後の〕共通の獲得財産や認められた借財のために、特別な見積もりをとり、それに従って、裁かれた人物の分離された遺産と取り分から、没収財産が徴収される」<sup>772</sup>。ここでは財産没収規定に定められた配偶者の財産分離が再度確認されているだけであり、取り立てて新しいことはない。しかし、宮廷顧問会がこの請願を単なる例外と見なさず、在地役人に対応を求めたことは重要であろう。宮廷顧問会には、すでに同様の問題が報告されていたのではないか。ここで請願は地方における不備を中央に通知し、ポリツァイ条令を

---

*statschreiber neben andern hier zu deputiren zu Miltenberg, die gantze Substantz meiner nahrung ligendeß und fahrendts, ordentlich zu beschreiben auch astimiren zu lassen, nit gefeyret, welche wie ohne zweiffele. churf. Gl. [読み取り困難] underthenigst berihrt ihrem anschlag nach uff die 7000 fl[lorin]. thuet belauffen, von denen die halfft also 3500 fl[lorin]. pro quota fiscali. Weil kein leibß Erben vorhanden zu erlegen, von e. churf. gl. under beanderen mir abgefordert worden. Wan nun gnadigster Churfürst und Herr, solche große summen alß der ich fo[r]thin den großen Spot und schmach ahn ihro meiner Haußfrau schmerzlicher leben unnd sehen muß, so zu nit geringen abbruch meines uberigen lebenß mir gerichen thut, zu erlegen, viel zu hart und schwer fallen, auch underthenigst verhoffen will, daß bei d[er] gleichen Hexen Execution sachen der unschuldige theil den schuldigen zu entgelten, wenigens von deß unschuldigen vermögenschafft [読み取り困難] waß dern fisco zu contriburen churf. gl. meinung nit sein wurd“.*

<sup>772</sup> BstA WBG, Gericht Miltenberg, 690. „[...]könten wir zwehr nit sehen, ein fall sich die sachen anprachter massen erhalten solten wie solcher gestalt in deß Supplicanten vellig nahrungh ohne vorhergangene Separation einnes undt deß anderen Ehegatten zubringens, gegriffen daß ohnschuldigen Substanten mit eingezogen, undt indifferenter der halbe theil den fisco zu zueignen sein möge, angesehen mehr höchstermelter Ihrer Churf. gl. verfasste Confiscationsordnung alß solche künfftig et [読み取り困難] deßfalß clare maß gibt, daß nemblich undt damit die ohnschuldige deß schuldigen nit zum entgelten, oder seiner nahrung halben einigeß abgangs sach zu befahren haben möge die Inventatores und Taxatores sowohl sein deß schuldig hingerichten theils eigenthumbliche verlassenschafft, es seye an zugebrachten oder andern güetern, von deß anderen ohnschuldigen Substanten undt nahrung separirt auch der gemeinen errungenschafft undt befundenen schulden halben, ein sonderbahrer uberschlag gemacht unndt solchen nach auß der Justificirten Persohn obgesonderten [読み取り困難] Erb undt antheil deß fisci quot erhoben werden solle“.



さらに厳格に適用させるための促進剤として働いている。ケルン選帝侯領において見られたような請願とポリツァイとの循環的な関係がここにも見受けられるだろう。

#### 6-4. 小括

魔女裁判において、裁判費用は避けて通れぬ重要問題であった。トリーア選帝侯領では、費用高騰の主な原因は委員会に帰せられている。1591年法令では委員会を非難、その後の活動を禁止することで裁判遺族の負担を軽減しようとしたものの、それが簡単ではなかったことは1630年時点でもまだ委員会の活動が健在であったことから伺える。しかも、1630年には以前に明示的に「廃止」を指示した委員会に報酬額までが定められるのである。法に先立つ「実践」が最終的には法に反映されるようになったと言えよう。トリーア選帝侯領ではついに財産没収は実践されることはなかった。その要因として、財産没収に関わる煩瑣な調査、目録の作成、競売の運営といった官僚的な事務作業に対する負担も考えられよう。しかしトリーア選帝侯領に特徴的なのは、委員会が様々な形で共同体全体に魔女裁判費用を負担させたことである。委員会は告発状の作成など原告としての機能を果たすものの、実際トリーア選帝侯領で行われた裁判はいわば私的原告を置く弾劾訴訟と、職権による糾問訴訟の混合形態であった。委員会はいわば匿名の原告として登場しているのであり、裁判費用の保証も「全共同体」という個人ではない不特定の存在に負わされているのである。その意味で、委員会による魔女裁判は弾劾訴訟中心の中世的刑事裁判から、裁判当局に大きな権限が移されていく糾問訴訟中心の時代への過渡期に位置づけられよう。

現地派遣された魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。に裁判運営を一任したケルン選帝侯領においては、その魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。自身による不正な裁判費用の徴収などが請願を通じて宮廷顧問会に報告された。そのほかにも、不当に多額な裁判費用が計上されているなど裁判の経済に対する問い合わせはしばしば議題に上っている。このような在りからの声が1628年法令の発布の背景にあったことは疑いない。この法令はしかし、1607年の法令と同様にすぐには守られることはなかった。役人は報酬規定に不満を表明し、財産没収に当たっての目録や会計簿は宮廷顧問会の元にはなかなか送付されなかった。他方で、財産没収に当たって規定の内容を確認し、その適正な運用を求める請願が宮廷顧問会に寄せられた。しかしこのことはポリツァイの実践が困難であったとネガティブにのみ評価するべきではない。ポリツァイの実践とその浸透は、むしろこのような照会と確認との繰り返しによって実現されたのであり、その意味で請願はポリツァイの実現を事後的に支えるものであったと言える。

マインツ選帝侯領で1612年に定められた財産没収規定は、それ以前に存在していたルールを緩和するものであったが、この改変の陰には多くの請願が存在していた。魔女裁判後の財産没収にあたって民衆は請願を繰り返し、最終的にその規定を緩和させることに成功したのである。この規定改正は、まさしく請願状を介した共同体と選帝侯の応答から生み出された妥協であったと言えよう。

請願に表れるレトリックに着目してみると、マインツ選帝侯に財産没収額減免を求めた人々は自らの非力さ、貧しさ、臣民としての善良さ、家族の困窮を強調した。また富裕な市民も経済的困窮のみならず、無実である自身が受ける不名誉と選帝侯の慈悲を訴え、ここでも裁判開始を求める請願と同じレトリックが現れているのである。他方で、ケルン選帝侯領ではそのような哀れっぽさは背景に退く。「子相

続分」の定義や配偶者財産との分離などを徹底するよう求めることで、請願はむしろ規定の不十分さや曖昧さを明らかにし、そのことでポリツァイの徹底に貢献したのである。

またいずれの領邦においても、裁判関係者の報酬が飲食から金銭へと切り替えられている、ないしは切り替えが試みられていることも注目に値する。材料の調達、居酒屋での提供など共同体内部の経済と密接に関わる裁判における飲食慣習は、裁判実践が深く地元経済と結びついていたことを示している<sup>773</sup>。金銭での報酬規定は、裁判実践をローカルなネットワークから分離し、官僚的な管理・統制下に置こうとする試みに他ならない。しかし極端な飲食による消費の傾向は抑えられたものの、その慣習自体はマインツ選帝侯領では長く存続したと思われる。長らく続いた慣習は簡単には廃れることはなかった。むしろ裁判費用の抑制は裁判関係者への報酬を押さえることで実現されたのである。

しかし裁判費用をめぐるポリツァイとそれが目指した裁判費用の抑制は、魔女裁判それ自体の抑制を目的とするものではなかった。むしろ、その後の魔女迫害を円滑に行うために経済的な基盤を確保することに主眼が置かれていたのである。そして、魔女裁判関係者への報酬がポリツァイによって徐々に規制がかけられ、それが裁判関係者の減収を意味したにもかかわらず、魔女迫害への熱意は冷めることはなかった。これは、魔女迫害の目的として裁判官吏らの経済的利害を強調することへの反証にもなるだろう。

---

<sup>773</sup> Rummel, *Soziale Dynamik*, S. 31. またトリーア選帝侯領の年代記では、魔女裁判が行われている間に「公証人、書記、居酒屋は豊かになった」と記されている。Zenz, *Gesta Treverorum*, S. 13.

## おわりに—総括と展望

本研究は、三聖界選帝侯領が国制上多くの共通項を抱えつつも、異なる形態で魔女裁判を経験したのはなぜなのかという疑問から、この三領邦における魔女迫害を比較検証しようとする構想から出発した。そしてこの比較を通じて、魔女迫害を様々なアクターの利害が絡み合った対話と交渉というプロセスに位置づけ、魔女迫害の分析を通じて近世的な支配の在り方を明らかにすることが本研究の狙いであった。ここで、これまでの行論を今一度各領邦ごとにまとめ(I)、そこから浮かび上がってくるものを再度検証してみたい(II)。

### I.

トリーア選帝侯領における魔女迫害の特徴は、委員会の活動にある。委員会は、自ら共同体全体の代表をもって任じ、証拠や証人の収集、拷問や牢獄の見張りも含む様々な裁判実務に従事した。さらに本来は原告が保証すべき裁判費用を共同体全体に科すことで、魔女裁判の速やかな受理を当局に迫った。その背景には、訴訟記録の文書化とそれに伴う裁判費用の増大という近世に特有のプロセスがあった。委員会は古くからの当事者間による弾劾訴訟と当局が主導する糾問訴訟との過渡期において、その存在意義を持ったのだと言える。そこに、中世以来比較的高い自立性を保ってきた共同体の伝統が重なる。自らの手で治安維持を行うという伝統は委員会の結成に結びついた。嵐を呼び、作物を枯らすとされ共同体全体にとっての脅威となった魔女犯罪に対して、共同体の安全を率先して守ろうという動きが民衆側から起こったことはそのような伝統において理解すべきである。ただし、その「伝統」も時には委員会による自己正当化に用いられたことは当然留意すべきであり、近世の共同体が一枚岩であったと前提することはできない。委員会に対する反発、裁判費用負担拒否など抵抗の事例が告げるように、委員会は必ずしも共同体全体の意志を代表していたわけではなく、コッヘムの事例からは、むしろ共同体内部の分裂と確執を背景に委員会が成立したことすら読み取れる。

ケルン選帝侯領の魔女迫害の特徴は非中央集権と魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の活動にある。宮廷顧問会という中央機関がありながら、また魔女裁判に関するポリツァイ条令が発布されながら、実際の運用は在地の裁量に任されていた。魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の中にはビルマンのように明らかにカロリナに反する手続きを行った者もいたが、それが魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の代表例であると断定することはできない。その陰には多くの、「普通の魔女裁判監督官」エラー! ブックマークが定義されていません。がいたと考えるべきであろう。実際には魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。招へいを求める共同体からの圧力ないし要請があり、それが魔女裁判開始のきっかけとなった。さらには魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の追及が手ぬるいと不平が出ることもあったことも考えれば、迫害と魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。派遣を求めた共同体の人々は単なる「暴虐な魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。の犠牲者」ではなかったであろう。他方、魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。について多くの不平、苦情が寄せられたにも関わらず、宮廷顧問団は問題のある魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。に対して罰則をもって働きかけることはなかった。これは学識法曹に対する当時の絶対的な信頼のゆえであり、宮廷顧問会の統制力の限界ゆえでもあった。顧問会議事録が示すよ

うに、地方からの逸脱の報告に対して顧問会が何らかの制裁を科すことはほとんどなく、とりわけヴェストファーレンやレックリングハウゼンからの案件に関しては代官に委任することを繰り返すばかりであった。このような非中央集権、ポリツァイ条令に対する無反応はケルン選帝侯領に特徴的である。

マインツ選帝侯領における迫害の特徴は請願の利用である。マインツ選帝侯領では在地役人、宮廷顧問会ないしは選帝侯に直接など宛先は様々であるものの、届けられた請願の多くは魔女迫害の開始を求めるものであり、迫害の契機として請願は厳然として重要な存在であった。魔女裁判を求める請願はしばしば「共同体全体」の名で書かれ、あたかも全共同体が魔女裁判を求めているかのように当局に対応を迫る。ここでは、当局が手続きを開始する糾問訴訟形式をとることで実質的な原告である請願人が裁判表の負担を免れている。さらに、必要があれば裁判費用の弁済を行うと請願に盛り込まれていることからしても、まさに裁判費用に関してトリーア選帝侯領で見られた委員会と同種の機能が請願にも見取れる。

## II.

このような迫害の構造から導き出されるのは何か。(1) 共同体・地方役人・領邦君主の三者の関係性、(2) ポリツァイ条令の特色、(3) ポリツァイ条令と請願との関係という三点において整理し、その上で今後の課題と展望にも言及してみたい。

### (1) 共同体—地方役人—領邦君主の関係

第一章で検討したように、近世の領邦国家は選帝侯に直属する中央機関、管区や裁判区といった地方行政・司法単位、そして都市や農村共同体という各レベルを想定することができる。しかし、それはこれら三者が単純なピラミッド構造や明白な主従関係を作っていたことを意味しない。

トリーア選帝侯領では、地方役人が管轄する地方裁判所および共同体と選帝侯・中央機関とはむしろ隔絶していた。選帝侯はポリツァイ条令を用いて役人の役割を規定し、司法の規範を守らせようとしたものの、地方役人は裁判遂行に当たってむしろ共同体の側に立った。ヨハン七世は迫害最盛期とその治世がほぼ一致するが、彼は特別魔女迫害を推進したというよりは、それを有効に抑制することに失敗したという方が正しいだろう。1591年のポリツァイ条令でも裁判運営を委員会に委ねるのではなく、役人や上級裁判所の監督下で規範の枠内において魔女迫害を行わせるよう試みたものの、これが頓挫していることに現れている。史料状況が全体として貧弱であるということを差し引いても、トリーア選帝侯領で選帝侯ないし中央機関に宛てられた請願が特に少ないのは、このような選帝侯の政治的求心力の低さの表れであろう。人々は選帝侯に願い出るよりも、在地司直と結びつくことに迫害への近道を見出したのである。このような役人と選帝侯との断絶の原因は、役人となる学識法曹の人材不足が考えられる。他領邦との兼務が当たり前に行われ、そして役人自身が時に小領邦の領主ですらあったならば、選帝侯に対する忠誠心も相対的に低くならざるを得なかった。在地役人は居酒屋など共同体のコミュニケーションの空間を村人たちと共有した。裁判に際しての会食習慣は「当局」と「臣民」との境界を曖昧にし、在地における人的結合を保たせ続けたのである。

若きバイエルンの公子フェルディナントの下で宮廷顧問会が設立されたケルン選帝侯領においても、この中央機関は魔女裁判において決定的役割を果たすことはなかった。すでに多くの先行研究が指摘するように、16世紀は請願が激増する時代であり、限られた人的資源で寄せられる無限の請願に対応する

ことは宮廷顧問会の処理能力の限界を越えた。そこで宮廷顧問会は他の政治・行政課題を優先させるために、魔女裁判を魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。に委ねることを選択したのである。こうして、中央機関であるはずの宮廷顧問会はその監督権限を実質的に放棄した。しかし、宮廷顧問会に対して地方裁判所が全くその権威を認めていなかったわけではない。むしろその介入を嫌うからこそ、地方裁判所が管区内の迫害推進勢力と妥協せざるを得なかったレンスのような事例もある。地方に介入する余力のない中央機関と、中央機関の介入を嫌う地方裁判所の利害が奇妙な形で一致しているのである。すでに述べたように、地方での魔女裁判実践の逸脱が報告されても顧問会からの制裁がほとんど行われていないことも特徴的であろう。しかし、実際に共同体レベルと在地役人がどのように関わりあったのか、ケルン選帝侯領からはっきりと分かる事例は少ない。ヘルマン・レーアに見られるラインバハの事例では、選帝侯に任命される役人であるフォークトまでが魔女裁判監督官**エラー! ブックマークが定義されていません**。によって排除され、共同体から選出された参審人団も無力化された。ここでは、トリーア選帝侯領で見られたような迫害推進グループと在地役人との結びつきを示すような史料は確認されない。しかしレンス市でシュルトハイスが委員会と対立しながらも友人女性を魔女裁判から救おうとしたことは、やはり役人も共同体の人的結合の中に組み込まれていたことを示している。これが個別事例に留まるのかどうか、さらなる平行事例の探求が望まれる。

マインツ選帝侯領で行われた魔女裁判において、請願は多くの場合、宮廷顧問会や選帝侯が直接の名宛人になっている。これはどのような種類の史料が残されやすかったかという問題でもあるだろう。在地役人のレベルに対しては、請願はむしろ口頭で行われ、中央レベルに送られて初めて史料として残されることになったという可能性も大いに考えられる。とはいえ、選帝侯宮廷レベルにもほぼ請願史料が残されていないトリーア選帝侯領と比較すれば、請願実践がマインツ選帝侯領に深く根付いていたことは疑いのないことである。さらに特徴的なのは、マインツ選帝侯が個人として前面に表れ、魔女迫害に対するプレゼンスを示すことがほとんどない一方で、請願をめぐるやりとりが宮廷顧問会と管区長との交換書簡の中に残されていることである。請願に応えることは重要な政治課題であり、在地役人はそれを中央機関との緊密な連携において果たそうとしていた。そして、請願に答えるという実務に当たったのは、選帝侯の名の下での宮廷顧問会だったのである。上記二つの領邦と比較すれば、官僚的な中央機関による地方への監督がマインツ選帝侯領でもっとも機能していたことは明らかである。中世以来の有力貴族がいなかったこと、農民戦争を通じて有力都市が次々とその自立性を失っていったことはその背景として理解できよう。魔女裁判が当局の統制を離れ暴動化する危険は常に認識されていたものの、少数の例外を除き当局—この場合、中央機関と地方役人両者—は多くの場合、裁判の経過を掌中に収めていた。

本研究では、宮廷顧問会を構成する人々の具体像には立ち入らなかった。しかし、宮廷顧問会が学識法曹による官僚的なコントロールを目指したものであったことを鑑みれば、近世領邦における学識者の役割は非常に重要である。本研究の範囲を超えることであるが、三領邦における宮廷顧問団の機能がそれぞれ異なる程度で規定されていたことは、このような学識者の人的交流、大学教育の在り方などからさらに詳細な研究で明らかにすることができるだろう。魔女問題に関してほとんどプレゼンスを示すことがなかったトリーア選帝侯の宮廷顧問会に関しても、なぜこれが魔女迫害に際して機能しなかったのかということも含めさらに検討の余地がある。すでに学識者に着目したいくつかのプロソポグラフィ研究があるが、このような先行研究を足がかりに、この問題はさらに明らかにされていくべきものと思

われる<sup>774</sup>。

## (2) 各選帝侯領におけるポリツァイの特色

さて、上に見たような共同体—地方役人—領邦君主間の関係は、それぞれの領邦におけるポリツァイ条令を特徴づけている。トリーア選帝侯による 1591 年のポリツァイ条令は委員会主導の魔女迫害という「弊害」を対症療法的に正そうとしたものであった。しかしその名宛人でありポリツァイを実現させるべき在地役人が地域の迫害推進グループと結びついたことで、ポリツァイ条令の実現は困難となった。さらに 1630 年のポリツァイ条令はむしろ委員会の存在を受け入れ、事後的に委員会による魔女迫害を追認する形となった。ポリツァイが現実を作ったというよりは、現実がポリツァイに順応したことになる。これはしかしトリーア選帝侯領だけに特徴的なわけではない。帝国法であるカロリナ自体が慣習法の尊重を前文に掲げているように、近世の法は常に伝統的な法形態との共存を前提としていた。領主側からの働きかけであるポリツァイ条令が在地とのリアクションを受けて妥協的に形成されていくことは、近世法の内在的問題であるといえよう。

ケルン選帝侯フェルディナントによる 1607 年のポリツァイ条令は、トリーア選帝侯領におけるそのように何らかの不都合や欠陥に対応するというよりは教条的かつ一般的な内容に留まった。トリーア選帝侯領で幾度も言及された裁判記録送付への喚起もここでは影を潜める。繰り返して述べてきたように、宮廷顧問会は監督機関としての自らの役割を魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。に委譲してしまっていた。ポリツァイ条令は魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。による監督を前提としているゆえに、彼らの裁判実践をチェックするという機能はポリツァイ条令の中には当然なかったのである。その意味で、法が正しく運用されているかどうかという効果の部分に関して選帝侯が大きな関心を払っているようには思われない。ここでは、実際にそれがもたらすべき効果よりは、ポリツァイ条令を発するという行為そのものに重きが置かれていたのではないか。その後の迫害の経過において宮廷顧問会のレベルでも 1607 年ポリツァイ条令の存在がまるで無視されているというベッカーやショアマンの指摘はそれを裏付けている<sup>775</sup>。ケルン選帝侯領でポリツァイの効果が実際に検証され、ポリツァイの徹底を宮廷顧問会が試みるようになるのは、1628 年の財産没収規定以降と言わねばならない。

マインツ選帝侯領の 1612 年の尋問項目も現実の裁判実践を反映したものというよりは、魔女教理をそのまま映し出したような内容であった。しかもそこには詳細な手続きの指示も含まれていなかった。というも、ここではポリツァイ条令の実際の運用は、宮廷顧問会と在地との綿密な連絡を前提としていたからである。反対に、同年の裁判費用をめぐる手続きは極めて詳細に定められている。とりわけ財産没収を巡っては煩瑣な目録作成などについても細かく定められたが、それを実行するためには役人が一定程度の高い規律を保つことが前提とされていたであろう。これもまた、地方と中央との緻密な対話が行われた上で実現されるべきものであった。マインツ選帝侯領のポリツァイ条令は、中央と地方機関と

<sup>774</sup> 例えばケルン選帝侯領について Prosopographie der kurkölnischen Zentralbehörden. Teil I: Die gelehrten rheinischen Räte 1550-1600, Studien und Karriereverläufe, soziale Verflechtungen, in: *Rheinische Vierteljahrsblätter* 66 (2002), S. 264-319; トリーア選帝侯領について Peter-Stephan Berens, *Trierer Juristen. die Mitglieder der Juristenfakultät und ihre Einbindung in Ämter und Bürgerschaft der Stadt von 1600 bis 1722*, Trier 2008 などがある。

<sup>775</sup> Schormann, *Der Krieg*, S. 40f; Becker, *Erzstift*, S. 107f.

の密接な関係の上に成り立つと理解されていた。もちろん、そのような連携は所与のものではなく徐々に完成されていったものであった。マインツ選帝侯領でもトリーア・ケルン両選帝侯領と同様、裁判報酬を饗応によって支払うことがないようにという規定が見られる。このことは、在地役人がもともとは分かちがたく地域社会のネットワークと結びついていたことを如実に示している。その意味で、在地支配層は選帝侯と共同体のまさに仲介者となったのである。

### (3) 請願とポリツァイ

本稿では、ポリツァイ条令と並ぶ重要史料として請願を扱ってきたが、手稿史料として裁判記録のなかに雑多に埋もれた魔女裁判における請願は、我が国はもとよりドイツにおいてもこれまでほとんど顧みられてこなかった。そこで、請願のその都度の魔女裁判での機能を分析すると同時に、そのレトリックに着目することで同時代人の論理とその背景を明らかにしようとすることは本稿の狙いの一つであった。

一口に請願といっても、その宛先、起草者、目的も様々なパターンがあり、極めて多様な役割を果たしている。まずは請願にどのような機能があったのか今一度整理してみたい。

第一に、請願は魔女裁判を求めるための重要な手段となった。請願は徐々に民衆の表現手段が奪われていく中で残された自己主張の方法であった。口頭から文書へ、暴力や自力救済から規律化された職権による裁判へという変化の時代、請願はコミュニケーションツールとして機能し続けた。これまでの請願分析は主に魔女裁判被害者の防衛手段としての請願に集中し、迫害促進のための請願は副次的にしか扱われてこなかった。しかし、本研究は迫害を求める民衆の請願に現れる様々な表現を読み解き、民衆の関心事、どのような特徴を魔女と捉え、どのような契機で疑惑が発生するのかを、民衆の言葉によって再構成する試みであった。請願のレトリックは、一般的な修辞、慣用表現にすぎないとして看過され、魔女研究の俎上には上げられることがほとんどない。しかし、請願の中の執拗なまでのリフレイン、冗長な言い回しの中には豊かな連関が内包されていることを強調したい。請願はいわゆる純粋な「エゴ・ドキュメント」ではない。請願は当初から上位権力者に読まれることを前提とし、その注意関心を引き付けるために様々な戦略が用いられたのである。ポリツァイ条令に繰り返し用いられる「慈悲深き」「寛大な」君主という定型句により、君主は理想的なキリスト教的支配者としての自己像を顕示した。しかし同時に、ポリツァイ条令の中で自らを繰り返し「慈悲深く寛大な君主」と称した選帝侯は、民衆から当然慈悲を期待された。請願の中に執拗なほどに現れる「慈悲深く寛大な君主」への呼びかけは、ポリツァイ条令の中に君主自ら示した理想の君主像をそのまま受け入れたものように見える。しかしこれは、臣民が真に「従順」で「恭順」で「無力」になった、つまり内的な規律化が完成したことを必ずしも意味するものではあるまい。彼らは神の代理人としての君主の責任を問い、君主の慈悲を強調することで「保護されるべき臣民」である自らの権利をも声高に主張するのである。また請願の中で正当性の根拠としてしばしば用いられた「共同体全体のために」という一文は、同時に共同体の中にくすぶる嫉妬や憎悪といった隠された動機を表出させるものでもあった。第三章で論じたように、公益や神の榮譽というレトリックによって覆い隠された無意識的な富める者への妬みや憎しみは、あらゆる人々が魔女となることを可能とさせたのだった。

第二に、請願は領邦君主にとって在地の不満を汲み上げ、行政司法制度の改善に役立てるための重要な情報源であった。そして、その情報はやがてポリツァイに反映されることとなった。請願が史料とし

てほとんど残存していないトリーア選帝侯領ですら、請願の痕跡がポリツァイ条令に見られる。1591年のトリーア選帝侯によるポリツァイ条令は、放縦な委員会によって未亡人や孤児らが苦境に追いやられていることを案じ、それに対する具体的な方策を示すものであった。またトリーア市の魔女裁判遺児の保護を指示した1592年法令も、その陰に多くの請願があったことを示している<sup>776</sup>。マインツ選帝侯領の1612年財産没収規定でも多くの請願の存在が示唆されていることは、第6章ですでに示した通りである。

ポリツァイの側にもまた、請願を受け入れる用意がなされていた。ケルン選帝侯領ではマインツ選帝侯領にならった財産没収規定が示されるが、ここでは慣習法の優先にも言及するなど、その規定を貫徹させるといふ部分では最初から逃げ道が用意されている。貫徹されないことがある程度前提とされていたのである。マインツ選帝侯領の財産没収規定においても、「選帝侯の慈悲」というファクターがアド・ホックに適用される可能性が示されている。規定そのものの中に恩赦への含みを持たせたり、現状行われていることを改めて規定の中に取り込んだりすることで、ポリツァイ条令には現実へと適応する「余白」がデザインされていたのである。これは、君主による一方的な意志だけでは成立しえない支配の実態を物語るものだろう。ポリツァイ法に対して請願が寄せられ、それに対応することでポリツァイが法として確立されていく、そのこと自体はポリツァイの通用力のなさとしてのみ理解されるべきではない。むしろ、法令は民衆による来るべき請願を想定し、選帝侯の慈悲、恩赦を含めてデザインされたものであり、個々のケースに応じて弾力的に運用されうるものだった。ケルン選帝侯領では財産没収の実施をめぐり、人々は繰り返し中央機関である宮廷顧問会に問い合わせを行った。このような請願によるポリツァイ条令の確認の繰り返しは、ひいてはポリツァイの定着と確立を手助けすることとなった。1607年のポリツァイ条令が「無視」されていたのに対し、裁判費用と財産没収という自明な経済的利害を扱った1628年法令に対しては、人々はその徹底を求めて熱心に働きかけた。宮廷顧問会もまた、裁判費用と財産没収の会計簿を送付させるよう求めるなど、ようやくポリツァイの徹底に動き出した。こうして、ポリツァイは上下両方向からの働きかけにより通用力を獲得するようになったのである。しかし、トリーア選帝侯領における委員会のように、民衆が自分たちのやり方を押し通す際には、ポリツァイ条令は大きな障壁とはならなかった。人々は、守りたい規範と守りたくない規範を自ら選択することで、ポリツァイの形成に間接的に関与したといえる。

請願と魔女裁判の展開、そしてポリツァイ条令の増加と近世的国家形成にある密接な関係はこれまで十分に評価されてこなかったのではないだろうか。魔女裁判の終結は、啓蒙思想や科学的進歩、迷信の衰退から説明されてきた。しかし、逆に言えば、魔女裁判の時代を経たことで、中央当局による司法実践への統制がより促進されたのもまた事実である。ケルン選帝侯領では1696年、選帝侯ヨーゼフ・クレメンス(1671-1723、在位1688-1723)によりヴェストファーレンを対象に新たな魔女裁判手続き法令が発せられている<sup>777</sup>。魔女裁判の最盛期とずいぶん時期がずれており、なおかつヴェストファーレンを対象

---

<sup>776</sup> QRW. Nr. 297. „Demnach dem [...]herren Johanssen, ertzbischofen zu Trier und churfürsten, [...] supplicando claglichen underthenig vorkommen“. [余ヨハン、トリーア大司教にして選帝侯には、嘆願を通して哀れな臣民が見出される]。

<sup>777</sup> LdANRW, Abt. W., KKE Bd. 47, Nr. 115a. ミュンスターに残されているのは印璽のない写しであるが、『ポリツァイ条令目録』にもこの写しの存在のみ言及されているため、おそらく原本は失われてしまったと思われる。Karl Härter (Hg.), *Deutsches Reich und geistliche Kurfürstentümer (Kurmainz, Kurköln, Kurtrier)*, Frankfurt a.M. 1996, S. 471.



が限定されているためか、管見の限りこの史料はこれまでの研究では顧みられていない<sup>778</sup>。しかしその内容は、主に第四章で扱った 1607 年の魔女裁判令に見られた魔女裁判監督官一任の姿勢とは全く異なり、ケルン選帝侯領における魔女裁判に対する態度の変化をはっきりと示している。

「以前より、また最近にも魔女の悪幣とそのような風評のある人物に対して行われた糾問と刑事裁判において、それが妬み、憎しみ、利欲やその他様々の理由なき邪推、秩序なき嫉妬から、無責任な乱暴が行われていると、何度も感知されている」<sup>779</sup>。魔女裁判が不当な動機から行われているという情報を選帝侯にもたらしたのは、被告の家族や友人からの請願であろうか、あるいは多少なりとも懐疑的になった役人であろうか。いずれにせよ、ヴェストファーレンで行われている不法はボンの選帝侯の耳にまで届いていた。魔女を駆除することそれ自体には賛成であるが、「法に反した手続きをもって無実の者を罪人と共に傷つけ、無実の者が処刑されるようならば」選帝侯もこれに責任を負うことはできないとしている。選帝侯の名の下での裁判で、そのような不当が行われることをもはや選帝侯は認めない。「第一に、〔事件の〕性質に応じて、なぜ、どのように罪に問われた人物や被告に行きついたのか、あるいは〔証人から〕引き出された情報について、〔証人の〕人物やその財産において確かなものであるのか、この糾問訴訟に配置された魔女裁判監督官の助言と鑑定なしには何人も逮捕されない。また上述の魔女裁判監督官は彼の鑑定が情報の質に応じて整えられるべきこと、さらに以下のように制限されることを注意すべし」<sup>780</sup>。これまでと同様に魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。が裁判を監督するのだが、もはや魔女裁判監督官エラー! ブックマークが定義されていません。に全権委任するのではなく、そこに制限を加えることがこの条令の主題となっている。以下には、拘置において不必要な恐怖を囚人に与えないこと、拷問の脅しを行わないこと、どのような容疑で告発されているのかについて被告に知らされること、被告に弁護の機会が与えられることなどが続く<sup>781</sup>。さらに、「拷問が行われる前に、ラント代官とアルンスベルクの顧問会官房に中立的な鑑定を求めるために裁判関係者が派遣される」

---

<sup>778</sup> ショアマンは 1695、1696 年によく宮廷顧問会がヴェストファーレンでの魔女裁判に介入するとができたとしているが、その根拠として顧問会議事録（筆者未見）に言及するのみで、法令の内容そのものには触れていない。Schormann, *Der Krieg*, S. 166.

<sup>779</sup> LdANRW, Abt. W., KKE Bd. 47, Nr. 115a, fol. 1. „*Dem nach bey neulichen sowohl als vorigen Zeiten vielfältig verspurt worden, daß bey dem wider das hexenlaster und deßen beruchtigte personen angestellten inquisition und criminalprocessen aus neydt, haß gewinsucht und anderen [読み取り困難] oder wenigstens aus allerhandt ungegründeter argwohn, und unordentlichen Eyfer unverantwortlichen exceß bengangen worden*“.

<sup>780</sup> Ebd., Fol. 2. „*Imo, und zwar vor ersten solte niemandt ohne rath und guthachten deß zu dieser inquisition gngst ahngeordneten commissary/: ob und wie man sich der bezichtigten oder beklagten nach beschaffenheit eingelanget, oder eingezogener Kundtschaften in person oder guther allein zu versichern habe:/ in haften gezogen werden, und wird ermelter Commissariy g—gst anbey erinnert dießes sein guthachten also nach qualitäten der kunschaften einzurichten, und zu mäßigen*“.

<sup>781</sup> Ebd., Fol. 2f. „*damit die gefangenschaft die schraecken einer gnugsamb gesicherter custodi nicht überschreithen noch zu vnnöhtiger affliction der gefangenen gereiche. 2do, zweytens sollte auch niemandt bey dem ersten examine nit würrcklicher vernehmung die tortur bedröhet. 3tens sondern, drittens die beschuldigte nur alles ernst über die inquisitorial articulen abgefragt über die dieffitirende puncten zeugen benenten, und derab ihnen beschuldigten copia mitgetheilt[...]* vor allem aber und es mit vorgenger erster examination der anfang gemacht wird, die selbe befragt, ob und was sie für einen noten so wohl ihrer als der Zeigen kunftiger abhörung adjuegirt zu haben, auch ob und was sie zu einrichtung hier defensional nottrueft für einen advocatum verlangen“.

782という一文があるように、拷問を開始するためには魔女裁判監督官以外の、この場合はヴェストファーレンの中央機関に当たる官房の同意が必要となった。さらに、「このような手続きをもって有罪であると立証できなかった人物に対しては、一人の無実の人物に刑を宣告し、〔冤罪の〕重い責任を負うことになる危険を冒すよりは、むしろ神の全能とその判断に委ねよ」<sup>783</sup>というように、「疑わしきは被告人の利益に」の原則が、魔女裁判においても適用されるようになったのである。すでにヘルターが指摘したように、マインツ選帝侯領において拷問使用が17世紀初めには厳格化されたのも、魔女裁判の直接的な影響であった<sup>784</sup>。魔女裁判においては多くの逸脱が生じ、それゆえに多くの人命が奪われ、司法の権威は脅かされた。しかし同時にその狂乱があったからこそ、多くの請願が当局に届けられ、それに対応するポリツァイ条令が生まれた。少しずつ進行していた君主による在地司法への統制がさらに促進されるきっかけを与え、逆説的に領邦における司法の引き締めをもたらしたのは魔女裁判に他ならなかったのである。

この請願史料の魅力は臣民と支配者という二項対立を越えて、近世の人々の語りを蘇らせる点にある。ミハイル・バフチンが述べた「ポリフォニー」のように、一つの請願の中には異なる人々の声が同時に響いている。バフチンはポリフォニーという言葉で、他者の声と「私」の声が同時に響くさまを示した。請願の中には、ポリツァイ条令に現れる君主のレトリックと保護を求める民衆のレトリックが背中合わせに現れてくる。「寛大な君主」と「恭順な臣民」両者による鏡像的レトリックは、図式的な君主—臣民像の下に様々な異なる利害を包みこんでいる。そこでは領主も臣民も「呼びかけ、呼びかけられる主体であって、客体あるいはいわゆる社会的存在物ではない」<sup>785</sup>のである。

請願史料とポリツァイとの豊かな連関は、魔女迫害史研究に留まらず今後の歴史学研究においても実りをもたらすものとなる。近年我が国において請願を重要史料に位置づけた実証研究が実を結んでいることも、これら史料群の持つ可能性を雄弁に物語っている<sup>786</sup>。魔女迫害に関しては請願史料の残存状況は必ずしも良いとは言えないが、誰しもが関係者となりうる「魔女」という題材だからこそ、請願に多種多様な意図を読み取ることができる。共同体の中の社会的関係、村や裁判所の経済関係、もはや自力救済が許されなくなった近世において変化する領主と臣民との関係など、魔女迫害の問題が内包する多種多様な諸関係を映し出す鏡として、請願を捉えることができるのである。

---

<sup>782</sup> Ebd., Fol. 4. „[...]vor vornehmung einiger tortur die verfolgter ahn landtrost und rath zur arnsbergisch Cantzley umb einholung unparteylsche sentiments eingeschickt werden“.

<sup>783</sup> Ebd., Fol. 4. „[...]die jenige, so vermittels einer solcher procedür nicht überweisten, viel mehr den göttlichen all wisschaft und urtheil überlaßen, all die gefahr einen unschuldigen zu verdammen, und deßen schwerer verantwortung übernommen werden“.

<sup>784</sup> Härter, *Policey und Straffjustiz*, S. 255. また第一章第二節3も参照。

<sup>785</sup> ミハイル・バフチン著、新谷敬三郎訳『ドフトエフスキイ論—創作方法の諸問題』冬樹社、1974年、400頁。バフチンのポリフォニー概念についてはピーター・バーク著、長谷川貴彦訳『文化史とは何か』法政大学出版局、2008年、79-80頁；伊東一郎「ポリフォニー・多声性・異種混淆」『文化人類学研究（早稲田大学文化人類学会）』4(2003)、2-18頁。

<sup>786</sup> 服部良久『アルプスの農民紛争—中・近世の地域公共性と国家』京都大学学術出版会、2009年服部『アルプスの農民紛争』特に第七章。またフランス王国の事例では福田による通史的研究がある。福田真希「フランスにおける恩赦の法制史的研究（一）」『名古屋大学法制論集』236号（2010）、245-287頁。

<略記号>

AAR: Aschaffener Archivreste

Abt. R.: Abteilung Rheinland

Abt. W.: Abteilung Westfalen

BstA WBG: Das Bayerische Staatsarchiv Würzburg

GWU: Geschichte in Wissenschaft und Unterricht

HRG: *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*

HS: Historische Zeitschrift

KK: Kurköln

KKE: Kurköln Edikte

LHAKo: Landeshauptarchiv Koblenz

MDP: Mainzer Domkapitelprotokoll

MRA: Mainzer Regierungsarchiv

LdANRW: Landesarchiv Nordrhein Westfalen

LHA Ko: Landeshaupt Archiv Koblenz

QRW: RUDOLPH, F (Gesammelt u. Hg.) mit einer Einleitung von KENTENICH, G. : *Quellen zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte der rheinischen Städte*, 1: Trier, Bonn 1915.

RKG: Reichskammergericht

SCC: SCOTTI, J. J, *Sammlung der Gesetze und Verordnungen, welche in dem vormaligen Churfürstentum Cöln über Gegenstände der Landeshoheit, Verfassung, Verwaltung und Rechtspflege ergangen sind, vom Jahr 1463 bis zum Eintritt der Königlich Preußischen Regierungen im Jahre 1816*, Erste Abteilung in zwei Teilen, Düsseldorf 1830.

SCT: SCOTTI, J. J, *Sammlung der Gesetze und Verordnungen, welche in dem vormaligen Churfürstentum Trier über Gegenstände der Landeshoheit, Verwaltung und Rechtspflege ergangen sind, vom Jahr 1310 bis zur Reichs-Deputations-Schluß-mäßigen Auflösung des Churstaates am Ende des Jahres 1802*, o. O. 1832.

StA MZ: Stadtarchiv Mainz

ZHF: Zeitschrift für historische Forschung

## 引用史料・文献一覧

### <未刊行史料>

#### **Das Bayerische Staatsarchiv Würzburg**

AAR: 143 VII, Nr. 1; 360 X, Nr. 2

G- Akten: G. 3083; G. 3314; G. 10139; G. 18889; G. 18890

Gericht Miltenberg: 690; 691; 698

MRA: Cent K. 210-170; 210-185; 210-186; 210-205; 210-281; 598-62.

MDP: 20; 23.

#### **Stadtarchiv Mainz**

Abt. 28-291; 28-292.

#### **Landesarchiv Nordrhein Westfalen Abteilung Rheinland**

Kurköln=(KK) III, Bd. 23; Bd. 24; Bd. 24a; Bd. 26.

RKG, Nr. 877, Aktenstück Q2

#### **Landesarchiv Nordrhein Westfalen Abteilung Westfalen**

KKE, Bd. 47, Nr. 115a

#### **Landeshaupt Archiv Koblenz**

1C 7944

### <刊行史料>

AQUIN, Thomas: *Summa contra gentiles oder Die Verteidigung der höchsten Wahrheiten*. Aus dem Lateinischen ins Deutsche übersetzt und mit Übersichten, Erläuterungen und Aristoteles-Texten versehen von Helmut Fahsel, Zürich 1949.

BEHRINGER, Wolfgang (Hg.): *Hexen und Hexenprozesse in Deutschland*. 5. Auflage, München 2001.

BINSFELD, Petrus / KÜMPER, Hiram (Hg.): *Tractat von Bekannntuß der Zauberer vnnd Hexen*, Wien 2004.

BROMMER, Peter (Hg.): *Die Ämter Kurtriers. Grundherrschaft, Gerichtsbarkeit, Steuerwesen und Einwohner. Edition des sogenannten Feuerbuchs von 1563*, Mainz 2003.

EMSLANDER, *Dieburger Fautheibuch*, Dieburg ohne Erscheinungsjahr.

GRIMM, Jacob: *Weisthümer*. Zweiter Theil (Werke/Jacob Grimm und Wilhelm Grimm, Abt. 1, Bd. 20.), Olms-Weidmann 2000.

KRAMER, Heinrich (Institoris): *Der Hexenhammer. Malleus Maleficarum. Neu aus dem lateinischen übertragen von Wolfgang Behringer, Günter Jerouschek und Werner Tschacher*, 8. Aufl. München 2010.

KRÄMER, Wolfgang: *Kurtrierische Hexenprozesse im 16. und 17. Jahrhundert. Vornehmlich an der unteren Mosel*, München 1959.

LÖHER, Hermann: *Hochnötige Unterthanige Wehmütige Klage Der Frommen Unschuldigen*, bearbeitet von BECKER, T. P. unter Mitarbeit von BECKER, T. mit einem Kommentar von BECKER, T. P./DECKER,

R./DE WAARDT, H., Internetpublikation 2001.

URL: <http://extern.historicum.net/loeher/> (2013年7月2日アクセス)

PELIZAEUS, Ludolf und Arbeitskreis Hexenprozesse in Kurmainz (Hg.): „*bestrafung des abscheulichen lasters der zauberey*“. *Hexenprozesse in Kurmainz* (1 CD- ROM), Mainz 2004.

RADBRUCH, Gustav/ KAUFMANN, Arthur (Hg.): *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. von 1532*, Stuttgart 1980 (塙浩訳「カルル五世刑事裁判令(カロリナ)」『神戸法学雑誌』第18巻第2号(1968)、210-299頁).

RUDOLPH, F (Gesammelt u. Hg.) mit einer Einleitung von KENTENICH, G.: *Quellen zur Rechts-und Wirtschaftsgeschichte der rheinischen Städte, I: Trier*, Bonn 1915.

SCHULTHEIS, Heinrich von: *Eine Außführliche Instruction Wie in Inquisition Sachen des grewlichen Lasters der Zauberey gegen Die Zaubere der Göttlichen Majestät und der Christenheit Feinde ohn gefahr der Unschuldigen zu procediren. Zu Ehren Der Heiligsten Dreyfaltigkeit / des einigen wahren Gottes / Der reinen Jungfrauen Marien der Mutter Gottes / und aller Heiligen / Auch zu Dienst Aller Christglaubigen Obrigkeiten / und liebhaberen der GERECHTIGKEIT / In Form Eines freundlichen Gesprächs gestellt / Durch hinrichen von Schultheis / beyder Rechten Doctorn / Churfürstl, Cöllnischen Raht des Fürstenthumbs Westphalen / Darinn Die Augenscheinliche demonstration der gütlicher und peynlicher Fragen / auch schöne / herzliche discursen, motiven unnd wahre underrichtung uber die vornehmste Puncten / die in der Schwerlichster und gefährlichster inquisition sachen der Obrigkeit / auch Gerichtspersonen und BeichtVättern bedencklich fürfallen möchten / begriffen seyn*, Cölln 1634.

URL: <http://gdz.sub.uni-goettingen.de/dms/load/img/?PPN=PPN505628600> (2013年7月10日アクセス)

SCOTTI, J. J.: *Sammlung der Gesetze und Verordnungen, welche in dem vormaligen Churfürstentum Cöln über Gegenstände der Landeshoheit, Verfassung, Verwaltung und Rechtspflege ergangen sind, vom Jahr 1463 bis zum Eintritt der Königlich Preußischen Regierungen im Jahre 1816*, Erste Abteilung in zwei Teilen, Düsseldorf 1830.

-----: *Sammlung der Gesetze und Verordnungen, welche in dem vormaligen Churfürstentum Trier über Gegenstände der Landeshoheit, Verwaltung und Rechtspflege ergangen sind, vom Jahr 1310 bis zur Reichs-Deptations-Schluß-mäßigen Auflösung des Churstaates am Ende des Jahres 1802*, o. O. 1832.

SPEE, Friedrich von Langenfeld (übersetzt von RITTER, J-F.): *Cautio Criminalis, oder, rechtliches Gedenken wegen der Hexenprozesse*, München 2000.

VOLTMER, Rita / WEISENSTEIN, Karl (Bearb.): *Das Hexenregister des Claudius Musiel. Ein Verzeichnis von hingerichteten und besagten Personen aus dem Trierer Land (1586-1594)*, Trier 1996.

ZENZ, Emil (Hg.): *Die Taten der Trierer. Gesta Treverorum (Bd.7)*, Trier 1964.

*Ein Warhafftige Zeitung. Von etliche Hexen oder Unholden / welche man kürztlich im Stifft Maintz / zu Ascheburg / Dipperck / Ostum / Rönßhoffen / auch andern Orten / verbrennt / was Ubels sie gestifft / und beandt haben*. Frankfurt a. M. 1603. (Staatsbibliothek zu Berlin, Ye 5581)

*Warhafftige und erschreckliche Beschreibung, von einem Zauberer (Stupe Peter genandt) der sich zu einem Wehrwolff hat können machen, welcher zu Bedbur ... ist gerichtet worden, den 31. October, dieses 1589. Jahrs, was böser Thaten er begangen hat ...*, Cölln 1589.

URL: <http://igitur-archive.library.uu.nl/bijzcoll/2006-0605-200158/UUindex.html> (2013 年 7 月 21 日アクセス)

*Zwo gründliche und warhafftige Neue Zeitung. Die Erste Von den Hexen und unholden Mann und Weibspersonen, so man in der Churfürstlichen Statt zu Aschenburg unnd auch auff dem Land mit dem Feuer festtrafft unnd verbrandt hat... Geschehen 1612, Giesen 1612.*

#### <研究文献>

AHRENDT – SCHULTE, Ingrid: *WeiseFrauen – Böse Weiber*, Freiburg i. Br. 1994.

ANDERNACH, Norbert: Die landesherrliche Verwaltung, in: FLINK, K. (Red.), *Kurköln. Land unter dem Krummstab. Essays und Dokumente*, Kevelaer 1985, S. 241-251.

APPS, Lara / GOW, Andrew: *Male witches in early modern Europe*, Manchester / New York 2003.

ASCH, Ronald G./FREIST, Dagmar (Hg.): *Staatsbildung als kultureller Prozess. Strukturwandel und Legitimation von Herrschaft in der Frühen Neuzeit*, Köln 2005.

BANGERT, William V.: *A history of the Society of Jesus. Second edition: revised and updated. The Institute of Jesuit Sources*, St. Louis 1986 (上智大学中世思想研究所監修『イエズス会の歴史』原書房、2004年).

BASCHWITZ, Kurt: *Hexen und Hexenprozesse*, München 1963 (川端豊彦/坂井洲二訳『魔女と魔女裁判－集団妄想の歴史』法政大学出版局、1970年).

BÁTORI, Ingrid: Die Rhenser Hexenprozesse der Jahr 1628 bis 1630, in: *Landeskundliche Vierteljahresblätter* 33 (1987), S. 135-155.

-----: Schultheiß und Hexenausschuß in Rhens 1628-1632. Zum Ende einer Prozeßserie, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein- Mosel- Saar*, Trier 1995, S. 195-224.

BAUER, Andreas: *Das Gnadenbitten in der Strafrechtspflege des 15. und 16. Jahrhunderts*, Frankfurt a. M. 1996.

BECKER, Tomas Paul: Krämer, Kriecher, Kommissare. Dezentralisierung als Mittel kurkölnischer Herrschaftspraxis in Hexereiangelegenheiten, in: VOLTMER, R. (Hg.), *Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis*, Trier 2005, S. 183-204.

-----: Hexenverfolgung im Erzstift Köln, in: LENNARTZ, S. / THOMÉ, M. (Redaktion), *Hexenverfolgung im Rheinland: Ergebnisse neuerer Lokal- und Regionalstudien (Bensberger Protokolle 85)*, Köln 1996, S. 89-136.

-----: Hexenverfolgung im Herzogtum Jülich. in: *Neue Beiträge zur Jülicher Geschichte*, Bd. 8 (1997), S. 54-75.

-----: Hexenverfolgung in Kurköln. Kritische Anmerkungen zu Gerhard Schormanns „Krieg gegen die Hexen“, in: *Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein* 195 (1992), S. 204-214.

BEHR, Hans-Joachim: Die Landstände, in: BERGHAUS, P. / KASSEMEIER, S. (Hg.), *Köln-Westfalen 1180-1980. Landesgeschichte zwischen Rhein und Weser*, Münster 1980, S. 250-257.

BEHRINGER, Wolfgang: Das ‘Reichskündig Exempel’ von Trier. Zur paradigmatischen Rolle einer Hexenverfolgung in Deutschland, in: FRANZ, G./IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 435-447.

- : "Erhob sich das ganze Land zu ihrer Ausrottung". Hexenprozesse und Hexenverfolgungen in Europa, in: DÜLMEN, R. van (Hg.), *Hexenwelten. Magie und Imagination vom 16.- 20. Jahrhundert*, Frankfurt a.M. 1987, S. 131-169.
- : Geschichte der Hexenforschung, in: LORENZ, S. (Hg.), *Wider alle Hexerei und Teufelswerk. Die europäische Hexenverfolgung und ihre Auswirkungen auf Südwestdeutschland*, Ostfildern 2004, S. 485-668.
- : *Hexen. Glaube, Verfolgung, Vermarktung*, 4. Auflage, München 2005.
- : *Hexenverfolgung in Bayern. Volksmagie, Glaubenseifer und Staatsräson in der Frühen Neuzeit*, München 1987.
- : *Kulturgeschichte des Klimas von der Eiszeit bis zur globalen Erwärmung*, München 2007.
- : Neun Millionen Hexen. Entstehung, Tradition und Kritik eines populären Mythos, in: *GWU* 49, Heft 11 (1998), S. 664-685.
- : *Witches and Witch-Hunts. A Global History (Themes in History)*, London 2004.
- BELLINGHAUSEN, Hans: *Rhens am Rhein und der Königsstuhl*, Koblenz 1929.
- BERENS, Peter-Stephan: *Trierer Juristen. die Mitglieder der Juristenfakultät und ihre Einbindung in Ämter und Bürgerschaft der Stadt von 1600 bis 1722*, Trier 2008.
- BLICKLE, Peter: Beschwerden und Polizeien. Die Legitimation des modernen Staates durch Verfahren und Normen, in: DERS. (Hg.), *Gute Policey als Politik im 16. Jahrhundert. Die Entstehung des öffentlichen Raumes in Oberdeutschland*, Frankfurt a.M. 2003, S. 549-568.
- : *Deutsche Untertanen. Ein Widerspruch*, C.H.Beck 1981.
- : Die staatliche Funktion der Gemeinde. Die politische Funktion des Bauern. Bemerkungen aufgrund von oberdeutschen Ländischen Rechtsquellen, in: DERS. (Hg.), *Deutsche ländliche Rechtsquellen. Probleme und Wege der Weistumsforschung*, Stuttgart 1977, S. 205-223.
- : Kommunalismus. Begriffsbildung in heuristischer Absicht, in: DERS. (Hg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Einstruktureller Vergleich*, München 1991, S. 5-38.
- : Kommunalismus, Parlamentarismus, Republikanismus, in: *HZ* 242 (1986), S. 529-556 (前間良爾訳「共同体主義、議会主義、共和主義—邦訳と解説」『九州情報大学研究論集』2-1 (2000年)、131-154頁).
- BLICKLE, Renate: Supplikationen und Demonstrationen. Mittel und Wege der Partizipation im bayerischen Territorialstaat, in: RÖSENER, W. (Hg.), *Kommunikation in der ländlichen Gesellschaft*, Göttingen 2000, S. 263-317.
- BOSBACH, Franz: Köln. Erzstift und Freie Reichsstadt, in: SCHINDLING, A. / ZIEGLER, W. (Hg.), *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung. Land und Konfession 1500-1650*, Bd. 3 (Der Norwesten)<sup>2</sup>, Münster 1995, S. 58-84.
- BRakensiek, Stefan: Lokale Amtsträger in deutschen Territorien der Frühen Neuzeit. Institutionelle Grundlagen, akzeptanzorientierte Herrschaftspraxis und obrigkeitliche Identität, in: ASCH, R. G. / FREIST, D. (Hg.), *Staatsbildung als kultureller Prozess. Strukturwandel und Legitimation von Herrschaft in der Frühen Neuzeit*, Köln / Weimar / Wien 2005, S. 49-67.
- BRIGGS, Robin: *Witches and neighbours. The social and cultural context of European witchcraft*, Penguinbooks 1996.

- BRÜCK, Anton Ph.: Johann Adam von Bicken. Erzbischof und Kurfürst von Mainz 1601-1604, in: *Archiv für mittelrheinische Kirchengeschichte* 23 (1971), S. 147-187.
- BURKE, Peter: *Popular culture in early modern Europe*, London 1978 (中村賢二郎・谷泰訳『ヨーロッパの民衆文化』人文書院、1988年).
- CLARK, Stuart: Glaube und Skepsis in der deutschen Hexenliteratur von Johann Weyer bis Friedrich von Spee, in: LEHMANN, H. / ULBRICHT, O. (Hg.), *Vom Unfug des Hexen-Processes. Gegner der Hexen verfolgungen von Johann Weyer bis Friedrich Spee*, Wiesbaden 1992, S. 15-33.
- DAVIS, Nathalie Zamon: *Fiction in the archives. Pardon-tales and their tellers in the sixteenth century*, Stanford CA, 1987 (成瀬駒男・宮下史朗訳『古文書の中のフィクションー16世紀フランスの恩赦嘆願の物語ー』平凡社、1990年).
- DE BLÉCOURT, Willem / DE WAARDT, Hans: Das Vordringen der Zaubereiverfolgungen in die Niederlande. Rhein, Maas und Schelde entlang, in: BLAUERT, A. (Hg.), *Ketzer, Zauberer, Hexen. Die Anfänge der europäischen Hexenverfolgungen*, Frankfurt a.M. 1990, S. 182-216.
- DECKER, Rainer: Der soziale Hintergrund der Hexenverfolgung im Gericht Oberkirchen 1630, in: BRUNS, A. (Redaktion), *Hexen- Gerichtsbarkeit im Kurkölnischen Sauerland*, Schmallingenberg-Holthausen 1984, S. 91-118.
- : Die Hexenverfolgungen im Herzogtum Westfalen, in: *Westfälische Zeitschrift* 131/132 (1981/1982), S. 339-386.
- : *Die Päpste und die Hexen. Aus den geheimen Akten der Inquisition*, Darmstadt 2003.
- : *Hexen. Magie, Mythen und die Wahrheit*, Darmstadt 2004.
- DIEFENBACH, J.: *Der Hexenwahn vor und nach der Glaubensspaltung in Deutschland*, Mainz 1886.
- DILCHER, Gerhard: Die Kommune als europäische Verfassungsform, in: *HZ* 272, 2001, S. 667-674.
- DILLINGER, Johannes: *Böse Leute. Hexenverfolgungen in Schwäbisch-Österreich und Kurtrier im Vergleich*, Trier 1998.
- : Das magische Gericht. Religion, Magie und Ideologie, in: EIDEN, H. / VOLTMER, R. (Hg.), *Hexenprozesse und Gerichtspraxis*, Trier 2002, S. 545-593.
- : Einführung: Magische Kultur und behördliche Kontrolle, in: DILLINGER, J. (Hg.), *Zauberer-Selbstmörder- Schatzsucher. Magische Kultur und behördliche Kontrolle im frühneuzeitlichen Württemberg*, Trier 2003, S. 7-25.
- : Hexenverfolgung in Städten, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung*, Trier 1998, S. 129-165.
- : Hexerei und entstehende Staatlichkeit, in: DILLINGER, J. / SCHMIDT, J. M. / BAUER, D. R. (Hg.), *Hexenprozesse und Staatsbildung*, Bielefeld 2008, S. 1-24.
- : Nemini non ad manus adessee deberet Cautio illa Criminalis. Eine frühe Spee-Rezeption in der dörflichen Prozeßpraxis Südwestdeutschlands, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung*, Trier 1998, S. 277-286.
- DINGES, Martin: Justiznutzungen als soziale Kontrolle in der Frühen Neuzeit, in: BLAUERT, A. / SCHWERHOFF, G. (Hg.), *Kriminalitätsgeschichte. Beiträge zur Sozial- und Kulturgeschichte der*



*Vormoderne*, Konstanz 2000, S. 503-544.

- DIRKS, Maria: *Das Landrecht des Kurfürstentum Trier: Seine Geschichte und seine Stellung in der Rechtsgeschichte*, Köln 1965.
- DUHR, Bernhard: *Die Stellung der Jesuiten in den deutschen Hexenprozessen*, Köln 1900.
- ECKERTZ, G.: Hexenprozesse, in: *Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein* 9/10 (1861), S. 135-162.
- EERDEN, P. C. van der: Cornelius Loos und die magia falsa, in: LEHMANN, H. / ULBRICHT, O. (Hg.), *Vom Unfug des Hexen-Processes. Gegner der Hexenverfolgungen von Johann Weyer bis Friedrich Spee*, Wiesbaden 1992, S. 139-160.
- : Der Teufelspakt bei Petrus Binsfeld und Cornelius Loos, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 51-71.
- EICHHORN, Jaana: *Geschichtswissenschaft zwischen Tradition und Innovation. Diskurse, Institutionen und Machtstrukturen der bundesdeutschen Frühneuzeitforschung*, Göttingen 2006.
- EIDEN, Herbert: Elitenkultur contra Volkskultur. Zur Kritik an Robert Muchembleds Deutung der Hexenverfolgung, in: VOLTMER, R. / GEHL, G. (Hg.), *Alltagsleben und Magie in Hexenprozessen*, Weimar 2003, S. 21-32.
- : Vom Ketzer- zum Hexenprozess. Die Entwicklung geistlicher und weltlicher Rechtsvorstellungen bis zum 17. Jahrhundert, in: HAAN, R. B. / VOLTMER, R. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenwahn. Ängste der Neuzeit*, Berlin 2002, S. 48-59.
- EMSLANDER, Heinz und Margatethe: *Hexenprozesse in Dieburg 1596-1630*, Dieburg 1996.
- ENNEN, Edith: Kurfürst Ferdinand von Köln (1577-1650). Ein rheinischer Landesfürst zur Zeit des Dreißigjährigen Krieges, in: *Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein* 163 (1961), S. 5-40.
- ERKENS, Franz Reiner / JANSSEN, Wilhelm: Das Erzstift Köln im Geschichtlichen Überblick, in: FLINK, K. (Red.), *Kurköln, Land unter dem Krummstab. Essays und Dokumente*, Kevelaer 1985, S. 19-42.
- ESSER, Peter: Hexenverbrennung in der Eifel. Dr. Jur. Franziskus Buirmann der hexenrichter aus Euskirchen, in: *Eifel Jahrbuch* 35 (1966), S. 30-36.
- FELDMANN, Christian: *Friedrich Spee. Hexenanwalt und Prophet*, Freiburg / Basel / Wien 1993.
- FOERSTER, Joachim F.: *Kurfürst Ferdinand von Köln. Die Politik seiner Stifter in den Jahren 1634-1650*. Münster 1976.
- FRANZ, Gunther: Antonius Hovaeus, Cornelius Loos und Friedrich Spee – drei Gegner der Hexenprozesse in Echternach und Trier, in: FRANZ, G. / GEHL, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenprozesse und deren Gegner im trierisch-lothringischen Raum*, Weimar 1997, S. 117-141.
- : Die Reformation im Erzbistum, in: *Trier. Die Geschichte des Bistums*. Bd. 4, Strasbourg 1998, S. 10-13.
- : Friedrich Spee und die Bücherzensur, in: DERS (Hg.), *Friedrich Spee zum 400. Geburtstag*, Paderborn 1995, S. 67-99.
- : Hexenprozesse in der Stadt Trier und deren Umgebung. Gerichtsbarkeit von St. Maximin, St. Paulin und St. Matthias, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein- Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 333-353.
- : Trier zur Reformationszeit, in: HUBERT, A. H. (Hg.), *Trier im Mittelalter*, Trier 1996, S. 553-589.

- FREIST, Dagmar: Einleitung, in: ASCH, R. G. / FREIST, D. (Hg.), *Staatsbildung als kultureller Prozess. Strukturwandel und Legitimation von Herrschaft in der Frühen Neuzeit*, Köln / Weimar / Wien 2005, S. 1-47.
- FUHRMANN, Rosi / KÜMIN, Beat / WÜRGLER, Andreas: Supplizierende Gemeinden. Aspekte einer vergleichenden Quellenbetrachtung, in: BLICKLE, Peter (Hg.), *Gemeinde und Staat im Alten Europa*, 25. Bd der Beihefte der HZ, München 1998, S. 267-323.
- GAWLICH, Tanja: Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß und die Hexenverfolgungen im Herzogtum Westfalen, in: KLUETING, H. (Hg.), *Das Herzogtum Westfalen*, Aschendorff 2009, S. 297-320.
- GEBHARD, Horst: Die Hexenverfolgung in der mainzischen Zent Nieder-Roden, in: Arbeitskreis für Heimatkunde Nieder-Roden e. V. (Hg.), *Nieder-Roden 786-1986*, Badenhausen 1985, S. 91-104.
- : *Hexenprozesse im Kurfürstentum Mainz des 17. Jahrhunderts. (Veröffentlichungen des Geschichts- und Kunstvereins Aschaffenburg 31)*, Aschaffenburg 1989.
- GERSMANN, Gudrun: Auf den Spuren der Opfer. Zur Rekonstruktion weiblichen Alltags unter dem Eindruck frühneuzeitlicher Hexenverfolgung, in: LUNDT, B. (Hg.), *Vergessene Frauen an der Ruhr. Von Herrscherinnen und Hörigen, Hausfrauen und Hexen 800-1800*, Köln / Weimar / Wien 1992, S. 243-272.
- : „Toverie halber...“. Zur Geschichte der Hexenverfolgungen im Vest Recklinghausen. Ein Überblick, in: *Vestische Zeitschrift. Zeitschrift der Vereine für Orts- und Heimatkunde im Vest Recklinghausen* Bd. 92/93 (1993/1994), S. 7-43.
- GOLDSCHMIDT, Hans: *Die Einsetzung der kollegialen Regierung im Kurfürstentum Mainz und ihre Entwicklung bis zum dreissigjährigen Kriege*, Göttingen 1908.
- : *Zentralbehörden und Beamtentum im Kurfürstentum Mainz vom 10. bis zum 18. Jahrhundert (Abhandlungen zur mittleren und neueren Geschichte; H. 7)*, Berlin / Leipzig 1908.
- HANSEN, Joseph: Der Hexenhammer, seine Bedeutung und die gefälschte Kölner Approbation vom Jahre 1487, in: *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst* 26 (1907), S. 372-404.
- : Heinrich Institoris, der Verfasser des Hexenhammers, und sein Tätigkeit an der Mosel im Jahre 1488, in: *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst* 26 (1907), S. 110-118.
- : *Quellen und Untersuchungen zur Geschichte der Hexenwahn*, Bonn 1901.
- HANTSCHE, Irmgard: *Atlas zur Geschichte des Niederrheins*, Essen 1999.
- HARMS, Wolfgang: *Deutsche illustrierte Flugblätter des 16. und 17. Jahrhunderts*, Bd. IV, Tübingen 1987.
- HÄRTER, Karl: Das Aushandeln von Sanktionen und Normen. Zu Funktion und Bedeutung von Supplikationen in der frühneuzeitlichen Strafjustiz, in: NUBOLA, C. / WÜRGLER, A. (Hg.), *Bitschriften und Gravamina. Politik, Verwaltung und Justiz in Europa (14.-18. Jahrhundert)*, Berlin 2005, S. 243-274.
- : Kurmainz, in: DERS. (Hg.), *Deutsches Reich und geistliche Kurfürstentümer (Kurmainz, Kurköln, Kurtrier)*, Frankfurt a.M. 1996, S. 107-133.
- : Kurtrier, in: DERS. (Hg.), *Deutsches Reich und geistliche Kurfürstentümer (Kurmainz, Kurköln, Kurtrier)*, Frankfurt a.M. 1996, S. 601-621.
- : *Policey und Strafjustiz in Kurmainz. Gesetzgebung, Normdurchsetzung und Sozialkontrolle im frühneuzeitlichen Territorialstaat*, Frankfurt a.M. 2005.
- : Strafverfahren im frühneuzeitlichen Territorialstaat: Inquisition, Entscheidungsfindung, Supplikation, in:

- BLAUERT, A. / SCHWERHOFF, G. (Hg.), *Kriminalitätsgeschichte. Beiträge zur Sozial- und Kulturgeschichte der Vormoderne*, Konstanz 2000, S. 459-480.
- HARTMANN, Peter C. / PELIZAEUS, L. (Hg.): *Forschungen zu Kurmainz und dem Reichserzkanzler*, Frankfurt a. M. 2005.
- HAXEL, Edwin: Verfassung und Verwaltung des Kurfürstentums Trier im 18. Jahrhundert, in: *Trierer Zeitschrift* 5 (1930), S. 47-88.
- HEHL, Ulrich von: Die Hexenprozesse der frühen Neuzeit. Rheinische Aspekte eines europäischen Phänomens, in: DICKERHOF, H. (Hg.), *Festgabe Heinz Hürten zum 60. Geburtstag*, Frankfurt a.M. 1988, S. 243-264.
- HEINSOHN, Gunnar / STEIGER, Otto: *Die Vernichtung der Weisen Frauen*, Herbstein 1985.
- HEINZ, Andreas: »Bei den Triern scheint der Böse Geist seinen Sitz aufgeschlagen zu haben«: Ein bisher unbekannter Bericht des Kölner Kartäuserpriors Johannes Reckschenkel (1526-1611) über Hexenverfolgungen im Trierer Land, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 449-457.
- HENNEN, Anita: Walpurgisnacht und Maibräuche im Trierer Land, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.): *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 151-165.
- HENSLER, Erwin: *Verfassung von Kurmainz um das Jahr 1600*, Straßburg 1908.
- HEUSER, Arnord P. : Eine Auseinandersetzung über den Indizienwert der Kaltwasserprobe im Hexenprozeß. Studien zur Rick-Delrio-Kontroverse 1597-1599 und zur Zurückdrängung der Kaltwasserprobe aus kurkölnischen Hexenprozessen im 17. Jahrhundert, in: *Rheinisch-westfälische Zeitschrift für Volkskunde* 45 (2000), S. 73-135.
- : Hexenjustiz und Geschlecht. Die kurkölnischen Hexenprozesse des 16. und 17. Jahrhunderts in geschlechtergeschichtlicher Perspektive, in: *Rheinisch-westfälische Zeitschrift für Volkskunde* 47 (2002), S. 41-85.
- : Hexenverfolgung und Volkskatechese. Beobachtungen am Beispiel der gefürsteten Eifelgrafschaft Arensberg, in: *Rheinisch-Westfälische Zeitschrift für Volkskunde* 44 (1999), S. 95-142.
- : Prosopographie der kurkölnischen Zentralbehörden. Teil I: Die gelehrten rheinischen Räte 1550-1600, Studien und Karriereverläufe, soziale Verflechtungen, in: *Rheinische Vierteljahrsblätter* 66 (2002), S. 264-319.
- : Prosopographie der kurkölnischen Zentralbehörden. Teil I: Die gelehrten rheinischen Räte 1550-1600, Studien und Karriereverläufe, soziale Verflechtungen, in: *Rheinische Vierteljahrsblätter* 67 (2003), S. 37-103.
- HILLE, Iris: *Der Teufelspakt in frühneuzeitlichen Verhörprotokollen. Standardisierung und Regionalisierung im Frühneuhochdeutschen*, Berlin / New York 2009.
- HINKEL, Helmut: Ein Konfessionenstreit in Dieburg in den Jahren 1582-1584, in: *Archiv für mittelrheinische Kirchengeschichte* 26 (1974), S. 97-106.
- HÖBELHEINRICH, Norbert: *Die „9 Städte“ des Mainzer Oberstifts, ihre verfassungsmäßige Entwicklung und ihre Beteiligung am Bauernkrieg. 1346-1527*, Wiesbaden 1939.
- HÖMBERG, Albert K. : *Wirtschaftsgeschichte Westfalens*, Münster 1968.
- HÜLLE, Werner: Art „Supplikation“, in: *HRG*, Bd. 5, Berlin 1998, Sp. 91-92.

- : Das Supplikationswesen in Rechtssachen, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte* 90 (1973), S. 194-212.
- IRSIGLER, Franz: Hexenverfolgungen vom 15. bis 17. Jahrhundert, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung*, Trier 1998, S. 3-20.
- : Räumliche Aspekte in der historischen Hexenforschung, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung*, Trier 1998, S. 43-51.
- ISELI, Andrea: *Gute Policey. Öffentliche Ordnung in der Frühen Neuzeit*, Stuttgart 2009.
- JANSSEN, Franz Roman: *Kurtrier in seinen Ämtern vornehmlich im 16. Jahrhundert: Studien zur Entwicklung frühmoderner Staatlichkeit*, Bonn 1985.
- JANSSEN, J./PASTOR, L. (Hg.): *Culturzustände des deutschen Volkes seit dem Ausgang des Mittelalters bis zum Beginn des Dreißigjährigen Krieges*, Freiburg im Breisgau 1893.
- JANSSEN, Wilhelm: Das Erzstift Köln in Westfalen, in: BERGHAUS, P. / KASSEMEIER, S. (Hg.), *Köln-Westfalen 1180-1980. Landesgeschichte zwischen Rhein und Weser*, Münster 1980, S. 136-142.
- : *Die Entwicklung des Territoriums Kurköln : Rheinisches Erzstift*, Bonn 2008.
- JÜRGENSMEIER, Friedhelm: Kurmainz, in: SCHINDLING, A. / ZIEGLER, W. (Hg.), *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung. Land und Konfession 1500-1650*, Bd. 4 (Mittleres Deutschland), Münster 1992, S. 60-97.
- : Johann Philipp von Schönborn (1605-1673). Erzbischof- Kurfürst- Erzkanzler des Reiches, in: FELTEN, F. J. (Hg.), *Mainzer (Erz-)Bischöfe in ihrer Zeit*, Mainz 2008, S. 85-102.
- JUST, Leo: Ein Bericht des kölnen Nuntius Ottavio Mirto Frangipani über die Durchführung der tridentischen Reformen in Trier vom 3. November 1595, in: ISERLOH, E./MANN, P. (Hg.), *Festgabe Joseph Lortz. Bd. I: Schicksal und Auftrag*, Baden-Baden 1958, S. 343-367.
- KARST, Valentin: Die Kurmainzer Amtsstadt Dieburg im Dreißigjährigen Krieg, in: *Dieburg. Beiträge zur Geschichte einer Stadt*, Dieburg 1977, S. 108-114.
- : Die mittelalterliche Verfassung Dieburgs, in: *Dieburg. Beiträge zur Geschichte einer Stadt*, Dieburg 1977, S. 49-56.
- : Ein Dieburger Hexenprozeß von 1596, in: *Dieburg. Beiträge zur Geschichte einer Stadt*, Dieburg 1977, S. 102-107.
- KERBER, Dieter: *Herrschaftsmittelpunkte im Erzstift Trier*, Sigmarigen&Thorbecke 1995.
- KETTEL, Adolf: Hexenprozesse in der Eifel, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenprozesse und deren Gegner im trierisch-lothringischen Raum*, Weimar 1997, S. 69-98.
- : Kleriker im Hexenprozeß. Beispiel aus den Manderscheider Territorien und dem Trierer Land, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung*, Trier 1998, S. 169-191.
- KEUSSEN, Hermann: Beiträge zur Geschichte Crefelds und des Niederrheins, in: *Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein* 63 (1961), S. 62-176.
- KISSLING, Peter: Policy der Nachhaltigkeit. Die Politik entdeckt die knappen Ressourcen, in: BLICKLE, P. (Hg.), *Gute Policey als Politik im 16. Jahrhundert. Die Entstehung des öffentlichen Raumes in Oberdeutschland*,

Frankfurt a.M. 2003, S. 515-547.

KLEEMANN, Navina: Friedrich Spee: *Cautio Criminalis* (1631). Entstehung, zeitlicher Hintergrund, Wirkung. Reihe: Wissenschaftliche Qualifizierungsarbeiten zum Hexen- und Magiegllauben, hg. von Katrin Moeller, in: [historicum.net](http://www.historicum.net)

URL: [http://www.historicum.net/no\\_cache/persistent/artikel/9382/](http://www.historicum.net/no_cache/persistent/artikel/9382/) (2013年7月21日アクセス)

KLUETING, Harm: Das kurkölnische Herzogtum Westfalen als geistliches Territorium im 16. und 18. Jahrhundert, in: DERS. (Hg.), *Das Herzogtum Westfalen Band 1: Das kurkölnische Herzogtum Westfalen von den Anfängen der kölnischen Herrschaft im südlichen Westfalen bis zur Säkularisation 1803*, Münster 2009, S. 443-518.

KRISCHER, André: Neue Forschungen zur Kriminalitätsgeschichte, in: *ZHF* 33. Band, Heft 3 (2006), S. 387-415.

KRÜGER, Kersten: *Policey* zwischen Sozialregulierung und Sozialdisziplinierung, Reaktion und Aktion –Begriffsbildung durch Gerhard Oestreich 1972-1974, in: HÄRTER, K. (Hg.), *Policey und frühneuzeitliche Gesellschaft*, Frankfurt a.M. 2000, S. 107-119.

KUMPF, J. H.: Art. „Petition“, in: *HRG*, Bd. 3 Berlin 1984, Sp. 1639-1646.

LABOUVIE, Eva: Hexenforschung als Regionalgeschichte. Probleme, Grenzen und neue Perspektiven, in: WILBERTZ, G. u.a. (Hg.), *Hexenverfolgung und Regionalgeschichte. Die Grafschaft Lippe im Vergleich*, Bielefeld 1994, S. 45-60.

-----: Hexenspuk und Hexenabwehr. Volksmagie und volkstümlicher Hexenglaube, in: DÜLMEN, R. van (Hg.), *Hexenwelten. Magie und Imagination vom 16.-20. Jahrhundert*, Fischer 1987, S. 49-93.

-----: *Zauberei und Hexenwerk. Ländlicher Hexenglaube in der frühen Neuzeit*, Frankfurt a.M. 1991.

LAMPRECHT, Karl: *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. Untersuchungen über die Entwicklung der materiellen Kultur des platten Landes auf Grund der Quellen zunächst des Mosellandes*, Aalen 1960.

LANDWEHR, Achim: Die Rhetorik der „Guten *Policey*“, in: *ZHF* 30 Bd. (2003), S. 251-287.

-----: *Policey* vor Ort. Die Implementation von *Policey*ordnungen in der ländlichen Gesellschaft der Frühen Neuzeit, in: HÄRTER, K. (Hg.), *Policey und frühneuzeitliche Gesellschaft*, Frankfurt a. M. 2000, S. 47-70.

LANG, P. Thaddäus: Reform im Wandel. Die katholischen Visitationsinterrogatorien des 16. und 17. Jahrhunderts, in: ZEEDEN, E. W. (Hg.) , *Kirche und Visitation. Beiträge zur Erforschung des frühneuzeitlichen Visitationswesens in Europa*, Stuttgart 1984, S. 131-159.

LANGBEIN, John H.: *Prosecuting Crime in the Renaissance. England, Germany, France*, Harvard University Press 1974.

LAUFS, Adolf: Art „Reichskammergericht“, in: *HRG*, Bd. 4, Berlin 1990, Sp. 655-662.

LEHMANN, Hartmut / ULBRICHT, Otto: Motive und Argumente von Gegnern der Hexenverfolgung von Weyer bis Spee, in: LEHMANN, H. / ULBRICHT, O. (Hg.), *Vom Unfug des Hexen- Processes. Gegner der Hexen verfolgungen von Johann Weyer bis Friedrich Spee*, Wiesbaden 1992, S. 1-14.

LEVACK, Brian P.: *The witch-hunt in early modern Europe*, New York 1987.

LÖFFLER, Ursula: Herrschaft als soziale Praxis zwischen Dorf und Obrigkeit, in: MEUMANN, M. / PRÖVE, R. (Hg.), *Herrschaft in der Frühen Neuzeit. Umriss eines dynamisch- kommunikativen Prozesses*, Münster 2004, S. 97-119.

- LORENZ, A.: Hexenprozesse, in: *Aschaffener Geschichtsblätter* 1 (1908), S. 1-7.
- LORENZ, Sönke: Der Hexenprozeß, in: DERS. (Hg.), *Wider alle Hexerei und Teufelswerk. Die europäische Hexenverfolgung und ihre Auswirkungen auf Südwestdeutschland*, Ostfildern 2004, S. 131-154.
- : Die Rezeption der *Cautio Criminalis* in der Rechtswissenschaft zur Zeit der Hexenverfolgung, in: VAN OORSCHOT, T. G. M. (Hg.), *Friedrich Spee: Düsseldorfer Symposien zum 400. Geburtstag*, Bielefeld 1993, S. 130-153.
- : Zur Spruchpraxis der Juristenfakultät Mainz in Hexenprozessen. Ein Beitrag zur Geschichte von Jurisprudenz und Hexenverfolgung, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 73-87.
- LORENZ, Sönke / BAUER, Dieter. R. / BEHRINGER, Wolfgang / SCHMIDT, Jürgen Michael (Hg.): *Himmels Hexenkartothek. Das Interesse des Nationalsozialismus an der Hexenverfolgung*, Bielefeld 2000.
- LOREY, Elmar M. : *Heinrich der Werwolf. Eine Geschichte aus der Zeit der Hexenprozesse mit Dokumenten und Analysen*, Frankfurt a.M. 1997.
- LOTT, Arno: *Die Todesstrafen im Kurfürstentum Trier in der frühen Neuzeit*, Frankfurt a.M. 1998.
- LÜDTKE, Alf: Herrschaft als soziale Praxis, in: DERS.(Hg.), *Herrschaft als soziale Praxis. Historische und sozialanthropologische Studien*, Göttingen 1991, S. 9-63.
- MACFARLANE, Alan: *The Origins of English Individualism. The Family, Property and Social Transition*, Oxford / Cambridge, 1978 (酒田利夫訳『イギリス個人主義の起源—家族・財産・社会変化』リブレポート、1990年).
- : *Witchcraft in Tudor and Stuart England. A regional and comparative study*, Routledge & Kegan Paul 1970.
- MAIER, Hans: Polizei als politische Theorie zu Beginn der Frühneuzeit, in: BLICKLE, P. (Hg.), *Gute Policey als Politik im 16. Jahrhundert. Die Entstehung des öffentlichen Raumes in Oberdeutschland*, Frankfurt a.M. 2003, S. 569-179.
- MARQUORDT, Gerhard: *Vier rheinische Prozeßordnungen aus dem 16. Jahrhundert (Mainzer Untergerichtsordnung von 1534, Trierer Untergerichtsordnung von 1537, Kölner Gerichtsordnung von 1537, Jülicher Ordnung und Reformation von 1555) : ein Beitrag zum Prozeßrecht der Rezeptionszeit*, Bonn 1938.
- MATHY, Helmut: Toleranz im Kur- und Erzstift Mainz, in: FRANK, I. W. (Hg.), *Toleranz am Mittelrhein*, Mainz 1984, S. 45-77.
- MAYER, Paul: Statische Auswertung der Hexenprozeßakten von 1616 bis 1630 für die Stadt Miltenberg und die Cent Bürgstadt, in: KELLER, W. O. (Hg.), *Hexer und Hexen in Miltenberg und der Cent Bürgstadt. „Man soll sie dehnen, bis die Sonn' durch sie scheint!“*, Miltenberg 1989, S. 335-344.
- MERZBACHER, Friedrich: *Die Hexenprozesse in Franken*, München 1970.
- MIDELFORT, H. C. Erik: Geschichte der abendländischen Hexenverfolgung, in: LORENZ, S. (Hg.), *Wider alle Hexerei und Teufelswerk. Die europäische Hexenverfolgung und ihre Auswirkungen auf Südwestdeutschland*, Ostfildern 2004, S. 105-118.
- : *Witch Hunting in Southwestern Germany 1562 - 1684*, Stanford 1972.
- MITTEIS, Heinrich: *Deutsche Rechtsgeschichte, ein Studienbuch, neubearbeitet von Heinz LIEBERICH, 11. ergänzte Auflage*, München 1969 (世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』創文社、1971年).

- MODESTIN, Georg: Der Teufel in der Landschaft. Zur Politik der Hexenverfolgungen im heutigen Kanton Freiburg von 1440 bis 1470, in: *Freiburger Geschichtsblätter* 76 (1999), S. 81-122.
- MOELLER, Katrin: *Dass Willkür über Recht ginge. Hexenverfolgung in Mecklenburg im 16. und 17. Jahrhundert*, Bielefeld 2007.
- MOLITOR, Hansgeorg: Die generalvisitation von 1569/70 als Quelle für die Geschichte der katholischen Reform im Erzbistum Trier, in: ZEEEDEN, E. W. (Hg.), *Gegenreformation*, Darmstadt 1973, S. 155-174.
- : Gegenreformation und kirchliche Erneuerung im niederen Erzstift Köln, in: FLINK, K. (Red.), *Kurköln, Land unter dem Krummstab. Essays und Dokumente*, Kevelaer 1985, S. 199-207.
- : Kurtrier. in: SCHINDLING, A. / ZIEGLER, W. (Hg.), *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung. Land und Konfession 1500- 1650*, Bd. 5 (Der Südwesten), Münster 1993, S. 50-71.
- MÖRKE, Olaf: Die städtische Gemeinde im mittleren Deutschland(1300-1800). Bemerkungen zur Kommunalismusthese Peter Blickles, in: BLICKLE, P. (Hg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Einstruktureller Vergleich*, München 1991, S. 289-308.
- MUCHEMBLED, Robert: *Kultur des Volks – Kultur des Eliten. Die Geschichte einer erfolgreichen Verdrängung*, Stuttgart 1978.
- : Sorcellerie, culture populaire et christianisme au XVI siècle, principalement en Flandre et en Artois', in: *Annales E.S.C.*, 1973, pp. 264-284 (相良匡敏訳「一六世紀における魔術、民衆文化、キリスト教—フランドルとアルトワを中心に」二宮宏之・樺山紘一・福井憲彦編『魔女とシャリヴァリ(新装版)』藤原書店、2010年、39-77頁) .
- MÜLLER, Hans: *Oberhof und neuzeitlicher Territorialstaat: dargestellt am Beispiel der drei rheinischen geistlichen Kurfürstentümer*, Aalen 1978.
- NEUGEBAUER-WÖLK, Monika: Wege aus dem Dschungel. Betrachtungen zur Hexenforschung, in: *Geschichte und Gesellschaft* 29, H. 2 (2003), S. 316-347.
- NEUHAUS, Hermut: *Reichstag und Supplikationsausschuß. Ein Beitrag zur Reichsverfassungsgeschichte der ersten Hälfte des 17. Jahrhunderts*, Berlin 1975.
- : Supplikationen als landesgeschichtliche Quellen. Das Beispiel der Landgrafschaft Hessen im 16. Jahrhundert, 1. Teil, in: *Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte* 28 (1978), S. 110-190.
- : Supplikationen als landesgeschichtliche Quellen. Das Beispiel der Landgrafschaft Hessen im 16. Jahrhundert, 2. Teil, in: *Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte* 29 (1979), S. 63-97.
- NIKOLAY-PANTHER, Marlane: *Entstehung und Entwicklung der Landgemeinde im Trierer Raum*, Bonn 1976.
- OESTMANN, Peter: *Hexenprozesse am Reichskammergericht*, Köln 1997.
- OLSCHEWSKI, Dagmar: Zur Strafgerichtsbarkeit in Kurtrier in der Frühen Neuzeit, in: RUDOLPH, H. / SCHNABEL-SCHÜLE, H. (Hg.), *Justiz=Justice=Justicia? Rahmenbedingungen von Straffjustiz im frühneuzeitlichen Europa*, Trier 2003, S. 397-416.
- PELIZAEUS, Ludolf: *Vier Biographien aus den Dieburger Hexenprozessen von 1627 bis 1628*, Dieburg 2003.
- PENNIG, Wolf-Dietrich: *Die Weltlichen Zentralbehörden im Erzstift Köln von der ersten Hälfte des 15. bis zum Beginn des 17. Jahrhunderts*, Bonn 1977.

- PERSCH, Martin: Der Klerus des Erzbistums, in: SCHNEIDER, B. (Hg.), *Geschichte des Bistums Trier, Bd. 3, Kirchenreform und Konfessionsstaat 1500-1801*, Trier 2010, S. 202-239.
- POHL, Herbert: *Hexenglaube und Hexenverfolgung im Kurfürstentum Mainz. Ein Beitrag zur Hexenfrage im 16. und beginnenden 17. Jahrhundert (Geschichtliche Landeskunde 32)*, Wiesbaden 1988.
- : Hexenverfolgungen im Kurfürstentum Mainz. Ein chronologischer Abriß, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 225-254.
- : Kurfürst Johann Philipp von Schönborn (1647-1673) und das Ende der Hexenprozesse im Kurfürstentum Mainz, in: LORENZ, S. / BAUER, D. R. (Hg.), *Das Ende der Hexenverfolgung (Hexenforschung 1)*, Stuttgart 1995, S. 19-36.
- RAMPRECHT, Karl: *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. Untersuchungen über die Entwicklung der materiellen Kultur des platten Landes auf Grund der Quellen zunächst des Mosellandes*, Aalen 1960.
- RAY, Manfred van: Kurkölnische Münz- und Geldgeschichte im Überblick, in: FLINK, K. (Red.), *Kurköln, Land unter dem Krummstab. Essays und Dokumente*, Kevelaer 1985, S. 281-306.
- REHSE, Brigit: *Die Supplikations- und Gnadenpraxis in Brandenburg-Preußen. Eine Untersuchung am Beispiel der Kurmark unter Friedrich Wilhelm II. (1786-1797)*, Berlin 2008.
- REPGEN, Konrad: Der Bischof zwischen Reformation, katholischer Reform und Konfessionsbildung, in: BERGLER, P. / ENGELS, O. (Hg.), *Der Bischof in seiner Zeit. Bischofstypus und Bischofsideal im Spiegel der kölnen Kirche*, Köln 1988, S. 245-314.
- RESMINI, Bertram: Hexenprozesse im Amt St. Maximin im Spiegel der noch vorhandenen Verfahrensakten, in: *Jahrbuch für westdeutsche Landesgeschichte* 34 (2008), S. 209-355.
- RITTER, Alexander: Hexenprozesse am hessischen Mittelrhein. Bisher unbeachtete Quellen aus Archiven in Hessen und Rheinland-Pfalz, in: *Jahrbuch für westdeutsche Landesgeschichte* 32 (2006), S. 197-220.
- ROBBINS, Rossell Hope: *The Encyclopedia of Witch & Demonology*, London 1959 (松田和也訳『悪魔学大全』青土社、2009年).
- RÖRIG, Fritz: *Die Entstehung der Landeshoheit der Trierer Erzbischofs zwischen Saar, Mosel und Ruwer und ihr Kampf mit den patrimonialen Gewalten. Anhang: Zur Entstehung des Agrarkommunismus der Gehöferschaften*, Lintz 1906.
- ROTHOFF, Guido: Gerichtswesen und Rechtsordnungen, in: FLINK, K. (Red.), *Kurköln, Land unter dem Krummstab. Essays und Dokumente*, Kevelaer 1985, S. 257-264.
- ROWLANDS, Alison, Rothenburg gegen Würzburg. Durchsetzung von Herrschaftsansprüchen im Hexenprozess der Margaretha Hörber, 1627, in: VOLTMER, R. (Hg.), *Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis*, Trier 2005, S. 113-129.
- RUDOLPH, Friedrich: *Die Entwicklung der Landeshoheit in Kurtrier*, Trier 1905.
- RUDOLPH, Harriet: *Eine gelinde Regierungsart. Peinliche Straffjustiz im geistlichen Territorium. Das Hochstift Osnabrück (1716-1803)*, Konstanz 2000.
- : "Löblich und wol regiert"?: Straffjustiz in Kurköln in der frühen Neuzeit, in: IRSIGLER, F. (Hg.), *Zwischen Maas und Rhein. Beziehungen, Begegnungen und Konflikte in einem europäischen Kernraum von der Spätantike bis zum 19. Jahrhundert*, Trier 2006, S. 199-221.



RUMMEL, Walter: *Bauern, Herren und Hexen. Studien zur Sozialgeschichte sponheimischer und kurtrierischer Hexenprozesse 1574-1664*, Göttingen 1991.

-----: Das „Ungestüme Umherlaufen“ der Untertanen. Zum Verhältnis von religiöser Ideologie, sozialem Interesse und Staaträson in den Hexenverfolgungen im Rheinland, in: *Rheinische Vierteljahrsblätter*, Jahrgang 67 (2003), S. 121-161.

-----: Exorbitantien und Ungerechtigkeiten. Skandalerfahrung und ordnungspolitische Motive im Abbruch der kurtrierischen und sponheimischen Hexenprozesse 1653/1660, in: Sönke Lorenz (Hg.) *Das Ende der Hexenverfolgung*, Stuttgart 1995, S. 37-53.

-----: Gutenberg, der Teufel und die Muttergottes von Eberhardtsklauen. Erste Hexenverfolgung im Trierer Land, in: BLAUERT, A. (Hg.), *Ketzer, Zauberer, Hexen. Die Anfänge der europäischen Hexenverfolgungen*, Frankfurt a.M. 1990, S. 91-117.

-----: Phasen und Träger kurtrierischer und sponheimischer Hexenverfolgungen, in: FRANZ, G./IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 256-331.

-----: So mögte auch eine darzu kommen, so mich belädiget. Zur sozialen Motivation und Nutzung von Hexereianklagen, in: VOLTMER, R. (Hg.), *Hexenprozesse und Herrschaftspraxis*, Trier 2005, S. 205-228.

-----: Soziale Dynamik und herrschaftliche Problematik der kurtrierischen Hexenverfolgungen. Das Beispiel der Stadt Cochem (1593-1595), in: *Geschichte und Gesellschaft* 16 (1999), S. 26-55.

-----: "Weise" Frauen und "weise" Männer im Kampf gegen Hexerei. Die Widerlegung einer modernen Fabel, in: *historicum.net*

URL: [http://www.historicum.net/no\\_cache/persistent/artikel/820/](http://www.historicum.net/no_cache/persistent/artikel/820/) (2013 年 7 月 21 日アクセス)

RUMMEL, Walter / VOLTMER, Rita: *Hexen und Hexenverfolgung in der Frühen Neuzeit*, Darmstadt 2008.

-----: Die verfolgung eigener Interessen duch Untertanen. Funktionäre und Herrschaften bei den Hexenjagden im Rhein-Maas-Mosel-Raum, in: BORCK, H. G. (Hg.), *Unrecht und Recht. Kriminalität und Gesellschaft im Wandel von 1500-2000(Veröffentlichungen der Landesarchivverwaltung Rheinland-Pfalz Band 98)*, Koblenz 2002, S. 297-339.

RUTZ, Andreas: *Ego-Dokument oder Ich-Konstruktion? Selbstzeugnisse als Quellen zur Erforschung des frühneuzeitlichen Menschen*, in: *zeitenblicke* 1, Nr. 2. (2002).

URL: <http://www.zeitenblicke.historicum.net/2002/02/rutz/index.html> (2013 年 7 月 20 日アクセス)

SABEAN, David W.: *Power in the blood. Popular culture and village discourse in early modern Germany*, Cambridge University Press, 1984.

SCHIER, Barbara: Hexenwahn und Hexenverfolgung. Rezeption und politische Zurichtung eines kulturwissenschaftlichen Themas im Dritten Reich, in: *Bayerisches Jahrbuch für Volkskunde* (1990), S. 43-115.

SCHILLING, Heinz: Die Deutsche Gemeindereformation. Ein oberdeutsch-zwinglianisches Ereignis vor der „reformatorischen Wende“ des Jahres 1525, in: *ZHF* Bd. 14 (1987), S. 325-332.

-----: Die Konfessionalisierung im Reich. Religiöser und gesellschaftlicher Wandel in Deutschland zwischen 1555 und 1620, in: *HZ* 246 (1988), S.1-45.

-----: Die Konfessionalisierung von Kirche, Staat und Gesellschaft- Profil, Leistung, Defizite und Perspektiven

- eines geschichtswissenschaftlichen Paradigmas, in: REINHARD, W. / SCHILLING, H.(Hg.), *Die katholische Konfessionalisierung*, Münster 1995, S. 1-49.
- SCHINDLING, Anton: Reichskirche und Reformation. Zu Glaubensspaltung und Konfessionalisierung in den geistlichen Fürstentümern des Reiches, in: *ZHF Beiheft 3* (1987), S. 81-112.
- SCHLUMBOHM, Jürgen: Gesetze, die nicht durchgesetzt werden: Ein Strukturmerkmal des frühneuzeitlichen Staates? in: *Geschichte und Gesellschaft 23* (1997), S. 647-663.
- SCHMIDT, Eberhard: *Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege*, Göttingen 1951.
- SCHMIDT, Jürgen Michael: Ein politisches Ausrottungsprogramm? Kurpfalz, Kurmainz, St. Alban und die große Hexenverfolgung in Bodenheim 1612-1615, in: VOLTMER, R. (Hg.), *Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis*, Trier 2005, S. 147-182.
- SCHNABEL-SCHÜLE, Helga: Rechtssetzung, Rechtsanwendung und Rechtsnutzung. Recht als Ursache und Lösung von Konflikten, in: HÄBERLEIN, M. (Hg.), *Devianz, Widerstand und Herrschaftspraxis in der Vormoderne. Studien zu Konflikten im südwestdeutschen Raum(15.-18. Jahrhundert)*, Konstanz 1999, S. 293-315.
- : Vierzig Jahre Konfessionalisierungsforschung – eine Standortbestimmung, in: FRIEß, P. / KIEßLING, R. (Hg.), *Konfessionalisierung und Region*, Konstanz 1999, S. 23-40.
- SCHNEIDER, Bernhard: Die Trierer Erzbischöfe im 17. und 18. Jahrhundert, in: DERS (Hg.), *Kirchenreform und Konfessionsstaat 1500-1801 (Geschichte des Bistums Trier, Bd. 3)*, Trier 2010, S. 76-101.
- : Erzbistum Trier (ecclesia Trevirensis), in: BRODKORB, C. / GATZ, E. / FLACHENECKER, H. (Hg.), *Die Bistümer des Heiligen Römischen Reiches von ihren Anfängen bis zur Säkularisation*, Freiburg 2004, S. 747-768.
- SCHORMANN, Gerhard: Ein Abwehrversuch gegen Hexenprozesse in Jülich-Berg 1631, in: LENNARTZ, S. / THOMÉ, M. (Redaktion), *Hexenverfolgung im Rheinland: Ergebnisse neuerer Lokal- und Regionalstudien (Bensberger Protokolle 85)*, Köln 1996, S. 137-147.
- : *Der Krieg gegen die Hexen. Das Ausrottungsprogramm des Kurfürsten von Köln*, Göttingen 1991.
- : Die Hexenprozesse im Kurfürstentum Köln, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar*, Trier 1995, S. 181-193.
- : *Hexenprozesse in Deutschland*, Göttingen 1981.
- : Hexenprozesse in Köln und am Niederrhein, in: *Friedrich Spee von Langenfeld (1591-1635)*, Düsseldorf 1991, S. 110-124.
- SCHRÖER, Alois: *Die Reformation in Westfalen. Der Glaubenskampf einer Landschaft. Zweiter Band. Die evangelische Bewegung in den geistlichen Landesherrschaften und den Bischofsstädten Westfalens bis zum Augsburger Religionsfrieden(1555)*, Münster 1983.
- SCHWERHOFF, Gerd: *Aktenkundig und gerichtsnotorisch. Einführung in die Historische Kriminalitätsforschung*, Tübingen, 1999.
- : Das Kölner Supplikenwesen in der Frühen Neuzeit. Annäherungen an ein Kommunikationsmedium zwischen Untertanen und Obrigkeit, in: MÖLICH, G. / SCHWERHOFF, G. (Hg.), *Köln als Kommunikationszentrum. Studien zur frühneuzeitlichen Stadtgeschichte*, Köln 1999, S. 473-496.

- : Hexenverfolgung in einer frühnezeitlichen Großstadt. Das Beispiel der Reichsstadt Köln, in: LENNARTZ, S. / THOMÉ, M. (Redaktion), *Hexenverfolgung im Rheinland: Ergebnisse neuerer Lokal- und Regionalstudien (Bensberger Protokolle 85)*, Köln 1996, S. 13-56.
- : Hexerei, Geschlecht und Regionalgeschichte. Überlegungen zur Erklärung des scheinbar Selbstverständlichen, in: WILBERTZ, G. u.a. (Hg.), *Hexenverfolgung und Regionalgeschichte. Die Grafschaft Lippe im Vergleich*, Bielefeld 1994, S. 325-353.
- : Kriminalitätsgeschichte im deutschen Sprachraum. Zum Profil eines "verspäteten" Forschungszweige, in: BLAUERT, A. / SCHWERHOFF, G. (Hg.), *Kriminalitätsgeschichte. Beiträge zur Sozial- und Kulturgeschichte der Vormoderne*, Konstanz 2000, S. 21-67.
- SCHWINGES, Rainer C. : Zur Professionalisierung gelehrter Tätigkeit im deutschen Spätmittelalter, in: BOOCKMANN, H. / GRENZMANN, L. / MOELLER, B. / STAEHELIN, M. (Hg.), *Recht und Verfassung im Übergang vom Mittelalter zur Neuzeit*. II. Teil, Göttingen 2001, S. 473-493.
- SCRIBNER, R.W.: Communalism: Universal category or ideological construct? A debate in the historiography of early modern Germany and Switzerland, in: *The historical Journal* 37-1 (1994), pp. 199- 207.
- : Communities and the Nature of Power, in: DERS. (Ed.), *Germany. A New Social and Economic History, Volume 1. 1450- 1630*, New York 1996.
- SELLERT, Wolfgang: Art „Nichtigkeitsklage / Nichtigkeitsbeschwerde“, in: *HRG*, Bd. 3, Berlin 1984, Sp. 974-978.
- SIEBEL, Friedrich Wilhelm: *Die Hexenverfolgung in Köln*, Bonn 1959.
- SIMON, Thomas: *Gutepolicey- Ordnungsbilder und Zielvorstellungen politischen Handelns in der Frühen Neuzeit*, Frankfurt a.M. 2004.
- : Hofrat und Hofkammer in Kurköln. Funktionsprofil und Verwaltungsverständnis der Spitzenbehörden eines geistlichen Territoriums, in: ZEHNDER, F. G. (Hg.), *Im Wechselspiel der Kräfte. Politische Entwicklungen des 17. Und 18. Jahrhunderts in Kurköln*, Köln 1999, S. 237-266.
- SIMON, Thomas / KELLER, Markus: Kurköln, in: HÄRTER, K. (Hg.), *Deutsches Reich und geistliche Kurfürstentümer (Kurmainz, Kurköln, Kurtrier)*, Frankfurt a.M. 1996, S. 423-445.
- SOLDAN, W. G. / HEPPE, H: *Geschichte der Hexenprozesse. Neugearbeitet und herausgegeben von Max Bauer*, 3. Aufl., Hanau 1911.
- SOMAN, Alfred: The Parlement of Paris and the Great Witch Hunt (1565-1640), in: *Sixteenth Century Journal* 9 (1978), pp. 30-44.
- STEGMANN, Knut: „Die gefängene leugnet alles“. Untersuchungen zu Entstehungsbedingungen und Ausprägungen frühneuzeitlicher Hexenverhörprotokolle, in: *Historicum.net*; URL: [http://www.historicum.net/themen/hexenforschung/thementexte/magisterarbeiten/art/Die\\_gefangen/html/ca/50f59a5043250a18291f4cb0d4d294d4/?tx\\_mediadb\\_pi1\[maxItems\]=14](http://www.historicum.net/themen/hexenforschung/thementexte/magisterarbeiten/art/Die_gefangen/html/ca/50f59a5043250a18291f4cb0d4d294d4/?tx_mediadb_pi1[maxItems]=14) (2013 年 7 月 10 日 アクセス)
- STEINER, J. W. C.: *Geschichte der Stadt Dieburg und Topographie der ehemaligen Centen und Ämter Umstadt, Babenhausen und Dieburg*, Darmstadt 1829.
- STIMMING, Manfred: *Die Wahlkapitulationen der Erzbischöfe und Kurfürsten von Mainz (1233-1788)*, Göttingen 1909.

- STOLLEIS, Michael: Was bedeutet „Normdurchsetzung“ bei Policyordnungen der frühen Neuzeit?, in: HELMHOLZ, R. H. / MIKAT, P. / MÜLLER J. / STOLLEIS, M. (Hg.), *Grundlagen des Rechts. Festschrift für Peter Landau zum 65. Geburtstag*, Paderborn- München- Wien- Zürich 2000, S. 739-757 (和田卓朗訳「初期近代 [=近世] のポリツァイ条令における「規範の現実的通用」とは何を意味するか」『大阪市立大学法学雑誌』49号2巻(2002)、332-365頁).
- STORM, Monika: Das Herzogtum Westfalen, das Vest Recklinghausen und das rheinische Erzstift Köln: Kurköln in seinen Teilen, in: KLUETING, H. (Hg.), *Das Herzogtum Westfalen*, Aschendorff 2009, S. 343-362.
- THOMAS, Keith: *Religion and the decline of Magic*, George Weidenfeld & Nicolson, Ltd. 1971 (荒川正純訳『宗教と魔術の衰退』法政大学出版局、1993年).
- TOPALOVIĆ, Elvira: "Ick kike in die Stern vndt versake Gott den herrn". Versprachlichung des Teufelpaktes in westfälischen Verhörprotokollen des 16./17. Jahrhunderts, in: *Jahrbuch der Augustin Wibbelt-Gesellschaft* 20 (2004), S. 69-86.
- TROBBACH, Werner: Die ländliche Gemeinde im mittleren Deutschland (vornehmlich 16.-18. Jahrhundert), in: BLICKLE, P. (Hg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Einstruktureller Vergleich*, München 1991, S. 263-288.
- TRUSEN, Winfried: Der Inquisitionsprozess. Seine historischen Grundlagen und frühen Formen, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, Kan. Abt. 105, 1998, S. 168-230.
- Van REY, Manfred: Kurkölnische Münze- und Geldgeschichte im Überblick, in: FLINK, K. (Red.), *Kurköln, Land unter dem Krummstab. Essays und Dokumente*, Kevelaer 1985, S. 281-299.
- VOLTMER, Rita: Abläufe, Ursachen und Hintergründe der großen Hexenverfolgungen in den Territorien zwischen Reich und Frankreich im späten 16. und im 17. Jahrhundert, in: HAAN, R. B. / VOLTMER, R. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenwahn. Ängste der Neuzeit*, Berlin 2002, S. 84-95.
- : ...ce tant exécration et détestable crime de sortilege. Der "Bürgerkrieg" gegen Hexen und Hexenmeister im Herzogtum Luxemburg (16. und 17. Jahrhundert), in: *Hémécht. Revue d'Histoure Lexembourgeoise. Zeitschrift für Luxemburger Geschichte* 56 (2004), S. 54-92.
- : Claudius Musiel oder die Karriere eines Hexenrichters. Auch ein Beitrag zur Sozialgeschichte des späten 16. Jahrhunderts, in: FRANZ, G. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung*, Trier 1998, S. 211-254.
- : Dörfer vor Gericht. Ruwer und Eitelsbach während der großen Hexenverfolgung am Ende des 16. Jahrhunderts, in: KORDEL, M. (Hg.), *Ruwer und Eitelsbach. Zwei Dörfer im Spiegel ihrer Geschichte (Geschichte und Kultur des Trierer Landes. Band 2)*, Trier 2003, S. 95-167.
- : Einleitung, in: VOLTMER, R. / WEISENSTEIN, K. (Bearb.), *Das Hexenregister des Claudius Musiel. Ein Verzeichnis von hingerichteten und besagten Personen aus dem Trierer Land (1586-1594)*, Trier 1996, S. 9\*-104\*.
- : „Gott ist tot und der Teufel ist jetzt Meister!“ Hexenverfolgungen und dörfliche Krisen im Trierer Land des 16. und 17. Jahrhunderts, in: *Kurtrierisches Jahrbuch* 39 (1999), S. 175-223.
- : Hebammen-Mythos. Oder: Von den Chancen, Ergebnisse der modernen Hexenforschung zu popularisieren, in: *GWU* 56 (2005), S. 20-30.

- : Hexenjagd im Territorium der Reichsabtei St. Maximin (16.-17. Jahrhundert): Zwei Untertanen-Supplikationen (1595/um 1630), in: REICHERT, W. / VOLTMER, R. (Hg.), *Quellen zur Geschichte der Rhein-Maas-Raumes: ein Lehr- und Lernbuch*, Trier 2006, S. 226-271.
- : Hexenprozesse in der Stadt Trier und im Herzogtum Luxemburg. Geständnisse (Auszüge aus Prozessakten), in: HAAN, R. B. / VOLTMER, R. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenwahn. Ängste der Neuzeit*, Berlin 2002, S. 72-81.
- : Hexenprozesse und Hochgerichte. Zur herrschaftlich-politischen Nutzung und Instrumentalisierung von Hexenverfolgungen, in: EIDEN, H. / VOLTMER, R. (Hg.), *Hexenprozesse und Gerichtspraxis*, Trier 2002, S. 475-525.
- : Hexenverfolgung im Maas-Rhein-Mosel-Raum. Ergebnisse und Perspektiven, in: IRSIGLER, F. (Hg.), *Zwischen Maas und Rhein. Beziehungen, Begegnungen und Konflikte in einem europäischen Kernraum von der Spätantike bis zum 19. Jahrhundert*, Trier 2006, S. 153-187.
- : Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis. Einführung und Ergebnisse, in: VOLTMER, R. (Hg.), *Hexenprozesse und Herrschaftspraxis*, Trier 2005, S. 1-22.
- : Konflikt, Streit, Gewalt: Geschlechterverhältnis und Sexualität in den Dörfern des Luxemburger, Eifeler und Trierer Landes zur Zeit der Hexenverfolgungen, in: VOLTMER, R. / GEHL, G. (Hg.), *Alltagsleben und Magie in Hexenprozessen*, Weimar 2003, S. 33-46.
- : „Krieg, uffrohr und teuffelsgespenst“. Das Erzbistum Trier und seine Bevölkerung während der Frühen Neuzeit, in: SCHNEIDER, B. (Hg.), *Geschichte des Bistums Trier; Bd. 3, Kirchenreform und Konfessionsstaat 1500-1801*, Trier 2010, S. 20-37.
- : Kurtrier zwischen Auflösung und Konsolidierung (16.-18. Jahrhundert), in: SCHNEIDER, B. (Hg.), *Geschichte des Bistums Trier; Bd. 3, Kirchenreform und Konfessionsstaat 1500-1801*, Trier 2010, S. 38-54.
- : Monopole, Ausschüsse, Formalparteien. Vorbereitung, Finanzierung und Manipulation von Hexenprozessen durch private Klagekonsortien, in: EIDEN, H. / VOLTMER, R. (Hg.), *Hexenprozesse und Gerichtspraxis*, Trier 2002, S. 5-67.
- : Netzwerk, Denkkollektiv oder Dschungel? Moderne Hexenforschung zwischen "global history" und Regionalgeschichte, Populärhistorie und Grundlagenforschung, in: *ZHF* 34/3 (2007), S. 467-507.
- : Reichskhündig exempel und wirtzbürgisch werck. Zur Dynamisierung von Hexenjagden, in: Historisches Museum der Pfalz Speyer (Ausstellungskatalog), *Hexen. Mythos und Wirklichkeit*, München 2009, S. 159-167.
- : Von der besonderen Alchimie, aus Menschenblut Gold zu machen oder von den Möglichkeiten, Hexenprozesse zu instrumentalisieren, in: HAAN, R. B. / VOLTMER, R. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenwahn. Ängste der Neuzeit*, Berlin 2002, S. 130-141.
- VOLTMER, Rita / EIDEN, Herbert: Rechtsnormen, Gerichts- und Herrschaftspraxis bei Hexereiverfahren in Lothringen, Luxemburg, Kurtrier und St. Maximin während des 16. und 17. Jahrhunderts, in: HAAN, R. B. / VOLTMER, R. / IRSIGLER, F. (Hg.), *Hexenwahn. Ängste der Neuzeit*, Berlin 2002, S. 60-71.
- VOLTMER, Rita / IRSIGLER, Franz: Die europäischen Hexenverfolgungen der Frühen Neuzeit. Vorurteile, Faktoren und Bilanzen, in: HAAN, R. B. / VOLTMER, R. / IRSIGLER, F. (Hg.): *Hexenwahn. Ängste der*

*Neuzeit*, Berlin 2002, S. 30-45.

VOLTMER, Rita / KOBAYASHI, Shigeko: Supplikationen und Hexereiverfahren im Westen des Alten Reichs. Stand und Perspektiven der Forschung, in: *Kurtrierisches Jahrbuch* 51 (2011), S. 247-269.

WALTER, Ferdinand: *Das alte Erzstift und die Reichsstadt Köln*, Bonn 1866.

WALZ, Rainer: Das Hexengericht im Dorf und bei den Gebildeten, in: ALTENBEREND, J. (Hg.), *Kloster, Stadt, Region. Festschrift für Heinrich Rüthing*, Bielefeld 2002, S. 315-334.

-----: Der Hexenwahn vor dem Hintergrund dörflicher Kommunikation, in: *Zeitschrift für Volkskunde*, Jg. 82 (1986), S. 1-18.

-----: Dörfliche Hexereiverdächtigung und Obrigkeit, in: JEROUSCHEK, G. (Hg.), *Denunziation: historische und psychologische Aspekte*, Tübingen 1997, S. 80-98.

-----: *Hexenglaube und magische Kommunikation im Dorf der frühen Neuzeit. Die Verfolgungen in der Grafschaft Lippe*, Paderborn 1993.

-----: Paradoxe Kommunikation. Die dörflichen Hexenverfolgungen in Lippe, in: LENNARTZ, S. / THOMÉ, M. (Redaktion), *Hexenverfolgung im Rheinland. Ergebnisse neuerer Lokal- und Regionalstudien*, Bensberg 1996, S. 57-88.

WEISENSTEIN, Karl: *Das kurtrierische Münz- und Geldwesen vom Beginn des 14. bis zum Ende des 16. Jahrhunderts. Auch ein Beitrag zur Geschichte des Rheinischen Münzvereins*, Koblenz 1995.

WEIß, Elmer: Die Hexenverfolgungen in der mainzischen Zent Buchen, in: TRUNK, R. / BOSCH, H. / LEHRER, K. (Hg.), *700 Jahre Stadt Buchen. Beiträge zur Stadtgeschichte*, Buchen / Odenwald 1980, S. 117-131.

-----: Erzstift Mainz, in: LORENZ, S. (Hg.), *Wider alle Hexerei und Teufelswerk. Die europäische Hexenverfolgung und ihre Auswirkungen auf Südwestdeutschland*, Ostfildern 2004, S. 339-354.

WILLOWEIT, Dietmar: Katholischer Konfessionalismus als politisches und rechtliches Ordnungssystem, in: REINHARD, W. / SCHILLING, H. (Hg.), *Die katholische Konfessionalisierung*, Münster 1995, S. 228-241.

-----: Programm eines Forschungsprojekts, in: DERS (Hg.), *Die Entstehung des öffentlichen Strafrechts: Bestandsaufnahme eines europäischen Forschungsproblems*, Köln / Weimar / Wien / Böhlau 1999, S. 1-13.

WUNDER, Heide: Die ländliche Gemeinde als Strukturprinzip der spätmittelalterlich- frühneuzeitlichen Geschichte Mitteleuropas, in: BLICKLE, P. (Hg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Ein struktureller Vergleich*, München 1991, S. 385-402.

-----: Hexenprozesse und Gemeinde, in: WILBERTZ, G. u. a. (Hg.), *Hexenverfolgung und Regionalgeschichte. Die Grafschaft Lippe im Vergleich*, Bielefeld 1994, S. 61-70.

WÜRGLER, Andreas: Bitten und Begehren. Suppliken und Gravamina in der deutschsprachigen Frühneuzeitforschung, in: NUBOLA, C. / WÜRGLER, A. (Hg.), *Bittschriften und Gravamina. Politik, Verwaltung und Justiz in Europa (14.-18. Jahrhundert)*, Berlin 2005, S. 17-52.

-----: Diffamierung und Kriminalisierung von „Devianz“ in frühneuzeitlichen Konflikten. Für einen Dialog zwischen Protestforschung und Kriminalitätsgeschichte, in: HÄBERLEIN, M. (Hg.), *Devianz, Widerstand und Herrschaftspraxis in der Vormoderne. Studien zu Konflikten im südwestdeutschen Raum (15.-18. Jahrhundert)*, Konstanz 1999, S. 317-347.

-----: Humble Petitions and Social Conflicts in Early Modern Central Europe, in: *Petitions in Social History*.

- International Review of Social History* 46 (2001), S. 11-34.
- WÜST, Wolfgang: *Die „gute“ Policey im Reichskreis. Bd. III., im Bayerischen Reichskreis und der Oberpfalz*, Berlin 2004.
- ZENZ, Emil: Die geschichtlichen und geistigen Hintergründe des Hexenwahns, in: ARENS, A. (Hg.), *Friedrich Spee im Licht der Wissenschaften. Beiträge und Untersuchungen*, Mainz 1984, S. 135-149.
- : Die weltliche Kriminalgerichtsbarkeit im Trierer Land im 17. und 18. Jahrhundert, in: *Jahrbuch-Kreis Trier-Saarburg* (1991), S. 186-202.
- ZIEGLER, Walter: Die Hochstift des Reiches im Konfessionellen Zeitalter 1520-1618, in: *Römische Quartalschrift* 87 (1992), S. 252-281.
- : Typen der Konfessionalisierung in katholischen Territorien Deutschlands, in: REINHARD, W. / SCHILLING, H. (Hg.), *Die katholische Konfessionalisierung*, Münster 1995, S. 405-418.
- 阿部謹也『西洋中世の罪と罰—亡霊の社会史』弘文堂、1989年。
- 『中世の星の下で』影書房、1983年。
- 『中世を旅する人々—ヨーロッパ庶民生活点描』平凡社、1978年。
- 池田利昭「中世後期・近世ドイツの犯罪史研究と「公的刑法の成立」—近年の動向から—」『史学雑誌』第114編第9号(2005)、60-84頁。
- 『中世後期ドイツの犯罪と刑罰—ニュルンベルクの暴力紛争を中心に』北海道大学出版会、2010年。
- 石井洋二郎『差異と欲望—ブルデュー『ディスタンクシオン』を読む』藤原書店、1993年。
- 伊東一郎「ポリフォニー・多声性・異種混淆」『文化人類学研究(早稲田大学文化人類学会)』4(2003)、2-18頁。
- ウェーバー、マックス著、世良晃四郎訳『支配の社会学I』創文社、1960年。
- 世良晃四郎訳『支配の諸類型』創文社、1970年。
- 上山安敏『魔女とキリスト教—ヨーロッパ学再考』人文書院、1993年。
- 上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年。
- エヴァンズ=プリチャード, E. E. 著、向井元子訳『アザンデ人の世界—妖術・託宣・呪術』みすず書房、2001年。
- エストライヒ, ゲルハルト著、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982年。
- 勝田有恒・森征一・山内進編著『概説西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004年。
- 黒川正剛『魔女とメランコリー』新評論、2012年。
- 小林繁子「トリーア選帝侯領・聖マクシミン管区における魔女迫害」『地域文化研究年報(東京大学大学院総合文化研究科)』第11号(2008)、90-108頁。
- 「トリーア選帝侯領における魔女迫害—委員会を中心に—」『史学雑誌』第117編第3号(2008)、40-63頁。
- 「Strukturen der Hexenverfolgung in den drei geistlichen Kurfürstentümern. Die Skizze eines Dissertationsprojektes」『ヨーロッパ研究(東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター)』第12号(2013)、83-98頁。
- 佐久間弘展「ドイツ中近世史におけるポリツァイ研究の新動向」『比較都市史研究』25-1(2006)、57-70頁。

- 櫻井利夫『中世ドイツの領邦国家と城塞』創文社、2000年。
- 櫻井美幸「都市ケルンと大司教ヘルマン・フォン・ヴィートの〈宗教改革〉」『史淵』第44号(2003)、25-46頁。
- 神寶秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』創文社、1994年。
- 「ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力ー領邦都市マインツの場合ー(上)」『史淵』137号(2000)、141-157頁。
- 「ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力ー領邦都市マインツの場合ー(中一)」『史淵』138号(2001)、145-179頁。
- 「ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力ー領邦都市マインツの場合ー(中二)」『史淵』139号(2002)、117-142頁。
- 「ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力ー領邦都市マインツの場合ー(下)(完)」『史淵』140号(2003)、195-236頁。
- 甚野尚志『中世の異端者たち』山川出版社、1996年。
- 田島篤史「15世紀における『魔女への鉄槌』の受容ーシュパイアーの印刷・出版業者ペーター・ドラッハの会計簿の分析を通じてー」『歴史家協会年報』第7号(2011)、1-17頁。
- 田中雅志『魔女の誕生と衰退ー原典資料で読む西洋悪魔学の歴史』三交社、2008年。
- 塚本栄美子「ドイツ宗教改革の浸透と臣民形成ー「信仰統一化」をめぐる研究動向を中心にー」『待兼山論叢』27号(1993)、83-106頁。
- トレヴァー＝ローパー, H. R. 著、小川晃一/石坂昭雄/荒木俊夫訳『宗教改革と社会変動』未来社、1978年。
- 永田諒一『ドイツ近世の社会と教会ー宗教改革と信仰派対立の時代』ミネルヴァ書房、2000年。
- 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系 ドイツ史1』山川出版社、1997年。
- 庭山英雄『自由心証主義ーその歴史と理論ー』学陽書房、1978年。
- バーク, ピーター著、長谷川貴彦訳『文化史とは何か』法政大学出版局、2008年。
- バートレット, ロバート著、竜寄喜助訳『中世の神判ー火審・水審・決闘』尚学社、1993年。
- 波多野敏「ボダンの悪魔学と魔女裁判」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、185-212頁。
- 服部良久『アルプスの農民紛争ー中・近世の地域公共性と国家』京都大学学術出版会、2009年。
- 「中・近世ドイツ農村社会の武装・暴力・秩序」前川和也編『コミュニケーションの社会史』ミネルヴァ書房、2001年、381-408頁。
- バフチン, ミハイル著、新谷敬三郎訳『ドフトエフスキ論ー創作方法の諸問題』冬樹社、1974年。
- 浜林正夫・井上正美『魔女狩り』教育社、1986年。
- 浜林正夫『魔女の社会史』未来社、1985年。
- 林毅『西洋中世自治都市と都市法』敬文堂、1991年。
- 『ドイツ中世都市と都市法』創文社、1980年。
- 『ドイツ中世自治都市の諸問題』敬文堂、1997年。
- 日置雅子「ドイツ・トリアー選帝侯領における近代の魔女迫害ーDr.D・フラーゲに対する魔女裁判と“Reichskhündig Exempel“としてのトリアー(上)」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際



- 学編』第38号(2006)、81-106頁.
- 同「ドイツ・トリアー選帝侯領における近代の魔女迫害—Dr.D・フラーデに対する魔女裁判と“Reichskhündig Exempel“としてのトリアー(中)」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第39号(2007)、99-124頁.
- 同「ドイツ・トリアー選帝侯領における近代の魔女迫害—Dr.D・フラーデに対する魔女裁判と“Reichskhündig Exempel“としてのトリアー(下)」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第40号(2008)、43-61頁.
- 平野隆文『魔女の法廷—ルネサンス・デモノロジーへの誘い』岩波書店、2004年.
- 藤本幸二「中近世ドイツにおける証拠法の変遷について—カロリーナ刑事法典における法定証拠主義を中心として—」『一橋論叢』125巻第1号(2001)、69-86頁.
- 福田真希「フランスにおける恩赦の法制史的研究(一)」『名古屋大學法制論集』236号(2010)、245-287頁.
- 「フランスにおける恩赦の法制史的研究(二)」『名古屋大學法制論集』237号(2010)、109-151頁.
- 「フランスにおける恩赦の法制史的研究(三)」『名古屋大學法制論集』238号(2011)、101-145頁.
- 「フランスにおける恩赦の法制史的研究(四)」『名古屋大學法制論集』240号(2011)、241-280頁.
- 「フランスにおける恩赦の法制史的研究(五)」『名古屋大學法制論集』241号(2011)、201-242頁.
- 「フランスにおける恩赦の法制史的研究(六)」『名古屋大學法制論集』242号(2011)、319-355頁.
- 「フランスにおける恩赦の法制史的研究(七)」『名古屋大學法制論集』243号(2012)、97-136頁.
- 「フランスにおける恩赦の法制史的研究(八)」『名古屋大學法制論集』244号(2012)、95-129頁.
- 「フランスにおける魔女と国家—魔女裁判と悪魔学における「近代性」」『思想』1054号(2012)、30-47頁.
- 松本尚子「近世ドイツの治安イメージとポリツァー—廷吏から治安部隊へ」林田敏子・大日方純夫編『ヨーロッパの探求13 警察』ミネルヴァ書房、2012年、17-70頁.
- 「ドイツ近世の国制と公法—帝国・ポリツァー・法学」『法制史研究』48(1998)、186-194頁.
- ミシュレ、ジュール著、篠田浩一郎訳『魔女(上)(下)』岩波書店、1983年.
- 宮島喬『文化的再生産の社会学—ブルデュー理論からの展開』藤原書店、1994年.
- 牟田和男「書評：ヒムラーの魔女カードボックス—国家社会主義の魔女迫害への関心」『新しい歴史学のために』2007年度(3)(2008)、23-28頁.
- 「魔女狩り積極派と批判派の抗争—東南ドイツの魔女裁判」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、119-150頁.
- 「魔女狩りの研究史と現状」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、315-345頁.
- 「魔女狩りは女性迫害だったのか」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、283-314頁.
- 『魔女裁判—魔術と民衆のドイツ史』吉川弘文館、2000年.
- 「村の魔女狩り—民衆司法のメカニズム」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、213-246頁.
- 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店、1970年.

ライプニッツ, ゴットフリート・ヴィルヘルム著、佐々木能章訳『宗教哲学：弁神論』工作社、1990年。  
若曾根健治『中世ドイツの刑事裁判－その生成と展開』多賀出版、1998年。